

御宿町地域防災計画

平成 25 年 3 月

御宿町防災会議

目次

第1編 総則

第1章 総論

第1節 計画の目的、構成及び範囲.....	3
第2節 計画の基本的な考え方.....	5
第3節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱.....	7

第2章 町の防災環境

第1節 地勢概要.....	16
第2節 社会環境.....	21
第3節 過去の災害.....	22

第2編 地震・津波編

第1章 総論

第1節 地震・津波対策の基本的視点.....	29
第2節 想定地震と被害想定.....	31
第3節 減災目標.....	36

第2章 災害予防計画

第1節 防災意識の向上.....	37
第1 防災教育.....	37
第2 防災広報.....	38
第3 自主防災体制の強化.....	40
第4 防災訓練の充実.....	41
第5 調査・研究.....	43
第2節 津波災害予防対策.....	44
第1 総合的な津波対策.....	44
第2 津波避難対策.....	46
第3 津波防護施設等の整備.....	48
第3節 火災等予防対策.....	50
第1 地震火災の防止.....	50
第2 建築物不燃化の促進.....	52
第3 防災空間の整備・拡大.....	53
第4節 消防計画.....	54
第1 消防体制の強化.....	54
第2 応援体制の強化.....	54
第5節 建築物の耐震化等の推進.....	56

第1	建築物等の耐震対策.....	56
第2	ライフライン等の耐震対策.....	58
第3	道路及び交通施設の安全化.....	60
第6節	液状化災害予防対策.....	63
第1	液状化対策.....	63
第2	液状化対策の広報・周知.....	64
第3	液状化被害における生活支援.....	64
第7節	土砂災害等予防対策.....	65
第1	土砂災害の防止・孤立集落対策.....	65
第2	河川、ため池施設の安全化.....	67
第8節	災害時要援護者等の安全確保のための体制整備.....	68
第1	在宅要援護者に対する対応.....	68
第2	社会福祉施設等における防災対策.....	70
第3	外国人に対する対策.....	71
第9節	情報連絡体制の整備.....	72
第1	県における災害情報通信施設.....	72
第2	町における災害通信施設の整備.....	72
第10節	備蓄・物流計画.....	74
第1	食料・生活必需品等の供給体制の整備.....	74
第2	医薬品及び応急医療資機材等の整備.....	75
第11節	防災施設の整備.....	76
第1	防災拠点施設の整備.....	76
第2	避難施設の整備.....	76
第12節	帰宅困難者等対策.....	78
第1	帰宅困難者等.....	78
第2	一斉帰宅の抑制.....	78
第3	帰宅困難者等の安全確保対策.....	79
第4	帰宅支援対策.....	80
第13節	防災体制の整備.....	81
第1	防災体制の整備.....	81
第2	相互応援体制の整備.....	81
第3章 災害応急対策計画		
第1節	災害対策本部活動.....	82
第1	町の活動体制.....	82
第2	指定行政機関等の活動体制.....	89
第3	防災関係機関及び県災害対策本部等との連携.....	90
第4	災害救助法の適用手続等.....	91
第2節	情報収集・伝達計画.....	94
第1	通信連絡体制.....	94

第2	気象官署の地震・津波に関する情報、津波予報	98
第3	被害情報等収集・報告	102
第4	災害時の広報	108
第3節	地震・火災避難計画	111
第1	避難計画	111
第2	避難誘導等	114
第3	避難所の開設、運営	115
第4節	津波避難計画	119
第1	津波避難情報の伝達	119
第2	住民等の避難及び避難誘導	120
第5節	災害時要援護者等の安全確保対策	121
第1	避難誘導等	121
第2	避難所の開設、災害時要援護者の対応	121
第6節	消防・救助救急・医療救護活動	123
第1	消防活動	123
第2	救助・救急活動	124
第3	水防活動	126
第4	危険物等の対策	126
第5	医療救護活動	128
第7節	警備・交通の確保・緊急輸送対策	132
第1	災害警備計画	132
第2	交通規制計画	133
第3	輸送計画	136
第8節	救援物資供給活動	138
第1	応急給水計画	138
第2	食料・生活必需品等の供給計画	139
第3	燃料の調達	143
第9節	広域応援の要請及び相互応援	144
第1	広域応援の要請及び相互応援	144
第2	民間団体等との協力体制の確立	148
第3	広域避難者の受入れ等	150
第10節	自衛隊への災害派遣要請	151
第1	災害派遣の要請	151
第2	災害派遣部隊の受入	153
第11節	学校等における児童・生徒の安全対策	155
第1	防災体制の確立	155
第2	学用品の調達及び支給	156
第3	授業料等の減免等・学校給食の措置	157
第4	文化財の保護	158

第 12 節	帰宅困難者等対策	159
第 1	一斉帰宅抑制対策	159
第 2	帰宅困難者等の把握と情報提供	159
第 3	一時滞在施設の開設及び施設への誘導.....	160
第 4	徒歩帰宅支援	160
第 13 節	保健衛生、防疫、廃棄物等対策	162
第 1	保健活動等	162
第 2	防疫活動.....	163
第 3	死体の捜索・処理等.....	165
第 4	清掃及び障害物の除去.....	168
第 14 節	応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理計画.....	172
第 1	応急仮設住宅の提供等.....	172
第 2	被災建築物の応急危険度判定等の実施.....	174
第 3	り災証明書の交付	175
第 15 節	生活関連施設の応急対策計画	176
第 1	ライフライン等の応急復旧.....	176
第 2	道路・橋梁・交通施設.....	181
第 3	河川等	183
第 4	その他公共施設.....	184
第 16 節	ボランティア活動支援及び労務需給計画.....	185
第 1	ボランティアの活動分野	185
第 2	ボランティア受入体制.....	186

第 4 章 災害復旧計画

第 1 節	被災者生活安定のための支援.....	189
第 1	義援金品の配分.....	189
第 2	租税の徴収猶予及び減免等.....	190
第 3	被災者生活への支援制度	190
第 4	事業主等への支援制度.....	195
第 5	公営住宅の建設等	198
第 6	生活相談.....	198
第 7	その他の生活確保	199
第 2 節	津波災害復旧対策	200
第 1	津波災害被災施設の復旧	200
第 2	津波災害廃棄物処理.....	201
第 3 節	生活関連施設等の復旧対策.....	202
第 1	ライフライン施設の復旧	202
第 2	農業・水産業施設	204
第 3	公共土木施設	205
第 4 節	激甚災害の指定	206

第1 激甚災害に関する調査等	206
第2 特別財政援助額の交付手続き	206
第5節 災害復興	207

地震・津波編附編

第1章 総論

第1節 計画策定の趣旨	211
第2節 地震・津波編の附編としての位置付け	212

第2章 事前の措置

第1節 東海地震に備え事前に促進すべき事項	213
第2節 事業所に対する指導、要請	216
第3節 広報及び教育	218
第4節 地震防災訓練	221

第3章 東海地震関連情報

第1節 東海地震に関連する情報の種類	222
第2節 東海地震関連情報の伝達系統	223

第4章 東海地震注意情報から警戒宣言発令までの対応措置

第1節 東海地震注意情報の伝達	224
第2節 活動体制の準備等	225
第3節 広報及び混乱防止の措置	226

第5章 警戒宣言発令に伴う対応措置

第1節 活動体制	227
第2節 警戒宣言の伝達及び広報	228
第3節 警備対策	230
第4節 水防・消防等対策	231
第5節 公共輸送対策	232
第6節 交通対策	234
第7節 上水道、電気、通信等対策	236
第8節 学校・病院・社会福祉施設等対策	240
第9節 避難対策	243
第10節 救護救援・防疫対策・保健活動対策	245
第11節 その他の対策	246

第6章 住民等のとるべき措置

第1節 住民のとるべき措置	249
第2節 自主防災組織のとるべき措置	251

第3節 事業所のとるべき措置	252
----------------------	-----

第3編 風水害等編

第1章 総論

第1節 風水害等対策の基本的視点	257
第2節 町土の保全	258

第2章 災害予防計画

第1節 防災意識の向上	259
第1 防災教育	259
第2 防災広報	260
第3 自主防災体制の強化	261
第4 防災訓練の充実	262
第2節 水害予防対策	264
第1 水害予防計画	264
第2 高潮予防計画	266
第3節 土砂災害予防対策	268
第1 土砂災害の防止・孤立集落対策	268
第2 河川、ため池施設の安全化	271
第4節 風害予防対策	273
第1 台風・竜巻等に関する知識の普及啓発	273
第2 農作物等の風害防止対策	274
第5節 火災予防対策	278
第1 火災の予防	278
第2 消防組織及び施設の整備充実	279
第6節 消防計画	280
第1 消防体制及び施設の強化	280
第2 応援体制の強化	281
第7節 災害時要援護者等の安全確保のための体制整備	282
第1 在宅要援護者に対する対応	282
第2 社会福祉施設等における防災対策	284
第3 外国人に対する対策	285
第8節 情報連絡体制の整備	286
第1 県における災害情報通信施設	286
第2 町における災害通信施設の整備	286
第9節 備蓄・物流計画	288
第1 食料・生活必需品等の供給体制の整備	288
第2 医薬品及び応急医療資機材等の整備	289
第10節 防災施設の整備	290

第1	防災拠点施設の整備	290
第2	避難施設の整備	290
第11節	帰宅困難者等対策	292
第1	一斉帰宅の抑制	292
第2	帰宅困難者等の安全確保対策	293
第12節	防災体制の整備	294
第1	防災体制の整備	294
第2	相互応援体制の整備	294

第3章 災害応急対策計画

第1節	災害対策本部活動	295
第1	町の活動体制	295
第2	指定行政機関等の活動体制	302
第3	防災関係機関及び県災害対策本部等との連絡	303
第4	災害救助法の適用手続等	303
第2節	情報収集・伝達計画	307
第1	通信連絡体制	307
第2	気象注意報・警報等の伝達及び気象情報の収集	311
第3	被害情報等収集・報告	320
第4	災害時の広報	326
第3節	水防計画	328
第1	水防体制等	328
第2	水防活動	330
第3	費用負担及び公用負担	336
第4	水防実施状況報告	337
第4節	避難計画	338
第1	避難計画	338
第2	避難誘導等	341
第3	避難所の開設、運営	343
第5節	災害時要援護者等の安全確保対策	346
第1	避難誘導等	346
第2	避難所の開設、災害時要援護者の対応	346
第6節	救助救急・医療救護活動	348
第1	救助・救急活動	348
第2	危険物等の対策	350
第3	医療救護活動	351
第7節	警備・交通の確保・緊急輸送対策	355
第1	災害警備計画	355
第2	交通規制計画	356
第3	輸送計画	359

第 8 節	救援物資供給活動	362
第 1	応急給水計画	362
第 2	食料・生活必需品等の供給計画	363
第 3	燃料の調達	367
第 9 節	広域応援の要請及び相互応援	368
第 1	広域応援の要請及び相互応援	368
第 2	民間団体等との協力体制の確立	372
第 3	広域避難者の受入れ等	374
第 10 節	自衛隊への災害派遣要請	375
第 1	災害派遣の要請	375
第 2	災害派遣部隊の受入	377
第 11 節	学校等における児童・生徒の安全対策	379
第 1	防災体制の確立	379
第 2	学用品の調達及び支給	380
第 3	授業料等の減免等・学校給食の措置	381
第 4	文化財の保護	382
第 12 節	帰宅困難者等対策	383
第 1	一斉帰宅抑制対策	383
第 2	一時滞在施設の開設及び施設への誘導	383
第 13 節	保健衛生、防疫、廃棄物等対策	385
第 1	保健活動等	385
第 2	防疫活動	386
第 3	死体の捜索・処理等	388
第 4	清掃及び障害物の除去	390
第 14 節	応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理計画	395
第 1	応急仮設住宅の提供等	395
第 2	被災建築物の応急危険度判定等の実施	396
第 3	り災証明書の交付	397
第 15 節	生活関連施設等の応急復旧計画	399
第 16 節	ボランティア活動支援及び労務需給計画	408
第 1	ボランティアの活動分野	408
第 2	ボランティア受入体制	409
第 4 章	災害復旧計画	
第 1 節	被災者生活安定のための支援	412
第 1	義援金品の配分	412
第 2	租税の徴収猶予及び減免等	413
第 3	被災者生活への支援制度	413
第 4	事業主等への支援制度	418
第 5	公営住宅の建設等	421

第6	生活相談.....	421
第7	その他の生活確保.....	422
第2節	生活関連施設等の復旧対策.....	423
第1	ライフライン施設等の復旧.....	423
第2	農業・水産業施設.....	424
第3	公共土木施設.....	425
第3節	激甚災害の指定.....	427
第1	激甚災害に関する調査等.....	427
第2	特別財政援助額の交付手続き.....	427
第4節	災害復興.....	428

第4編 大規模事故編

第1章 総論

第2章 大規模事故対策計画

第1節	大規模火災対策計画.....	433
第1	基本方針.....	433
第2	予防計画.....	433
第3	応急対策計画.....	435
第2節	林野火災対策計画.....	438
第1	基本方針.....	438
第2	予防計画.....	438
第3	応急対策計画.....	439
第3節	海上災害対策計画.....	442
第1	基本方針.....	442
第2	予防計画.....	442
第3	応急対策計画.....	443
第4節	油等海上流出災害対策計画.....	447
第1	基本方針.....	447
第2	予防計画.....	449
第3	応急対策計画.....	451
第4	その他.....	453
第5節	鉄道災害対策計画.....	454
第1	基本方針.....	454
第2	予防計画.....	454
第3	応急・復旧対策計画.....	454
第6節	道路災害対策計画.....	458
第1	基本方針.....	458
第2	予防計画.....	458

第3	応急対策計画	460
第7節	放射性物質事故対策計画.....	463
第1	基本方針.....	463
第2	放射性物質事故の想定	464
第3	放射性物質事故予防対策	464
第4	放射性物質事故応急対策	466
第5	放射性物質復旧対策.....	470

第1編 総則

第1章 総論

第1節 計画の目的、構成及び範囲

1 計画の目的

御宿町地域防災計画（以下本計画において「町防災計画」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、御宿町防災会議が策定する災害対策に関する計画である。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、マグニチュード9.0という過去最大の地震であり、未曾有の災害をもたらし、本町においても、津波などにより被害を受けたところである。

このような大規模災害の教訓等を礎とするとともに、近年の防災をめぐる社会構造の変化等を踏まえ、町域に係る災害対策を実施する際の、町、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体が処理すべき事務又は業務の大綱を定めるものである。

さらに、住民や事業所等の役割を明らかにし、地震津波災害、風水害や各種大規模事故災害の各段階に応じた災害予防、災害応急対策及び災害復旧について必要な対策の基本についても定めるとともに、これらの対策の総合的かつ計画的な推進を図ることにより、それぞれの主体が連携し、全機能を発揮して住民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とする。

2 計画の構成

町防災計画は、現実の災害に対する対応に即したものとなるよう、災害の種類ごとに計画を作成しており、次の4編をもって構成している。

第1編	総則
第2編	地震・津波編
附編	東海地震に係る周辺地域としての対応計画
第3編	風水害等編
第4編	大規模事故編

第1編 総則は、計画全般にわたる理念・基本方針を示すとともに、災害種別ごとの総則で示されていた事項を共通事項として整理するため、平成24年修正において新設したものである。

第2編 地震・津波編は、地震や津波による被害を軽減し、住民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、平時からの災害予防対策、発災時における災害応急対策、及びその後の復旧対策の基本についてまとめたものであり、平成23年3月に発生した東日本大震災の教訓を受け、津波対策の充実を期するため、平成24年度修正において従来の震災編を改称したものである。

第2編 地震・津波編の附編として定めている東海地震に係る周辺地域としての対応

計画は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）に基づいて指定された地震防災対策強化地域の周辺地域に位置する本町として、東海地震に係る警戒宣言が発令された場合における社会的混乱の発生の防止等を目的としてまとめたものである。

第3編 風水害等編は、集中豪雨や台風、竜巻などに起因する風水害等による被害を軽減し、住民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、平時からの災害予防対策、発災時における災害応急対策及びその後の復旧対策の基本についてまとめたものである。

第4編 大規模事故編は、林野火災、海難事故、油流出事故、鉄道事故、道路事故、放射性物質事故など、大規模な事故災害に特有な予防対策や応急対策について定めたものである。

なお、この計画に定めのないものについては、第3編 風水害等編の規定に準ずるものとする。

3 計画の範囲

町防災計画は災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づき、知事が実施する災害救助事務のうち、同法第30条の規定に基づき知事から町長に委任された場合の計画、又は知事が実施する救助事務に協力する場合の計画、及び同法適用前の救助事務に関する計画、その他防災に関する各種の計画を包含するものとする。

なお、法令等に特別の定めがある場合のほか、防災に関しては、この計画によるものとする。

第2節 計画の基本的な考え方

1 減災を重視した防災対策の方向性

本町では、これまでに様々な災害を経験し、その都度、防災対策を強化してきた。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることを認識し、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災対策の基本とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせ、災害に備えていくものとする。

2 地域防災力の向上

大規模な災害においては、発災直後の住民一人ひとりの自覚や行動が生死を分ける結果になり得る。

平時から正しい知識を持ち、自らが考え、行動することの重要性を再認識し、「自らの命は自ら守る」とする自助の取組みの強化を図る。そのため、家庭や地域等と連携し、幼少期からの防災教育の充実に努めるとともに、住民は災害教訓を伝承し、防災意識の向上に努める。

また、過去の大規模災害から、地域のつながりが重要であることが明らかとなっている。

阪神・淡路大震災では、建物の倒壊などにより生き埋めになった被災者を地域の人達が救助するなど、救命に大きな成果をあげているほか、東日本大震災でも、避難生活に地域のつながり、力が大きく貢献しているところである。

町では少子高齢化や核家族化が進む中、「自分たちの地域は地域のみみんなで守る」といった共助の考え方の重要性を再認識し、自主防災組織の機能強化や、共助の中核となる人材を育成するなどの取組みを行う。

さらに、民間団体等と町・県との連携の取組みも重要となっている。阪神・淡路大震災以降、行政機関と民間団体・企業との協定締結による連携強化が進んできており、町でも、小売店との物資の確保や社会福祉協議会とのボランティア活動支援、一時避難場所に関する協定など、様々な分野での連携が進んでいる。

これらの連携の輪をひろげていくことにより、社会の一員でもある民間団体等の力を最大限発揮するための取組みを進めていく。

このような取組みの強化と併せ、町や県をはじめとする防災関係機関においても、住民の安全・安心を守るためにとり得る手段を尽くし、地震・津波や風水害などの様々な災害において、また、予防、応急対策、復旧のそれぞれの段階において、自助・共助・公助が一体となって、町内全域の防災力の向上を図っていく。

さらに、町は、この考え方にに基づき、住民や事業者、町・県などの役割や取組み事項を明らかにすることにより防災意識の高揚を図り、町内全域の防災力の向上を目指し、町防災基本条例制定のための検討を進める。

3 災害時要援護者や女性の視点

高齢者（特に、ひとり暮らし、ねたきり、認知症の高齢者等）、視覚障害者、聴覚・言語障害者、肢体不自由者、内臓機能障害などの内部障害者、知的障害者、発達障害者、

精神障害者、難病患者等、乳幼児、妊産婦、外国人などの災害時要援護者は、それぞれの特性により、情報の支障、危険回避行動における支障、移動行動における支障、生活又は適応における支障など、避難行動や避難生活に関して様々な支障をかかえており、災害による被害を多く受ける傾向にある。

平成23年版防災白書によると、東日本大震災では、津波による被害が特に大きかったことから、東北3県の死亡者のうち、9割以上の方が溺死とされているが、その年齢構成をみると、60歳以上の方が約65%を占めており、地域の年齢別人口構成比を大きく上回り、高齢者が犠牲となる割合が高かったことが明らかになっている。

本町でも、高齢化の進展により、今後さらなる対策の充実が求められているところであり、地域と一体となった対策の強化に努めるとともに、大規模災害に際しての予防、応急対策、復旧のそれぞれの段階において、災害時要援護者の視点に立った対策を講じる。

また、東日本大震災では、避難所生活における更衣室の設置や女性に必要な物資の配布をはじめとし、様々な場面における女性への配慮の必要性が改めて認識されたところである。被災時における男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮した災害対策を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図る。

4 計画に基づく施策の推進及び見直し

町防災計画は、町域の防災対策の総合的運営を図るための基本計画であり、この計画に基づく施策の効果的推進に努めるとともに、千葉県地域防災計画（以下本計画において「県防災計画」という。）の見直しの都度、また、同見直しにとどまらず、定期的に点検・検証を行い、実効性のある計画とするための所要の見直しを随時行っていくこととする。

また、見直しにあたっては、県防災計画及び各機関が作成する防災業務計画と矛盾又は抵触するものであってはならない。

第3節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

本町の地域に係る災害対策を実施するにあたり、町、県のほか防災関係機関及び防災上重要な施設の管理者、住民、事業者等の主な事務、業務を次のとおり明記し、災害を防止するとともに被害の軽減を図る。

1 町

御宿町
(1) 町防災会議及び町災害対策本部に関すること (2) 防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関すること (3) 災害時における災害に関する被害の調査、報告と情報の収集及び広報に関すること (4) 災害の防除と拡大防止に関すること (5) 救助、防疫等り災者の保護及び保健衛生に関すること (6) 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること (7) 被災産業に対する融資等の対策に関すること (8) 被災町営施設の応急対策に関すること (9) 災害時における文教対策に関すること (10) 災害対策要員の動員、雇い上げに関すること (11) 災害時における交通、輸送の確保に関すること (12) 被災施設の復旧に関すること (13) 管内の関係団体が実施する災害応急対策の調整に関すること (14) 被災者の生活再建支援に関すること
御宿町消防団
(1) 火災その他の災害の予防、警戒、拡大防止及び防御に関すること (2) 救助・救急に関すること (3) 危険物等の措置に関すること (4) 災害等の情報収集・伝達・避難勧告及び指示に関すること (5) 行方不明者の捜索及び死体の収容に関すること (6) 避難活動に関すること (7) 水防作業に関すること (8) その他消防・水防に関すること

2 県

千葉県
(1) 千葉県防災会議及び県災害対策本部に関すること (2) 防災に関する施設及び組織の整備並びに訓練に関すること (3) 災害時における災害に関する被害の調査報告、情報の収集及び広報に関すること (4) 災害の防除と拡大の防止に関すること (5) 災害時における防疫その他保健衛生に関すること (6) 災害応急対策用資材及び災害復旧資材の確保と物価の安定に関すること (7) 被災産業に対する融資等の対策に関すること (8) 被災県営施設の応急対策に関すること (9) 災害時における文教対策に関すること (10) 災害時における社会秩序の維持に関すること (11) 災害対策要員の動員、雇上げに関すること (12) 災害時における交通、輸送の確保に関すること (13) 被災施設の復旧に関すること (14) 市町村が処理する事務及び事業の指導、指示及びあっせん等に関すること (15) 災害対策に関する自衛隊への派遣要請、国への派遣要請及び隣接都県市間の相互 応援協力に関すること (16) 災害救助法に基づく被災者の救助、保護に関すること (17) 被災者の生活再建支援に関すること (18) 市町村が実施する災害応急対策の補助及び市町村間の総合調整に関すること
千葉県夷隅地域振興事務所
(1) 町の指導及び連絡調整に関すること (2) 災害情報の収集、伝達及び現地派遣に関すること (3) 災害救助についての応援に関すること
千葉県夷隅健康福祉センター（夷隅保健所）
(1) 医療助産に関すること (2) 食品衛生、生活衛生（動物を含む）及び飲料水に関すること (3) 防疫に関すること (4) 保健活動（栄養指導及び精神福祉活動を含む）に関すること (5) 災害救助に係る連絡・調整に関すること (6) その他保健衛生及び社会福祉関係の災害対策に関すること (7) 災害救助についての応援に関すること

千葉県警察いすみ警察署
(1) 被災者の救出、救助及び避難に関すること (2) 死体（行方不明者）の捜索及び検視（見分）に関すること (3) 交通規制に関すること (4) 交通信号施設等の保全に関すること (5) 犯罪の予防及び社会秩序の維持に関すること (6) 高圧ガス及び火薬類の保全に関すること
千葉県夷隅土木事務所
(1) 水防の全般に関すること (2) 県管理の河川・道路及び橋梁の、交通不能箇所の調査及びその対策に関すること (3) その他土木関係の災害対策に関すること (4) 災害救助についての応援に関すること
千葉県夷隅農業事務所
(1) 農業関係（土地改良事業を含む）の災害対策に関すること (2) 災害救助についての応援に関すること
千葉県勝浦水産事務所
(1) 水産関係の災害対策に関すること (2) 災害救助についての応援に関すること
千葉県南部漁港事務所大原支所
漁港施設、堤防等の被害調査及び応急対策に関すること
千葉県南部林業事務所
(1) 林業関係の災害対策に関すること (2) 災害救助についての応援に関すること

3 指定地方行政機関

関東農政局千葉地域センター
(1) 災害予防対策 ア ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関する こと イ 農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、湖岸、堤防、土砂崩 壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地侵食防止等の施設の整備に関する こと (2) 応急対策 ア 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関すること イ 災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関すること ウ 災害時における生鮮食料品等の供給に関すること エ 災害時における農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関する こと オ 土地改良機械及び技術者等を把握し、緊急貸出し及び動員に関すること (3) 復旧対策 ア 災害発生後はできる限り速やかに査定を実施し、農地の保全に係る海岸施設及 び農地、農業用施設等について特に必要がある場合の緊急査定の実施に関するこ と イ 災害による被災農林漁業等に対する資金の融通に関すること (4) その他 ア 農業関係被害状況の情報収集及び報告に関すること イ 災害時の政府所有米穀の供給に関すること（農林水産省生産局）
第三管区海上保安本部勝浦海上保安署
(1) 海上災害の発生及び拡大の防止に関すること (2) 船舶交通の安全、危険を防止し又は混雑を緩和するための船舶交通制限に関する こと (3) 海上における人命及び財産の保護並びに公共の秩序の維持に関すること (4) 海難救助及び天災事変その他救済を必要とする場合における救助に関すること
東京管区気象台銚子地方気象台
(1) 気象、地象、水象に伴う災害に対する気象資料の提供に関すること (2) 気象、地象（地震にあつては、地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の発 表・通報に関すること (3) 災害発生時における気象観測資料の提供に関すること

4 自衛隊

陸上自衛隊高射学校
(1) 災害派遣の準備 ア 防災関係資料の基礎調査に関すること イ 自衛隊災害派遣計画の作成に関すること ウ 防災資材の整備及び点検に関すること エ 町防災計画及び自衛隊災害派遣計画に合致した防災に関する各種訓練の実施に関すること
(2) 災害派遣の実施 ア 人命又は財産の保護のため緊急に行う必要のある即時応急救援活動、民生支援及び復旧支援に関すること イ 災害派遣時の救援活動のため、防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関すること

5 指定公共機関

東日本電信電話（株）、（株）エヌ・ティ・ティ・ドコモ
(1) 電気通信施設の整備に関すること (2) 災害時における緊急通話の取扱いに関すること (3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること
日本赤十字社千葉県支部
(1) 災害時における救護班の編成並びに医療及び助産等の救護の実施に関すること (2) 災害救助の協力奉仕団の連絡調整に関すること (3) 義援金の募集及び配分に関すること
日本放送協会
(1) 住民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること (2) 住民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること (3) 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関すること (4) 被災者の受信対策に関すること
東日本旅客鉄道（株）
(1) 鉄道施設の保全に関すること (2) 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること (3) 帰宅困難者対策に関すること
日本通運（株）千葉支店
災害時における貨物自動車（トラック）による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること

東京電力（株）木更津支社
<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における電力供給に関する事 (2) 被災施設の応急対策と災害復旧に関する事
KDDI（株）
<ul style="list-style-type: none"> (1) 電気通信施設の整備に関する事 (2) 災害時等における通信サービスの提供に関する事 (3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関する事
日本郵便（株）
<ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時における郵便事業運営の確保に関する事 (2) 災害時における郵便局窓口業務の維持に関する事 (3) 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関する事 <ul style="list-style-type: none"> ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関する事 イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除に関する事 ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除に関する事 エ 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分に関する事 オ 被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除に関する事

6 指定地方公共機関

(社) 千葉県エルピーガス協会
ガス施設の防災対策及び災害時における供給対策に関する事
(社) 千葉県医師会
<ul style="list-style-type: none"> (1) 医療及び助産活動に関する事 (2) 医師会と医療機関との連絡調整に関する事
(社) 千葉県歯科医師会
<ul style="list-style-type: none"> (1) 歯科医療活動に関する事 (2) 歯科医師会と医療機関との連絡調整に関する事
(社) 千葉県薬剤師会
<ul style="list-style-type: none"> (1) 調剤業務及び医薬品の管理に関する事 (2) 医薬品等の需給状況の把握及び情報の提供に関する事 (3) 地区薬剤師会との連絡調整に関する事

千葉テレビ放送（株）、（株）ニッポン放送、（株）ベイエフエム
(1) 住民に対する防災知識の普及と警報の周知徹底に関すること (2) 住民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること (3) 社会事業団体等による義援金品の募集及び配分に関すること
(社) 千葉県トラック協会、(社) 千葉県バス協会
災害時における貨物自動車（トラック）及び旅客自動車（バス）による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること

7 公共的団体

夷隅郡市広域市町村圏事務組合消防本部
(1) 火災その他の災害の予防、警戒、拡大防止及び防御に関すること (2) 人命の救助、救出及び応急救護に関すること (3) 消防・水防その他の応急措置に関すること (4) 災害時の救助、救急及び情報の伝達に関すること (5) 危険物の安全性確保のための指導に関すること
夷隅環境衛生組合
(1) し尿処理施設の施設・設備の維持・管理及び応急対策に関すること (2) し尿の収集、処理及び計画の策定に関すること
いすみ農業協同組合
(1) 町が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること (2) 農作物の災害応急対策の指導に関すること (3) 被災農家に対する融資、あっせんに関すること (4) 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関すること (5) 農産物の需給調整に関すること
千葉県森林組合大多喜事務所
(1) 町が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること (2) 被災組合員に対する融資、あっせんに関すること
御宿岩和田漁業協同組合
(1) 町が行う被害状況調査及び応急対策への協力に関すること (2) 漁船、共同施設の災害応急対策及びその復旧対策の確立に関すること (3) 被災組合員に対する融資、あっせんに関すること
御宿町商工会
(1) 関連企業等の被害調査等の協力に関すること (2) 商工業者の災害対策、災害復旧に関すること

病院等医療施設
(1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関する事 (2) 災害時における収容者の保護及び誘導に関する事 (3) 災害時における病人等の収容及び保護に関する事 (4) 災害時における負傷者の医療及び助産救助に関する事
(社) 勝浦市夷隅郡医師会
(1) 医療及び助産活動に関する事 (2) 医師会と医療機関との連絡調整に関する事
(社) 夷隅郡市歯科医師会
(1) 歯科医療活動に関する事 (2) 歯科医師会と医療機関との連絡調整に関する事
(社) 夷隅郡市薬剤師会
(1) 医薬品の調達、供給に関する事 (2) 薬剤師会と薬剤師との連絡調整に関する事
学校法人
(1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関する事 (2) 災害時における児童生徒の保護及び誘導に関する事 (3) 災害時における応急教育計画の確立及び実施に関する事 (4) 被災施設の災害復旧に関する事
金融機関
被災事業者等に対する資金の融資に関する事
社会福祉施設
(1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関する事 (2) 災害時における入所者の保護及び誘導に関する事
社会福祉協議会
(1) 災害時要援護者の支援に関する事 (2) 災害時におけるボランティア、活動の支援に関する事 (3) 災害時における日本赤十字社千葉県支部及び御宿町赤十字奉仕団との連絡、調整等に関する事
危険物取扱施設
(1) 安全管理の徹底 (2) 防護施設の整備

8 住民及び事業所等

住民
(1) 自らの生命・身体・財産の被害を最小限に食い止めるため住宅の耐震診断・改修等震災の予防を図る。また、食料、飲料水等の備蓄、非常持出品の準備、家具・大型家電の転倒防止、ガス機器等の適切な取扱い等の出火防止対策など、各家庭での身近な震災発生時の備えを講じるとともに住民自らが隣近所、地域で協力し合い行動できるよう、地域コミュニティの形成に努めること (2) 町及び県等が実施する防災対策に協力するとともに、自発的な防災活動に積極的に参加し、過去の災害から得られた教訓の伝承や、災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧等に寄与すること
自主防災組織
(1) 避難誘導及び避難所内被災者の支援業務に協力すること。 (2) 異常現象、災害危険箇所等を発見した場所を町その他関係機関に連絡すること (3) 災害に関する予警報その他情報を区域内住民に伝達すること (4) 震災時における広報広聴活動に関すること (5) 震災時における出火の防止及び初期消火に関し協力すること (6) 被害状況調査に協力すること (7) 被災区域内の秩序維持に協力すること
事業所
(1) 事業所における防災対策の充実と従業員の安全の確保に努めるとともに、地域の防災活動に積極的に参加し、自主防災組織等との連携を図るなど、地域における防災力の向上に寄与すること (2) 集客施設を保有する事業所にあつては、来客者の安全確保に努めること (3) 事業所等は災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定に努めること
ボランティア団体
普段から構成員間の連携を密にして活動体制の整備を図るとともに、災害時には行政機関と協力して迅速な救援救護活動の実施に寄与すること

第2章 町の防災環境

第1節 地勢概要

1 地勢

(1) 位置

御宿町は、房総半島の南東部に位置し、南東及び南西は太平洋に面し、首都東京並びに県都千葉市とは、それぞれ直線距離にして、約75km、50kmであって、いずれも比較的近い距離にある。

(2) 地形

御宿町は、周囲約26km、東西約7.5km、南北5.7kmのやや円味を帯びた地形をなしている。特に高い山はなく、房総半島南部を占める房総丘陵に連なる丘陵地で町の殆どが占められており、その間を流れる川をはさんで、わずかな平坦地が南北に帯状に形成されている。

御宿町の地勢

位 置	極東 岩和田 (小字長浜)	E 140° 23' 21"
	極西 実谷 (小字塚田)	E 140° 18' 24"
	極南 浜 (小字鶴石)	N 35° 10' 10"
	極北 上布施 (小字前の沢)	N 35° 13' 15"
町役場所在地	千葉県夷隅郡御宿町須賀 1522	E 140° 21' 22"
面 積	24.92 k m ²	

(御宿町史 平成5年版)

(3) 山地・平野

丘陵地は町の東南部(岩和田地域)から東北、西北中央部(須賀、浜、高山田、上布施、実谷七本地域)にかけて大小の起伏丘陵を形成しながら、御宿町の大部分を占めており、平坦地は少ない。目立って高い山はなく、高度もおおむね70mから120m前後が大部分である。

(4) 河川

御宿町は総面積が狭小である上に、大部分が丘陵地であるため、長流の河川及び天然の湖沼というべきものは皆無と言ってもよい程である。

主な河川を挙げれば、清水川(上流普通河川、下流二級河川)、上落合川(上流普通河川、下流準用河川)、裾無川、堺川(いずれも準用河川)、久兵衛川、浜谷川(いずれも普通河川)である。御宿町の河川は「堰」とともに農業用水として重要であるばかりでなく、雑排水流末としての利用、洪水などの自然災害防止の役割を果たし、住民の生活と深いかわりをもっている。

(5) 湖沼

御宿町には天然の湖沼というものは皆無であり、これを補うものとして人工により「堰」を造成し管理して生業に役立ててきた。本町の河川は前述のように短小であり流量も少ないため、堰の役割は農業地域において生業を営む上に重要なものである。

(6) 海岸

本町は、海に近く気候も温暖であり、特に海岸地帯は風光に恵まれている。網代湾は水清く波静かで、黒潮の影響を受けて水温の激しい変化もない。網代湾に面した海岸一帯は広く美しい砂浜となっており、所々に砂丘の起伏が見られる。また網代湾を囲む丘陵は直接海に迫り、海食崖、海蝕洞、入江などが各所にあり変化に富んだ景勝地帯となっている。国は、昭和33年8月、この御宿海岸を含む南房総地帯（太東岬→野島崎→富津岬）を南房総国定公園に指定している。

2 地質

(1) 房総半島全般

房総半島の地質構造は、南部の第三紀層、北部の第四紀層に分類される。

房総丘陵は、平均標高200mで、壮年期の断層山脈を主体とする。丘陵北部の地盤は、鶴舞層・秋元垂層・関垂層など、一般に上総層群とよばれる洪積世・鮮新世の地層によって構成される。一方、南部は豊岡垂層・保田層・嶺岡層群など中新世の地質に属している。

両総台地は、上総北部から下総一円を占めるところからその名があり、台地の標高は20～30mほどである。その地盤は、成田層群・関東ローム層など、第四紀（洪積世）に属する地層によって構成される。

台地は樹枝状の侵食谷によって複雑に開析され、その周囲は低湿な平地となっている。

台地の東方には、九十九里平野が、広々と連なり、弓状形の海岸線が展開している。平野部の標高は5～10mで、その地盤は砂・れき・シルトなど、沖積世の軟弱な地層によって構成される。

一方、両総台地のはずれを利根川が流れて、茨城県との県境を形作っている。利根川は、上越国境に水源をもち、延長322km、銚子市の東で太平洋に注ぐ。この利根川の下流域に霞ヶ浦・北浦があり、縦横に水路をめぐる水郷地帯となっている。河口部の銚子付近において、2畳紀層・白亜紀層など、中・古世代の地層が認められる。

以上のように、房総半島は、房総丘陵・両総台地とそれらを刻む沖積平野で特徴づけられる。それぞれの地形のもつ特性や、地盤の地質構成などは、地震災害、とりわけ震度分布・斜面崩壊・液状化現象等と深い関連性がある。

また、低地海岸部の微地形・水系などは、津波による浸水域の広がり大きく影響するものである。

(2) 御宿町

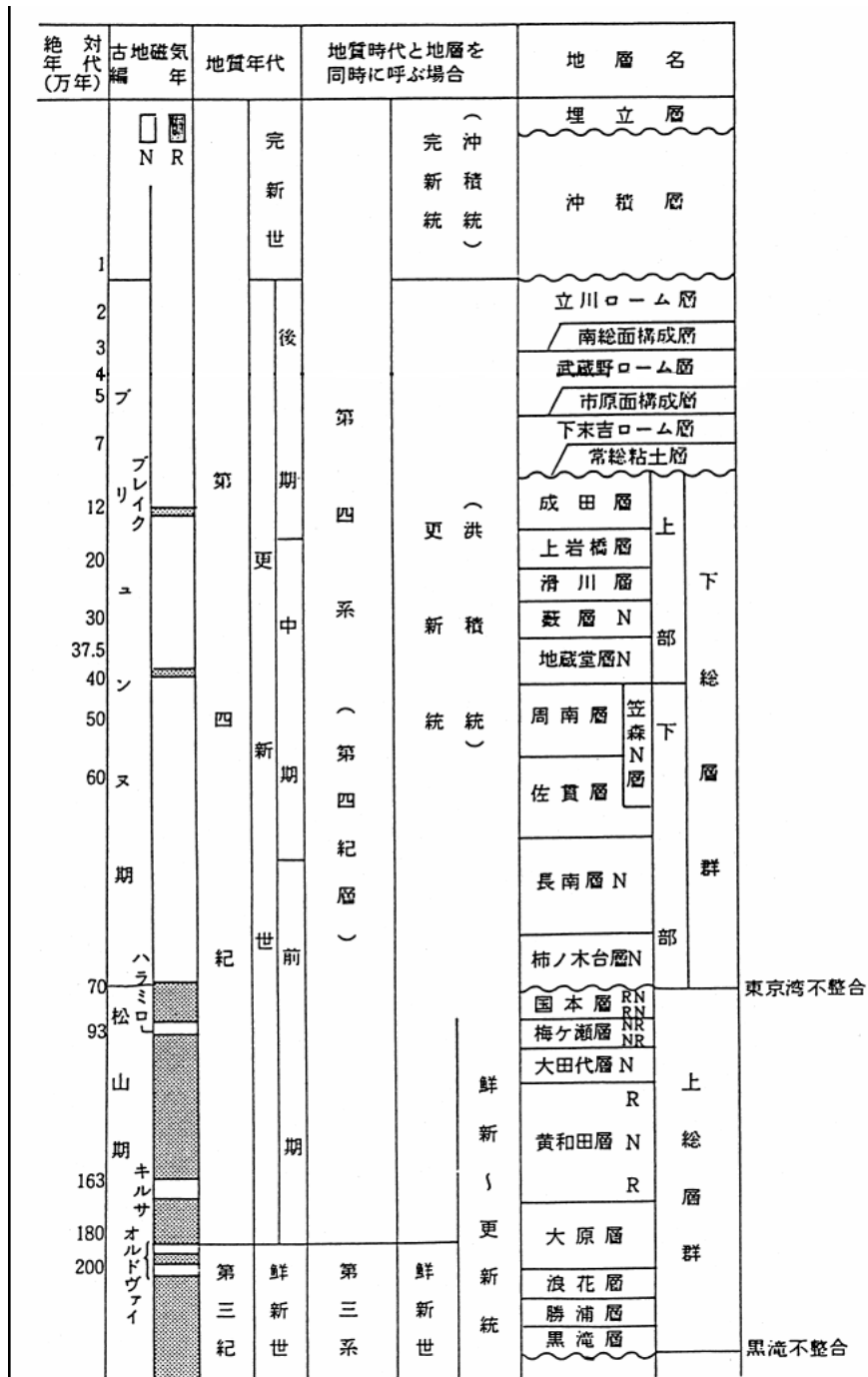
御宿町を構成する地層は、沖積層と第三紀鮮新世の大原層、浪花層、勝浦層である。沖積層は海岸や西部山間部低地に主に分布し、第三紀層は山地を構成する。

沖積層は砂、泥の未固結堆積物から成り、網代湾や海岸地区では“砂勝ち堆積物”、

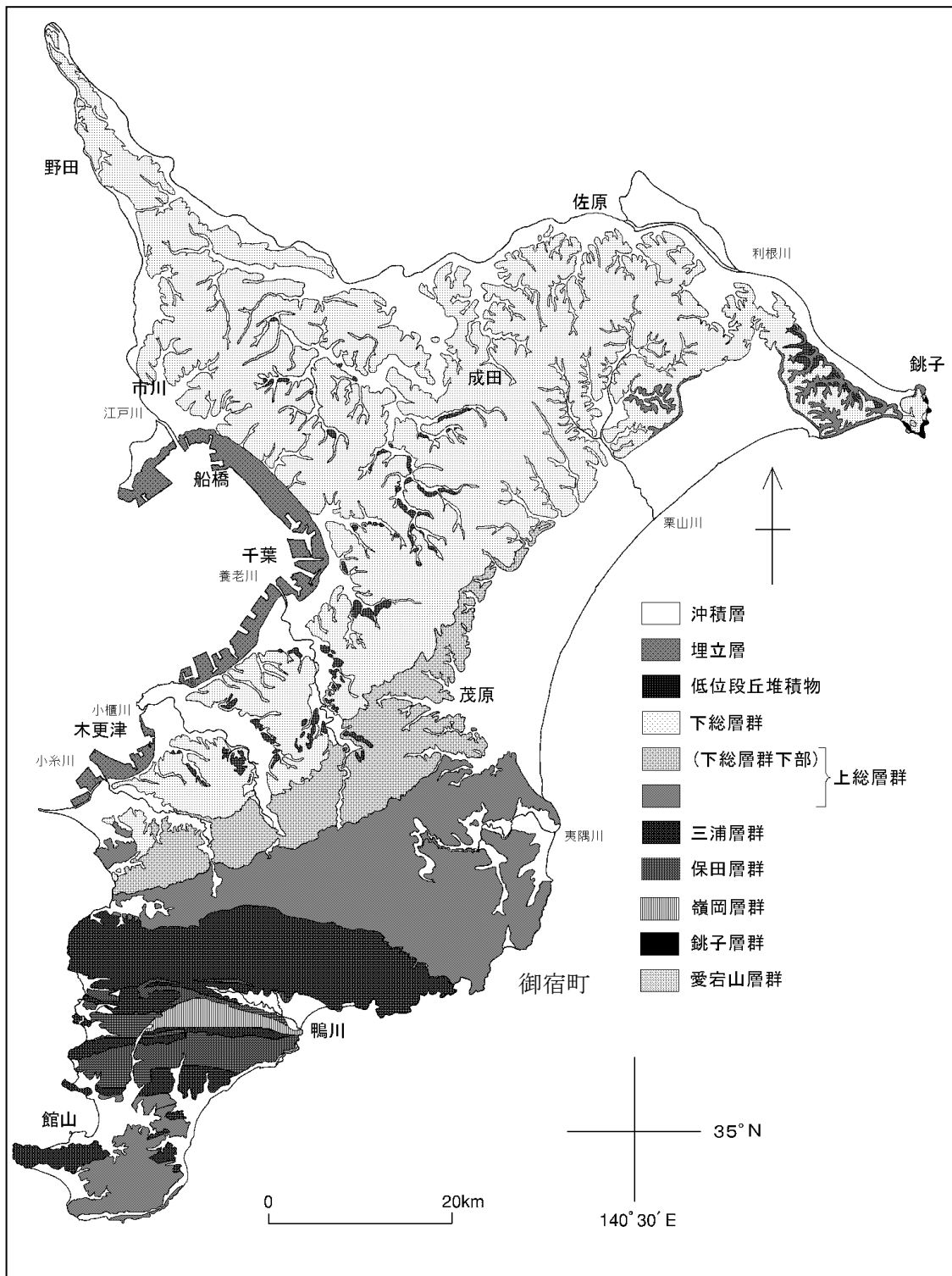
西部地区の沢の部分のような低地では“泥勝ち堆積物”となっている。大原層は御宿町で最も広く分布する地層で、泥岩層に泥勝ち砂泥互層が狭在し、多数の火山砕屑物をはさんでいる。この層厚は約33mと厚く、西方に向かってやや層厚を減ずる。

勝浦層は御宿町に分布する最下位の地層で、小浦、岩和田地区、須賀など町の東南部に分布する。層厚は東端で300m、西方に向かって急激に層厚を減じ、須賀付近で250m前後と推定される。上部は凝灰質の砂泥互層で、下部は乱堆積層を示し、礫まじり砂質泥岩、凝灰質砂岩などとなっている。

千葉県第四紀層



千葉県地表地質図



3 気象

御宿町の気象は、黒潮と深いかかわりがあり、気温は、平均16.2℃で温暖な気候となっている。

降水量は、年間2,317.5mmで、9・10月は特に降水量が多い。

風については、本町が半島に位置していることから、他の内陸地域に比べて一般に風が強く、冬の季節風以外でも、台風や低気圧又は寒冷前線の接近・通過の際には強風（突風）の吹くことが多い。平均風速は 3.3 m/sで、最大風速は12月の 16.6 m/s 南南西、3月の 16.2 m/s 南南西などとなっており、10、12月を除き南南西からの風となっている。

平均湿度は、75.8 %で5～10月は 80 %前後となっている。

御宿町の気象概要

月	気温 (°C)			降水量 (mm)	平均 風速 (m/s)	最大風速		平均 湿度 (%)
	平均	最高	最低			風速 (m/s)	風向	
1	7.5	11.9	3.4	48.0	3.3	14.6	南南西	59
2	7.0	10.8	3.6	189.0	3.6	13.3	南南西	76
3	9.4	13.1	5.4	245.5	4.0	16.2	南南西	75
4	12.6	16.2	9.2	197.5	4.1	15.3	南南西	76
5	17.5	20.5	14.7	119.0	3.4	11.1	南南西	79
6	20.9	23.8	18.4	233.0	2.9	14.9	南南西	86
7	24.1	26.7	21.9	184.5	2.8	10.9	南南西	91
8	27.0	29.9	24.9	21.0	3.0	11.6	南南西	86
9	24.4	27.7	21.6	431.0	3.1	12.0	南南西	83
10	19.0	22.2	16.5	371.0	3.2	11.6	南	82
11	14.1	18.3	10.3	158.5	3.1	10.6	南南西	71
12	11.0	14.9	6.7	119.5	3.6	16.6	南	66
計	—	—	—	2317.5	—	—	—	—
平均	16.2	19.7	13.1	193.13	3.3	16.6	—	78

(平成23年千葉県統計年鑑 (勝浦))

第2節 社会環境

1 交通

御宿町は網代湾に望んだ海岸沿いに位置し、南北に勝浦市及びいすみ市に繋がっている国道128号、町の東西に延びる県道夷隅御宿線と南部から北東方面に延びる県道勝浦布施大原線、県道勝浦上布施線が繋がっている。

鉄道は、JR外房線が、千葉方面から鴨川方面に延びており、千葉から一宮間、東浪見から長者間は複線区間となっているが、長者から御宿間は単線となっている。

2 産業

産業についてみると、この地方は沖合漁業の中心地であり、その水揚量も千葉県内では、銚子、勝浦に次いでおり、漁業の占める割合は大きい。現在でも、大波月(おおはづき)・二股の海岸を中心に、アワビ・サザエなどを採取している。海岸は遠浅で、浜・中央・岩和田の海水浴場は、大変な賑わいを見せる。

3 人口

人口は、平成22年10月1日現在で7,738人、世帯数は3,136世帯。平均世帯人員は2.47人であり、平成12年の2.83人に比べ核家族化が進んでいる。

また、町の高齢化社会の現象は次表のとおりで、他の市町村と同様に高齢化が着実に進行しており、平成12年度における65歳以上の人口は2,548人で、全人口の31.8%であったが、平成22年度においては3,142人と全人口の40.6%にまで上昇し、団塊の世代が65歳を迎えた平成24年以降は更に急速に高齢化が進行することが想定されている。このような急速な高齢化の到来は、高齢者などの災害時要援護者と呼ばれる人々の増加をもたらしている。

御宿町の人口推移

	人口	65歳以上 (割合)	世帯数 (平均世帯人員)
平成12年度	8,019人	2,548人	2,834世帯
		31.8%	2.83人
平成22年度	7,738人	3,142人	3,109世帯
		40.6%	2.47人

(平成12年度、平成22年度 国勢調査)

第3節 過去の災害

1 御宿町が影響を受けた主な地震・津波災害（江戸時代以降）

※ 震度5弱以上を観測した地震、震度不明のものはマグニチュード7.0以上のものを記載

西暦年月日 (日本歴)	震央		マグニチュード	千葉県内最大震度	地 変	津 波	人 命・ 家屋等の 被 害
	東経 北緯	震央 地名					
1605. 2. 3 (慶長9年 12月16日)	134.9 33.0	南海 トラフ 沿い	7.9			房総半島東岸に大津波が来襲した。一時潮が引いて30余町(30ha)干潟になり、ついで津波が来襲した。上総下総の沿岸45か村の漁村農村が押し流された。大津波は小山の中腹まで押し寄せた。	死者多数
1677. 11. 4 (延宝5年 10月9日)	142.0 35.5		8.0		勝浦から東浪見にかけて多くの被害が発生した。	房総沿岸に大津波があった。各地の推定津波浸水高は、東浪見村6.0~7.5m、矢指戸村5.5~7.0m、岩船浦6.5~8.0m、御宿浦4.5~7.0m、沢倉村5.5~7.0mなどであった。	銚子市高神1万余の樹木が倒れた。家や漁船の被害が大きかった。東浪見で倒家50戸、水死者97名、和泉浦で倒家多数、田畑浸水、水死者13名、大原で倒家25戸、水死者9名、矢差戸で倒家25戸、水死者13名、岩船で倒家40戸、水死者57名、御宿で倒家30戸、水死者36名
1703. 12. 31 (元禄16年 11月23日)	139.8 34.7	房総沖	8.2	VI	安房地方で山くずれが多く発生した。嶺岡山で亀裂が生じたのをはじめ各地で地割れが生じた。	房総沿岸に大津波があった。各地の痕跡高は、御宿8m、勝浦7m、鴨川6.5m、千倉9.2m、相浜11~12m、保田6.5mなどであった。	津波による被害が主であった。安房小湊で570軒流失、死者100名、御宿で倒家440戸、死者20余名、千倉、布良で死者多数、九十九里南部津波で壊滅。
1855. 11. 11 (安政2年 10月2日)		東京湾 北部	7.2	VI	浦安、船橋地区で地面に亀裂が生じ、噴砂がみられた。松戸から浦安にかけての地域で震度6。	木更津の海岸で小規模な津波がみられた。	下総地方で倒家多く、死傷者も多数であった。
1923. 9. 1 (大正12年)	139.3 35.2	相模湾	7.9	VI	安房地方で地割れ、噴砂、噴水が多見した。上総、安房地方の丘陵地では山くずれが多発した。三芳村付近に地震断層が生じた。	布良付近で津波による浸水があった。各地の推定津波高は布良4.5m、洲崎4m、勝山2.2m、木更津1.8mなどであった。	千葉県全体で死者1,335名、負傷者3,426名、行方不明者7名、全壊家屋31,186戸、半壊14,919戸、焼失647戸、流失71戸、建物の倒壊は安房、上総地方に多く、流失は布良の津波によるものである。

西暦年月日 (日本歴)	震央		マグニチュード	千葉県内最大震度	地 変	津 波	人命・ 家屋等の 被害
	東経 北緯	震央 地名					
1987. 12. 17 (昭和 62 年)	140.5 35.4	千葉県 東方沖	6.7	V	山武、長生郡市を中心に、崖くずれ、道路の亀裂、陥没、堤防の沈下、地盤の液状化現象等が多数発生した。また、崖くずれの危険に伴う住民避難が生じた。		千葉県全体で死者2名、負傷者144名、全壊家屋16棟、半壊家屋102棟、一部損壊71,212棟、断水49,752戸、停電287,900戸、ガス供給停止4,967戸、ブロック塀等の倒壊2,792か所が発生した。なお、住家被害のほとんどが屋根瓦の崩落によるものであった。
2011. 3. 11 (平成 23 年)	142.9 38.0	三陸沖	9.0	VI 弱	東京湾岸の埋立地や利根川沿いの低地等においては、長く続いた地震の揺れにより地盤の液状化が発生した。 市街地では、地震時、建物はゆっくりと大きく揺れ、道路では敷地等の境がずれるように水平移動を繰り返し、間もなく地面から大量の泥水が湧き出した。マンホールは歩道の真ん中で大きく突出し、電柱や信号機は傾き、沈み込んだ。泥水の噴出とともに、戸建等の住宅がゆっくりと沈み込み、各地で噴砂、沈み込み、浮き上がり、抜け上がり、地波等の様々な液状化被害が発生した。 水道、下水道等のライフラインも、液状化により至る所で管が破壊された。	銚子験潮所で押波による第1波を15時30分過ぎに観測。17時過ぎに最大潮位となる第3波2.5mを観測した。潮位計のデータでは、13日以降も津波による潮位変化が観測されている。 九十九里地域に押し寄せた津波は、山武市では海岸線から3km近くの陸域にまで到達し、利根川では河口から18.8kmまで遡上、浸水面積は九十九里地域(銚子市～いすみ市)で23.7km ² に達した。 この津波は、旭市飯岡地区に甚大な被害をもたらした。海岸防御ラインの背後に砂丘や保安林のないこの地区に、7.6mと推定される第3波の津波が襲来し、県民の生命・財産を奪い去った。	平成24年3月1日現在、死者20名(うち、津波による死者14名(旭市13名、山武市1名)、行方不明者2名(津波による)、負傷者251名。 建物全壊798棟、半壊9,923棟、一部損壊46,828棟、建物火災15件、床上浸水154棟、床下浸水722棟。 水道断水177,254戸、減水129,000戸。 下水道12,600戸で使用制限。 ガス8,631戸で停止。 電気35万3千戸で停電。 国道、県道で全面通行止め33カ所、片側通行規制12カ所。 農業施設の損壊2,257カ所ほか。 漁船転覆・乗り上げ等390隻。 石油コンビナート爆発事故(市原市)。 福島第一原発事故による計画停電、放射性物質に伴う農林水産物の出荷制限や観光等の風評被害、上下水道施設や一般廃棄物処理施設から発生される焼却灰や汚泥からも高濃度の放射性物質が検出された。
2012. 3. 14 (平成 24 年)		千葉県 東方沖	6.1	V 強	銚子市市道の一部で、液状化による噴砂等が発生した。		県内で死者1名、負傷者1名、家屋の一部損壊3棟の被害がでた。その他、銚子市ではブロック塀等が4か所で倒壊、また銚子市及び香取市において、一時、約14,800軒以上に断水が発生した。
2012. 4. 29 (平成 24 年)		千葉県 北東部	5.8	V 弱			震度5弱を観測したのは、旭市のみにとどまり、県内で人的・物的被害は発生しなかった。

2 御宿町が影響を受けた主な風水害（昭和元年以降）

西暦年月日 (日本歴)	災害	事 項
1931年9月27日 (昭和6年)	大雨	大雨により浸水家屋150戸、野作山野の被害無数。 新川橋、漁り橋が押し流される。
1948年9月16日 (昭和23年)	アイオン台風	風速45メートルの風により新築中の新制中学校校舎一棟 が倒壊、その他各学校の被害は甚大。
1960年11月24日 (昭和35年)	大雨	大雨による河川氾濫。 耕地の冠水、土砂崩壊、道路の決壊、床下床上浸水家屋 多数で被害は甚大。
1971年9月7～8日 (昭和46年)	台風25号	600mmの大降雨により、道路、河川、漁港、田畑の決壊、 稲の流失、及び住家の半壊、床下床上の浸水等大きな打撃 をうけ、被害総額は約三億円。
1976年6月15日 (昭和51年)	冷害(大雨)	冷害により、被害総額約一億円。
1996年7月8日～10日 (平成8年)	大雨	勝浦を中心とした総雨量356mmの降雨により、道路被害 1箇所、河川被害2箇所発生、土木施設被害額は15,000 円。
1996年9月22日 (平成8年)	台風17号(雨)	勝浦を中心とした総雨量326mmの降雨により、床下浸水 家屋4戸、道路被害9箇所、河川被害5箇所発生し、1世 帯が避難。 文教被害額3,800万円、土木施設被害額5,200万円、そ の他公共施設被害額約1,000万円。
1997年6月20日 (平成9年)	台風7号(雨)	大多喜を中心し、総雨量66mmの降雨を記録。
1998年9月16日 (平成10年)	台風5号(風)	風により、家屋15戸が一部損壊。 御宿では1時間に110mmの降雨を記録。
1999年10月27日 (平成11年)	大雨	大雨により、床下浸水家屋2戸、道路被害6箇所、河川 被害6箇所発生し、2世帯が避難。 土木施設被害額は5,900万円。
2000年7月7日～8日 (平成12年)	台風3号(雨)	勝浦を中心とした総雨量205mmの降雨により、崖くずれ が7箇所発生。
2001年9月10日～11日 (平成13年)	台風15号(雨)	勝浦を中心とし、総雨量46mmの降雨を記録。
2001年10月10日 (平成13年)	大雨	御宿を中心とした総雨量188mmの降雨により、家屋2戸 が床下浸水、1戸が一部損壊。

西暦年月日 (日本歴)	災害	事 項
2002年10月1日～2日 (平成14年)	台風21号 (雨、風)	勝浦を中心とした総雨量118mmの風雨により、家屋41戸が一部損壊。その他道路被害5箇所、河川被害3箇所発生し、1世帯が避難。 文教被害額は700万円、土木施設被害額は2,391万円、その他公共施設被害額は943万円。
2003年8月15日～16日 (平成15年)	大雨	勝浦を中心とした総雨量60mmの降雨により、道路被害2箇所、河川被害4箇所発生、土木施設被害額は2,800万円。 御宿では、1時間に25mmの降雨を記録。
2004年10月8日～9日 (平成16年)	台風22号(雨)	大雨により、床上浸水家屋1戸、床下浸水家屋6戸、道路被害15箇所、河川被害4箇所、崖くずれが14箇所し、19世帯が避難。 土木施設被害額は3,717万円。
2004年10月19日～20日 (平成16年)	台風23号(雨)	勝浦を中心とした総雨量149mmの降雨により、床下浸水家屋1戸、崖くずれが3箇所発生し、7世帯が避難。 土木施設被害額は3717万円。
2005年8月25日～26日 (平成17年)	台風11号(雨)	大多喜を中心とした総雨量308mmの降雨により、家屋1戸が一部損壊。 その他道路被害5箇所、河川被害2箇所発生し、土木施設被害額は900万円。
2007年7月14日 (平成19年)	台風4号(雨)	400mmの大雨により、御宿台区をはじめ土砂災害が発生。

第2編 地震・津波編

第1章 総論

本編は、第1編 総則で示された目的や基本的な考え方に基づき、地震や津波による被害を軽減し、住民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、平時からの災害予防対策、発災時における災害応急対策及びその後の復旧・復興対策の基本について定め、防災対策に万全を期するものとする。

なお、本編は、平成23年3月に発生した東日本大震災において、東北地方だけでなく千葉県においても津波による死者が出たこと等を鑑み、津波対策の充実を期するため、平成24年度修正において従来の震災編を改称したものである。

第1節 地震・津波対策の基本的視点

平成24年度に修正されたこの計画は、東日本大震災を踏まえて抜本的な見直しを図ったものであるが、見直しに当たって基本的な視点は次のとおりである。

基本的視点

(1) 減災や多重防御の視点に重点を置き、ハード対策とソフト対策を組み合わせた総合的な防災対策であること。

最大クラスの地震・津波に対しては、海岸保全施設等のハード整備に依存した防災対策には限界があり、東日本大震災等の巨大な津波が発生した場合、本町においても、施設の機能を越えた越流等が発生することが考えられる。

したがって、今後想定すべき巨大災害に対しては、減災の視点に重点を置き、住民の高台、一時避難場所、避難所等への避難行動を軸とした、人命の安全を守る対策を最優先に実施していかなくてはならない。

そのためには、住民の「自助」、住民組織等の「共助」、行政による「公助」の各主体におけるソフト対策を講じることが不可欠であり、その上で、最大クラスの津波に対しても、多重防御の視点から、海岸保全施設や、防波堤や土手等を組み合わせ、ハード・ソフトを織り交ぜた、総合的な防災対策を推進することが重要である。

(2) 東日本大震災をはじめとする過去の重大な災害の被害・対応・教訓等を踏まえた実効性の高い計画であること。

東日本大震災では、東北地方に甚大な被害をもたらしたが、千葉県においても、津波により、14名の死者、2名の行方不明者が出たほか、住家、漁港、保安林、海岸保全施設、河川施設、港湾施設、農地や農業用施設などにも大きな被害があった。

また、東京湾岸の埋立地や利根川沿いの低地において、広範囲に液状化が発生し、人的被害はほとんどなかったものの、住宅、橋梁・道路、河川施設、海岸保全施設、上下水道などのライフライン、学校、農業用施設などに被害があった。

これらの被害を受け、県では、市町村、ライフライン事業者の震災の対応状況や、旭市・香取市の被災者の避難・避難所生活の状況等の検証を行い、様々な課題が浮かび上がったところである。本町においては、これらの被害や検証結果を踏まえた実効性の高い計画とすることが重要である。

(3) あらゆる可能性を配慮した最大クラスの地震・津波を前提とした計画であること。

中央防災会議は、東日本大震災を我が国の過去数百年の資料では確認できなかった大規模地震であり、過去の地震・津波を前提とした、従前の想定手法の限界を意味するものであったと報告している。これらの結果を踏まえ、今後の地震・津波対策は、過去に発生した地震・津波像の全容が必ずしも解明されていない場合であっても、あらゆる可能性を考慮して、最大クラスのものを想定することとする。

また、現在国において検討されている南海トラフの巨大地震や、これに伴う長周期地震動の影響等についても、十分考慮する必要がある。

なお、大規模な地震では、他の災害が併発することにより、被害が拡大するおそれがあることを踏まえ、これらを可能な限り事前に想定して、予防・応急対策を行うことも重要である。

第2節 想定地震と被害想定

千葉県が過去に大きな被害を受けた地震は、大正関東地震（1923年関東大震災）や元禄地震（1703年）の相模トラフ沿いの大規模地震である。

また、最近では千葉県東方沖地震（1987年）や東北地方太平洋沖地震（2011年）でも広域に被害が発生している。

国の公表によると、マグニチュード8クラスの大正関東地震（M7.9）の発生間隔は200～400年、元禄地震（M8.1）のそれは200～300年程度とされているが、南関東地域で今後30年以内にマグニチュード7程度の地震が発生する確率は70%程度とされており、地震発生の可能性が高い状況にある。

そのため、県では平成19年度に近い将来（今後100年程度以内）大きな影響を及ぼす可能性のあるマグニチュード7クラスの3つの地震を対象に阪神・淡路大震災の経験や最新の知見と技術力を用いて、地震被害想定調査を実施したところである。

1 想定地震、想定条件

県では、近い将来大きな影響があると考えられる以下3つの地震について調査している。

本町では、地震においては、地震による被害が最も大きくなる千葉県東方沖地震を想定地震とし、津波においては、津波による被害が最も大きくなる新元禄地震で発生する津波を想定津波として、以下に述べる。

なお、詳細については、「平成19年度 千葉県地震被害想定調査報告書」によるものとする。

また、それぞれの条件については、住民の多様な生活行動を反映するため、季節、時刻及び風速を複数のケースが設定されている。

千葉県における想定地震

No.	想定地震名	マグニチュード	震源の深さ	地震のタイプ
1	東京湾北部地震	7.3	27.8km	プレート境界
2	千葉県東方沖地震	6.8	43.0km	プレート内部
3	三浦半島断層群による地震	6.9	14.4km	活断層

2 被害の概要（千葉県）

（1）地震動（ゆれ）

東京湾岸に震度6強の地域が広がり、県土の約40%が震度6弱以上となると予測される。

（2）建物被害と人的被害

被害の最も大きい冬の18時、風速9m/sの場合で、建物の全半壊は約22万棟となり、建物被害のほか、火災や急傾斜地崩壊、ブロック塀等の転倒等により、約4万3千人

の死傷者が発生すると予測される。

(3) 液状化危険度

東京湾沿岸の埋立地・低地部を中心として、危険度が高い地域が広く分布すると予測される。

なお、内陸の河川沿いの谷底低地についても危険度が高い地域が分布するが、東京湾沿岸の低地部に比べ危険度は低く、九十九里地域は一部を除き危険度はあまり高くないと予測される。

(4) 交通施設

緊急輸送道路の第一次路線に架かる道路橋梁の被害は、通行止め1ヶ月程度の中規模損傷が31箇所が発生し、港湾・漁港施設では、25パーセントで被害が発生すると予測される。

(5) ライフライン

147万戸で断水し、停電は20万戸、都市ガスは37万戸で影響があると予測される。

(6) 避難者

建物被害による避難者が発生直後に約40万人、翌日にはピークとなり避難者数は、約145万人となり、1ヶ月後でも約61万人が避難生活を送ると予測される。

なお、この避難者数は、東京湾北部地震が広域災害となる事を考え、疎開等は考慮されていない。

(7) 帰宅困難者

通勤や通学により自宅を離れている際に被災し、交通の途絶により自宅に帰れなくなる住民は、108万人と予測される。

内訳は、県内での帰宅困難者数が約35万人、東京都内で約65万人、その他で約8万人となっている。

(8) 大規模集客施設等の滞留者

県内には大規模集客施設が複数あり、その大規模集客施設に滞留する人は昼の12時のケースで最も多く、成田国際空港で約2万人、東京ディズニーランド及び東京ディズニーシーで約5万人と予測される。

また、西船橋、船橋、松戸等の主要ターミナル駅でのピーク時における5分間滞留者は、西船橋駅で約6万6千人、船橋駅で約4万9千人、松戸駅で4万4千人と予測される。

(9) エレベーター閉じ込め台数

エレベーター停止台数のうち、安全装置作動や故障、停電により、約8,000台で閉じ込めが発生すると予測される。

(10) 直接経済被害

建物やライフライン、交通施設などによる被害額は約9兆8千億円と予測される。

(11) 津波による被害

被害想定の対象とした東京湾北部地震、千葉県東方沖地震及び三浦半島断層群によ

る地震では、津波が顕著に発生しないため、県において、平成15年度から平成17年度にかけて津波シミュレーションを実施した元禄地震（1707年）及び延宝地震（1677年）を対象に、津波による被害量を想定している。

これに加え、県は、新たな知見を加えた元禄地震の波源モデルで、新津波浸水予測図を作成した。

住民が避難行動を起こさないという条件で、北海道南西沖地震（1993年）での建物被害率と死傷者率の関係から死者数を算出し、津波防災施設の効果が無い場合、元禄地震では2,771名、延宝地震では1,653名が犠牲になると予測される。

なお、元禄地震及び延宝地震は、ともにマグニチュード8クラスの地震で大規模な津波が発生したことにより、千葉県に甚大な津波被害をもたらしたとされている。

元禄地震を想定した津波シミュレーションでは、南房総市で最大津波高8.3m程度、延宝地震の津波シミュレーションでは銚子市で最大津波高8.4m程度と予測されている。

本町における新たな知見を踏まえた元禄地震（新元禄地震）の波源モデルでの最大津波高等は次のとおりと予測されている。

	代表 地点名	最大津波高 T.P(m)	津波到達時間		最大津波 浸水深(m)	最大浸水 距離(m)
			第1波	最大津波高		
御宿町	御宿西	7.1	13分36秒	13分36秒	7.3	290
	御宿東	7.4	14分42秒	14分42秒	7.5	170
	岩和田西	7.8	14分24秒	14分24秒	7.1	20

(防潮施設なし)

(12) その他

東日本大震災を受け、平成23年12月27日の中央防災会議で修正された防災基本計画では、「国及び地方公共団体は、地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定し、その想定結果に基づき対策を推進するものとする。」とされた。

国の中央防災会議において、首都直下地震や南海トラフの巨大地震の被害想定を見直しているところであり、また、東日本大震災の被害様相を踏まえた被害想定手法の検討も行われるため、これら国及び県の動向を注視し、必要に応じて見直しを行う。

千葉県地震被害想定調査結果の概要

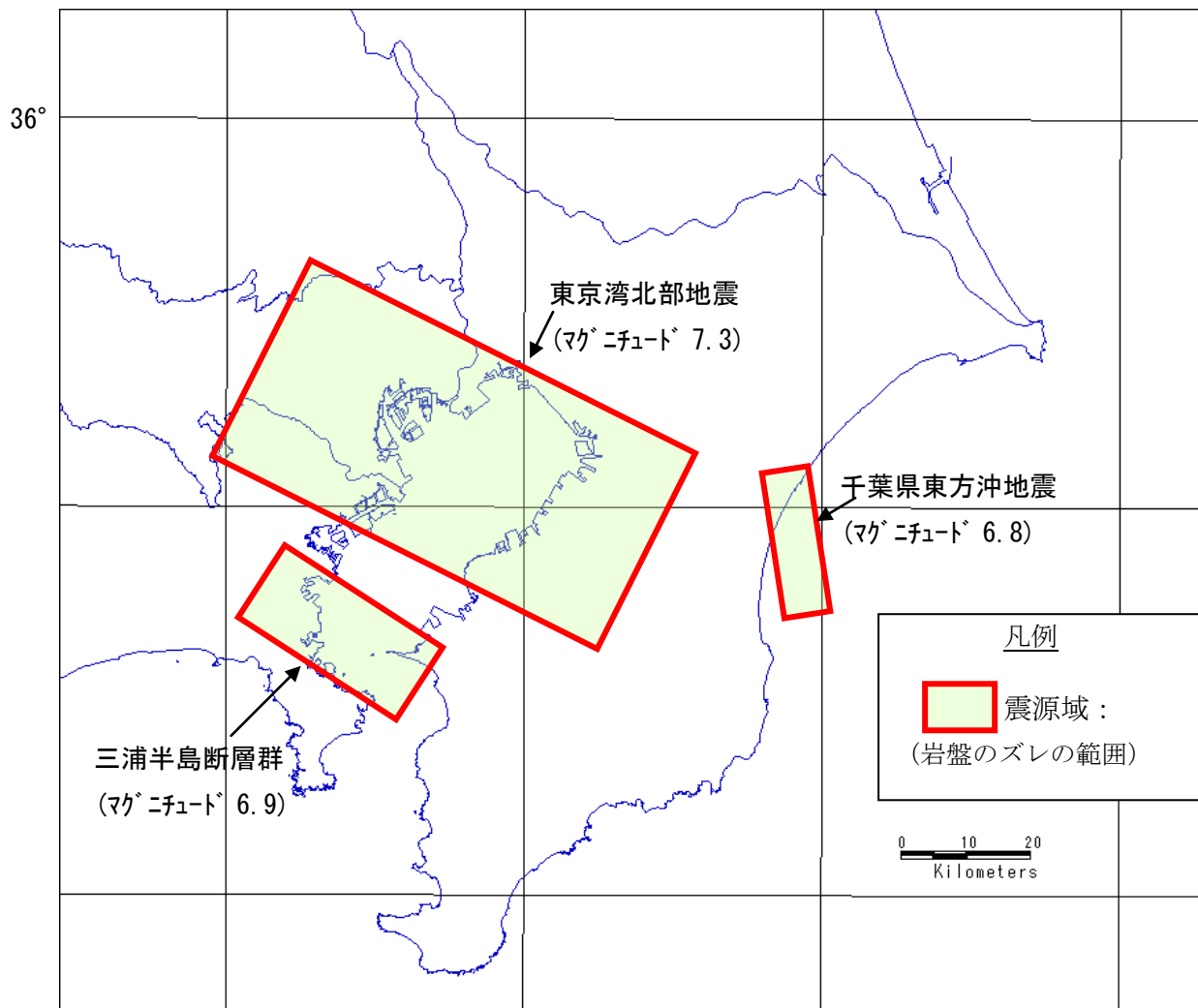
		東京湾北部地震	千葉県東方沖地震	三浦半島断層群の地震		
想定地震	地震の規模及びタイプ等	規模	マグニチュード7.3	マグニチュード6.8	マグニチュード6.9	
		タイプ	プレート境界	プレート内部	活断層	
		震源の深さ	27.8km	43.0km	14.4km	
		震度分布	東京湾岸に震度6強の地域が広がり、県土の約40%が震度6弱以上。震度7の地域はない。	茂原市、東金市、八街市、いすみ市などに震度6弱の地域が散在。震度6弱の地域は県土の約0.3%	富津市、君津市、木更津市を中心に震度6弱から6強の地域が広がり、震度6弱以上の地域は県土の約5%	
物的被害	建物被害	全壊棟数	68,692 棟	730 棟	6,633 棟	
		半壊棟数	151,384 棟	4,594 棟	18,082 棟	
		合計	220,076 棟	5,324 棟	24,715 棟	
	交通施設	道路橋梁※3	大規模損傷（通行止め）	0 箇所	0 箇所	1 箇所
			中規模損傷（通行止め）	31 箇所	0 箇所	2 箇所
			小規模損傷（交通規制）	417 箇所	20 箇所	103 箇所
	鉄道橋脚	損壊（運行不能）	5 箇所	—	—	
		港湾施設	港湾・漁港の被害数	25 箇所	3 箇所	2 箇所
	ライフライン	電力	停電戸数	203,999 戸	286 戸	19,767 戸
		都市ガス	停止戸数	374,533 戸	— 戸	— 戸
		LPガス	漏洩戸数	23,667 戸	35 戸	1,483 戸
		上水道	断水戸数	1,471,675 戸	26,450 戸	113,956 戸
		工業用水	被害箇所数	60 箇所	1 箇所	3 箇所
下水道		影響戸数	64,694 戸	13,819 戸	13,916 戸	
人的被害		死者数	揺れ（全壊・半壊）	913 人	0 人	68 人
	火災		365 人	0 人	4 人	
	急傾斜地崩壊		59 人	17 人	11 人	
	ブロック塀等の転倒		54 人	20 人	5 人	
	小計		1,391 人	37 人	88 人	
	負傷者数		揺れ（全壊・半壊）	36,099 人	682 人	2,455 人
		火災	1,655 人	0 人	50 人	
		急傾斜地崩壊	758 人	219 人	140 人	
		ブロック塀等の転倒ほか	1,893 人	685 人	170 人	
		屋内収容物の転倒等	1,176 人	112 人	117 人	
		小計	41,581 人	1,698 人	2,932 人	
	死傷者数合計		42,972 人	1,735 人	3,020 人	
	避難者数	1日後	1,455,977 人	37,379 人	121,253 人	
1ヵ月後		610,880 人	6,448 人	30,225 人		
帰宅困難者数（昼12時）	県内から県内	356,794 人	315,169 人	175,110 人		
	東京都+他県から県内	731,022 人	261,867 人	686,418 人		
	合計	1,087,816 人	577,036 人	861,528 人		
エレベーター閉じ込め台数		7,963 台	3,597 台	3,512 台		
大規模集客施設の滞留者（昼12時）	成田国際空港	約20,000 人	— 人	— 人		
	東京ディズニーランド及び東京ディズニーシー	約50,000 人	— 人	— 人		
	幕張メッセ	約7,500 人	— 人	— 人		
直接経済被害	建物	住宅、家財、償却・在庫資産	91,855 億円	2,913 億円	8,775 億円	
	ライフライン	電力、都市ガス、上・下水道	4,178 億円	608 億円	634 億円	
	交通施設	道路、鉄道、港湾	1,507 億円	162 億円	114 億円	
	経済被害合計		97,540 億円	3,683 億円	9,523 億円	
その他	震災廃棄物	体積	7,036,998 m ³	245,563 m ³	796,334 m ³	
	タンクのスロッシングの高さ（最大）		3.00 m	0.50 m	1.82 m	

※1 地震被害は、季節・時刻や気象条件により大きく変わります。ここでは、特に記載のない場合は、冬の18時、風速9m/sです。

※2 地震被害想定は、想定した地震が発生すると、どのような被害が発生するか確率、統計や過去のデータから推定したものです。

※3 道路橋梁について、大規模損傷は2ヶ月半、中規模損傷は1ヶ月程度の通行止め、小規模損傷は1ヶ月程度の交通規制。

被害想定対象地震の震源域



第3節 減災目標

地震防災対策特別措置法において、想定される地震被害を明らかにして、当該地震災害の軽減を図るための地震防災対策の実施に関する目標を定めるよう努めるとされている。

千葉県では、体系的・計画的に地震防災対策の推進を図っていくため、減災目標を設定するとともに、その減災目標を達成するために実施すべき施策を盛り込んだ行動計画である「千葉県地震防災戦略」を策定している。

本町においても、「千葉県地震防災戦略」に基づき減災目標を設定し、その減災目標を達成するために実施すべき対策を町防災計画へ盛り込んでいくものとする。

1 減災の基本的考え方

地震の発生を未然に防ぐことは出来ないが、対策を行うことで被害を最小限にすることは可能である。

そこで、住民の生命、身体及び財産を守り、被害を最小限に食い止めるため、本町が有する資源を最大限、有効に活用して、効果的に被害を軽減させる対策を実施する「減災」が重要となってくる。

また、この減災に向かって、自助・共助・公助が連携して取り組むことも重要となってくる。

2 減災目標

千葉県東方沖地震で想定される死者数の半減、経済被害額の半減を目標とする。

3 計画期間

平成25年度から平成34年度

4 戦略の主な施策と目標

次の3つの施策区分で減災対策を展開することにより、想定される死者数を半減させるとともに、直接被害だけでなく、間接被害も含めた経済被害額を半減させることを目標とする。

- ① 予防対策による減災
- ② 応急対策による減災
- ③ 復旧・復興対策による減災

第2章 災害予防計画

第1節 防災意識の向上

地震による被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止し、住民の生命、身体、財産を守るためには、防災関係機関の防災対策の推進にあわせて、住民一人ひとりが「自らの身の安全は、自らが守る(自助)」ことを基本認識としながら地震についての正しい認識をもち、日頃から災害時に冷静に行動できる力を身につけることが最も重要なことである。

このため、町及び防災関係機関は、防災教育の推進に努めるとともに被害想定等の実施を推進し、災害危険箇所の把握に努め、この調査結果等をもとに、可能な限り多様な媒体を用いて防災及び減災思想の普及、啓発活動を行い、住民の防災及び減災意識の向上を図るとともに、各地域の自主防災組織、各事業所の防災体制の充実を図る。

さらに、これら組織が災害時に円滑かつ的確に活動できるよう、実践的な防災訓練を積極的に実施する。

なお、震災知識の普及に当たっては、高齢者、障害者、外国人等災害時要援護者への広報にも十分配慮するとともに、男女双方の視点を盛り込んだ分かりやすい広報資料の作成に努める。

また、本町に被害をもたらす大規模な地震・津波に関する必要な資料を定常的に収集するとともに、継続的に調査研究を進める。

第1 防災教育

(主な担当)	総務課、教育委員会、保健福祉課
--------	-----------------

1 防災力の向上

(1) 町

町は、職員に対し、平常時から町地域防災計画及びこの計画による各機関の防災体制並びに防災関係法令の運用等の指導を行い、防災知識の習得を図り、災害時における体制の確立に努める。

また、防災関係機関と連携し、地域コミュニティにおける社会活動等を促進し、多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及促進を図り、地域住民を含めた社会全体の防災力の向上を図る。

(2) 消防団

消防団員は、地域に密着した防災機関として、地域における自主防災組織の中核となって果たす任務の重要性に鑑み、出火防止、初期消火、救助救急等の住民指導を含めた実践的活動力の向上に重点をおき教育訓練を実施する。

(3) 学校

学校は、東日本大震災の教訓を生かし、学校と地域が連携した防災訓練などの体験活動を通じて、自ら安全な行動がとれること(自助)や、他者や地域の防災に貢献で

きること（共助）など、発達段階に応じた防災意識の高揚に努める。

特に幼少期からの防災教育が有効であることから、児童・生徒等が災害や防災についての基礎的・基本的な事項を理解し、災害時には自らの判断の元に適切に対応し避難する力を養うため、教育機関においては、家庭や地域等と連携し、防災に関する教育の充実に努める。

また、その防災教育の推進に当たっては、防災教育を新たに位置付けた「学校教育指導の指針」（平成24年度）に基づき、各学校において、児童・生徒等の発達段階に応じた指導を行うとともに、自らの安全確保はもとより、他者や地域の防災に貢献しようとする態度を身につけるなど、防災意識の向上を図り、より具体的で継続的な指導を展開するものとする。

2 過去の災害教訓の伝承

町は、過去に起こった大規模災害の教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、住民に閲覧できるよう公開に努める。

住民は、過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、また、自ら災害に備える手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加し、防災意識の向上を図る。

第2 防災広報

(主な担当)	総務課
--------	-----

1 防災広報の充実

平時から正しい知識を持ち、自ら考え行動する力を身につけるなど、自助・共助の取組みを強化するため、町をはじめとする様々な防災関係機関は、あらゆる広報媒体を活用し次に掲げる防災広報の充実に努める。

なお、震災知識の普及に当たっては、住民や防災関係者に周知すべき知識を重点的に知らしめるものとする。

(1) 自らの身を守るための知識

- ア 建物の耐震対策、家具の固定、ブロック塀等の安全対策、落下物防止対策
- イ 3日分の食料、飲料水等の備蓄、救急用品等非常持出品の準備
- ウ 出火の防止及び初期消火の心得、住宅用火災警報器の設置
- エ 緊急地震速報の活用方法
- オ 避難路、避難地、避難方法及び避難時の心得
- カ 水道、電気、ガス、電話等の震災時の心得
- キ 地域の地盤状況や災害危険箇所
- ク 防災学習（自助・共助・公助についての考え方を含む）
- ケ 帰宅困難者の心得

(2) 地域防災力を向上させるための知識

- ア 救助救護の方法
- イ 自主防災活動の実施

- ウ 防災訓練の実施
- エ 企業の事業継続計画（BCP）

（3）その他一般的な知識

- ア 地震、津波、液状化に関する一般知識、災害発生履歴、調査結果
- イ 各防災機関の震災対策
- ウ 地域防災計画の概要

2 広報媒体等

防災機関	媒体	対象	内容
町	広報紙 「広報おんじゅく」 「おんじゅくお知らせ版」 講演会 広報車 学級活動 パンフレット リーフレット インターネット 等	住民 行政区 自主防災組織 児童・生徒、幼児 町職員 ボランティア	◇地域防災計画の概要 ◇各防災機関の震災対策 ◇地震、津波に関する一般知識 ◇出火の防止及び初期消火の心得 ◇室内外、高層ビル、地下街等における地震発生時の心得 ◇ハザードマップ（地震・洪水・津波） ◇避難所、避難路、避難地 ◇避難方法、避難時の心得 ◇食料、救急用品等非常持出品の準備 ◇学校施設等の防災対策 ◇建物の耐震対策、家具の固定 ◇災害危険箇所 ◇自主防災活動の実施 ◇防災訓練の実施 ◇発生した災害の情報及び町の対応 等
町水道等	「おんじゅくお知らせ版」 パンフレット インターネット 広報紙 等	住民	◇施設の耐震性 ◇地震発生時の応急対策 ◇飲料水の備蓄 等

3 報道機関との協力

報道機関から防災に関する報道に当たり、資料の提供等の依頼を受けた場合は、積極的に協力する。

災害広報を行うに当たり、必要と認める場合は、報道機関に対し協力を依頼する。

また、昭和60年9月1日から実施されている「緊急警報放送」についても、必要な場合には、協力を求める。

第3 自主防災体制の強化

(主な担当)	総務課
--------	-----

1 強化方針

発災直後の自助の取組みに加え、地域のつながりにより、自発的に救助活動や消防活動を行う自主防災組織などの共助や事業所防災体制を強化するなど、地域コミュニティにおける防災体制を充実させる。

2 自主防災組織の育成・地域防災ネットワークづくりへの支援

地震による被害の防止又は軽減を図るためには、「自分たちの地域は自分たちで守る」という共助として、住民の自主的な救助活動や防災活動、具体的には、住民自ら予防対策の推進、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を行うことが必要であり、特に高齢者、障害者等の所在を把握し、救出救護体制を整備することが必要である。

このため、町は地域住民による自主防災組織の活性化を図るとともに、日頃から大地震が発生した場合を想定した訓練の実施などを推進する。

また、災害時要援護者の救出救護体制の整備として、住民と協力して災害時要援護者避難支援プランの策定を進める。

町は、自主防災組織の機能強化を図るため、県と連携し、大規模災害発生時において各組織を取りまとめ、行政との連絡調整役を担う、県が認定した災害対策コーディネーターの養成講座を開催するなど、共助の中核となる人材育成を促進する。

自主防災組織は、日ごろ地域活動に大きな役割を果たしている女性の経験や能力を活用するとともに、十分な活動ができるよう各種資機材の整備の充実にも努める。

また、自主防災組織の災害時における迅速かつ的確な行動力の養成等を図るためには、継続的な防災活動とそれを支える消防団、民生委員、小中学校、地域のボランティア等の地域コミュニティによる防災ネットワークづくりが重要であり、町は、県と協力してこれを促進する。

なお、自主防災組織の活動形態は次のとおりである。

自主防災組織の活動形態

平 常 時	<ul style="list-style-type: none"> (1) 防災知識の広報・啓発（地域ぐるみでの防災意識の醸成、家庭内の安全対策） (2) 地震による災害危険度の把握（土砂災害危険区域、地域の災害履歴、ハザードマップ） (3) 防災訓練（個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練、図上訓練） (4) 家庭の安全点検（家具等の転倒・落下防止、火気器具・危険物品・木造建物の点検） (5) 防災資機材等の整備（応急手当用医薬品、消火用・救助用・防災資機材等の整備） (6) 災害時要援護者対策（災害時要援護者の把握、支援方法の整理など） (7) 他団体と連携した訓練活動の実施（近隣の自主防災組織・消防団・福祉団体・企業などとの合同訓練、学校等との避難所運営訓練）
-------------	---

発 災 時	(1) 情報の収集及び伝達(被害の状況、津波予報及び警報、ライフラインの状況、避難勧告又は指示など) (2) 出火防止、初期消火 (3) 救出・救護(救出活動・救護活動) (4) 避難(避難誘導、避難所の運営等) (5) 給食・給水(避難所での食料や飲料水・救援物資の配分、炊き出しなど)
-------------	--

3 事業所防災体制の強化

学校、病院、スーパー等多数の人が出入りする施設の管理権原者は、消防法第8条の規定により防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備を行うことになっていることから、消防機関は出火の防止、初期消火体制の強化等を指導する。

第4 防災訓練の充実

(主な担当)	総務課
--------	-----

1 活動方針

震災時における防災活動の迅速かつ円滑な実施を期するため、各防災機関相互及び地域の自主防災組織や住民との協力体制の確立に重点をおいた総合訓練や各個別訓練を次のとおり実施する。

実施に当たっては、地震及び被害の想定を明らかにするとともに、通信や交通の途絶等様々な条件を設定し、参加者自身の判断が求められるなど、実践的なものとなるよう工夫する。

また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにしてその改善に努める。

2 防災訓練

(1) 町

災害時における地域の防災対応能力の向上を図るため、町が中心となり、消防機関、自主防災組織、ボランティア(NPO)組織及び教育機関等と連携し、防災訓練を実施する。

また、震災時における消火活動や救急救助活動の能力向上を図るため、消防大学校や県消防学校において、消防団員等へ必要な教育訓練を行う。

区分	内容
総合防災訓練	<p>被災現地における応急活動訓練を主として、町及び防災関係機関が住民と一体になって同一日時に総合的な訓練を実施する。これによって、各機関相互及び住民との緊密な協力体制を確立するとともに、防災行動力の向上及び住民の防災意識の高揚を図る。</p> <p>(1) 実施時期及び場所 毎年9月1日を中心に実施し、訓練会場についてはその都度選定する。</p> <p>(2) 実施方法 総合通信情報訓練及び総合現地訓練に分け、町防災計画の応急対策計画に含まれる事項を中心に実施するものとし、細目的事項はその都度定める。</p> <p>(3) 参加機関 町、消防本部、消防団、警察署、自衛隊、事業所、学校等施設管理者、住民（自主防災組織）、その他防災関係機関、</p> <p>(4) 訓練内容 ア 図上訓練 イ 通信訓練 ウ 実技訓練 エ 参集訓練 オ 応急救護訓練</p>
防災行政無線の通信訓練	<p>防災行政無線の効率的運用を図るため、定期的に通信訓練を実施する。</p>
職員参集訓練	<p>職員の非常配備体制の実効を確保し、各防災機関の連携を図るため職員参集訓練を実施する。</p> <p>(1) 指令伝達訓練 (2) 非常参集訓練 (3) 本部運営訓練 (4) 図上訓練</p>
その他の防災訓練	<p>(1) 地域による訓練 自主防災組織を単位とする訓練及び複数の組織の連合による次のような訓練を警察署、消防本部等の協力のもとに実施する。 ア 出火防止訓練 イ 初期消火訓練 ウ 避難・誘導訓練 エ 応急救護訓練 オ 情報伝達訓練 カ 給食給水訓練</p> <p>(2) 施設による訓練 小・中学校、保育所、社会福祉施設等については、避難その他救助の円滑な遂行を図るため、定期的に訓練を実施する。</p> <p>(3) 職場における訓練 企業・事務所における訓練に警察署・消防署が協力して実施する。</p>

(2) 消防機関

消防本部及び消防団は、大震災又は大規模な救急救助事象等の災害活動に万全を期すため、防災機関及び住民の協力を求め、消防訓練を実施し、活動技術の習熟と防災知識及び救急知識の普及を図る。

第5 調査・研究

(主な担当)	総務課
--------	-----

1 地震観測

平成9年度に県が御宿町役場敷地内に設置した計測震度計を活用し、地震観測結果の集積を図る。

2 地下地質構造の資料収集

各公共施設の建設調査時におけるボーリングデータ等を収集し、地盤構造の把握に努め、耐震検討の基礎資料としての集積を図る。

また、民間施設にも協力を依頼する。

3 震災関係資料の収集

本町の過去における震災被害の状況に関する資料収集に努める。

第2節 津波災害予防対策

本町は太平洋に面し、切り立った海岸線と約2kmの湾の形状をなす砂浜を有しており、津波発生に際しては、被害を受けやすい地理的環境にある。

2011年3月の東日本大震災（M9.0）では、町内においても軽自動車等車両流出や漁港へ砂が堆積する被害が発生した。

過去にも、1677年11月（延宝5年10月）の延宝地震（M8.0）、1703年12月（元禄16年11月）の元禄地震（M8.2）や1923年9月（大正12年9月）の関東地震などにより、多くの津波被害を受けてきた。

相模トラフ沿いで発生した元禄地震の発生間隔は約2,300年程度、関東地震の発生間隔は約200年～400年と推測されているが、房総沖で発生したと考えられている延宝地震の発生間隔は不明である。東北地方太平洋沖地震の発生以降、房総沖や南海トラフ沿いで発生する地震による津波被害が懸念されている中、いつ、どこで、どのような地震・津波が発生するかわからない状況であるため、町は、住民等に注意喚起を図るとともに総合的な津波対策を推進する。

<資料編2-4 沿岸地域における津波警戒の徹底について>

第1 総合的な津波対策

(主な担当)	総務課
--------	-----

1 基本的な考え方

町は、津波に対して、減災や多重防御に重点を置き人命を最優先とした対策を講ずる。

対策としては、海岸保全施設等のハード対策に過度に依存するのではなく、住民の「自助」、住民組織等の「共助」、行政による「公助」としては津波避難を軸としたソフト対策を講ずることにより津波対策を推進する。

2 津波広報、教育、訓練計画

(1) 津波に関する知識の啓発及び防災意識の醸成

ア 住民自らの取組み

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、津波で命を落とさないためには、一人ひとりが迅速かつ自主的に高いところに避難することが原則である。

そのため、住民は、日ごろから津波避難訓練への参加や津波ハザードマップ等により、避難場所や避難経路を確認するとともに、自主防災組織等の自主的な避難体制や災害時要援護者を支援する体制の構築に協力する。

また、津波警報等の発表や避難勧告等が発令された際には、地域で避難を呼びかけ合い、迅速に安全な場所に避難するとともに、自己の判断で自宅や海岸付近に戻らず、津波警報等が解除されるまで避難を継続することを心掛ける。

イ 町等の取組み

町等は、沿岸地域に限らず全域的に「地震イコール津波、即避難」という意識を共通認識として定着させるため、また、津波発生時に刻々と変わる状況に的確な避

難行動を住民等が取ることができよう、次の内容について、広報誌、パンフレット、報道機関及びインターネット等の多種多様な広報媒体を活用し、周知するとともに、防災教育や防災訓練、講演会等のあらゆる機会をとらえて、分かりやすい広報・啓発に取り組み、津波防災意識の向上を図る。

(ア) 地震・津波に関する正確な知識

- a 津波の第一波は引き波だけではなく押し波から始まる場合もあること
- b 津波は繰り返し襲ってくること
- c 第一波が最大とは限らないこと
- d 津波は地形に影響されるため、地域によって津波高や浸水域が変わってくる
こと
- e 強い揺れを伴わず危険を体感しないままに押し寄せる津波地震や遠地地震の発生があること

(イ) 津波シミュレーションの結果

県が行った津波シミュレーションの結果（津波到達時間、津波高、浸水域、陸域を遡上する時間等）や、地盤標高図及び津波高と被害の関係及び、町が作成した津波ハザードマップを利用し、わかりやすく情報発信する。

また、観光客等が津波浸水予測図や津波に関する情報を入手しやすくするため、携帯電話やスマートフォン等の活用を検討する。

なお、町が作成した津波ハザードマップは、県が作成した津波避難のための津波浸水予測図及び、気象庁の津波警報区分に合わせて作成しているが、自然は大きな不確実性を伴うため、想定以上の津波が襲ってくる可能性があることなどを周知する。

(ウ) 津波警報に関する情報及び知識

- a 気象庁が発表する津波注意報、津波警報、大津波警報の内容と想定される被害及び取るべき行動
- b 津波警報等は津波予報区内で一番高い津波の予測に基づいて発表されること
- c 津波到達時間も同様に津波予報区内のどこかに一番早く津波が到達する時間の予測に基づいて発表されること
- d 津波の複雑な特徴や予想技術の限界から、危険を回避するために安全サイドに立った警報が必要であること
- e 気象庁の発表より津波が高くなることや早く津波が到達する場合もあること

(エ) 津波避難行動に関する知識

- a 強い揺れを感じたとき又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時は迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること
- b 過去の経験や想定にとらわれず各自が最善を尽くすこと
- c 自ら迷わず率先して避難行動をとることが地域住民の避難を促すこと
- d 津波は河川を遡上するため河川から離れること

(オ) 地震、津波への備え

いつ地震、津波が発生するかわからないため、家の耐震化や家具の固定、日ごろから3日分以上の食料、飲料水の備蓄や非常持出袋（救急箱、懐中電灯、ラジ

オ、乾電池等)の準備、避難場所の確認、家族で避難方法や連絡方法の確認について広報・啓発する。

(2) 防災教育の推進

学校教育はもとより、様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画の下で開発するなどして、住んでいる地域の特徴や過去の津波の教訓等について継続的な防災教育に努める。

なお、過去の津波被害の教訓については、映像や体験談をまとめ、防災教育等に活用するなど、長期的視点にたって広く住民に伝承されていくよう努める。

(3) 津波防災訓練の実施

町、住民、事業所等が一体となった実践的地域訓練、図上訓練を実施し、防災活動力の維持向上、情報伝達の精度向上と迅速化、住民等の適切な避難措置等、体制の確立に努める。

また、訓練は県、町単位の訓練、自主防災組織単位の地域訓練等があるが、特に海水浴場における、海水浴客等への参加依頼や夜間を想定した避難誘導の実施など、実践的な訓練を日常的に工夫して実施する。

なお、実施に際しては、自主防災組織、近隣住民等や災害時要援護者本人とその家族にも訓練への積極的な参加を求める。

(4) 防災知識の普及、訓練における災害時要援護者等への配慮

防災知識の普及、訓練を実施する際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に十分配慮し、地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

第2 津波避難対策

(主な担当)	総務課
--------	-----

1 津波ハザードマップの作成・周知

町は、県が作成した津波浸水予測図や国の「津波・高潮ハザードマップ(平成16年3月)」などを活用し、地震防災対策特別措置法第14条第2項に基づく津波ハザードマップの作成に努めるとともに、住民等への周知を図る。

なお、県で想定した津波被害を超えると考えられる地震について、国等により新たな知見が示され、県が津波浸水予測図の作成・見直しを行った場合、町は、津波ハザードマップの作成・見直しを行う。

また、津波ハザードマップが住民等の避難に有効に活用されるよう、その内容を十分に検討し、地域の防災教育や津波避難訓練に活用するなど効果的な周知に努めるとともに、ハザードマップは一つのモデルであって全部ではないことや、自然は不確実性を伴うため想定以上の津波が押し寄せる場合があることを住民に丁寧に広報する。

2 町の津波避難体制の確立

町は、県が策定した「千葉県津波避難計画策定指針」及び国の「津波対策推進マニユ

アル検討報告書」などをもとに作成した津波避難計画に基づき、いざ津波が発生した場合に行政と住民等が迅速かつ確に行動することができるよう、津波避難訓練等を通して、より実践的な体制の確立に努める。

(1) 避難勧告・避難指示

町は、避難勧告等の発令基準や手順、伝達方法等をあらかじめ定め、津波警報等が発表された際に、直ちに避難勧告・避難指示ができる組織体制の整備を図る。

なお、避難勧告・避難指示にあたっては、次の事項に留意するとともに、あらかじめ住民等に避難勧告・避難指示の内容について周知を図る。

ア 気象庁より津波警報等が発表されたときには、町長は海浜にいる者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、急いで高台や津波避難ビル等の安全な場所に避難するよう勧告・指示する。

イ 強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合で、かつ町長が必要と認めるときは、海浜にいる者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するよう勧告・指示をする。

(2) 住民等の避難誘導體制

ア 地震・津波発生時には、家屋の倒壊、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、避難は徒歩を原則としつつ、各地域の実情や災害時要援護者の存在等を踏まえ自動車での避難を行うなど、安全かつ確実な避難方法を選択する。

イ 避難する住民の安全確保はもちろんのこと、消防団員、警察官、町職員など防災対応や避難誘導にあたる者の危険を回避するため、防災対応や避難誘導に係る行動マニュアルを作成する。避難誘導にあたる者は、この行動マニュアルに従い、安全が確保されることを前提として、避難誘導を行う。

ウ 災害時要援護者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、災害時要援護者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、前記イの行動マニュアルを踏まえつつ、これらの者に係る避難誘導體制の整備を図る。

エ 町は、避難場所の案内板や避難誘導標識等の整備に努める。

オ 自主防災組織等による避難誘導や、海水浴場等の観光施設の管理者による自主的な避難誘導體制の確立など、町の避難の呼びかけに応じた自主的な避難体制の構築に努める。

3 津波避難体制確立のための県への支援要請

町は、津波が発生した際に、津波対応や住民等の迅速な避難行動ができるよう、県に津波浸水予測図や津波高、浸水深など津波シミュレーションを実施した結果データの提供、及び町の津波ハザードマップや津波避難計画の作成、見直しへの支援を求め、津波避難体制の確立に務める。

4 町の津波情報受伝達体制の確立

(1) 津波情報受伝達対策

町は、休日・夜間等の勤務時間外における迅速な情報伝達及び、関係職員の早期参集体制の確立に努める。

(2) 地域住民等への情報伝達体制の確立

住民等には迅速に避難行動をとってもらふ必要があることから、町はあらゆる広報伝達媒体（同報無線、広報車、サイレン等）や組織等を活用し、住民等への津波注意報、警報の迅速かつ的確な伝達に努めるとともに、避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討する。

また、夏季の観光客に対しては、海水浴場の放送施設やオレンジフラッグ（避難合図旗）を利用し、迅速な情報伝達に努めるとともに、避難誘導対策として、沿岸部を中心に避難誘導看板の整備を推進する。

ア 同報無線の整備活用

地域住民等に対する情報伝達や避難指示等を迅速かつ、確実に実施するため、同報無線の整備拡充、更新に努める。

また、発災時の停電の影響やバッテリー切れ等のためにその機能が失われないよう、デジタル化等の高度化、避難所となる各種公共施設への通信機の配備、非常電源の容量確保、耐震性の向上や津波の影響を受けない場所への移設などを検討する。

イ 多様な伝達手段の確保

本町においても整備済みである J - A L E R T の受信機と防災行政無線の自動起動機の運用や、衛星携帯電話等あらゆる情報手段の活用を検討する。

ウ 地域団体等の自主的情報伝達

地域住民等に対する情報伝達が行なわれた時に、これに敏速に呼応して消防団、自主防災組織等が自主的に情報伝達できる組織体制の指導育成に努める。

エ 海岸線等への情報伝達

海岸線付近の観光地、海水浴場等に対し、迅速かつ効果的な情報伝達体制の整備を図るとともに、各管理者等が自主的に観光客等へ情報伝達できる体制の確立に努める。

オ 漁港、船舶等への情報伝達

漁港管理者（町）は、漁業協同組合等と相互協調のもと、迅速な情報伝達体制の確立に努める。

漁港管理者（町）は、行政機関と連動し津波発生時における船舶の状態（航行中又は係留中）別に、対処方法を具体的に明示し、個々の船舶管理者等に周知を図るとともに、有事における自主避難意識と体制を確立する。

第3 津波防護施設等の整備

(主な担当)	建設環境課、産業観光課
--------	-------------

1 海岸保全施設及び河川堤防の整備

国の中央防災会議による「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」の報告では、今後の津波対策を構築するにあたっては、基本的に次の2つのレベルの津波対策を想定する必要があるとされている。

- (1) 住民避難を柱とした総合的防災対策を構築する上で想定する津波であり、発生頻度の極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
- (2) 防波堤など構造物によって津波の内陸への浸入を防ぐ海岸保全施設等の建設を行う上で想定する津波であり、最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

海岸保全施設は、今まで、侵食、高波及び高潮に対する施設整備を進めており、その規模を超える津波に対してはソフト対策で対応し、堤防の嵩上げ及び構造強化等を必要に応じて実施する。

2 避難場所及び津波避難ビル等の指定・整備

町は、「千葉県津波避難計画策定指針」や国の「津波避難ビル等に係るガイドライン(平成17年度)」及び「東日本大震災における津波による建築物被害を踏まえた津波避難ビル等の構造上の要件に係る暫定指針(平成23年度)」等をもとに、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間に避難が可能となるよう、各地区における避難場所の指定を進めるとともに、沿岸部に位置する中高層マンション等との津波発生時における一時避難に関する協定等の締結を推進する。

なお、専ら避難生活を送る場所として指定された避難所と、津波等からの緊急一時的に避難する避難場所を間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図る。

<資料編 2-1-14 津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定>

第3節 火災等予防対策

関東地震の死亡者の9割弱が火災を原因とするものであり、現在も木造密集市街地で同時に多発する火災による二次災害の危険性は高い。

今後、起こりうる首都直下地震などの大地震には、何よりもまず、地震火災を最小限に抑えることが重要であり、一般家庭や危険物施設等への指導による出火防止や建築物の不燃化促進等を実施する。

第1 地震火災の防止

(主な担当)	総務課、産業観光課、消防本部
--------	----------------

1 出火の防止

(1) 一般家庭に対する指導

一般家庭内における出火を防止するため、町は、自主防災組織等各種団体を通じて一般家庭に対し、火気使用の適正化及び消火器具等の普及と取扱い方について啓発を行う。

なお、火気使用設備器具等については、販売店にも協力を求め、耐震安全装置の設置促進を図る。本町は特に、プロパンガスの使用世帯比率が100%となっており、プロパンガスについては、建物倒壊時の末端器具自体の安全化を図るため、ボンベの転倒予防策、安全機構付末端閉止弁の取り付け、元栓の締め忘れ等による出火防止対策等について防火訓練、広報媒体を通じ住民に周知を図る。

また、住宅火災による死者数の低減に有効な手段である住宅用火災警報器が町内全ての住宅に適正に設置されるよう普及促進に努めるとともに、防災製品の活用を推進する。

さらに、復電時における通電火災を防止するため、関係機関と連携し、通電火災防止対策を推進する。

(2) 防火対象物の防火管理体制の確立

消防本部は、防火管理者設置義務対象の防火対象物には、必ず防火管理者の設置を期すとともに、小規模防火対象物についても、地震に対する事前対策と発災時の応急対策が効果的に行い得るよう行政指導を強化し、職場における防火管理体制の確立を図る。

(3) 予防立入検査の強化指導

消防本部は、消防法4条の規定による立入検査を強化し、防火対象物の用途、地域等に応じた計画的な立入検査等を実施する。

また、常に当該区域内の防火対象物の状況を把握するとともに、火災発生危険の排除に努め、予防対策の万全を期する。

(4) 危険物施設等の保安監督の指導

町及び消防本部は、消防法の規制を受ける危険物施設等の所有者、管理者等に対し、

自主防災体制の確立、保安要員の適正な配置及び危険物取扱従事者等に対する教育を計画的に実施するよう指導し、当該危険物施設等に対する保安の確保に努めさせるとともに、消防法の規定に基づく立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

また、夷隅郡市広域市町村圏事務組合火災予防条例の規定に基づく、少量危険物及び指定可燃物の管理及び取扱いについても、所有者、管理者等に対して必要な助言又は指導を行う。

特に屋外タンク貯蔵所については、次の耐震構造対策の基準を定めて指導する。

ア 耐震又は風圧に関するタンクの構造規制

イ タンク配管の構造規制

ウ 水抜管の安全規制

エ 防油堤の構造規制

<資料編 10-1 危険物施設一覧>

(5) 化学薬品等の出火防止

町及び県は、化学薬品を取り扱う学校、病院、薬局、研究所等の立入検査を定期的に行い、保管の適正化について指導を行う。

(6) 消防同意制度の活用

消防本部は、建築物の新築、改築等の許可、認可、確認の同意時、防火の観点からその安全性を確保するため、消防法第7条に規定する消防同意制度の効果的な運用を図る。

2 初期消火

(1) 消火器具の設置

町及び消防本部は、家庭及び職場での初期消火の徹底を図るため、各家庭や職場に対して消火器具の設置を奨励する。

(2) 住民防火行動の向上

町、消防本部及び県は、地域住民に対して初期消火に関する知識、技術の普及を図るとともに、自主防災組織の育成に努める。

また、資機材等を交付し、防災意識の高揚、住民による初期消火活動体制の確立を図る。

さらに、初期消火の実効を高めることを目標に、住民個人はもとより、地域の組織的な活動力の向上を図るため、自主防災組織等を活用し、訓練指導体制を強化する。強化にあたっては、春秋の火災予防運動、防災の日を中心に初期消火訓練、避難訓練等を通じて、住民の防災行動に関する具体的な知識、技術の指導に当たり、実践的行動力の向上を図る。

3 延焼拡大の防止

(1) 消防団の強化

消防団は、平常時から防災の日、春秋火災予防運動等を機に住民に対する出火防止、初期消火等の指導を積極的に行う。

また、震災時においては、特に地域住民の中核的存在として常備消防を補完して消火活動を行う。

ア 活動基準の整備

火災の被害予想に対応し、作戦計画を確立して消防活動基準を整備し、団員の教育訓練、発災時の活動要領の習熟を図る。

イ 参集体制の整備

団員の個人装備を充実し、参集体制の確保を図り、家族の安全対策の指導を強化する。

ウ 地域総合消防体制の育成

事業所及び住民の自主防災体制との連携を図り、地域配備消火施設等による総合的な消火体制を育成する。

また、消防本部、消防団間の連絡を密にして、活動体制を整備し、消防力の強化を図る。

エ 消防団員の住民指導能力の向上

法制上の公的機関としての認識の向上を図り、地域における指導的位置の確認、活動任務の明確化を図る。

(ア) 町が行う総合防災訓練に際しては、各分団詰所等を拠点とし、住民に対し地域に密着した訓練を行い連携度の向上を図る。

(イ) 団本部教養訓練年度計画の立案に際しては、総合訓練、幹部訓練の中に住民に対する防災指導の強化を取り入れる等、指導力の向上を図る。

カ 消防団員確保のための町の留意すべき事項

町は、消防団の弾力的な運営、他組織との連携・協力、教育訓練における工夫、被用者による消防団活動等の促進など、次に掲げる事項について配慮する。

(ア) 消防団に関する住民意識の高揚

(イ) 処遇の改善

(ウ) 消防団の施設・装備の改善

(エ) 女性消防団員の積極的確保、能力活用等

(オ) 機能別団員・分団の採用の推進

(2) 消防水利の整備

震災時において、消火栓は水道施設の被害等により断水又は大幅な機能低下を被るおそれがあることから、町は、水道管の耐震化、耐震性貯水槽等の整備や、自然水利の活用等の消防水利の計画的な整備を図る。

また、市街地に同時多発火災が発生した場合に備え、町及び消防本部は「消防防災ヘリコプターの効果的な活用に関する検討会報告書(平成21年3月)」を基に、市街地における空中消火について検討する。

第2 建築物不燃化の促進

(主な担当)	建設環境課
--------	-------

1 防火、準防火地域の指定

町及び県は、建築物が密集し、震災により多くの被害を生じるおそれのある地域において、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物又は準耐火建築物の建築を促進する。

<資料編 10-2 防火地域・準防火地域内の建築規制基準>

<資料編 10-3 防火地域、準防火地域の指定状況>

2 防火・準防火地域以外の市街地

町は、準防火地域以外の市街地における延焼の防止を図るため、建築基準法第22条及び第23条により、いわゆる屋根不燃区域に指定されている木造建築物の屋根の不燃措置及び外壁の延焼防止措置を指導する。

3 町営住宅の不燃化の促進

町が建設する町営住宅の不燃化を促進する。

第3 防災空間の整備・拡大

(主な担当)	建設環境課
--------	-------

大震災時において、住民の安全を確保する立場から、火災の延焼を防止し、又は延焼火災の速度の通減を図るためには延焼拡大危険のある地域等に空地を確保する必要がある。

町は、防災空地の整備について、市街地（特に木造建物密集地域の状況）、消防力配備状況等をふまえ、整備を図る方向で検討を進める。

第4節 消防計画

大規模災害・特殊災害などの各種災害の発生に対処するため、高度な技術・資機材など消防体制及び消防施設の整備拡充に努めるほか、消防団員に対する教育訓練、消防思想の普及及び市町村相互間の応援体制等の推進を図る。

第1 消防体制の強化

(主な担当)	総務課
--------	-----

1 消防施設の整備

町は、消防施設の強化を図るため、必要に応じ県へ支援を要請し、消防施設強化事業の拡充に努める。

(1) 現況の把握

消防ポンプ車、水利等消防施設等の現況を把握する。

(2) 消防団の施設・設備

地域における消防力の強化を図るために、財政事情その他必要に応じ、県に支援を要請し、消防団の施設・設備の拡充を推進する。

2 消防団員の教育訓練

県消防学校において、おおむね次のとおり教育訓練を行う。(「消防学校の教育訓練の基準」(総務省消防庁)に基づく教育訓練)

- ① 基礎教育(新任科)
- ② 専科教育(警防科)
- ③ 幹部教育(初・中級幹部科)
- ④ 特別教育(指導員科、訓練指導科、女性消防団員科、一日入校及び現地教育)

3 消防思想の普及

町は、次のような行事、講習会等を通じ消防思想の普及を図る。

- ① 各種の行事を行い消防思想の普及徹底を図る。
- ② 春秋2回の火災予防運動を実施する。(各1週間)
- ③ (公財)千葉県消防協会夷隅支部が開催する消防操法大会に参加して、消防技術の向上と消防団員の士気の高揚を図る。
- ④ 各種講習会等を開催する。

第2 応援体制の強化

(主な担当)	総務課
--------	-----

1 市町村相互の応援体制

消防組織法第39条の規定により、千葉県広域消防相互応援協定が締結されているので、

運営の推進を図るとともに、町においては、相互の連絡調整を密にして各種災害に対応する。

また、平成8年度に策定された「千葉県消防広域応援基本計画」に基づいた迅速かつ的確な広域応援が市町村間で実施できるよう情報受伝達訓練等の各種訓練及び、応援可能部隊や応援可能資機材リストの更新を行う。

<資料編2-1-1 千葉県広域消防相互応援協定>

2 広域航空消防応援体制

大規模特殊災害発生時に、消防組織法第44条の3の規定により、他の都道府県の市町村等のヘリコプターを用いた消防に関する応援を要請する場合は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」及び同実施細目、並びに町及び県の事前計画に定める手続き等により、当該応援が円滑かつ迅速に実施されるよう的確な対応を図る。

<資料編2-5 大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱>

第5節 建築物の耐震化等の推進

市街地のなかには、道路・公園などの都市基盤の整備が不足し、かつ、老朽建築物が多い木造密集市街地が相当数存在しており、建築物の倒壊等の集中的被害が生じるおそれがある。

これらの地域においては、建築基準法の耐震基準に適合しない既存建築物、ブロック塀や落下物など、地震に対する安全性の向上を図る必要がある。

なお、東日本大震災においても、県内では水道、電気、ガスなどのライフライン等の一部が寸断したことから、本町においても各施設の耐震性について、さらに強化を図る。

第1 建築物等の耐震対策

(主な担当)	建設環境課、企画財政課、教育委員会
--------	-------------------

1 既存建築物の耐震診断・耐震性向上に向けた改修の促進

阪神・淡路大震災において、昭和56年以前に建築された比較的古い建築物に大きな被害が集中した。こうした事態に対処するため、現行の建築基準法に規定される耐震基準に適合しない既存建築物の地震に対する安全性の向上を図ることは、引き続き重要な課題である。

そのため、町は、県と調整の上、計画的かつ総合的に町内全域の既存建築物の耐震診断・耐震改修（以下「耐震改修等」という。）の促進を図る。

一方で、建築物にかかわる防災対策は、建築物の所有者や管理者が自己の責任において自らの建築物の安全性を確保することが原則であることから、所有者等には、既存建築物の耐震性能の確保・向上のための耐震改修等を積極的に努めるよう、指導を徹底していく必要がある。

そこで、町や県は、国の補助制度や耐震改修促進税制の活用を図り、耐震改修技術の普及・建築技術者の養成、耐震相談窓口の開設・所有者向けの啓発事業等、耐震改修等促進のための施策を推進する。

また、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年法律第123号）及び同法に基づく「千葉県耐震改修促進計画」及び「御宿町耐震改修促進計画」に基づき、緊急性の高い施設の所有者等に対して、耐震改修等の実施に向けた指導に努める。

緊急性の高い施設とは、次の既存建築物とする。

(1) 用途や規模等の特性によって設定する建築物

ア 被災時にその機能確保が求められる建築物

庁舎、避難施設、救護・救援施設、災害復旧拠点施設、ライフライン管理施設等

イ 高齢者、身体障害者等災害時要援護者が利用する建築物

社会福祉施設、老人保健施設等

ウ 多数の者が利用する一定規模以上の建築物

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」で定める特定建築物、スーパー、劇場、映画館等

(2) 震災時に大きな被害が想定される比較的古い木造住宅が密集する市街地等の建築物

2 教育施設の耐震化

(1) 町立小中学校の耐震化の推進

学校施設は、児童・生徒が1日の大半を過ごす学習、生活の場、且つ災害時には地域住民の応急避難場所としての役割を持つことから、町立学校について、「御宿町耐震改修促進計画」に基づき、耐震化を進める。

(2) 体育施設の耐震化

町は、地域住民の応急的な避難場所になる町有体育施設について耐震性能の向上を推進する。

3 ブロック塀等の安全対策

(1) ブロック塀等の倒壊・落下防止

ア 町は、「千葉県コンクリートブロック塀等安全対策推進要綱」（昭和58年9月制定）に基づき、適正な築造方法の啓発・普及に努めるとともに、既設のブロック塀等に関しては、県と連携して、その所有者・管理者に対して倒壊を防止し、安全を確保するため、必要な助言又は指導に努める。

イ 町は、「千葉県屋外広告物条例」（昭和44年千葉県条例第5号）に基づき、倒壊や落下により公衆に危害を及ぼすことがないように、屋外広告物の設置者・管理者に対し、補修等必要な管理を行い、良好な状態を保持するよう啓発に努める。

(2) 自動販売機の転倒防止

町は、関係団体等と連携して、「自動販売機据付基準」の周知等を行い自動販売機の転倒防止を推進する。

4 落下物防止対策

町は、「千葉県落下物防止指導指針」（平成2年11月制定）に基づき、建築物の窓ガラス、袖看板等の落下による歩行者等の被害を未然に防止するため、当該窓ガラス等の落下に関する専門知識及び、技術の普及・建築物の所有者等への啓発等に努める。

また、商業地域など人通りの多い道路や町が定める震災時の避難路に面する地上3階以上の既存建築物を対象に、窓ガラス、袖看板等の落下の危険性があるものについては、建築物の所有者等に対して、適切な改修や補修の指導を行う。

5 家具・大型家電の転倒防止

町及び県は、ホームページ、広報誌及び住民対象の各種イベントにおいて、家具・大型家電の転倒防止対策の重要性を啓発する。

6 建築防災体制の整備と安全対策の啓発

町は、地震による建築物等の損壊や損壊に起因した二次的な人や物への被害を未然に防止するための施策を、町内全域に的確かつ円滑に推進するとともに、地震に関する安全対策の啓発・普及に努める。

(1) 連絡協議会の運用

町及び県は、建築防災にかかる諸施策の推進のため、千葉県建築防災連絡協議会（県

及び県下54市町村で構成、平成7年5月設立)の活動の充実を図り、既存建築物の耐震診断・改修の促進や応急危険度判定支援体制の確立に努める。

(2) 安全対策の啓発

町及び県は、民間の建築関係団体との連携を図り、建築物の所有者や管理者向けの耐震相談窓口の開設、耐震相談会・講習会の開催、パンフレットの配布等により、地震に関する安全対策の啓発・普及に努める。

第2 ライフライン等の耐震対策

(主な担当)	建設環境課、東京電力(株)木更津支社、東日本電信電話(株)
--------	-------------------------------

1 対策方針

地下には水道管が、また地上には電気施設等が、網の目のように整備されている。震災時、これらの施設が被害を受けると都市生活機能をまひさせるばかりではなく、応急対策を実施する上での大きな障害になる要因となる。

阪神・淡路大震災では、水道、電気、ガス、電話等の各施設が大きな被害を受けた。さらに、平成23年3月に発生した東日本大震災では、被災地においてもライフライン等の施設が大きな被害を受け、被災者の生活に多大な影響を及ぼした。

これらのことから、各施設の耐震性の強化を図り、地震に強いライフラインづくりを行う。

2 水道施設

本町において、水道施設は、浄水場の耐震診断を実施し、耐震性を確認している。

また、基本管路の一部においては、耐震適合性のある管によりバイパスを敷設し、管路の強化を進めてきたところである。

しかしながら、既存施設の中にはまだ老朽化による更新又は補強が必要な施設等があり、次のとおり施設の耐震化を進め防災対策の一層の充実を図る。

(1) 耐震化の指標作成

水道施設の耐震化について、目標年度を定め耐震性、重要性等による優先度を加味した事業推進の計画を作成する。

(2) 緊急を要する対策

耐震性の観点から老朽施設等について、緊急に補強又は更新をする。

(3) 速やかに復旧できる水道づくり

被災しても速やかに復旧できる水道とするため、重要施設の耐震化、自家用発電設備等施設の整備補強及び、複数系統化等水道システムとしての耐震性の向上を図る。

(4) 広域的バックアップ体制の整備等

千葉県水道災害相互応援協定による緊急時給水能力の強化等により、被災した場合でも住民に水を供給できる機能を整備する。

(5) 町営水道の施設整備計画

施設整備計画の策定により、老朽施設整備の更新に併せ、耐震強化対策を実施する。

ア 浄・給水場施設の耐震強化

耐震調査結果に基づき、計画的に御宿ダム、配水池、浄・給水場等の主要構造物や建築物の耐震強化対策を実施する。

イ 管路の耐震強化

管路の新設及び更新において、すべて耐震継手を導入し耐震化を図る。

また、震災被害を受けやすい公道部の鉛給水管について、更新を実施する。

さらに、管路の多系統化及びループ化を図り、漏水発生時における管路のバックアップ機能を強化するとともに、配水区域の細分化（ブロック化）を推進し、震災時の断水範囲の縮小及び復旧の迅速化を図る。

なお、町においては、この管上に消火栓を176基設置してある。

3 電気施設（東京電力（株）木更津支社）

（1）災害予防計画目標

建物については建築基準法、土木工作物（機器基礎を含む）についてはダム設計基準、港湾工事設計要覧、道路橋設計示方書などの基準水平震度とする。

（2）防災施設の現況

ア 変電設備

最近の標準設計では、機器の耐震設計は水平加速度0.3～0.5G、機器基礎の耐震設計は水平加速度0.2Gを下限值とし、地域別・地盤別・構造種別・重要度別の各係数により補正している。

建物については、建築基準法による耐震設計を行っている。

イ 送電設備

架空送電設備に対する地震力の影響は風圧荷重によるものに比べ小さいため、地震時荷重についてはその検討を一般に省略している。ただし、軟弱地盤や活断層付近に支持物を布設する場合は、地盤の変動・破壊に起因する被害を受けるおそれがあるためその地盤に応じた適切な対策を実施している。

また、地中送電設備では154KV以上のケーブルヘッドについては水平加速度0.3G、共振正弦3波に耐えるよう耐震設計を行っている。

ウ 配電設備

震度6（水平最大加速度0.3G）の地震に対し、おおむね送電可能な施設をしている。

エ 通信設備

水平加速度0.5Gに耐えるよう機器を施設している。

（3）保守・点検

電気工作物を常に法令で定める技術基準に適合するよう保持し、さらに事故の未然防止を図るために定期的に電気工作物の巡視点検（災害発生のおそれがある場合には特別の巡視）並びに自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等により出火にいたる原因の早期発見とその改修に努める。

4 通信施設（東日本電信電話（株））

(1) 建物設備

建築基準法による、耐震設計を行っている。耐震設計目標は、震度6（弱・強）に対して軽微な損傷、震度7に対しては倒壊を回避する。

(2) 局外設備

ア 土木設備

(ア) マンホール・ハンドホール及び埋設管路から構成されており、管路の接続には、離脱防止継ぎ手等を使用して耐震性を高めている。

(イ) 構造系の異なる接続部は、フレキシブルジョイント化により耐震性を強化する。

(ウ) 耐震性の高い、中口径管路の導入を促進する。

イ 線路設備

(ア) 中継ケーブル網設備の2ルート化及び地中化を推進する。

(イ) 幹線系ルートは、プライオリティー付けを行い、高規格な中口径管路・とう洞に収容し、設備の耐震性強化を図る。

(3) 局内設備

ア 交換機等は、キャビネット型設備（自立型）の導入を促進し、耐震性の強化を図る。

イ 通信設備の周辺装置（パソコン等）については、転倒防止対策を実施する。

(4) その他

震度4以上の地震が発生した場合、設備点検を実施する。

第3 道路及び交通施設の安全化

(主な担当)	建設環境課、総務課、夷隅土木事務所、いすみ警察署、東日本旅客鉄道（株）
--------	-------------------------------------

1 災害に強い道づくり

道路は、震災時において救援救護活動、緊急物資の輸送等の重要な役割を担っていることから、町は耐震対策を実施し、安全確保に努めるとともに、リダンダンシー（多重化による代替性）を確保するための道路ネットワークの強化を図るなど、災害に強い道路の整備に努める。

2 道路橋梁防災計画

道路及び橋梁は、社会活動、経済活動及び住民の日常生活に欠くことのできないものであると同時に、災害発生時には応急対策及び災害復旧の根幹となるべきものであり、孤立防止策等を図らなければならない。

したがって、これら道路及び橋梁については、事前の予防措置として各施設の耐震性を考慮し、耐震性の強化及び被害軽減のための諸施策を実施していく。

(1) 災害時道路ネットワーク

ア 道路

県が定める緊急輸送道路のほか、近隣市町間を結ぶ幹線道路その他災害時の重要な機能を有する道路により、次のような道路ネットワーク（災害時道路ネットワー

ク) を形成し、耐震化その他整備を進める。

緊急輸送道路（県指定）	国道128号
緊急輸送路以外の市町間を結ぶ主要幹線道路	一般県道 県道174号勝浦布施大原線 県道176号夷隅御宿線 県道232号御宿停車場線 県道273号上布施勝浦線
市街地における主要な道路	道路名称町道0106、0110号線 （国道128号～千葉県道273号間で消防御宿分署を結ぶ道路） 道路名称町道0105号線 （千葉県道176号～千葉県道273号間で町役場を結ぶ道路）

イ 橋梁

長大橋梁についてはほとんどなく、主要道路に架かる橋梁については、永久橋に改修されている。避難路としての機能の重要性を鑑み、木橋の永久橋への改修を早期に進めるとともに、既存永久橋についても、平成8年11月1日付けで国土交通省により改訂された道路橋示方書に基づき、緊急度の高い橋梁から順次耐震対策を実施する。

（2）耐震性の向上

道路及び橋梁の耐震性の向上を図るため、前項において災害時道路ネットワークに位置付けられた道路を中心に次の対策を実施する。

ア 道路防災点検調査

道路、橋梁、盛土、擁壁の状況や土砂崩れ等の危険箇所を平常時に点検調査する。

イ 安全化対策工事

道路防災点検調査の結果、危険と判定された箇所は、速やかに安全化対策工事を行う。

ウ 橋梁対策

（ア）町管理の橋梁については、道路防災点検の結果、必要な耐震措置、洗掘防止措置を速やかに実施するほか、老朽橋の架け替工事を計画的に実施する。

（イ）国、県等が管理する橋梁及び今後新設する橋梁について新たな耐震設計手法が確立されるまでは、阪神・淡路大震災に伴い国土交通省から通知のあった「橋、高架の道路等の新設及び補強に係る当面の措置」に基づき耐震対策を実施する。

エ 斜面地等対策

法面保護等の安全対策を実施する。

3 交通信号等道路付帯施設防災計画

（1）交通信号機等防災計画

ア 交通信号機については、交通専務及び所管区受持員等が平常勤務を通じ保守管理に当たる。

イ 交通標識についても前記アの者が警らその他外勤務を通じて保守管理に当たる。

(2) 街路灯防災計画

町内の街路灯については、各区で、定期的に保守点検しているが、随時町職員が保全管理に当たる。

(3) 道路標識等防災計画

町内に設置されている道路標識及び道路反射鏡については、町職員が定期的に保守点検しているが、さらに付近住民の協力を得て保全管理に当たる。

4 鉄道施設（東日本旅客鉄道（株））

(1) 現況

町内の鉄道施設は、次のとおりとなっている。

事業者名	路線名	町内営業 km	駅数
東日本旅客鉄道（株）	外房線	3.4	1

(2) 施設の耐震性

新たな耐震設計手法が確立されるまでの当面の間は、「既存の鉄道構造物に係る耐震補強の緊急措置について」及び「鉄道新設構造物の耐震設計に係る当面の措置について」に基づき鉄道施設の耐震対策に努めるものとする。

ア 耐震列車防護装置の整備

地震時に運転中の列車を速やかに停止させるための、耐震列車防護装置整備の改良を行っている。

イ 構造物の耐震化

防災工事に耐震性を考慮した線区防災強化を推進している。

第6節 液状化災害予防対策

2011年3月に発生した東日本大震災では、本町に液状化の被害はなかったものの、千葉県内において、東京湾岸の埋立地と利根川沿いの低地を中心として、非常に広域にわたって液状化現象が発生した。液状化現象による人的被害はほとんどなかったものの、各地で大量の噴砂や沈み込み、浮き上がり、抜け上がり、地波等により多くの建物や道路、上水道水等のライフラインに被害が生じ、1987年千葉県東方沖地震で液状化した場所の再液状化も確認されたことから、本町においても液状化対策を推進する。

第1 液状化対策

(主な担当)	建設環境課、産業観光課、夷隅土木事務所、東京電力(株)
--------	-----------------------------

1 液状化対策の推進

上水道施設等のライフラインや、道路・橋梁等の公共施設については、その機能の維持や早期復旧が、住民の生活や地域全体の復旧にも大きく影響するものであり、地盤の改良や施設の耐震化の推進など、液状化しにくい、又は液状化に強い施設づくりを推進するとともに、住民に対する液状化に関する知識の普及に努める。

さらに、液状化現象により、水道管からの漏水などライフライン施設の被害が発生した際の迅速な応急復旧のための体制整備に努める。

2 ライフライン施設、公共施設の液状化対策

(1) 水道施設

地盤改良等により、液状化の発生を防止する対策や、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策を適切に実施する。

町営水道では、地盤の液状化による铸铁管の抜け出し等の防止策として、管路の新設及び更新においては、すべて耐震継手を導入することとしている。

(2) 海岸保全施設

地震に強い漁港、海岸を目指し、海岸保全施設の新設や老朽化及び機能の高質化に伴う改良等において液状化対策を進めており、引き続き施設の重要性を考慮し液状化対策を実施する。

(3) 道路橋梁

橋台や橋脚周辺の地盤の液状化が予想される橋梁については、地盤改良や施設の耐震化の推進等を講じ、落橋や倒壊を防ぐ。

(4) 河川・海岸

通常、河川では大地震と洪水が同時に発生する確率はかなり低いですが、そのような地表面標高の低い地域では通常の水位(潮位)で浸水するおそれがあり、また海岸では地震発生とともに津波が予想されるため、堤防や護岸等の整備にあたっては液状化対策など耐震対策を考慮して実施する。

このため、国土交通省で作成した堤防、護岸、水門、樋管等の各種施設の耐震点検

マニュアルに基づき点検を行い、危険度の高い箇所より順次液状化対策等を実施する。

第2 液状化対策の広報・周知

(主な担当)	建設環境課
--------	-------

東日本大震災を受け、県が平成23年度に行った液状化調査により判明した液状化発生原因や発生メカニズム、液状化被害が発生した地域特性について、揺れ（震度）によって液状化しやすい地域を示した「液状化しやすさマップ」や「揺れやすさマップ」を用いて、住民にわかりやすく広報・周知する。

また、住民の液状化対策を推進するため、液状化の原因や対策を考えるのに住民に足元の地盤の成り立ちに関心を持ってもらうよう周知する。

第3 液状化被害における生活支援

(主な担当)	保健福祉課
--------	-------

液状化現象による直接的な人的被害は、ほとんどないものとされているが、ライフラインの寸断などにより、生活に支障をきたす状況となる。特に、高齢者や障害者等の災害時要援護者が、在宅での避難生活を送る中で、健康状態が悪化するなどの二次的な被害が発生することが考えられる。

これらの在宅の災害時要援護者に対する巡回健康相談や生活支援のため、共助の取り組みや保健所、社会福祉協議会などの福祉関係機関などの地域のネットワークによる取り組みを促進する。

第7節 土砂災害等予防対策

地震に伴う地盤災害による人的・物的被害の発生を未然に防止し、被害の軽減を図るため、県が平成19年度に実施した「地震被害想定調査」の結果を参考に、がけ崩れ・地盤の液状化現象等危険地域の実態を調査し、危険箇所における災害防止策を講じるとともに、地盤災害の危険性を助長するような造成工事の規制・指導、地下水の取水規制等の措置を講ずる。

第1 土砂災害の防止・孤立集落対策

(主な担当)	総務課、建設環境課、夷隅土木事務所
--------	-------------------

1 土砂災害危険箇所の調査把握と危険箇所の公表

町は、土砂災害発生のおそれのある箇所の災害を未然に防止し、その被害の軽減を図るため、県と協力して被害の発生するおそれのある地域を予め調査し、土砂災害危険箇所の把握に努める。

また、土砂災害危険箇所を町のホームページで公表するとともにインターネットを活用しない高齢者等にも周知するため、防災マップ、広報誌及び県が作成する土砂災害危険箇所マップを公民館等に配付し、一般への周知に努める。

<資料編9-1 土砂災害警戒箇所>

2 警戒避難体制の整備

町は、県が指定する土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達等、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を町防災計画に定めるとともに、災害時要援護者の円滑な警戒避難に資する土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。

また、土砂災害警戒区域等の指定がされていない土砂災害危険箇所についても、指定区域における対応に準じた警戒避難体制の整備に努める。

<資料編9-2 土砂災害警戒区域>

3 土砂災害警戒情報における地震等発生後の暫定基準

地震等の発生後は、地盤条件等が変化し、通常時よりも少ない降雨で土砂災害が発生しやすくなる。

町は、県が設定する、地震等の発生後における土砂災害警戒情報の発表・解除に関する暫定的な運用基準、及び「千葉県土砂災害警戒情報に関する実施要領」に関する情報収集に努め、地震等発生時における土砂災害警戒情報の的確な運用を図る。

4 土地利用の適正化

町は、土砂災害防止に配慮した土地利用の適正化を図るため、各種法規制の徹底及び開発事業者等に対する啓発・指導の徹底等に努める。

5 急傾斜地崩壊対策

(1) 現況

本町の急傾斜地崩壊危険区域は、「急傾斜地崩壊危険区域一覧」のとおりである。

<資料編9-3 急傾斜地崩壊危険区域>

(2) 急傾斜地崩壊危険区域の指定

町は、崩壊するおそれのある急傾斜地を把握し、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（以下「急傾斜地法」という。）第3条の規定により、県と協議の上、知事に対し急傾斜地崩壊危険区域の指定の促進を図る。

また、この指定区域に含まれていない危険箇所についても、当該箇所及び周辺地域の状況に応じ、区域指定の促進を図るものとする。

<資料編9-4 急傾斜地崩壊危険区域指定基準>

(3) 行為の制限

町は、急傾斜地における災害を防止するため、県に対し急傾斜地法に基づき崩壊を助長するような行為の制限、防災措置の勧告及び改善措置の命令等を行うよう要請する。

また、急傾斜地崩壊危険区域内における居室を有する建築物については、建築基準法及び千葉県建築基準法施行条例に基づく災害危険区域の指定により、建築物の建築制限を行う。

現在、災害危険区域に指定されている区域は、急傾斜地崩壊危険区域として指定されている区域のとおりである。

(4) 防止工事の実施

町は、必要に応じ県費助成を要請し、急傾斜地崩壊危険区域内において、土地所有者、管理者及び被害を受けるおそれのある者等が防止工事を施行することが困難又は不相当と認められ、かつ、急傾斜地法に基づく工事採択基準に適合するもののうち、緊急度が高く、地域住民の協力が得られるものから順次法面防護工、排水工等の防止工事を実施する。

(5) 急傾斜地崩壊危険箇所における施設整備の向上

町は、急傾斜地崩壊危険箇所のうち、急傾斜地法第3条の規定により、県に対し特に施設整備の必要な箇所について急傾斜地崩壊危険区域に指定し、次の危険箇所について重点的に施設整備を実施するよう要請する。

ア 災害時要援護者関連施設に係る危険箇所

イ 避難所や避難路を有する危険箇所

ウ 崖の状態が悪く緊急性の高い危険箇所

6 宅地造成地災害対策

都市化の進展に伴い、近年の宅地開発は、既成市街地の周辺へと拡大し、崖地や傾斜地にも宅地を造成し、家屋を建築する例が多くなっている。

しかし、これらの人為的な改変地は、地震により、地盤の崩壊、土砂崩れ等を引き起し、予期しない大災害の原因となる恐れが大きい。

昭和53年の「伊豆大島近海地震」及び「宮城県沖地震」は、その最たる例であり、多数の死傷者や建物への被害を発生させた。

本来、これらの安全対策については、所有者や管理者が実施すべきものであるが、前述のような問題が提示されている以上、町としても見過せることではない。

このため、宅地造成工事の施工に当たっては、関係法令等及び「御宿町宅地開発事業等指導要綱」に基づき防災等の措置を講じることとするが、特に丘陵地、急傾斜地においては地形地質等の地域の実情等を考慮し、規制、指導の強化及び危険区域からの住民移転制度や住環境改善のための貸付、融資制度を活用し、住民の理解と協力を得ながら、安全性の一層の確保を図る。

町は、工事の許可又は確認に際し、次の事項に留意する。

- ① 急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地法第3条）等については、原則として宅地造成の工事区域から除外し、工事を規制する。
- ② 宅地造成により生ずる人工がけ面は、その高さ、勾配、土質に応じ擁壁の設置その他の保護措置を講ずる。
- ③ 宅地造成工事区域内の地盤が軟弱である場合は、地盤改良の措置を講ずる。

<資料編9-6 御宿町宅地開発事業等指導要綱>

7 孤立集落対策の推進

町は、孤立するおそれのある地区を把握し、必要に応じ県に支援を要請し、予防措置等の孤立集落対策を実施する。

第2 河川、ため池施設の安全化

(主な担当)	建設環境課、産業観光課
--------	-------------

1 計画方針

地震に伴う河川、ため池施設の被害を防止するため、耐震性の強化等の措置を講ずる。

2 河川施設の整備

地震による河川護岸等の損壊を防止するため、適正な管理に努める。

3 ため池等災害対策

町は、老朽化、降雨、地震等により災害の発生するおそれのある農業用ため池について、必要に応じ県へ支援を要請し、「農業用ため池台帳」の整備を進めるとともに、改修を必要とするものから計画的に改修を行う。

<資料編9-7 主な河川>

第8節 災害時要援護者等の安全確保のための体制整備

東日本大震災においては、死者の多くを高齢者が占めた。また、障害者が一般の人に比べて高い割合で犠牲になったことが推察されるなど、高齢者や障害者など災害時に支援を要する人々の犠牲が多かったことや、避難生活において特別な配慮が必要としたこと等を踏まえ、町及び県等は、高齢者や障害者のほか、難病患者・乳幼児・妊産婦・外国人などを含めた災害時要援護者の安全確保体制の整備を図る。

なお、国では、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン（以下、この節において「ガイドライン」という。なお、国は平成24年度にガイドラインを改定することとしている。）」を策定し、県では「災害時要援護者要援護者避難支援の手引き（以下、この節において「手引き」という。）」を作成している。

本町においても「災害時要援護者支援マニュアル（以下、この節において「マニュアル」という。）」を作成しており、町は、これらガイドライン、手引き及びマニュアルに基づき、災害時要援護者の安全確保体制の整備を図ることとする。

第1 在宅要援護者に対する対応

(主な担当)	保健福祉課、社会福祉協議会
--------	---------------

1 災害時要援護者の把握

住民及び町は、災害による犠牲者となりやすい高齢者や障害者、乳幼児、妊婦等いわゆる「災害時要援護者」の把握に努め、発災時に迅速な対応がとれるよう備えるものとし、必要に応じて県に支援を要請する。

なお、住民及び町は、ガイドラインに基づき、次の事項に留意し把握等を行うものとする。

(1) 災害時要援護者の所在把握

ア 町は、日常業務の中で、住民登録や福祉などの各担当部門が保有する情報から、事前に要援護者をリストアップし、どのような要援護者（電源を必要とする医療機器の使用の有無を含む。）がどこに住んでいるのか取りまとめ、所在情報とする。この場合、災害時には防災関係機関等に開示されることなどについて事前に要援護者本人又はその家族から同意を得ることとする。

また、平常時から要援護者と接している社会福祉協議会、民生委員、ケアマネジャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者との連携に努める。

イ 在宅の状態にない、病院や社会福祉施設等に入院・入所している要援護者に関しても可能な限り把握する。

ウ 所在把握には、行政区を活用するなど、地域における共助による取組みを推進する。

(2) 所在情報の管理

ア 常に最新の情報を把握し、内容を更新の上、関係者で共有する。

イ 災害時における情報の開示時期、どのような機関に対して情報を開示し、どのような協力を得ていくのか、情報開示の内容をどこまでの範囲にするのか、それぞれ定める。

ウ 災害時要援護者の所在情報は個人情報であり、個人情報保護の観点から必要最低限の限られた範囲での利用が求められることから、コンピュータを利用してのデータベース化やGIS化などを進めると共にデータの流出防止等、情報の適切な管理の基に、常に必要最低限の情報が取り出せるように整備を図る。

なお、災害による電源喪失を考え、紙での情報保管についても検討する。

2 支援体制の整備

町及び県は、自主防災組織の育成及び指導並びに社会福祉施設等への指導を通じ、災害時における情報伝達や救助、避難誘導等、行政区等の地域社会全体で災害時要援護者を支援するための体制づくりを行う。

町は、ガイドラインや手引きを参考とし、災害時要援護者への各種支援体制の整備に努める。

3 災害時要援護者避難支援プランの策定

住民及び町は、「災害時要援護者」の把握に努め、名簿を作成し、地域社会全体で災害時要援護者に対して複数の避難支援者を定める等、具体的な災害時要援護者避難支援プランの個別計画の策定に努める。

4 防災設備等の整備

町及び県は、ひとり暮らしの高齢者や障害者、ねたきりの高齢者、視覚障害者等の安全を確保するための緊急通報システムや聴覚障害者等への災害情報の伝達を効果的に行うための文字放送受信装置等の普及に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、自動消火装置及び火災報知器等の設置の推進に努める。

5 避難施設等の整備

町は、施設の安全性確保やバリアフリー化、避難スペースの確保等、要援護者のために特別の配慮がなされた福祉避難所の整備や、民間の特別養護老人ホーム等の施設を福祉避難所として指定するように努める。

また、町は、県と連携し、福祉避難所等での受入れが困難な在宅の災害時要援護者や被災した施設の利用者等を市町村の域を越えて受け入れる拠点の整備に努める。

災害時要援護者が避難生活を送るために必要となるトイレ、車椅子、簡易ベッド等の障害者・高齢者用備品やミルク、ほ乳びん等の乳児用備品及び授乳に配慮するための設備などは、あらかじめ避難施設等への配備に努める。ただし、個別の事情による医薬品等については、支援者が備えることとする。

町は、手引きや関係団体の意見などを参考とし、災害時要援護者や女性に十分配慮した構造・設備及び運営の確保に努める。

<資料編7-3 福祉避難所>

6 防災知識の普及、防災訓練の充実

町及び県は、災害時要援護者やその家族並びに社会福祉施設に対し、パンフレットの

配布など、広報を充実し災害に対する基礎知識等の理解を高めるとともに、地域の防災訓練等やコミュニティへの積極的参加を呼び掛けるよう努める。

7 避難指示等の情報伝達

町は、高齢者や障害者等の災害時要援護者について、その状態や特性に応じた情報伝達体制の確立に努めるとともに、発災時には、速やかに巡回等による避難指示等の周知を図る。

8 在宅避難者等への支援

町及び県は、在宅避難又は応急仮設住宅での生活を送る災害時要援護者に対する健康相談や生活支援のため、共助の取組みや夷隅健康福祉センター、社会福祉協議会等の福祉関係機関との地域ネットワークによる取組みを促進する。

また、電源を必要とする医療機器を使用している在宅難病患者等に対し、災害に備えた補助電源の準備や停電時の入院受入れ等について、日頃から主治医や訪問看護ステーション等と相談するよう周知する。

第2 社会福祉施設等における防災対策

(主な担当)	保健福祉課
--------	-------

1 防災対策の指導

町及び県は、社会福祉施設等において、防災対策が講じられるよう、施設等に対する指導に努める。

2 施設の安全対策

社会福祉施設や老人保健施設の管理者は、施設そのものの災害に対する安全性の確保に努める。

また、電気、水道等の供給停止に備えて、入所者等が最低限度の生活維持に必要な飲料水、食料、医薬品類等の備蓄を行うとともに、施設機能の応急復旧や施設入居者の酸素療法等の治療等に必要非常用自家発電機等の防災設備の整備を行う。

3 組織体制・計画の整備

社会福祉施設や老人保健施設の管理者は、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、施設関係者緊急連絡体制、町へのライフライン等の被害・復旧状況報告体制等を盛り込んだ非常災害に関する具体的計画を作成しておくものとする。

また、町と連携のもと、施設相互間並びに他の施設、近隣住民及び自主防災組織等との日常の連携が密になるよう努め、入所者等の実態等に応じた協力が得られるよう体制づくりを行う。

4 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設や老人保健施設の管理者は、施設の職員や入所者等が災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を高めるための防災学習を定期的実施する。

また、施設職員や入所者等が、発災時の切迫した状況下においても適切な行動がとれ

るよう、施設の構造や入所者等の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的に実施する。

第3 外国人に対する対策

(主な担当)	総務課、産業観光課、税務住民課
--------	-----------------

1 防災知識の普及・防災訓練の充実

町及び県は、言語、生活習慣、防災意識が異なり日本語の理解が十分でない外国人を「災害時要援護者」として位置付け、発災時に迅速かつ的確な対応ができるよう、次のような条件、環境づくりに努めるとともに、様々な機会をとらえて防災対策の周知に努める。

- ① 多言語による広報の充実
- ② 避難場所、避難路標識等の災害に関する表示板の多言語化
- ③ 外国人を含めた防災訓練・防災教育

2 外国人に対する対応

町は、日本語の理解が十分でない外国人向けの語学ボランティアの派遣制度について、迅速な派遣要請が可能となるよう、平時から県が行う派遣制度について情報収集を図る。

第9節 情報連絡体制の整備

大規模震災時には、通信の途絶や輻輳等が予想されるため、町、県及び防災関係機関は、情報収集伝達手段として、防災通信網の整備充実を図り、応急対策における情報伝達を迅速に進める。また、訓練等を通じて通信機器の操作の習熟に努める。

第1 県における災害情報通信施設

(主な担当)	総務課
--------	-----

1 県防災行政無線の活用

県は、防災情報の迅速・確実な受伝達と通信の高度化を図るため、防災行政無線を整備し、運用している。

町は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、災害情報の収集や被害状況等の報告に際しては、県防災行政無線を最大限活用する。

このため、関係者以外も災害時に操作ができるよう訓練等を通して操作方法の習得に努める。

2 防災情報システムの活用

県は、災害時における県庁と県出先機関、市町村等の間での被害情報、措置情報の収集、処理の迅速化共有化を図るとともに、気象情報等の防災に関する各種情報を関係機関や住民に提供して、的確な防災対策に資するため、「千葉県防災情報システム」（以下本編において「防災情報システム」という。）を整備し、運用している。

町は、防災情報システムを活用して、的確な防災対策の遂行に努める。

第2 町における災害通信施設の整備

(主な担当)	総務課
--------	-----

1 町防災行政無線等の整備

町は、大規模災害時における住民等への情報提供や被害情報等の収集伝達手段として、町防災行政無線等の整備拡充に努める。

町防災行政無線は、庁舎を親局とし、子局31局を開設している。震災時には、緊急の情報伝達の手段として、また安全確保のための広報手段として活用する。

また、更に確実な情報伝達の手段として、個別受信機の普及も推進する。

その他、避難地における情報伝達の手段として、また被害状況の収集のため、町防災行政無線移動系の車載及び避難所への設置、整備を進めるとともに、広報車、消防車、サイレン等を活用した住民への迅速、的確な情報伝達体制の整備に努める。

2 全国瞬時警報システムの整備

本町においても整備済みであるJ-A L E R Tの受信機と防災行政無線の自動起動機の運用や、衛星携帯電話等あらゆる情報手段の活用を検討する。

3 警察における災害通信網の整備

警察災害通信施設は、災害の発生に備え、又は災害発生時における、災害救助、災害復旧等に使用することを考慮して整備に努めるものとする。

町長、知事及び指定（地方）行政機関の長は、災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定により警察通信施設を使用できることとなっている。

4 非常通信の活用

町及び防災関係機関は、災害時等に自己の所有する無線通信施設又は一般加入電話等が使用できないとき、又は使用が困難になった場合に対処するため、電波法第52条の規定に基づく非常通信の活用を図るものとし、非常通信の伝送訓練等、関東地方非常通信協議会の活動等を通じて、非常通信体制の充実強化に努める。

5 アマチュア無線の活用

アマチュア無線による通信は、ボランティアによるものであることに配慮の上、非常時においてアマチュア無線の円滑な活用が図ることができるよう平常時から関係団体と連絡を密にするとともに、関係団体等が行う非常通信訓練の実施に協力する。

6 その他通信網の整備

CATV、インターネット等多様な通信メディアの活用について検討し、災害時における多様な通信連絡網の整備充実を努める。

<資料編4-1 利用可能な他の通信施設>

<資料編2-1-19 御宿町防災行政無線の活用に関する協定>

第10節 備蓄・物流計画

町及び県は、住民や自主防災組織、事業所等に対し、「自らの命は自らで守る。自らの地域はみんなで守る。」という自助・共助の考え方を基本に、平時から、災害時に必要な物資の備蓄を推進するよう働きかけるとともに、住民の生命や財産を守るため、災害発生直後から被災者に対して円滑に必要な物資等の供給が行えるよう、備蓄・調達並びに物流に係る体制の整備を図る。併せて、大規模災害時における医療救護などの救援活動を実施するために必要な資機材・物資等の計画的な整備を図る。

第1 食料・生活必需品等の供給体制の整備

(主な担当)	総務課
--------	-----

1 備蓄意識の高揚

各家庭や事業所等における食料・飲料水等の備蓄を推進するため、町は、家庭等における3日分以上の食料や飲料水、生活必需品を備蓄することなど、住民の備蓄意識の高揚を図るための普及啓発を推進するとともに、自主防災組織等への炊き出し用機材や救助用機材などの整備を促進する。

2 備蓄・調達体制の整備

(1) 町

備蓄及び調達は、自助・共助により賄われる備蓄物資等を補完する目的で行われるものであるが、町は、基礎的な地方公共団体として一義的に被災者への食料・生活必需品等の供給を行う責務を有していることから、様々な事態に的確に対応できるよう、物資の備蓄・調達体制の整備に努める。

ア 生命維持や生活に最低限必要な食料・飲料水・生活必需品等の物資や避難所運営に必要な資機材を中心とした備蓄に努める。

なお、備蓄物資の選定に際しては、地域特性や災害時要援護者・女性の避難生活等に配慮する。

イ 被災者に物資を迅速に提供するため、避難所への分散備蓄の推進や輸送体制の構築等に努める。

ウ 消費期限が短いなどの備蓄に適さない物資や、大量に必要となるもので全てを備蓄することが困難な物資、発災からの時間の経過とともに必要となる物資については、関係事業者等との協定締結の推進を図り、調達による確保に努める。

エ 備蓄の状況、保管場所等については、“御宿町備蓄台帳”で管理し、定期的な整備更新に努める。

<資料編6-7 物資の集積拠点>

<資料編8-5 御宿町備蓄台帳>

<資料編2-1-6 災害時における物資の供給に関する協定>

<資料編2-1-7 災害時における救援物資の提供に関する協定>

<資料編2-1-17 災害時における緊急対応生活物資等の供給に関する協定>

(2) 県

県は、町が甚大な被害を受け、備蓄した物資の提供や調達が困難になった場合などに備え、広域地方公共団体として町を補完する立場から、物資の備蓄・調達体制の整備等を行っている。

備蓄品目の選定等には、情報の寸断等により、ニーズの把握が困難な状況となる町に対して、県が要請を待たずに物資の供給を行う、いわゆる「プッシュ型」支援を想定した検討を行うとともに、平時から「プッシュ型」支援を想定し、物資の備蓄状況や集積拠点等について、町と県の間での情報共有を図る。

3 災害時の物流体制の整備

民間からの調達や国や他都道府県からの支援により供給される大量の物資を迅速に目的地へ届けるためには、円滑な物流体制を構築することが重要であり、町及び県は、平時から体制整備に努める。

(1) 町

町は、指定した拠点へ搬入される物資を避難所等へ輸送し、避難者へ供給する役割を果たす必要がある。そのため、平時から物資の集積拠点を選定しておくとともに、大量な物資の仕分けや避難所への輸送等につき、地域特性に応じて、民間物流事業者と連携するなどの体制整備に努める。

<資料編 6-7 物資の集積拠点>

<資料編 2-1-6 災害時における物資の供給に関する協定>

<資料編 2-1-7 災害時における救援物資の提供に関する協定>

<資料編 2-1-17 災害時における緊急対応生活物資等の供給に関する協定>

(2) 県

県は、町の要請等に基づき、又は災害の状況に応じ要請を待たずに、県の備蓄、民間からの調達又は国や他都道府県への要請等により必要な物資を確保し、町の指定する拠点まで物資を輸送する役割を担っている。大量の支援物資等の受入れ、在庫管理及び払出しを円滑に行い、かつ迅速に目的地へ輸送するため、物資の集積拠点としての物流倉庫や、輸送車両・機材・ノウハウの提供等について、倉庫業界・トラック業界等の民間物流事業者の協力を受け、官民連携による物流体制を構築するものとする。

第2 医薬品及び応急医療資機材等の整備

(主な担当)	保健福祉課
--------	-------

1 災害用医薬品等の備蓄

町は、災害発生時の医薬品及び衛生材料の供給を円滑に行うため、保健センター等に災害用医薬品等を備蓄し、迅速に対処できる体制を整備する。

2 応急医療資機材の備蓄

町は、大規模災害発生時の円滑な医療救護活動の実施を図るため医療救護活動に必要な応急医療資機材を保健センター等に整備する。

第11節 防災施設の整備

地震災害から住民の生命や財産を守るためには、災害応急対応を円滑に行うための防災拠点施設や避難所等の各種防災施設の整備が重要である。

第1 防災拠点施設の整備

(主な担当)	総務課
--------	-----

1 計画方針

町は、平常時における住民の防災知識の普及啓発を図るとともに、大規模災害時における防災用資機材や食料の備蓄搬送拠点として、災害対策活動の拠点となる施設の整備に努める。

2 既存施設の整備

町は、被災地外からの支援物資や人的応援を速やかかつ的確に受け入れ、救援・復旧活動を展開するため、旧御宿高校等の既存施設を活用し、オープンスペースを確保した防災活動拠点のネットワーク整備を進める。

施設としては、平常時、住民や自主防災組織のリーダー等を対象とした地震や防災に対する知識・体験を深めるための啓発・教育施設等と災害時の資機材、物資等の備蓄倉庫、耐震性貯水槽、通信施設等で構成されるものを考慮する。

第2 避難施設の整備

(主な担当)	総務課、企画財政課、保健福祉課、教育委員会
--------	-----------------------

1 避難所等の整備

町は、「大地震に対する市町村避難対策計画推進要領」により、避難場所等の選定を行うものとし、特に避難場所の整備等については、「災害時における避難所運営の手引き」の記載内容及び次の点に留意する。

- ① 避難所の開設が予定される施設の耐震性を確保するとともに、対象地域の被災住民を収容できる規模を持って適切に配慮する。
- ② 避難所に指定した建物については、必要に応じ、冷暖房施設、換気や照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。
- ③ 避難場所は、災害時の避難者の安全を確保するため、施設の耐震化やできる限りの液状化対策を実施する。
- ④ 避難場所における救護所、通信機器等の施設・設備の整備に努める。
- ⑤ 避難場所に食料、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、仮設トイレ等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。
- ⑥ 避難生活の長期化、高齢者、障害者等の災害時要援護者に対応するため、災害時要援護者に特別の配慮をするための避難施設（以下「福祉避難所」という。）の整備に努め、簡易ベッド、簡易トイレ等の整備及び避難時の介助員の配置等について検

討する。

- ⑦ 間仕切りや照明等、被災者のプライバシー及び安全を確保するための設備の整備に努める。

<資料編7-1 避難場所一覧>

<資料編7-2 避難所一覧>

<資料編7-3 福祉避難所>

2 避難所運営マニュアルの整備

町は、本来の施設管理者の監督のもとで、自主防災組織やボランティア組織と協力して避難所の効率的な管理運営がなされるよう、県が策定した「災害時における避難所運営の手引き」を参考とし、避難所ごとの運営マニュアルの策定を促進する。

また、その作成にあたっては、施設管理者と協議するものとする。

3 避難路の整備

町は、避難場所に安全に避難できるよう日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、避難路の安全性の点検及び避難誘導標識の設置等適切な措置を講ずる。

4 震災対策用貯水施設等の整備

町は、本格的な給水が行えるまでの間の水を確保するため、水道事業者等の協力を得て、避難場所等に飲料水兼用型耐震性貯水槽、耐震性井戸付貯水装置又は防災用井戸の整備を行う。

5 ヘリコプター臨時離発着場等の確保

情報収集や救助・救急活動、救援物資・人員搬送等災害時に多岐にわたり大きな役割を果たすこととなるヘリコプターを有効に活用するためには、緊急時の離発着場の確保等について、町防災計画に位置付けその確保に努める。

特に、使用の際に混乱が予想される避難所の臨時離発着場については、避難住民の安全性等を考慮し避難場所と臨時離発着場の区別等所要の措置を講ずる。

また、緊急消防援助隊、広域緊急援助隊及び自衛隊の各部隊の支援を円滑に受け入れるための進出拠点・応急対策活動拠点の候補地、「首都直下地震応急対策活動要領に基づく具体的な活動内容に係る計画（平成20年12月）」に対応するための広域物資拠点・広域医療搬送拠点の候補地を県があらかじめ選定するため、町はこれに協力する。

<資料編6-2 ヘリコプター発着可能地点>

第12節 帰宅困難者等対策

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、千葉県内においても多くの帰宅困難者が発生し、帰宅しようと駅周辺に集まった人々が駅前に滞留した事例が多く見られ、駅と市町村との情報連絡体制が不十分であったことにより、一部の駅周辺では混乱も生じた。

大規模震災により鉄道等の公共交通機関が運行に支障をきたした場合には、大量の帰宅困難者の発生が予想され、それらの人々が一齐に居住地に向けて帰宅行動を開始すると、火災や建物からの落下物により負傷するおそれや、救急・救助活動の妨げとなるなどの可能性がある。

また、観光地である本町に滞在中の観光客が災害に遭遇した場合、安全を確保し、無事に帰宅できるよう、観光事業者、関係団体との連携のもと対策を講じる必要がある。

このため、首都直下地震帰宅困難者等対策協議会や九都県市首脳会議などにおける研究・検討を踏まえ、国や県、他市町村等、関係機関との連携・協力体制を確立し、帰宅困難者等対策の推進を図る。

第1 帰宅困難者等

(主な担当)	総務課
--------	-----

1 帰宅困難者の定義

震災発生時の外出者のうち、地震の発生により交通機関の運行が停止した場合、自宅までの距離が遠く、徒歩による帰宅が困難な人を「帰宅困難者」とする。

また、自宅までの距離が近く、徒歩による帰宅が可能な人を「徒歩帰宅者」とし、「帰宅困難者」及び「徒歩帰宅者」の両方を含めて「帰宅困難者等」とする。

2 帰宅困難者の発生予想数

平成19年度「千葉県地震被害想定調査報告書」では、首都直下地震等の大規模な地震の発生により、本町において約千人の住民が帰宅困難者になると推計している。

第2 一斉帰宅の抑制

(主な担当)	総務課、企画財政課、産業観光課
--------	-----------------

1 「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底

帰宅困難者対策においては、一斉帰宅行動の抑制が最も重要であるため、広報誌、ホームページ、ポスターなど様々な媒体を活用して「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底を図る。

2 安否確認手段の普及・啓発

一斉帰宅行動を抑制するためには、家族等との安否確認手段が確保され、かつ周知されていることが必要である。このため、災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言版、災害用伝言版(W e b 1 7 1)、ツイッター・Facebook等のソーシャル・ネットワーキング

サービス、IP電話など、通話に頼らない安否確認手段について、平常時から体験・活用を通じて、発災時に利用してもらえるよう広報・啓発を行うとともに、企業や学校など関係機関における家族等との安否確認手段のルール化を促進する。

3 帰宅困難者等への情報提供

企業、学校など関係機関において従業員や児童・生徒等を待機させる判断をすることや、個人が望ましい行動を取るためには、地震情報、被害情報、公共交通機関の運行・復旧状況などの情報を適切なタイミングで提供することが必要である。

このため、「むやみに移動を開始しない」ことの呼びかけ、地震に関する情報、広域的な被害情報について、ホームページ等を活用して主体的に提供していく。

さらに、県、他市町村及び関係機関と連携して防災情報メール、ポータルサイト、ソーシャル・ネットワークングサービス、デジタルサイネージ※などを活用した情報提供についても検討・実施していく。

※ デジタルサイネージ：屋外、店頭、公共空間、交通機関、コンビニエンスストアなど、一般家庭以外の場所において、ネットワークに接続したディスプレイなどの電子的な表示機器を使って情報を発信するもの。

4 観光客への啓発

震災発生直後の町の応急対策活動は、救命救助・消火・住民の避難支援を重点的に行うため、観光客に対する支援が手薄になることが予測される。

このため平時において、観光客へ向け次のことについて普及啓発を行う。

- ① 二次災害防止のために「むやみに移動を開始しない」こと。
- ② 災害用伝言ダイヤルなど、安否確認手段の活用に関すること。
- ③ 防災行政無線など公共機関が提供する情報入手に関すること。
- ④ 帰宅できるまでの自助・共助の重要性に関すること。

第3 帰宅困難者等の安全確保対策

(主な担当)	総務課、企画財政課、産業観光課、教育委員会、JR 東日本
--------	------------------------------

1 一時滞在施設の確保と周知

町及び県は、所管する施設の耐震性等の安全性を考慮したうえで、駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者などを一時的に受け入れるための一時滞在施設を指定する。

民間施設については、町が当該事業者と協議を行い、事前に協定を締結し指定する。

また、一時滞在施設の周知を図るとともに、施設における情報提供や物資の備蓄のあり方についても検討する。

2 大規模集客施設や駅等における利用者保護

(1) 利用者保護の要請

町は、大規模集客施設や駅等における利用者保護のため、あらかじめ大規模集客施

設や駅等の関係機関との情報連絡体制の整備を図る。

また、震災の発生時に適切な待機や誘導が行われるよう要請する。

(2) 大規模集客施設を管理する事業者及び鉄道事業者の取組み

大規模集客施設や駅等を管理する事業者は、平常時から利用者の保護に係る方針を定めておくとともに、震災発生時の施設内待機に係る案内や安全な場所への誘導手順についてもあらかじめ検討しておくよう努めるものとする。

3 企業、学校など関係機関における施設内待機のための対策の要請

町は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を徹底するため、企業・学校など関係機関に対し、従業員等や児童・生徒を安全に待機させるための耐震診断・改修、家具の転倒・落下・移動防止等の環境整備、従業員等との安否確認手段の確保・家族との安否確認手段の周知などの対策を要請する。

また、飲料水、食料、毛布などの備蓄は、企業については自らの準備を要請し、学校等関係機関については、家庭や地域と連携・協力して準備するよう努める。

4 企業、学校など関係機関における訓練実施の要請

町は、企業・学校など関係機関に対し、従業員や顧客、児童・生徒の混乱防止、誘導訓練、情報の収集伝達訓練、安否の確認及び情報発信訓練など、帰宅困難者等の発生を想定した訓練の実施を要請する。

5 観光客への支援

町は、交通手段の途絶等で観光客が移動できないことを想定し、宿泊事業者等に対して災害時における観光客等の一時収容について、協力体制を構築する。

第4 帰宅支援対策

(主な担当)	総務課
--------	-----

1 災害時帰宅支援ステーションの周知

県は、九都県市首脳会議における協定締結事業者の確保と併せて、県内で店舗を営業者との協定締結を進め、災害時帰宅支援ステーションの確保を進めている。

町は、災害時帰宅支援ステーションの認知度向上のため、事業者と連携して、ホームページや広報誌などを活用した広報を実施する。

2 搬送手段の確保

町は、障害者、高齢者、妊婦又は乳児連れの方等、自力での徒歩が困難な特別搬送者について、関係機関と臨時バスやタクシーなどの確保に向けた検討を行い、搬送手段を確保するよう努める。

第13節 防災体制の整備

町は、大規模災害の発生時における迅速な初動体制や、県・他市町村等からの広域応援体制を構築するため、平時から県内他市町村、県、防災関係機関との連携を密にするとともに、災害対策本部事務局機能の強化など、体制整備を行う。

第1 防災体制の整備

(主な担当)	全庁
--------	----

1 災害対策本部の活動体制の整備

町は、大規模災害に迅速かつ円滑に対応した体制を整備するため、災害対策本部事務局体制を整備し、災害対策本部設置訓練や図上訓練を行うことにより、習熟に努めるとともに、検証の結果、必要となる場合には、適宜体制の見直し等を図る。

2 各種計画策定の検討

町は、被災による行政機能の低下により、情報収集活動や救助活動及び行政サービスの提供等に支障をきたす場合を想定し、防災関係機関の応援等を効果的に受けるための受援計画の策定や町における行政サービスの提供を維持するための業務継続計画の作成に努めるものとする。

第2 相互応援体制の整備

(主な担当)	全庁
--------	----

1 市町村間相互の応援体制の整備

町は、千葉県内の市町村間において、災害時における相互応援協定を締結しているが、これらの協定が大規模災害時に有効に機能するよう、運用方法の改善等を働きかけるとともに、平時からの連携を緊密にするよう努める。

また、平成24年度に締結した「災害時における夷隅郡市内市町村間の相互応援に関する協定」(御宿町、いすみ市、勝浦市、大多喜町)、及び野沢温泉村との間で締結した「御宿町・野沢温泉村姉妹都市災害時応援協定」に基づき、各種災害に対応する。

<資料編2-1-2 災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定>

<資料編2-1-3 災害時における夷隅郡市内市町村間の相互応援に関する協定>

<資料編2-1-4 御宿町・野沢温泉村姉妹都市災害時応援協定>

2 広域避難者の受入体制の整備

町は、市町村や都道府県の区域を越える被災者の広域支援要請又は受入れを円滑に行うための体制整備に努める。

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害対策本部活動

大地震や大津波が発生した場合、人命損傷にとどまらず、家屋の倒壊や流失、火災、がけ崩れの発生、道路・橋梁の損壊、生活関連施設の機能障害など、町内の広い範囲にわたり大きな被害の発生が予想される。

このような被害の拡大を防止し、被災者の救援救護に全力を挙げて対処するため、町、県及び各防災関係機関は、それぞれの計画に基づき迅速かつ的確な活動体制のもと災害応急対策に万全を期すことを目的とする。

第1 町の活動体制

(主な担当)	全庁
--------	----

1 責務

町は、地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、第一次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、県防災計画及び町防災計画の定めるところにより、県、他の市町村及び防災関係機関並びに区域内の公共的団体及び住民の協力を得て、災害応急対策を実施する。

2 活動体制

町は、災害応急対策を遂行するため、あらかじめ災害に対処するための組織、配備体制及び職員の動員等について定めておくものとする。その際、県、町一体となった体制がとれるよう、県防災計画に定める配備基準、配備内容等と十分整合を図る。

(1) 災害対策本部設置前の初動対応

ア 気象庁において町の震度観測点で震度を4又は5弱と発表したとき、若しくは気象庁が津波予報区の千葉県九十九里・外房に津波注意報又は津波警報を発表したとき、総務課及び関係機関は次の措置を講ずる。(自動配備)

(ア) 地震及び津波並びに気象に関する情報の収集及び伝達

(イ) 被害状況の把握及び報告

イ 総務課長は、被害状況をとりまとめ、速やかに町長に報告する。

また、必要に応じ、県の機関、その他防災関係機関に同様の報告又は通報を行う。

ウ 前記ア及びイについては、夜間、休日等の勤務時間外においても同様とする。

(2) 町応急対策本部

ア 設置又は廃止とその基準

町長は、地震による災害に迅速に対応する初動・応急体制を確立するため、前記(1)アに記載の現象が発生した段階において、必要に応じ応急対策本部を設置することができる。

なお、災害の規模が拡大し、又は拡大するおそれのあるときは、必要に応じて災

害対策本部（第3配備から第5配備）に移行する。

また、応急対策本部を設置した後において、町内において災害の発生するおそれ
が解消し、又は災害応急対策が概ね完了したため、応急対策本部を設置する必要が
ないと認めたときは廃止する。

イ 組織及び編成

応急対策本部の組織及び編成は、「御宿町応急対策本部体制」によるものとするが、
その概要は次のとおりである。

＜資料編 1 - 3 御宿町応急対策本部体制＞

御宿町応急対策本部組織

本 部 会 議	本部長	町長	部（5）	
	副本部長	副町長 教育長	事務局長	総務課長
	本部員	総務課長 企画財政課長 税務住民課長 保健福祉課長 建設環境課長 産業観光課長 議会事務局長 教育課長 会計室長 消防団長	事務局職員	指令情報班 庶務班
本部派遣職員	自衛隊、防災関係機関から 本部長が派遣を求める者			

（3）町災害対策本部

ア 設置又は廃止とその基準

町長は、災害応急対策を推進するため、次の基準により災害対策本部（以下、本
編において「町本部」という。）を設置する。

- （ア） 気象庁において町の震度を5強以上と発表したとき（自動配備）
- （イ） 町の地域に災害が発生したとき、若しくは発生するおそれがあるときで町長が、
必要があると認めたとき
- （ウ） 気象庁が、津波予報区の千葉県九十九里・外房に「大津波」の津波警報を発表
したとき（自動配備）
- （エ） 内閣総理大臣が東海地震に係る警戒宣言を発表したとき（自動配備）

また、町本部を設置した後において、町の地域について災害の発生するおそれが
解消し、又は災害応急対策が概ね完了したため、町本部を設置しておく必要がない

と認めるときは、町本部を廃止する。

なお、町本部の各部長の職に充てられているものは、町本部を設置する必要を認めるときは、総務部長に本部の設置を要請することができる。総務部長は要請があった場合、その他の状況により町本部を設置する必要があると認めるときは、各部長の職に充てられている者を招集して協議の上、町本部の設置を町長に具申しなければならない。

イ 町本部設置又は廃止の通報及び発表

総務部長は、町本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を次に掲げる者のうち必要と認める者に通報するとともに、報道機関に発表する。

- | | |
|----------|------------------|
| ・町本部構成員 | ・防災関係機関 |
| ・千葉県知事 | ・住民 |
| ・消防団長 | ・隣接市町村長 |
| ・いすみ警察署長 | ・自衛隊（陸上自衛隊高射学校長） |

また、各部長は町本部設置の通知を受けたときは、所属職員に対し、周知徹底させなければならない。

なお、町本部が設置された場合は、御宿町庁舎正面に「御宿町災害対策本部」の掲示板を掲出する。

ウ 町本部の設置場所

町本部は、原則として町役場4階レセプションルームに設置する。

なお、町庁舎及び周辺地域の被災状況によりその機能が維持できない場合は、次に掲げる順位により設置場所を選定するが、本部長（町長）の判断により変更することができる。

第1位 旧御宿高校

第2位 消防団本部

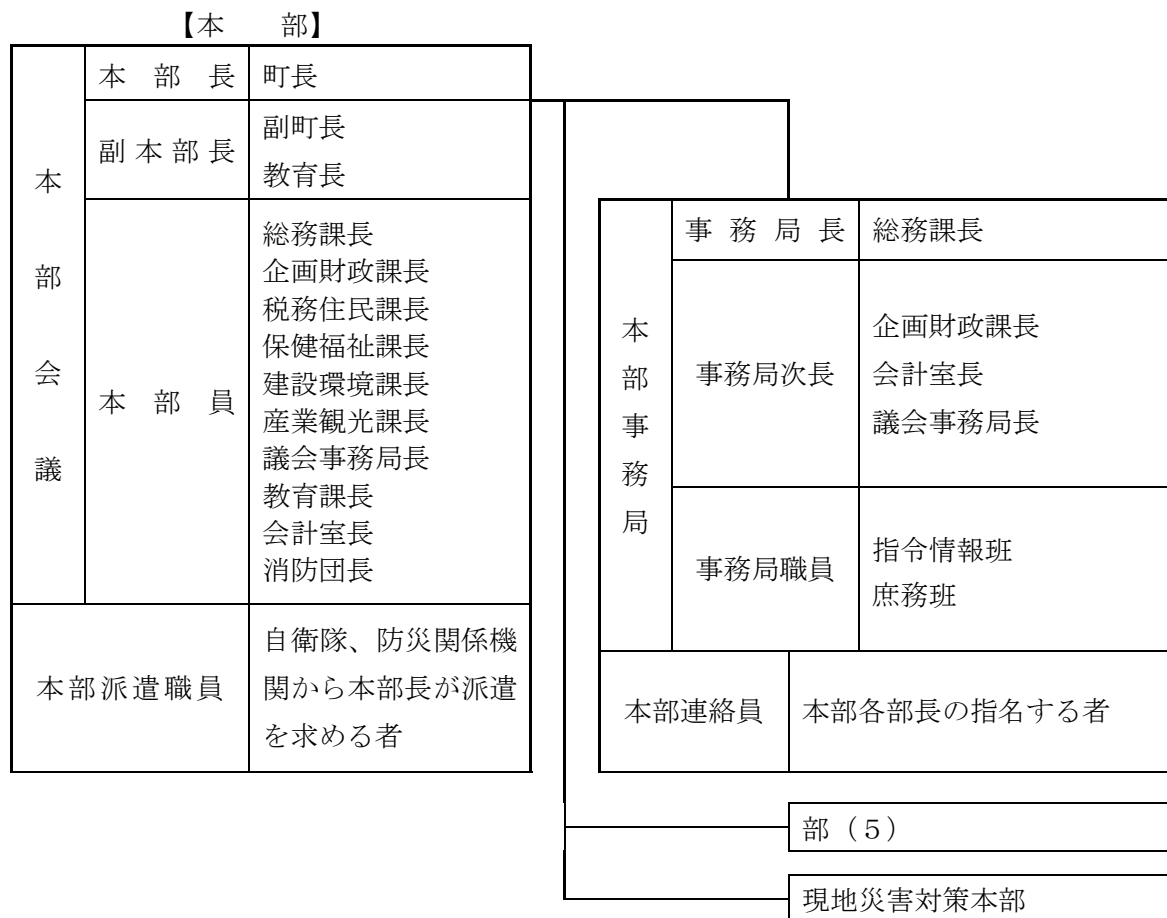
エ 町本部の組織及び編成

町本部の組織及び編成は、「御宿町災害対策本部条例」及び「御宿町災害対策本部体制」によるものとする。その概要は、次のとおりである。

<資料編1-2 御宿町災害対策本部条例>

<資料編1-4 御宿町災害対策本部体制>

御宿町災害対策本部組織



(ア) 災害対策本部会議

本部長（町長）は、町の災害対策を推進するため、本部室において本部長、副本部長及び本部員で構成する本部会議を開催し、次の事項の基本方針を決定する。

- a 災害応急対策の実施及び調整に関すること
- b その他重要事項に関すること

(イ) 災害対策本部事務局及び災害対策本部連絡員

本部事務局は、災害対策に関する命令伝達等を行う。

本部連絡員は、各部長が指名し、本部事務局に勤務する。

(ウ) 現地災害対策本部

a 設置

本部長（町長）は、災害の現地における応急対策を推進する上で必要があると認めるときは、現地災害対策本部（以下、本編において「現地本部」という。）を設置する。

b 組織編成

現地本部は、現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

c 所掌事務

現地本部の所掌事務は、町本部と連携し、災害の状況に応じた応急対策を迅速・機動的に実施するほか、次のとおりとする。

- (a) 被害状況、応急対策実施状況の情報収集及び分析
- (b) 現場部隊の役割分担及び調整に関する業務
- (c) 本部長の指示による応急対策の推進
- (d) その他緊急を要する応急対策の実施

(エ) 本部室、各部、各班の連絡方法

- a 本部長の命令あるいは本部室で決定した事項等は、事務局長が本部連絡員を通じて各部及び各班に連絡する。
- b 各部及び各班で聴取した情報、あるいは各部及び各班で決定処理した事項のうち、本部室あるいは他の各部及び各班が承知しておく必要がある事項は、本部連絡員を通じ、事務局長を経由して本部長に報告する。

3 職員の配備

(1) 防災担当職員の待機体制

発災直後の災害情報収集や災害対策の調整を行うため、町庁舎及びその周辺に常時防災担当職員が待機し、迅速な初動体制の確立に努める。

(2) 町本部設置前の配備

地震災害に対処する町本部設置前の配備は、災害の状況等により次のとおりとする。

配備種別	配備基準	配備内容	配備を要する課等
第1配備	(1) 気象庁において町の震度観測点で震度を4と発表したとき（自動配備） (2) 気象庁が津波予報区の千葉県九十九里・外房に「津波注意」の津波注意報を発表したとき（自動配備） (3) 気象庁において町の震度観測点で震度を3以下と発表し、被害が生じた場合で町長が必要と認めたとき	災害関係課等の職員で情報収集連絡活動が円滑に行える体制とする。	総務課 建設環境課 産業観光課
第2配備	(1) 気象庁において町の震度観測点で震度を5弱と発表したとき（自動配備） (2) 気象庁が津波予報区の千葉県九十九里・外房に「津波」の津波警報を発表したとき（自動配備） (3) 気象庁において町の震度観測点で震度を4以下と発表し、被害が生じた場合で町長が必要と認めたとき [東海地震] 気象庁が東海地震注意情報を発表したとき。（自動配備）	第1配備体制を強化し、事態の推移に伴い速やかに町本部を設置できる体制とする。	第1配備に加え、 企画財政課 保健福祉課 税務住民課 教育委員会
※ 議会事務局には、連絡のみ行う。			

(3) 町本部設置後の配備

地震災害に対処する町本部設置後の配備は、災害の状況により次のとおりとする。

配備種別	配備基準	配備内容	配備を要する課等
第3配備	<p>(1) 気象庁において町の震度観測点で震度を5強と発表したとき（自動配備）</p> <p>(2) 気象庁が津波予報区の千葉県九十九里・外房に「大津波」の津波警報を発表したとき（自動配備）</p> <p>(3) 地震又は津波により局地災害が発生した場合</p> <p>(4) 津波により大規模な災害が発生するおそれがある場合等で、本部長が必要と認めたとき</p> <p>[東海地震] 内閣総理大臣が警戒宣言を発表したとき（自動配備）</p>	<p>情報、水防、輸送、医療、救護等の応急対策活動が円滑に行える体制とする。</p>	<p>町本部を構成するすべての町の機関</p>
第4配備	<p>(1) 気象庁において町の震度観測点で震度を6弱と発表したとき（自動配備）</p> <p>(2) 地震又は津波により大規模な災害が発生した場合</p> <p>(3) 津波により広い地域で大規模な災害が発生するおそれがある場合等で、本部長が必要と認めたとき</p>	<p>第3配備体制を強化し対処できる体制とする。</p>	<p>同上</p>
第5配備	<p>(1) 気象庁において町の震度観測点で震度を6強以上と発表したとき（自動配備）</p> <p>(2) 町内全域にわたり大規模な災害が発生した場合で、本部長が必要と認めたとき</p>	<p>町の組織及び機能のすべてをあげて対処できる体制とする。</p>	<p>同上</p>

注) 配備の特例措置

- (1) 本部長（町長）は、災害の状況その他により、必要があると認めたときは、特定の部に対してのみ、非常配備体制の指令を発し、又は特定の部に対し、種別の異なる非常配備体制の指令を発することができる。
- (2) 各部長は、災害の態様等により、その所掌する災害応急対策を講ずる上で支障がないと認められるときは、本部事務局長と協議の上、本部長の承認を得て、当該部の配備内容を変更し、又は配備を解くことができる。
- (3) 非常配備体制に基づく措置
- ア 各部長は、あらかじめ部に属する班が、非常配備体制の種別に応じて措置すべき活動要領を定め、所属職員に周知徹底しておかなければならない。
- イ 各部長は、非常配備体制の指令を受けたときは、前記により所属職員に対し、必要な指示をしなければならない。

(4) 対応長期化に備えた配備体制

災害対応の長期化に備えて、災害対応従事者の健康を確保するため、ローテーション管理や物資・資機材の確保に努める。

4 職員の動員

(1) 動員体制の確立

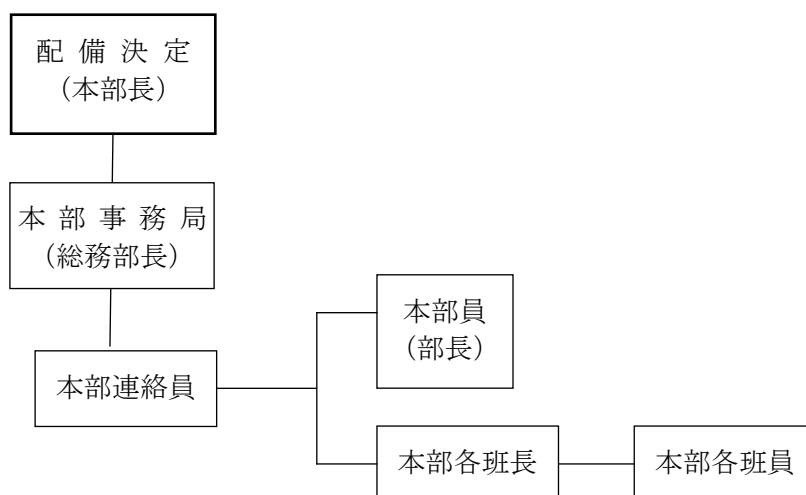
各部長は、それぞれの部内各班の動員系統連絡の方法等をあらかじめ実態に即した方法により具体的に定めておくものとする。

また、配備の指令を受けたときは、直ちに災害の状況に応ずる次の処置をとらなければならない。

- ア 所属職員の把握を行う。
- イ 職員を所定の部署に配置する
- ウ その他高次の非常配備体制に応ずる職員の配置に移行できる措置を講ずる。

(2) 動員系統

職員の動員は、次の系統で伝達する。



(3) 動員の伝達方法

震災時は、震度等に基づき自動配備となるが、参集を徹底させるため次の方法で伝達を行う。

- ア 勤務時間内
庁内放送、防災行政無線、電話又は口頭により行う。
- イ 勤務時間外
防災行政無線又は電話

5 職員の参集等

(1) 初動対応職員

休日夜間等勤務時間外において、町本部を設置するような災害時に初動体制等を早期に確立するため、所属長は、年度当初に勤務地又は指定された所属に必ず登庁する職員を指定するものとする。

なお、初動対応職員は次のとおりとする。

本部員、班長、本部事務局職員、本部連絡員、第1配備職員

(注) 本部事務局職員、本部連絡員は本部の活動体制を早期に確立するため、原則として役場から4km圏内、特に事情がある場合には8km圏内に居住する。

(2) 初動対応職員以外の職員

原則として町役場へ登庁する。

(3) 自主登庁又は自主参集

町本部を構成するすべての職員は、テレビ、ラジオ等による情報や周囲の状況から被害が著しく、町本部設置(第3配備以上)の参集基準に該当すると判断される場合は、自主登庁及び自主参集する。

(4) 職員の服務

町本部の職員は、町本部が設置された場合は次の事項を遵守しなければならない。

ア 常に災害に関する情報及び本部関係の指示に注意すること

イ 不急の行事、会議、出張等を中止すること

ウ 正規の勤務時間が終了しても、上司の指示があるまで退庁しないこと

エ 勤務場所を離れる場合には、進んで上司と連絡をとり、常に所在を明らかにすること

オ 自らの言動によって住民に不安を与え、住民の誤解を招き、又は町本部の活動に支障をきたすことのないよう注意すること

6 災害救助法が適用された場合の体制

災害救助法が適用された場合、町長は、知事の委任を受けて、災害救助法に基づく救助事務を実施、又は知事が行う救助を補助する。

7 市町村間での応援体制

県下全市町村間で締結した「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」や平成24年度に締結した「災害時における夷隅郡市内市町村間の相互応援に関する協定」、及び野沢温泉村との間で締結した、「御宿町・野沢温泉村姉妹都市災害時応援協定」等に基づき、円滑な協力体制を配備する。

<資料編2-1-2 災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定>

<資料編2-1-3 災害時における夷隅郡市内市町村間の相互応援に関する協定>

<資料編2-1-4 御宿町・野沢温泉村姉妹都市災害時応援協定>

第2 指定行政機関等の活動体制

(主な担当)	総務部
--------	-----

1 責務

(1) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関

指定地方行政機関等の防災関係機関は、地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、法令、防災業務計画、町防災計画及び県防災計画の定めるところに

より、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、町、県及び他の防災関係機関の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう必要な施策を講じるものとする。

(2) 防災上重要な施設の管理者

町の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者及びその他法令の規定による防災に関する責任を有する者は、地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、法令、防災業務計画、町防災計画及び県防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、指定地方行政機関、町及び県の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう必要な措置を講じるものとする。

2 活動体制

(1) 組織等の整備

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者等はそれぞれの責務を遂行するため、必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配備及びサービスの基準を定めておくものとする。

(2) 職員派遣

本部長は、災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要があると認めるときは、指定地方公共機関等の長に対して、その所属職員を必要な場所に派遣するよう要請する。

第3 防災関係機関及び県災害対策本部等との連携

(主な担当)	総務部
--------	-----

1 防災会議の招集

本町の地域に災害が発生した場合において、当該災害に係る災害応急対策に関し、防災関係機関相互の連絡調整を図る必要があると認められるときは、町防災会議を招集する。

<資料編1-1 御宿町防災会議条例>

2 県災害対策本部との連絡

町は、災害の状況に応じ、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の職員とともに県本部会議に出席し、災害状況、災害対策実施状況等情報の交換を行うとともに、応急対策に必要な連絡調整を行う。

3 県への支援要請

災害等により、本町限りでは、被害状況を把握できなくなった場合、県に対し、職員の派遣及び情報収集等を依頼するとともに、県や他市町村等と情報を共有するなど、連携して災害応急対策を実施する。

第4 災害救助法の適用手続等

(主な担当)	総務部
--------	-----

1 災害救助法の目的

災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）は災害に際して応急的に必要な救助を行い、災害にかかった人達の保護と社会秩序の保全を図ることを目的とする。

2 適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条に定めるところによるが、本町における具体的適用基準は次のとおりである。

- ① 町の区域内で住家の滅失した世帯数が40世帯以上である場合
- ② 県の区域内で住家の滅失した世帯数が2,500世帯以上であって、町の区域内の住家の滅失した世帯数が20世帯以上である場合
- ③ 県の区域内で住家の滅失した世帯数が12,000世帯以上である場合、又は災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、かつ多数の世帯の住家が滅失したものである場合
- ④ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合

3 救助の実施機関

- ① 知事は、本町に災害救助法を適用する災害が発生した場合、国からの法定受託事務として応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図るものとする。
- ② 知事は、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、その権限に属する事務の一部を本部長（町長）が行うこととすることができる。
- ③ 本部長（町長）は、前記②により本部長（町長）が行う事務を除くほか、知事が行う救助を補助する。

4 救助の種類

災害救助法に基づく救助は、被災者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるものであり、次のような種類の救助を行う。

- ① 収容施設（応急仮設住宅を含む）の供与
- ② 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ③ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- ④ 医療及び助産
- ⑤ 災害にかかった者の救出
- ⑥ 災害にかかった住宅の応急修理
- ⑦ 学用品の給与
- ⑧ 埋葬
- ⑨ 死体の捜索及び処理
- ⑩ 住居又はその周辺の土石等の障害物の除去

5 被災世帯の算定基準

(1) 被災世帯の算定

住家の滅失した世帯の数の算定にあたっては、住家が半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

(2) 住家の滅失等の認定

ア 住家が滅失したもの

居住のための基本的機能を喪失したもので、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延面積の70%以上に達した程度のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害の割合が、住家全体の50%以上に達した程度のもので

イ 住家が半壊、半焼する等著しく損傷したもの

住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延面積の20%以上70%未満のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害の割合が住家全体の20%以上50%未満のもので

ウ 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもので、前記ア、イに該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもので、又は土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

(3) 世帯及び住家の単位

ア 世帯

生計を一にしている実際の生活の単位をいう。

イ 住家

現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって1住家として取り扱う。

6 災害救助法の適用手続等

(1) 適用の要請

ア 災害に対し、本町における災害が、前記「2 適用基準」に掲げたいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、本部長（町長）は、直ちにその旨を知事に報告し、災害救助法の適用を知事に要請する。

イ 災害救助法施行細則（昭和23年千葉県規則第19号）第5条の規定により、災害の事態が急迫して知事による救助の実施を待つことができないとき、本部長（町長）は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事（県本部事務局経由）に報告する。

(2) 適用の要請の手続き

本部長（町長）が災害救助法の適用を知事に要請する場合は、県に対し、次に掲げる事項について、とりあえず口頭又は電話をもって要請し、後日文書によりあらためて処理する。

- ア 災害発生の日時及び場所
- イ 災害の原因及び被害の状況
- ウ 適用を要請する理由
- エ 必要な救助の種類
- オ 適用を必要とする期間
- カ 対応済みの救助措置及び対応予定の救助措置
- キ その他必要な事項

7 救助の程度、方法及び期間等

災害救助法が適用された場合の応急救助の程度、方法及び期間等については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間等」によるものとする。

<資料編2-2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等>

第2節 情報収集・伝達計画

地震や津波の被害を最小限にとどめるためには、地震の規模や予想される津波高等の情報を一刻も早く地域住民や海水浴客等に伝達することが必要である。特に高齢者や障害者等災害時要援護者への伝達に万全を期する必要がある。

また、円滑な応急対策活動を実施するため各防災機関は、緊密な連携のもと、災害に関する情報を的確かつ迅速に把握する体制を整える。

第1 通信連絡体制

(主な担当)	総務部
--------	-----

1 通信手段の確保

町及び防災関係機関は、災害時における必要な連絡等の通信を迅速かつ円滑に行うため、非常の際における次の通信連絡手段を確保し、機能の確認を行う。

機器の破損等の支障が生じている場合は、修理等の措置をとるとともに、無線機の貸出し等の管理を行う。

(1) 町防災無線

簡易デジタル無線機及び固定系を用いて住民、公共施設の職員への指示、通知、伝達、その他必要な連絡等の通信を行う。

また、災害現場に出動している各職員等との連絡を行う。

(2) 県防災電話

非常災害時における町と県及び防災関係機関との間における通信手段を確保し、各種情報を迅速かつ的確に受伝達する。

(3) 県防災情報システム

災害時における県庁と県出先機関、町等の間で被害情報、指示情報等の収集・処理の迅速化を図るとともに、気象情報、地震情報等の防災に関する各種情報を関係機関や住民と共有して、的確な防災対策の遂行に役立てる。

(4) 電話・FAX

ア 指定電話

災害時においては、指定電話を平常業務に使用することを制限し、町各部及び防災関係機関と連絡等の通信を行う。

なお、各機関相互における通信連絡は、原則として各機関の連絡責任者の勤務場所又は自宅の電話を利用するものとし、指定電話及び連絡責任者は、「指定機関電話番号」のとおりする。指定電話及び連絡責任者に変更があった場合は、すみやかに御宿町防災会議（事務局）に修正報告をしなければならない。

イ 災害時優先電話

あらかじめ東日本電信電話（株）に対し、指定した電話番号を届出て災害時優先電話としての承認を受ける。回線の輻輳により通信が規制される場合は、優先電話

の利用により通信を確保する。

ウ 非常・緊急通話

(ア) 利用方法

非常通話又は緊急通話の請求は、あらかじめ承認を受けた電話番号（原則的に指定電話とする。）から102番をダイヤルし、「非常（緊急）」の旨及び必要事項を東日本電信電話（株）に申し出ることにより接続される。

(イ) 接続順位

非常通話又は緊急通話は、他の手動接続通話に優先して取扱われ、非常通話相互間は、その通話の請求の順序により接続され、非常通話は緊急通話より優先的に接続される。

エ 非常・緊急電報

非常電報又は緊急電報を発信するときは、東日本電信電話（株）に依頼することとし、非常（緊急）扱い電報である旨を告げるものとする。

<資料編1-5 指定機関電話番号>

<資料編1-6 町内防災関係機関>

2 通信の統制

町各部及び防災関係機関は、災害時においては、通信設備の平常業務使用を制限したうえで、指定電話及び連絡責任者を定め、窓口の統一を図り、連絡責任者の統括のもとに通信連絡にあたる。

なお、町防災行政無線を中心とした通信連絡体制は次のとおりとする。

(1) 町本部設置前の通信連絡窓口

町本部が設置されるまでの間、町への通信連絡は、特に定める場合を除き、通常の勤務時間内においては、総務課消防防災係が担当し、通常の勤務時間外の夜間及び休祭日においては、宿直室に通信連絡窓口を設置する。

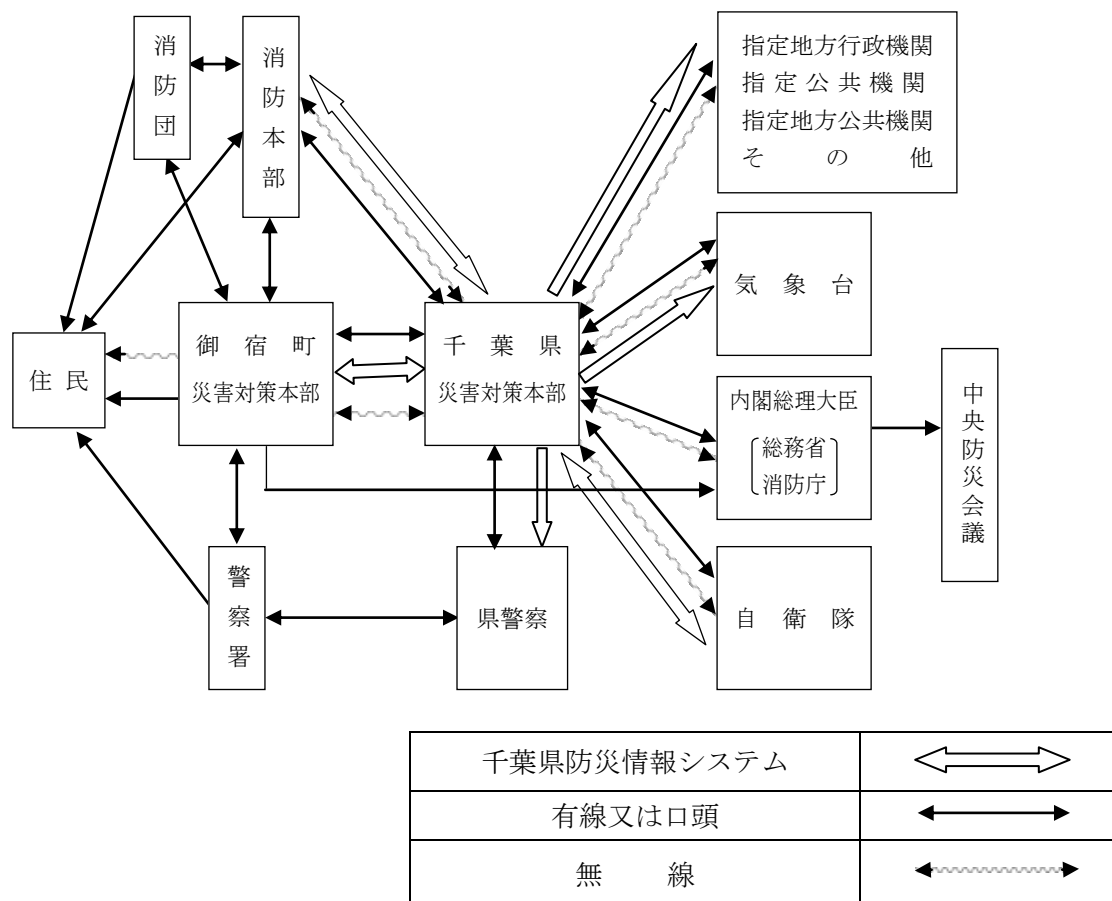
(2) 町本部設置後の通信連絡窓口

本計画における通信連絡は、特に定める場合を除き、本部室において処理する。本部室においては、防災行政無線、電話その他の通信設備を配置する。

	町災害対策本部設置前	町災害対策本部設置後
連絡責任者	総務課長	総務部長
通信事務従事者	総務課防災総合対策班 消防防災係	総務部指令情報班
通信連絡窓口設置場所	(通常勤務時間内) 町役場総務課 (通常勤務時間外の夜間及び休祭日) 町役場宿直室	災害対策本部室

3 通信連絡系統

震災時の情報連絡の流れは次のとおりである。



区 分	方 法
町	(1) 千葉県防災行政無線又は千葉県防災情報システム等により県本部と直接情報連絡を行う。 (2) 千葉県防災行政無線等（地域衛星通信ネットワーク）により、総務省消防庁へ緊急時の報告を行う。 (3) 保有する同報無線等を中心に、町の各機関、県及び指定地方行政機関等の出先機関、管内の公共的団体等との間に通信連絡系統を整備し、災害時の通信を確保する。 (4) 緊急を要する通信を確保し、又は有線通信の途絶に対処するため、非常（緊急）通話若しくは非常（緊急）電報及び非常通信を活用するよう東日本電信電話（株）及び各施設管理者の協力を確保しておくこととする。

区 分	方 法
県	<p>(1) 千葉県防災行政無線及び千葉県防災情報システムを主体に、東日本電信電話（株）の加入電話（災害時優先電話、非常・緊急通話の利用を含む。）、孤立防止用衛星電話をはじめ、各電気通信事業者の携帯電話・携帯メールや自動車電話、防災相互通信用無線のほか、各種機関が保有する通信施設の活用（非常通信）により、市町村、県出先機関、警察、消防本部及び防災関係機関と情報連絡を行う。</p> <p>(2) 千葉県防災行政無線（地域衛星通信ネットワーク）及び消防庁消防防災無線等により、消防庁へ報告等を行う。なお、内閣総理大臣官邸及び非常災害対策本部と県災害対策本部との間に中央防災無線網（緊急連絡用回線）を確保している。</p>
警 察 署	<p>警察無線、警察電話及び各種通信連絡手段を活用して、県警察、県内各警察署、管下派出所、駐在所及び各防災関係機関と情報連絡を行う。</p>
消 防 本 部	<p>(1) 消防無線、消防電話等を活用して消防署、消防団等各消防関係機関と情報連絡を行う。</p> <p>(2) 千葉県防災行政無線等により、県本部と直接情報連絡を行う。</p>
その他の防災機関	<p>(1) それぞれの通信連絡系統のもと、無線通信及び各種の連絡手段により通信連絡を行う。</p> <p>(2) 千葉県防災行政無線等により、県本部と直接情報連絡を行う。</p>

4 通信施設が使用不能となった場合における措置

非常災害時において各防災関係機関は、それぞれの通信系が被災により不通となった場合、又は著しく通信が困難となった場合は、次に掲げる機関所属の無線局を利用し災害に関する通信の確保を図る。（災害対策基本法第57条、災害救助法第28条、水防法第27条、電波法第52条）

(1) 他の通信施設の利用

- ア 県の無線通信施設（千葉県防災行政無線を除く）
- イ 関東地方非常通信協議会の構成機関である次の機関の通信施設
 - (ア) 警察通信施設
 - (イ) 海上保安庁通信施設
 - (ウ) 東日本電信電話（株）千葉支店通信施設
 - (エ) 東京電力（株）通信施設
- ウ 前記以外の機関又は個人の無線通信施設

<資料編 4－1 利用可能な他の通信施設>

<資料編 2－1－19 御宿町防災行政無線の活用に関する協定>

(2) 非常無線通信の利用方法(電波法第52条第4号に定める非常通信)

発受信者と無線局の施設者は、関東地方非常通信協議会等を通じて事前に十分な協議を行い、災害発生時の通信の確保に協力する。

なお、アマチュア無線を活用する場合は、県が社団法人日本アマチュア無線連盟と締結した災害時応援協定の内容に準じて、アマチュア無線ボランティア等へ協力を依頼する。

<資料編4-2 非常通信の利用方法>

(3) すべての通信施設が途絶した場合における措置

すべての通信施設が途絶した場合は、当該施設が直ちに復旧できる見込みである場合を除き、次の者が連絡するものとし、伝令等にあたっては、徒歩、自転車又は自動車を使用する。

通信連絡機関	連絡員
県との連絡	本部長が任命した連絡員により県と連絡を行う。
防災関係機関との連絡	主要防災機関は、本部室に本部派遣員を派遣し連絡にあたる。
町各部との連絡	各部は、本部室に複数の本部連絡員を派遣するものとし、必要に応じ災害現場等に伝令を派遣する。

5 被災通信施設の応急対策

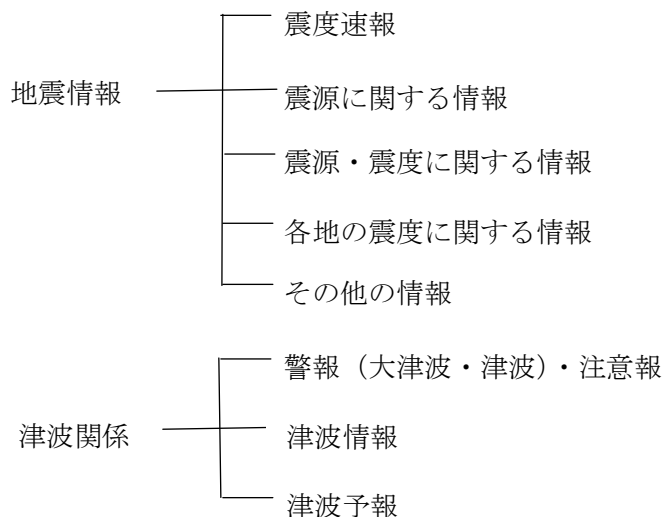
通信施設の所有者又は管理者は、通信施設の応急対策について計画を立てておくものとし、通信施設に被害を受けたときは、速やかに復旧に努める。

他の通信施設の所有者又は管理者は、当該被災通信施設の機関の業務の通信について積極的に協力するよう努めるものとする。

第2 気象官署の地震・津波に関する情報、津波予報

(主な担当) 総務部

1 情報等の種類



2 情報等の発表

(1) 地震情報

ア 震度速報

地震発生から約2分後に、震度3以上の地域名と地震の発生時刻が発表される。
千葉県地域名は、北西部、北東部、南部で発表され、本町は南部に位置する。

イ 震源に関する情報

地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配なし」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配なし」を付加して発表される。

(2) 津波関係

ア 警報・注意報

津波による災害の発生が予想される場合、地震が発生してから約3分を目標に、予想される津波の高さに応じて、津波警報（大津波、津波）又は津波注意報が発表される。

なお、御宿町は、津波予報区の千葉県九十九里・外房に属している。

＜津波警報、注意報の種類、解説及び発表される津波の高さ＞

警報・注意報 の分類	津波の高さ予想の区分		発表する津波の高さ		解 説
	発表基準		数値表現	定性的表現	
大津波警報	10m～ 5m～10m 3m～5m	10m<予想高さ 5m<予想高さ≤10m 3m<予想高さ≤5m	10m超 10m 5m	巨大	高いところで10m程度以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください。
津波警報	1m～3m	1m<予想高さ≤3m	3m	高い	高いところで3m程度の津波が予想されますので、警戒してください。
津波注意報	0.2m～1m	0.2m<予想高さ≤1m	1m	(表記しない)	高いところで1m程度の津波が予想されますので、注意してください。

注) 1 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、「津波警報解除」又は「津波注意報解除」として速やかに通知する。

2 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であり、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

イ 津波情報

津波警報・注意報が発表された場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどが発表される。

種 類	内 容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを発表
各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
津波に関する情報	実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表する。津波予報（津波の心配がない場合を除く）を含めて発表

ウ 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、次の内容が津波予報で発表される。

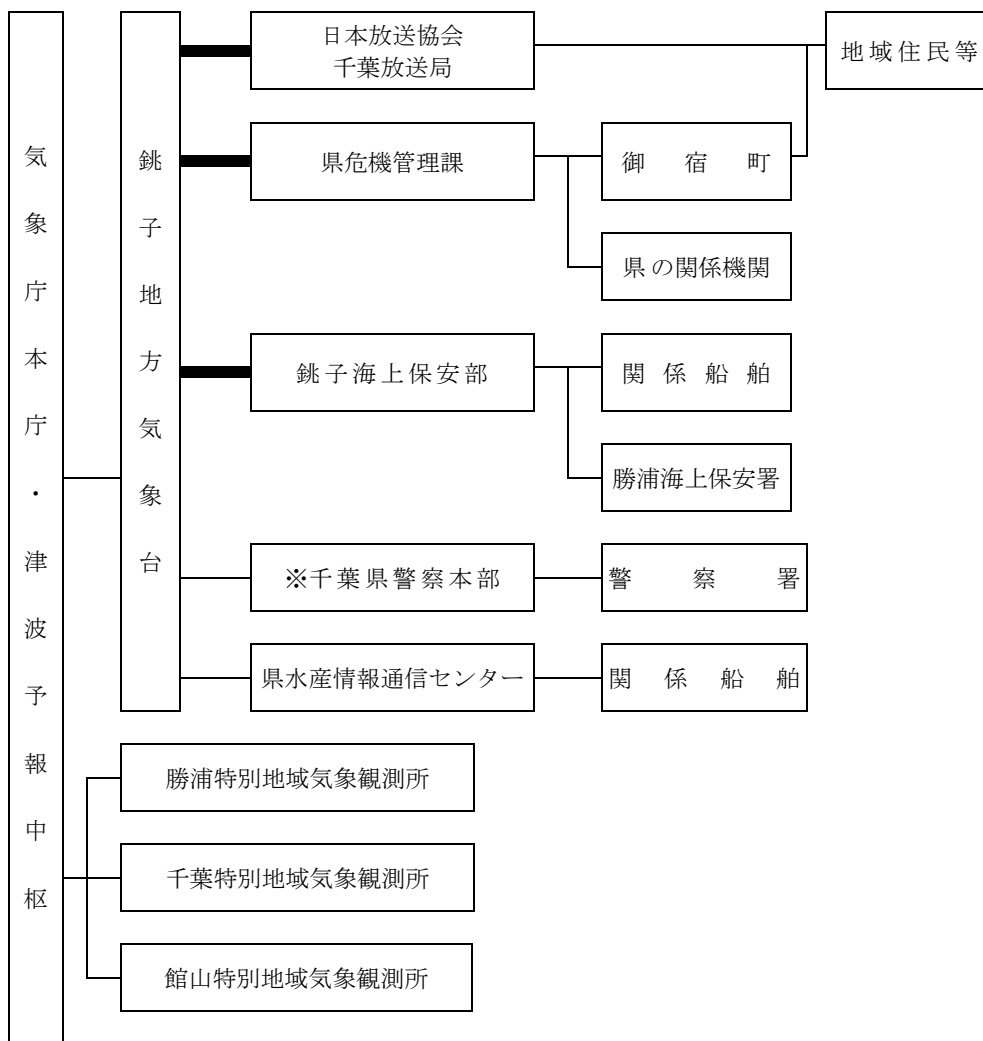
発表される場合	内 容
津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨を地震情報に含め発表
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入ってから作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

3 緊急時における気象官署の措置

通信回線の障害等により気象庁本庁からの連絡報が受けられない場合で、緊急やむをえないときは、銚子地方気象台は、地震・津波の観測結果、収集した資料及び海面状況その他に基づいて、地震、津波等の情報を独自に発表することがある。

4 受伝達系統等

津波予報伝達系統図



(地震情報等についても、この伝達系統図を準用する。)

- 注) 1 東日本電信電話(株)千葉支店については、東日本NWオペレーションセンター(ENC)経由で銚子地方気象台から伝達される。
- 2 銚子地方気象台から県庁までの伝達は「防災情報提供システム等」により行う。
- 3 障害等により前記注)1の通信経路が途絶した場合には、代替経路として、千葉県防災行政無線及びNTT公衆回線等で行う。
- 4 ※は、気象業務支援センターを経由

5 関係機関における措置

区 分	内 容
町	町は、災害原因に関する情報及び重要な注意報・警報について県、警察署又は東日本電信電話（株）から通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、直ちに警察、消防等の協力を得て、住民に周知させるとともに、管内の公共的団体等や自主防災組織等に通報する。
県	防災危機管理部は、災害原因に関する重要な情報及び注意報・警報について、気象庁、各部局、市町村、その他関係機関から通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、直ちに関係のある県各部局、市町村、防災関係機関等に通報する。
警 察 署	（1）津波注意報・警報の通報を受けた警察本部長は、警察署長を通じて町長に伝達する。津波注意報・警報以外の注意報・警報について、知事から要請があった場合は、前記に準じて町長に伝達する。 （2）警察署長は、異常現象を認知したとき、又は異常現象を発見した者から通報を受けたときは、直ちに関係市町村に通報する。
消 防 本 部	各消防本部は、気象庁からの津波情報及び地震に起因する水防情報を収集した場合、直ちに消防署・消防団に通報、住民に周知する。
銚子地方気象台	銚子地方気象台は、津波（地震、津波関係情報）を県、県警、NHK千葉放送局、関係機関に通報する。
海 上 保 安 庁	気象業務法に基づいて気象台から伝達された各種警報を航海中及び入港中の船舶に通報する。
東 日 本 電 信 電 話 （ 株 ）	気象業務法に基づいて気象台から伝達された各種警報を市町村及び関係機関に通報する。
放 送 機 関	気象台から情報等の通知を受けたときは、速やかに放送を行うよう努めるものとする。
その他防災機関	県、気象台その他関係機関から通報を受けた重要な情報、注意報、警報については直ちに所属機関に通報する。

<資料編3-1 気象等観測所一覧>

<資料編3-2 海象観測所一覧>

第3 被害情報等収集・報告

(主な担当)	総務部、建設環境部、教育部、警備消防部
--------	---------------------

1 被害情報等の収集

(1) 通報窓口の設置

町は、災害応急対策の第一次実施機関として、住民及び関係機関から災害に関する情報の収集を行うため、町に通報する窓口を設け、平素から住民及び関係機関に周知徹底する。

(2) 災害現地調査

総務部長は、災害現地の実態を把握し、町の災害応急対策活動の円滑を期するため、調査班を編成する。班の数及び構成その他必要事項は、事態に応じ適宜定める。

ア 調査班の任務

調査班は、本部長（町長）の特命により出動し、現地の状況を調査する。

イ 調査事項

特命調査事項は、おおむね次のとおりとする。

(ア) 災害原因（二次的原因）

(イ) 被害状況

(ウ) 応急措置状況

(エ) 災害地住民の動向及び要望事項

(オ) 現地活動のあい路

(カ) その他必要な事項

ウ 実施要領

(ア) 調査は、警察官、消防団員、住民その他協力を得て実施する。

(イ) 無線通信機の有効適切な活動を図り、調査の結果を逐一本部長（町長）及び指令情報班に報告する。

(ウ) 調査の際（特命事項以外で）重要な情報を得たときは、直ちに報告する。

(3) 広聴活動

町は、必要に応じて被災地及び避難臨時相談所の設置、又は広報車による被災地の巡回等により、被災者の相談、要望及び苦情等を聴取し、すみやかに町関係部又は関係機関等に連絡し、救援措置の推進その他早期解決に努める。

相談所の規模及び構成人員等は、災害の規模や現地の状況等を検討してその都度決める。

なお、避難所等に相談所が設置されていないときは、各避難所の責任者が相談等に応じるものとする。

(4) 広報資料の収集

被災地の状況を写真に収め、復旧対策、広報活動の資料として活用する。

2 町本部への被害状況等の報告

町各部は、災害が発生したときから、応急対策が完了するまで、次の要領により総務部長（本部室）に報告する。

(1) 報告すべき事項

ア 報告事項及び報告主管部は、次のとおりとする。

報告事項	報告項目	報告主管部	摘要
地象状況等	地震規模等の情報	総務部	被災規模、二次災害発生状況等の概況
措置状況	職員動員数 避難収容状況 救助物資等給与状況 医療救護状況 給水活動状況 物資経理状況 その他の措置状況	各部 民生部 民生部 民生部 建設環境部 総務部 各部	避難場所別収容人員、要長期収容人員 要救護人員（給食、生活必需品等） 救護班編成、救護所、診療人員、 収容医療機関、死傷者数等 給水拠点、給水人員、給水資機材等 救助物資等調達状況 土木復旧、施設復旧、配車、労務供給、 学用品支給、仮設住宅、死体処理等の状況
被害状況	人家屋被害 保育所、福祉施設被害 公共土木施設被害 農林水産施設被害 水道施設被害 教育施設被害 町有財産被害 その他の被害	総務部 民生部 建設環境部 建設環境部 建設環境部 教育部 総務部 各部	

イ 各部長は、前記アに定めるもののほか、所管施設の被害について調査する。

（２）報告区分等

町本部への報告の区分及び報告内容は次のとおりとする。

報告区分	報告内容	
発生報告 (即報)	被害状況	人的被害及び住家被害を重点に、現況を把握次第直ちに報告する。
	措置状況	災害応急対策の実施の都度、必要と認める事項について速やかに報告する。
中間報告	被害状況	被害状況が確定するまで、毎日正午までに前日までの分をとりまとめて報告する。
	措置状況	災害応急対策活動を実施している間、毎日正午までに前日までの分をとりまとめて報告する。
決定報告	被害状況	被害の全容が判明し、被害状況が確定した場合に報告する。
	措置状況	当該災害に関する応急対策が完了した場合に報告する。

(3) 報告要領

口頭又は電話で報告するものとするが、状況により文書又は写真撮影のうえ報告する。

3 県への被害状況等の報告

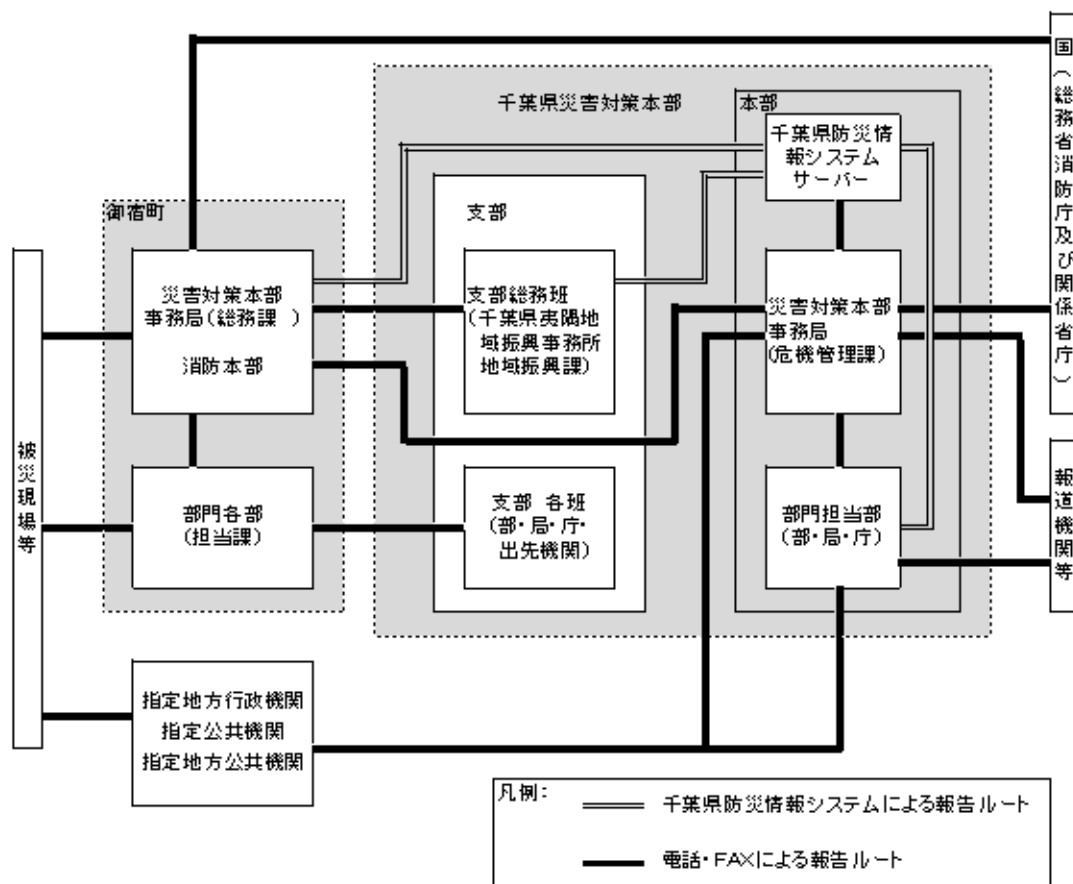
町内で災害が発生したとき、又は発生が予想されるときは、速やかに被害情報を収集し千葉県防災情報システム及び、電話・ファクシミリ又は防災行政無線により県本部事務局に報告する。ただし、県に報告できない場合にあつては、消防庁に報告するものとし、事後速やかに県に報告する。

なお、震度5強以上を記録した地震にあつては「火災・災害等即報要領（平成24年5月31日改正）」により被害の有無を問わず、第一報等について県と併せて消防庁に報告する。

また、同時多発の火災等により消防機関へ通報が殺到したときは、その旨を消防庁及び県に報告する。

(1) 被害情報等の収集報告系統

被害情報等の収集報告の流れは、次のとおりである。



<用語の定義>

1 御宿町

- ・本部事務局：災害対策本部事務局（災害対策本部未設置の場合は、総務課）
- ・部門各部：災害対策本部の部（災害対策本部未設置の場合は、各課）

2 千葉県

- ・本部事務局：災害対策本部事務局（災害対策本部未設置の場合は、危機管理課）
- ・部門担当部：災害対策本部の部（災害対策本部未設置の場合は、部・局・庁）
- ・支部総務班：災害対策本部支部総務班（災害対策本部未設置の場合は、地域振興事務所地域振興課）

(2) 報告すべき事項等

県への報告の種別、時期及び方法は「被害情報報告一覧」のとおりとし、報告すべき事項は次のとおりとする。

ア 災害の原因

イ 災害が発生した日時

ウ 災害が発生した場所又は地域

エ 被害の状況（被害の程度等は「被害認定基準」に基づき判定する。）

オ 災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置

(ア) 災害対策本部の設置状況及び職員の配備状況

(イ) 主な応急措置の実施状況

(ウ) その他必要事項

カ 災害による住民等の避難の状況

キ 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類

ク その他必要な事項

<資料編 11-1 被害情報報告一覧>

<資料編 11-2 被害認定基準>

(3) 報告責任者の選任

町は、次のとおり、被害情報等の報告に係る責任者を定める。

区分	所掌事務	町
総括責任者	町及び防災関係機関における被害情報等の報告を総括する。	総務部長
取扱責任者	町及び防災関係機関における各部門の被害情報等の報告事務を取り扱う。	総務部補佐 (企画広報班長)

(4) 千葉県被害情報等報告要領

この計画に定めるほか、被害情報等の収集報告活動に関する具体的な運用は、別に定める「千葉県被害情報等報告要領」によるものとする。

<資料編 11-3 千葉県被害情報等報告要領>

(5) 勤務時間内における国及び県への連絡方法

ア 消防庁

	連絡形態	連絡先（地上系）	連絡先（衛星系）	担当機関
消防防災無線※	電話	120-90-49013	048-500-90-49013	消防庁応急対策室
	F A X	120-90-49033	048-500-90-49033	〃
一般加入電話	電話	03-5253-7527		〃
	F A X	03-5253-7537		〃

※ 県防災行政無線を使用

イ 千葉県

	連絡形態	連絡先（地上系）	連絡先（衛星系）	担当機関
県防災行政無線	電話	500-7361	012-500-7361	危機管理課
	F A X	500-7298	012-500-7298	〃
一般加入電話	電話	043-223-2175		〃
	F A X	043-222-5208		〃

(6) 勤務時間外における国及び県への連絡方法

休日・夜間等の勤務時間外において、国（消防庁）又は県（危機管理課）へ災害緊急報告を行う場合は、次の通信手段及び連絡先により行う。

ア 消防庁

	連絡形態	連絡先（地上系）	連絡先（衛星系）	担当機関
消防防災無線※	電話	120-90-49012	048-500-90-49102	消防庁宿直室
	F A X	120-90-49036	048-500-90-49036	〃
一般加入電話	電話	03-5253-7777		〃
	F A X	03-5253-7553		〃

※ 県防災行政無線を使用

イ 千葉県

	連絡形態	連絡先（地上系）	連絡先（衛星系）	担当機関
県防災行政無線	電話	500-7225	012-500-7225	県防災行政無線統制室
	F A X	500-7110	012-500-7110	〃
一般加入電話	電話	043-223-2178		〃
	F A X	043-222-5219		〃

4 収集報告に当たって留意すべき事項

- ① 発災初期の情報収集に当たっては、「千葉県震度情報ネットワークシステム」等により得られた各地の震度情報を利用して、効果的な被害状況等の収集活動にあるとともに、119番通報の殺到状況、被災地の映像情報など被害規模を推定するための

概括的な情報の収集伝達に特に配慮する。

- ② 人的被害、住家被害、住民避難、火災の発生・延焼の状況等、災害応急対策を実施する上で重要かつ緊急性の高い情報は、他の情報に優先して収集・報告する。
- ③ 被害等の調査・報告にあたっては、関係機関及び内部の連絡を密にし、調査漏れや重複等のないよう十分留意するとともに、被害数値等の調整を図る。
- ④ 町は、情報収集の迅速・正確を期するため、情報の収集・連絡に係る組織、設備、要領等の整備を図る。特に発災初期の情報は、自主防災組織等を通じて直ちに通報されるよう体制を整えておく。
- ⑤ 町は、被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき、又は被害等の調査に専門的な知識や技術を必要とするときは、県等に応援を求めて実施する。
- ⑥ 町は、り災世帯・り災人員等の把握に当たっては、現地調査のほか住民基本台帳等と照合し、正確を期する。

5 県警察の情報収集・報告要領

警察本部長及び警察署長は、災害情報の収集及び通報を迅速に行うため、体制を確立するとともに、知事又は市町村長その他関係機関と緊密に連絡して、震災警備活動上必要な災害情報を収集し、必要に応じて知事、市町村長その他関係機関に通報するものとする。

警察の情報収集は、おおむね次の事項について行う。

- ① 震災発生の日時、場所
- ② 被害発生の概要（火災、人命、建物、道路、交通機関）
- ③ 避難者の状況
- ④ 交通規制及び緊急交通路の要否
- ⑤ ライフラインの状況
- ⑥ 治安状況及び警察関係被害
- ⑦ その他震災警備活動上必要な事項

<資料編 2-1-12 災害時の情報交換に関する協定>

第4 災害時の広報

(主な担当)	総務部
--------	-----

1 広報活動要領

町は、県、防災関係機関と相互に連携して、流言飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するため、正確な情報を迅速に提供することに努める。

災害の規模又は状況により、県その他関係機関の協力を必要とする場合は、県に協力を要請する。

なお、県提供のテレビ・ラジオの広報番組、千葉県ホームページ、住民だより等を活用して、住民へ広報する場合は、県総合企画部報道広報課を窓口として行う。

2 広報内容

- (1) 避難に関する情報
- (2) 交通規制等に関する情報
- (3) 被害に関する情報
 - ア 人及び家屋関係
 - イ 公益事業関係
 - ウ 交通施設関係
 - エ 土木港湾施設関係
 - オ 農林水産施設関係
 - カ 商工業関係
 - キ 教育関係
 - ク その他
- (4) 応急対策活動に関する情報
 - ア 水防、警備、救助及び防疫活動
 - イ 通信、交通、土木港湾等施設の応急対策活動
 - ウ 食料物資等の配給状況
 - エ その他住民及び被災者に対する必要な広報事項
- (5) 町外で発生した震災に係る支援に関する情報
- (6) 流言飛語の防止に関する情報
- (7) 電気、ガス、ストーブ等の火災予防注意

3 広報方法

(1) 一般広報活動

総務部は、災害の規模又は状況により、次の方法で広報を行うとともに、広報車、消防車を被災地区に出動させ、現地広報活動を行い、情報の周知徹底をはかる。

- ア 町防災行政無線、広報車、消防車等を活用した広報
- イ 広報紙、チラシ、ポスター、掲示板等を活用した広報
- ウ 県提供のテレビ、ラジオの広報番組を活用した広報
- エ インターネット、メールを活用した広報

(2) 消防団の広報活動

災害現地においては、消防車、広報車等その他あらゆる広報手段により、地域の状況に応じて出火の防止、初期消火等の呼びかけを行うとともに、火災に関する情報、避難勧告又は避難命令等の伝達及び民心安定を図るための情報提供等、事態の推移に適応した広報活動を積極的に行う。

(3) 報道機関への発表

町本部の災害に関する情報の報道機関への公式発表窓口は、総務部（企画広報班）とする。そのため、総務部（企画広報班）は、各部の報道機関発表事項を総合調整し、総務部長は、事項の軽重、緊急性等を検討したうえで報道機関へ発表する。

(4) 放送機関への放送要請

町及び県が、災害等のため、電気通信設備、有線電気通信設備若しくは無線通信設備により通信ができない場合又は通信が著しく困難な場合において、災害対策基本法第57条の規定による通知、要請、伝達又は警告のため、放送機関に放送を要請する場合、県が締結している「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、県を通じて要請する。

ただし、緊急やむを得ない特別の事情がある場合は、直接要請できるものとする。

放送要請協定機関及び窓口

機関名・窓口	県防災行政無線		一般加入電話	
	電話	F A X	電話	F A X
日本放送協会千葉放送局(放送)	500-7393	500-7394	043-203-0597	043-203-0395

第3節 地震・火災避難計画

地震時には延焼火災の拡大等の発生が考えられ、住民の避難を要する地域が数多く出る可能性がある。

このため、安全な場所への避難に必要な可能な限りの措置をとり、被災者の生命、身体の安全の確保に努める。中でも高齢者、障害者その他の災害時要援護者の安全避難については特に留意する。

第1 避難計画

(主な担当)	総務部、警備消防部、消防本部、いすみ警察署
--------	-----------------------

1 計画方針

災害に際し、危険地域の住民を安全な場所に避難させ、人的被害の軽減を図るとともに、これらの者と現に被害を受けて避難しなければならない者を、一時的に学校、集会所等の既存建物又は野外に仮設したテント等に収容し、保護するための計画とする。

町は「大地震に対する市町村避難対策計画推進要領」（昭和48年8月30日千葉県防災会議決定）に基づき、適切な避難誘導體制を整える。

2 避難の勧告又は指示等

(1) 避難の勧告又は指示の発令権者及び要件

避難の勧告又は指示を発すべき権限のある者は、それぞれの法律によって、次のように定められている。

地震の発生に伴う災害による住民等の生命又は身体の保護のため、又は災害の拡大防止のために特に必要があると認められるときは、災害応急対策の第一次的な実施責任者である本部長（町長）を中心として、相互に連携をとり、次により避難の勧告又は指示を行うものとする。

発令権者	勧告・指示を行う要件	根拠法
本部長 (町長)	・火災、崖崩れ、津波等の事態が発生し、又はその拡大のおそれがあり、住民等の生命身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民等に対し、速やかに立退きの勧告又は指示を行う。	・災害対策基本法第60条
知事	・知事は、災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、本部長が実施すべき立退きの勧告又は指示に関する措置の全部又は一部を本部長（町長）に代わって実施する。 ・津波等により著しく危険が切迫していると認めるときは危険な区域の住民に対し避難のための立ち退きを指示するものとする。	・災害対策基本法第60条 ・水防法第29条

発令権者	勧告・指示を行う要件	根拠法
警察官 海上保安官	<ul style="list-style-type: none"> 地震に伴う災害の発生により住民等の生命、身体に危険を及ぼすおそれのある事態が発生し、本部長（町長）が措置をとることができないと認めるとき、又は本部長（町長）から要求があったときは、直ちに当該地域住民に立退きを指示するものとする。 住民等の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに当該地域住民に立退きを指示する。 	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条
自衛官	<ul style="list-style-type: none"> 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にはいないときは、危険な場所にいる住民に避難の指示をする。 	<ul style="list-style-type: none"> 自衛隊法第94条
水防管理者	<ul style="list-style-type: none"> 津波等により著しい危険が切迫していると認められるとき、必要と認める区域の住民に対して避難の指示を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 水防法第29条
知事又はその命を受けた県職員	<ul style="list-style-type: none"> 地震に伴う津波の襲来及び地すべりにより、著しく危険が切迫していると認めるときは、危険な区域の住民に対し立退きを指示する。 	<ul style="list-style-type: none"> 水防法第29条 地すべり等防止法第25条

（２）避難の勧告又は指示の内容

本部長（町長）等が避難の勧告又は指示を行う場合は、状況の許す限り次の各号に掲げる事項を明らかにして、これを行う。

- ア 避難対象地域
- イ 避難先
- ウ 避難の勧告又は指示の理由
- エ その他必要な事項

（３）避難の措置と周知

避難の措置を実施した者又は機関は、当該地域の住民等に対してその内容を周知するとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。

ア 住民等への周知

避難の措置を実施した場合、当該実施者は、防災行政無線を活用するほか報道機関や自主防災組織の協力を得て住民に対し、その内容の周知徹底を図る。

イ 関係機関の相互連絡

町、県、警察本部、自衛隊及び海上保安部（署）は、避難の措置を行った場合においては、その内容について相互に通報連絡する。

（４）解除

本部長（町長）は、災害による危険がなくなつたと判断されるときには、避難の勧告・指示を解除し、住民に周知するとともに、速やかにその旨を知事に報告する。

3 警戒区域の設定

本部長（町長）は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合は、生命又

は身体に対する危険を防止するために必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限又は禁止、退去を命ずるとともに、措置を行った場合においては、その内容について防災関係機関に通報連絡する。

警戒区域の設定権者及び要件、内容は次のとおりである。

設定権者	設定の要件・内容	根拠法
本部長 (町長)	・災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認められるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。	・災害対策基本法第63条
知事	・災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、前記の全部又は一部を本部長(町長)に代わって実施しなければならない。	・災害対策基本法第73条
消防長 消防署長	・ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認めるとき、火災警戒区域を設定してその区域内における火気の使用を禁止し、又は総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入を禁止し、若しくは制限することができる。	・消防法第23条の2
消防吏員又は 消防団員	・火災の現場においては、消防警戒区域を設定して、総務省令で定める以外の者に対してその区域からの退去を命じ又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。	・消防法第28条
消防機関に属する者	・水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。	・水防法第21条
警察署長	次の場合、前記に記載する消防長等の職権を行うことができる。 ・消防長若しくは消防署長又はこれらの者から委任を受けた消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき、又は消防長若しくは消防署長から要求があったとき	・消防法第23条の2
警察官	次の場合、前記に記載する町長等の職権を行うことができる。 ・町長若しくは町長の委任を受けた町職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	・災害対策基本法第63条
	次の場合、前記に記載する消防吏員等の職権を行うことができる ・消防吏員又は消防団長が火災の現場にいないとき、又は消防吏員又は消防団員の要求があったとき	・消防法第28条
	・水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったとき	・水防法第21条

設定権者	設定の要件・内容	根拠法
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	・町長若しくは町長の委任を受けた町職員及び警察官が現場にいないとき、前記に記載する町長等の職権を行うことができる。	・災害対策基本法第63条
海上保安官	・町長若しくは町長の委任を受けた町職員及び警察官が現場にいないとき、前記に記載する町長等の職権を行うことができる。	・災害対策基本法第63条

第2 避難誘導等

(主な担当)	総務部
--------	-----

1 避難誘導計画

町職員、警察官、消防職員その他の避難措置の実施者は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう一時避難場所等への誘導に努める。誘導に当たっては、できるだけ自主防災組織等ごとの集団避難を行うものとし、災害時要援護者の避難を優先して行う。

2 事前避難

災害が発生するおそれのある場合には、その情勢を的確に住民に伝達する。

また、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者については、避難の指示を行う前であっても自主的にあらかじめ指定された避難場所等へ早期に避難するよう指導する。

3 避難の方法

(1) 自助、共助による避難

集団避難方法により避難するものとし、小単位自主防災組織（20～30家族程度）ごとに各リーダーの指導であらかじめ指定してある一時集合場所に避難する。（自助）

一時集合場所において避難人員の確認を行い、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者を保護しながら小単位自主防災組織ごとに、集団で避難場所に避難する。（共助）

(2) 避難経路

避難経路について現場警察官又は町職員が特定の経路を指示した場合はこれに従わなければならない。

4 避難誘導方法

(1) 町

ア 町は、避難勧告又は指示が出された場合、警察署、消防団等の協力を得て、なるべく地域又は自主防災組織単位に、あらかじめ指定してある一時避難場所等に誘導する。

イ 町は、発災後直ちに「避難場所」に複数の職員を派遣し、避難収容者の整理及び町本部からの情報等の伝達にあたる。

(2) 警察署

ア 避難誘導部隊の配置等

- (ア) 避難誘導にあたっては、部隊を厚めに配置して交通を確保するとともに、活発な広報活動を行い、避難者の混乱による事故、紛争等が発生しないよう留意する。
- (イ) 一時避難場所には、所要の警戒員等を配置し、関係機関の職員と密接に連絡の上、避難者の保護及び一時避難場所の秩序保持に努める。

イ 避難誘導上の留意事項

- (ア) 自動車による避難及び家財の持出し等は中止させる。
- (イ) 避難時の携行品は、貴重品、照明具、さしあたり必要な食料等応急必需品程度にとどめ、火災等危険な状態が切迫した場合には、身体の安全を図るため背負荷物等は放棄させるよう指導する。
- (ウ) 避難にあつては、努めて自主防災組織、職域団体等の組織を単位として統制ある行動をとらせるよう指導し、ロープその他資機材を有効に活用して混乱、事故防止に配意して誘導路の確保に努める。

ウ 避難誘導後の措置

- (ア) 負傷者等の実態を把握し、救護班に連絡のうえ救護措置を講ずる。
- (イ) 防災関係機関及び自主防災組織、職域団体の責任者等と密接に連絡し、避難場所内の秩序保持について協力を求め、また、町が行う給食、給水等の救援活動に協力する。
- (ウ) 避難場所内の情報収集及び犯罪の予防、取締りにあたる。

(3) 消防団

- ア 地域住民が避難を行う場合は、災害の規模、道路等の状況、火災の拡大の経路及び消防部隊の運用等を勘案し、もっとも安全と思われる方向を町及び警察署に通報する。
- イ 住民の避難が開始された場合は、無線及び拡声装置の活用等により、迅速な安全避難誘導にあたる。
- ウ 大震火災時における消火活動は、避難の安全を確保するため、要消火範囲の防護を主眼とするものとし、避難の勧告又は指示が出された時点以降は、避難路の安全確保に努めるものとする。

<資料編 7-1 避難場所一覧>

5 避難所への移送

火災等による人命の危険が終息した場合、本部長（町長）及び本部室は、関係機関と協議し、一時避難場所を撤収する。この場合、避難した被災者のうち、住家の損壊、焼失等により住家を失った者又は浸水等により一時居住することができない状態となった者については、避難所へ移送し、収容するものとする。

第3 避難所の開設、運営

(主な担当)	総務部、民生部
--------	---------

1 避難所の開設

一時避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失する等引き続き救助を要する者

及びそのおそれのある者に対して、学校等の避難所を開設し収容保護する。

なお、被災者のプライバシー及び安全の確保並びに衛生管理に努めるとともに、高齢者や障害者をはじめとする災害時要援護者や女性への配慮、ペット対策などについても適切に対応するよう努める。

(1) 実施機関

ア 避難所の設置は、本部長（町長）が行う。

ただし、災害救助法が適用された場合は、知事が行い、本部長（町長）はこれを補助する。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を本部長（町長）が行うことができる。

イ 本町限りで対応不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

(2) 避難所の設置等

ア 本部長（町長）は、一時避難場所に避難した被災者のうち、引続き避難を必要とする者を一時的に収容し、保護するため、公共建物等を避難所として開設するほか、当該施設のみをもっては収容能力に不足が生ずるときは、野外にテント又は応急仮設住宅を設置し対応する。

なお、避難所予定施設及び収容可能人員等は、「避難所一覧」のとおりとし、避難所の収容基準は、最低限避難者1人当たり有効建物面積4㎡とする。

イ 東日本大震災では、指定されていた避難所が被害にあった例があることから、避難所は、耐震性や耐災害性（洪水・津波・土砂災害）には特に注意を払い設置する。

原則としては、津波浸水地域外の耐震耐火構造施設を活用するものとし、対象地域の被災住民を収容できる規模をもって適切に配置するよう努める。

ウ 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に配慮し、被災地以外にある者も含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。

エ 学校等の避難所については、第一次的には体育館を使用し、必要に応じて教室等を使用する。

また、学校施設の応急復旧マニュアル等の周知を図り、学校職員等が被災時の施設の状況を速やかに把握できるよう努める。

オ 災害救助法が適用された場合の避難所設置のための経費内容及び限度額は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間等」によるものとする。

<資料編7-2 避難所一覧>

<資料編2-2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等>

(3) 開設措置

ア 本部長（町長）は、避難所の開設を必要と認めた場合は、避難所運営マニュアルにより直ちに避難所に職員を派遣し、開設に必要な準備をする。

イ 本部長（町長）は、避難所の開設状況を速やかに警察署等関係機関に連絡する。

ウ 野外収容施設を設ける場合は、県に資機材の応援を要請する。

エ 避難所の開設期間は、原則として災害発生の日から7日以内とする。

ただし、状況により前記の期間を延長する必要がある場合には、本部長（町長）は知事の事前承認（厚生労働大臣の承認を含む。）を受けなければならない。

（4）避難者の受入れ

避難所の地区割当は、原則として一時避難場所の地区割当に準ずることとし、努めて自主防災組織別に収容するよう配慮する。

また、長期収容を必要とする者については、努めて体育館に収容するよう配慮する。

2 避難所の管理運営

避難所の運営は、本来の施設管理者の監督のもとで住民の自主防災組織やボランティア組織と協力して避難所の効率的な管理運営がなされるよう、県が策定した「災害時における避難所運営の手引き」、及び町で策定を検討している避難所ごとの「避難所運営マニュアル」等により行うものとする。

なお、学校にあっては、教育活動の早期再開のため、「震災時における実働計画（実働マニュアル）」も参考とする。

（1）管理運営者の指定

避難者は、自主防災組織等毎に適当な人員によって班を編成し、責任者を指定する。

避難所を管理運営する場合、男女双方の要望や意見を反映するため、男性ばかりでなく女性を管理運営する者に入れることとする。

また、女性への配慮としては、女性用更衣室やトイレなど施設の利用場の配慮、女性相談窓口や女性専用の物資配付など運営上の配慮が必要である。

（2）諸記録及び報告

避難所に派遣された職員は、避難所の運営管理状況等必要な記録（避難者名簿、日誌、物品受払簿等）を行い、町本部へ報告する。

また、各避難所との情報連絡を密にし、避難者の氏名や家族構成などの情報を逐次、コンピュータ等を活用して把握に努めるとともに、広報や問い合わせに適切に対応する。

なお、避難所に名簿の掲示を行うなど、避難者情報の広報については、個人情報取り扱いに注意するとともに、あらかじめ避難者から情報公開についての同意を得るなど、適切に対応するよう努める。

（3）設備・備品の整備

町は、状況により避難生活が長期化するような場合に備え、基本的な生活に対応出来る環境のための備蓄や炊き出しのための調理設備、器具、燃料、洗濯機等、畳・パーテーション、仮設風呂・シャワー等を速やかに調達できる体制の整備に努める。

また、季節対策として、寒さ対策や暑さ対策など、季節の移り変わりにも柔軟に対応できる環境づくりに努める。

（4）ペットへの配慮

町は、ペットとの同行避難に備えて、「災害時における避難所運営の手引き」を参考に、ペットの収容場所を確保するとともに、トラブル等が起きないようにルールを作成に努める。

3 避難者の集約及び避難場所の解消等

避難生活の改善及び施設の本来機能確保のため、災害の復旧状況や避難者の状況を勘案しつつ、避難場所の集約及び解消を図る。

(1) 避難者を他地区へ移送する場合

ア 本部長は、避難所の集約及び解消を行う場合、或いは避難者を避難所に収容できない場合、本町から最も近い距離にある非被災地若しくは小被災地又は隣接市町への移送について、知事に要請する。

イ 移送に当たっては、町のバス及び民間バスを借り上げて行うものとするが、必要に応じて、防災関係機関へ応援を要請する。

ウ 他地区に避難所を開設するに当たっては、本部職員のうちから避難所職員を配置するとともに、移送に添乗させる。

(2) 他地区からの避難者を受入れる場合

本部長は、避難所の集約及び解消を行う場合、或いは知事から他地区の避難者を受け入れるため避難所の開設の指示等を受けた場合、各避難所の状況を考慮し、直ちに避難所の選定開設を進め、受入態勢を整備するとともに、本部職員のうちから避難所職員を配置して避難所運営に協力する。

第4節 津波避難計画

津波からの避難については、住民自らが津波の規模や津波警報等の情報を把握し、迅速かつ自主的に避難することが重要である。町は、住民等への津波に関する情報伝達や避難誘導等を実施し、住民等が円滑かつ安全な避難行動が行えるよう対応する。

なお、避難所の開設等については、前節によるものとする。

第1 津波避難情報の伝達

(主な担当)	総務部
--------	-----

1 津波警報等の伝達

(1) 住民への伝達

町は、県防災行政無線一斉通報装置により津波情報等を受けた時、又は気象庁の津波警報等を覚知した場合、若しくは強い揺れ又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合など、「御宿町津波避難計画」において、あらかじめ定めてある避難勧告等の基準に基づき、住民等に対して直ちに避難勧告等を行うなど、迅速かつ的確な伝達を行う。

また、住民等への津波警報等の発表・伝達にあたっては、以下に留意して行う。

ア 住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模及び避難指示等を対象となる地域に伝達する。その際、災害を具体的にイメージできるような表現を用いるなど住民等が即座に避難行動に取り掛かることができるよう工夫する。

イ 住民等が即座に避難行動に取り掛かるため、町はあらゆる広報伝達媒体（有線・無線電話、同報無線、広報車、サイレン等）や自主防災組織等を活用し、住民等への津波警報等を迅速かつ的確に伝達する。

ウ 気象庁等が発表する津波警報等に更新があった場合等に限らず、津波は、第一波よりも第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性があるなどの津波の特性や、津波警報等が発表されている間は災害の危険性が継続していることなど、住民等に対し継続的に情報伝達を行う。

エ 県及び放送事業者と連携し、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ、携帯電話、ワンセグ等のあらゆる手段の活用を図り、避難勧告等の伝達に努める。

(2) 観光客への伝達

海岸線付近の観光地、海水浴場等の施設管理者等は、海面監視やラジオ聴取などによって、積極的に情報収集し、観光客等に対し、行政機関と強調して自主的に迅速かつ効果的な情報伝達を行う。

<資料編7-1 避難場所一覧>

<資料編2-1-14 津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定>

2 関係機関における相互連絡

(1) 河川・海岸地域

河川・海岸地域では、町、防災関係機関、海水浴場の管理者等が、相互に協調を図り、強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時には、直ちに安全な場所で津波の河川遡上の監視及び海面監視を実施し、潮位等の異常な変動の発見と情報連絡に努める。

(2) 漁港

漁港では、漁港管理者（町）、漁業協同組合等が相互に協調を図り、漁港、船舶等への迅速な情報伝達を行う。

第2 住民等の避難及び避難誘導

(主な担当)	総務部、民生部
--------	---------

1 住民等の避難行動

住民等は、津波で命を落とさないために、「自らの命は自ら守る」（自助）の基本理念により、各々が津波警報等の発表や避難勧告等の情報を把握し、迅速かつ自主的に高台等の安全な場所へ避難する。

(1) 避難の呼びかけ

避難の際には、「自分たちの地域は地域のみんで守る」（共助）の基本理念により地域で避難の呼びかけを行うものとする。

なお、津波警報等が解除されるまで避難を継続することとし、自己の判断で自宅や河川・海岸付近に近寄らないこととする。

(2) 避難方法

地震・津波発生時には、家屋の倒壊、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波避難は徒歩や自転車を原則とするが、災害時要援護者の避難支援を行う場合は、地域の実情に応じて自動車での安全かつ確実な避難を行う。

2 住民等の避難誘導

町は、県が策定した「千葉県津波避難計画策定指針」及び国の「津波対策推進マニュアル検討報告書」などを参考に作成した「御宿町津波避難計画」等に基づき、住民等が円滑に安全な場所へ避難できるよう誘導する。

(1) 災害時要援護者への支援

住民等の避難誘導にあたっては、災害時要援護者の支援も考慮し行うものとする。

(2) 安全の確保

住民等の避難誘導にあたる消防団員、警察官、町職員等は、あらかじめ定めてある行動ルールに従い、予想される津波の規模や到達時間等を考慮し、安全が確保されることを前提とした上で行う。

また、行政区、自主防災組織等による避難誘導や、海水浴場等の観光施設の管理者による自主的な避難誘導など、町の避難の呼びかけに応じた自主的な避難誘導についても、安全の確保を前提とする。

第5節 災害時要援護者等の安全確保対策

地震時には津波、延焼火災の拡大等の発生が考えられ、住民の避難を要する地域が数多く出ることが予想される。このため、安全な場所への避難に必要な可能な限りの措置をとり、被災者の生命、身体の安全の確保に努める。特に、災害時に支援を必要とする災害時要援護者については、町が策定した「災害時要援護者避難支援プラン」等に基づき、災害時の避難誘導をはじめ、避難生活についても考慮し、安全確保に努める。

第1 避難誘導等

(主な担当)	民生部、社会福祉協議会
--------	-------------

1 避難誘導

災害時要援護者については、次の事項に留意して、避難支援者による避難誘導、支援を行う。

- ① 避難経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。この場合、なるべく身体壮健者、その他適当な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずること。
- ② 危険な場所には、表示、なわ張りをを行うほか、状況により誘導員を配置すること。
- ③ 状況により、高齢者、障害者、乳幼児、病弱者又は歩行困難者は適当な場所に集合させ、車両又はボート等による輸送を行うこと。この場合、ロープ等の資材を利用して輸送途中の安全を期すること。
- ④ 避難誘導は、収容先での救助物資の配給等を考慮し、できれば行政区等の単位で行うこと。
- ⑤ 高齢者、障害者等の災害時要援護者については、その状態や特性に応じた適切な避難誘導を行うとともに、町職員及び自主防災組織の隊員、民生委員等による避難所、避難場所での避難確認を行うこと。

2 避難順位

避難誘導は移動もしくは歩行困難な者を優先して行うものとし、優先順位は、おおむね次のとおりとする。

- ① 介護を要する高齢者及び障害者
- ② 病弱者
- ③ 乳幼児及びその母親・妊婦
- ④ 高齢者・障害者
- ⑤ 学童

第2 避難所の開設、災害時要援護者の対応

(主な担当)	民生部、社会福祉協議会
--------	-------------

1 避難所の開設

避難所の開設は、本章「第4節 避難計画」によるものとする。

町及び県は、災害時要援護者の避難状況を速やかに確認し、優先的に避難場所を確保するとともに、健康状態や特性等を把握し、災害時要援護者に配慮した運営に努める。

さらに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に配慮した福祉避難所を設置する。なお、避難所における支援として、具体的には、次の3点が考えられる。

- ① 避難所における要援護者用相談窓口の設置
- ② 避難所からの迅速・具体的な支援要請
- ③ 避難所における要援護者支援への理解促進

2 外国人に対する対応

町は、県が作成した「災害時における避難所運営の手引き」を活用し、外国人に対応した避難所運営に努める。

3 福祉避難所の設置

町は、発災後に福祉避難所に指定している町地域福祉センターの指定管理者と連絡を取り、開設を要請する。開設後は、関係機関及び各避難所に開設済みの福祉避難所を周知する。

<資料編7-3 福祉避難所>

4 避難所から福祉避難所への移送

町は、避難所における災害時要援護者の健康状態や特性等の把握に努め、状況に応じて福祉避難所への移送を行う。

なお、健康状態や特性等に関係なく、その障害などにより通常の避難所生活が困難な場合も福祉避難所への移送を検討する。

町は、福祉避難所に指定された施設や関連団体、又は県等と協力して要援護者の移送に利用可能な車両等、移送手段の確保に努める。町や関係機関等が保有する車両等のリストを作成するほか、個々の要援護者の移動手段の有無等を調査し、自力での移動可否状況を把握する。

また、社会福祉協議会と協力して、地域住民に対し、要援護者の避難所までの移動支援や避難所から福祉避難所への移送支援について働きかける。

5 被災した災害時要援護者等の生活の確保

応急仮設住宅への入居については、高齢者・障害者等の災害時要援護者を優先して行うよう努めるとともに、高齢者・障害者に配慮した応急仮設住宅（以下「福祉仮設住宅」という。）の設置等について検討する。

また、被災した災害時要援護者等の生活の確保や災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、町は県と連携し、被災地及び避難所において社会福祉士、介護福祉士、児童相談員等の専門家による相談等を行う。

- ① 要介護者への巡回相談事業及びホームヘルプサービスの実施
- ② 被災児童及びその保護者への相談事業の実施

第6節 消防・救助救急・医療救護活動

地震の発生とともに、地震火災、地震水害、危険物の漏洩等による被害の可能性が非常に危惧される。

消防機関、水防機関、危険物施設管理機関及び救助救急のための関係機関は、これらの災害から住民の生命・財産を守り、被害を最小限にするために、全力を尽くす。

また、災害により多数の傷病者が生じたり、医療機関が被害を受け混乱したりするなど、住民生活に著しい影響があるとき、町は、関係機関と緊密に連携をとりながら、り災者の医療救護に万全を期する。

第1 消防活動

(主な担当)	総務部、警備消防部、消防本部
--------	----------------

1 活動体制

震災時には、人命に対する多様な危険現象が複合的に発生することが予想されることから、災害事象に対応した防御活動を常備消防、消防団の全機能をあげて展開し、地域住民の生命、身体及び財産の保護に努める。

2 活動方針

震災時には、住民の生命、身体の安全確保を基本とし、出火防止と地震により発生した火災の早期鎮圧、人命の救出、救助及び避難路の安全確保を原則とした活動を実施する。

なお、消防団員の活動については震災津波対応マニュアルにより行動し、常に安全に対する配慮と確認を行いながら任務を遂行しなければならない。

3 活動の基本

(1) 消防団

消防団は、平常時から地域に密着した防災活動を行うほか、震災時には、住民に対する出火防止、初期消火等の指導を行う任務と消火活動を行う任務とがある。

このため、地域住民の中核的存在として、住民への指導及び消火活動を行えるよう、住民指導力の向上に努める。

ア 出火防止

地震の発生により、火災等の災害発生が予測された場合は、居住地付近の住民に対し出火防止を広報するとともに、出火した場合は、住民と協力して初期消火を図る。

イ 消火活動

常備消防の出動不能若しくは困難な地域における消火活動、又は主要避難路確保のための消火活動については、単独又は常備消防と協力して行う。

ウ 情報の収集

分団受持区域内の消火活動上必要な事象、道路障害の状況、特異救助事象の収集

報告及び消防団本部あるいは分団からの指示命令の伝達を行う。

また、消防団長は、各地区別の火災延焼状況を収集分析し、地域住民に避難指示又は勧告をすることが必要であると認められる場合、火災の延焼予測及び避難すべき地域等を本部長（町長）及び警察署長に通報する。

エ 救急救助

要救助者の救助救出、負傷者に対する応急措置及び安全な場所への搬送を行う。

オ 避難誘導

避難の指示・勧告がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。

(2) 住民等による初期消火

一般家庭等において出火した場合は、各家庭において常備してある消火器等により初期消火を行う。ただし、消火が困難な場合は、直ちに通報を行う。

5 県内消防機関相互の応援

県内消防機関による広域的な応援を実施する必要がある場合、本部長（町長）は、既に締結されている「千葉県広域消防相互応援協定」及びその具体的な活動マニュアルである千葉県消防広域応援基本計画に定めるところにより、迅速な消防相互応援を求める。

また、同協定により応援要請があった場合は、迅速な消防相互応援を実施する。

<資料編 2-1-1 千葉県広域消防相互応援協定>

第2 救助・救急活動

(主な担当)	総務部、民生部、消防本部、いすみ警察署
--------	---------------------

1 活動体制

町、消防本部、消防団及び警察署は、それぞれの消防活動、警備活動方針によるほか、県、勝浦市夷隅郡医師会、日本赤十字千葉県支部、自衛隊、海上保安署などの関係機関と密接な連携を図り、傷病者の救助活動から搬送業務完了まで一貫した救助・救急体制をとる。

2 救助・救急活動

災害による傷病者救護の適正を期するため、多数の傷病者が発生した地域及び避難場所を重点的に可能な範囲で現場に救護所を設置し、救急救護活動にあたるとともに、医療機関等の傷病者の受入れ体制を確認する。

特に救急医療機関と常に密接な連絡を保ち、災害等発生時における傷病者の医療処置能力等を把握する。

<資料編 5-1 町内及び郡市内の救急医療機関>

(1) 情報収集

要援護事象に対する情報及び傷病者の収容施設等救急救助活動に必要な情報の収集を行う。

(2) 関係機関の措置

関係機関へ次の措置を行うよう要請し、救助・救急活動にあたる。

機関名	項目	対応措置
消防本部	救助・救急活動	<p>(1) 活動の原則 救助・救急活動は、救命処置を要する重症者を最優先とする。</p> <p>(2) 出動の原則 救助・救急を伴う場合は、努めて救急隊と他隊が連携して出動するものとし、救助の伴わない場合は救急隊のみとし、次の優先順位により出動する。</p> <p>ア 延焼火災が多発し、多数の救助・救急事象が発生している場合は、火災現場付近を優先する。</p> <p>イ 延焼火災は少ないが、多数の救助・救急事象のある場合は、多数の人命を救護することを優先する。</p> <p>ウ 同時に小規模な救助・救急事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。</p> <p>エ 傷病者に対する救急処置は、救命の処置を必要とする事象を優先する。</p>
	救急搬送	<p>(1) 傷病者の救急搬送は、救命処置を要する者を優先とする。なお、搬送に際しては、所轄消防本部、医療チーム等の車両のほか、必要に応じ日本医科大学千葉北総病院ドクターヘリ、国保直営総合病院君津中央病院ドクターヘリ、千葉県消防局、自衛隊等のヘリコプターにより行う。</p> <p>(2) 救護所等から後方医療施設への移送は、被災状況の推移を勘案して他機関との協力体制のもとに行う。</p>
	傷病者多数発生時の活動	<p>(1) 災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し、救助隊、医療チームと密接な連携を図り、効果的な救護活動を行う。</p> <p>(2) 救護能力が不足する場合は、消防団員、自主防災組織等に医療機関への自主的な輸送協力を求めるなど、関係機関との連絡を密にし、効率的な活動を行う。</p>
県警察		<p>(1) 救出・救護活動は、倒壊家屋の多発地帯及び病院、学校、興行場、等多人数の集合する場所等を重点に行う。</p> <p>(2) 救出した負傷者は、応急処置を施したのち、救護班等に引き継ぐか、車両及び航空機を使用して速やかに医療機関に収容する。</p>
海上保安署		<p>(1) 海難船舶が発生した場合は、その捜索・救助を行う。</p> <p>(2) 負傷者、医師、その他救助活動に必要な人員及び物資の海上輸送を行う。</p> <p>(3) 避難者の海上輸送及び誘導に協力し、避難を援助する。</p>

(3) 救助・救急資機材の調達

初期における装備資機材の運用については、原則として各関係機関においてそれぞれ保有するものを活用する。

なお、装備資機材等が不足した場合は、その他関係機関が保有するもの又は民間業者から借入れ等を図り、救助・救急に万全を期する。

第3 水防活動

(主な担当)	総務部、警備消防部
--------	-----------

1 町及び水防管理団体の措置

震災発生時に、河川等の堤防の決壊又は放流による洪水の発生が予想されるため、防衛体制を強化する。

また、水防活動にあたって消防本部、消防団は、堤防等の施設管理者、警察、他の防災関係機関との連携を密にし、避難及び被災者の救出に重点をおく。

2 施設管理者の措置

堤防、水門等の管理者は、震度4以上の地震が発生した場合は、直ちに施設の巡視、点検を行い、被害の有無、予想される危険等を把握し、必要に応じて関係機関及び地域住民に周知する。

3 水防警報の周知

県から水防警報が発せられたときは、本章「第2節 情報収集・伝達計画」に基づいて、速やかに地域住民及び関係機関に周知する。

第4 危険物等の対策

(主な担当)	総務部、警備消防部、消防本部
--------	----------------

1 活動方針

危険物施設等は、震災時における火災、爆発、漏えい等により、従業員はもとより周辺住民に対して大きな影響を与えるおそれがある。

町は、これらの施設について、関係法令に基づく防災計画を実効あるものにするとともに、火災、爆発、流出拡散等の防止について、自主的な活動ができるよう計画させることとする。

計画においては、危険物施設等の自衛消防組織の活動により、地震による危険物の被害を最小限にとどめ、施設の従業員及び周辺住民に対する危険防止を図ることを目標とするほか、関係機関は、相互に協力して施設の被害を軽減させるための対策を確立しておくものとする。

2 応急措置

(1) 石油類等危険物保管施設

町及び消防本部は、危険物取扱者等に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講じるよう指導する。

- ア 危険物の流出並びに爆発等のおそれのある作業及び移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置
- イ 混触発火等による火災の防止措置、初期消火活動、タンク破壊等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策
- ウ 危険物による災害発生時の自主防災組織活動と活動要領の制定
- エ 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措施並びに防災機関との連携活動

(2) LPガス設備

町及び消防本部は、LPガス各社に対し、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急措置を行い、二次災害の防止と事務処理にあたるよう要請する。

また、災害時には、住民の不安除去、波及的災害事故の防止を図るため、サービス巡回車による広報巡回のほか、町本部、警察署、報道機関に協力を要請するなど、あらゆる手段を尽くして、被害地区におけるガス機器の使用上の注意事項、ガス供給状況、復旧の見通し等について広報する。

広報は、主として次の内容について行う。

ア 震災時

- (ア) ガス栓を全部閉めること。
- (イ) ガスメータのそばにあるメータコックを閉めること。
- (ウ) ガスの臭いがする場合、火気使用は厳禁であること。

この場合には、ガス栓・メータコックを閉め、直ちにガス会社に連絡すること。

- (エ) 換気扇の使用は、スイッチの火花によって爆発の原因となるので避けること。
- イ マイコンメータ（前面にランプがあるメータ）が作動してガスが出ない場合。
 - (ア) グレーのメータの場合は、マイナスインバーで左上の蓋を開け、内部の軸をドライバーで反時計回りにしっかりと回し、ランプの点灯を確認する。
 - (イ) クリーム色のメータの場合は、左上の丸い蓋を外し、中のボタンをしっかりと押し、ランプの点灯を確認する。
 - (ウ) 操作終了後3分間マイコンによる漏洩検査のためガスの使用はしないこと。

(3) 危険物等輸送車両等

町は、危険物等輸送車両等の応急対策として、関係機関へ次の措置を行うよう要請する。

機 関 名	対 応 措 置
消 防 本 部	(1) 事故通報等に基づきその状況を把握の上、交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行う。 (2) 必要に応じ、地域住民への広報活動や警戒区域に対する規制等を行う。 (3) 危険物輸送車両の関係者に対して、必要に応じ一時使用停止又は使用制限の緊急措置命令を発する。
警 察 署	輸送中の車両については、周囲の状況により、あらかじめ安全な場所へ移動させる。
海上保安署	関係事業所の管理者及び船主、代理店等に対して、災害の実態に応じて、次の措置を講じるよう指導する。 (1) 危険物取扱岸壁における荷役の停止、施設の応急点検と出火等の防止措置 (2) 危険物の海上への流出防止措置と応急対策 (3) 危険物とう載船舶への必要に応じた移動命令、又は航行の制限若しくは禁止

第5 医療救護活動

(主な担当)	民生部、医師会等
--------	----------

1 活動方針

震災時に傷病者が多数発生したとき、又は医療機関の一時的混乱により、その機能が停止したときにおいて、医療、助産及び救急救護を迅速かつ的確に行い、被災者救護の万全を図る。

2 医療救護

災害により、通常受けられる医療が受けられなくなった住民に対して、地域における診療機能が一定程度回復するまでの間、救護所の設置や救護班の派遣等により診療等を行う。

また、民生部長は、連絡調整を図り、救護班の活動に協力する。

(1) 実施機関

ア 医療救護は、本部長（町長）が行う。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、本部長（町長）はこれを補助する。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を本部長（町長）が行うこととすることができる。

イ 本町限りで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

ウ 前記アにより本部長（町長）が行う場合は、次により実施する。

- (ア) 勝浦市夷隅郡医師会の長と締結した協定に基づき勝浦市夷隅郡医師会が組織する救護班
- (イ) 夷隅郡市歯科医師会の長と締結した協定に基づき夷隅郡市歯科医師会が組織する救護班

エ 救護班の編成

救護班の編成人員は、医師1人、看護要員1人、事務1人とする。

事務1人については、町本部において配置する。

なお、出動する班の数は、災害の状況により、本部長（町長）と勝浦市夷隅郡医師会、夷隅郡市歯科医師会及びその他関係機関との協議により決定する。

<資料編2-1-8 災害時の医療救護活動についての協定>

(2) 情報の収集・提供

町は、平常時から関係機関との連携を緊密に保ち、次の事項について情報収集を行い、関係機関への情報提供を行う。

- ア 医療施設の被害状況、診療機能の確保状況
- イ 避難所、救護所の設置状況
- ウ 医薬品等医療資機材の需給状況
- エ 医療施設、救護所等への交通状況
- オ その他参考となる事項

<資料編5-1 町内及び郡内の救急医療機関>

(3) 救護班等出動の要請

ア 避難所その他において医療救護を必要とする場合は、次の事項を明らかにし、民生部長に要請する。

- (ア) 救護を受けようとする場所
- (イ) 救護を受けようとする者の数
- (ウ) 救護を受けようとする種類及び程度

イ 民生部長は、医療救護活動の必要を認めるときは本部長（町長）に報告し、本部長（町長）は、必要に応じて勝浦市夷隅郡医師会の救護班に出動を命じる。

なお、勝浦市夷隅郡医師会で医師の不足する場合は、夷隅郡市歯科医師会、その他関係機関にそれぞれ救護班の出動を要請するほか、知事及び他の市町村長等に応援を求めるなど必要な措置を講ずる。

ウ 知事は、必要に応じてDMATの派遣要請を行うとともに、県救護班の出動を命じ、日本赤十字社千葉県支部長、県医師会長、県歯科医師会長、県薬剤師会長、県看護協会会長、県接骨師会長にそれぞれ救護班の出動を要請するものとする。

また、国立病院機構等その他の関係機関に応援を要請するほか連絡調整その他必要な措置を講ずる。

エ 具体的な現場指揮は、災害の態様、現場の状況等に応じ、関係機関で協議の上、統一を図る。

(4) 救護班等の業務内容

- ア 傷病者に対する応急措置
- イ 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定

- ウ 軽症患者等に対する医療
- エ 避難所等での医療
- オ 助産救護

(5) 救護所の設置

ア 民生部保健衛生班長は医療活動が必要であると認めたときは、原則として次の場所に救護所を設置する。

- (ア) 一時避難場所
- (イ) 避難所
- (ウ) 災害現場

イ 救護班による医療救護活動は、原則として避難所等において設置する救護所で行うものとする。

ただし、救護班を出動させる上で、やむを得ない事由があるときは、被災地周辺の医療施設において、医療救護活動を行う。

(6) 避難所救護センターの設置

ア 町は、被災者の避難所における避難生活が長期にわたると見込まれるときは、県との連携のもとに、避難所内に避難所救護センターを設置し、医療救護活動を行う。

イ 避難所救護センターでは、精神科、歯科等を加え、ストレスや精神不安への対応を含めた、きめ細かな対応を図る。

ウ 避難所救護センターは、避難所の設置状況等を勘案して、適切に配置するとともに、必要に応じて周辺地域への巡回活動を行う。

エ 避難所救護センターの業務は夷隅健康福祉センター長が統括する。

(7) 後方医療施設の確保

ア 災害拠点病院

町は、救護班による応急手当の後、入院治療を要する傷病者の災害拠点病院を確保する。

災害拠点病院	住所	電話	隣接ヘリコプター離着陸場
県立東金病院	東金市台方 1229	0475-54-1531	東金市立西中学校

イ 災害医療協力病院等

町は、前記アのほか勝浦市夷隅郡医師会の協力を得て、傷病者や難病患者、人工透析患者の治療、収容に当たる災害医療協力病院等の確保を図る。

(8) 医薬品等の調達

町は、救護班の使用する医薬品等の備蓄に努めるとともに、災害時における物資供給協定等に基づき、医薬品等、医療資機材等を確保する。

なお、町において確保が不可能な場合は、県及び関係機関に協力を要請し、調達を行う。

<資料編 2-1-6 災害時における物資の供給に関する協定>

<資料編 2-1-21 災害時における医薬品等の確保に関する協定書>

(9) 傷病者の搬送体制

町との協定等に基づき出動した救護班の責任者は、医療救護を行った者のうち、後方医療施設に收容する必要がある者の搬送を消防本部に要請する。

搬送体制に不足が生じた場合は、県等に協力を要請し、連携を図り実施する。

なお、原則として、被災現場から救護所への搬送は町が、救護所から後方医療施設までの搬送は、町及び県が防災関係機関との連携のもとに実施する。

(10) 救護班の活動車両

救護班の出動及び活動のための車両等は、本章「第7節 警備・交通の確保・緊急輸送対策」に定める車両等によるものとする。

(11) 医療救護活動の記録及び報告

民生部長は、医療救護活動の実施状況について、随時、本部長に報告するとともに、「救護班診療記録等」により活動状況をまとめ、本部長に報告する。

第7節 警備・交通の確保・緊急輸送対策

発災時には、さまざまな社会的混乱及び交通の混乱が予想される場所である。このため住民の生命、身体、財産の保護を図り、各種犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持等について万全を期する。

また、災害時に予想される渋滞等を考慮して、被害者の救援・救護活動や緊急物資の輸送に対応するための緊急輸送ネットワークの整備に努める。

第1 災害警備計画

(主な担当)	いすみ警察署
--------	--------

1 基本方針

警察は、地震や津波に伴い災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、他の防災関係機関との連携のもと、人命の保護を第一に、被災者の救出・救護、避難誘導、交通の規制、各種犯罪の予防及び取締り、その他社会秩序の維持にあたる。

2 警備体制

警察本部及び警察署は、地震や津波に伴い災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その規模に応じ次の指揮体制を確立し災害警備活動を行う。

(1) 連絡室

震度4以上の地震が発生した場合、津波注意報が発表された場合、及び東海地震に関連する調査情報が発表された場合等。

(2) 対策室

地震に伴う被害程度が小規模の場合、津波警報が発表された場合、及び東海地震注意情報が発表された場合等。

(3) 災害警備本部

大規模地震が発生した場合、津波警報が発表された場合、又は東海地震予知情報が発表された場合等。

3 災害警備活動要領

- ① 要員の招集及び参集
- ② 地震、津波その他災害情報の収集及び伝達
- ③ 装備資機材の運用
- ④ 通信の確保
- ⑤ 負傷者の救出及び救護
- ⑥ 避難誘導及び避難地区の警戒
- ⑦ 警戒線の設定
- ⑧ 災害の拡大防止と二次災害の防止
- ⑨ 報道発表

- ⑩ 行方不明者の捜索及び迷子等の保護
- ⑪ 死傷者の身元確認、遺体の収容
- ⑫ 交通対策（現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保）
- ⑬ 地域安全対策（犯罪の予防・取締り、相談活動）
- ⑭ 協定に基づく関係機関への協力要請
- ⑮ その他必要な応急措置

第2 交通規制計画

(主な担当)	いすみ警察署
--------	--------

1 交通規制活動

大震災が発生した場合は、交通の混乱及び交通事故の発生を防止し、並びに緊急交通路を確保するため、次により交通規制を実施する。

また、交通規制を実施したときは、公安委員会等は、直ちに規制にかかる区域又は道路規制区間等の内容を交通情報提供装置の活用や道路情報センター及び報道機関の協力を得て周知に努める。

(1) 交通情報の収集と交通統制

- ア 交通情報の収集に務め、道路交通の被害状況を速やかに調査把握し、その状況を町本部長に報告する。
- イ 隣接市町村に通ずる幹線道路については、関係警察署と連絡を密にし、一般車両の迂回等混雑緩和の措置を講じて交通秩序の維持に努める。
- ウ 緊急車両及び緊急通行車両以外の車両の町内への運行については、広報の徹底を期するとともに、交通規制の内容について周知を図る。

(2) 公安委員会の交通規制

- ア 交通の規制
公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る等必要があると認めるときは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条の規定に基づき、道路における交通の規制を行う。
- イ 緊急交通路の確保
公安委員会は、町内又は隣接・近接市町の地域に係る災害が発生又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止又は制限するなど、緊急交通路の確保にあたる。

(3) 警察署長の交通規制

警察署長（高速道路交通警察隊長を含む。）は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る等必要があると認めるときは、道路交通法第5条又は第114条の3の規定により、道路における交通の規制を行う。

(4) 警察官の交通規制等

ア 警察官による交通規制

警察官は、道路の損壊、交通事故の発生、その他の事情により、道路において交通の危険又は交通の混雑が生じるおそれがあり、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るためやむを得ないと認めるときは、必要な限度で道路交通法第6条又は第75条の3の規定により、交通の規制を行うものとする。この場合、信号機の表示する信号にかかわらず、これと異なる意味を表示する手信号等を行うことができる。

イ 通行禁止区域等における措置

警察官は、通行禁止区域等（前記（2）イにより通行を禁止又は制限されている道路の区間又は区域をいう。以下同じ。）において、車両その他の物件が、緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。この場合、警察官の命令に従わなかったり、運転者等が現場にいなかったりするために命ずることができないときは、警察官が、自らその措置をとり、やむを得ない限度において当該車両その他の物件を破損することができる。（災害対策基本法第76条の3）

（5）自衛官及び消防吏員の措置命令・措置等

ア 警察官不在時における措置

自衛官及び消防吏員（以下「自衛官等」という。）は、災害対策基本法第76条の3第3項及び第4項に基づき、警察官がその場にはいない場合に限り、前記（4）イの職務の執行について行うことができる。

イ 措置の通知

自衛官等は、前項の命令をし又は措置をとったときは、直ちにその旨を警察署長に通知する。

2 交通規制の指針

（1）千葉県緊急輸送道路第1次路線（交通規制対象道路）

交通規制の対象となる道路は、県が緊急輸送に定める「千葉県緊急輸送道路1次路線（交通規制対象道路）」の中から選定する。

本町における千葉県緊急輸送道路第1次路線 （交通規制対象道路）	国道128号
------------------------------------	--------

（2）交通規制処理

ア 緊急交通路を確保するため、原則として被災地方向への通行の禁止又は制限を行う。

イ 交通規制を担保するため、必要により交通検問所を設置する。

ウ 直下の地震に対する交通規制計画

南房総地域における直下の地震が発生した場合の交通規制は、「南房総地域直下型地震発生時の交通規制計画」により行う。

エ 交通規制を実施するときは、道路交通法若しくは災害対策基本法に基づく道路標識等を設置し、又は現場における警察官の指示等により行う。

<資料編6-6 南房総地域直下型地震発生時の交通規制計画>

3 緊急通行車両の確認等

(1) 緊急通行車両の確認

ア 車両の使用者は、知事又は公安委員会に対し、当該車両が緊急通行車両（道路交通法第39条第1項の緊急自動車、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両）であることの確認を求められることができる。

イ 前記アにより確認したときは、知事又は公安委員会から、当該車両の使用者に対し、災害対策基本法施行規則第6条に定める標章及び確認証明書の交付を受ける。

ウ 災害発生時においては、前記イにより交付を受けた標章は、当該車両の助手席側の内側ウインドガラスの上部の前面の見やすい箇所に貼付し、確認証明書は必ず携帯し、警察官等から提示を求められたときは、これを提示する。

エ 届出に関する手続きは、「緊急通行車両等の確認及び事前届出事務手続き等」によるものとする。

(2) 緊急通行車両の事前届出・確認

ア 災害時における緊急通行や交通規制区域内へ進入するため、町は、公用車について、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用する緊急通行車両事前届出を行う。この申請は、警察署を経由し公安委員会に行うものとする。

イ 審査の上、認定を受けた緊急通行車両には、緊急通行車両等事前届出済証が交付されることとなっている。

ウ 届出済証の交付を受けた車両については、警察本部、警察署又は交通検問所に当該届出済証を提出して、前記(1)アの確認を受けることができる。この場合においては確認審査を省略して前記(1)イの標章及び確認証明書の交付を受ける。

エ 事前届出・確認に関する手続きは、「緊急通行車両等の確認及び事前届出事務手続き等」によるものとする。

<資料編6-5 緊急通行車両等の確認及び事前届出事務手続き等>

4 交通情報の収集及び提供

(1) 交通情報の収集

警察本部は、隣接都県警察及び警察庁（管区警察局を含む。）と連携を密にし、専従の収集班を編成して、航空機、オートバイその他の機動力を活用し、交通情報の収集を行う。

(2) 交通情報の提供

交通情報の提供は、交通情報提供装置を活用し、道路情報センター及び報道機関の協力を得て行う。

5 震災発生時における運転者のとるべき措置

震災発生時における運転者のとるべき措置については、次の事項の周知を図る。

(1) 走行中の車両の運転者がとるべき行動

- ア 直ちに、車両を道路の左側に停止させること
- イ 停止後は、ラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し行動すること
- ウ やむを得ず道路上に置いて避難するときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど通行の障害とならない方法により駐車し、エンジンを切り、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと

(2) 通行禁止区域等における運転者がとるべき措置

- ア 車両を道路外の場所に置くこと
- イ 道路外に置く場所のない車両は、通行禁止区域等の外に移動すること
- ウ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること

6 道路管理者の通行の禁止又は制限

道路管理者は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握するとともに、道路法第46条の規定により、道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認める場合は、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて通行を禁止し、又は制限するものとする。

第3 輸送計画

(主な担当)	総務部
--------	-----

1 計画方針

災害応急対策の実施に必要な人員及び物資の輸送は、災害対策活動の基幹となるものであるから、車両等は迅速かつ円滑に調達しなければならない。

町は、災害応急対策活動を実施するに際して、輸送手段として必要とする車両等の調達、配分及び各機関への調達斡旋又は供給等による協力活動を行う。

(1) 緊急車両の調達方針及び調達順位

- ア 町各部班が、その担任する災害応急対策活動のため必要とする車両は、原則として、各部班が保有する車両を第一次的に使用し、不足が生じる場合は、財政班が、集中的に調達する。
- イ 財政班は、各部班からの車両調達請求に基づき、外部からの調達が必要と認められたときは、町内の運送業者等から借り上げ、同時に県及び関係機関に対し応援を求める。

(2) 調達方法

総務部は、車両調達について、事前に業者と供給契約を締結しておくものとする。また、町の所要車両が調達不能となった場合は、県に対し調達斡旋を要請する。

車種別調達方法

乗 用 車	町保有の乗用車を使用し、不足する場合は町職員の私有自動車及び町内のタクシー業者から借り上げる。
貨物自動車	町内の貨物運送業者から調達する。
バ ス	町保有のバスを使用し、不足する場合は町内を運行しているバス会社から調達する。

(3) 配車基準

- ア 各部に対する車両の配分は、請求があった部との協議により総務部が定める。
- イ 各部の車両保有数は、「町各部の車両保有数」とおりである。

<資料編6-8 町各部の車両保有数>

(4) 配車手続

- ア 各部において車両を必要とする場合は、車種、トン数、台数、引渡場所、日時等を明示の上、総務部財政班に請求する。
- イ 総務部財政班は、必要台数を調達し請求した各部へ引渡す。
- ウ 総務部財政班は、災害の状況に応じ、予め運送業者等に車両の待機を要請する。

(5) 借り上げ料金

運送業者から借り上げた車両の使用料金等は、平常時の契約料金を準用する。

2 人員及び救助物資等輸送計画

(1) 人員輸送

- ア 避難勧告等が発せられた場合における住民の輸送は原則として行なわない。ただし、老人、身障者等で自主避難が著しく困難であり、本部長（町長）が必要と認めた場合は、町保有車両により緊急輸送を行う。
- イ 傷病者の病院等への輸送は、本章「第6節 消防・救助救急・医療救護活動 第5 医療救護活動」に定めるところによるものとする。
- ウ 被災者の他地区への移送は、民生部がその他関係機関と協力して実施する。

(2) 資材、物資の輸送

- ア 災害応急対策に必要な資材及び物資等の輸送は、それぞれその事務を所管する部班が保有する車両で行う。車両を保有していない部班又は不足する場合は総務部に調達請求を行う。
- イ 県等へ資材及び物資を要請した場合又は災害救助法の適用に基づく救助物資等の輸送は、県等が指定する引継場所から輸送する。

<資料編2-1-11 災害緊急時におけるバス輸送の協力等に関する協定>

第8節 救援物資供給活動

震災時に被災者の人心の安定を図るため、迅速かつ円滑な飲料水・食料・生活必需品の供給活動並びに救護物資・要員等の輸送を行うための輸送車輛、緊急輸送道路等の確保を行う。

このため、飲料水・食料・生活必需品及び救護物資・要員等について、適切なニーズの把握を行うとともに、迅速な供給活動を行う。

第1 応急給水計画

(主な担当)	建設環境部
--------	-------

1 計画方針

給水計画を策定し、災害により飲料水や炊事のための水の供給を受けることができない住民に対して、浄・給水場等での拠点給水や給水車等による運搬給水を実施する。

なお、本町限りで処理が不可能な場合は、近隣市町村、県、国及び日本水道協会その他関係機関の応援を得て実施する。

2 応急給水

(1) 実施機関

ア 飲料水の供給は、本部長（町長）が行う。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、本部長（町長）はこれを補助する。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を本部長（町長）が行うこととすることができる。

イ 本部長（町長）は、本町限りで処理不可能な場合、近接市町村、県、国及びその他関係機関の応援を得て実施する。

ウ 県及び南房総広域水道企業団等の水道事業者は、町が行う応急給水に対し、積極的に協力する。

エ 水道事業者等間の応援活動については、「千葉県水道災害相互応援協定」等により実施する。

(2) 給水基準

飲料水の供給については、基本水量を最少一人1日3リットルとし、水道施設の復旧の進捗により順次増量する。

また、病院等の救援・救護活動に必要な用水は別途確保する。

(3) 給水方法

応急給水は、拠点給水を原則とし、震災の状況に応じて運搬給水及び仮設給水を実施する。

(4) 広報

計画に基づき設置した給水拠点、平素から周知させ、給水を開始した際は、「給水中」の標示を掲げるなど、震災時における応急給水方法、給水拠点場所、飲料水調達方法及び水質について、適切な広報活動を実施する。

3 県営水道の応急給水

町は県と密接に連携し、災害により飲料水の確保が困難な給水区域の住民に対し、県営水道による応急給水の実施を要請する。

4 千葉県水道災害相互応援協定

町は、震災により飲料水の確保が困難な給水区域の住民に対し、千葉県水道災害相互応援協定による応急給水の実施を要請する。

<資料編 2-1-1 千葉県水道災害相互応援協定>

5 補給水利及び応急給水用資機材の現況

(1) 補給水利の現況

補給水利の現況は「町営水道の補給水利の現況」のとおりである。

<資料編 8-1 町営水道の補給水利の現況>

(2) 応急給水用資機材の保有状況

応急給水用資機材の現況は「町営応急給水資機材保有状況一覧」のとおりである。

<資料編 8-2 町営応急給水資機材保有状況一覧>

第2 食料・生活必需品等の供給計画

(主な担当)	民生部、総務部
--------	---------

1 計画方針

町は、食料及び生活必需品の供給について、常に取扱業者と連絡をとり調達可能数量を把握し、震災時において、住民へ速やかに配給ができるよう、食料の確保及び、救援物資の事前配置、又は集荷について万全を期すよう計画しておくものとする。

また、町が甚大な被害を受け、物資の提供や調達が困難になった場合には、食料及び生活必需品の供給を県へ要請する。

なお、県においては、壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下し、物資の支援要請を行う余力がないと推測される市町村に対しては、要請を待たずに、需要を推計の上、必要最低限の水、食料、生活必需品等を送り込む「プッシュ型」による供給を行うものとしている。

2 活動体制

(1) 実施機関

ア 食料及び生活必需品の供給は、本部長（町長）が行う。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、本部長（町長）はこれを補助する。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を本部長（町長）が行うこととすることができ

る。

イ 本部長（町長）は、本町限りで処理不可能な場合、近接市町村、県、国及びその他関係機関の応援を得て実施する。

（2）供給物資

ア 食料品

乾パン又は生パン（菓子パン）、米穀類、副食類、ペットボトルによる飲料等

イ 生活必需品

寝具、衣料品、炊事器具、食器、日用雑貨、光熱材料及び燃料等

（3）給与基準

町がその責任において実施する被災者に対する救援物資の給付・貸与の基準、及び災害救助法適用後において適用される基準は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間等」によるものとする。

<資料編2-2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等>

3 救援物資の確保

（1）必要数量の把握

民生部福祉班は、被害の状況及び避難所収容人員に基づき必要数量を把握し、総務部財政班に調達を依頼する。

（2）備蓄品の活用

必要に応じ、備蓄倉庫保有物資の活用を図る。

（3）協定企業等からの調達

災害時の物資等の供給等に関する企業・団体との協定に基づき、関係部局と連携して必要な物資を調達する。

<資料編2-1-6 災害時における物資の供給に関する協定>

<資料編2-1-7 災害時における救援物資の提供に関する協定書>

<資料編2-1-17 災害時における緊急対応生活物資等の供給に関する協定>

<資料編8-4 災害時の食料調達先一覧>

（4）関係機関への要請

本町限りで供給不可能な場合、本部長（町長）は近隣市町村、県、国及びその他関係機関の応援を得る。

（5）義援物資の受付

必要に応じて、企業等からの義援物資を受け付ける。

ただし、過去の災害において、個人等の小口義援物資については、被災地の需要に対応した形で供給することが困難であり、不要物資の滞留等の原因となることが示されたことから受入れを制限する。

（6）政府所有米の供給計画

政府所有米の調達を要するときは、本部長（町長）は知事に対し、農林水産省生産局長（以下「局長」という。）へ政府所有米穀の緊急の引渡要請を依頼する。ただし、

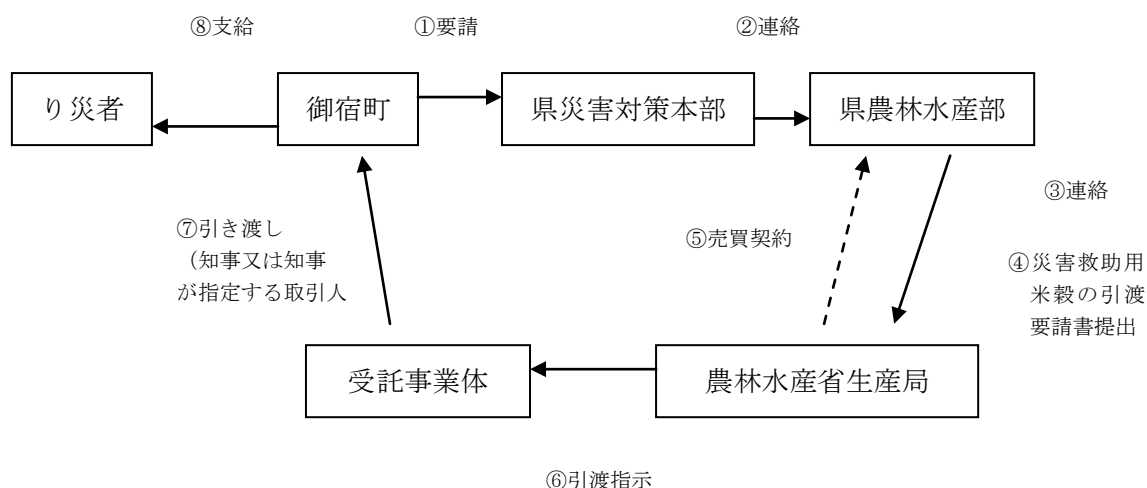
通信機能不全等により手続きがとれないときは、本部長（町長）は直接局長に要請する。

知事及び本部長（町長）は、当該米穀を買い受ける場合には、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）の規定に基づき、局長と売買契約を締結した上で、局長と販売等業務委託契約を締結している受託事業者から当該米穀の引き渡しを受ける。

なお、米穀販売事業者から調達する米穀は精米で引渡しを受けるが、政府から直接売却を受けて調達する場合は、玄米引渡しとなるため、米穀販売事業者等の精米機により精米し、供給する。

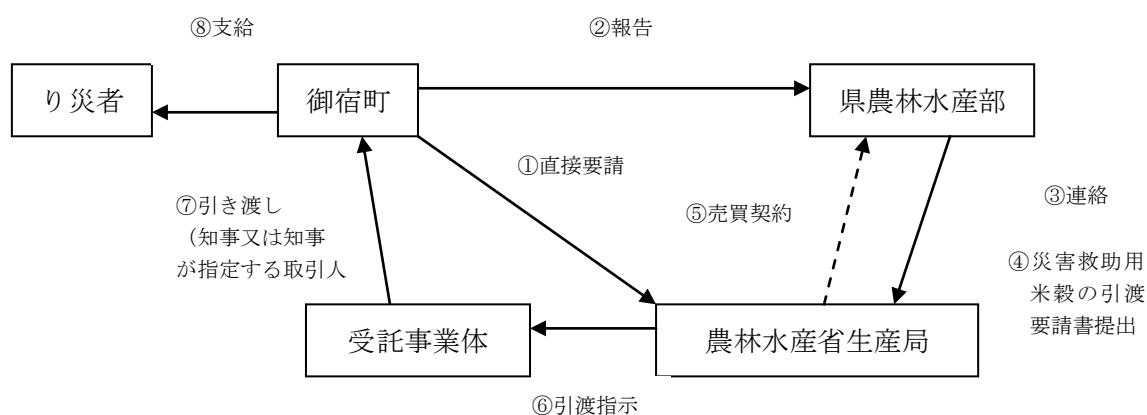
ア 政府所有米穀の受渡し系統（町からの要請を受け、県が要請する場合）

町から県に対し米穀の供給要請を行った場合は、県から農林水産省生産局に要請し、売買契約を締結する。



イ 町が直接、要請した場合

町が直接生産局に連絡した場合は、必ず県に報告することとし、県はこれを受けて生産局に連絡する。



4 救援物資の輸送及び集積地

(1) 輸送

調達した救援物資は、あらかじめ定めた集積地へ輸送し、必要な数量をその都度現地へ輸送する。

この輸送は、本章「第7節 警備・交通の確保・緊急輸送対策 第3 輸送計画」によるものとする。

(2) 災害時における食品の集積地

調達食品の集積地は、原則として「物資の集積拠点」のとおりとするが、災害の状況により、交通及び連絡に便利な公共施設を選定する。

<資料編6-7 物資の集積拠点>

5 救援物資の配分等

(1) 炊き出しの実施及び食品の配分

ア 炊き出しの実施

(ア) 炊き出しの実施については、原則として学校の給食施設を使用する。

(イ) 炊き出しの実施に当たっては、必要に応じ、民間協力団体等の応援を要請する。

イ 食品の配分

(ア) り災者に対する給食は、原則として、乾パンー生パンー米飯の順で供給するものとし、主として避難所収容者を対象にして実施するが、自宅残留り災者に対しても及ぶように努める。

(イ) 配分に当たっては、本章「第3節 地震・火災避難計画 第3 避難所の開設、運営」によるものとする。

ウ 炊き出し等の記録及び報告

住民班は、炊き出し及び食品配分の状況を随時本部長に報告するとともに、「炊き出し及び食品の配分」により活動の状況をとりまとめ、所掌業務完了後、速やかに本部長に報告する。

(2) 生活必需品等の配分

ア 給与する品目等の決定

被災者に給与する品目、数量等は、被害の実状に応じて「災害救助法による救助の程度、方法及び期間等」に定める限度額の範囲内でその都度定める。

イ 給与の範囲

(ア) 生活必需品等の給与又は貸与は、主として避難所収容の被災者を対象として実施するが、自宅残留被災者等に対しても必要に応じて実施する。

(イ) 被災者のうち他からの寄贈等により日常生活に特に不自由しないと認められる者については、応急的救助物資を給与する必要がないので、他の被災者との均衡を考慮した措置をとるものとする。

ウ 配分

(ア) 民生部福祉班長は、交付対象者をは握し、物資の交付場所、交付方法、従事者の確保その他必要な配分計画を樹立する。

(イ) 交付担当者（民生部福祉班）は、(ア)の配分計画に基づき、民間協力団体及び

被災者の協力を得て、被災者に公平に交付する。

(ウ) 災害救助法適用後は、知事の指示を受けて実施する。

ただし、通信途絶等により指示を受けるいとまのないときは、前記（ア）により決定し、被災者に配分後、直ちに知事に報告する。

エ 記録

被災者に救助物資を交付したときは、原則として被災者から受領書を徴する。

第3 燃料の調達

(主な担当)	総務部
--------	-----

町は、災害時の応急対策が燃料不足による支障を避けるため、災害時における全庁の自家発電設備や公用車等の燃料について、町内石油販売店と締結した石油類燃料の供給に係る協定に基づき、迅速な調達を行う。

<資料編2-1-6 災害時における物資の供給に関する協定>

第9節 広域応援の要請及び相互応援

大規模地震時には、被害が拡大し各防災関係機関が単独でこれに対処することが困難な事態が想定される。

このため、各機関は、あらかじめ関係機関と十分に協議の上、相互応援の体制を整えるとともに、災害時には相互に協力し緊密な連携のもと、円滑な応急対策活動を実施する。

また、海外からの支援の受け入れについては、国・県の指導のもと、受け入れ体制の整備に努める。

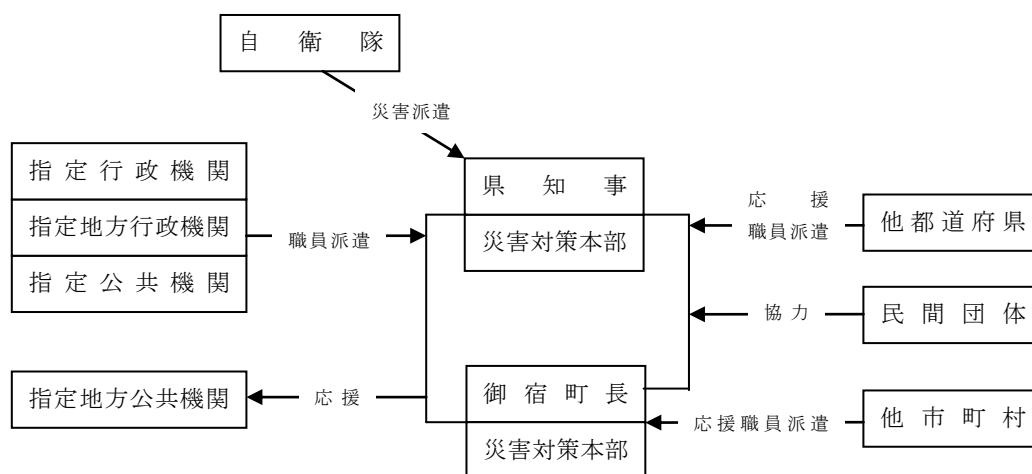
第1 広域応援の要請及び相互応援

(主な担当)	総務部
--------	-----

1 広域応援協力体制

各機関は、平素から法令又はこの計画の定めるところにしたがって関係機関と協議し、協力体制を確立する。

なお、震災時の広域応援協力体制は、次のとおりである。



(1) 国等に対する応援要請

本部長（町長）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請し、又は知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。

(2) 県への応援要請

本部長（町長）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、知事に対し、応援又は応援の斡旋を要請する。

知事は、速やかに調査の上、関係職員の派遣や必要物資の提供等の応援を実施するものとする。

特に、県は東日本大震災の教訓を踏まえ、壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下し、支援要請を行う余力がないと推測される町に対しては、積極的な職員の派遣による被害等の情報収集や、要請を待たずに、需要を推計の上、必要最低限の水、食料、生活必需品等を送り込む「プッシュ型」による物資の供給を行うこととしており、必要物資の供給場所等について、事前に県と町の間で協議しておくこととする。

(3) 市町村間の相互応援

ア 応援要請

本部長（町長）は、応急措置を実施するため必要と認めるときは、県内市町村間で締結した「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」、「災害時における夷隅郡市内市町村間の相互応援に関する協定」及び「御宿町・野沢温泉村姉妹都市災害時応援協定」に基づき、他の市町村長に応援要請を行う。

イ 知事による措置

知事は、前記アの応援が迅速かつ的確に行われるよう、その総合調整を行うとともに、特に必要があると認めるときは、他の市町村長に対し被災市町村を応援するよう指示するものとする。

この場合において知事は、応援を指示した市町村長に対し、次のことを示さなければならない。

(ア) 応援をすべき市町村名

(イ) 応援の範囲又は区域

(ウ) 担当業務

(エ) 応援の方法

ウ 自主応援

本部長（町長）は、被災市町村からの応援要請又は知事からの応援要請がない場合においても、被害の状況等に応じ、自主的に応援を行う。

<資料編 2-1-2 災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定>

<資料編 2-1-3 災害時における夷隅郡市内市町村間の相互応援に関する基本協定>

<資料編 2-1-4 御宿町・野沢温泉村姉妹都市災害時応援協定>

(4) 消防機関の応援

ア 応援要請

本部長（町長）（消防を含む一部事務組合を含む。）は、県内消防機関による広域的な応援を必要と認めるときは、「千葉県広域消防相互応援協定」及びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」に基づき、他市町村に消防機関による応援を要請する。

<資料編 2-1-1 千葉県広域消防相互応援協定>

イ 知事による措置

知事は、緊急の必要があると判断したときは、「消防組織法第43条に基づく知事の指示による千葉県消防広域応援隊運用要綱」に基づき、千葉県消防広域応援隊の出動を被災市町村以外の市町村長及び消防機関の長に指示するとともに、県内の消防力を結集しても消防力に不足が生じると認められるときは、消防組織法第44条の3の規定に基づき、消防庁長官に対して緊急消防援助隊や他の都道府県及び消防機

関が保有するヘリコプターの派遣等を要請し、緊急消防援助隊運用要綱に基づき策定された受援計画により、応援活動を受け入れるものとする。

＜資料編2-3 千葉県消防広域応援隊運用要綱＞

ウ 被災市町村への応援

町は、被災市町村からの応援要請を受けたとき、及び千葉県消防広域応援隊の出勤に関して知事の指示があったときは、「千葉県広域消防相互応援協定」及びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」並びに「消防組織法第43条に基づく知事の指示による千葉県消防広域応援隊運用要綱」に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

(5) 水道事業者等の相互応援

水道事業者等の管理者は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県内水道事業者等の間で締結した「千葉県水道災害相互応援協定」等に基づき、県の調整の下に他の事業者等に応援要請を行う。

＜資料編2-1-2 千葉県水道災害相互応援協定＞

(6) 海外からの支援受入れ

国の緊急災害対策本部等が海外からの支援の受入れを決定した場合、町は、県及び消防機関との調整を行い、その受入れと活動の支援に努める。

2 資料の提供及び交換

防災関係機関は、災害対策上必要な資料又は調査の成果を整備し、相互に交換する。

3 経費の負担

(1) 国又は県、他市町村から町に職員の派遣を受けた場合

国から町に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法、並びに県、他市町村から町に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、所定の方法によるものとする。(災害対策基本法施行令第18条)

(2) 指定公共機関等から協力を受けた場合

指定公共機関等が町に協力した場合の経費負担については、各計画に定めるもののほか、その都度、又は事前に相互に協議して定めた方法によるものとする。

4 応急措置等の要請要領

町は、県、他市町村及びその他の機関に応援を求める場合、別に定めるものを除くほか、この計画に定める手続きによるものとする。

本部長は、県に対し応援又は応援の斡旋を求める場合には、千葉県防災行政無線、庁舎及び携帯電話の災害時優先回線を活用し、次に掲げる事項について、とりあえず口頭又は電話をもって要請し、後日文書によりあらためて処理する。

(1) 県に応急措置の実施又は応援を求める場合

ア 災害救助法の適用

本章「第1節 災害対策本部活動 第4 災害救助法の適用手続等」によるものとする。

イ 被災者の他地区への移送要請

- (ア) 被災者の他地区への移送を要請する理由
- (イ) 移送を必要とする被災者の数
- (ウ) 希望する移送先
- (エ) 被災者の収容を要する期間
- (オ) その他必要な事項

ウ 県各部への応援要請又は応急措置の実施要請

- (ア) 災害の状況及び応援（応急措置の実施）を要請する理由
- (イ) 応援を希望する物資、資料、機械、器具等の品名及び数量
- (ウ) 応援（応急措置）を必要とする場所
- (エ) 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）

(2) 県に防災関係機関、他市町村及び自衛隊等の応援の斡旋を求める場合

ア 自衛隊の災害派遣要請の依頼を行う場合

自衛隊法第83条及び、本章「第10節 自衛隊への災害派遣要請」によるものとする。

イ 他市町村又は防災関係機関の応援要請の斡旋を求める場合

- (ア) 災害の状況及び要請理由
- (イ) 応援を希望する機関名
- (ウ) 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- (エ) 応援を必要とする場所
- (オ) 応援を必要とする活動内容
- (カ) その他必要な事項

ウ 防災関係機関の職員の派遣の斡旋を求める場合

- (ア) 派遣の斡旋を求める理由
- (イ) 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (オ) その他参考となるべき事項

エ 日本放送協会及び民間放送の放送依頼の斡旋を求める場合

- (ア) 放送要請の理由
- (イ) 放送事項
- (ウ) 希望する放送日時及び送信系統
- (エ) その他必要な事項

(3) 県以外の機関に対する要請

町は、他市町村、指定地方行政機関等、県以外の防災機関に対して直接応援を求めた場合は、県の総合調整を円滑に行うため、応援協定を締結している機関への応援依頼も含め、事後速やかに県に連絡する。

第2 民間団体等との協力体制の確立

(主な担当)	総務部
--------	-----

1 民間団体等への応援要請

町は、大規模災害時における迅速な応急・復旧体制を図るため、必要と認めるときは、すでに協定等を締結している各民間団体及び町内の建設業者等の協力を得るとともに、労務者の雇い上げなどにより、労力の確保を図る。

(1) 民間協力団体

町における民間団体は、おおむね次のとおりである。

- ア 警察署防犯協会
- イ 交通安全協会
- ウ 御宿町商工会
- エ 御宿岩和田漁業協同組合
- オ いすみ農業協同組合
- カ 医師会及び歯科医師会
- キ 行政区長会
- ク 町社会福祉協議会
- ケ 自主防災組織
- コ その他これに類する団体

(2) 民間団体等との協力業務

ア 各機関は、町の地域内における公共的団体の防災に関する組織、及び住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織の充実を図るとともに、災害時における応急活動が能率的に処理されるよう、平素から相互の連絡を密にし、これら団体の協力業務及び協力方法を定める等協力体制の確立に努める。

イ 町各部は、おのおの所掌事務に関し、関係する団体とあらかじめ協議しておき、これら団体の町に対する協力業務、協力方法、責任区分等を明らかにしておき、災害時に積極的な協力が得られるよう準備する。

ウ 住民が災害について正しい知識と理解をもち、町を災害から守ろうとする認識をもつことが必要であるから、町は、関係機関の協力を得て、平素から前述の団体等を通じて防災思想の普及、災害時の心得等について機会あるごとに指導し、住民が自発的に災害対策活動に協力するよう防災意識の高揚を図る。

なお、これら団体の協力業務として考えられるものは、次のとおりである。

- (ア) 異常現象、災害危険箇所等を発見した場合に、町その他関係機関に連絡すること
- (イ) 災害に関する予警報その他情報を区域内住民に伝達すること
- (ウ) 震災時における広報広聴活動に協力すること
- (エ) 震災時における出火の防止及び初期消火に関し協力すること
- (オ) 避難誘導及び避難所内被災者の救助業務に協力すること
- (カ) 被災者に対する炊出し、救助物資の配分等に協力すること
- (キ) 被害状況の調査に協力すること

- (ク) 被災区域内の秩序維持に協力すること
- (ケ) り災証明書交付事務に協力すること
- (コ) その他の災害応急対策業務に協力すること

(3) 工作協力の要請

本部長（町長）は、災害時において必要があると認めた場合は、町内建設業者等に協力を要請し、工作活動を推進する。

工作活動は、おおむね次のとおりとし、作業の種別により適宜協力を求める。

- ア 水防活動に関する活動
- イ 障害物の除去等に関する活動
- ウ 施設等の応急復旧に関する活動
- エ その他応急対策に関する活動

<資料編8-3 御宿町指定水道工事店及び建設業者一覧>

<資料編2-1-18 災害時における災害応急対策に関する協定>

<資料編2-1-20 地震・風水害・その他の災害応急対策に関する業務細目協定>

2 雇い上げ計画

災害時においては、町の職員及び民間団体のみでは十分に災害対策の効果をあげ得ない場合、町内の建設業者の協力を得るとともに、労務者の雇い上げなどにより、労力の確保を図る。

(1) 雇い上げ対策

災害時において、雑役土工類似の労働にたえうる能力のある日雇労働者（公共職業安定所の男子日雇求職者等）を迅速、確実に雇い上げる。

(2) 労務供給の要請（求人申込）

総務部庶務班は、町各対策部各班からの要請に基づき、労務所要人員をは握し、町本部長室に付議するとともに県に要請する。

(3) 労働者の引渡し

労務確保の通報を受理後、速やかに労務者輸送等の配車措置を講じ、待機場所において職業安定所職員立会いの上、労働者の引渡しを受ける。作業終了後においても待機場所又は交通機関まで労働者の輸送について協力する。

(4) 労務者雇用報告

救助活動等を実施するに際し、労働者等を雇い上げた各班の長は、別記様式により記録し、活動終了後、直ちに町本部長に報告する。

(5) 費用の負担

- ア 民間団体
民間団体の労務提供は、原則として無料奉仕とする。
- イ 工作協力隊
協力業者と協議して雇用単価を定める。
- ウ 雇用労働者

- (ア) 作業時間は、原則として8時間勤務とし、賃金は、県に準じて定める。
- (イ) 賃金の支払いは、原則として就労現場において作業終了後直ちに支払うこととする。

(6) 支払措置

労務供給を要請した各班の長は、あらかじめ総務部長と協議し、災害対策費からの支出措置を講ずる。

第3 広域避難者の受入れ等

(主な担当)	総務部、民生部
--------	---------

1 広域避難の調整手続等

町は、市町村や都道府県の区域を越える被災者の広域避難に関する支援要請又は受入れに係る手続を円滑に行う。

(1) 県内市町村間における広域避難者の受入れ等

本部長（町長）は、市町村の区域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合、当該広域避難を要する被災者の受入れについて、他の市町村長と協議するものとし、協議を受けた他の市町村は同時被災など、受入れを行うことが困難な場合を除き、当該被災者を受入れるものとする。

この場合、県は、被災市町村の要請があった場合には、受入れ先市町村の選定や紹介などの調整を行うものとする。

(2) 都道府県域を越える広域避難者の受入れ等

県は、県域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合、被災市町村からの要請に応じ、他の都道府県に対して受入れを要請するなどの協議を行い、被災市町村を支援するものとする。

協議先の都道府県の選定に際し、県は、必要に応じ、国を通じて相手方都道府県の紹介を受けるものとする。

なお、他の被災都道府県から県に対して広域避難者の受入れの協議等があった場合、県は、県内市町村との調整を行い、受入れ先を決定するとともに、広域避難者の受入れを行う市町村を支援するものとする。

2 広域避難者への支援

県では、東日本大震災での県外避難者の受入れの経験等をもとに、支援を行うものとしている。

町においては、公共施設等の受入体制を補完するため、広域避難者に対し、公営住宅や民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努めるものとする。

第10節 自衛隊への災害派遣要請

本部長（町長）は、町の地域にかかる災害の防除及び救護活動等が町の体制では、十分行い得ないと認めた場合は、知事に対し、自衛隊派遣の要請を依頼する。

第1 災害派遣の要請

（主な担当）	総務部
--------	-----

1 災害派遣の方法

災害派遣については、災害の様相等に対応して、次のような方法がある。

（1）知事の要請による災害派遣

ア 災害が発生し、知事が人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合、自衛隊に災害派遣を要請し、必要と判断される場合に実施される。

この際、県内に震度6強以上を観測した場合は、当該地域に陸上自衛隊の災害派遣を速やかに要請する。

イ 災害に際して被害がまさに発生しようとしている場合、知事が予防のため自衛隊に災害派遣を要請し、事情やむを得ないと認められるときに実施される。

ウ 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、本部長（町長）が応急措置を実施するため必要があると認め、知事に対し災害派遣を要請するように求めた場合、これを受けて知事が自衛隊に災害派遣を要請し、必要と判断される場合に実施される。

（2）知事に要請するいとまがない場合等における災害派遣

ア 災害に際し、通信の途絶等により、知事との連絡が不能である場合、本部長（町長）は直接自衛隊の災害派遣を要請する。

自衛隊は通報を受け、直ちに救援の措置をとる必要が認められる場合、災害派遣が実施される。

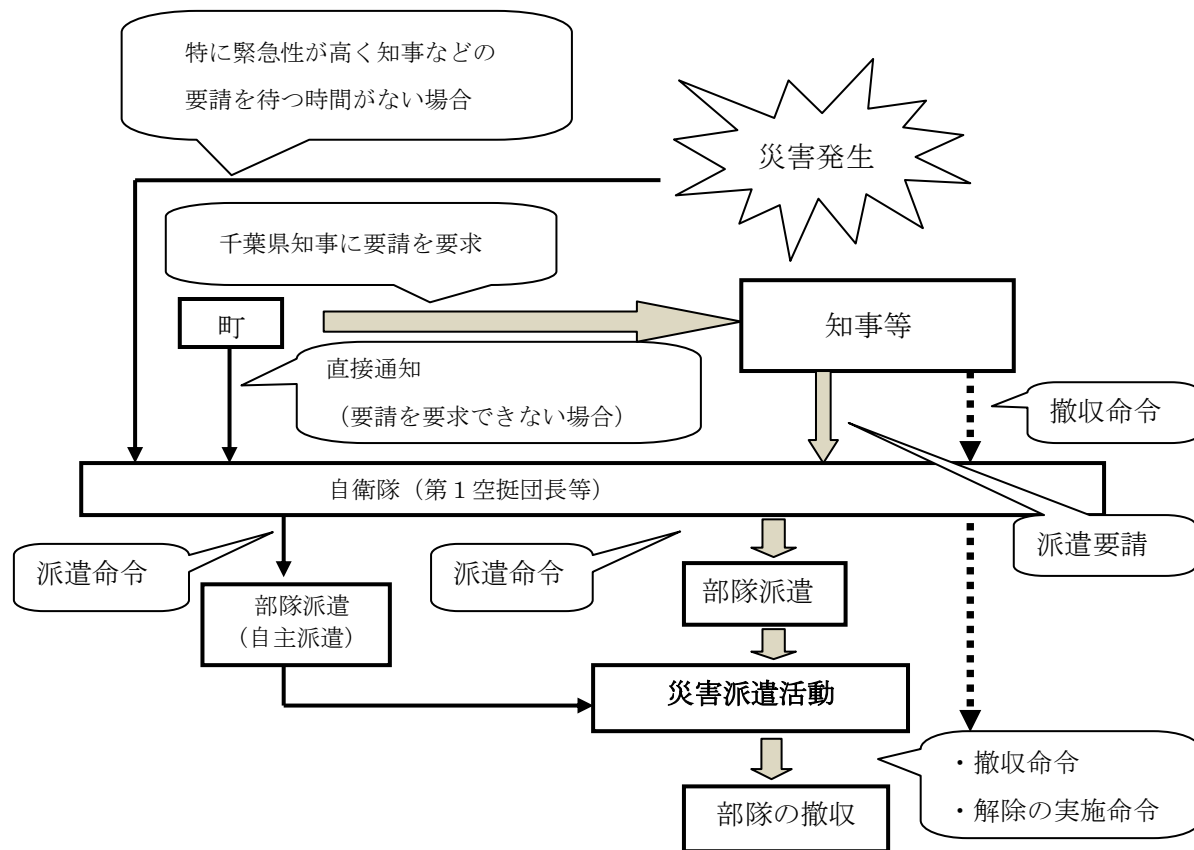
イ 災害に際し、通信の途絶等により、知事との連絡が不能で、自衛隊自ら収集した情報及びその他の情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合、自衛隊が自主的に派遣する。

ウ 災害に際し、関係機関に対して当該災害に関する情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合、自衛隊が自主的に派遣する。

エ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確で、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合、自衛隊が自主的に派遣する。

2 要請から派遣、撤収までの流れ

災害派遣の要請から派遣、撤収までの流れは次のとおりである。



3 災害派遣要請の手続等

知事に対する自衛隊災害派遣の要請の要求は、原則として本部長（町長）が次の事項を明記した文書をもって行う。

ただし、緊急を要する場合において、電話等で依頼し、事後速やかに文書を送達する。

また、緊急避難、人命救助の場合で事態が急迫し、知事に依頼するいとまがないとき、若しくは、通信の途絶等により知事への依頼ができないときは、直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊の長（陸上自衛隊高射学校長）に通報し、事後、所定の手続きを速やかに行う。

提出（連絡）先	防災危機管理部危機管理課
提出部数	1部
記載事項	(1) 災害の情况及び派遣を要請する事由 (2) 派遣を希望する期間 (3) 派遣を希望する区域、活動内容 (4) 連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況等参考となるべき事項

4 災害派遣部隊の撤収要請

本部長（町長）及び知事、派遣部隊の長は、災害派遣部隊の撤収要請を行う場合は、民心の安定及び民生の復興に支障がないよう協議を行う。

<資料編6-1 緊急時における自衛隊の災害派遣要請連絡先一覧>

第2 災害派遣部隊の受入

(主な担当)	総務部
--------	-----

1 災害派遣部隊の受入体制

(1) 他の災害救助・復旧機関との競合又は重複の排除

本部長（町長）及び知事は、自衛隊の活動が他の災害救助・復旧機関等と競合又は重複することのないよう、重点的かつ効率的に活動を分担するよう配慮する。

(2) 作業計画及び資材等の準備

本部長（町長）及び知事は、自衛隊に対する救援活動の要請に当たっては、どのような分野（捜索、救助、救急、緊急輸送等）について、どの程度要請するのか、具体的に実効性のある計画を作成するとともに、必要な資機材を準備する。

また、施設土地等の使用に関して管理者の了解を得るとともに、活動間を含め住民との連絡調整を実施する。

(3) 連絡員等の配置

町は、派遣された部隊が、円滑かつ効率的に救援活動ができるよう、部隊の誘導及び町本部との連絡のため、部隊が活動を行う期間、連絡員を配置する。

(4) 活動拠点及びヘリポート等使用の通報

本部長（町長）及び知事は、派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動が実施できるように自衛隊の活動拠点、ヘリポート及び宿舍等必要な設備（本部事務室、宿舍、材料置場、炊事場、駐車場、指揮連絡用ヘリコプター発着場等）について、関係機関等と協議の上、使用調整を実施し部隊に通報する。

<資料編6-2 ヘリコプター発着可能地点>

<資料編6-3 自衛隊災害派遣部隊の仮泊予定地>

(5) 災害派遣時に実施する自衛隊の救援活動内容

災害派遣時に実施する自衛隊の救援活動は次のとおりである。

項目	活 動 内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって、情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	行方不明者、傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して、捜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常県又は市町村等が提供するものを使用する。

項目	活 動 内 容
道 路 又 は 水 路 の 啓 開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる。
応 急 医 療、 救 護 及 び 防 疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常県又は市町村等の提供するものを使用するものとする。
人 員 及 び 物 資 の 緊 急 輸 送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊 飯 及 び 給 水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
物 資 の 無 償 貸 付 又 は 譲 与	「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸与し、又は救出品を譲与する。
危 険 物 の 保 安 及 び 除 去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
そ の 他	その他の臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

<資料編6-4 自衛隊の航空機、施設機材等主要性能>

2 経費負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた町が負担するものとし、2つ以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係市町村が協議して定める。町が負担すべき、派遣部隊に要する経費は、次のとおりである。

- ① 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資機材(自衛隊装備品を除く。)等の購入費、借上料及び修繕費
- ② 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物、岸壁、曳船等の使用及び借上料
- ③ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料等
- ④ 天幕等の管理換に伴う修理費
- ⑤ その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と市町村が協議する。

第11節 学校等における児童・生徒の安全対策

災害発生時は学校等における児童・生徒の安全の確保に努めるとともに、学校等が被災した場合でも早期授業再開を目指す。

また、学用品がなくなり就学に支障をきたした児童・生徒に対しての支援も行う。

第1 防災体制の確立

(主な担当)	教育部
--------	-----

1 事前準備

学校長は災害に備え、次のとおり事前準備を行う。

(1) 学校安全計画の作成等

学校の立地条件などを考慮した上、学校安全計画を作成、実施するとともに、危険等発生時対処要領を作成し、周知する。

(2) 対策及び措置

災害の発生に備えて次のような対策及び措置を講ずる。

ア 計画的に防災にかかわる施設、設備の点検整備を図る。

イ 児童・生徒等の避難訓練、災害時の事前指導及び事後措置、保護者との連絡方法を検討する。

ウ 町教育委員会、警察署、消防署及び保護者への連絡体制を確立する。

エ 勤務時間外における所属職員への連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知させておく。

2 災害時の体制

災害時において、次のとおり応急対策を実施する。

(1) 学校長

ア 状況に応じ、適切な緊急避難の指示を与える。

イ 災害の規模並びに児童・生徒、職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに、町教育委員会へ報告しなければならない。

ウ 状況に応じ、町教育委員会と連絡の上、臨時休校等適切な措置をとる。

エ 学校が災害救助施設（避難所等）に使用された場合は、応急教育計画に基づき施設使用の程度により、二部授業あるいは家庭学習等を実施する。

また状況により、学校の管理業務の一環として、町本部が行う避難所の開設等災害対策に協力するため、職員の配備、役割分担計画を策定し、必要な職員を確保して万全の体制を確立する。

オ 準備した学校安全計画に基づき、臨時の学級編成を行うなど災害状況と合致するよう速やかに調整する。

カ 応急復旧計画については、町教育委員会に報告するとともに、決定次第速やかに保護者及び児童・生徒等に周知徹底を図る。

(2) 町（教育部）

教育部は、町本部長室の指示及び情報を速やかに各学校に連絡するとともに適切な緊急対策を指示する。

3 災害復旧時の体制

(1) 学校長

ア 教職員を掌握するとともに校舎の準備を行い、児童・生徒等に対しては被災状況を調査し、町教育委員会と連絡し、教科書及び教材の給与に協力する体制に努める。

イ 校長は、学校が災害により校舎等の一部損壊や、避難所等に学校を提供することなどにより、児童・生徒の一部又は全部が学校を使用できなくなる場合には、応急復旧計画に基づき、町教育委員会と緊密に連絡の上、出来る限り早い段階での授業再開に努める。

教育活動の再開に際しては、登下校の安全の確保を期するように留意し、指導にあたっては、健康安全教育及び生活指導に重点をおくこととする。

ウ 疎開した児童・生徒については、職員の分担を定め、地域ごとの実情の把握に努め、疎開先を訪問するなどして、前記イに準じた指導を行うように努める。

エ 校長は、災害の推移を把握し、絶えず教育部と連絡をとり、平常授業に復帰するよう努めるとともに、その時期について早急に保護者に連絡する。

(2) 町（教育部）

ア 被災学校ごとに担当者を定め、校長に対し、情報及び指令の伝達に万全を期する。

イ 被災学校に対して、授業再開に向けての必要な指導をするとともに、学校が使用できない場合には、他の公共施設等の使用を確保することなど、早期の授業再開を支援する。

第2 学用品の調達及び支給

(主な担当)	教育部
--------	-----

1 給付の対象

災害により、学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒に対して、教科書、文房具や通学用品等の学用品を給与する。

2 実施機関

教材・学用品の給与は、町長（本部長）が行う。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長（本部長）はこれを補助する。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を町長（本部長）が行うこととすることができる。

3 学用品の給与

(1) 学用品の給与を受ける者

ア 災害によって住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）及び床上浸水の被害を受けた

児童・生徒等であること。

- イ 小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。）
- ウ 中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。）
- エ 高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校及び各種学校の生徒）
- オ 学用品がなく、就学に支障を生じている者であること。

（2）学用品給与の方法

- ア 学校及び教育委員会の協力を受けて行う。
- イ 被害別、学年別の学用品購入（配分）計画を立てて行う。
- ウ 実施に必要なものに限り支給する。
- エ 文房具、通学用品はできるだけ同一規格、同一価格のもので行う。

（3）学用品の品目

- ア 教科書及び教材
小学校児童及び中学校生徒が「教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）」第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出、又はその承認を受けて使用している教材であること。高等学校等生徒が正規の授業で使用する教材であること。
- イ 文房具
ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等
- ウ 通学用品
運動靴、傘、カバン、長靴等

（4）費用の限度額

学用品の給付基準及び、災害救助法適用後において適用される基準は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間等」によるものとする。

<資料編2-2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等>

第3 授業料等の減免等・学校給食の措置

（主な担当）	教育部
--------	-----

1 授業料等の減免等

町は、被災した児童・生徒等に対する学校納付金等の減免について必要な計画を樹立し、その実施に努める。

2 学校給食の実施

町は、学校の再開後学校給食を再開するにあたっては、必要に応じ県に対し、物資等の調達及び指導、助言を要請する。

第4 文化財の保護

(主な担当)	教育部
--------	-----

1 町の実施措置

文化財に被害が発生した場合、町は、その所有者、管理者と協力して、その状況を速やかに把握する。

(1) 町が管理する文化財

応急対策を行う。

(2) 県指定の文化財

調査結果について町教育委員会を通じて、県教育委員会へ報告する。

2 所有者、管理者の実施措置

直ちに消防署へ通報するとともに災害の拡大防止に努めなければならない。

3 関係機関の実施措置

被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講じる。

第12節 帰宅困難者等対策

震災発生直後に、人々が一斉に徒歩帰宅を開始した場合、路上や鉄道駅周辺で大混雑が発生し、集団転倒に巻き込まれたり、経路上の延焼火災、沿道建物の倒壊や落下物等により負傷したりするおそれがある。

また、大量の人々が路上にあふれた場合には、救急・救助活動の妨げとなる可能性もある。

このため、早期に「むやみに移動を開始しない」という基本原則を呼びかけるとともに、帰宅困難者等への速やかな情報提供、帰宅困難者等の安全確保、救急・救助活動が落ち着いた後の帰宅支援を実施する。

第1 一斉帰宅抑制対策

(主な担当)	総務部、民生部、教育部
--------	-------------

1 一斉帰宅抑制の呼びかけ

震災発生直後の一斉帰宅行動を抑制するため、住民、企業、学校など関係機関に対し、国、県、周辺都県、他市町村と連携して、テレビやラジオ放送などを通じてむやみに移動を開始せずに職場や学校などの施設内に留まるよう呼びかけを行う。

また、呼びかけの効果を高めるため、防災情報メール、ソーシャル・ネットワーキングサービスなどの媒体を活用した一斉帰宅抑制の呼びかけについても検討・実施していく。

2 企業、学校など関係機関における施設内待機

企業及び学校など関係機関は、従業員、顧客、児童・生徒及び施設の被害状況を確認するとともに、行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で、従業員、顧客、児童・生徒を施設内又は安全な場所へ待機させるよう努める。

3 大規模集客施設や駅等における利用者保護

大規模集客施設や駅等を管理する事業者は、管理する施設の安全及び行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で利用者を施設内の安全な場所へ保護する。

町は、警察等関係機関と連携して保護した利用者を一時滞在施設へ誘導するよう努める。

第2 帰宅困難者等の把握と情報提供

(主な担当)	総務部、建設環境部
--------	-----------

1 帰宅困難者等の把握と混乱防止

大規模集客施設や駅及び観光地等の周辺における混乱を防止し、付近で発生した滞留

者や幹線道路などを通して徒歩により町内に移動してくる帰宅困難者、及び交通手段の途絶等で移動できない観光客等について把握するとともに、関係機関へ情報提供を行う。

2 帰宅困難者等への情報提供

町及び県は、地震に関する情報、広域的な被害情報、家族等との安否確認方法などについて、テレビ・ラジオ放送やホームページなどを活用し、情報提供を行う。

また、駅周辺ごとに設立される駅周辺帰宅困難者等対策協議会においても、あらかじめ確立された情報連絡体制及び提供方法に基づいた情報提供を行う。

さらに、県や関係機関と連携して防災情報メール、ポータルサイト、ソーシャル・ネットワークワーキングサービス、駅周辺の大型ビジョンやデジタルサイネージなどを活用した情報提供についても検討・実施していく。

第3 一時滞在施設の開設及び施設への誘導

(主な担当)	総務部、民生部、建設環境部
--------	---------------

1 一時滞在施設の開設

町及び県は、あらかじめ一時滞在施設として指定した所管の施設について、被災状況や安全性を確認した後、一時滞在施設として開設する。

また、町は、区域内の民間施設管理者に対する一時滞在施設開設の要請や宿泊事業者等に対して観光客等の一時収容についての協力を要請する。

町は、一時滞在施設の開設状況を集約し、県へ報告するとともに、駅、大規模集客施設、帰宅困難者、企業等へ情報提供を行う。

県は、県内の一時滞在施設の開設状況をホームページなどに掲載するなどして情報を提供する。

2 一時滞在施設への誘導

大規模集客施設や駅等で保護された利用客については、原則、各事業者が町や警察等関係機関と連携して一時滞在施設へ誘導する。

3 一時滞在施設の運営

施設管理者は、あらかじめ定めた手順により帰宅困難者等を受け入れる。その際、町及び県は関係機関と連携し、施設管理者に対して、災害関連情報や公共交通機関の運行・復旧状況などの情報を提供する。

第4 徒歩帰宅支援

(主な担当)	総務部
--------	-----

1 災害時帰宅支援ステーション協定締結企業等に対する支援要請

震災発生後、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンドなど、九都県市において災害時帰宅支援ステーション協定を締結している事業者に対し、県と連携して支援の要請を行う。

2 徒歩帰宅支援

職場や一時滞在施設に留まった帰宅困難者等は、救急・救助活動が落ち着いた後、帰宅を開始する。

その際、徒歩で帰宅する帰宅困難者等に対し、帰宅支援対象道路沿いの道路状況、沿道の被害、混雑状況、災害時帰宅支援ステーションの開設情報などホームページ等を活用し提供する。

3 帰宅困難者（特別搬送者）の搬送

障害者、高齢者、妊婦又は乳児連れの方など自力での徒歩が困難な特別搬送者については、臨時バスやタクシーなどによる搬送が必要となるため、関係機関と連携し搬送手段の確保に努める。

第13節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策

地震により多数の傷病者が発生し、また、医療機関が被害を受け混乱する等、住民生活に著しい影響があるとき又は感染症等が流行するおそれがある場合、関係機関と連携をとりながら、被災者に対して保健衛生及び防疫活動を行う。

また、震災により、家屋の倒壊や多量のごみ等が排出されるなど、生活上いろいろな面で不都合が生じてくるため、被災地の住民の生活に支障がないよう環境の保全を図る。

第1 保健活動等

(主な担当)	民生部、夷隅健康福祉センター
--------	----------------

1 活動体制

町は、平常時から、夷隅健康福祉センターと連携し、避難所等における予防活動や心のケア等のチーム編成等の体制の整備を行い、夷隅健康福祉センターが編成する保健活動チームと連携し、避難所や被災地域において、巡回による被災者の健康状態の把握、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理を行う。

2 保健活動

(1) 巡回健康相談の実施

健康相談においては被災者の健康管理及び心のケアと併せて、避難所における特異的な健康課題となる環境整備、感染症予防、エコノミー症候群等に対して、積極的な予防活動を継続的に行う。

特に高齢者は、生活不活発病になりやすいため、適度に体を動かせる場の提供や他者等とコミュニケーションが図れるよう配慮し、心身機能の低下を予防する。

(2) 災害時要援護者の情報共有

町は災害発生時、把握している災害時要援護者の健康状態の把握を行い、夷隅健康福祉センターが把握する要援護者等に関する情報の共有・交換を行う。

(3) 食品衛生知識の普及

町は、災害発生後早い時期から、食中毒や感染症の発生予防等について、夷隅健康福祉センターと連携して予防活動を実施する。

(4) 保健師等の派遣要請

町は、必要に応じて夷隅健康福祉センターを通じ、保健師等の派遣を要請する。

3 食品衛生監視

災害発生時には、停電及び断水による飲料水の汚染により、食料品が腐敗及び汚染することが考えられるため、夷隅健康福祉センターに、食品衛生監視を要請する。

(1) 食品衛生監視班の編成

食品衛生監視班は、監視員2人をもって編成される。

(2) 食品衛生監視班の業務

食品衛生監視班は、夷隅健康福祉センター長の指揮のもとに、次の活動を行う。

- ア 救護食品の監視指導及び試験検査
- イ 飲料水の簡易検査
- ウ 冠水した食品関係業者の監視指導
- エ その他食料品に起因する危害発生の防止

4 乳幼児救護

(1) 乳幼児救護班の編成

乳幼児救護班は、保健衛生班の中から栄養士又は保健師1人及び事務2人をもって編成する。

(2) 乳幼児救護班の業務

- ア 乳幼児救護班は、調乳、ほ乳びんの貸与及び授乳を行い、乳幼児の栄養補給に努める。
- イ 乳幼児救護班は、災害が発生したとき、又はそのおそれがあるときは、り災乳幼児の栄養補給の必要数を把握し、粉乳その他の救助物資を携行し、保健衛生班長の指示により被災地又は避難所等において乳幼児の栄養補給を行う。

(3) 県への応援要請

本部長は、災害の状況により、本町限りで措置できないときは、夷隅健康福祉センター長を通じて県に応援を要請する。

5 飲料水の安全確保

夷隅健康福祉センターは、地震の影響等により飲料水の汚染等のおそれがある場合は、直ちに巡回チームを編成し、検水を実施し、安全を確保するとともに、町と協力して被災者に対し適切な広報及び指導を行う。

6 動物対策

夷隅健康福祉センター及び動物愛護センターは、飼い主の被災等によりペットが遺棄されたり逃げ出したりした場合には、(社)千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアとの連携により、これら動物を救助及び保護する。

また、特定動物が施設から逸走した場合は、人への危害を防止するため、飼養者、警察官その他関係機関の連携の下に状況を把握し、必要な措置を講じる。

第2 防疫活動

(主な担当)	民生部、夷隅健康福祉センター
--------	----------------

1 防疫体制の確立

町及び県は、発生した災害に即応した対策を樹立するとともに、体制の確立を図り、適切な措置を講ずる。

町においては、防疫班、消毒班、検水班等を編成し、相互に緊密に連絡をとりながら防疫活動を実施する。

班 名	1 班の処理件数	構 成
防疫班	30 戸／日	医師 1、保健師又は看護師 2、事務 2
隔離消毒班	患者 3 人／日	技師 1、運転 1、一般作業 1
検水班	300～350 件／日	検査 3
害虫駆除班		従業員 4

2 実施主体

地震の際の防疫活動は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）」（平成10年10月2日法律第114号）に基づき、町及び県が実施する。

3 災害防疫の実施方法

（1）検病調査及び健康診断

防疫班は、全般的な検病調査を行い、被災地の感染症状況の把握、患者の早期発見に努めるとともに、併せて県に健康診断を依頼し、応急治療を行う。

（2）広報活動

- ア 地区住民の社会不安の防止を図るため、広報活動の強化に努める。
- イ 町は、検病調査に並行して、感染症予防教育を行うとともに、ポスターの掲示、チラシの配布、拡声器の使用等により予防宣伝を行う。

（3）消毒の実施

感染症法第27条の規定により消毒を行うものとし、使用する薬剤及び器具等については、速やかに整備拡充を図る。

ア 消毒及び検水

- （ア）本部長（町長）は、被災家屋、下水及びその他不潔な場所の消毒を行い、又は消毒薬を交付して指導する。
- （イ）保健所長は、被災地の井戸が汚染されたと認めたときは、早急に町本部に通報するものとする。通報を受けた本部長は、ただちにクロール石灰等による消毒を行う。

以後は、町が直接消毒するか、又は、消毒薬を交付して自主的に行わせる。

- （ウ）検水班は、消毒の実施後、細菌学的検査を行い、その結果により使用の禁止又は許可を与える。

イ 避難所の防疫措置

- （ア）本部長（町長）は、避難所開設後、直ちに便所その他不潔な場所の消毒を行い、以後適宜消毒を行う。
- （イ）防疫班は、避難所開設後、速やかに検病調査を行うとともに、健康診断について県に依頼する。
- （ウ）防疫班は、避難所の防疫指導を行い、感染症の早期発見、給食施設、便所等の生活施設の衛生的管理及び消毒、手洗いの励行等の指導を行う。

4 患者の入院

消毒班は、防疫班と密接に連絡をとり、感染症患者について県に報告し、迅速かつ安全な入院勧告の実施について依頼するとともに、患者の家の消毒を実施する。

5 防疫用薬剤の確保

避難所等で感染症等の発生が危惧される場合において、防疫用薬剤の不足が見込まれる場合は、速やかに、県に対して、薬剤の供給の支援を要請する。

6 報告

町は、患者の発生状況や防疫活動の状況等を随時夷隅健康福祉センターに報告する。

第3 死体の搜索・処理等

(主な担当)	民生部、総務部、いすみ警察署、警備消防部
--------	----------------------

1 活動内容

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者の死体を搜索し又は災害の際に死亡した者について、死体識別等のための処理を行い、かつ死体の応急的な埋葬を実施する。

2 実施機関

(1) 死体の搜索、收容、処理及び埋葬

ア 死体の搜索、收容、処理及び埋葬は、町長（本部長）が行う。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長（本部長）はこれを補助する。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を町長（本部長）が行うこととすることができる。

イ 本町限りで処理不可能な場合は、「千葉県広域火葬計画」に基づき、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

ウ 知事が行う死体の処理は、日本赤十字社千葉県支部の長と締結した委託契約に基づき、日本赤十字社千葉県支部が組織する救護班、県並びに県医師会が派遣する検案医師及び県歯科医師会が派遣する身元確認のための歯科医師等（以下「検案医師等」という。）により実施する。

(2) 死体処理施設の確保

警察が行う災害死者の処理に伴う死体処理施設（遺体收容所、検視場所、死体安置所）の確保は、町及び県が場所の選定を行う。

3 検案医師等の出動要請

県警察における計画を除き、町長（本部長）は、検案医師等について、必要に応じて勝浦市夷隅郡医師会長、夷隅郡市歯科医師会長、日本赤十字社千葉県支部地区・分区長にそれぞれ出動を要請し、知事、他の市町村長等に応援を求めるほか、必要な措置を講ずる。

4 死体の輸送

検視及び検案を終えた死体は、町が警察署及び消防団の協力を得て死体収容所に輸送し、収容する。

5 死体収容所の設営及び死体の処理

(1) 死体収容所（安置所）の開設

ア 死体収容所は、被害現場付近の寺院、公共建物等を利用し、死体収容所を開設し、収容する。

イ 前記の収容所に死体収容のための適当な既存建物がない場合は、天幕、幕張り等を設備し、必要器具（納棺用品等）を確保する。

(2) 死体の収容

ア 町は身元を確認し、死体処理票及び遺留品処理票を作成の上、納棺し、氏名及び番号を記載した「氏名札」を棺に貼る。

イ 死体収容所において、町は埋葬許可証を発行する。

ウ 家族その他から死体の引取りを希望するものがあるときは、死体処理票により整理のうえ引き渡す。

6 死体の埋葬

(1) 死体の埋火葬

ア 死体を火葬に付する場合、民生部保健衛生班は、災害死体送付票を作成の上、指定された火葬場に送付する。

イ 民生部保健衛生班は、遺骨及び遺留品を遺骨及び遺留品処理票を付し、所定の保管場所へ一時保管する。

ウ 家族その他から遺骨及び遺留品の引取りを希望する者がある場合は、町は遺骨及び遺留品処理票によって整理のうえ引き渡す。

(2) 仮埋葬措置

ア 死体多数のため火葬場で処理しきれない場合は、民生部保健衛生班は、死体収容所その他適当な場所に仮埋葬する。

イ 仮埋葬死体は、個別埋葬を原則とするが、不可能な場合は合葬する。

ウ 仮埋葬死体は、民生部保健衛生班が適当な時期に発掘して火葬に付し、又は正規の墓地に改葬する。

(3) 身元不明死体の取扱い

身元不明死体の遺骨は、遺留品とともに町の焼骨遺留品保管所に保管し、1年以内に引取人の判明しない場合は、身元不明者扱いとして町内の別に定める場所に保管する。

(4) 死体の処理等の報告

保健衛生班長は、死体の処理状況等を随時本部長に報告するとともに、別記様式により活動状況を取りまとめ、所掌業務完了後速やかに本部長に報告する。

7 災害救助法による救助の基準等

災害救助法が適用された場合の救助基準等の概要は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間等」によるものとする。

なお、同法適用にいたらない場合における応急救助対策も、これに準じて実施するものとする

<資料編2-2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等>

8 その他

(1) 警察における計画

ア 死体の検視（見分）

警察官は、死体を発見し、又は死体発見の届出を受けたときは、死体取扱規則等により検視（見分）を行い、身元が判明したものについては、所定の手続きを経て遺族に引渡す。

イ 身元不明者に対する措置

警察本部長又は警察署長は、知事又は本部長（町長）と緊密に連絡し、県、町の行う身元不明者の措置について協力する。

この場合、身元不明者の所持品、着衣、人相、特徴等を写真に収め、関係方面に手配するとともに死者の写真の掲示、縦覧などを行って早期に確認できるよう協力する。

ウ 死体の捜索及び収容に対する協力

警察官は、災害時において救出活動とあわせて関係機関の行う死体及び行方不明者の捜索等に対し、必要な協力を行う。

(2) 海上保安部（署）における計画

ア 災害により町周辺海域に行方不明者が漂流する事態が発生した場合は、実施機関と協力し、所属巡視船艇により捜索を実施する。

イ 必要に応じて他の海上保安部署等から巡視船艇又は航空機の応援派遣を得て、捜索にあたる。

ウ 収容した死体は、知事又は本部長（町長）と連絡を密にし、身元が判明したものについては、所定の手続きを経て遺族に引渡し、身元不明者については、警察とともにその身元確認に努め、知事又は本部長（町長）の行う措置に協力する。

第4 清掃及び障害物の除去

(主な担当)	建設環境部
--------	-------

1 震災廃棄物処理計画

(1) 計画方針

震災時には、家屋の倒壊、火災、水害等により多量の障害物やごみが排出される等、生活上いろいろな面で不都合が生じてくるため、被災地の住民が当分の間の生活に支障のないよう、環境保全を図る。

また、千葉県市町村震災廃棄物処理計画策定指針（以下「策定指針」という。）に基づき、町における震災廃棄物処理計画を策定し、迅速かつ適正な処理体制の確立を図る。

(2) 実施機関

ア 震災時における被害地帯の清掃は、町長（本部長）が実施し、清掃班がこれに当たる。

イ 震災等による大量の廃棄物が発生し、本町限りで処理が困難な場合は、「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」に基づき、県内他市町村へ協力を要請するとともに、県内他市町村においては相互に援助協力を行う。

また、建築物の解体に伴うがれき等の大量発生が予想されることから、「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び「地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定」に基づき、民間事業者の協力を求める。

ウ 町は、県に対し、震災廃棄物処理計画策定に関する助言、及び震災廃棄物処理に関する情報提供を要請する。

<資料編 2-1-9 災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定>

<資料編 2-1-9 夷隅郡市3施設ごみ処理協定>

<資料編 6-9 協力運送業者>

(3) 廃棄物の収集と処理

ア 町における組織体制

震災廃棄物対策組織として、総務、し尿処理、ごみ処理及びがれき処理に関する各担当を置き、被害状況を把握し、県、他の市町村、関係団体等と連携を図りながら、震災廃棄物の適正かつ円滑な処理にあたる。

イ 震災廃棄物の処理方針

(ア) がれき

がれきは、膨大な量が発生することから、いったん仮置場に保管し、分別、中間処理、リサイクルを行ったのち適正に処分する。

(イ) 粗大ごみ

粗大ごみは、平常時に比べ増大することから、震災時の混乱を想定して特例的な排出、収集、処理方法を検討しておくこととする。

(ウ) 生活ごみ

生活ごみは、衛生、防疫に十分配慮するとともに、震災時の混乱を想定して特

例的な排出、収集、処理方法を検討しておくこととする。

(エ) 適正処理が困難な廃棄物に関する処理方針

産業廃棄物に該当するものは、平常時と同様に事業者の責任において処理するものとする。一般家庭から排出されるものは、適切な処理方法を住民に広報するとともに相談窓口を設置する。

(オ) し尿に関する処理方針

震災により水洗便所が使用できなくなる可能性があること等から、発生量を適正に予測するとともに、衛生、防疫に十分配慮して処理する。

また、必要に応じ、「大規模災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協定」に基づき、民間業者の協力を求める。

ウ 発生量の推計方法

町において、原則として千葉県市町村震災廃棄物処理計画策定指針（以下「策定指針」という。）で定めた推計方法によって発生量を推計し、処理体制の確立を図る。

(ア) がれき・粗大ごみ・生活ごみ等

下記の方法によって算出し、収集、処理の対策を講じる。

a 全壊（流失）	1戸につき	1 t
半壊	〃	0.5 t
床上浸水	〃	0.2 t

$(\text{全壊戸数} + \text{流失戸数}) \times 1 + (\text{半壊戸数}) \times 0.5 + (\text{床上浸水戸数}) \times 0.2$
＝要総処理量

b 清掃班の処理能力

1班1日当たり 22 t

班編成 運搬車 2 tトラック 1台 作業員 10人 所要器具一式

(イ) し尿

a 全壊戸数・流失戸数・床上浸水戸数・床下浸水戸数 各 750

$(\text{全壊戸数} + \text{流失戸数} + \text{床上浸水戸数} + \text{床下浸水戸数}) \times 750$

＝要総処理量

b し尿処理班の処理能力

1班1日当たり 4キロリットル

班編成 運搬車 1.8 tトラック 1台 作業員 4人

エ 一時集積場所の確保

膨大な量が発生するがれきを適正に処理するためには仮置場を使用することが有効であることから、町において策定指針で定めた推計方法によって必要面積を推計し、設置場所について調整を行う。

オ 仮設トイレの確保

断水や排水処理施設の損壊等により、水洗トイレが使用できなくなるほか、大量の仮設トイレの設置が必要となることから、町では、あらかじめその備蓄状況を把握するとともに、広域での相互応援体制のあり方も検討しておくこととする。

2 障害物の除去

(1) 実施機関

災害により障害物が住居又はその周辺に運びこまれ、日常生活が営み得ない状態にあり、かつ自らの資力により障害物を除去できない住民に対し、応急的な障害物の除去を実施する。

ア 住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で、日常生活に著しい障害を及ぼしている場合、その除去は、本部長（町長）が実施する。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長（本部長）はこれを補助する。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を町長（本部長）が行うこととすることができる。

イ 本町限りで処理不可能な場合は、隣接市町村、県、国、その他の関係機関の応援を得て実施する。

(2) 道路関係障害物の除去計画

ア 計画方針

道路上の障害物の除去は自動車・死体等の特殊なものを除き、「道路法第3章第1節 道路管理者」に規定する道路管理者が行う。この場合において、災害の規模・障害の内容等により、関係者及び関係機関と密接な連絡を取り、協力して交通の確保を図るものとし、特に「緊急輸送道路一次路線」については最優先に実施する。

イ 実施方法

(ア) 国道・県道の障害物については、夷隅土木事務所に連絡し、除去を要請する。

(イ) 町道については、建設環境部が消防団の協力を得て行い、状況により町内の土木業者等に協力を求めて実施する。

(ウ) 警察署は、交通確保の観点から交通の妨害となっている倒壊樹林、たれ下っている電線等の障害物の除去について各道路管理者及び関係機関に連絡して、復旧の促進を図るとともに、これに協力する。

(3) 河川・海岸・漁港関係障害物除去計画

ア 河川・海岸

河川・海岸の機能を確保するため、河川・海岸における障害物を除去、しゅんせつする。

イ 漁港

漁港区域内に流入してきた塵芥、流木及び臨港道路上の塵芥等の除去は、漁港管理者（町）が行う。

(4) 住宅関連障害物除去計画

住居又はその周辺に運ばれた土砂、材木などで日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去は、次のとおりである。

ア 障害物の除去の対象となる者

(ア) 当面の日常生活が営み得ない状態にある者であること

- (イ) 住家の被害程度は、半壊又は床上浸水した者であること
- (ウ) 自らの資力をもってしては、障害の除去ができない者であること

イ 実施方法

(ア) 災害救助法適用前においては、本部長（町長）が除去の必要を認めたものを対象とし、建設環境部建設班が町内の土木業者の協力を得て、人夫あるいは技術者を動員して障害物の除去を実施する。

また、必要に応じ消防団が協力するものとする。

(イ) 災害救助法適用後においては、前記アに基づき除去対象戸数及び所在を調査し、県へ報告するとともに、除去活動を要請する。

(ウ) 除去は、日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれた障害物の除去に限り行う。（応急的救助に限る）。

(エ) 除去障害物の仮処理場所は、須賀多目的広場駐車場とする。

ウ 経費の限度額及び実施期日等

経費の限度額及び実施期日等は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間等」によるものとする。

<資料編2-2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等>

3 環境汚染の防止対策

倒壊建築物の解体・撤去等に伴うアスベストの飛散や、危険物の漏洩による環境汚染に対処するため、環境監視体制の整備を図るとともに、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（環境省水・大気環境局大気環境課）を参考に環境汚染防止体制の強化を図る。

町は、必要に応じて、アスベスト飛散の危険性について住民やボランティアに対し注意喚起や被害防止のための指導を行う。

4 健康被害の防止対策

町は、平時において、建築物の解体作業における作業員の健康被害を防止するため、アスベスト暴露防止措置の徹底を図るよう事業者へ指導しており、震災後においても、平時に準じた対応を行うよう事業者への指導に努める。

第14節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理計画

震災による住宅の全壊や半壊等により、住家を滅失し又は自己資力では住宅の確保や修理ができない被災者に対し、被災者の居住の安定を図るため、応急仮設住宅の建設や日常生活に欠くことのできない部分の修理、及び公営住宅の空き家の活用を図るとともに、民間の賃貸住宅を借上げる。

また、被災住宅の倒壊による二次災害を防止するため、建築物の応急危険度判定や被災宅地危険度判定を実施するとともに、日頃から応急危険度判定士等の養成を行う。

第1 応急仮設住宅の提供等

(主な担当)	建設環境部
--------	-------

1 応急仮設住宅の建設及び公営住宅等の活用

地震災害により、住家を滅失し、自己の資力では住家を確保できない者を収容するため、応急仮設住宅を建設する。

その際あらかじめ検討している建設適地の選定や建設体制、必要資材の確保方法等に基づき迅速な建設を行う。

(1) 実施機関

ア 応急仮設住宅の建設及び町営住宅の斡旋は、本部長（町長）が行う。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、本部長（町長）はこれを補助する。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を本部長（町長）が行うこととすることができる。

イ 本町限りで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

(2) 災害救助法による援助

災害救助法が適用された場合の建設基準は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間等」によるものとする。

<資料編2-2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等>

2 町営住宅及び民間賃貸住宅の空き家の活用

(1) 町営住宅

町営住宅は、台帳等を整備することで、空き家戸数を常に把握し、災害時に空き家がある場合は、一時使用を認め入居を斡旋する。その場合、災害時要援護者等の同居世帯を優先とする。

(2) 民間賃貸住宅の借り上げ

公的一時提供住宅及び応急仮設住宅を十分確保できない場合、町及び県は、関係団体と協力をし、応急仮設住宅の建設に代えて、借り上げにより民間賃貸住宅を提供で

きるよう努める。

＜資料編2-1-13 災害時における緊急受入に関する協定＞

3 住宅の応急修理計画

災害により、住家が半焼、若しくは半壊し自己の資力では応急修理ができない住民、又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した住民に対し、居室、便所及び炊事場等日常生活に欠くことのできない部分を、応急的に修理する。

(1) 実施機関

ア 住宅の応急修理は、本部長（町長）が行う。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、本部長（町長）はこれを補助する。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を本部長（町長）が行うこととすることができる。

イ 本町限りで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。

(2) 住宅事業者の団体との連携

住宅の応急修理の実施にあたっては、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携を図るとともに、具体的な連携のあり方について今後検討する。

(3) 災害救助法による援助

災害救助法が適用された場合の修理基準は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間等」によるものとする。

＜資料編2-2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等＞

4 建設資材の確保

(1) 協定業者を通じた建設資材の確保

町及び県が行う応急仮設住宅の建設資材及び建設工事労務は、協定に基づき、社団法人プレハブ建築協会及び、社団法人千葉県建設業協会の斡旋する業者を通じて確保する。

(2) 災害応急復旧用材（国有林材）及び県有林材の供給要請

ア 本部長（町長）は、必要に応じ関東森林管理局に対し、災害復旧用材の供給を要請する。

イ 本部長（町長）は、災害時に木材の供給等が困難となり、応急的に木材を必要とする場合は、知事に対し県有林材の提供を要請する。

第2 被災建築物の応急危険度判定等の実施

(主な担当)	建設環境部
--------	-------

1 応急危険度判定支援体制及び被災宅地危険度判定支援体制の整備

大規模な地震により被災した建築物について、余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止、使用者・利用者等の安全を確保するため、被災建築物の応急危険度判定の迅速かつ的確な実施が極めて重要である。

そのため、県においては、応急危険度判定体制の整備、応急危険度判定士の養成・登録及び被災宅地危険度判定支援体制の整備、被災宅地危険度判定士の養成・登録を行っている。

2 応急危険度判定及び被災宅地危険判定の実施

(1) 実施機関

ア 本部長（町長）は、応急危険度判定及び被災宅地危険判定を実施する必要があると判断した場合、直ちに判定の実施を決定し、県の支援のもと必要な措置を講ずる。

イ 知事は、判定に必要な支援を行うものとする。

(2) 実施体制の準備

町は県と協力し、判定に必要な資機材等の準備を行う。

(3) 判定士の確保

次の方法により判定士の確保を図る。

ア 県への派遣要請

イ 他市町村への派遣協力要請

ウ 町内の関係団体への要請

エ ボランティアの派遣要請

(4) 受入れ体制の整備

判定士の受入れに際しては、宿泊場所、移動手段の確保等の準備を十分に行う。

(5) 判定による結果の表示

本部長（町長）は、二次災害を軽減、防止するために、応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の結果を被災建築物等に表示する等、必要な措置を講ずる。

3 被災建物の撤去・解体

被災建物の解体は、原則として建物の所有者の責任において行う。

ただし、大規模災害において特例措置として公費負担による解体を行う場合もあり、その手続きについては、国及び県の方針に従い実施する。

第3 り災証明書の交付

(主な担当)	総務部
--------	-----

1 活動体制

町は、各種の支援措置が早期に実施されるよう、発災後早期にり災証明書の交付体制を確立し、被災者にり災証明書を交付する。

2 発行手続き

総務部庶務班は、町内のり災台帳を備え付け、その台帳（台帳によって確認できないものは、申請者の立証資料あるいは現地調査）等によって、り災者の申請により発行する。

3 証明の範囲

災害対策基本法第2条第1号に規定する災害、次の事項について証明する。

(1) 住家

- ア 全焼（壊）
- イ 流失
- ウ 半焼（壊）
- エ 床上浸水
- オ 床下浸水

(2) 人

- ア 死亡
- イ 行方不明
- ウ 負傷

4 証明手数料

証明手数料は免除する。

5 証明書の様式

別記様式のとおりとする。

第15節 生活関連施設の応急対策計画

上水道・電気・ガス・通信・交通等の生活関連施設が大震災により被害を受けた場合、都市生活機能は著しく低下し、まひ状態が長期化するおそれの強いことは阪神・淡路大震災及び東日本大震災などでさらに明らかになったところである。したがって、これらの施設の応急復旧体制を確立し、防災関係機関及びライフライン事業者が相互に緊密な連携を図りながら迅速な活動を行う。

第1 ライフライン等の応急復旧

(主な担当)	建設環境部、東京電力(株)木更津支社、東日本電信電話(株)、 (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDDI(株)、日本郵便(株)
--------	---

1 水道施設

(1) 震災時の活動体制

震災時においては、施設の被害状況を的確に把握して、被害状況により集中的かつ効果的に人員及び資機材を配置し、施設の確保について万全を期するとともに早期復旧を図り、発災から最大4週間以内を目途に平常給水が行えるよう、応急復旧体制を確立する。

なお、本町限りで対応できない場合は、「千葉県水道災害相互応援協定」に基づき応援を得て、復旧を行う。

<資料編2-1-5 千葉県水道災害相互応援協定>

(2) 応急復旧

震災時において、水道事業体は、飲料水及び生活用水の確保を図るとともに、二次災害の防止に努める。

応急復旧にあたっては、的確に被害状況を把握し、速やかに応急復旧対策を確立する。

ア 復旧の優先順位

(ア) 取水、導水、浄水施設の復旧を優先する。

(イ) 主要な送・配水管及び応急給水拠点に至るまでの管路の復旧を優先する。

イ 資機材の確保

応急復旧に必要な管類等の資機材を備蓄するとともに、災害時応援協定を締結している資機材の供給団体に速やかに必要な材料を要請する。

ウ 人員の確保

応急復旧に必要な人員の確保及び配置を行う。

エ 実施要領

(ア) ダム

地震の場合、よほどの地殻の変動がない限り、ダムは破壊されることはないが、停電や導水管の破損漏水により取水場からの取水不能が起きる可能性があるため、ダムは、電気及び管路の復旧次第運転する。

応急措置として、浄水場に設置してある自家発電設備により、取水する。

(イ) 導水管、送水管

導水管、送水管等の破損による漏水が出るものと思われ、これを第一に復旧する。

(ウ) 浄水場施設等

浄水場施設等（建物、着水井、配水池、計器盤）は、相当大規模な地震の場合、局部的に被害を受けることが予想されるが全部が稼動不能になることは考えられないので、稼動できる施設を有効に使用して応急修理を急ぐよう措置する。

また、塩素ガス漏えい事故防止に細心の注意をもって対処する。

(エ) 配水施設・給水装置

配水管路の全長の約 68%が塩化ビニール管等のため町の人口集中部に破損による漏水が多発することが予想される。この復旧順位は、まず配水管とし、次に給水管とする。

なお、施工にあたっては、適切な情報の把握と実状に即した判断のもとに配水調整を行い、指定水道工事店及び建設業者の応援を得て応急復旧を全力で行う。

<資料編 8-3 御宿町指定水道工事店及び建設業者一覧>

(3) 応急防災用資機材の確保

本町限りで応急防災用資機材が確保できない場合、民間業者との協力協定の締結等により連携を密にし、必要な資機材の種類と数量を確保するよう努める。

(4) 広報対策

排水処理施設の被害及び復旧の状況等について、地域住民への適切な広報に努める。

2 電気施設（東京電力（株）木更津支社）

(1) 震災時の活動体制

地震災害が発生したとき、東京電力は、次により非常災害対策本部を千葉支店内に設置する。本部の下に情報班、復旧班、給電班、資材班、厚生班、システム班、カスタマーセンター班及び総務班の8班を置く。

また、支部を各支社に設置する。

なお、夜間休日等の緊急呼集並びに交通、通信機関の途絶に対応できるよう要員の選抜、呼集方法、出勤方法等につき検討し、適切な要員構成を行っておくものとする。

さらに、請負会社については、あらかじめ出勤可能要員を把握しておくとともに、震災時における応援出勤体制を確立しておくものとする。

(2) 震災時の応急措置

ア 資機材の調達

第一線機関等においては、予備品、貯蔵品等の在庫品を常に把握し、調達を必要とする資機材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

(ア) 第一線機関等相互の流用

(イ) 現地調達

(ウ) 支店対策本部に対する応急資機材の請求

なお、災害地及び当該機関との連絡が全く途絶し、しかも相当の被害が予想される場合は、支店対策本部において復旧資機材所要数を想定し、当該支部あて緊急出荷し、復旧工事の迅速化に努める。

イ 人員の動員、連絡の徹底

(ア) 災害時における動員体制を確立すると同時に連絡方法も明確にしておくものとする。

(イ) 社外者に応援を求める場合の連絡体制を確立する。

ウ 震災時における危険予防措置

災害発生時といえども需要家サービス及び治安維持上原則として送電を維持するが、浸水、建物倒壊により運転することがかえって危険であり、事故を誘発するおそれがある場合、又は運転不能の予想される場合は、運転を停止し、関係各機関に連絡するとともに、必要な措置を講じ待機する。

(3) 応急復旧対策

ア 被害状況の早期把握

全般的な災害状況把握の遅速は、復旧計画樹立に大いに影響するので、あらゆる方法をもって被害状況の早期把握に努める。

イ 復旧の順位

各設備の復旧順位は原則として下記によるものとするが、災害状況、各設備の被害復旧の難易等を勘案し、供給上復旧効果の大きいものより行う。

(ア) 送電設備

- a 全回線送電不能の主要線路
- b 全回線送電不能のその他の線路
- c 1回線送電不能の重要線路
- d 1回線送電不能のその他の線路

(イ) 変電設備

- a 主要幹線の復旧に関する送電用変電所
- b 都心部に送電する系統の送電用変電所
- c 重要施設に供給する配電用変電所

(ウ) 通信設備

- a 給電指令用回線並びに制御、保護及び監視回線
- b 保守用回線
- c 業務用回線

(エ) 配電設備

病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難場所、その他重要施設への供給回線を優先的に送電する。

ウ 広報

(ア) 感電事故並びに漏電による出火の防止

テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて需要家に対し、次の諸点を十分PRするほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

- a 切れた電線や、たれ下がった電線には絶対に触らないこと。
- b 使用中の電気器具のコンセントは直ちに抜くこと。

- c 外へ避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。
 - d 電柱の倒壊、折損、電線の断線・垂下等を発見した場合は、速やかにカスタマーセンターへ連絡すること。
 - e 建物の倒壊により損傷した屋内配線、電気機器は危険なため使用しないこと。使用する場合は、絶縁検査を受けてから使用すること。
- (イ) 災害時における住民の不安を鎮静させるため、電力施設の被害状況、復旧予定についての的確な広報を行うものとする。
- エ 再点検の受付
需要家からの再点検申込み等を迅速適切に処理するため、能率的な受付処理体制を確立しておくものとする。

3 通信施設

(1) 東日本電信電話(株)

ア 震災時の活動体制

(ア) 災害対策本部の設置

震災が発生した場合は、その状況により、千葉支店に災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。

この場合、県、市町村及び各防災機関と緊密な連絡を図る。

(イ) 情報連絡体制

震災の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達にあたる。

イ 発災時の応急措置

(ア) 設備、資機材の点検及び発動準備

大地震の発生とともに、次のとおり設備、資機材の点検等を行う。

- a 電源の確保
- b 災害対策用無線機装置類の発動準備
- c 非常用電話局装置等の発動準備
- d 予備電源設備、移動電源車等の発動準備
- e 局舎建築物の防災設備の点検
- f 工事用車両、工具等の点検
- g 保有資材、物資の点検
- h 局内、局外施設の巡回、点検による被害状況の把握

(イ) 応急措置

震災により、通信設備に被害が生じた場合又は異常輻輳等の事態の発生により、通信の疎通が困難になったり、通信が途絶したりするような場合においても、最小限度の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行う。

- a 通信の利用制限
- b 非常通話、緊急通話の優先、確保
- c 無線設備の使用
- d 特設公衆電話の設置
- e 非常用可搬型電話局装置の設置
- f 臨時電報、電話受付所の開設

- g 回線の応急復旧
- h 伝言・取次サービスの実施

(ウ) 震災時の広報

震災のため通信が途絶、若しくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ等によって次の事項を利用者に周知する。

- a 通信途絶、利用制限の理由と内容
- b 災害復旧措置と復旧見込時期
- c 通信利用者に協力を要請する事項
- d 災害用伝言ダイヤル「171」の提供開始

ウ 応急復旧対策

震災により被災した通信回線の復旧にあたっては、あらかじめ定められた復旧順位にしたがって実施する。災害復旧工事については、次により工事を実施する。

- (ア) 電気通信設備等を応急的に復旧する工事
- (イ) 原状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

(2) (株) エヌ・ティ・ティ・ドコモ

ア 震災時の活動体制

(ア) 災害対策本部の設置

震災が発生した場合はその状況により千葉支店に災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。

この場合、町、県等の防災機関と緊密な連絡を図る。

(イ) 情報連絡体制

震災の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達にあたる。

イ 発災時の応急措置

(ア) 設備、資機材の点検及び発動準備

震災の発生とともに、次のとおり設備、資機材の点検等を行う。

- a 可搬型無線基地局装置の発動準備
- b 移動電源車等の発動準備
- c 局舎建築物の防災設備等の点検
- d 工事用車両、工具等の点検
- e 保有資材、物資の点検
- f 局内、局外施設の巡回、点検による被害状況の把握

(イ) 応急措置

震災により通信設備に被害が生じた場合、又は異常輻輳等の事態の発生により通信の疎通が困難な場合や、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行う。

- a 通信の利用制限
- b 非常通話、緊急通話の優先、確保
- c 可搬型無線基地局装置の設置
- d 携帯電話、衛星携帯電話による臨時電話の運用
- e 回線の応急復旧

(ウ) 災害時の広報

震災のため通信が途絶、若しくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ等によって次の事項を利用者に通知する。

- a 通信途絶、利用制限の理由と内容
- b 災害復旧措置と復旧見込時期
- c 通信利用者に協力を要請する事項

ウ 応急復旧対策

震災により被災した通信設備の復旧にあたっては、あらかじめ定められた復旧順位にしたがって実施する。

災害復旧工事については、次により工事を実施する。

- (ア) 電気通信設備等を応急的に復旧する工事
- (イ) 現状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

(3) KDDI (株)

KDDI (株) は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には東京本社に災害対策本部及び対策室等を設置し、現地と緊密に連絡を取りながら各組織の機能を最大限に発揮して通信の疎通確保と施設の早期復旧に努める。

災害の発生時には、局社の点検をするとともに、中継局の停電対策のため、移動電源車の出動準備をする。

通信に輻輳が発生した場合には通信の利用制限を行い必要な通信を確保するとともに、一般住民を対象に災害伝言板サービスによる安否情報の伝達に協力する。

(4) 日本郵便 (株)

ア 郵便の運送及び集配の確保

被災地における郵便の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様及び規模に応じて、運送又は集配の経路又は方法の変更、郵便物区分方法の変更、臨時輸送便又は臨時集配便の開設等機宜の応急措置を講ずる。

イ 郵便窓口業務

被災地における郵便局の利用者に対する窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった郵便局についての仮局舎急設による窓口業務の迅速な業務の再開、移動郵便車等による臨時窓口の開設、窓口支払資金の確保及び窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずる。

また、日本郵便(株)の災害特別事務取扱い、(株)ゆうちょ銀行の非常払及び(株)かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合、取扱う。

<資料編2-1-16 災害時における御宿町及び御宿町内の郵便局の協力に関する覚書>

第2 道路・橋梁・交通施設

(主な担当)	建設環境部、夷隅土木事務所、JR
--------	------------------

1 道路・橋梁

(1) 震災時の活動体制

地震が発生した場合、緊急輸送道路を最優先に各道路管理者等は、所管の道路、橋梁について被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図るため、迂回路の選定あ

るいは通行の禁止又は制限等の措置など利用者の安全策を講じるとともに、パトロール等による広報を行うほか、被災道路、橋梁については、応急及び復旧措置を行う体制をとる。

(2) 災害時の応急措置

- ア 被害を受けた道路、橋梁及び交通状況を把握するため、パトロールを実施する。
- イ 情報収集に基づき、道路、橋梁に関する被害状況を把握し、本部長（町長）へ報告するとともに、交通規制及び広報等の対策と必要に応じて迂回路の選定を行い交通路の確保に努める。
- ウ 本部長（町長）は本章「第2節 情報収集・伝達活動」に準じて県へ報告する。
- エ 上水道、電気、ガス、電話等道路占用施設の被害が発生した場合は、当該施設管理者及び当該道路管理者に通報する。
なお、緊急のため、そのいとまがないときは、現場付近の立入禁止、避難の誘導、周知措置等住民の安全確保のための措置をとり、事後連絡するものとする。

(3) 応急復旧対策

- 災害の状況により、通行確保の緊急性の高い道路から、優先的に道路障害物の除去、道路施設及び橋梁の応急復旧を実施する。
- 特に、「緊急輸送道路一次路線」など交通上重要と認められるものについて最優先に応急復旧作業を実施し、道路の機能確保に努める。

2 鉄道施設（東日本旅客鉄道（株））

(1) 災害時の活動体制

- ア 災害対策本部等の設置
震災が発生した場合、東日本旅客鉄道（株）は全機能をあげて、旅客及び施設の安全確保と緊急輸送を行うため、災害対策本部等を設置する。
- イ 通信連絡体制
災害情報及び応急措置の連絡指示並びに被害状況の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話、鉄道電話等を利用するとともに必要に応じて無線車等も利用する。

(2) 発災時の初動措置

- 各機関の初動措置は次のとおりである。
- ア 運転規制
地震が発生した場合の列車の運転取扱いは次によるものとする。
 - (ア) 地震発生時の運転規制は、地震計のスペクトル強度S I 値（カイン）による。
 - (イ) 運転規制区間は、一般区間と落石区間に分ける。
 - (ウ) S I 値が一般区間で12以上、落石区間で6以上の場合、全列車を停止させ、規制区間全線を保守係員の点検後解除する。
 - (エ) S I 値が一般区間で6以上12未満、落石区間で3以上6未満の場合、35 km/h 次の速度規制を実施し、乗務員からの異常動揺等の有無を確認後、速度規制を解除する。
 - イ 乗務員の対応
 - (ア) 運転中に地震を感知して、列車の運転が危険と認めた場合は、直ちに列車を停

止させる

(イ) 列車を停止させる場合、その停止位置が築堤、切取り、橋梁上あるいは陸橋下のような場合は進路の安全を確認の上、安全と認められる場所に列車を移動させる。

ウ その他の措置

(ア) 旅客誘導のための案内放送

(イ) 駅員の配置手配

(ウ) 救出、救護手配

(エ) 出火防止

(オ) 防災機器の操作

(カ) 情報の収集

(3) 乗客の避難誘導

ア 駅における避難誘導

(ア) 駅長は、係員を指揮してあらかじめ定めた臨時避難場所に混乱の生じないように誘導し避難させる。

(イ) 旅客を臨時避難場所に誘導した後、さらに市町村又は県があらかじめ定めた一時滞在施設の位置、災害に関する情報等を旅客に伝達し、秩序維持に協力する。

イ 列車乗務員が行う旅客の避難誘導

(ア) 列車が駅に停止している場合は、駅長の指示による。

(イ) 列車が駅間の途中で停止した場合は、原則として乗客は降車させない。

ただし、火災その他によりやむを得ず旅客を降車させる場合は次によるものとする。

a 地形その他を考慮し、適切な誘導案内を行い旅客を降車させる。

b 特に高齢者や子供、妊婦等については、他の旅客に協力を要請して安全に降車させる。

c 隣接線路を歩行することは危険であることを放送等により徹底し、併発事故の防止を図る。

(4) 事故発生時の救護活動

災害発生時には、駅従業員、乗務員が救急救護活動にあたるとともに、非常災害対策規則に基づき、対策本部、復旧対策部に救護班を編成し、救護活動にあたる。

第3 河川等

(主な担当)	建設環境部、夷隅土木事務所
--------	---------------

1 震災時の活動体制

地震、津波等により堤防、護岸等の河川が被害を受けた時、又はそのおそれのある時は状況を速やかに把握し、関係機関と協議して施設の応急措置を行う。

2 災害時の応急措置

水防活動と併行して管内の施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、

被害箇所については、直ちに、県に報告するとともに、技術的援助及び総合調整の指示を受け、必要な措置を実施する。

3 応急復旧対策

県の総合的判断のもとに必要な対策を実施する。

第4 その他公共施設

(主な担当)	建設環境部、夷隅土木事務所
--------	---------------

1 海岸保全施設

海岸保全施設が、地震、津波により被害を受けた時、又はそのおそれがある時は状況を速やかに把握し、関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

2 漁港施設

地震・津波により漁港の基本施設等が被害を受けた時、又はそのおそれがある時は状況を速やかに把握し、関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

3 砂防設備、急傾斜地崩壊防止施設等

地震により砂防設備、急傾斜地崩壊防止施設等が被害を受けた時、又はそのおそれのある時は状況を速やかに把握し、関係機関と協議して必要な応急措置を行う。

第16節 ボランティア活動支援及び労務需給計画

大規模震災時において、災害応急対策の実施には多くの人員を必要とするため、ボランティア活動の協力を申し入れる団体や個人の協力を得て、効果的な応急対策を実施する。

第1 ボランティアの活動分野

(主な担当)	民生部、社会福祉協議会
--------	-------------

1 ボランティアの活動内容

ボランティアの協力を得て実施する活動内容は次のとおりとする。

(1) 専門分野

- ア 救護所での医療救護活動
- イ 被災建築物応急危険度判定
- ウ 被災宅地危険度判定
- エ 外国語の通訳、情報提供
- オ 災害情報や安否情報、生活情報の収集整理、広報
- カ 被災者への心理治療
- キ 高齢者や障害者等災害時要援護者の看護、情報提供
- ク その他専門的知識、技能を要する活動等

(2) 一般分野

- ア 避難所の運営補助
- イ 炊き出し、食料等の配布
- ウ 救援物資や義援品の仕分け、輸送
- エ 高齢者や障害者等災害時要援護者の支援
- オ 被災地の清掃、がれきの片づけなど
- カ 避難所や仮設住宅における生活支援（心理面での支援を含む。）
- キ その他被災地における軽作業等

2 ボランティアとして協力を求める個人、団体

災害時にボランティアとして活動が期待される個人、団体は次のとおりとし、これらに積極的に協力を求める。

(1) 個人

- ア 被災地周辺の住民
- イ 被災建築物応急危険度判定士
- ウ 被災宅地危険度判定士
- エ ボランティア活動の一般分野を担う個人
- オ その他

(2) 団体

- ア 日本赤十字社千葉県支部奉仕団
- イ 千葉県社会福祉協議会及び町社会福祉協議会
- ウ 財団法人ちば国際コンベンションビューロー
- エ 社団法人日本アマチュア無線連盟千葉県支部
- オ その他ボランティア団体・NPO法人等

第2 ボランティア受入体制

(主な担当)	民生部、社会福祉協議会
--------	-------------

1 平時におけるボランティア意識の啓発

毎年1月17日の「防災とボランティアの日」及び1月15日から21日までの「防災とボランティア週間」を中心に実施する講演会やシンポジウムなどの諸行事を通じ、住民にボランティア意識の醸成を図る。

また、毎年9月1日の「防災の日」及び8月30日から9月5日までの「防災週間」を中心に実施する防災訓練や各種啓発行事に、積極的にボランティア団体等の参加を求めることにより、その重要性を広報する。あわせて、住民やボランティア団体等の参加を得た実践的な防災訓練を実施し、災害時におけるボランティアの協力が円滑に得られるよう日ごろから連携の強化を図る。

2 災害時における参加の呼びかけ

災害が発生した際には、インターネットやテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関や町及び県に加え、町社会福祉協議会ボランティアセンター、ボランティア団体やNPO法人並びに近隣市町村の社会福祉協議会、日本赤十字社各支部等の関係団体を通じて、広くボランティアの参加を呼びかける。

なお、東日本大震災においては、特にホームページやブログなどのネットでの情報公開により電話などによる問合せを少なくできたことから、インターネットを利用した参加の呼びかけを推進する。

3 災害時におけるボランティアの登録、派遣

災害の状況に応じた、より実地的なボランティア活動体制を立ち上げるため、ボランティアの受付、登録は原則として発災後に実施することとし、町、社会福祉協議会、県及び関係機関が十分な連携を図りながら迅速に対応する。

(1) 災害ボランティアセンター窓口の設置

周辺地域において、大規模な災害が発生した際、御宿町社会福祉協議会は、町と連携して、ボランティア活動の調整機関として町災害ボランティアセンターを設置する。

町災害ボランティアセンター窓口の設置場所

御宿町社会福祉協議会

(2) 県担当部局による登録

専門分野での活動を希望する個人及び団体については、県の各活動担当部局が中心

となって対応する。

県の担当部局は、被災地におけるボランティアの需要状況を基に、派遣先や派遣人員等を被災市町村等と調整の上、派遣する。

活動分野	個人・団体	県受付窓口
医療救護	医師、歯科医師、薬剤師、看護師	健康福祉部医療整備課
被災建築物応急危険度判定※ 被災宅地危険度判定※	被災建築物応急危険度判定士 被災宅地危険度判定士	県土整備部建築指導課 県土整備部都市計画課
高齢者支援	支援団体	健康福祉部高齢者福祉課
障害者支援	支援団体	健康福祉部障害福祉課
外国語通訳、翻訳、情報提供	(財)ちば国際コンベンション ビューローボランティア通訳、 災害時外国人サポーター	総合企画部国際課
通信、情報連絡	(社)日本アマチュア無線連盟 千葉県支部	防災危機管理部消防課

※ 平時に登録を行っている。

(3) 災害ボランティアセンターによる登録

一般分野での活動を希望する個人及び団体については、災害時に設置される災害ボランティアセンターが中心となって対応する。

ア 県災害ボランティアセンター

県災害ボランティアセンターでは、主に被災地の状況やボランティアについての案内を行い、市町村が設置する災害ボランティアセンター窓口において受け付け、登録する。

さらに、全国規模での活動希望が予想される場合には、近隣都県の協力を得て受付、登録事務を進めるものとする。

イ 町災害ボランティアセンター

被災地域内住民のボランティア希望者や県災害ボランティアセンター及び周辺市町村の災害ボランティアセンターによる登録を経ずに直接現地へ来たボランティア希望者については、町災害ボランティアセンターのボランティア窓口において受付を行い、そこでの災害対策活動に従事する。

(4) ボランティアの派遣

県災害ボランティアセンターで登録したボランティアについては、被災地におけるボランティアの需要状況を基に、派遣先や派遣人員等を被災市町村と調整の上、派遣するものとする。

町災害ボランティアセンターが他市町村にボランティアを派遣する際には、県災害ボランティアセンターの指示を受け、現地にボランティアを派遣するものとする。

4 ボランティアニーズの把握

町は被災現地における体制を整備し、ボランティアの需要状況の的確な把握に努める。

5 各種ボランティア団体との連携

町は、日本赤十字社千葉県支部、県災害ボランティアセンター及び町災害ボランティアセンター、独自に活動するボランティア団体・NPO法人等と十分な情報交換を行うとともに必要な支援策を実施し、密接な連携の下に各種救援救護策を進める。

6 ボランティアへの支援

(1) 食事、宿泊場所の提供

ボランティアについての食事や宿泊場所については、自己調達を基本とする。

(2) 町災害ボランティアセンターや活動拠点の提供

町災害ボランティアセンターや活動拠点については、町と運営主体の町社会福祉協議会が協議の上、用意する。

(3) 活動費用の負担

ボランティアの活動に伴う経費は、その必要性に応じてボランティアを受け入れる町が負担する。ボランティアが活動に必要な資機材については、県社会福祉協議会や町社会福祉協議会においても、予め用意を行うよう努める。

7 保険の付与

ボランティア活動に伴う事故の発生に対処するため、県災害ボランティアセンターは県内で活動するボランティアの把握に努め、町災害ボランティアセンターにおいては、ボランティア保険の加入を活動の条件とする。

<資料編 2-1-15 災害時におけるボランティアに関する協定>

第4章 災害復旧計画

第1節 被災者生活安定のための支援

震災により被害を受けた住民が、安心した生活を取り戻せるように、経済的支援をはじめ、医療や雇用面における支援、さらに心のケア等を行うことによって、住民に自力復興心をもたせ、もって生活安定の早期回復を図る。

第1 義援金品の配分

(主な担当)	保健福祉課
--------	-------

1 方針

被災者にあて寄託された義援金品を、確実かつ迅速に被災者に配分するため、物資の保管場所、輸送方法、事務分担等について、県、日本赤十字社千葉県支部及び町の三者で総合的な計画を樹立する。

2 義援金品の受付

(1) 義援金品の受付

受付窓口は、民生部福祉班に設置し、義援金品の受付を行う。

ただし、災害の状況によっては、臨時に場所を設けるものとする。

民生部福祉班は、県及び日本赤十字社を含む様々な受入ルートから入ってくる義援金品を統括的に管理する。

(2) 受領書の発行

義援金品を受領したときは、「義援金品受領書」に従い、寄託者に受領書等を発行する。

3 義援金品の配分及び輸送

(1) 義援金品の配分

ア 被災者に対する義援金品の配分は、被害状況の確定後、本部長が決定する。

イ 民生部長は、被災地区、被災人員及び世帯、被災の状況等を勘案のうえ配分計画を立て、世帯及び人員を単位として配分する。

なお、被災者に対する配分に当たっては、必要に応じ日赤奉仕団等各種団体の協力を得て、公平に配分する。

(2) 義援品の輸送

義援品の輸送は、第3章「第8節 救援物資供給活動」に準じて輸送する。

4 義援金品の保管場所

民生部長は、寄託された義援金品について、被災者に配布するまでの間、会計室の金庫に保管を依頼する。

義援品の保管については、住民その他から直接寄託されたもの、県及び日本赤十字

社より配分を受けた物資を併せて町役場倉庫に保管するものとするが、災害の状況によっては、各区公民館、その他臨時に集積所を定めて保管する。

第2 租税の徴収猶予及び減免等

(主な担当)	税務住民課
--------	-------

1 方針

町は、被災者の納付すべき町税等について、納付期限の延長、徴収猶予及び減免等の融和措置をそれぞれの実態に応じて、適切な方法で実施し、被災者の生活の安定を図る。

2 実施措置

(1) 期限の延長

町長は、災害のため地方税法又は町条例に定める申請、請求その他の書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限までに、これらの行為をすることができないと認める場合には、地域、期日、その他必要な事項を指定して当該期限を延長する。

(2) 納入義務の減免等

町長は、町条例に基づき、災害の状況に応じ徴収猶予又は減免する。

第3 被災者生活への支援制度

(主な担当)	保健福祉課
--------	-------

1 被災者生活再建支援金

(1) 目的

自然災害により生活基盤に著しい被害を受け、自立して生活再建することが困難な被災者に対し、その生活の再建を支援し、もって住民生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

(2) 制度概要

制度の概要については、次の表のとおりとなっている。

<p>対 象 災 害</p>	<p>暴風、洪水、地震その他の自然災害で、次のいずれかに該当する場合 (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害 (2) 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害 (3) 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害 (4) 前記(1)又は(2)に規定する被害が発生した市町村を含む都道府県内で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村(人口10万人未満)における自然災害 (5) 前記(3)又は(4)に規定する都道府県に隣接する都道府県内の市町村(人口10万人未満)で、前記(1)～(3)に規定する被害が発生した市町村に隣接し、かつ、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害 (6) 前記(3)又は(4)に規定する都道府県が2以上ある場合において、その自然災害により5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村(人口10万人未満。ただし、人口5万人未満の市町村にあつては2世帯以上)における自然災害</p>																		
<p>対 象 世 帯</p>	<p>対象世帯は次のいずれかに該当する世帯とする。 (1) 住宅が「全壊」した世帯 (2) 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 (3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が継続している世帯 (4) 住宅が半壊し、大規模な補修をしなければ居住が困難な世帯(大規模半壊世帯)</p>																		
<p>支 給 限 度 額</p>	<p>支給金額は、住宅の被害程度と再建方法に応じた渡し切りとし、次の2つの支援金の合計額 ただし、世帯人数が1人の場合は各該当欄の金額の3/4 (1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)</p> <table border="1" data-bbox="408 1328 1133 1462"> <tr> <td>住宅の被害程度</td> <td>全壊</td> <td>解体</td> <td>長期避難</td> <td>大規模半壊</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </table> <p>(2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)</p> <table border="1" data-bbox="408 1543 1110 1677"> <tr> <td>住宅の再建方法</td> <td>建設・購入</td> <td>補修</td> <td>賃借(公営住宅以外)</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </table>	住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借(公営住宅以外)	支給額	200万円	100万円	50万円
住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊															
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円															
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借(公営住宅以外)																
支給額	200万円	100万円	50万円																
<p>支 給 条 件</p>	<table border="1"> <tr> <td>経 費</td> <td>不問</td> </tr> <tr> <td>年齢・年収</td> <td>制限なし</td> </tr> </table>	経 費	不問	年齢・年収	制限なし														
経 費	不問																		
年齢・年収	制限なし																		
<p>申 請 方 法</p>	<table border="1"> <tr> <td>申請窓口</td> <td>保健福祉課にてとりまとめの上、県へ提出</td> </tr> <tr> <td>添付書面</td> <td>(1) 基礎支援金：り災証明書、住民票等 (2) 加算支援金：契約書(住宅の購入、賃借等)等</td> </tr> <tr> <td>申請期間</td> <td>(1) 基礎支援金： 災害発生日から13月以内 (2) 加算支援金： 災害発生日から37月以内</td> </tr> </table>	申請窓口	保健福祉課にてとりまとめの上、県へ提出	添付書面	(1) 基礎支援金：り災証明書、住民票等 (2) 加算支援金：契約書(住宅の購入、賃借等)等	申請期間	(1) 基礎支援金： 災害発生日から13月以内 (2) 加算支援金： 災害発生日から37月以内												
申請窓口	保健福祉課にてとりまとめの上、県へ提出																		
添付書面	(1) 基礎支援金：り災証明書、住民票等 (2) 加算支援金：契約書(住宅の購入、賃借等)等																		
申請期間	(1) 基礎支援金： 災害発生日から13月以内 (2) 加算支援金： 災害発生日から37月以内																		

(3) 被災者生活再建支援法人の指定

被災者生活再建支援法人（以下「支援法人」という。）として、（財）都道府県会館が指定されており、県では、県が行う支給事務に関し支援法人（（財）都道府県会館）へ委託している。

なお、申請書類を受理した県は当該書類を委託先である（財）都道府県会館へ提出し、（財）都道府県会館にて交付決定等を行う。

2 災害援護資金

(1) 目的

地震により被害を受けた世帯の世帯主に対し、災害資金の貸付けを行い、被災世帯の生活の立て直しを図ることを目的とする。

(2) 制度概要

本町においては、千葉県市町村総合事務組合条例で次の表のとおり実施している。

対象災害	(1) 世帯主が療養に要する期間がおおむね1月以上である負傷を負った場合 (2) 住居又は家財の被害金額が当該住居又は家財の価格のおおむね3分の1以上の損害であると認められる場合		
貸付限度額	①世帯主の1か月以上の負傷 ②家財の1/3以上の損害 ③住居の半壊 ④住居の全壊 ⑤住居の全体が滅失若しくは流失	150万円 150万円 170万円(250) 250万円(350) 350万円	
支給限度額	所得制限	(世帯人員)	(町民税における総所得金額)
		1 人	220 万円
		2 人	430 万円
		3 人	620 万円
		4 人	730 万円
		5 人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額
	ただし、当該世帯の住居が滅失した場合にあっては、同一世帯員の当該被害を受けた年の前年の所得の合計額が1,270万円に満たない世帯の世帯主		
	利率	年3%（据置期間は無利子）	
据置期間	3年（特別の事情のある場合は5年）		
償還期限	10年（据置期間を含む）		
保証人	連帯保証人になること		
償還方法	年賦又は半年賦		
申込方法	官公署が発行する被災証明書を添付し、保健福祉課へ申請		

3 生活福祉資金

(1) 目的

低所得者世帯などに対して、低利又は無利子での資金の貸し付けと必要な援助指導を行うことにより、災害による困窮からの自立、経済的自立や生活意欲の助長促進、在宅福祉や社会参加を図り、その世帯の安定した生活を確保することを目的とする。

(2) 制度概要

制度の概要については、次の表のとおりとなっている。

貸付対象	低所得世帯のうち、他から融資を受けることができない者で、この資金（災害援護費）の貸付けを受けることによって災害による困窮から自立更生のできる世帯	
貸付金額	一世帯 150万円以内	
貸付条件	据置期間	6月以内
	償還期間	据置期間経過後7年以内
	利率	保証人あり 無利子 保証人なし 年1.5%
	保証人	(1) 連帯保証人となること (2) 原則として借受人と同一市町村に居住し、その生活の安定に熱意を有する者 (3) 生活福祉資金の借受人又は借入申込人となっていない者
償還方法	年賦、半年賦又は月賦	
申込方法	官公署が発行する被災証明書を添付し、民生委員を通じ町社会福祉協議会へ申し込む	

4 災害弔慰金

(1) 目的

災害により死亡した住民の遺族に対し災害弔慰金の支給を行い、もって住民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(2) 制度概要

制度の概要については、次の表のとおりとなっている。

対象災害	次に該当する自然災害 (1) 住家が5世帯以上滅失した災害 (2) 県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害 (3) 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 (4) 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害
支給対象	災害により死亡したものの遺族
支給金額	生計維持者 500万円、その他の者 250万円
遺族の範囲	配偶者、子、父母、孫、祖父母

5 災害障害見舞金

(1) 目的

災害により精神又は身体に著しい障害を受けた住民に対し災害障害見舞金の支給を行い、もって住民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(2) 制度概要

制度の概要については、次の表のとおりとなっている。

対象災害	次に該当する自然災害 (1) 住家が5世帯以上滅失した災害 (2) 県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害 (3) 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 (4) 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害
支給対象	災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者
支給金額	生計維持者 250万円、その他の者 125万円
障害の範囲	(1) 両目が失明した者 (2) 咀嚼及び言語の機能を廃した者 (3) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する者 (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する者 (5) 両上肢をひじ関節以上で失った者 (6) 両上肢の用を全廃した者 (7) 両下肢をひざ関節以上で失った者 (8) 両下肢の用を全廃した者 (9) 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められる者

第4 事業主等への支援制度

(主な担当)	産業観光課
--------	-------

1 雇用の維持に向けた事業主への支援

雇用の維持と失業の予防を図るため、事業主に対して各種雇用関係の助成金制度の周知・啓発に努める。

2 中小企業への融資

次のとおり資金の融資及び利子補給の対策を講じる。

(1) 経営安定資金の融資

市町村認定枠	融資対象者	(1) 激甚災害により被害を受けた者 (2) 中小企業信用保険法第2条第4項第4号の規定による認定を受けた者		
	融資用途	設備資金、運転資金		
	融資限度額	1 中小企業者 8,000万円以内		
	融資期間	設備資金	10年以内	
		運転資金	7年以内	
融資利率	年1.4%~2.0% (融資期間により異なる。)			
市町村認定以外枠	融資対象者	知事が指定する災害により被害を受けたもの		
	融資用途	設備資金、運転資金		
	融資限度額	1 中小企業者 8,000万円以内		
	融資期間	設備資金	10年以内	
		運転資金	7年以内	
融資利率	年1.7%~2.3% (融資期間により異なる。)			

(2) 利子補給

前記資金の融資を受けた者に対して、県が利子補給を行う。(条件については、災害の度合いに応じて別途定める。)

3 農林漁業者への融資

町は、被災地の農水漁業の被災状況を把握し、速やかな産業復旧による被災者の生活安定のために、必要に応じて、農水漁業者に対する復旧支援を実施する。

また、状況に応じて、県、国および関係機関等による支援制度を活用するものとする。

(1) 天災融資制度

貸付金の種類	貸付対象	貸付限度額	利率	償還期間 据置期間
天災資金	3.0%以内 資金	種苗、肥料、 飼料、労賃、水 利費、薬剤、農 機具、家畜又は 家さん、薪炭原 木、しいたけほ だ木、漁具、稚 魚、稚貝、餌料、 漁業用燃油の 購入、漁船の建 造又は取得、共 済掛金(農業共 済又は漁業共 済)の支払い等	〈個人〉 ・ 果樹栽培、家畜・家さんの購入等 500万円(600万円) ・ 漁具の購入 5,000万円 ・ 前記以外 200万円(250万円) 〈法人〉 ・ 農事組合法人 2,000万円 ・ 前記法人等の果樹栽培、家畜・家 さんの購入等 2,500万円 ・ 漁業を営む法人 2,000万円 ・ 漁具の購入 5,000万円 ※ カッコ内は、激甚災害法による特例 措置	3.0%以内 (平成10年 の適用例 0.6%)
	5.5%以内 資金	〃	〃	5.5%以内 (平成10年 の適用例 0.6%)
	6.5%以内 資金	〃	〃	6.5%以内 (平成10年 の適用例 0.6%)

(2) 県単農業災害資金

貸付金の種類	貸付対象	貸付限度額	利率	償還期間 据置期間	貸付金の種類
県単農業災害資金	経営安定資金	天災資金と同じ	被害認定額の80%以内で300万円以下	災害の都度決定 (平成16年の適用例 0.855%)	5年以内
	施設復旧資金	農業用施設の復旧に要する経費	被害認定額の80%以内で500万円以下	災害の都度決定 (平成16年の適用例 0.855%)	6年以内 (据置2年以内)

(3) 県漁業災害対策資金

貸付金の種類	貸付対象	貸付限度額	利率	償還期間 据置期間	貸付金の種類
県漁業 災害対 策資金	経営安 定資金	漁具、稚魚、稚貝、飼料、 燃料、労賃、漁業共済掛 金、簡易施設復旧資材等	被害認定額の 80%又は300万円	変動 (毎月見直し)	5年以内
	施設復 旧資金	漁船、漁業用施設の復旧 に要する経費	被害認定額の 80%又は500万円		6年以内 (据置2年以内)

(4) (株) 日本政策金融公庫による資金貸付

貸付金の種類	貸付対象	貸付限度額	利率	償還期間 据置期間	
(株) 日本政策金融公庫資金	農業基盤 整備資金	農地又は牧野の保全又は利用 上必要な施設の復旧	当該年度に負担する額	25年 (据置10年以内)	
	農林漁業 セーフティ ネット資金	災害により必要とする経営再 建費、収入減補填費等	600万円 (特認年間経営費等の 3/12以内)	10年 (据置3年以内)	
	林業基盤 整備資金	災害による造林地の復旧 災害による林道の復旧 災害による樹苗養成施設の復旧	80~90%以内 80%以内 80%以内	変動(毎 月見直 し)	30年(据置20年以内) 20年(据置3年以内) 15年(据置5年以内)
	漁業基盤 整備資金	漁港に係る防波堤岸壁等施設、 漁場、水産種苗生産施設の復旧	80%以内		20年 (据置3年以内)
	漁船資金	災害に係る漁船の復旧等	1隻当たり4億5千万円 (特認11億)又は、借入 者負担額の80%以内の いずれか低い額	12年 (据置2年以内)	
	農林漁業 施設資金 (主務大臣 指定施設)	農業施設、林業施設、水産施 設の復旧、果樹の改植又は補植	1施設当たり300万円 (特認600万円、特々 認800万円、漁船1,000 万円)又は負担する額の 80%のいずれか低い額	15年 (据置3年以内) 果樹の改植補償は 25年(据置10年)	
	(共同利用 施設)	農業施設、林業施設、水産施 設、等共同利用施設の復旧	80%以内	20年 (据置3年以内)	

第5 公営住宅の建設等

(主な担当)	建設環境課
--------	-------

1 方針

災害により住宅を滅失した被災者に対し、災害公営住宅の建設又は公営住宅の空き家の活用を図り、被災者の居住の安定を図る。

2 公営住宅の建設等

自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、住宅被害の状況、被災者の要望等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅を建設若しくは買取又は被災者へ転貸するために借上げる。

町が行う災害公営住宅の建設等に対し、知事は適切に指導・支援を実施するとともに、町において対応が困難な場合には、知事が建設等を行うものとする。

3 公営住宅の空き家の活用

公営住宅の入居者資格を有する被災者（災害が大規模な場合等において、被災市街地復興特別措置法第21条の規定に該当する者については、同条に規定する公営住宅の入居者資格の特例を適用する。）に対しては、既存公営住宅等の空き家を活用し、優先的に入居できる措置等を講ずる。

第6 生活相談

(主な担当)	保健福祉課、社会福祉協議会
--------	---------------

1 相談所の設置

町は、被災者のための相談所を設け、苦情又は要望事項を聴取しその解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡し、広聴活動を実施する。

2 県との連携

被災者への迅速かつ適切な相談業務を行うため、県の被災者総合窓口を利用する等、県と緊密な連携を図る。

第7 その他の生活確保

(主な担当)	総務課
--------	-----

関係機関は、次のとおり対策を実施する。

機 関 名	生 活 確 保 の 取 扱 い
日本郵便（株）	<p>災害救助法が発動された場合は、日本郵便（株）は、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、郵政事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。</p> <p>(1) 郵便関係</p> <p>ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 災害時には、被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。</p> <p>イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除 災害時には、被災者が差し出す郵便物及び被災地あて救助用郵便物の料金免除を実施するものとする。</p> <p>(2) 災害時における窓口業務の維持</p> <p>(3) 日本郵便（株）の災害特別事務取扱、（株）ゆうちょ銀行の非常払及び（株）かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い</p>
労 働 局	<p>(1) 震災による離職者の把握に努めるとともに、その就職については、市町村の被災状況等を勘案の上、県内各公共職業安定所及び隣接都県の公共職業安定機関等との緊密な連携をとり、公共職業安定所を通じ速やかにその斡旋を図る。</p> <p>(2) 震災により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、被災地域を 管轄する公共職業安定所長を通じ、次の措置を講じる。</p> <p>ア 被災者のための臨時職業相談窓口の設置</p> <p>イ 巡回職業相談の実施</p> <p>(3) 雇用保険の失業給付に関する特例措置 震災により失業の認定日に出向いて行くことのできない受給資格者に対して、事後に証明書により失業の認定を行い、失業給付を行う。</p>
日本放送協会	<p>災害救助法に基づく被災者の受信料免除について検討し、総務大臣の承認を得て実施する。</p>

第2節 津波災害復旧対策

津波は、堤防、防波堤、係留施設等の防護施設やそれらが決壊した場合の沿岸付近の家屋等を破壊するなど、甚大な被害を及ぼす。

被災した防護施設については、次に来襲する津波に備え、速やかに復旧を行う必要があり、また、損壊家屋をはじめとする大量の災害廃棄物は、復旧作業に支障が生じるなど、課題が山積みである。

第1 津波災害被災施設の復旧

(主な担当)	建設環境課、産業観光課、夷隅土木事務所
--------	---------------------

1 方針

各施設の管理者は、管理する施設が津波により、被害を受けた場合は、関係機関と連携を図りながら被害状況を速やかに調査し、復旧を行うものとする。

公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要がある対象は、次のとおりである。

なお、漁港施設については、特に公共性があり漁業生産基盤上、緊急に復旧を行う必要がある。

(1) 河川管理施設

- ア 堤防の破壊、護岸、天然河岸の決壊で、住民の日常生活に重大な影響を与えているもの
- イ 堤防護岸等の決壊で、破堤のおそれのあるもの
- ウ 河川の堤防護岸等の脚部の深掘れで、根固めをする必要があるもの
- エ 河川の埋そくで、流水の疎通を著しく阻害するもの
- オ 護岸、床上、水門、ひ門、ひ管又は天然の河岸の全壊又は決壊で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれがあるもの

(2) 海岸保全施設

- ア 堤防の決壊で、破堤のおそれがあるもの
- イ 堤防の前面の砂浜における土砂の流出で、根固めをする必要があるもの
- ウ 護岸、水門及び排水機場等の全壊又は決壊で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの

(3) 漁港施設

- ア 係留施設の破壊で、漁船の係留又は水揚げに重大な支障を与えているもの
- イ 臨港交通施設の破壊で、これによって当該臨港交通施設による輸送が著しく困難であるもの（他の施設による輸送が著しく困難でない場合を除く。）
- ウ 漁港の埋そくで、漁船の航行又は停泊に重大な支障を与えているもの
- エ 外かく施設の破壊で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれがあるもの

第2 津波災害廃棄物処理

(主な担当)	建設環境課
--------	-------

1 方針

津波災害廃棄物処理については、震災廃棄物処理計画に基づき実施するものであるが、津波被害の被災地においては、損壊家屋を始めとする大量の災害廃棄物が発生することから、広域的な処分など迅速かつ環境負荷のできるだけ少ない処分方法を検討する。

2 実施措置

町は、災害廃棄物の広域処理を含めた処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行う。

なお、迅速な災害廃棄物処理について、必要に応じ県へ支援の要請を行う。

また、災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限り減量・減容・リサイクルに努めるとともに、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。

第3節 生活関連施設等の復旧対策

上水道・電気・ガス・通信等の都市施設、及び農林業用施設また道路・河川等の公共土木施設は、それぞれ都市生活及び生産の基盤であり、社会経済活動の基幹となるものである。これらの施設については、震災直後の応急復旧の後、社会全般が落ち着いた段階で将来計画も踏まえた施設等の復旧を行うものとする。

第1 ライフライン施設の復旧

(主な担当)	建設環境課、東京電力（株）木更津支社、東日本電信電話（株）
--------	-------------------------------

1 水道施設

応急復旧が一段落し給水が確保された段階で、水道事業の正常化を図るため総合的に施設の復旧を行う。

(1) 復旧対策

復旧工事は、特に次の点に留意して進める。

- ア 取水・導水・浄水施設及び管路等の重要施設について最優先で復旧を行う。
- イ 施設の耐震化を図る。
- ウ 管路は多系統化、ブロック化及びループ化を基本とする。
- エ 計画的復興に伴う施設の整備を図る。

(2) 漏水防止対策

震災後の管路は、漏水の多発が予想されるので、配水の正常化を図るため、早急に漏水防止対策を行う。

- ア 漏水調査を実施する。
- イ 調査に基づき、漏水修理計画を作成し実施する。
この場合は次の点に留意する。
 - (ア) 漏水の多発している管路は布設替えを行う。
 - (イ) 修理体制を整備し、断水時間の短縮、住民への広報、保安対策に万全を期する。

(3) 町営水道の復旧対策

- ア 震災復旧の基本方針
被害を的確に把握して早期に復旧を図り、必要に応じ緊急措置を講じて、被害の拡大及び二次災害の防止や施設の機能維持に努める。
- イ 水道施設の復旧
取水場、浄水場、給水場及び管路などの重要施設の復旧を優先的に行い、速やかな通水を図る。
- ウ 復旧後の地震対策
復旧後の水道における地震対策として、長期的に対応すべき施設の耐震化、管路のバックアップ対策及び漏水防止対策等を計画的に実施する。
 - (ア) 施設の耐震化

施設の新設や更新に併せて施設の耐震化を図る。

(イ) 管路のバックアップ対策

管路の他系統化及びループ化を図り、漏水発生時における管路のバックアップ機能を強化する。また、配水区域の細分化（ブロック化）を推進し、震災時の断水範囲を極力縮小するとともに、復旧の迅速化を図る。

エ 漏水防止対策

全管路を対象とした漏水調査を計画的に実施し、漏水箇所の発見修理と漏水多発地帯の把握に努め、震災対策を含めた管路更新計画策定のためのデータを収集する。

2 電気施設（東京電力（株）木更津支社）

原則として復旧の順位は、人命にかかわる施設、対策の中核である官公署、住民生活の安定のために重要な報道機関、避難場所等の施設について優先的に復旧計画をたてるが、震災状況、施設復旧の難易度を勘案し、電力供給上復旧効果の大きいものから復旧を行う。

(1) 火力発電設備

- ア 系統に影響の大きい発電所
- イ 局配負荷供給上必要な発電所

(2) 送電設備

送電線路の復旧順位は次のとおりである。

- ア 全回線送電不能の主要線路
- イ 〃 のその他の線路
- ウ 一部回線送電不能の重要線路
- エ 〃 のその他の線路

(3) 変電設備

- ア 主要幹線の復旧に関する送電用変電所
- イ 都市部に送電する系統の送電用変電所
- ウ 重要施設に供給する配電用変電所

(4) 通信設備

- ア 給電指令回線並びに制御・保護及び監視回線
- イ 保守用回線
- ウ 業務用回線

(5) 配電設備

水道、新聞、放送、ガス、電鉄、官公庁、警察、消防、通信、広域避難場所、その他重要施設に対しては、優先的に送電する。

3 通信施設（東日本電信電話（株））

震災により被災した通信回線の復旧については、予め定められた順位にしたがって実施する。順位等については、「通信回線の復旧順位」によるものとする。

<資料編4-3 通信回線の復旧順位>

第2 農業・水産業施設

(主な担当)	産業観光課
--------	-------

1 農業用施設

農業用施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により、被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧及び本復旧を行うものとする。特に公共性を含めた農業生産基盤上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

(1) 用水施設

- ア 用水路等の破壊、決壊で、これを放置すると農業生産基盤に重大な影響を与えるもの
- イ 用水路護岸の破壊で、決壊のおそれのあるもの

(2) ため池

- ア 堤体の決壊又はそのおそれがあり、ため池下流の地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの
- イ 決壊したため池を放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの

(3) 道路施設

道路、橋梁等が被害を受けた場合、地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの

(4) 排水施設

- ア 堤防の破壊、護岸の決壊で、地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの
- イ 護岸等の決壊で、破壊のおそれのあるもの
- ウ 被害を受けた排水施設について、放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの

2 漁港施設

漁港用施設管理者は、管理する施設が地震等により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行うものとする。特に公共性があり漁業生産基盤上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

(1) 海岸保全施設

- ア 破堤
- イ 堤防の破壊で破堤のおそれがあるもの
- ウ 堤防の前面の砂浜における土砂の流出で、根固めをする必要があるもの
- エ 護岸の全壊等で、これを放置すると著しい被害が生じるおそれのあるもの

(2) 漁港施設

- ア 係留施設の破壊で、漁船の係留又は水揚げに重大な支障を与えているもの
- イ 臨港交通施設の破壊で、これによって当該臨港交通施設による輸送が著しく困難であるもの（他の施設による輸送が著しく困難でない場合を除く。）
- ウ 漁港の埋そくで、漁船の航行又は停泊に重大な支障を与えているもの

エ 外かく施設の破壊で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれがあるもの

第3 公共土木施設

(主な担当)	建設環境課、産業観光課、夷隅土木事務所
--------	---------------------

1 道路施設

道路管理者は、道路、橋梁及び道路付属物が異常な自然現象により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行うこととする。

復旧にあたっては、被害者の救護・救護活動や緊急物資の輸送に対処するため、「緊急輸送道路一次路線」を最優先に実施する。

復旧にあたっては、公益占用物件等の復旧計画と調整のうえ行う。

2 河川、海岸、砂防、急傾斜地崩壊防止施設

河川、海岸、急傾斜地崩壊防止施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により、被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行う。特に公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

(1) 河川管理施設

ア 堤防の破壊、護岸、天然河岸の決壊で、住民の日常生活に重大な影響を与えているもの

イ 堤防護岸等の破壊で、破堤のおそれのあるもの

ウ 河川の堤防護岸等の脚部の深掘れで、根固めをする必要があるもの

エ 河川の埋そくで、流水の疎通を著しく阻害するもの

オ 護岸、床止、水門、ひ門、ひ管又は天然の河岸の全壊等で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれがあるもの

(2) 海岸保全施設

ア 堤防の破壊で、破堤のおそれがあるもの

イ 堤防の前面の砂浜における土砂の流出で、根固めをする必要があるもの

ウ 護岸、水門及び排水機場等の全壊等で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの

(3) 砂防施設

ア 砂防堰堤、床固工等の決壊又はそのおそれがあるもの

イ 砂防堰堤、床固工、護岸工等の脚部の深掘れで、根固めをする必要があるもの

ウ 護岸の破壊、天然河岸の著しい決壊で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの

エ 天然河道の埋没で砂防堰堤等の築造を必要とするもので、放置すれば下流の埋そく土砂が流下し、新たな被害の生じるおそれのあるもの

(4) 急傾斜地崩壊防止施設

ア 急傾斜地崩壊危険区域内の急傾斜地崩壊防止施設の被災で、これを放置すると、人家、公共施設等に被害を生じるおそれのあるもの

イ その他著しい被害を生じるおそれのあるもの

第4節 激甚災害の指定

町及び県は、激甚災害が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年9月6日法律第150号以下「激甚法」という。）の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業及び復興計画に基づく復興事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置するものとする。

第1 激甚災害に関する調査等

(主な担当)	総務課、建設環境課、産業観光課
--------	-----------------

1 激甚災害指定の手続き

町内において、大規模な災害が発生した場合、内閣総理大臣は、知事の報告に基づき、中央防災会議の意見を聴いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。

中央防災会議は、内閣総理大臣の諮問に対し、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申する。

なお、局地激甚災害の指定については、1月から12月までに発生した災害を一括して翌年の1月から2月頃に手続を行う。

2 激甚災害に関する調査報告

知事は、町の被害状況等を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受けるとあると思われる事業について県の関係各部に必要な調査を指示し、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、その他激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置を講ずる。

町は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等に協力する。

第2 特別財政援助額の交付手続き

(主な担当)	総務課、企画財政課、建設環境課、産業観光課
--------	-----------------------

1 町

町長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出する。

2 県

激甚災害の指定を受けたときは、事業の種別ごとに激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき、関係部局は負担金を受けるための手続等を実施するものとする。

第5節 災害復興

大規模な災害により被災した場合、町、県及び国などの行政の施策（公助）や自分の身は自ら守る（自助）も重要であるが、地域の復興を目指すためには、人と人との支え合い、地域の全ての主体が復興に向けて連携する（共助）ことなど、地域住民・企業・団体等の相互の連携、「絆」が重要となる。

千葉県では、平成23年3月に発生した東日本大震災の被害が甚大であったことから、単なる原状回復である「復旧」にとどまらず、将来に向けて地域を活性化させる「復興」までを視野に取り組むこととし、復興に係る基本的な考え方や今後の施策の方向性を取りまとめた「千葉県震災復旧及び復興に係る指針」を作成している。

町は、今後起こりうる首都直下地震などの大規模災害に対応するため、この指針を参考に、災害復興の理念及び「くらしの復興」、「都市の復興」、「住宅の復興」、「産業の復興」等の各分野における種々の復興事業事業に関する研究に努める。

地震・津波編附編

東海地震に係る周辺地域としての対応計画

第1章 総論

第1節 計画策定の趣旨

昭和53年6月15日、大規模地震対策特別措置法が制定され、同年12月14日に施行された。

この法律は、大規模な地震の発生が予想され、当該地震が発生した場合に著しい地震災害が生じる恐れのある地域を地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）として指定するとともに、強化地域に係る観測体制の強化、防災関係機関、事業所等における地震防災計画の策定等により、地震予知を前提として被害の防止、軽減を図ろうとするものである。

同法に基づき、東海地震に係る強化地域として1都7県（東京、神奈川、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知、三重）157市町村が指定されている。

この地域指定は、東海地震が発生した場合、木造建築物等に一般的に著しい被害が生じる恐れのある震度6に相当する地域を指定の基準としており、千葉県はこの地域には含まれていない。

しかしながら、千葉県はこれら強化地域の周辺地域として震度5強程度の揺れが予想され、大きな被害が想定されるほか、警戒宣言の発令に伴う社会的な混乱の発生も懸念されるところである。

本附編は、第1編 総則で示された目的や基本的な考え方、並びに第2編 地震・津波編の附編としての位置付けとして、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）に基づいて指定された地震防災対策強化地域の周辺地域に位置する本町として、東海地震に係る警戒宣言が発令された場合における社会的混乱の発生を防止すること等を目的として定めたものである。

第2節 地震・津波編の附編としての位置付け

1 計画の内容

計画内容は、警戒宣言が発せられた場合においても、原則として平常時の社会経済活動を維持しながら、

- ① 警戒宣言の発令等に伴う社会的混乱の発生を防止するために必要な措置
- ② 地震発生にあたっては被害を最小限にとどめるために必要な措置

等を定めることによって、住民の生命、身体、財産を保護することを目的とした。

なお、本計画は、町が具体的に実施することとなる対応措置を掲げることを基本としている。

2 計画の範囲

計画の範囲は、警戒宣言が発令された時点から地震発生（又は発生のおそれなくなる）までの間においてとるべき措置等を定めるが、東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの間における防災対策上とるべき必要な措置についても可能な限り含める。

なお、地震発生後の応急、復旧対策は、第2編 地震・津波編で対処する。

3 前提条件

計画策定にあたっての前提条件は、原則として次のとおりである。

- ① 東海地震が発生した場合の御宿町の震度は、ほぼ全域で震度5強程度とする。
- ② 警戒宣言発令時刻は、原則として最も混乱の発生が予想される平日の昼間（おおむね午前10時から午後2時）とする。

なお、対策別に特に考慮すべき時間帯及び翌日以降の対応が異なる事項については、個別に措置することとした。

4 計画の実施

御宿町は強化地域外であり、大規模地震対策特別措置法が適用されないことから、本計画の実施にあたっては、行政指導、協力要請によって対処する。

5 計画の位置付け

本計画は、第2編 地震・津波編の附編として位置付ける。

第2章 事前の措置

第1節 東海地震に備え事前に促進すべき事項

地震災害を未然に防止し、また被害を最小限にとどめるには、平常時から不断の準備を進めることが必要である。このため、第2編 地震・津波編においても各防災関係機関の予防計画を定めているが、東海地震については、予知できる可能性があり、その発生が懸念されていることから、特に緊急に促進すべき事項について定めるものとする。

区分	機関名	内容
情報伝達手段の整備	総務課	<p>(1) 町防災行政無線の整備 住民等に対し、地震情報等を迅速に伝達するために設置する町防災行政無線の整備をすすめるとともに、整備事業について、必要に応じ、県に対し指導及び助成を要請する。</p> <p>(2) 他の通信施設の利用 非常時において、通信の輻輳あるいは被災等による通常通信施設の使用不能事態を考慮し、最寄り機関等の通信施設の円滑な利用（非常通信等による。）が図れるよう平素から協力体制の確立を推進する。</p>
建築物・構造物の地震対策及び道路・河川・地すべり等の対策	総務課 建設環境課 産業観光課 教育委員会	<p>(1) 建築物の耐震診断・改修の実施 ア 庁舎、学校、病院等は耐震診断実施結果に基づき、耐震改修の実施を促進する。 イ 防災上重要な町有建築物及び私有建築物に対し、耐震診断・耐震改修の実施を指導する。</p> <p>(2) ブロック塀等の安全対策 通学路に面したブロック塀等の点検結果に基づき、補強・改修の実施を指導する。</p> <p>(3) 外壁等の落下物防止対策 繁華街の道路に面した外壁、窓ガラス、屋外突出物等の点検結果に基づき補強・改修の実施を指導する。</p> <p>(4) 施設等の点検整備 ア 河川管理施設、海岸保全施設、砂防設備、急傾斜地崩壊防止施設、道路・橋梁施設について、定期又は随時に点検整備を行う。 イ 水防資機材は水防倉庫に備えておき、定期的に点検整備を行う。 ウ 備蓄資機材は備蓄倉庫に備えておき、定期的に点検整備を行う。</p> <p>(5) 施設の優先整備 震災対策を必要とする管轄内の河川、道路施設については、緊急を要するものから逐次整備を進める。</p>

区分	機関名	内容
鉄道対策の強化	東日本旅客鉄道株式会社 (千葉支社)	<p>(1) 地震防災体制の整備 現業機関の防火管理者は、消防計画の再検討を行い、警戒宣言発令時の地震防災応急計画担当事項を定めるとともに、昼夜間別の防災体制の確立を図る。</p> <p>(2) 旅客の避難対策 駅長は、県その他市町村が指定する広域避難場所の確認、被害状況に応じた一時避難場所の選定及び避難用資機材の整備を図るとともに、自駅に適した避難誘導方法を決定し、あらかじめ放送文案を作成する等避難誘導體制を確立する。</p> <p>(3) 沿線医療機関の調査 駅長は、駅周辺の嘱託医等の医療機関に連絡し、発災時等の医療について協力を要請する。</p> <p>(4) 食料、飲料水の調査 ア 駅長は、発災に備え、構内食堂等の関係業者と食事の斡旋について打ち合わせを行うとともに、非常食料等の確認をする。 イ 現業機関の長は、非常災害に利用できる貯水槽の位置、水利の状況及び飲料水の確認をする。</p> <p>(5) 復旧資機材の調査及び整備 ア 関係現業機関の長は、災害時の復旧に備え、必要資機材(予備品を含む)の格納場所、員数等を調査し、定期的に整備を行い、機能保持に努める。 イ 応急復旧機材の借受契約業者及び請負業者に対して、災害発生時に人員、機材等の要請に応じられるよう協働体制を確立する。</p>
被害想定 の把握	総務課	<p>[被害想定 の把握] 国・県が発信する東海地震情報について広く入手し、地域別影響度震度分布、被害予想等を把握する。</p>
食料確保 の計 画化	保健福祉課	<p>[災害食料の精米計画] 発災時における応急食料の配給において、町長が米穀小売販売業から調達する米穀は精米で引き渡しを受けるが、政府から直接売却を受けて調達する米穀は玄米であるため、町は管内の小売販売業者又は卸売業者等と精米計画を策定するよう努める。</p>

学校・病院・社会福祉施設の耐震性の強化	教育委員会	<p>[公立学校に対する指導事項]</p> <p>(1) 防災上必要な設備器具及び用具の配置図を要所に掲示し、全員が点検確認すると同時にその取扱いを熟知しておく。</p> <p>(2) 戸棚、本棚、ロッカー、下駄箱等は、倒壊しないように固定する。</p> <p>(3) 避難経路となる廊下・階段・出入口には避難障害となる戸棚・本箱等を置かない。</p> <p>(4) 屋内の額縁、掛時計、植木鉢等、落下し易い物品の設置場所、設置方法等に留意する。</p> <p>(5) 万年壱、バックネット、国旗掲揚塔、体育遊戯施設等の倒壊方向を可能な限り把握する。</p> <p>(6) 薬品の収納室や火気物の使用室は、特に落下・倒壊防止及び出火防止に留意する。</p>
	保健福祉課	<p>[一般病院、診療所、助産所等に対する指導事項]</p> <p>(1) 医療器具の転倒及び落下物の安全対策</p> <p>(2) 医薬品及び危険物等の安全対策</p> <p>(3) 飲料水、薬品等の備蓄</p> <p>(4) 発電機の整備</p> <p>(5) 防火及び避難誘導計画の作成と訓練の実施</p> <p>[精神障害者社会復帰施設及び老人保健施設に対する指導事項]</p> <p>(1) 転倒、落下物等の防止対策及び備品の固定化等の安全措置</p> <p>(2) 可燃性危険物の安全管理及び出火防止対策</p> <p>(3) 施設内における緊急避難用の安全スペースの確保</p> <p>[社会福祉施設に対する指導事項]</p> <p>(1) 転倒、落下物等の防止対策及び備品の固定化等の安全措置</p> <p>(2) 可燃性危険物の安全管理及び出火防止対策</p> <p>(3) 施設内における緊急避難用の安全スペースの確保</p>

第2節 事業所に対する指導、要請

警戒宣言が発せられた場合における社会的混乱の防止及び災害要因の事前抑止等については、関係事業所の果たす役割が非常に大きくその協力は不可欠である。

このため、関係各事業所に対する指導事項及び協力要請事項について定めるものとする。

1 防災対策上、重要な事業所に対する指導、要請

機関名	指 導 事 項
総務課	<p>町は、各消防機関に対し、管内事業所が警戒宣言発令時等においてとるべき対応措置を消防計画、予防規程に定めるよう指導をする。</p> <p>(1) 対象事業所 消防法第8条第1項若しくは第8条の2第1項に規定する消防計画を作成すべき事業所及び同法第14条の2第1項に規定する予防規程を作成すべき事業所</p> <p>(2) 計画策定上の指導事項</p> <p>ア 消防計画</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 火気の取扱い (イ) 自衛消防組織 (ウ) 防火対象物の建築設備、消防用設備等の点検取扱い (エ) 教育訓練 (オ) 顧客、従業員等の安全確保 (カ) 情報収集、伝達、広報 (キ) 薬品等地震により出火危険のある物品の安全措置 (ク) 営業方針、従業員の時差退社 (ケ) その他必要な事項 <p>イ 予防規程</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 施設の安全確保のための緊急措置 (イ) 火気の取扱い (ウ) 教育訓練 (エ) 安全設備、消防用設備等の点検、取扱い (オ) 危険物輸送の安全対策 (カ) 情報収集、伝達、広報 (キ) 必要資機材の点検整備 (ク) 操業方針、従業員の時差退社 (ケ) その他必要な事項 <p>ウ 指導方法</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 講習会、研修会 (イ) 印刷物 (ウ) 各種業界の集会 (エ) 消防行政執行時、その他

2 生活関連事業所に対する指導、要請

(1) 食料、生活物資等を扱う事業所

機関名	指 導 事 項
<p>総 務 課 保 健 福 祉 課 産 業 観 光 課</p>	<p>(1) 生鮮食料品の安定維持を確保するため、町内卸売業者等に対し、警戒宣言が発せられた場合における平常業務の維持、集荷対策等について、事前に指導、要請を行う。</p> <p>(2) 食料及び生活必需品を取扱うスーパーマーケット、小売店、町内卸売業者等に対し、売り惜しみの防止、営業継続等、物資確保についての指導を行う。</p> <p>また、生産者に対しても、同様に指導及び要請する。</p> <p>(3) 熱源の確保として、緊急時における液化石油ガスの供給について、(社)千葉県エルピーガス協会に要請する。</p> <p>(4) 加工食品及びミルク等の供給確保について、関係事業所に要請する。</p>

(2) 金融機関

機関名	指 導 事 項
<p>総 務 課 会 計 室</p>	<p>警戒宣言が発せられた場合、金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、農漁業協同組合等）の業務の円滑な遂行を確保するため、次に掲げる事項について金融機関を指導する。</p> <p>(1) 金融機関の業務確保</p> <p>ア 警戒宣言が発令された場合においても、原則として平常どおり営業を継続する。</p> <p>イ 強化地域内に所在する金融機関向けの国内為替、手形取立等の手形交換、為替業務については、その取扱いを停止する。</p> <p>(2) 金融機関の防災体制の確立</p> <p>ア 各金融機関は、店頭の顧客及び従業員の安全確保のため必要な措置を講じる。</p> <p>イ 発災後における被害の軽減、及び発災後の業務の円滑な遂行を確保するため、各金融機関は危険箇所の点検補強、重要書類、物品等の安全確保及び要員の配置等について、適切な応急措置を講じる。</p> <p>(3) 顧客への周知徹底</p> <p>ア 店頭の顧客に対しては、警戒宣言の発令を直ちに伝達するとともに、その後の来店客に備え、店頭はその旨を掲示する。</p> <p>イ 前記(1)のイの措置についても、ポスターの店頭掲示等により告示する。</p>

第3節 広報及び教育

東海地震対策は、当該地震の発生の予知を前提として指導することから、これに対して防災対策上適切に対応するため、町職員はもとより、住民、事業所等が東海地震に対する正しい認識を持つとともに、法律及び運用上のシステム、事業所等がとるべき行動等について、十分理解していることが必要である。

このため、町は、警戒宣言が発せられた場合等において、住民等がこれを冷静に受けとめ、的確な行動をとることによって、地域一体的な防災対応措置が迅速に講じられるよう、平常時から広報、教育活動の徹底を期する。

1 広報

警戒宣言発令時において予想される社会的混乱の発生を未然に防止し、また地震が発生した場合においても被害を最小限にとどめるためには、町、住民、事業所等の一体的な協力及び的確な行動が不可欠である。

このため、町は、平常時からこれらに必要な事項について積極的な広報活動を展開し、東海地震対策に関する正しい知識の普及啓発に努める。

なお、東海地震に関する情報体系が見直され、平成23年3月より気象庁は新しい情報体系に基づく発表を行うこととなったため、各情報の内容とそれらに基づいて行うべき防災対応について適切な理解が得られるようその周知に努める必要がある。

(1) 広報計画、広報例文の作成等

広報活動の実施にあたっては、広報の効果的展開を目指した広報計画を作成するとともに、広報内容の正確性、統一性を確保するため、あらかじめ広報例文等を作成しておく。

なお、広報例文等は住民、事業所等が理解し易い簡潔平易な表現を用いるとともに、必要に応じて、

- ア 平常時
- イ 東海地震に関連する調査情報発表時
- ウ 東海地震注意情報発表時
- エ 警戒宣言発令時

等の区分を明示し、情報の混乱防止を図る。

(2) 広報の内容

広報すべき事項は、おおむね次のとおりである。

なお、広報の実施にあたっては、県に準じて地域の実情に即した、特に住民生活、社会活動等に密接に関連を有する事項に重点を置く。(各防災機関の広報内容及び手段等については本計画に定めるとおり。)

- ア 東海地震に関する一般的知識

(ア) 大規模地震対策特別措置法の概要及び運用上のシステム等

(イ) 警戒宣言、判定会、東海地震注意情報等の用語の意味、警戒宣言の予想例文及びその意味等

- (ウ) 地震が発生した場合の千葉県への影響度等
- イ 警戒宣言時に主要防災関係機関のとり措置
- ウ 住民、事業所等が具体的に取るべき行動基準
- エ その他必要な事項

(3) 広報の方法

広報の方法は、広報すべき事項により、防災行政無線や「広報おんじゅく」、「おんじゅくお知らせ版」等の印刷により広報する。

2 教育

(1) 町職員に対する教育

町は、町本部要員及び地震防災業務に従事する職員等を重点に、警戒宣言が発せられた場合等において、地震防災応急対策が、円滑かつ迅速に遂行されるよう必要な事前の防災教育を実施する。

ア 教育事項

防災教育の内容については、次の事項を定める。

- (ア) 大規模地震対策特別措置法の内容及び法律運用上のシステム
- (イ) 東海地震に関する知識及びこれに基づきとられる措置
- (ウ) 警戒宣言、東海地震注意情報等の内容及びこれに基づきとられる措置
- (エ) 本計画に定める内容及び現在講じられている対策
- (オ) 町職員の果たすべき役割及び具体的に取るべき行動
- (カ) 今後取り組むべき課題
- (キ) その他必要な事項

イ 教育の方法、手段等

防災教育は、原則として一般的事項については総務課が実施するほか、必要に応じて各課等において各所掌業務について実施する。

教育の方法は、研修会、講演会等によるほか、マニュアル、手引書、パンフレット等の配布により必要な事項の周知徹底を図る。

(2) 児童生徒等に対する教育

教育委員会は公立学校、保健福祉課は保育所の児童生徒等に対し、東海地震を正しく認識させるとともに、地震災害から身体の安全等を確保するために必要な知識、技能、態度の育成を図るため、地震防災教育を次のとおり実施する。

ア 教育内容

- (ア) 東海地震に関する基本的知識
- (イ) 東海地震が発生した場合の千葉県への影響度、予想される危険等
- (ウ) 警戒宣言が社会現象、人間行動等に与える影響
- (エ) 警戒宣言時に学校がとる措置
- (オ) 児童生徒等の学校内及び通学（園）時における安全対策、行動指針
- (カ) 学校施設等の防災対策
- (キ) 訓練、その他地震対策に必要な事項

イ 教育の方法、手段等

防災教育の実施に当たっては、学級活動（ホームルーム）を中心に様々な教育活動を通じて指導し、防災訓練は、学級活動の検証場面としてとらえ、主に学校行事の中で取り扱う。

(ア) 内容の選択及び指導に当たって、地域、学校の立地条件を十分考慮する。

(イ) 指導内容を精選し、その指導を通して他の災害にも応用できる態度、能力の養成を図る。

(ウ) 日常における継続的な指導を通して、東海地震に対する知識や対処行動の指導と実践化を図り、自衛行動力の育成に努める。

(エ) 防災訓練の実施に当たっては、学級活動（ホームルーム）、学校行事等を効果的に関連付け、指導方法を工夫し、児童・生徒等が臨場感をもって参加するよう配慮する。

第4節 地震防災訓練

1 防災訓練

町は、県の実施する総合防災訓練に参加するほか、それぞれ所掌する業務について、防災計画の習熟、技能の向上等を目的として個別に訓練の実施に努める。

訓練の実施に当たっては、必要に応じ他の機関の協力を得るほか、住民、事業所等の参画を得ることにより、広く防災思想の普及と意識の高揚を図る。

2 住民、事業所が実施する訓練

町は、各防災関係機関、自主防災組織、事業所等が独自に実施する防災訓練に関して、必要な助言、指導に努める。この場合、訓練実施主体の特性及び地域の実情等を勘案して、効果的な訓練が実施されるよう配慮する。

第3章 東海地震関連情報

気象庁は、東海地震に関する観測データの変化に対応して、東海地震関連情報を発表している。本章では、本町における東海地震関連情報の伝達系統及び伝達手段等について定める。

第1節 東海地震に関連する情報の種類

気象庁は、毎月定例の地震防災対策強化地域判定会（以下、判定会）で評価した調査結果及び東海地震に関連する情報を異常の発生状況に応じ、「東海地震予知情報」、「東海地震注意情報」、「東海地震に関連する調査情報」の3種類で発表する。

また、各情報については、その情報が意味する状況の危険度を表わす指標として赤・黄・青の「カラーレベル」で示している。

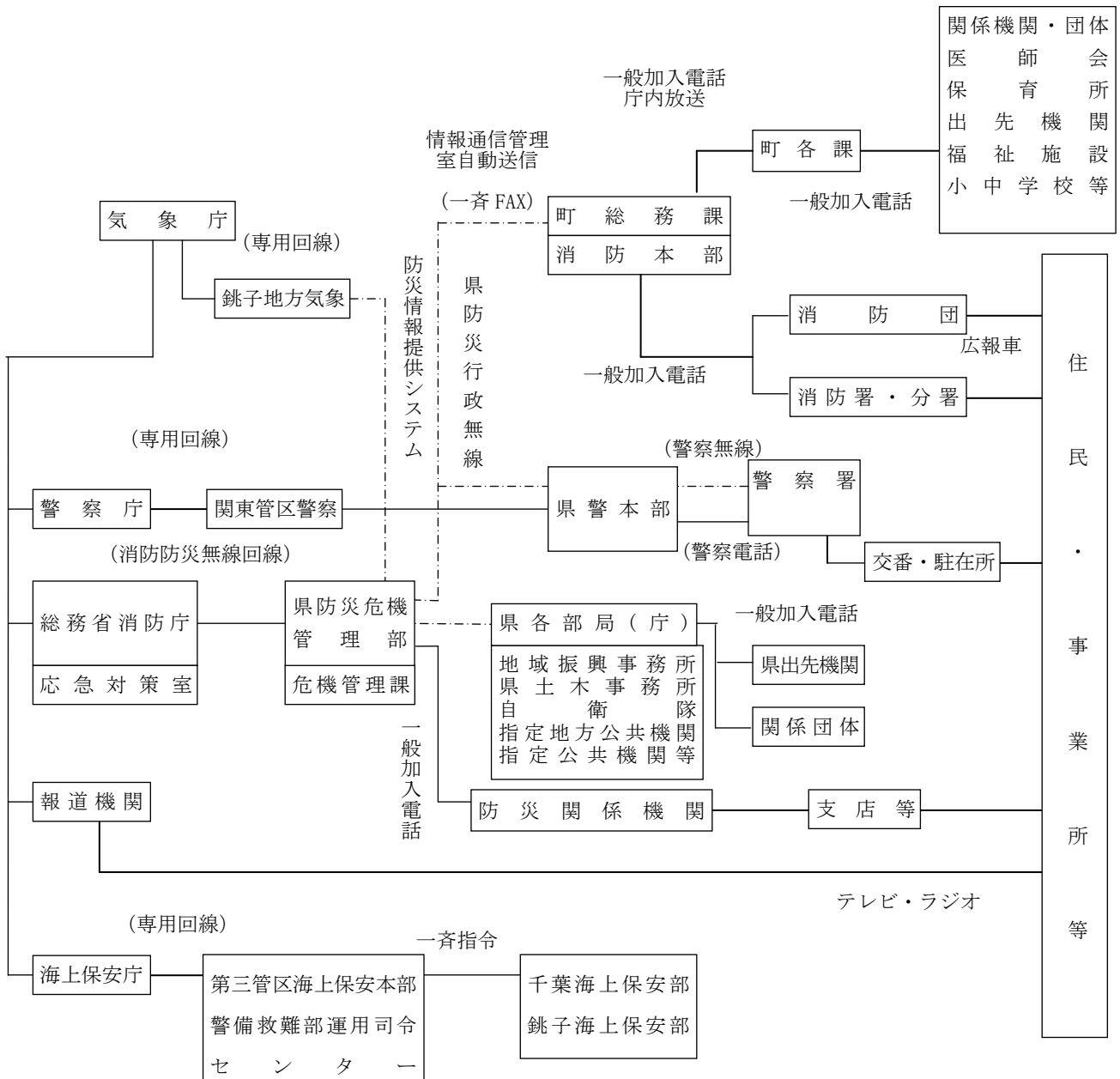
東海地震に関連する情報の種類と対応

情報 [カラーレベル]	発表の基準	防災対応
東海地震に関連する調査情報(定例) [青]	判定会で評価した調査結果が発表される。	特に対応はしない。
東海地震に関連する調査情報(臨時) [青]	観測データに通常とは異なる変化が観測された場合に発表される情報で、その変化の原因についての調査の状況が発表される。	情報集連絡活動が円滑に行える体制をとる。 (第1配備体制)
東海地震注意情報 [黄]	観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される。	第1配備体制を強化し、事態の推移に伴い速やかに町本部を設置できる体制をとる。 (第2配備体制)
東海地震予知情報 [赤]	東海地震が発生するおそれがあると認められ、内閣総理大臣から「警戒宣言」が発せられた場合に発表される情報で、東海地震が発生するおそれがあると判断した観測データの状況等、科学的根拠について発表される。	情報、水防、輸送、医療、救護等の応急対策活動が円滑に行える体制をとる。 (第3配備体制)

第2節 東海地震関連情報の伝達系統

東海地震関連情報の伝達系統及び伝達手段は次のとおりとする。

東海地震関連情報の伝達系統及び伝達手段



第4章 東海地震注意情報から警戒宣言発令までの対応措置

警戒宣言に伴う対応措置の実施については、原則として警戒宣言が発せられた後に行うことになるが、本章では東海地震注意情報に伴う社会的混乱を防止する観点から必要に応じ実施すべき措置について定める。

第1節 東海地震注意情報の伝達

1 伝達系統及び伝達手段

東海地震注意情報の伝達系統及び伝達手段は、本附編「第3章 第2節 東海地震関連情報の伝達系統」のとおりとする。

2 伝達体制

機 関	内 容
町	町は、県から東海地震注意情報の通報を受けたときは、防災対策上重要な機関、団体及び住民等に対し、直ちにその旨を伝達する。

3 伝達事項

- ① 町は、東海地震注意情報を伝達するほか、警戒宣言の発令に備えて必要な活動体制及び緊急措置をとることをあわせて伝達する。
- ② その他必要と認める事項。

第2節 活動体制の準備等

町は、東海地震注意情報を受けた場合は、直ちに町本部等の設置準備等必要な措置を講じるとともに、社会的混乱の発生に備える必要な体制をとる。

1 災害対策本部設置準備

緊急連絡体制をとるとともに、町本部設置準備に入る。

2 職員の参集

職員の参集は、第2配備体制とする。

なお、夜間、休日等勤務時間外における職員の参集方法等については、別に定めるものとする。

3 東海地震注意情報時の所掌事務

町本部が設置されるまでの間、総務課が各防災関係機関の協力を得ながら、次の事項について所掌する。

- ① 東海地震注意情報、その他防災上必要な情報の収集伝達
- ② 社会的混乱防止のため必要な措置
- ③ 各防災関係機関との連絡調整

第3節 広報及び混乱防止の措置

1 東海地震注意情報から警戒宣言発令までの広報

東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発せられるまでの間においては、原則として県が実施するテレビ、ラジオ等により住民に対して冷静な対応を呼びかける広報を行う。

なお、各現場において、混乱発生のおそれが予測される場合は、各防災関係機関において必要な対応及び広報を行うとともに、関係機関（町総務課、県等）へ緊急連絡を行う。

連絡を受けた関係機関は、必要な情報を速やかに住民等へ広報する。

2 混乱防止の措置

町総務課は、各課、各防災関係機関の協力を得て、次により対応する。

- ① 混乱防止に必要な情報を住民へ広報する。
- ② その他必要な事項。

第5章 警戒宣言発令に伴う対応措置

本章では、警戒宣言が発せられた場合における社会的混乱を防止するとともに、地震の発生に備え、被害の未然防止及び軽減を図るため、町が警戒宣言の発令から地震発生までの間又は地震発生のおそれなくなるまでの間において、とるべき措置を定める。

第1節 活動体制

町は警戒宣言が発せられ、災害の発生するおそれがある場合は、直ちに町本部を設置する。

1 本部の設置場所

町本部は、原則として町役場4階レセプションルームに設置する。

2 本部の組織運営、所掌事務

災害対策本部の組織運営、所掌事務等は、第2編 地震・津波編 第3章「第1節 災害対策本部活動」によるものとする。

<資料編 1-2 御宿町災害対策本部条例>

<資料編 1-4 御宿町災害対策本部体制>

3 配備体制

災害対策本部の配備体制は、第2編 地震・津波編 第3章「第1節 災害対策本部活動」に定める第3配備体制とする。

第2節 警戒宣言の伝達及び広報

町は、警戒宣言が発せられた場合の対応措置を円滑に実施するため、警戒宣言の発令に関する情報等を迅速、的確に伝達するとともに、住民に対する広報を実施する。

1 伝達系統及び伝達手段



警戒宣言及び東海地震予知情報等の伝達系統及び伝達手段は、本附編「第3章 第2節 東海地震関連情報の伝達系統」のとおりとする。

2 伝達体制

町は、県から警戒宣言及び東海地震予知情報等を受けたときは、防災対策の遂行上重要な機関、団体に関して、直ちにその旨を伝達する。

住民に対しては、各消防署（団）の協力を得て、サイレン吹鳴、警鐘による防災信号、広報無線等により、警戒宣言が発せられたことを伝達する。

警戒宣言発令に伴う警鐘、サイレン

警鐘	(5点) 
サイレン	(約45秒) (約45秒)  (間隔約15秒)
備考	1 警鐘又はサイレンは、適宜継続すること。 2 必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること。

3 伝達事項

警戒宣言が発せられた際、伝達する事項は次のとおりとする。

- ① 警戒宣言等の内容
- ② 御宿町への影響予想
- ③ その他の必要事項

4 警戒宣言時の広報

(1) 広報活動

警戒宣言が発せられた場合、駅、道路における混乱、電話の輻輳等が予想されるので、これらに対処するため、県が実施するテレビ、ラジオ等による広報のほか、町は所管業務を中心に広報活動を積極的に行う。

また、各現場において、混乱発生のおそれが予想される場合は、各防災関係機関において必要な対応及び広報を行うとともに、町本部、県本部及び必要な機関へ緊急連絡を行い、緊急連絡を受けた機関は、必要な情報を速やかに住民等へ広報する。

なお、県提供のテレビ・ラジオ、千葉県ホームページ、住民だより等を活用して、

住民へ広報する場合は、総合企画部報道広報課を窓口として行う。

(2) 広報の項目

- ア 警戒宣言の内容の周知徹底
- イ それぞれの地域に密着した各種情報の提供と冷静な対応の呼びかけ
- ウ 防災措置の呼びかけ
- エ 避難が必要な地域住民に対する避難の呼びかけ

(3) 広報の実施方法

防災行政無線、広報車等によるほか、自主防災組織等を通じて広報活動を行う。

第3節 警備対策

県警察は、警戒宣言が発せられた場合は、警戒体制を発令し、警備本部を設置する。
なお、警戒体制下活動として、次の活動を行う。

1 基本的な活動

- ① 要員の招集及び参集
- ② 避難の指示、警告又は誘導
- ③ 警備部隊の編成及び事前配置
- ④ 通信機材・装備資機材の重点配備
- ⑤ 補給の準備
- ⑥ 通信の統制
- ⑦ 管内状況の把握
- ⑧ 交通の規制
- ⑨ 広報

2 東海地震に関わる周辺地域としての特別な活動

(1) 警備部隊の事前配置

- ア 主要駅等人の集中が予想される場所
- イ 交通規制・う回誘導箇所及び主要交差点等の交通要点
- ウ 災害危険場所
- エ その他必要と認める場所

(2) 広報

広報内容	(1) 警戒宣言の内容及び関連する情報 (2) 住民及び自動車運転者のとるべき措置 (3) 公共交通機関、道路交通及び交通規制の状況 (4) その他民心の安定を図るため必要な情報
広報手段	(1) パトロールカー、広報車等の警察車両による広報 (2) 警察用航空機及び警察用船舶による広報 (3) 警察署、交番等の備付け拡声器による広報 (4) 報道機関、防災関係機関への情報提供

第4節 水防・消防等対策

町、消防団は、警戒宣言が発せられた場合、次の対応措置を講じる。

町 ・ 消 防 団	<p>出火及び混乱防止等に関して次の事項を基本として対応措置を講じる。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 正確な情報の収集及び伝達(2) 火災・水害等防除のための警戒(3) 津波危険予想地域、がけ地崩壊危険地域等における避難地域の把握及び警戒避難体制の整備(4) 火災発生の防止、初期消火等に関する住民、事業所への広報(5) 自主防災組織等の防災活動に対する指導(6) 資機材の点検整備の実施(7) 管轄区域に係る水害を未然に防御、軽減するため、重要水防箇所の点検を実施する。
-----------------------	---

第5節 公共輸送対策

警戒宣言が発せられた場合、多数の人間の移動行動等に起因し、公共輸送に係る主要駅ターミナル等においては大きな混乱の発生が懸念される。

このため、公共輸送機能を極力維持するとともに、これらの混乱の発生を防止し、乗客等の安全を確保するため、次のとおり対応措置を講じる。

1 東日本旅客鉄道（株）の措置

(1) 警戒宣言の伝達

ア 機関内部においては指令専用電話及び緊急連絡用電話を使用し、別に定める経路により伝達する。

イ 運転中の列車等の乗務員に対しては、最寄りの駅長等が列車の停車を待って速やかに伝達する。

ウ 旅客等への伝達は次による。

(ア) 駅においては警戒宣言、東海地震予知情報の内容及び列車の運転状況等を放送し、旅客の協力が得られるよう努める。

(イ) 運転中の列車の車掌は、車内旅客に対し、警戒宣言、東海地震予知情報等の内容及び列車の運転状況を放送し、旅客の動揺や混乱防止に努める。

(2) 混乱防止対策

帰宅ラッシュに伴う混乱防止のため、次の措置をとる。

ア 東日本旅客鉄道（株）の運転計画の概要周知、旅行の自粛、時差退社及び近距離通勤者の徒歩帰宅等の呼びかけを行うため、東日本旅客鉄道（株）本社を通じてテレビ、ラジオ等の放送機関及び新聞社等に対して、報道を依頼する。

イ 各駅においては、駅頭掲示及び放送等により利用客に対して運転状況の周知と時差退社、近距離通勤者の徒歩帰宅の呼びかけを行って、理解と協力を要請する。

(3) 列車の運転規制

ア 警戒宣言が発令された時の町内線区の列車は次のように運転規制を行う。

規制速度	線名	区間	距離
45km/h	外房	御宿～安房鴨川	27.9km
65km/h	外房	千葉～御宿	65.4km

イ 駅構内又は専用線内に留置されている化成品（危険品）積載車両で荷役作業を行っている場合は、直ちに安全な箇所を選んで留置する。

(4) 主要駅の対応措置

ア 帰宅ラッシュ時に伴う駅構内における混乱防止のため、千葉支社社員、地区指導センター社員等を派遣するなどして客扱い要員を増強して重点的に配置するとともに、状況により警察機関の協力を得て警備体制を確立する。

イ 旅客の安全を図るため、次の措置を講じる。

(ア) 旅客の混雑の状況により、適切な放送を実施して、旅客の沈静化に努める。

(イ) 混雑により危険が予想される場合には、階段止め、改札止め等の入場制限を実施するとともに、旅客のう回誘導、一方通行等を早めに行う。

(ウ) 旅客の混乱により危険となった場合は、直ちに列車の運転を中止する。

(5) 乗車券の取扱い

ア 強化地域内着、通過となる乗車券類の発売は停止する。

イ 状況により警戒本部長の指示又は承認を受けて、すべての乗車券類の発売を停止する。

ウ 強化地域を通行する特急列車等各列車は運転を中止するので、発駅まで無賃送還の取扱いをする。

(6) 現業機関の長のとるべき措置

ア 出火防止措置

(ア) 出火防止のため、直ちに必要とする火気以外は使用を中止し、止むを得ず使用する火気は、地震発生と同時に使用停止できる措置を講ずる。

(イ) 危険物等施設の応急措置の実施については、周辺地域の特性、施設の位置、構造、設備及び取扱作業等の実態から発災時に予想される危険性に応じて取扱の停止、制限等具体的措置をとる。

イ 建築物設備の点検措置

建築物その他の施設等の倒壊、落下等のおそれのある箇所の確認及び消防設備の点検を行い、必要な措置を講ずる。

ウ 食料及び飲料水の確保

(ア) あらかじめ協力を依頼してある構内食堂等の関係業者と食料の斡旋及び非常用食料の確認をする。

(イ) 区域内の業務用貯水地域を点検するとともに、飲料水、消防用水を貯水する。

2 バス、タクシー等の措置

(社)千葉県バス協会、(社)千葉県タクシー協会は、関東運輸局千葉運輸支局の指導のもとに、地域の実状に応じた可能な限りの運行を確保する。

第6節 交通対策

1 道路交通対策

(1) 警察のとり交通対策

ア 警戒宣言が発せられたときは、一般車両の強化地域への流入抑制及び緊急交通路の確保のため、必要な路線及び検問所を選定し、次の措置を行う。

(ア) 強化地域への一般車両流入抑制広報

(イ) 緊急交通路確保のための誘導及び交通規制

(ウ) 緊急通行車両（避難の円滑な実施又は地震防災応急対策に係る措置を実施するための緊急輸送路を確保するのに必要な車両）の確認事務

イ 前記アの交通対策の実施等によって生じる県内における交通の混乱及び交通事故の発生を防止するため、必要な交通規制を行う。

(2) 道路管理者のとり措置

ア 国土交通省関東地方整備局

(ア) 道路施設に関する対策

a 警戒宣言等が発令された場合、その内容を考慮し、被災が予想される地域にあつては、パトロールカーを適切な位置に配置し、重点箇所等の道路状況の把握に努める。

b 地震発生危険に鑑み、工事中の箇所については原則として工事中断の措置をとるものとし、この措置を行うことに伴い必要な補強、落下防止等の保全処置に努める。

(イ) 道路交通対策

a 警戒宣言等が発令された場合においては、パトロール等により道路状況の把握に努めるとともに、発災後の対策についてあらかじめ措置を検討しておくものとする。

b 公安委員会が実施する交通規制（特に緊急輸送路の確保のために実施する場合等）に対する協力等に努める。

警戒宣言が発令された場合、強化地域及びその近くの地域では情報の周知徹底及び車両走行自粛の呼びかけを行う。

(ウ) 発災後に備えた資機材、人員等の輸送体制

警戒宣言時においては、発災後の緊急輸送路確保に備えて資機材、人員等の輸送体制の確認を行う。

イ 県

警戒宣言が発せられた場合、緊急点検巡視を行い、道路状況の把握に努め、必要に応じ事前策を講じるとともに、関係機関との情報の交換を行い、対策の一本化に努める。

(ア) 危険箇所の点検

警戒宣言が発せられた場合、その内容を検討し、災害時に交通の障害となるおそれのある道路、橋梁、トンネルの重点的な緊急点検巡視を実施する。

(イ) 工事中の道路の安全対策

緊急時の支障とならないよう、原則として工事を中止し、安全対策を確立した上で、緊急車等の円滑な通行の確保を図る。

ウ 町

警戒宣言が発せられた場合、緊急点検巡視を行い、道路状況の把握に努め、必要に応じ事前策を講じるとともに、関係機関との情報の交換を行い、対策の一本化に努める。

(ア) 危険箇所の点検

警戒宣言が発せられた場合、その内容を検討し、災害時に交通の障害となるおそれのある道路、橋梁、トンネルの重点的な緊急点検巡視を実施する。

(イ) 工事中の道路の安全対策

緊急時の支障とならないよう、原則として工事を中止し、安全対策を確立した上で、緊急車等の円滑な通行の確保を図る。

2 海上交通（漁船）対策

東海地震の発生に伴う津波は、房総半島南端部では3mを超えることが想定される。警戒宣言が発せられた場合、町は、漁港管理者、漁業協同組合等と相互に協調を図り、漁港、船舶等へ操業安全指導及び海域内における操業指導を行う。

また、漁業無線局は、警戒宣言が発せられた場合、次の措置をとるものとする。

- ① 非常用発電機の点検と始動待機
- ② 情報の収集と出漁漁船及び近隣漁協に対し無線等による救急周知
- ③ 空中線の点検、補強と切断対策の実施
- ④ 送受信機の震動落下物対策（補充部品の防護を含む。）
- ⑤ 非常用周波数及び他の周波数による緊急呼び出し聴取

第7節 上水道、電気、通信等対策

1 上水道対策

建設環境部水道班は、警戒宣言が発せられた場合、次の対策を講じる。

(1) 基本方針

警戒宣言が発せられた場合、原則として平常どおりの供給を継続する。

また、住民、事業所等が緊急貯水を実施することによって増大する需要に対し、円滑な供給を確保するとともに、発災に備え、緊急給水活動等が迅速に遂行できるよう必要な措置をとる。

(2) 人員の確保、資機材の点検整備等

ア 要員の確保等

警戒宣言の発令と同時に応急対策要員を確保するとともに、緊急広報、施設設備の保全、応急給水、施設復旧等に必要な活動体制の確立を図る。また、指定給水装置工事事業者等関係会社との連絡協力体制について確認する。

イ 資機材の点検整備等

発災に備え、応急対策の実施に必要な資機材、車両等の点検整備及び補完強化を図る。

(3) 施設の保安措置等

ア 警戒宣言時における施設、設備等の保安点検要領をあらかじめ定めておくものとし、警戒宣言が発せられた場合は、これに基づき直ちに点検確認を実施する。

イ 浄水場においては、薬品類の安全貯蔵に留意し、発災後においても薬品在庫の確保に努める。

ウ 配水池の水位はできるだけ高水位を維持し、住民、事業所等の緊急貯水に対応できるように送配水圧の調整を行う。

エ 工事中の現場においては適宜工事を中止し、必要な安全措置を講ずる。

(4) 広報

警戒宣言が発せられた場合、住民に対する緊急貯水の呼びかけを重点として次のとおり広報活動を実施する。

広報 内容	<p>(1) 警戒宣言時においても、通常の供給が維持されていること</p> <p>(2) 発災に備え、飲料水、生活用水を貯水すること</p> <p>ア 飲料水の汲み置き</p> <p>ポリタンク、フタのできる容器を利用して、3日毎に新しい水に汲み替え、水質保持に留意する。</p> <p>イ 生活用水の汲み置き</p> <p>浴槽等を利用し、貯水する。</p> <p>(3) 発災後、断水が起こった場合の連絡先及び応急給水体制</p>
----------	---

広 報 手 段	(1) 報道機関（テレビ、ラジオ等）への放送依頼 (2) 広報車による広報 (3) 水道工事店の店頭掲示 (4) ホームページによる広報等
------------------	--

2 電気対策

東京電力（株）木更津支社は、警戒宣言が発せられた場合、次の対策を講ずる。

(1) 電気の供給

警戒宣言が発せられた場合においても、原則として電力の供給は継続する。

(2) 人員の確保、資機材の点検整備等

ア 要員の確保

非常災害対策本（支）部構成員は、サービス区域内で震度6弱以上の地震発生、東海地震注意情報あるいは警戒宣言が発せられた場合などの情報を知ったときは、速やかに所属する事業所に参集する。

イ 資機材の確保

警戒宣言が発せられた場合、各本（支）部は、工具、車輛、舟艇、航空機、発電機車及び変圧器車等を整備、確保して応急出動に備えるとともに、手持資機材の数量確認及び緊急確保に努める。

(3) 施設の予防措置

警戒宣言が発せられたときは、東海地震予知情報等に基づき、電力施設に関する次に掲げる各号の予防措置を講じる。この場合において地震発生の危険性に鑑み、作業上の安全に十分配慮した判断を行うものとする。

ア 特別巡視及び特別点検等

東海地震予知情報等に基づき電力施設に対する特別巡視、特別点検及び機器調整等を実施する。

イ 通信網の確保

保安通信設備の点検、整備を行い、必要に応じ緊急時運用体制の確立を行う。

また、東日本電信電話（株）、鉄道、警察、消防及び関係機関と連携を密にし、通信網の確保に努める。

ウ 応急安全措置

仕掛け工事及び作業中の各電力施設については、状況に応じた設備保全及び人身安全上の応急措置を実施する。

(4) 広報

感電事故、漏電による出火を防止するため、次のとおり広報活動を実施する。

広 報 内 容	(1) 無断昇柱、無断工事をしないこと (2) 断線、電柱の倒壊折損等を発見した場合には、絶対に手を触れず、 カスタマーセンターへ通報すること (3) 屋外へ避難する場合は、安全器又はブレーカーを切ること (4) 地震発生後は、使用中の電気器具のコンセントを直ちに抜くこと (5) その他必要な事項
広 報 手 段	(1) 報道機関（テレビ、ラジオ等）による広報 (2) 広報車等による広報

3 通信施設

(1) 東日本電信電話（株）千葉支店

警戒宣言の発令に当たっては、情報が正確かつ迅速に伝達された防災対策上有効に機能されるよう、防災関係機関等の重要通信を確保するとともに、一般市民に大きな支障をきたさないことを基本として、次のとおり対処する。

ア 要員の確保

応急対策等の業務を実施するために必要な要員の確保は、次による。

- (ア) 就労中の職員は、原則として応急対策等所定の業務に従事する。
- (イ) 休日、夜間等においては非常呼び出しを行い、必要な要員を確保する。

イ 情報連絡室の設置

警戒宣言の受報後、千葉支店管内各地域支店は速やかに情報連絡室を設置し、情報の収集及び伝達を行う。

なお、千葉支店情報連絡室は、次の場所に設置する。

設置場所：千葉支店災害対策室（NMビル8F）

電話番号：043-211-8652（代）

ウ 資機材の点検、確認等

警戒宣言が発せられた場合、次の措置をとる。

- (ア) 局用予備電源設備、移動電源車、携帯用発動発電機、可搬無線機、移動無線機等の点検、確認
- (イ) 応急ケーブル等災害復旧用資材、車両の確認
- (ウ) 工事中施設等の安全装置

エ 応急対策

(ア) 電話の輻輳対策

警戒宣言の発令により、防災関係機関等による重要な情報連絡及び一般市民による家族間の連絡等の急増による電話輻輳が懸念されることから、次の考え方で対処する。

- a 防災関係機関等の重要な通話は最優先で疎通を確保する。
- b 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようにトラヒ

ック状況に応じた利用制限を行うが、その代替手段として公衆電話（緑、グレー）からの通話は可能な限り疎通を確保する。

(イ) 手動通話、番号案内

- a 非常、緊急通話の取扱いは確保することとし、その他“100”番通話に対しては、可能な限り取り扱う。
- b 番号案内業務は、可能な限り取り扱う。

(ウ) 電報

非常、緊急電線の取扱いは確保することとし、強化地域内に向けて発信する電報は、遅延承知のものに限り受け付ける。

(エ) 営業窓口

平常業務を行う。

オ 電話の輻輳時の広報

電話が輻輳した場合には、利用者の電話利用の自粛の協力を得るため、報道機関に対して次の広報文により広報を依頼する。

「〇〇地方の電話はただ今混み合っておりかかりにくくなっております。防災関係機関、災害救助機関などの緊急の通信を確保するため、〇〇地方への電話のご利用はできるだけ控えていただくようお願いします。」

(2) 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ千葉支店

警戒宣言が発せられた場合、次の対策を講ずる。

ア 基本方針・要員の確保・情報連絡室の設置

東日本電信電話（株）千葉支店に準じる。

イ 資機材の点検、確認等

(ア) 可搬型無線基地局装置、移動電源車等の点検、確認

(イ) 災害復旧用資機材、車両の確認

(ウ) 工事中施設等の安全対策

ウ 応急対策

警戒宣言の発令により、防災関係機関等による重要な情報連絡及び一般市民による家族間の連絡等の急増による携帯電話の輻輳が懸念されることから、次の考え方で対処する。

(ア) 防災関係機関等の重要な通話は、最優先で疎通を確保する。

(イ) 一般通話については、集中呼による電話網の麻痺を生じさせないようトラフィック状況に応じた利用制限を行う。

第8節 学校・病院・社会福祉施設等対策

1 学校及び保育所対策

(1) 基本方針

教育部は、警戒宣言が発せられた場合には、児童生徒等の安全を確保するとともに、学校施設の保全を図るため、公立学校については次のとおり対処する。

(2) 実施措置

ア 警戒宣言発令後は、校長は、直ちに授業を中止し、地域防災計画により児童・生徒の下校（避難場所への移動を含む。以下「下校」という。）の措置をとる。

イ 児童生徒等の下校方法等については、実態に応じて次のように定める。

(ア) 通学（園）路の安全を確認し、集団で下校させるか、又は連絡網を通じ保護者の来校を求めて下校させる。

(イ) 交通機関を利用している児童生徒等については、その運行と安全を確かめて下校させる。

ウ 学校に残留し、保護する児童生徒等については、氏名等を把握し、職員は、職務内容に従って対処する。

エ 保護者への連絡は通信不能の事態も想定の上、迅速かつ正確にできるようその手段を定め、関係者に徹底しておく。

オ 警戒宣言が解除されるまで、臨時休校とする。

カ 校長は、校舎内外の施設・設備（理科室、調理室、工作室、戸棚類、下駄箱、がけ下、万年塀、校舎間等）の安全を確認し、防災上改善が必要な部分について早急に必要な措置をとる。

キ 実践的な防災計画により、職員一人ひとりが迅速適切な行動をとる。

ク 地域の関係機関・団体との連携を密にし、対応する。

2 病院対策

(1) 基本方針

警戒宣言が発せられた場合の医療体制は、民間医療機関に対しては医師会等を通じて県立病院に準じた対応を要請する。

(2) 実施措置

ア 外来診療は、可能な限り平常どおり行う。

イ 手術及び検査は、可能な限り延期する。

ウ 警戒宣言の発令を外来及び入院患者に伝達するとともに、過剰な不安を与えないよう必要な措置をとる。

エ 入院患者の安全確保に万全を期す。

オ 建物及び設備の安全点検を行い、薬品、危険物等の安全対策を図る。

カ 水及び食料の確保を図る。

(3) 県立病院の具体的な対応

県立病院の具体的な対応は次のとおりとなっている。

ア 診療方針

- (ア) 外来患者については、状況に応じ可能な限り平常どおり診療を行う。このための職員の確保は、あらかじめ定められた方法により行う。
- (イ) 入院患者のうち退院及び一時帰宅を希望する者には、担当医師の判断により許可を与える。
- (ウ) 手術、検査については、医師が状況に応じて適切に対処する。
- (エ) 救急患者の受入れ体制を講じる。
- (オ) 手術中の場合は、医師の判断により安全措置を講じる。
- (カ) 手術予定者については、緊急やむを得ない場合を除き、延期するなどの措置を講じる。

イ 来院者、入院患者等に対する情報の伝達、取るべき行動に関する指示

- (ア) 収集された情報は、入院患者等に不安を与えないよう、必要に応じ適宜連絡、伝達する。
- (イ) 外来患者のうち特に急を要する患者以外に対しては、受診の自粛を事前に呼びかける。

ウ 入院患者の安全確保、施設の保安措置等

- (ア) 建物、設備の内外部の点検を強化し、危険物及び可燃物については、発災による被害の防止又は軽減を図るため、あらかじめ定められた点検責任者が直ちに必要な措置を講じる。
また、火気使用設備については、防火管理者の指示により使用を制限する。
- (イ) 非常用設備の試運転、非常用備品の確保を講じる。
- (ウ) 貯水槽へ可能な限り貯水を行うほか、ポリ容器等に水を確保する。

3 社会福祉施設等対策

(1) 基本方針

民生部福祉班は、警戒宣言が発せられた場合において、所管する各社会福祉施設及び老人保健施設で迅速かつ的確な防災措置を講じることにより、施設及び要保護者等の安全を確保するため、あらかじめ対応計画を定めておくものとする。

なお、計画は通所（園）施設、入所施設の別及び通所（園）者、入所者の特性等を考慮し、各施設の実態に即した具体的措置について定める。

(2) 計画の具体的措置内容

ア 情報の受伝達

職員間及び保護者との連絡方法、代替手段等

イ 施設の防災点検

応急補修、設備備品等の転倒・落下の防止措置等

ウ 出火防止

消火器等の点検、緊急貯水等

エ 通所（園）者、入所者等の安全確保

応急救護体制、避難スペースの確保、食料、飲料水、医薬品、衛生材料、生活物資の確保、救護運搬用具等の確保

- オ 要保護者の引き取り方法及び引き取りがない場合の措置
- カ 保護者に対する当該施設の対応計画の事前周知措置
- キ その他必要な事項

第9節 避難対策

警戒宣言発令時においても、原則として避難する必要はないが、地震の発生によりがけ崩れ、山崩れ、地すべり等の危険性が特に高い地区にあつては、町長は住民の生命及び身体を保護するため、あらかじめ避難対象地区を選定しておくものとする。

なお、警戒宣言が発せられた場合には、避難対象地区に対して避難の勧告又は指示を行い、住民を安全な場所へ避難させるため、次により対応措置を講じるものとする。

警戒宣言時の措置	<ul style="list-style-type: none">(1) 避難勧告・指示 町長は、消防署等関係機関と協力して、広報無線、広報車等により速やかに避難勧告又は指示を行う。(2) 避難所の確認<ul style="list-style-type: none">ア 落下物、転倒物の予防措置を確認する。イ 防災設備等を確認する。ウ 給食、給水用資機材を確認する。エ 衣料品等生活必需物資を確認する。(3) 情報伝達体制の確認 避難所におけるラジオ、無線機等による情報伝達体制を確認する。(4) 関係機関に対する通知 避難所を開設した場合は、速やかに、県、消防本部等関係機関に通知する。(5) 職員の派遣 避難所を開設した場合は、管理運営に必要な職員を派遣する。(6) 要援護者に対する援護措置 幼児、児童、高齢者、病弱者等、他人の援護を要する者に対して必要な援護を行う。(7) 給食、給水措置 給水活動を行うとともに、食事が確保できない者に対して必要な援護を行う。(8) 生活必需物資の給与(9) その他 避難終了後、消防署等と協力の上、避難対象地区の防火、防犯パトロールを行う。
----------	--

事前の措置	<p>町長は、警戒宣言発令時に避難活動が円滑に遂行できるよう、あらかじめ次により対応措置を講じておくものとする。</p> <p>(1) 避難対象地区の選定 関係機関とあらかじめ連絡調整を図った上、がけ崩れ、山崩れ、地すべり等により災害発生の危険性が特に高い地区を把握しておく。</p> <p>(2) 避難所の指定 避難者を一時的に収容、保護するため、学校、公民館等を避難所として指定する。</p> <p>(3) 避難勧告、指示体制の確立 防災行政無線、広報車等による避難勧告又は指示体制を確立しておく。</p> <p>(4) 情報伝達体制の確立 避難所におけるラジオ、無線機等による情報伝達体制を確立しておく。</p> <p>(5) 要援護者に対する介護体制の確立 幼児、児童、高齢者、病弱者等、他人の援護を要する者の把握に努めるとともに、警戒宣言時における援護体制を確立しておく。</p> <p>(6) 住民に対する周知 避難対象地区の住民に対し、避難対策措置に係る必要事項について周知徹底させておく。</p>
-------	--

第10節 救護救援・防疫対策・保健活動対策

民生部保健衛生班及び住民班、福祉班は、警戒宣言発令後の災害発生時に備え、次の措置を講ずる。

1 救護救援対策

医療関係機関に対して、連絡体制の確保、発災後の負傷者への対応への準備を要請する。

2 防疫対策

夷隅健康福祉センター（夷隅保健所）の指示により次の体制を整える。

- ① 防疫作業員の雇上げ及びその組織化等の準備に関すること
- ② 災害発生後、必要と思われる防疫用の器具、器材の整備及び薬剤備蓄量の確認に関すること

3 保健活動対策

災害による健康被害を最小限にとどめ、早期回復を図るため、保健活動を次のとおり推進する。

- ① 平常時より管内概況・地図・医療機関等施設・災害時要援護者のリスト等について把握し、災害時には被災状況・医療機関開設状況や救護活動、災害時要援護者の健康状態の把握等情報収集を行う。災害時要援護者の把握についてはプライバシー保護に十分注意すること。
- ② 避難者の健康管理及び災害時要援護者への処遇調整を行う。
- ③ 保健師の派遣の必要性について検討し、必要時は千葉県夷隅健康福祉センター（夷隅保健所）を通じ県に派遣依頼をする。
- ④ 避難所におけるプライバシーの確保とマスコミ取材による住民不安への対応を実施する。

第11節 その他の対策

1 食料、医薬品等の確保

町は、警戒宣言が発せられた場合、発災後の被災者の応急救護に必要な食料、医薬品を確保するため、次の措置を講ずる。

(1) 食料の確保

民生部住民班は、発災後の応急救護に必要な食料確保のため、関係機関との連絡体制を確立する。

(2) 医薬品の確保

民生部保健衛生班は、発災後の応急救護に必要な医薬品確保のため、関係機関との連絡体制を確立する。

2 緊急輸送の実施準備

総務部財政班は、警戒宣言が発せられた場合、応急対策を実施するため緊急輸送が必要となる事態に備えて、必要な措置を講ずる。

(1) 緊急輸送車両の確保

緊急輸送に必要な車両、人員等を確保し、運行計画の調整等必要な措置をとる。

(2) 緊急輸送車両の確認

第2編 地震・津波編 第3章「第7節 警備・交通の確保・緊急輸送対策」によるものとする。

3 町が管理、運営する施設対策

町が管理、運営する次の施設については、原則として開館、開催、供用を自粛するものとする。

なお、各施設においては、職員の役割分担の確認を行い、防災用施設、設備の作動準備、危険箇所の応急点検、危険物の保安措置を講ずる。

- ① 公民館
- ② ウォーターパーク
- ③ 月の沙漠記念館
- ④ 清掃センター
- ⑤ 歴史民俗資料館
- ⑥ B&G海洋センター
- ⑦ パークゴルフガーデン

4 町税の申告、納付等に関する措置

警戒宣言発令時等における町税の取扱いについては、次のとおりとする。

- ① 警戒宣言発令による社会的混乱の発生に伴い、町税の申告や納付等が困難な場合には、その期限の延長等について、状況に応じ適切に対処する。
- ② 警戒宣言発令に引き続き、町の一部又は全部の地域に災害が発生した場合には、

町税の減免及び申告、納付等の期限の延長等について適切な措置を講ずる。

5 その他（特定動物の逸走防止）

町は、警戒宣言発令時において特定動物の飼育者等に対し、二重施錠の確認補修等逸走防止対策の強化を指示する。

なお、飼育者等が警戒宣言発令時においてとるべき措置は、次のとおりである。

- ① 家庭動物等の飼養及び保管に関する基準により、あらかじめ届け出た緊急時の措置をとる。
- ② 動物が施設から逸走した場合には、同基準により、関係機関への通報、捕獲、その他必要な措置を講じる。

第6章 住民等のとるべき措置

東海地震が発生した場合、千葉県は震度5強程度になると予想されているところから、ところによっては、(1)壁に割れ目が入る(2)墓石・石どうろうが倒れる(3)煙突・石垣などが破損する(4)軟弱な地盤では、割れたり崩れたりする(5)ブロック塀が倒壊する等の被害の発生が予想される。

このため、都県境からこれらの地域にかけて、東海地震注意情報の発表及び警戒宣言の発令等に伴い、社会的混乱が発生することも予想される。

町は、一体となって社会的混乱の防止を図るものであるが、すべての防災活動を行うことは不可能であり、住民、自主防災組織、事業所がそれぞれの立場で防災活動を行うことが重要な役割を果たすものと思われる。

本章では、住民、自主防災組織、事業所が平常時、東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時にそれぞれとるべき措置基準を示すものとする。

第1節 住民のとるべき措置

区分	と る べ き 措 置
平常時	<p>(1) 家や塀の耐震化を促進する。 ア わが家の耐震診断を行い、弱いところは補強する。 イ ブロック塀、石塀、門柱を点検し、不適合なものは改築、補強する。</p> <p>(2) 家具類の転倒・落下防止措置をとる。 ア タンス、食器棚、ピアノ等の重い家具、倒れやすい家具は壁に固定などする。 イ 家具類の上に重いものやガラス類を置かない。 ウ 窓ガラスのパテ等を点検し、弱い部分は補強する。</p> <p>(3) 火気使用器具の点検整備及び火気管理を励行する。 ア ガスコンロ、ガストーブ等の定期点検を行う。 イ プロパンガスボンベ等は固定し、設備の定期点検を行う。 ウ 火気使用場所の不燃化を図り、整理整頓する。 エ 火気使用場所周辺に易・可燃性物品（灯油、ベンジン、アルコール、スプレー、食用油、塗料等）を置かない。</p> <p>(4) 消火器、消火水の準備をする。 ア 出火に備えて、消火器、バケツ等を準備しておく。 イ 出火に備えて、風呂の水を常にとめておく。</p> <p>(5) 非常用飲料水、食料の準備をする。 ア 飲料水は、市販のミネラルウォーターか水筒、水袋、ポリタンク等に入れて3日分程度準備しておく（1人1日分の飲料水 約3リットル）。 イ 食料は、長期保存ができる食品（米、クラッカー、乾メン、インスタント食料、漬物、梅干、缶づめ、みそ、しょう油、塩など。）を3日分程度準備しておく。</p> <p>(6) 救急医薬品の準備をする。 傷薬、胃腸薬、目薬、脱脂綿、包帯、ばんそうこう、三角布などを救急箱等に置いて準備しておく。 また、処方箋のコピーを用意しておく。</p> <p>(7) 生活必需品の準備をする。 下着、毛布、タオル、石けん、ちり紙、マッチ、ろうそく等を準備しておく。</p> <p>(8) 防災用品の準備をする。 ラジオ、懐中電灯、ヘルメット、ビニールシート、かなづち、バール、のこぎり、スコップ、なた、ロープ等を準備しておく。</p> <p>(9) 防災講習会、訓練へ参加する。 町、消防団、自主防災組織が行う防災講習会、訓練に積極的に参加し、防災に対する知識、行動力を高める。</p> <p>(10) 家族で対応措置の話し合いをする。 ア 東海地震注意情報発表時、警戒宣言発令時、地震発生時における役割分担を話し合っておく。 イ 警戒宣言発令時には、電話がかかりにくくなるので、各自の行動予定を話し合っておく。 ウ 発災した場合の避難場所、避難経路、安否の確認方法を話し合っておく。</p> <p>(11) 自主防災組織に積極的に参加する。</p>

区分	とるべき措置
東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発令されるまで	<ul style="list-style-type: none"> (1) テレビ、ラジオ等で正しい東海地震注意情報を入手し、冷静な行動をとる。 (2) 電話の利用を自粛する。 (3) 自家用車の使用を自粛する。 (4) 不要な生活物資の買い急ぎを自粛する。 (5) 不要な預貯金の引き出しを自粛する。
警戒宣言が発令されてから地震発生まで	<ul style="list-style-type: none"> (1) 警戒宣言情報を入手する。 <ul style="list-style-type: none"> ア 町等の防災信号（サイレン、半鐘）等に接したときは、直ちにテレビ、ラジオで正しい警戒宣言情報を入手する。 イ 県、町、警察署、消防署等防災機関の関連情報に注意する。 (2) 家具類の転倒・落下防止措置を確認する。 <ul style="list-style-type: none"> ア 家具、棚等の上の重いものをおろす。 イ 窓ガラスにガムテープ、ビニールテープ等をはる。 ウ ベランダの置物を片付ける。 (3) 火気使用器具の安全確認と火気管理を確認する。 <ul style="list-style-type: none"> ア 火器の使用は最小限にし、いつでも消火できるようにする。 イ ガス器具等の安全設備を確認する。 ウ プロパンガスボンベの固定措置を確認する。 エ 火気使用場所及び周辺の整理整頓を確認する。 (4) 消火器、消火用水の置き場所を確認する。 (5) ブロック塀、石塀、門柱を点検する。 危険箇所には安全措置をとり、付近に近寄らせないようにする。 (6) 非常用飲料水、食料を確認する。 (7) 救急医薬品を確認する。 (8) 生活必需品を確認する。 (9) 防災用品を確認する。 (10) 電話の使用を自粛する。 県、町、放送局等防災機関に対する電話による問い合わせは控える。 (11) 自家用車の利用を自粛する。 <ul style="list-style-type: none"> ア 路上に駐車中の車両は、空地、駐車場に移動する。 イ 走行中の車両は、減速走行し、目的地まで到達した後は車を使わない。 (12) 幼児、児童生徒、高齢者、病者の安全を確認する。 <ul style="list-style-type: none"> ア 幼児、児童生徒、高齢者、病者（臨床者）が安全な場所にいるか確認する。 イ 幼児、児童、生徒が登園、登校している場合は、定められた園、学校との打ち合せ事項により対応措置をとる。 (13) エレベーターの使用をさける。 (14) 不要な生活物資の買い急ぎを自粛する。 (15) 不要な預貯金の引き出しを自粛する。

第2節 自主防災組織のとるべき措置

区 分	と る べ き 措 置
平 常 時	<p>(1) 組織の編成と、各班の役割を明確にする。</p> <p>(2) 防災知識の普及活動を行う。</p> <p>ア 各戸に対して出火防止、倒壊物予防措置を呼びかける。</p> <p>イ 地域内の危険物集積地区、延焼拡大危険地区、山崩れ、がけ崩れ等災害危険箇所を把握する。</p> <p>ウ 地域内の消防水利を把握する。</p> <p>エ 地域内のブロック塀、石塀、門柱、擁壁等の安全点検を行う。</p> <p>オ 防災知識に関するチラシ、パンフレット等を作成し、各戸に配布する。</p> <p>(3) 防災訓練を行う。</p> <p>災害時に備えて情報連絡訓練、消火訓練、給食給水訓練、救出救護訓練等を行う。</p> <p>(4) 火気使用器具の点検及び火気管理の励行を指導する。</p> <p>ア 各戸に対して火気使用器具、使用場所の点検を指導する。</p> <p>イ 各戸に対して易・可燃性物品の点検を指導する。</p> <p>ウ プロパンガスボンベの点検を指導する。</p> <p>(5) 防災資機材等を整備する。</p> <p>地域の実情に応じて情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水資機材等を整備しておく。</p> <p>(6) 情報の収集、伝達体制を確立する。</p> <p>ア 町、消防署等防災関係機関から伝達された情報を、正確かつ迅速に地域住民に対して伝達する体制を確立しておく。</p> <p>イ 地区ごとに収集伝達すべき情報を定めておく。</p>
東 海 地 震 注意情報の発表 から警戒宣言が 発令されるまで	<p>(1) テレビ、ラジオ等で正しい東海地震注意情報を入手する。</p> <p>(2) 地域住民に対して、冷静な行動をとるよう呼びかける。</p>
警 戒 宣 言 が 発令されてから 地震発生まで	<p>(1) 自主防災組織の活動体制を確立する。</p> <p>ア 自主防災組織の編成を確認する。</p> <p>イ 自主防災組織本部を設置する。</p> <p>ウ 自主防災組織の役割分担を確認する。</p> <p>(2) 町、消防署等防災関係機関から伝達された警戒宣言情報を、正確かつ迅速に地域住民に対して周知する。</p> <p>(3) 地域住民に対して住民のとるべき措置を呼びかける。</p> <p>(4) 防災資機材等を確認する。</p> <p>(5) 幼児、児童、生徒、老人、病者の安全対策措置を呼びかける。</p> <p>(6) 食料、飲料水の確保及び調達方法を確認する。</p>

第3節 事業所のとるべき措置

区 分	と る べ き 措 置
平 常 時	<p>消防法により消防計画、予防規程を定めなければならない事業所はもとより、その他の事業所においても、あらかじめ防災責任者（消防法で言う防火管理者に当たるもの）を定め、防災計画を作成するものとする。</p> <p>防災計画作成上の留意事項は次による。</p> <p>(1) 自衛防災体制の確立</p> <p>ア 防災責任者の選定及び自衛防災組織の結成</p> <p>イ 組織の役割分担の明確化</p> <p>(2) 教育及び広報活動</p> <p>ア 従業員の防災知識の高揚</p> <p>イ 従業員の安否確認方法</p> <p>ウ 従業員の顧客に対する安全対策措置に係る教育研修</p> <p>エ 従業員の帰宅対策</p> <p>(3) 防災訓練</p> <p>災害時に備えた、情報連絡訓練、消火訓練、救出救護訓練、顧客の誘導訓練</p> <p>(4) 危険防止対策</p> <p>ア 施設、設備の定期点検</p> <p>イ 商品、設備器具、窓ガラス等の破損、転倒・落下防止措置</p> <p>(5) 出火防止対策</p> <p>ア 火気使用器具、設備及び火気使用場所の定期点検</p> <p>イ 消防水利、機材の整備点検</p> <p>ウ 商品の整備点検</p> <p>エ 易・可燃性物品の管理点検</p> <p>(6) 消防資機材等の整備</p> <p>情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水用資機材等を整備する。</p> <p>(7) 情報の収集、伝達体制の確立</p> <p>ア 町、消防署等防災機関から伝達された情報を、正確かつ迅速に顧客従業員に対して伝達する体制を確立する。</p> <p>イ 事業所の実状に応じた、収集伝達すべき情報を選定する。</p>
東 海 地 震 注意情報の発表 から警戒宣言が 発令されるまで	<p>(1) テレビ、ラジオ等で正しい東海地震注意情報を入手する。</p> <p>(2) 自衛防災体制を準備、確認する。</p> <p>(3) 消防計画等により警戒宣言時にとるべき措置を準備、確認する。</p> <p>(4) その他、顧客、従業員に対する安全対策措置等、必要に応じて防災措置をとる。</p>

区 分	と る べ き 措 置
警戒宣言が発令されてから地震発生まで	<p>(1) 自衛防災組織の活動体制を確認する。 ア 自衛防災組織の編成を確認する。 イ 自衛防災本部を設置する。 ウ 自衛防災本部の役割分担を確認する。</p> <p>(2) 情報の収集、伝達体制をとる。 町、消防署等防災機関及びテレビ、ラジオ等により入手した情報を、正確かつ迅速に顧客、従業員に対して伝達する。</p> <p>(3) 危険防止措置を確認する。 ア 施設、設備を確認する。 イ 商品、設備器具、窓ガラス等の破損、転倒・落下防止措置を確認する。</p> <p>(4) 出火防止措置を確認する。 ア 火気器具等の使用は原則として自粛するものとし、やむを得ず使用する場合は最小限とし、いつでも消火できる体制をとる。 イ 火気使用場所及び周辺を確認する。 ウ 消防水利、機材を確認する。 エ 易・可燃性物品を確認する。</p> <p>(5) 防災資機材等を確認する。 情報連絡用、初期消火用、水防用、救出救護用、給食給水用資機材等を確認する。</p> <p>(6) 食料品等生活必需物資を販売（取扱い）する事業所においては、住民生活の確保と混乱防止のため、原則として営業を継続する。</p> <p>(7) 不特定かつ多数の者が出入する施設及び地下街の店舗等においては、混乱防止のため、原則として営業を自粛する。</p> <p>(8) 石油類等、出火、爆発等周辺地域に対して危険な影響を与える可能性のある事業所においては、原則として営業を自粛する。</p> <p>(9) バス、タクシー及び生活必需物資を輸送する車両以外の車両の使用は、原則として自粛する。</p> <p>(10) 一般事業所においては、原則として平常営業とするが、特に従業員を退社させる必要のある事業所においては、駅、停留所、道路の混雑状況及び警戒宣言情報の内容等を考慮して、時差退社させる。 なお、近距離通勤者については、徒歩等によるものとし、原則として交通機関を利用しない。</p> <p>(11) 電話の使用を自粛する。 県、町、放送局等防災機関に対する電話による問合せは控える。</p> <p>(12) 不要な預貯金の引き出しを自粛する。</p>

第3編 風水害等編

第1章 総論

本編は、第1編 総則で示された目的や基本的な考え方に基づき、集中豪雨や台風、竜巻などに起因する風水害等による被害を軽減し、住民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、平時からの災害予防対策、発災時における災害応急対策及びその後の復旧・復興対策の基本について定め、防災対策に万全を期するものとする。

第1節 風水害等対策の基本的視点

本町の位置する房総半島は、四方を海と河川に囲まれ、南部には山間部が広がっており、降雨・暴風等により被害を受けやすい地形的条件にはあるが、治水事業、治山事業等が計画的に推進されてきたため、近年は、風水害による被害は最小限にとどめられているところである。

しかしながら、都市化の進展、住民の生活様式の変化による上水道、電気等ライフラインへの生活の依存度の高まり、高齢化の進展などによる災害時要援護者の増加や、住民の相互扶助意識の低下など、防災面に関する様々な課題が指摘されている。

台風や集中豪雨、竜巻などの暴風の発生を防ぐことはできないが、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本とし、「命を守る」ことを最優先とした対策を講じていくものとする。

第2節 町土の保全

1 治水

河川の流域が人類に与える利益には、計り知れないものがある反面、豪雨の際には、市街地の宅地の浸水被害や、耕地を押し流し、農作物に被害を与えるなど大災害を発生する原因となっている。

そこで災害発生の可能性を軽減し、又は発生した災害を最小限度にするために、防災調節池事業等の河川改修事業を推進するとともに、流域の持つ保水・遊水機能の確保、及び防災上安全な土地利用の誘導等の推進が重要である。

2 山地

本町は、目立って高い山はなく、高度もおおむね70mから120m前後が大部分であるが、網代湾を囲む丘陵は直接海に迫り、海食崖、海蝕洞、入江などが各所に見られる。

治山事業等の推進により森林を維持・造成し、山地からの土砂流出等を防ぎ、災害の軽減・防止を図ることが重要である。

3 海岸

本町の海岸の特性として、被害の様相は、強風及び波浪による侵食が多い。

昭和25年度から海岸事業に国庫補助の途がひらかれて以来、本町の海岸保全施設事業も着々とその成果をあげているが、海岸保全施設の公共的重要性が増大してきている。

第2章 災害予防計画

第1節 防災意識の向上

災害による被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止し、住民の生命、身体、財産を守るためには、防災関係機関の防災対策の推進にあわせて、住民一人ひとりが「自らの身の安全は、自らが守る（自助）」ことを基本認識としながら、災害についての正しい認識を持ち、日頃から災害時に冷静に行動できる力を身につけることが最も重要なことである。

このため、町、県、防災関係機関は、防災教育の推進に努めるとともに、特に台風シーズン到来前などの時期をねらい、多様な媒体を用いて防災及び減災思想の普及、啓発活動を行い、住民の防災及び減災意識の向上を図るとともに、各地域の自主防災組織、各事業所の防災体制の充実を図る。

さらに、これら組織が災害時に円滑かつ的確に活動できるよう、実践的な防災訓練を積極的に実施する。

なお、防災知識の普及に当たっては、高齢者、障害者、外国人等災害時要援護者への広報にも十分配慮するとともに、男女双方の視点を盛り込んだわかりやすい広報資料の作成に努める。

第1 防災教育

(主な担当)	教育委員会、保健福祉課、総務課
--------	-----------------

1 防災力の向上

町、県、防災関係機関は、地域コミュニティにおける社会活動等を促進し、多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及促進を図り、地域住民を含めた社会全体の防災力の向上を図る。

特に幼少期からの防災教育が有効であることから、児童・生徒等が災害や防災についての基礎的・基本的な事項を理解し、災害時には自らの判断の元に適切に対応し避難する力を養うため、教育機関においては、家庭や地域等と連携し、防災に関する教育の充実に努める。

また、その防災教育の推進に当たっては、防災教育を新たに位置付けた「学校教育指導の指針」（平成24年度）に基づき、各学校において、児童・生徒等の発達段階に応じた指導を行うとともに、自らの安全確保はもとより、他者や地域の防災に貢献しようとする態度を身につけるなど、防災意識の向上を図り、より具体的で継続的な指導を展開するものとする。

2 過去の災害教訓の伝承

町は、過去に起こった大規模災害の教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、住民に閲覧できるよう公開に努める。

住民は、過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、また、自ら災害に備える手段を

講ずるとともに、自発的な防災活動に参加し、防災意識の向上を図る。

第2 防災広報

(主な担当)	総務課
--------	-----

1 防災広報の充実

平時から正しい知識を持ち、自ら考え行動する力を身につけるなど、自助・共助の取組みを強化するため、町をはじめとする様々な防災関係機関は、あらゆる広報媒体を活用し次に掲げる防災広報の充実に努める。

2 広報すべき内容

防災知識の普及に当っては、特に、住民及び災害関係者に対して周知徹底を図る必要のある事項を重点的に普及する。

なお、普及すべき事項は、おおむね次のとおりである。

(1) 災害時の心得

災害が発生し、又は発生のおそれがあるときにおいて、あらかじめ各世帯が承知しておくべき次の事項の周知に努める。

ア 気象警報や注意報、気象情報などの種別と対策

イ 避難する場合の携帯品

ウ 避難予定場所と経路等

エ 被災世帯の心得ておくべき事項

(2) 災害危険箇所等

県による水害、土砂災害等の災害危険箇所の公表結果をもとに、住民及び災害関係者に対し、土砂災害に関する知識を重点的に広報する。

(3) 災害予防の概要

災害による被害が、各世帯における防災知識の徹底によって防止される事項、例えば台風時における家屋の保全方法等については、それぞれ予想される災害シーズン前に各世帯へ周知徹底するよう努める。

(4) 町防災計画

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規程に基づく「御宿町地域防災計画」の要旨の公表は、御宿町防災会議が「御宿町地域防災計画」を修正した時に行う。

3 実施方法

(1) 防災行政無線の利用

防災行政無線を利用して、防災知識、災害に関する資料放送、録音テープ又は放送台本等の放送を随時行う。

(2) 広報紙

防災に関する知識を深めるため、「広報おんじゅく」、「おんじゅくお知らせ版」に、防災知識に関する事項を掲載する。

(3) 防災に関する講演会、説明会、座談会等の開催

地震、台風、洪水、火災等に関する講演会、説明会、座談会を開催して防災意識の向上を図るとともに、災害の予防対策に役立たせるため、随時住民及び町職員その他関係者を対象として実施する。

(4) 学校教育

児童・生徒等の防災知識の普及と防災意識の向上を図るため、教材となる資料を提供する。学校においては、児童・生徒への防災教育の充実を図る。

(5) 防災センターの活用

旧御宿高校等の既存施設を活用し、地震、台風、洪水、火災等の災害に関する知識の啓発を図る。

(6) インターネットの活用

ホームページ等を活用し、防災知識の普及を図る。

3 報道機関との協力

報道機関から防災に関する報道に当たり、資料の提供等の依頼を受けた場合は、積極的に協力する。

また、災害広報を行うに当たり、必要と認める場合は、県を通じ報道機関に対し協力を依頼する。

第3 自主防災体制の強化

(主な担当)	総務課
--------	-----

1 強化方針

発災直後の自助の取組みに加え、地域のつながりにより、自発的に救助活動や消防活動を行う自主防災組織などの共助や事業所防災体制を強化するなど、地域コミュニティにおける防災体制を充実させる。

2 自主防災組織の育成・地域防災ネットワークづくりへの支援

自主防災組織は、日ごろ地域活動に大きな役割を果たしている女性の経験や能力を活用するとともに、十分な活動ができるよう各種資機材の整備の充実に努める。

また、自主防災組織の災害時における迅速かつ的確な行動力の養成等を図るためには、継続的な防災活動とそれを支える消防団、小中学校、地域のボランティア等の地域コミュニティによる防災ネットワークづくりが重要であり、県と協力してこれを促進する。

なお、自主防災組織の活動形態は次のとおりである。

自主防災組織の活動形態

平 常 時	<ul style="list-style-type: none"> (1) 防災知識の広報・啓発（地域ぐるみでの防災意識の醸成、家庭内の安全対策） (2) 地震による災害危険度の把握（土砂災害危険区域、地域の災害履歴、ハザードマップ） (3) 防災訓練（個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練、図上訓練） (4) 家庭の安全点検（家具等の転倒・落下防止、火気器具・危険物品・木造建物の点検） (5) 防災資機材等の整備（応急手当用医薬品、消火用・救助用・防災資機材等の整備） (6) 災害時要援護者対策（災害時要援護者の把握、支援方法の整理など） (7) 他団体と連携した訓練活動の実施（近隣の自主防災組織・消防団・福祉団体・企業などとの合同訓練、学校等との避難所運営訓練）
発 災 時	<ul style="list-style-type: none"> (1) 情報の収集及び伝達（被害の状況、津波予報及び警報、ライフラインの状況、避難勧告又は指示など） (2) 出火防止、初期消火 (3) 救出・救護（救出活動・救護活動） (4) 避難（避難誘導、避難所の運営等） (5) 給食・給水（避難所での食料や飲料水・救援物資の配分、炊き出しなど）

3 事業所防災体制の強化

(1) 防災・防火管理体制の強化

学学校、病院、スーパー等多数の人が出入りする施設の管理権原者は、消防法第8条の規定により防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備を行うことになっていることから、消防機関は出火の防止、初期消火体制の強化等を指導する。

また、高層建築物等の防災体制については、消防法第8条の2の規定により、共同防火管理体制が確立されるよう指導するとともに、発災時には事業所の共同防火管理協議会が中心となった防災体制がとられるよう指導する。

第4 防災訓練の充実

(主な担当)	総務課
--------	-----

1 活動方針

災害時における防災活動の迅速かつ円滑な実施を期するため、各防災関係機関相互及び地域の自主防災組織や住民との協力体制の確立に重点を置いた総合訓練や各個別訓練を次のとおり実施する。

また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにしてその改善に努める。

2 防災訓練

区分	内 容
総合防災訓練	<p>被災現地における応急活動訓練を主として、町及び防災関係機関が住民と一体になって同一日時に総合的な訓練を実施する。これによって、各機関相互及び住民との緊密な協力体制を確立するとともに、防災行動力の向上及び住民の防災意識の高揚を図る。</p> <p>(1) 実施時期及び場所 毎年9月1日を中心に実施し、訓練会場についてはその都度選定する。</p> <p>(2) 実施方法 総合通信情報訓練及び総合現地訓練に分け、町防災計画の応急対策計画に含まれる事項を中心に実施するものとし、細目的事項はその都度定める。</p> <p>(3) 参加機関 町、消防本部、消防団、警察署、自衛隊、事業所、学校等施設管理者、住民（自主防災組織）、その他防災関係機関、</p> <p>(4) 訓練内容 ア 図上訓練 イ 通信訓練 ウ 実技訓練 エ 参集訓練 オ 応急救護訓練</p>
職員参集訓練	<p>職員の非常配備体制の実効を確保し、各防災機関の連携を図るため職員参集訓練を実施する。</p> <p>(1) 指令伝達訓練 (2) 非常参集訓練 (3) 本部運営訓練 (4) 図上訓練</p>

第2節 水害予防対策

台風や集中豪雨などに起因して発生する水害から、住民の生命、身体、財産を守るため、河川改修等の治水事業を実施し防災対策の推進を図るほか、高潮対策を推進する。

第1 水害予防計画

(主な担当)	総務課、建設環境課、産業観光課
--------	-----------------

1 森林の水源かん養機能等による流出抑制対策

森林は、緑のダム、天然のダムといわれるほど多量の雨水を貯溜し、流量を調節するとともに、山崩れを防止する機能をもっている。

このため、町は、森林の保安林の指定を推進し、立木の伐採制限、植栽義務を課する等により、水源かん養機能を高め、洪水等を未然に防止するほか、治山事業の実施により、山地崩壊の防止及び復旧、森林の造成等を行い、水源かん養のほか土砂流出防止等の機能を高めるよう努めるものとする。

また、地下水かん養機能の低下が一因とされる都市型水害予防のため、都市化地域の地下水かん養機能を高める対策を進める。

2 山林等の治山・砂防に関する事業

森林は、山崩れ、表面侵食、土砂の下流部への流出の防止機能を持っている。

治山事業は、森林の維持造成を通じて、山地に起因する災害から住民の生命・財産を保全するとともに、水源のかん養等を図る重要な国土政策のひとつであり、水害の予防にも貢献するものである。

本町の治山・砂防事業は、地質が脆弱で、崩壊や崩落が各所に見られる地区で実施されており、えん堤工、溪流保全工、山腹工等が主要な事業内容となっている。

3 農作物等の水害予防対策

水害とは、地表水の過剰によって受ける直接又は間接の被害をいうが、大雨によって河川がはん濫して田畑を浸したり、洪水によって田畑を流失したり、山崩れによって田畑を埋没したりする農地に対する被害もあれば、冠水によって農作物が腐敗したり、病害虫を発生するなど間接のものもある。

また、被害を与える水の方から考えると、大別して2つとなる。第1は流水による直接破壊、第2は流水の運搬性である。

(1) 水害の気象的条件

雨による災害の発生は総雨量もさることながら、どれだけの時間内に降ったかが大きな要因となる。同じ50mmの雨でも、1日を通して降った場合は災害に結びつくことは少ないが、それが1時間で降った場合は大きな被害を引き起こすことが多い。

大雨の降り方と水害の規模には次の3つのタイプがある。

ア 短時間強雨

雷雨など、短時間に降る強い雨によって、低地の浸水、土石流、山・がけ崩れな

どが多発する。

イ 短時間強雨を含む大雨（集中豪雨）

台風、低気圧、前線活動による大雨（強雨を伴う）で、山・がけ崩れ、中小河川の洪水・はん濫など大きな災害に結びつくことが多い。

ウ 一様な降り方の大雨

前線活動などによる大雨が持続することにより河川が次第に増水し、低地の浸水や洪水などの災害に結びつく。ただし、雨が降り始めてから災害発生までには時間的余裕がある。

（2）水害に対する恒久的な防ぎ方

ア 農林業経営の立場からの対策

豪雨や長雨の時期をはずして栽培することや、水害に対して抵抗力のある作物を栽培するなど、農業経営（価格差等）及び水害に対する危険度を考えに入れたうえで、利益の期待値を大きくするなどの方法がとられており、農業の多角経営もこの部類に入れることができる。要するに、時間と空間と対象を考慮して、水害による被害を最小限にしようとするものである。

イ 農林土木からの対策

農産物の被害や農地、農林用施設の被害を未然に防止するため、防災事業を行う。

（3）水害に対する応急的な防ぎ方

水害に対する応急的な対策は、大別して2つとすることができる。第1は、水害直前の対策、第2は、水害発生中ないし直後の対策である。

ア 水害直前の対策

水害が予想されるときは、河川堤防の補強、土俵の配置、あるいは臨時の堤防を築くなどするほか、ポンプ排水やダムของ放流などを行ない、洪水の調節に努める。

また、被災物を外に移動することも行う。しかし、農林災害の対象となるものの多くは移動が不可能であるため、水害が予想されるときは、溝を補修して水はけをよくしておくこと、排水のための準備、避難の準備をしておくことなども重要である。

イ 水害直後の対策

水害をうけた農作物に対する応急処置は、作物によっても異なるが、一般的なものとしては、水路の障害物を除去したり、排水ポンプ等により、耕地の停滞水をなるべく早く除去したりすること、浸水のため根元が現れたときは、他から土をもってきて根株を固定すること、収穫期にある農作物は水が引いたならば、なるべく早く収穫してよく乾燥させること、病虫害防除の対策をとること、回復の見込みのないものは取りかたづける、弱っている作物に生育を促す肥料をやる、といったことが必要である。

また逆に窒素肥料は、水稻の水害を大きくするから控えるといった注意も必要である。

（4）水害等に対する事前対策

基幹的な排水施設を事前に運転するなど、気象条件等から必要な対策を的確に実施する。

4 河川改修等の治水事業

局所的集中豪雨や都市化の進展などに起因する水害の発生がいまだ多く見られ、最近では、河川から越水する外水はん濫よりは、雨水が河川に十分排水されないことに起因する内水はん濫が多くなっている。これは、河川流下断面の不足により河川の水位が高くなってしまふことに起因しており、引き続き治水安全度を高めるための施策の実施が必要である。

(1) 河川の整備

各河川における流下能力及び浸水被害発生状況の調査結果等を調査し、現況河道の問題点を整理したうえで、治水安全度向上対策についての対応策、並びに今後の河川改修計画を検討する。

(2) 雨水排水の流出抑制

宅地開発による雨水の流出量の増大に対処するため、県では、「千葉県における宅地開発等に伴う雨水排水・貯留浸透計画策定の手引き」を平成15年に策定している。

町は、同手引きに基づき、雨水排水の流出抑制対策を推進する。

5 道路災害による事故防止

(1) 道路防災施設等の整備

台風や集中豪雨等により落石、法面崩落、道路冠水等のおそれのある箇所について防災施設等の整備を進めることにより、災害に強い道路づくりに努める。

(2) パトロールの実施

道路交通の危険防止と交通安全の確保のため、「千葉県道路パトロール実施要領」により、パトロールの実施の徹底を図る。

(3) 異常気象時における交通規制

異常気象時において、道路災害による事故を未然に防止するため、降雨出水等により道路状態が悪く、がけ崩れ、道路損壊等が予想され、交通の安全が確保できない場合は、道路法第46条の規定による通行の禁止又は制限を行う。

また、雨量が規制基準値に達したときは、「異常気象時における道路通行規制要領」に基づく交通止めの措置をとる。

第2 高潮予防計画

(主な担当)	総務課、建設環境課、産業観光課
--------	-----------------

1 海岸高潮対策

洲崎から銚子市の利根川河口部までは既往最高潮位により計画高潮位を算出し、さらに、波浪の影響がある箇所については、波の打ちあげ高を考慮して防潮堤の天端高を決定している。

2 高潮の防止対策

海岸に面した本町は、高潮等により被害を受ける危険のある区域を抱えており、水管理・国土保全局（国土交通省）所管海岸及び農林水産省所管海岸において、危険区域に

指定されている。

高潮等により被害を受ける危険のある区域（国土交通省所管海岸）

沿岸名	海岸名	地区海岸名	延長(m)	告示番号及び年月日
千葉東	網代湾	御宿	970	千第242号 昭和41. 4. 8
〃	岩和田	岩和田	3,860	千第76号 昭和53. 1. 27

高潮等により被害を受ける危険のある区域（農林水産省所管海岸）

漁港海岸名	管 理 者	指定区域延長	指定年月日	施 設
岩和田	御宿町	450	昭和38年12月10日	護岸 303.0m
御 宿	〃	156	昭和45年11月4日	〃 156.0m

3 通信設備高潮災害予防対策（東日本電信電話（株）、（株）エヌ・ティ・ティ・ドコモ）

電気通信事業者は、水害、風害、雪害防止対策に準じて、局外設備、局内設備、局舎設備等の対策を実施するとともに、移動無線の強化を図り、非常災害時における連絡、情報収集、復旧に対処するものとする。

第3節 土砂災害予防対策

台風や集中豪雨などに起因して発生する土砂災害から、住民の生命、身体、財産を守るため、土砂災害が発生するおそれのある区域を明らかにし、土砂災害防止対策の推進を図る。

土砂災害の防止に関しては、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下「土砂災害防止法」という。）、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（以下「急傾斜地法」という。）、「砂防法」及び「地すべり等防止法」等に基づいた対策に努めるものとする。

第1 土砂災害の防止・孤立集落対策

(主な担当)	総務課、夷隅土木事務所
--------	-------------

1 土砂災害防止法に基づく対策の推進

土砂災害（急傾斜地の崩壊、土石流）から住民の生命及び身体を保護するため、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や一定の開発行為の制限を行うことを趣旨とする「土砂災害防止法」が平成13年4月から施行されており、町は、この法律の趣旨に則り次の手続きを推進する。

(1) 土砂災害危険箇所カルテの調査把握と危険箇所の公表

町は、土砂災害発生のおそれのある箇所の災害を未然に防止し、その被害の軽減を図るため、県と協力して被害の発生するおそれのある地域を予め調査し、土砂災害危険箇所の把握に努める。

また、土砂災害危険箇所を町のホームページで公表するとともに、インターネットを活用しない高齢者等にも周知するため、防災マップ、広報誌及び県が作成する土砂災害危険箇所マップを公民館等に配付し、一般への周知に努める。

<資料編9-1 土砂災害警戒箇所>

(2) 土砂災害警戒区域等における危険回避のためのソフト対策

ア 土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるよう警戒避難体制の整備を図る。

イ 居室を有する建築物は、想定される衝撃等に対して建築物の構造が安全であるかどうか建築確認を行う。

ウ 住宅地分譲や、災害時要援護者関連施設の建築のための開発行為は、基準に従ったものに限って許可する。

エ 著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者に対して、移転等の勧告を図る。この移転等が円滑に行われるために必要な資金の確保、融通、又はその斡旋に努める。

<資料編9-2 土砂災害警戒区域>

(3) 緊急調査及び土砂災害緊急情報

県では、地滑りを発生原因とする重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況となった場合、緊急調査を実施し、その結果に基づき、重大な土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするものとしている。

町長は、緊急調査の結果、自然現象の発生により一定の土地の区域において重大な土砂災害の急迫した危険があると認められるとき、又は当該土砂災害が想定される土地の区域若しくは時期が明らかに変化したと認められるときは、当該緊急調査により得られた当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）について、県から通知を受けるとともに、住民に周知させるために必要な措置を講ずる。

2 土砂災害に対する警戒避難体制の整備

(1) 土砂災害に関する情報の収集

町及び県は、平常時から土砂災害危険箇所や砂防施設等を巡視することにより、危険箇所や施設等の状況把握に努めるとともに、台風及び豪雨等により大雨が予測されるときは、住民、警察、消防団等から土砂災害発生の前兆現象や災害発生等の情報を収集する。

(2) 警戒避難体制の整備等

町は、主として次の項目に留意して、必要に応じ県へ支援を要請し、土砂災害に対する警戒避難体制を整備する。

ア 町は、土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達等、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を町防災計画に定めるとともに、災害時要援護者の円滑な警戒避難に資する土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。

また、土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難体制を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布、その他必要な措置を講ずる。

イ 町は、土砂災害警戒情報が発表されたときは、体制の強化を図り、土砂災害発生 of 切迫性や危険度の推移が分かる補足情報、前兆現象も参考にして、土砂災害が発生するおそれがある箇所（降雨により土砂災害発生の危険性が高まった箇所）を特定し、的確に避難準備情報、避難勧告等を発令する。

特に避難準備情報は、災害時要援護者等が避難を開始するための情報であることから、町は、当該要援護者の避難に要する時間を的確に把握するよう努める。

ウ 町は、土砂災害警戒区域内において災害時要援護者施設が設置されている場合、当該施設に対し、土砂災害に関する情報、予報及び警報、避難勧告等の情報の伝達方法を定めるとともに、当該区域内における在宅の災害時要援護者に対する避難支援体制の確立に努める。

エ 町は、土砂災害警戒区域の指定がされていない土砂災害危険箇所についても、指定区域における対応に準じた警戒避難体制の整備に努める。

3 防災知識の普及・啓発

町は、県により公表された土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域の指定箇所が土砂災害発生のおそれのある箇所であることをインターネット、広報紙、パンフレット等多様な手段により、周知することにより住民への防災知識の普及・啓発と防災意識の向上に努める。

また、全国的に実施される土砂災害防止月間等において、土砂災害から身を守るため、防災訓練の実施に努める。

4 急傾斜地崩壊対策

(1) 現況

本町の急傾斜地崩壊危険区域は、「急傾斜地崩壊危険区域一覧」のとおりとなっている。

<資料編9-3 急傾斜地崩壊危険区域>

(2) 急傾斜地崩壊危険区域の指定

町は、崩壊するおそれのある急傾斜地を把握し、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（以下「急傾斜地法」という。）第3条の規定により、県と協議の上、知事に対し急傾斜地崩壊危険区域の指定の促進を図る。

また、この指定区域に含まれていない危険箇所についても、当該箇所及び周辺地域の状況に応じ、区域指定の促進を図るものとする。

<資料編9-4 急傾斜地崩壊危険区域指定基準>

(3) 行為の制限

町は、急傾斜地における災害を防止するため、県に対し急傾斜地法に基づき崩壊を助長するような行為の制限、防災措置の勧告及び改善措置の命令等を行うよう要請する。

また、急傾斜地崩壊危険区域内における居室を有する建築物については、建築基準法及び千葉県建築基準法施行条例に基づく災害危険区域の指定により、建築物の建築制限を行う。

なお、現在災害危険区域に指定されている区域は、急傾斜地崩壊危険区域として指定されている区域のとおりである。

(4) 防止工事の実施

町は、必要に応じ県費助成を要請し、急傾斜地崩壊危険区域内において、土地所有者、管理者及び被害を受けるおそれのある者等が防止工事を施行することが困難又は不相当と認められ、かつ、急傾斜地法に基づく工事採択基準に適合するもののうち、緊急度が高く、地域住民の協力が得られるものから順次法面防護工、排水工等の防止工事を実施する。

(5) 急傾斜地崩壊危険箇所における施設整備の向上

町は、急傾斜地崩壊危険箇所のうち、急傾斜地法第3条の規定により、県に対し特に施設整備の必要な箇所について急傾斜地崩壊危険区域に指定し、次の危険箇所について重点的に施設整備を実施するよう要請する。

- ア 災害時要援護者関連施設に係る危険箇所
- イ 避難所や避難路を有する危険箇所
- ウ 崖の状態が悪く緊急性の高い危険箇所

5 山地災害対策

山地災害危険地区とは、山腹の崩壊、崩壊土砂の流出等による災害が現に発生し、又は発生する危険のある箇所で、人家又は、公共施設に被害を及ぼすおそれのある地区をいい、県においては、山地災害の種類により、山腹崩壊危険地区、地すべり危険地区、崩壊土砂流出危険地区を指定している。

本町においては、山腹崩壊危険地区に数箇所指定されている。

町は、その危険度や保全対象など、地区の状況を考慮し、計画的に治山事業を実施する。

<資料編9-5 山腹崩壊危険地区一覧>

6 宅地造成地災害対策

都市化の進展に伴い、近年の宅地開発は、既成市街地の周辺へと拡大し、崖地や傾斜地にも宅地を造成し、家屋を建築する例が多くなっている。

本来、これらの安全対策については、所有者や管理者が実施すべきものであるが、前述のような問題が提示されている以上、町としても見過ごせることではない。

このため、宅地造成工事の施工に当たっては、関係法令等及び「御宿町宅地開発事業等指導要綱」に基づき防災等の措置を講じることとするが、特に丘陵地、急傾斜地においては地形地質等の地域の実情等を考慮し、規制、指導の強化及び危険区域からの住民移転制度や住環境改善のための貸付、融資制度を活用し、住民の理解と協力を得ながら、安全性の一層の確保を図る。

町は、工事の許可又は確認に際し、次の事項に留意する。

- ① 急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地法第3条）等については、原則として宅地造成の工事区域から除外し、工事を規制する。
- ② 宅地造成により生ずる人工がけ面は、その高さ、勾配、土質に応じ擁壁の設置その他の保護措置を講ずる。
- ③ 宅地造成工事区域内の地盤が軟弱である場合は、地盤改良の措置を講ずる。

<資料編9-6 御宿町宅地開発事業等指導要綱>

7 孤立集落対策の推進

町は、孤立するおそれのある地区を把握し、必要に応じ県に支援を要請し、予防措置等の孤立集落対策を実施する。

第2 河川、ため池施設の安全化

(主な担当)	建設環境課、産業観光課
--------	-------------

1 河川施設の整備

大雨、台風等による河川護岸等の損壊を防止するため、適正な管理に努める。

2 ため池等災害対策

町は、老朽化、降雨、地震等により災害の発生するおそれのある農業用ため池について、必要に応じ県へ支援を要請し、「農業用ため池台帳」の整備を進めるとともに、改修を必要とするものから計画的に改修を行う。

<資料編9-7 主な河川>

第4節 風害予防対策

台風や、冬期の季節風、その他局地的な暴風が発生した場合、風害による人的被害、住家等建物被害及び農作物被害が発生する。

過去の台風や竜巻等における人的被害、建物被害を踏まえ、これらに関する知識の普及啓発を図る。

また、農作物等の風害を防止又は軽減し、併せて電力施設や通信施設における風害被害の予防対策を推進する。

第1 台風・竜巻等に関する知識の普及啓発

(主な担当)	総務課
--------	-----

1 基本方針

町及び県は、台風・竜巻等による風害を最小限にとどめるため、住民や事業者等に対し、次に掲げる事項について普及啓発を図る。

2 気象情報の確認

気象庁が発表する警報や注意報、気象情報などの防災気象情報については、平時から、テレビ・ラジオ等により確認することを心掛けること。

なお、竜巻などの激しい突風に関する気象情報には、事前に注意を呼びかける「予告的な気象情報」と「雷注意報」、竜巻等の激しい突風が発生しやすい気象状況になった時点の「竜巻注意情報」があり、各地の气象台から発表される。各気象情報の内容は次表のとおりである。

気象情報	内 容
予告的な気象情報	低気圧の発達などにより災害に結びつく気象現象が予想される場合、半日～1日程度前に「大雨と雷及び突風に関する〇〇県気象情報」等の標題で予告的な気象情報が発表される。 竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、「竜巻などの激しい突風」と明記して注意を呼びかける。
雷注意報	積乱雲に伴う激しい現象（落雷、ひょう、急な強い雨、突風など）の発生により被害が予想される数時間前に発表される。 竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、注意報本文の付加事項に「竜巻」と明記して特段の注意を呼びかける。
竜巻注意情報	気象ドップラーレーダーの観測などから、竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になったと判断されたときに発表される。 雷注意報を補完する気象情報であり、発表から1時間の有効時間を設けている。有効時間の経過後も危険な気象情報が続くと予想した場合には、竜巻注意情報を再度発表する。

気象情報	内 容
<p>竜巻発生確度 ナウキャスト</p>	<p>気象ドップラーレーダーの観測などを利用して、竜巻等の激しい突風の可能性がある地域分布図（10 km格子単位）で表し、その1時間後までの移動を予測する。</p> <p>平常時を含めて常時10分毎に発表される。</p> <p>発生確度は「竜巻が現在発生している（又は今にも発生する）可能性の程度」を示すものである。</p>

3 身を守るための知識

台風から身を守るためには、正確な気象情報を収集し、早めに安全な場所に避難すること。

また、避難する時間が少ない竜巻等から身を守るためには、次のことを心掛け、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めること。

（1）竜巻が発生するような発達した積乱雲の近づき兆し

- ア 真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなる
- イ 雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする
- ウ ヒヤッとした冷たい風が吹き出す
- エ 大粒の雨やひょうが降り出す

（2）発生時に屋内にいる場合

- ア 窓を開けない、窓から離れる、カーテンを引く
- イ 雨戸・シャッターを閉める
- ウ 1階の家の中心に近い、窓のない部屋に移動する
- エ 頑丈な机やテーブルの下に入り、両腕で頭と首を守る

（3）発生時に屋外にいる場合

- ア 車庫・物置・プレハブを避難場所にしない
- イ 橋や陸橋の下に行かない
- ウ 近くの頑丈な建物に避難する、又は頑丈な構造物の物陰や近くの水路やくぼみに身を伏せ、両腕で頭と首を守る
- エ 電柱や太い樹木であっても倒壊することがあり危険であるため近づかない

第2 農作物等の風害防止対策

(主な担当)	産業観光課
--------	-------

1 基本方針

台風、冬期の季節風、その他局地的な強風等による農作物等への被害を防止するため、次の予防対策を推進する。

2 風害の恒久的対策

(1) 防風林の設置

防風林は、風害を起こす風向きに対して直角に、またできるだけ長く連続して設置する。

なお、林帯の幅は樹高の5倍程度、実距離で30m程度が望ましいが、農業地では10m程度までが一般的である。

また、防風林用の樹種としては、土地の気候風土に適応し、成長が早く旺盛で、樹高が高く、幹・枝が強く折れにくい樹種が望ましく、一般的な防風林用の樹種としては、クロマツ、スギ、ヒノキのほか、シラカシ、エンジュ、ヤブツバキ、マサキ、アオキなどがある。

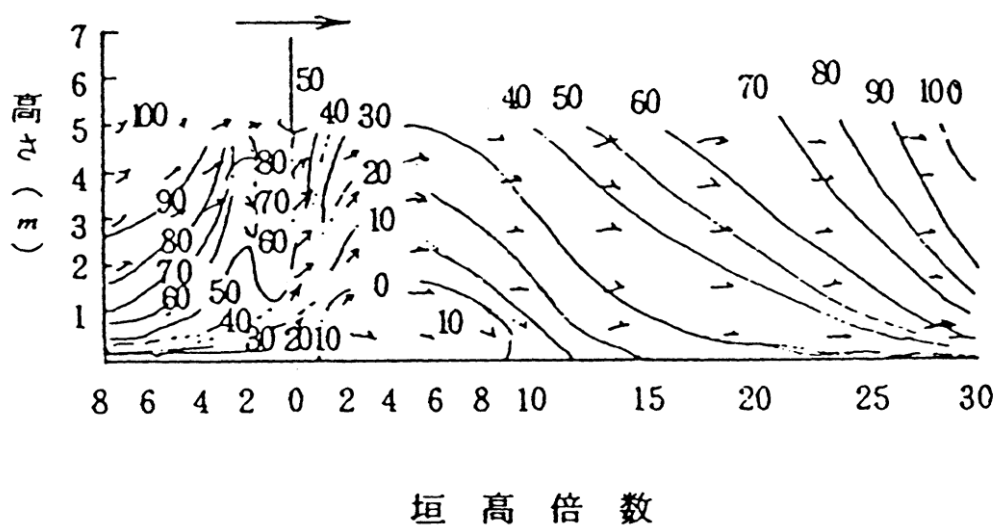
(2) 防風垣の設置

防風垣は、果樹園の周囲に設置するが、風向、風質、風速等により園を細分して囲う。

なお、栽植果樹に接近するので、養水分の競合を起こさせない樹種を選ぶことに留意する。

また、幅員及び高さは、一列植とし1～1.5m幅で高さは一定しないが3～9m位とし、下葉の枯上りを防ぐため栽植距離その他管理を行うものとする。

防風しょうによる風速分布断面図（白鳥基準風速を100とする）



(3) 多目的防災網の設置

果樹は、風害対策として、防風林やネットを設置してきたが、最近では、風だけでなく、降雹、害虫、鳥などを防ぐ多目的に利用できる多目的防災網が開発され、普及しつつある。

この多目的防災網を的確に使用することで、ナシ等の果樹の風害等の被害を未然に防ぐことが可能となる。

強風害及び降雹を伴う強風害を防ぐために、適期に多目的防災網を設置する必要がある。

3 電力施設風害防止対策

(1) 強風対策

ア 災害予防計画目標

建物に対する風圧力は建築基準法による。

送電、配電、通信の各設備に対する風圧荷重は、電気設備技術基準の各該当項目による。なお、変電設備の屋外鉄構については風速 40m/S としている。

イ 防災施設の現況

各設備とも、災害予防計画目標に基づき次により設置している。

(ア) 送電設備

支持物及び電線の強度は、風速 40m/S (地上 15m) を基準にし、風速の上空増を考慮した風圧に耐え得るよう設計している。

倒木等による事故を防止するため、平常時から風害発生のおそれのある樹木の伐採に努める。

電線路に接近して倒壊し易い工作物 (例えばテレビアンテナ等) を設置しないよう、平常時からPRして一般の協力を求めるが、やむを得ない場合は、倒壊する事がないように施設の強化を要請する。

(イ) 変電設備

最近の標準設計では、屋外鉄構の強度は風速 40m/S の風圧に耐え得るものになっている。

(ウ) 配電設備

電柱および電線の強度は、風速 40m/S の風圧に耐え得るよう設計し、その他については送電設備に準じている。

(エ) 通信設備

無線のアンテナ支持物に対する強度は、前記のとおり電気設備技術基準による。

ウ 防災事業計画

全般計画及び実施計画は、各設備とも前記イの「防災施設の現況」に準じ実施するよう努める。

(2) 塩害対策

ア 災害予防計画目標

本町は塩害の多発地帯であり、特に台風の場合は、ほとんど、塩害が発生するので、対策を講ずる。

イ 防災設備の現況

(ア) 送電設備

がいし増結又は耐塩がいし使用による絶縁強化を主体とする対策を、汚損区分に応じ実施している。

また塩汚損の測定・がいし洗浄などの保守体制にも万全を期している。

(イ) 変電設備

主に耐塩用がいしの使用と固定式がいし洗浄装置の設置による対策を実施している。

また、必要により移動式洗浄ポンプを適宜配置し、がいし洗浄ができるようにしている。

なお、塩分付着量は、パイロットがいしを設置して、定期又は臨時に測定監視を実施している。

(ウ) 配電設備

送電設備に準じる。

ウ 防災事業計画

全般計画及び実施計画は、各設備とも前記イの「防災施設の現況」に準じ実施するように努める。

4 通信施設風害防止対策

(1) 強風対策

ア 局外設備

過去の発生地域の調査検討により、重複災害の発生を防ぐため、設備の2ルート化及び地下化を推進する。

イ 局内設備

風害時の停電による通信機器用電源の確保対策を計画的に推進する。

このため、大局における予備エンジンの整備、小局の可搬型電源の配備の重点的実施と移動電源車の配備を実施する。

ウ 空中線

無線のアンテナ支持物に対する強度は、電気設備技術基準又は鋼構造物設計基準により行われている。

(2) 塩害対策

本町は、塩害を被り易い地勢にあるので、海岸線付近に設置する空中線は、塩害防止対策を施している。

第5節 火災予防対策

火災を予防し、その被害の軽減を図るための対策を推進する。

なお、多数の死傷者等が発生するような大規模な火災を想定した対策については、第4編 大規模事故編 第2章「第1節 大規模火災対策計画」に、林野火災を想定した対策については、第4編 大規模事故編 第2章「第2節 林野火災対策計画」によるものとする。

第1 火災の予防

(主な担当)	総務課
--------	-----

1 火災予防に係る立入検査

消防本部は、3月1日から7日間の春季、及び11月9日から7日間の秋季の火災予防運動期間中を重点的に、消防法第4条の規定により防火対象物の所有者等に対して火災予防上必要な資料の提出を命じ、又は防火対象物に立ち入って検査を実施し、火災予防の徹底を図る。

なお、立入検査にあたっては、次の点に留意して行うものとする。

- ① 消防法令に基づき、適正な防火管理体制がとられ、必要な業務が行われるとともに、消火設備・警報設備・避難設備・消防用水・その他消火活動上必要な施設が、消防法施行令で定める基準どおり設置・維持管理されていること
- ② 炉・厨房設備・ストーブ・ボイラー・乾燥設備・変電設備等火気使用設備の位置、構造及び管理の状況が、夷隅郡市広域市町村圏事務組合火災予防条例で定める基準どおり確保されていること
- ③ こんろ・火鉢等、火を使用する器具及びその使用に際し、火災発生のおそれのある器具の取扱状況が、夷隅郡市広域市町村圏事務組合火災予防条例どおり確保されていること
- ④ 大規模集客施設での裸火の使用等について、夷隅郡市広域市町村圏事務組合火災予防条例に違反していないこと
- ⑤ 指定数量未満の危険物、指定可燃物等の貯蔵取扱の状況が、夷隅郡市広域市町村圏事務組合火災予防条例に違反していないこと
- ⑥ その他残火、取灰の不始末、たき火の禁止等屋外における火災予防事項、及び火災警報発令下における火の使用制限等が遵守されていること

2 住宅防火対策

町内の火災による死者（放火自殺者を除く）の大多数を占める住宅火災の予防とその被害の低減を図るため、町及び消防本部は、千葉県住宅防火対策推進協議会等と連携し、次の方法で住宅用防災機器の普及・促進や、住宅防火意識の普及啓発等を行う。

特に、住宅火災による死者数の低減に有効な手段である住宅用火災警報器が、町内全ての住宅に設置されるよう、普及促進に努めるとともに、防災製品の活用を推進する。

さらに、復電時における通電火災を防止するため、関係機関と連携し、通電火災防止

対策を推進する。

- ① 住宅用防災機器等の展示
- ② 啓発用パンフレットの作成
- ③ 講演会の開催

3 火災予防についての啓発

春季及び秋季火災予防運動において、火災予防思想の普及のため町内各地で次のような啓発活動を実施する。

- ① 火災予防運動を住民に周知させるため、火災予防運動初日の3月1日、11月9日に消防本部、分署等のサイレンの吹鳴、警鐘の打鐘の実施
- ② 防災・防火管理者講習会、防火座談会、防火映画会の開催
- ③ 危険物施設、建築物、車両、雑草地等の査察
- ④ 商店街、小学校、保育所、デパート、病院等の消火・避難訓練

第2 消防組織及び施設の整備充実

(主な担当)	総務課
--------	-----

1 消防組織

町は消防団員の確保に努めるとともに、消防組織の充実強化を推進するため、必要に応じ県へ情報提供等の支援を要請する。

2 消防施設等の整備充実

町及び消防本部は、消防施設整備計画や消防団活性化計画に基づき、充足率や財政力等町の実情を勘案しつつ、必要に応じ県へ支援を要請し、実態に即した消防施設等の整備強化を促進する。

第6節 消防計画

大規模災害・特殊災害などの各種災害の発生に対処するため、高度な技術・資機材など消防体制及び消防施設の整備拡充に努めるほか、消防団員に対する教育訓練、消防思想の普及及び市町村相互間の応援体制等の推進を図る。

第1 消防体制及び施設の強化

(主な担当)	総務課
--------	-----

1 消防団員の確保

消防団員の確保のための町の留意すべき事項

- ① 消防団に関する住民意識の高揚
- ② 処遇の改善
- ③ 消防団の施設・設備の改善
- ④ 女性消防団員の積極的確保、能力活用等
- ⑤ 機能別団員・分団の採用推進

2 消防施設の整備

町は、消防施設の強化を図るため、必要に応じ県へ支援を要請し、消防施設強化事業の拡充に努める。

(1) 現況の把握

消防ポンプ車、水利等消防施設の現況を把握する。

(2) 消防団の施設・設備

地域における消防力の強化を図るために、町は財政事情その他必要に応じ県に支援を要請し、消防団の施設・設備の拡充を推進する。

3 消防団員の教育訓練

消防団員に対し、県消防学校において、おおむね次のとおり教育訓練を行う。（「消防学校の教育訓練の基準」（総務省消防庁）に基づく教育訓練）

- ① 基礎教育（新任科）
- ② 専科教育（警防科）
- ③ 幹部教育（初・中級幹部科）
- ④ 特別教育（指導員科、訓練指導科、女性消防団員科、一日入校及び現地教育）

4 消防思想の普及

- ① 各種の行事を行い消防思想の普及徹底を図る。
- ② 春秋2回の火災予防運動を実施する。（各1週間）
- ③ （公財）千葉県消防協会夷隅支部が開催する消防操法大会に参加して、消防団員の士気の高揚を図る。
- ④ 各種講習会等を開催する。町は、行事、講習会等を通じ消防思想の普及を図る。

第2 応援体制の強化

(主な担当)	総務課
--------	-----

1 市町村相互の応援体制

消防組織法第39条の規定により、千葉県広域消防相互応援協定が締結されているので、運営の推進を図るとともに、町においては、相互の連絡調整を密にして各種災害に対応する。

また、平成8年度に策定された「千葉県消防広域応援基本計画」に基づいた迅速かつ的確な広域応援が市町村間で実施できるよう情報受伝達訓練等の各種訓練及び、応援可能部隊や応援可能資機材リストの更新を行う。

<資料編2-1-1 千葉県広域消防相互応援協定>

2 広域航空消防応援体制

大規模特殊災害発生時に、消防組織法第44条の3の規定により、他の都道府県の市町村等のヘリコプターを用いた消防に関する応援を要請する場合は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」及び同実施細目、並びに町及び県の事前計画に定める手続き等により、当該応援が円滑かつ迅速に実施されるよう的確な対応を図る。

<資料編2-5 大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱>

第7節 災害時要援護者等の安全確保のための体制整備

東日本大震災においては、死者の多くを高齢者が占めた。

また、障害者が一般の人に比べて高い割合で犠牲になったことが推察されるなど、高齢者や障害者など災害時に支援を要する人々の犠牲が多かったことや、避難生活において特別な配慮が必要としたこと等については、水害・土砂災害などの風水害を想定した対策を講じる上でも共通した課題であり、町及び県等は、高齢者や障害者のほか、難病患者・乳幼児・妊産婦・外国人などを含めた災害時要援護者の安全確保体制の整備を図る。

なお、国では、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン（以下、この節において「ガイドライン」という。なお、国は平成24年度にガイドラインを改定することとしている。）」を策定し、県では「災害時要援護者要援護者避難支援の手引き（以下、この節において「手引き」という。）」を作成している。

本町においても「災害時要援護者支援マニュアル（以下、この節において「マニュアル」という。）」を作成しており、町は、これらガイドライン、手引き及びマニュアルに基づき、災害時要援護者の安全確保体制の整備を図ることとする。

第1 在宅要援護者に対する対応

(主な担当)	保健福祉課、社会福祉協議会
--------	---------------

1 災害時要援護者の把握

住民及び町は、災害による犠牲者となりやすい高齢者や障害者、乳幼児、妊婦等いわゆる「災害時要援護者」の把握に努め、発災時に迅速な対応がとれるよう備えるものとし、必要に応じて県に支援を要請する。

なお、住民及び町は、ガイドラインに基づき、次の事項に留意し把握等を行うものとする。

(1) 災害時要援護者の所在把握

ア 町は、日常業務の中で、住民登録や福祉などの各担当部門が保有する情報から、事前に要援護者をリストアップし、どのような要援護者（電源を必要とする医療機器の使用の有無を含む。）がどこに住んでいるのか取りまとめ、所在情報とする。この場合、災害時には防災関係機関等に開示されることなどについて事前に要援護者本人又はその家族から同意を得ることとする。

また、平常時から要援護者と接している社会福祉協議会、民生委員、ケアマネジャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者との連携に努める。

イ 在宅の状態にない、病院や社会福祉施設等に入院・入所している要援護者に関しても可能な限り把握する。

ウ 所在把握には、行政区を活用するなど、地域における共助による取組みを推進する。

(2) 所在情報の管理

- ア 常に最新の情報を把握し、内容を更新の上、関係者で共有する。
- イ 災害時における情報の開示時期、どのような機関に対して情報を開示し、どのような協力を得ていくのか、情報開示の内容をどこまでの範囲にするのか、それぞれ定める。
- ウ 災害時要援護者の所在情報は個人情報であり、個人情報保護の観点から必要最低限の限られた範囲での利用が求められることから、コンピュータを利用したデータベース化やGIS化などを進めると共にデータの流出防止等、情報の適切な管理の基に、常に必要最低限の情報が取り出せるように整備を図る。
なお、災害による電源喪失を考え、紙での情報保管についても検討する。

2 支援体制の整備

町及び県は、自主防災組織の育成及び指導並びに社会福祉施設等への指導を通じ、災害時における情報伝達や救助、避難誘導等を行政区等の地域社会全体で災害時要援護者を支援するための体制づくりを行う。

町は、ガイドラインや手引きを参考とし、災害時要援護者への各種支援体制の整備に努める。

3 災害時要援護者避難支援プランの策定

住民及び町は、「災害時要援護者」の把握に努め、名簿を作成し、地域社会全体で災害時要援護者に対して複数の避難支援者を定める等、具体的な災害時要援護者避難支援プランの個別計画の策定に努める。

4 防災設備等の整備

町及び県は、ひとり暮らしの高齢者や障害者、ねたきりの高齢者、視覚障害者等の安全を確保するための緊急通報システムや聴覚障害者等への災害情報の伝達を効果的に行うための文字放送受信装置等の普及に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、自動消火装置及び火災報知器等の設置の推進に努める。

5 避難施設等の整備

町は、施設の安全性確保やバリアフリー化、避難スペースの確保等、要援護者のために特別の配慮がなされた福祉避難所の整備や、民間の特別養護老人ホーム等の施設を福祉避難所として指定するように努める。

また、町は、県と連携し、福祉避難所等での受入れが困難な在宅の災害時要援護者や被災した施設の利用者等を市町村の域を越えて受け入れる拠点の整備に努める。

災害時要援護者が避難生活を送るために必要となるトイレ、車椅子、簡易ベッド等の障害者・高齢者用備品やミルク、ほ乳びん等の乳児用備品及び授乳に配慮するための設備などは、あらかじめ避難施設等への配備に努める。ただし、個別の事情による医薬品等については、支援者が備えることとする。

町は、手引きや関係団体の意見などを参考とし、災害時要援護者や女性に十分配慮した構造・設備及び運営の確保に努める。

<資料編7-3 福祉避難所>

6 防災知識の普及、防災訓練の充実

町及び県は、災害時要援護者やその家族並びに社会福祉施設に対し、パンフレットの配布など、広報を充実し災害に対する基礎知識等の理解を高めるとともに、地域の防災訓練等やコミュニティへの積極的参加を呼び掛けるよう努める。

7 避難指示等の情報伝達

町は、高齢者や障害者等の災害時要援護者について、その状態や特性に応じた情報伝達体制の確立に努めるとともに、発災時には、速やかに巡回等による避難指示等の周知を図る。

8 在宅避難者等への支援

町及び県は、在宅避難又は応急仮設住宅での生活を送る災害時要援護者に対する健康相談や生活支援のため、共助の取り組みや夷隅健康福祉センター、社会福祉協議会等の福祉関係機関との地域ネットワークによる取り組みを促進する。

また、電源を必要とする医療機器を使用している在宅難病患者等に対し、災害に備えた補助電源の準備や停電時の入院受入れ等について、日頃から主治医や訪問看護ステーション等と相談するよう周知する。

第2 社会福祉施設等における防災対策

(主な担当)	保健福祉課
--------	-------

1 防災対策の指導

町及び県は、社会福祉施設等において、防災対策が講じられるよう、施設等に対する指導に努める。

2 施設の安全対策

社会福祉施設や老人保健施設の管理者は、施設そのものの災害に対する安全性の確保に努める。

また、電気、水道等の供給停止に備えて、入所者等が最低限度の生活維持に必要な飲料水、食料、医薬品類等の備蓄を行うとともに、施設機能の応急復旧や施設入居者の酸素療法等の治療等に必要非常用自家発電機等の防災設備の整備を行う。

3 組織体制・計画の整備

社会福祉施設や老人保健施設の管理者は、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、施設関係者緊急連絡体制、町へのライフライン等の被害・復旧状況報告体制等を盛り込んだ非常災害に関する具体的計画を作成しておくものとする。

また、町と連携のもと、施設相互間並びに他の施設、近隣住民及び自主防災組織等との日常の連携が密になるよう努め、入所者等の実態等に応じた協力が得られるよう体制づくりを行う。

4 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設や老人保健施設の管理者は、施設の職員や入所者等が災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を高めるための防災学習を定期

的に実施する。

また、施設職員や入所者等が、発災時の切迫した状況下においても適切な行動がとれるよう、施設の構造や入所者等の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的に実施する。

第3 外国人に対する対策

(主な担当)	総務課、産業観光課、税務住民課
--------	-----------------

1 防災知識の普及・防災訓練の充実

町及び県は、言語、生活習慣、防災意識が異なり日本語の理解が十分でない外国人を「災害時要援護者」として位置付け、発災時に迅速かつ的確な対応ができるよう、次のような条件、環境づくりに努めるとともに、様々な機会をとらえて防災対策の周知に努める。

- ① 多言語による広報の充実
- ② 避難場所、避難路標識等の災害に関する表示板の多言語化
- ③ 外国人を含めた防災訓練・防災教育

2 外国人に対する対応

町は、日本語の理解が十分でない外国人向けの語学ボランティアの派遣制度について、迅速な派遣要請が可能となるよう、平時から県が行う派遣制度について情報収集を図る。

第8節 情報連絡体制の整備

大規模災害時には、通信の途絶や輻輳等が予想されるため、町、県、及び防災関係機関は、情報収集伝達手段として、防災通信網の整備充実を図り、応急対策における情報伝達を迅速に進める。また、訓練等を通じて通信機器の操作の習熟に努める。

第1 県における災害情報通信施設

(主な担当)	総務課
--------	-----

1 県防災行政無線の活用

県は、防災情報の迅速・確実な受伝達と通信の高度化を図るため、防災行政無線を整備し、運用している。

町は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、災害情報の収集や被害状況等の報告に際しては、県防災行政無線を最大限活用する。

このため、関係者以外も災害時に操作ができるよう訓練等を通して操作方法の習得に努める。

2 防災情報システムの活用

県は、災害時における県庁と県出先機関、市町村等の間での被害情報、措置情報の収集、処理の迅速化共有化を図るとともに、気象情報等の防災に関する各種情報を関係機関や住民に提供して、的確な防災対策に資するため、「千葉県防災情報システム」（以下本編において「防災情報システム」という。）を整備し、運用している。

町は、防災情報システムを活用して、的確な防災対策の遂行に努める。

第2 町における災害通信施設の整備

(主な担当)	総務課
--------	-----

1 町防災行政無線等の整備

町は、大規模災害時における住民等への情報提供や被害情報等の収集伝達手段として、町防災行政無線等の整備拡充に努める。

町防災行政無線は、庁舎を親局とし、子局31局を開設している。災害時には、緊急の情報伝達の手段として、また安全確保のための広報手段として活用する。

また、更に確実な情報伝達の手段として、個別受信機の普及も推進する。

その他、避難地における情報伝達の手段として、また被害状況の収集のため、町防災行政無線移動系の車載及び避難所への設置、整備を進めるとともに、広報車、消防車、サイレン等を活用した住民への迅速、的確な情報伝達体制の整備に努める。

2 全国瞬時警報システムの整備

本町においても整備済みである J - A L E R T の受信機と防災行政無線の自動起動機の運用や衛星携帯電話等あらゆる情報手段の活用を検討する。

3 警察における災害通信網の整備

警察災害通信施設は、災害の発生に備え、又は災害発生時における、災害救助、災害復旧等に使用することを考慮して整備に努めるものとする。

町長、知事及び指定（地方）行政機関の長は、災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定により警察通信施設を使用できることとなっている。

4 非常通信の活用

町及び防災関係機関は、災害時等に自己の所有する無線通信施設又は一般加入電話等が使用できないとき、又は使用が困難になった場合に対処するため、電波法第52条の規定に基づく非常通信の活用を図るものとし、非常通信の伝送訓練等、関東地方非常通信協議会の活動等を通じて、非常通信体制の充実強化に努める。

5 アマチュア無線の活用

アマチュア無線による通信は、ボランティアによるものであることに配慮の上、非常時においてアマチュア無線の円滑な活用を図ることができるよう平常時から関係団体と連絡を密にするとともに、関係団体等が行う非常通信訓練の実施に協力する。

6 その他通信網の整備

CATV、インターネット等多様な通信メディアの活用について検討し、災害時における多様な通信連絡網の整備充実に努める。

<資料編4-1 利用可能な他の通信施設>

<資料編2-1-19 御宿町防災行政無線の活用に関する協定>

第9節 備蓄・物流計画

町及び県は、住民や自主防災組織、事業所等に対し、「自らの命は自らで守る。自らの地域はみんなで守る。」という自助・共助の考え方を基本に、平時から、災害時に必要な物資の備蓄を推進するよう働きかけるとともに、住民の生命や財産を守るため、災害発生直後から被災者に対して円滑に必要な物資等の供給が行えるよう、備蓄・調達並びに物流に係る体制の整備を図る。

併せて、大規模災害時における医療救護などの救援活動を実施するために必要な資機材・物資等の計画的な整備を図る。

第1 食料・生活必需品等の供給体制の整備

(主な担当)	総務課
--------	-----

1 備蓄意識の高揚

各家庭や事業所等における食料・飲料水等の備蓄を推進するため、町は、家庭等における3日分以上の食料や飲料水、生活必需品を備蓄することなど、住民の備蓄意識の高揚を図るための普及啓発を推進するとともに、自主防災組織等への炊き出し用機材や救助用機材などの整備を促進する。

2 備蓄・調達体制の整備

(1) 町

備蓄及び調達は、自助・共助により賄われる備蓄物資等を補完する目的で行われるものであるが、町は、基礎的な地方公共団体として一義的に被災者への食料・生活必需品等の供給を行う責務を有していることから、様々な事態に的確に対応できるよう、物資の備蓄・調達体制の整備に努める。

ア 生命維持や生活に最低限必要な食料・飲料水・生活必需品などの物資や避難所運営に必要な資機材を中心とした備蓄に努める。

なお、備蓄物資の選定に際しては、地域特性や災害時要援護者・女性の避難生活等に配慮する。

イ 被災者に物資を迅速に提供するため、避難所への分散備蓄の推進や輸送体制の構築に努める。

ウ 消費期限が短いなどの備蓄に適さない物資や、大量に必要となるもので全てを備蓄することが困難な物資、発災からの時間の経過とともに必要となる物資については、関係事業者等との協定締結の推進を図り、調達による確保に努める。

エ 備蓄の状況、保管場所等については、“御宿町備蓄台帳”で管理し、定期的な整備更新に努める。

(2) 県

県は、町が甚大な被害を受け、備蓄した物資の提供や調達が困難になった場合などに備え、広域地方公共団体として町を補完する立場から、物資の備蓄・調達体制の整

備等を行っている。

備蓄品目の選定等に際しては、情報の寸断等により、ニーズの把握が困難な状況となる町に対して、要請を待たずに物資の供給を行う、いわゆる「プッシュ型」支援を想定した検討を行うとともに、平時から「プッシュ型」支援を想定し、物資の備蓄状況や集積拠点等について、町と県との間で情報共有を図る。

3 災害時の物流体制の整備

民間からの調達や国や他都道府県からの支援により供給される大量の物資を迅速に目的地へ届けるためには、円滑な物流体制を構築することが重要であり、町及び県は、平時から体制整備に努める。

(1) 町

町は、指定した拠点へ搬入される物資を避難所等へ輸送し、避難者へ供給する役割を果たす必要がある。そのため、平時から物資の集積拠点を選定しておくとともに、大量な物資の仕分けや避難所への輸送等につき、地域特性に応じて、民間物流事業者と連携するなどの体制整備に努める。

<資料編6-7 物資の集積拠点>

<資料編8-5 御宿町備蓄台帳>

<資料編2-1-6 災害時における物資の供給に関する協定書>

<資料編2-1-7 災害時における救援物資の提供に関する協定書>

<資料編2-1-17 災害時における緊急対応生活物資等の供給に関する協定>

(2) 県

県は、町の要請等に基づき、又は災害の状況に応じ要請を待たずに、県の備蓄、民間からの調達、又は国や他都道府県への要請等により必要な物資を確保し、町の指定する拠点まで物資を輸送する役割を担っている。大量の支援物資等の受入れ、在庫管理及び払出しを円滑に行い、かつ迅速に目的地へ輸送するため、物資の集積拠点としての物流倉庫や、輸送車両・機材・ノウハウの提供等について、倉庫業界・トラック業界等の民間物流事業者の協力を受け、官民連携による物流体制を構築するものとする。

第2 医薬品及び応急医療資機材等の整備

(主な担当)	保健福祉課
--------	-------

1 災害用医薬品等の備蓄

町は、災害発生時の医薬品及び衛生材料の供給を円滑に行うため、保健センター等に災害用医薬品等を備蓄し、迅速に対処できる体制を整備する。

2 応急医療資機材の備蓄

町は、大規模災害発生時の円滑な医療救護活動の実施を図るため、医療救護活動に必要な応急医療資機材を保健センター等に整備する。

第10節 防災施設の整備

災害から住民の生命や財産を守るためには、災害応急対応を円滑に行うための防災拠点施設や避難所等の各種防災施設等の整備が重要である。

第1 防災拠点施設の整備

(主な担当)	総務課、企画財政課
--------	-----------

1 計画方針

町は、平常時における住民の防災知識の普及啓発を図るとともに、大規模災害時における防災用資機材や食料の備蓄搬送拠点として、災害対策活動の拠点となる施設の整備に努める。

2 既存施設の整備

町は、被災地外からの支援物資や人的応援を速やかかつ的確に受け入れ、救援・復旧活動を展開するため、旧御宿高校等の既存施設を活用し、オープンスペースを確保した防災活動拠点のネットワーク整備を進める。

施設としては、平常時、住民や自主防災組織のリーダー等を対象とした災害や防災に対する知識・体験を深めるための啓発・教育施設等と災害時の資機材、物資等の備蓄倉庫、耐震性貯水槽、通信施設等で構成されるものを考慮する。

第2 避難施設の整備

(主な担当)	総務課、企画財政課、保健福祉課、教育委員会
--------	-----------------------

1 避難所等の整備

町は、「災害時における避難所運営の手引き」により、避難場所等の選定を行うものとし、特に避難場所等の整備等については、同手引きの記載内容及び次の点に留意する。

- ① 避難所の開設が予定される施設の耐震性を確保するとともに、対象地域の被災住民を収容できる規模を持って適切に配慮する。
- ② 避難所に指定した建物については、必要に応じ、冷暖房施設、換気や照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。
- ③ 避難所における救護所、通信機器等の施設・設備の整備に努める。
- ④ 避難所に食料、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、仮設トイレ等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。

また、灯油、エルピーガスなどの非常用燃料の確保等に努める。

- ⑤ 避難生活の長期化、高齢者、障害者等の災害時要援護者に対応するため、災害時要援護者に特別の配慮をするための避難施設（以下「福祉避難所」という。）の整備に努め、簡易ベッド、簡易トイレ等の整備及び避難時の介助員の配置等について検討する。

- ⑥ 間仕切りや照明等、被災者のプライバシー及び安全を確保するための設備の整備に努める。

<資料編7-1 避難場所一覧>

<資料編7-2 避難所一覧>

<資料編7-3 福祉避難所>

2 避難所運営マニュアルの整備

町は、本来の施設管理者の監督のもとで住民の自主防災組織やボランティア組織と協力して避難所の効率的な管理運営がなされるよう、県が策定した「災害時における避難所運営の手引き」を参考とし避難所ごとの運営マニュアルの策定を促進する。

また、その作成にあたっては、施設管理者と協議するものとする。

3 避難路の整備

町は、避難場所に安全に避難できるよう日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、避難路の安全性の点検及び避難誘導標識の設置等適切な措置を講ずる。

4 ヘリコプター臨時離発着場の確保

情報収集や救助・救急活動、救援物資・人員搬送等災害時に多岐にわたり大きな役割を果たすこととなるヘリコプターを有効に活用するためには、緊急時の離発着場の確保等について、町防災計画に位置付けその確保に努める。

特に、使用の際に混乱が予想される避難所の臨時離発着場については、避難住民の安全性等を考慮し避難場所と臨時離発着場の区別等所要の措置を講ずる。

また、緊急消防援助隊、広域緊急援助隊及び自衛隊の各部隊の支援を円滑に受け入れるための進出拠点・応急対策活動拠点の候補地、「首都直下地震応急対策活動要領に基づく具体的な活動内容に係る計画（平成20年12月）」に対応するための広域物資拠点・広域医療搬送拠点の候補地を県があらかじめ選定するため、町はこれに協力する。

<資料編6-2 ヘリコプター発着可能地点>

第11節 帰宅困難者等対策

帰宅困難者等対策は、東日本大震災において、県内で多くの帰宅困難者が発生したことや、首都直下地震により東京を中心とした首都圏で広域的な被害が発生した場合に、大規模地震発生当初の混乱防止や人命救助活動等の円滑化を図ることから、「むやみに移動を開始しない」という一斉帰宅抑制の基本方針の周知徹底や、帰宅困難者等の安全確保などの対策を図るものであるが、台風等の風水害発生時においても、鉄道を中心とした交通機関の停止による帰宅困難者等の発生が見込まれる。

地震・津波災害の場合に比して、風水害については、一定の予測が可能なことから事前の対策を講じることができるなど、対策にも違いがあるが、台風の滞留や、出水又は土砂崩れ等により鉄道を中心とした交通機能が一定期間停止することが想定されるため、地震発生時に準じた体制整備を図るものとする。

第1 一斉帰宅の抑制

(主な担当)	総務課
--------	-----

1 「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底

帰宅困難者対策においては、一斉帰宅行動の抑制が最も重要であるため、広報誌、ホームページ、ポスターなど様々な媒体を活用して「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底を図る。

2 安否確認手段の普及・啓発

一斉帰宅行動を抑制するためには、家族等との安否確認手段が確保され、かつ周知されていることが必要である。このため、災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言版、災害用伝言版（Web171）、ツイッター・Facebook等のソーシャル・ネットワーキングサービス、IP電話など、通話に頼らない安否確認手段について、平常時から体験・活用を通じて、発災時に利用してもらえるよう広報・啓発を行うとともに、企業や学校など関係機関における家族等との安否確認手段のルール化を促進する。

3 帰宅困難者等への情報提供

企業、学校など関係機関において、従業員や児童・生徒等を待機させる判断をすることや、個々人が望ましい行動を取るためには、気象情報、被害情報、公共交通機関の運行・復旧状況などの情報を適切なタイミングで提供することが必要である。

このため、町及び県は、気象情報や地域の被害情報、公共交通機関の運行・復旧状況などの情報提供を図るとともに、県、他市町村及び関係機関と連携して防災情報メール、ポータルサイト、ソーシャル・ネットワーキングサービスなどの情報発信手段についても検討する。

4 観光客への啓発

災害発生直後の町の応急対策活動は、救命救助・消火・住民の避難支援を重点的に行うため、観光客に対する支援が手薄になることが予測される。

このため平時において、観光客へ向け次のことについて普及啓発を行う。

- ① 二次災害防止のために「むやみに移動を開始しない」こと
- ② 災害用伝言ダイヤルなど、安否確認手段の活用に関すること
- ③ 防災行政無線など公共機関が提供する情報入手に関すること
- ④ 帰宅できるまでの自助・共助の重要性に関すること

第2 帰宅困難者等の安全確保対策

(主な担当)	総務課
--------	-----

1 情報連絡体制の整備

台風等、ある程度の予測が可能な風水害の場合には、的確な気象情報の収集等により早めに行動するなど、帰宅困難となる状況を回避することが可能である。

町は、暴風雨が続いている状況下により、屋外での行動が制約されることや交通手段の途絶等で観光客が移動できないことを想定し、交通機関などの関係機関との情報連絡体制の確立に努める。

2 大規模集客施設を管理する事業者及び鉄道事業者の取組み

大規模集客施設や駅等を管理する事業者は、平常時から利用者の保護に係る方針を定めておくとともに、風水害等により交通機関が一定期間機能停止した場合における施設内待機に係る案内や安全な場所への誘導手順についても、あらかじめ検討しておくよう努めるものとする。

第12節 防災体制の整備

町は、大規模災害の発生時における迅速な初動体制や、県・他市町村等からの広域応援体制を構築するため、平時から県内他市町村、県、防災関係機関との連携を密にするとともに、災害対策本部事務局機能の強化など、体制整備を行う。

第1 防災体制の整備

(主な担当)	総務課、全庁
--------	--------

1 災害対策本部の活動体制の整備

町は、大規模災害に迅速かつ円滑に対応した体制を整備するため、災害対策本部事務局体制を整備し、災害対策本部設置訓練や図上訓練を行うことにより、習熟に努めるとともに、検証の結果、必要となる場合には、適宜体制の見直し等を図る。

2 各種計画策定の検討

町は、被災による行政機能の低下により、情報収集活動や救助活動及び行政サービスの提供等に支障をきたす場合を想定し、防災関係機関の応援等を効果的に受けるための受援計画の策定や町における行政サービスの提供を維持するための業務継続計画の作成に努めるものとする。

第2 相互応援体制の整備

(主な担当)	総務課、全庁
--------	--------

1 市町村間相互の応援体制の整備

町は、千葉県内の市町村間において、災害時における相互応援協定を締結しているが、これらの協定が大規模災害時に有効に機能するよう、運用方法の改善等を働きかけるとともに、平時からの連携を緊密にするよう努める。

また、平成24年度に締結した「災害時における夷隅郡市内市町村間の相互応援に関する協定」(御宿町、いすみ市、勝浦市、大多喜町)及び、野沢温泉村との間で締結した「御宿町・野沢温泉村姉妹都市災害時応援協定」に基づき、各種災害に対応する。

<資料編2-1-2 災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定>

<資料編2-1-3 災害時における夷隅郡市内市町村間の相互応援に関する協定>

<資料編2-1-4 御宿町・野沢温泉村姉妹都市災害時応援協定>

2 広域避難者の受入体制の整備

町は、市町村や都道府県の区域を越える被災者の広域支援要請又は受入れを円滑に行うための体制整備に努める。

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害対策本部活動

災害が発生した場合、人的被害にとどまらず、家屋の倒壊や流失、火災、がけ崩れの発生、道路・橋梁の破損、さらには生活関連施設の機能障害などの被害の発生が予想される。

このような被害の拡大を防止し、被災者の救援救護に全力を挙げて対処するため、町、県及び各防災関係機関は、それぞれの計画に基づき迅速かつ的確な活動体制のもと災害応急対策に万全を期すことを目的とする。

第1 町の活動体制

(主な担当)	全庁
--------	----

1 責務

町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、第一次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、県防災計画及び町防災計画の定めるところにより、県、他の市町村及び防災関係機関並びに区域内の公共的団体及び住民の協力を得て、災害応急対策を実施する。

2 活動体制

町は、災害応急対策を遂行するため、あらかじめ災害に対処するための組織、配備体制及び職員の動員等について定めておくものとする。その際、県、町一体となった体制がとれるよう、県防災計画に定める配備基準、配備内容等と十分整合を図る。

(1) 災害対策本部設置前の初動対応

ア 気象庁による大雨・暴風・高潮・洪水・大雪・暴風雪警報の1以上が町に発表され、あるいは、災害の発生が予想される場合で、町長が必要と認めたときは、総務課及び関係機関は、次の措置を講ずる。

(ア) 気象に関する情報の収集及び伝達

(イ) 被害情報の把握及び報告

イ 総務課長は、被害状況を取りまとめ、速やかに町長に報告する。また、必要に応じ、県の機関、その他防災関係機関に同様の報告又は通報を行う。

ウ 前記ア及びイについては、夜間、休日等の時間外においても同様とする。

(2) 町応急対策本部

ア 設置又は廃止とその基準

町長は、風水害等による災害に迅速に対応する初動・応急体制を確立するため、前記(1)アに記載の現象が生じた段階において、必要に応じ応急対策本部を設置することができる。

なお、災害の規模が拡大し、又は拡大するおそれのあるときは、必要に応じて「災

害対策本部（第3配備から本部第5配備）」に移行する。

また、応急対策本部を設置した後において、町内において災害の発生するおそれ
が解消し、又は災害応急対策が概ね完了したため、応急対策本部を設置する必要が
ないと認めたときは廃止する。

イ 組織及び編成

応急対策本部の組織及び編成は、「御宿町応急対策本部体制」によるものとするが、
その概要は次のとおりである。

＜資料編 1 - 3 御宿町応急対策本部体制＞

御宿町応急対策本部組織

本 部 会 議	本部長	町長	部（5）	
	副本部長	副町長 教育長	事務局長	総務課長
	本部員	総務課長 企画財政課長 税務住民課長 保健福祉課長 建設環境課長 産業観光課長 議会事務局長 教育課長 会計室長 消防団長	事務局職員	指令情報班 庶務班
本部派遣職員	自衛隊、防災関係機関から 本部長が派遣を求める者			

（3）町災害対策本部

ア 町災害対策本部の設置又は廃止とその基準

災害応急対策を推進するため、町内において、災害救助法の適用基準に達する程
度の被害が発生するおそれがある場合等で、本部長が必要と認めたときは、災害対
策本部（以下、本編において「町本部」という。）を設置する。

また、町本部を設置した後において、町の地域について災害の発生するおそれが
解消し、又は災害応急対策が概ね完了したため、町本部を設置しておく必要がない
と認めたときは、町本部を廃止する。

なお、町本部の各部長の職に充てられているものは、町本部を設置する必要を認
めたときは、総務部長に本部の設置を要請することができる。総務部長は要請があ
った場合、その他の状況により町本部を設置する必要があると認めたときは、各部
長の職に充てられている者を招集して協議の上、町本部の設置を町長に具申しなけ
ればならない。

イ 町本部設置又は廃止の通報及び発表

総務部長は、町本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を次に掲げる者のうち必要と認める者に通報するとともに、報道機関に発表する。

・町本部構成員	・防災関係機関
・千葉県知事	・住民
・消防団長	・隣接市町村長
・いすみ警察署長	・自衛隊（陸上自衛隊下志津駐屯地）

また、各部長は町本部設置の通知を受けたときは、所属職員に対し、周知徹底させなければならない。

なお、町本部が設置された場合は、御宿町庁舎正面に「御宿町災害対策本部」の掲示板を掲出する。

ウ 町本部の設置場所

町本部は、原則として町役場4階レセプションルームに設置する。

なお、町庁舎及び周辺地域の被災状況によりその機能が維持できない場合は、次に掲げる順位により設置場所を選定するが、本部長（町長）の判断により変更することができる。

第1位 旧御宿高校 第2位 消防団本部

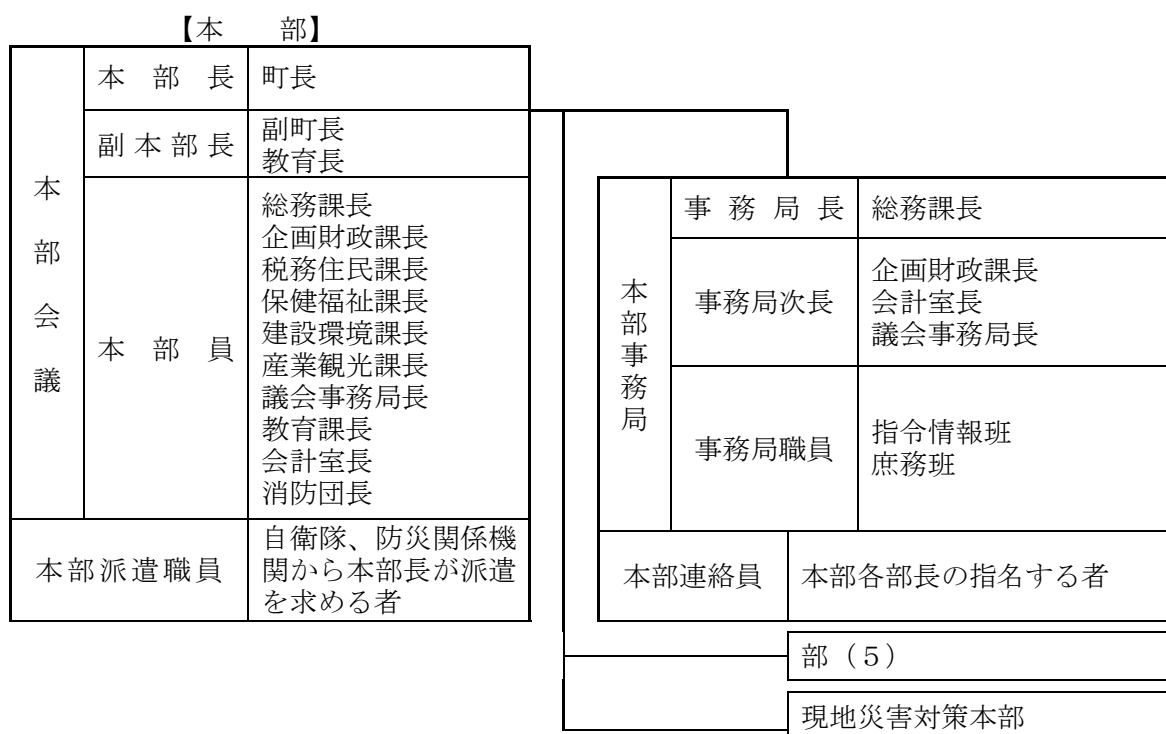
エ 町本部の組織及び編成

町本部の組織及び編成は、「御宿町災害対策本部条例」及び「御宿町災害対策本部体制」によるものとするが、その概要は、次のとおりである。

<資料編1-2 御宿町災害対策本部条例>

<資料編1-4 御宿町災害対策本部体制>

御宿町災害対策本部組織



(ア) 災害対策本部会議

本部長（町長）は、町の災害対策を推進するため、本部室において本部長、副本部長及び本部員で構成する本部会議を開催し、次の事項の基本方針を決定する。

- a 災害応急対策の実施及び調整に関すること
- b その他重要事項に関すること

(イ) 災害対策本部事務局及び災害対策本部連絡員

本部事務局は、災害対策に関する命令伝達等を行う。

本部連絡員は、各部長が指名し、本部事務局に勤務する。

(ウ) 現地災害対策本部

a 設置

本部長（町長）は、災害の現地における応急対策を推進する上で必要があると認めるときは、現地災害対策本部（以下、本編において「現地本部」という。）を設置する。

b 組織編成

現地本部は、現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

c 所掌事務

現地本部の所掌事務は、町本部と連携し、災害の状況に応じた応急対策を迅速・機動的に実施するほか、次のとおりとする。

- (a) 被害状況、応急対策実施状況の情報収集及び分析
- (b) 現場部隊の役割分担及び調整に関する業務
- (c) 本部長の指示による応急対策の推進
- (d) その他緊急を要する応急対策の実施

(エ) 本部室、各部、各班の連絡方法

a 本部長の命令あるいは本部室で決定した事項等は、事務局長が本部連絡員を通じて各部及び各班に連絡する。

b 各部及び各班で聴取した情報、あるいは各部及び各班で決定処理した事項のうち、本部室あるいは他の各部及び各班が承知しておく必要がある事項は、本部連絡員を通じ、事務局長を経由して本部長に報告する。

3 職員の配備

(1) 防災担当職員の待機体制

発災直後の災害情報収集や災害対策の調整を行うため、町庁舎及びその周辺に常時防災担当職員が待機し、迅速な初動体制の確立に努める。

(2) 町本部設置前の配備

災害に対処する町本部設置前の配備は、災害の状況等により次のとおりとする。

配備 種別	配 備 基 準	配 備 内 容	配備を要する課 等
第1 配 備	<p>次のいずれかに該当し、町長が必要と認めたとき</p> <p>(1) 次の警報の1以上が千葉県南部（夷隅・安房）に発表され、災害の発生が予想されるとき</p> <p>ア 大雨警報</p> <p>イ 暴風警報</p> <p>ウ 高潮警報</p> <p>エ 洪水警報</p> <p>(2) 本町が台風の暴風域に入ることが見込まれるとき</p> <p>(3) 土砂災害警戒情報が発表されたとき</p> <p>(4) その他、災害の発生が予想されるとき</p>	<p>災害関係課等の職員で情報収集活動が円滑に行える体制とする。</p>	<p>総務課 建設環境課 産業観光課</p>
第2 配 備	<p>第1配備体制を強化する必要があると町長が認めたとき。</p>	<p>第1配備体制を強化し、事態の推移に伴い速やかに町本部を設置できる体制とする。</p>	<p>第1配備に加え、 企画財政課 保健福祉課 教育委員会 税務住民課</p>
<p>※ 議会事務局には、連絡のみ行う。</p>			

(3) 町本部設置後の配備

災害に対処する町本部設置後の配備は、災害の状況により次のとおりとする。

配備種別	配備基準	配備内容	配備を要する課等
第3配備	局地災害が発生した場合、災害救助法の適用基準に達する程度の大規模な災害が発生する恐れがある場合等で本部長が必要と認めたとき	災害発生を防御するための措置及び災害の拡大防止、救助等の応急対策が行える体制、局地災害に対処できる体制とする。	町本部を構成するすべての町の機関
第4配備	災害救助法の適用基準に達する程度の大規模な災害が発生した場合、また町内全域にわたり大規模な災害が発生するおそれのある場合で、本部長が必要と認めたとき	第3配備体制を強化し対処できる体制とする。	同上
第5配備	町内全域にわたり大規模な災害が発生した場合で、本部長が必要と認めたとき	町の組織及び機能のすべてをあげて対処できる体制とする。	同上

注) 配備の特例措置

- (1) 本部長（町長）は、災害の状況その他により、必要があると認めたときは、特定の部に対してのみ、非常配備体制の指令を発し、又は特定の部に対し、種別の異なる非常配備体制の指令を発することができる。
- (2) 各部長は、災害の態様等により、その所掌する災害応急対策を講ずる上で支障がないと認められるときは、本部事務局長と協議の上、本部長の承認を得て、当該部の配備内容を変更し、又は配備を解くことができる。
- (3) 非常配備体制に基づく措置
 - ア 各部長は、あらかじめ部に属する班が、非常配備体制の種別に応じて措置すべき活動要領を定め、所属職員に周知徹底しておかなければならない。
 - イ 各部長は、非常配備体制の指令を受けたときは、前記により所属職員に対し、必要な指示をしなければならない。

(4) 対応長期化に備えた配備体制

災害対応の長期化に備えて、災害対応従事者の健康を確保するため、ローテーション管理や物資・資機材の確保に努める。

4 職員の動員

(1) 動員体制の確立

各部長は、それぞれの部内各班の動員系統連絡の方法等をあらかじめ実態に即した方法により具体的に定めておくものとする。

また、非常配備体制の指令を受けたときは、直ちに災害の状況に応ずる次の処置をとらなければならない。

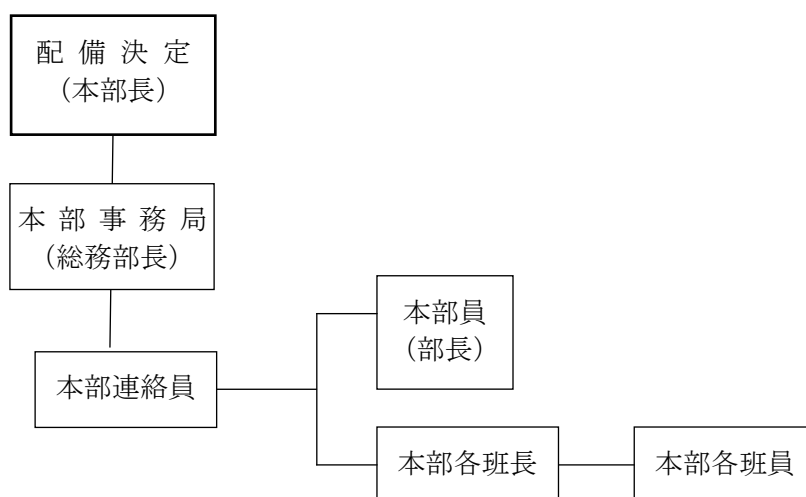
ア 所属職員の把握を行う。

イ 職員を所定の部署に配置する

ウ その他高次の非常配備体制に応ずる職員の配置に以降できる措置を講ずる。

(2) 動員系統

職員の動員は、次の系統で伝達する。



(3) 動員の伝達方法

町長（本部長）の配備決定に基づく本部事務局（総務部長）からの職員の配備指令の伝達は、原則として次の方法によるものとする。

ア 勤務時間内

庁内放送、防災行政無線、電話又は口頭により行う。

イ 勤務時間外

防災行政無線又は電話

5 職員の参集等

(1) 初動対応職員

休日夜間等勤務時間外において、町本部を設置するような災害時に初動体制等を早期に確立するため、所属長は、年度当初に勤務地又は指定された所属に必ず登庁する職員を指定するものとする。

なお、初動対応職員は次のとおりとする。

本部員、班長、本部事務局職員、本部連絡員、第1配備職員

(注) 本部事務局職員、本部連絡員は本部の活動体制を早期に確立するため、原則として役場から4km圏内、特に事情がある場合には8km圏内に居住する。

(2) 初動対応職員以外の職員

原則として町役場へ登庁する。

(3) 自主登庁又は自主参集

町本部を構成するすべての職員は、テレビ、ラジオ等による情報や周囲の状況から被害が著しく、町本部設置(第3配備以上)の参集基準に該当すると判断される場合は、自主登庁及び自主参集する。

(4) 職員の服務

町本部の職員は、町本部が設置された場合は次の事項を遵守しなければならない。

ア 常に災害に関する情報及び本部関係の指示に注意すること

イ 不急の行事、会議、出張等を中止すること

ウ 正規の勤務時間が終了しても、上司の指示があるまで退庁しないこと。

エ 勤務場所を離れる場合には、進んで上司と連絡をとり、常に所在を明らかにすること

オ 自らの言動によって住民に不安を与え、住民の誤解を招き、又は町本部の活動に支障をきたすことのないよう注意すること

6 災害救助法が適用された場合の体制

災害救助法が適用された場合、町長は、知事の委任を受けて、災害救助法に基づく救助事務を実施、又は知事が行う救助を補助する。

7 市町村間での応援体制

県下全市町村間で締結した「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」や平成24年度に締結した「災害時における夷隅郡市内市町村間の相互応援に関する協定」、及び野沢温泉村との間で締結した、「御宿町・野沢温泉村姉妹都市災害時応援協定」等に基づき、円滑な協力体制を配備する。

<資料編2-1-2 災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定>

<資料編2-1-3 災害時における夷隅郡市内市町村間の相互応援に関する協定>

<資料編2-1-4 御宿町・野沢温泉村姉妹都市災害時応援協定>

第2 指定行政機関等の活動体制

(主な担当)	総務部
--------	-----

1 責務

(1) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、法令、防災業務計画、町防災計画及び県防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、町、県及び他の防災関係機関の実施する応急対策が的確かつ円

滑に行われるよう必要な施策を講じるものとする。

(2) 防災上重要な施設の管理者

町の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者及びその他法令の規定による防災に関する責任を有する者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、法令、防災業務計画、町防災計画及び県防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、指定地方行政機関、町及び県の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう必要な措置を講じるものとする。

2 活動体制

(1) 組織等の整備

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者等はそれぞれの責務を遂行するため、必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配備及びサービスの基準を定めておくものとする。

(2) 職員派遣

本部長は、災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要があると認めるときは、指定地方公共機関等の長に対して、その所属職員を必要な場所に派遣するよう要請する。

第3 防災関係機関及び県災害対策本部等との連絡

(主な担当)	総務部
--------	-----

1 防災会議の招集

本町の地域に災害が発生した場合において、当該災害に係る災害応急対策に関し、関係防災機関相互の連絡調整を図る必要があると認められるときは、町防災会議を招集する。

<資料編1-1 御宿町防災会議条例>

2 県災害対策本部との連絡

町は、災害の状況に応じ、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の職員とともに県本部会議に出席し、災害状況、災害対策実施状況等情報の交換を行うとともに、応急対策に必要な連絡調整を行う。

3 県への支援要請

災害等により、町限りでは、被害状況を把握できなくなった場合、県に対し、職員の派遣及び情報収集等を依頼するとともに、県や他市町村等と情報を共有するなど、連携して災害応急対策を実施する。

第4 災害救助法の適用手続等

(主な担当)	総務部
--------	-----

1 災害救助法の目的

災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）は災害に際して応急的に必要な救助を行

い、災害にかかった人達の保護と社会秩序の保全を図ることを目的とする。

2 適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令第1条に定めるところによるが、本町における具体的適用基準は次のとおりである。

- ① 町の区域内で住家の滅失した世帯数が40世帯以上である場合
- ② 県の区域内で住家の滅失した世帯数が2,500世帯以上であって、町の区域内の住家の滅失した世帯数が20世帯以上である場合
- ③ 県の区域内で住家の滅失した世帯数が12,000世帯以上である場合、又は災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、かつ多数の世帯の住家が滅失したものである場合
- ④ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合

3 救助の実施機関

- ① 知事は、本町に災害救助法を適用する災害が発生した場合、国からの法定受託事務として応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図るものとする。
- ② 知事は、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、その権限に属する事務の一部を本部長（町長）が行うこととすることができる。
- ③ 本部長（町長）は、前記②により本部長（町長）が行う事務を除くほか、知事が行う救助を補助する。

4 救助の種類

災害救助法に基づく救助は、被災者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるものであり、次のような種類の救助を行う。

- ① 収容施設（応急仮設住宅を含む）の供与
- ② 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ③ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- ④ 医療及び助産
- ⑤ 災害にかかった者の救出
- ⑥ 災害にかかった住宅の応急修理
- ⑦ 学用品の給与
- ⑧ 埋葬
- ⑨ 死体の捜索及び処理
- ⑩ 住居又はその周辺の土石等の障害物の除去

5 被災世帯の算定基準

（1）被災世帯の算定

住家の滅失した世帯の数の算定にあたっては、住家が半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

(2) 住家の滅失等の認定

ア 住家が滅失したもの

居住のための基本的機能を喪失したもので、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延面積の70%以上に達した程度のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害の割合が、住家全体の50%以上に達した程度のもので

イ 住家が半壊、半焼する等著しく損傷したもの

住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延面積の20%以上70%未満のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害の割合が住家全体の20%以上50%未満のもので

ウ 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもので、前記ア、イに該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもので、又は土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

(3) 世帯及び住家の単位

ア 世帯

生計を一にしている実際の生活の単位をいう。

イ 住家

現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって1住家として取り扱う。

6 災害救助法の適用手続等

(1) 適用の要請

ア 災害に対し、本町における災害が、前記「2 適用基準」に掲げたいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、本部長（町長）は、直ちにその旨を知事に報告し、災害救助法の適用を知事に要請する。

イ 災害救助法施行細則（昭和23年千葉県規則第19号）第5条の規定により、災害の事態が急迫して知事による救助の実施を待つことができないとき、本部長（町長）は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事（県本部事務局経由）に報告する。

(2) 適用の要請の手続き

本部長（町長）が災害救助法の適用を知事に要請する場合は、県に対し、次に掲げる事項について、とりあえず口頭又は電話をもって要請し、後日文書によりあらためて処理する。

ア 災害発生の日時及び場所

イ 災害の原因及び被害の状況

ウ 適用を要請する理由

エ 必要な救助の種類

オ 適用を必要とする期間

- カ 対応済みの救助措置及び対応予定の救助措置
- キ その他必要な事項

7 救助の程度、方法及び期間等

災害救助法が適用された場合の応急救助の程度、方法及び期間等については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間等」によるものとする。

<資料編2-2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等>

第2節 情報収集・伝達計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、被害を最小限にとどめるため気象情報等の防災情報及び被害情報を一刻も早く地域住民等へ伝達することが必要である。特に高齢者や障害者等災害時要援護者への伝達に万全を期する必要がある。

また、円滑な応急対策活動を実施するため各防災機関は、緊密な連携のもと、災害に関する情報を的確かつ迅速に把握する体制を整える必要がある。

第1 通信連絡体制

(主な担当)	総務部
--------	-----

1 通信手段の確保

町及び防災関係機関は、災害時における必要な連絡等の通信を迅速かつ円滑に行うため、非常の際における次の通信連絡手段を確保し、機能確認を行う。

機器の破損等の支障が生じている場合は、修理等の措置をとるとともに、無線機の貸出し等の管理を行う。

(1) 町防災無線

簡易デジタル無線機及び固定系を用いて住民、公共施設の職員への指示、通知、伝達、その他必要な連絡等の通信を行う。

また、災害現場に出動している各職員等との連絡を行う。

(2) 県防災電話

非常災害時における町と県及び防災関係機関との間における通信手段を確保し、各種情報を迅速かつ的確に受伝達する。

(3) 県防災情報システム

災害時における県庁と県出先機関、町等の中で被害情報、指示情報等の収集・処理の迅速化を図るとともに、気象情報、地震情報等の防災に関する各種情報を関係機関や住民と共有して、的確な防災対策の遂行に役立てる。

(4) 電話・FAX

ア 指定電話

災害時においては、指定電話を平常業務に使用することを制限し、町各部及び防災関係機関と連絡等の通信を行う。

なお、各機関相互における通信連絡は、原則として各機関の連絡責任者の勤務場所又は自宅の電話を利用するものとし、指定電話及び連絡責任者は、「指定機関電話番号」のとおりする。指定電話及び連絡責任者に変更があった場合は、すみやかに御宿町防災会議（事務局）に修正報告をしなければならない。

イ 災害時優先電話

あらかじめ東日本電信電話（株）に対し、指定した電話番号を届出て災害時優先電話としての承認を受ける。回線の輻輳により通信が規制される場合は、優先電話

の利用により通信を確保する。

ウ 非常・緊急通話

(ア) 利用方法

非常通話又は緊急通話の請求は、あらかじめ承認を受けた電話番号（原則的に指定電話とする。）から102番をダイヤルし、「非常（緊急）」の旨及び必要事項を東日本電信電話（株）に申し出ることにより接続される。

(イ) 接続順位

非常通話又は緊急通話は、他の手動接続通話に優先して取扱われ、非常通話相互間は、その通話の請求の順序により接続され、非常通話は緊急通話より優先的に接続される。

エ 非常・緊急電報

非常電報又は緊急電報を発信するときは、東日本電信電話（株）に依頼することとし、非常（緊急）扱い電報である旨を告げるものとする。

<資料編1-5 指定機関電話番号>

<資料編1-6 町内防災関係機関>

2 通信の統制

町各部及び防災関係機関は、災害時においては、通信設備の平常業務使用を制限した上で、指定電話及び連絡責任者を定め、窓口の統一を図り、連絡責任者の統括のもとに通信連絡にあたる。

なお、町防災行政無線を中心とした通信連絡体制は次のとおりとする。

(1) 町本部設置前の通信連絡窓口

町本部が設置されるまでの間、町への通信連絡は、特に定める場合を除き、通常の勤務時間内においては、総務課消防防災係が担当し、通常の勤務時間外の夜間及び休祭日においては、宿直室に通信連絡窓口を設置する。

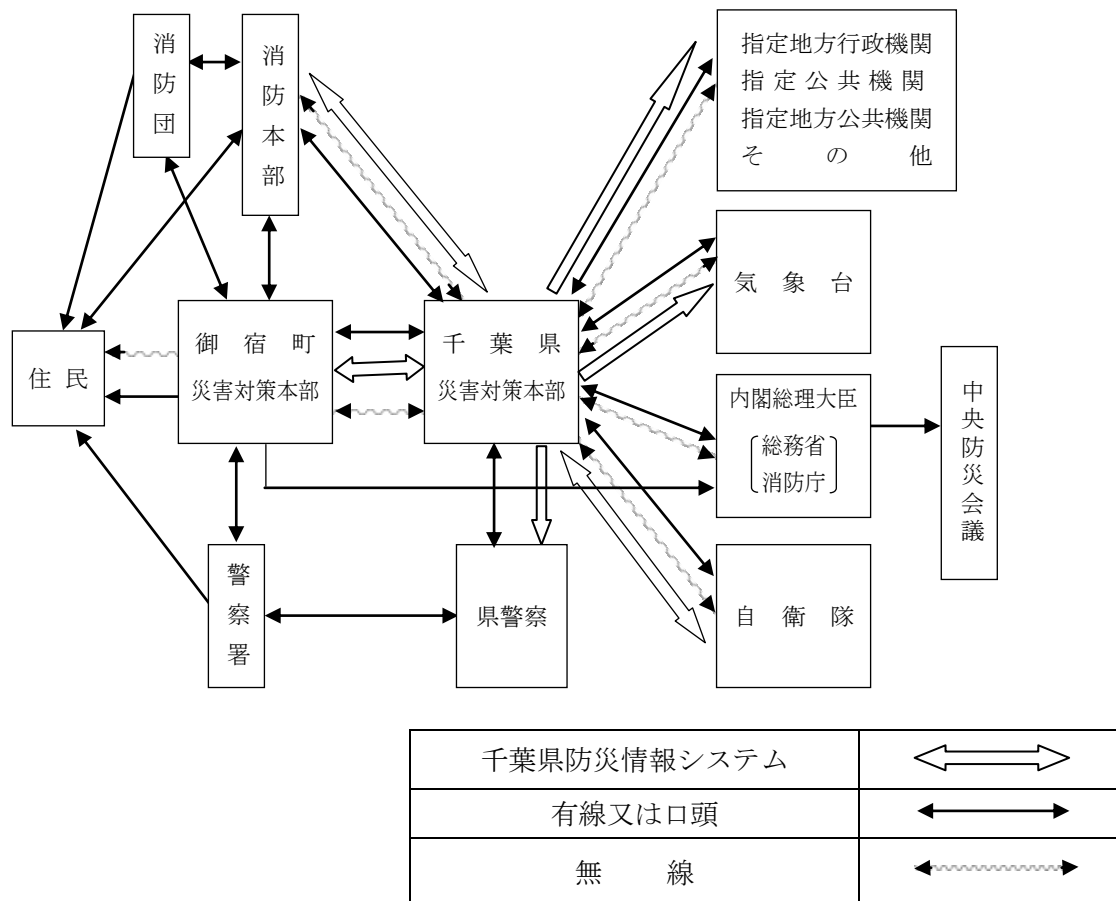
(2) 町本部設置後の通信連絡窓口

本計画における通信連絡は、特に定める場合を除き、本部室において処理する。本部室においては、防災行政無線、電話その他の通信設備を配置する。

	町災害対策本部設置前	町災害対策本部設置後
連絡責任者	総務課長	総務部長
通信事務従事者	総務課防災総合対策班 消防防災係	総務部指令情報班
通信連絡窓口設置場所	(通常勤務時間内) 町役場総務課 (通常勤務時間外の夜間及び休祭日) 町役場宿直室	災害対策本部室

3 通信連絡系統

震災時の情報連絡の流れは次のとおりである。



区分	方 法
町	<p>(1) 千葉県防災行政無線又は千葉県防災情報システム等により県本部と直接情報連絡を行う。</p> <p>(2) 千葉県防災行政無線等（地域衛星通信ネットワーク）により、総務省消防庁へ緊急時の報告を行う。</p> <p>(3) 保有する同報無線等を中心に、町の各機関、県及び指定地方行政機関等の出先機関、管内の公共的団体等との間に通信連絡系統を整備し、災害時の通信を確保する。</p> <p>(4) 緊急を要する通信を確保し、又は有線通信の途絶に対処するため、非常（緊急）通話若しくは非常（緊急）電報及び非常通信を活用するよう東日本電信電話（株）及び各施設管理者の協力を確保しておくこととする。</p>

区 分	方 法
県	<p>(1) 千葉県防災行政無線及び千葉県防災情報システムを主体に、東日本電信電話（株）の加入電話（災害時優先電話、非常・緊急通話の利用を含む。）、孤立防止用衛星電話をはじめ、各電気通信事業者の携帯電話・携帯メールや自動車電話、防災相互通信用無線のほか、各種機関が保有する通信施設の活用（非常通信）により、市町村、県出先機関、警察、消防本部及び防災関係機関と情報連絡を行う。</p> <p>(2) 千葉県防災行政無線（地域衛星通信ネットワーク）及び消防庁消防防災無線等により、消防庁へ報告等を行う。なお、内閣総理大臣官邸及び非常災害対策本部と県災害対策本部との間に中央防災無線網（緊急連絡用回線）を確保している。</p>
警 察 署	<p>警察無線、警察電話及び各種通信連絡手段を活用して、県警察、県内各警察署、管下派出所、駐在所及び各防災関係機関と情報連絡を行う。</p>
消 防 本 部	<p>(1) 消防無線、消防電話等を活用して消防署、消防団等各消防関係機関と情報連絡を行う。</p> <p>(2) 千葉県防災行政無線等により、県本部と直接情報連絡を行う。</p>
その他の防災機関	<p>(1) それぞれの通信連絡系統のもと、無線通信及び各種の連絡手段により通信連絡を行う。</p> <p>(2) 千葉県防災行政無線等により、県本部と直接情報連絡を行う。</p>

4 通信施設が使用不能となった場合における措置

非常災害時において各防災関係機関は、それぞれの通信系が被災により不通となった場合、又は著しく通信が困難となった場合は、次に掲げる機関所属の無線局を利用し災害に関する通信の確保を図る。（災害対策基本法第57条、災害救助法第28条、水防法第27条、電波法第52条）

(1) 他の通信施設の利用

- ア 県の無線通信施設（千葉県防災行政無線を除く）
- イ 関東地方非常通信協議会の構成機関である次の機関の通信施設
 - (ア) 警察通信施設
 - (イ) 海上保安庁通信施設
 - (ウ) 東京電力（株）通信施設
- ウ 前記以外の機関又は個人の無線通信施設

<資料編 4 - 1 利用可能な他の通信施設>

<資料編 2 - 1 - 19 御宿町防災行政無線の活用に関する協定>

(2) 非常無線通信の利用方法(電波法第 52 条第 4 号に定める非常通信)

発受信者と無線局の施設者は、関東地方非常通信協議会等を通じて事前に十分な協議を行い、災害発生時の通信の確保に協力する。

なお、アマチュア無線を活用する場合は、県が社団法人日本アマチュア無線連盟と締結した災害時応援協定の内容に準じて、アマチュア無線ボランティア等へ協力を依頼する。

<資料編4-2 非常通信の利用方法>

(3) すべての通信施設が途絶した場合における措置

すべての通信施設が途絶した場合は、当該施設が直ちに復旧できる見込みである場合を除き、次の者が連絡するものとし、伝令等にあたっては、徒歩、自転車又は自動車を使用する。

通信連絡機関	連絡員
県との連絡	本部長が任命した連絡員により県と連絡を行う。
防災関係機関との連絡	主要防災機関は、本部室に本部派遣員を派遣し連絡にあたる。
町各部との連絡	各部は、本部室に複数の本部連絡員を派遣するものとし、必要に応じ災害現場等に伝令を派遣する。

5 被災通信施設の応急対策

通信施設の所有者又は管理者は、通信施設の応急対策について計画を立てておくものとし、通信施設に被害を受けたときは、速やかに復旧に努める。

他の通信施設の所有者又は管理者は、当該被災通信施設の機関の業務の通信について積極的に協力するよう努めるものとする。

第2 気象注意報・警報等の伝達及び気象情報の収集

(主な担当)	総務部
--------	-----

1 気象注意報・警報等の伝達

(1) 防災関係機関の伝達

県	知事に通報された注意報・警報等は、危機管理課長が受領し、必要とする本庁関係課長、地域振興事務所長、市町村長及び消防(局)長等に連絡する。
警察本部	津波注意報・警報を受けた警察本部長は、警察署長を通じて市町村長に伝達する。津波注意報・警報以外の注意報・警報について、知事から要請があった場合は、前記に準じて市町村長に伝達する。
町	町長は、受領した注意報・警報等を町防災計画の定めるところにより住民に周知を図る。
その他機関	気象業務法第15条の規定により通報される機関は、それぞれの業務計画に定められたところにより通報する。

(2) 気象通報関係機関の相互協力

通報伝達の関係機関は相互に協力し、通報目的の達成を期するものとする。

(3) 異常現象発見の際の手続き

ア 災害対策基本法第54条の規定に基づき、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちにその旨を町長又は警察官もしくは海上保安官に通報する。

イ 通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を速やかに町長に通報する。

ウ 前記ア及びイにより通報を受けた町長は、直ちに次の機関に通報する。

(ア) 銚子地方気象台

(イ) その災害に関係のある近隣市町村

(ウ) 最寄りの県出先機関（地域振興事務所、土木事務所）及び警察署

(4) 警察本部の伝達計画

ア 警察本部長又は警察署長は、注意報・警報の緊急性、市町村の体制等を勘案し、必要に応じ、町長の行う地域住民に対する注意報・警報の周知徹底に協力するものとする。

イ 警察本部長又は警察署長は、銚子地方気象台長、知事及び町長等と平素から連絡をとり、注意報・警報の伝達に関して連絡体制を確立しておくものとする。

ウ 警察本部長又は警察署長は、所属職員のうちから、災害に関する注意報・警報の伝達する体制を確立しておくものとする。

エ 警察官は、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した旨の通報を受けた場合は、前記(3)のイにより町長に通報するほか、警察署長に報告するものとする。

また、前項の報告を受けた警察署長は、当該災害の発生するおそれのある他の市町村長に通報するものとする。

2 気象情報等の収集

町は、電話及び千葉県防災情報システム等を通じて、気象庁、銚子地方気象台及びその他関係機関が発表する気象情報等を速やかに収集する。

なお、通信回線の障害・不通時においては、災害に関する情報をテレビ・ラジオ等を使い入手する。

(1) 気象情報等

気象等の予報に関係のある台風、その他の気象現象等についての情報が、一般及び関係機関に対して、具体的かつ速やかに発表される。

発表形式は、標題、発表年月日時、気象官署名、見出し、本文の順序となっている。

ア 注意報・警報等の種類

注意報の種類		警報の種類		発表及び解除
気象・水象等により被害が予想される場合		気象・水象等により重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合		
気象注意報	風雪注意報 強風注意報 大雨注意報 大雪注意報 濃霧注意報 雷注意報 乾燥注意報 着氷（雪）注意報 低温注意報 霜注意報	気象警報	暴風警報 暴風雪警報 大雨警報 大雪警報	府県予報区：千葉県 一次細分区部域：南部 町村をまとめた地域： 夷隅・安房 二次細分区域：御宿町
高潮注意報 波浪注意報 洪水注意報 浸水注意報 地面現象注意報		高潮警報 波浪警報 洪水警報 浸水警報 地面現象警報		

全般海上警報	気象庁本庁が行う
地方海上警報	関東海域については気象庁本庁が行う

イ 注意報・警報等の実施基準

発表官署		銚子地方気象台
担当地域		南部（市町村をまとめた地域：夷隅・安房、二次細分区域：御宿町）
注意報・警報名		
注意報	強風	強風によって、被害が起こるおそれがあると予想される場合。 平均風速が、陸上 13m/s 以上、海上 15m/s 以上
	風雪	風雪によって、被害が起こるおそれがあると予想される場合。 平均風速が、陸上 13m/s 以上、海上 15m/s 以上で雪を伴う
	波浪	風浪、うねりなどによって、被害が起こるおそれがあると予想される場合。 有義波高が、太平洋沿岸2.5m以上
	高潮 (潮位：TP上)	台風等による海面の上昇について、一般の注意を喚起する必要がある場合。 夷隅・安房：御宿町 1.5m
	大雨	大雨によって、被害が起こるおそれがあると予想される場合。 雨量基準（40mm/1時間）、土壌雨量指数基準（119）。
	洪水	洪水によって、被害が起こるおそれがあると予想される場合。 雨量基準（40mm/1時間）、流域雨量指数基準（落合川流域=8）
	大雪	大雪によって、被害が起こるおそれがあると予想される場合。 24時間の降雪の深さが、10cm以上
	雷	落雷等により被害が予想される場合。
	乾燥	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合。 最小湿度30% [×] で、実効湿度60% [×] 以下
	濃霧	濃霧によって、交通機関等に著しい支障を及ぼすおそれがあると予想される場合。 視程が、陸上100m、又は海上500m以下
	霜	晩霜により農作物に著しい被害が予想される場合。 4月1日～5月31日の期間に最低気温3度以下
	低温	夏季に低温によって、農作物等に著しい被害が起こると予想される場合。
	着氷・着雪	著しい着氷（雪）が予想される場合。
警報	暴風	暴風によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 平均風速が、陸上20m/s※以上、海上25m/s 以上
	暴風雪	暴風雪によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 平均風速が、陸上 20m/s※以上、海上 25m/s 以上で雪を伴う
	波浪	風浪、うねりなどによって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 有義波高が、太平洋沿岸6.0m以上
	高潮 (潮位：TP上)	台風等による海面の上昇によって、重大な被害が起こるおそれがある場合。 夷隅・安房：御宿町 1.8m
	大雨	大雨によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 雨量基準（70mm/1時間）、土壌雨量指数基準（140）
	洪水	洪水によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 雨量基準（70mm/1時間）、流域雨量指数基準（落合川流域=16）
	大雪	大雪によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 24時間の降雪の深さが、20cm以上
記録的短時間	数年に1度しか起こらないような、1時間に100mm以上の猛烈な雨を観測した場合、記録的短時間大雨情報を発表する。	

注) 1 海上沿岸部から20海里までの海域とする。対象注意報は強風、風雪、波浪注意報。

2 TPは、東京湾平均海面を示す。

3 ×印を付した要素は、気象官署の値であることを示す。

ウ 注意報・警報の取扱い

(ア) 注意報及び警報の切替え、解除

注意報及び警報は、新たな注意報又は警報が行われた時に切替えられ、解除されるまで継続するものとする。

注意報及び警報の一部を変えるとき又は新しい事項を追加する必要がある場合は、新たな注意報又は警報を行い切替えるものとし、注意報・警報の必要がなくなった場合は、その注意報・警報を解除するものとする。

(イ) 地面現象注意報・警報、浸水注意報・警報の取扱い

この注意報・警報は、気象注意報・警報に含めて行い、この注意報・警報の標題は用いない。

(ウ) 全般海上警報は、東アジア及び北西太平洋並びにこれらの周辺を対象とする。

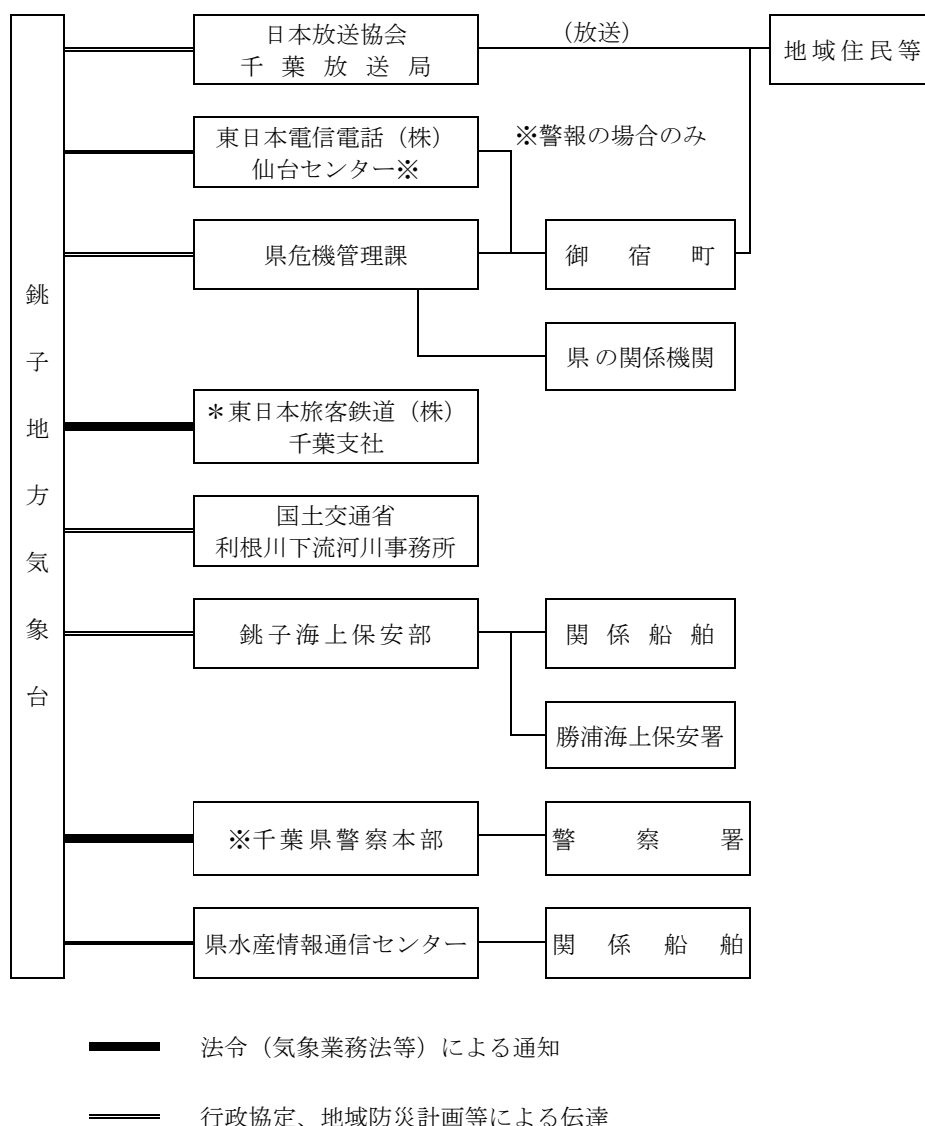
地方海上警報は、全国の海上、沿岸を12の区域に分け、それぞれの海岸線から300海里以内の海域を対象とする。

(エ) 水防活動用気象注意報・警報の取扱い

水防活動の利用に適合する予報及び警報は、次の表に掲げる種類ごとに注意報・警報をもって代えるものとする。

水防活動用注意報・警報	代用する注意報・警報
水防活動用気象注意報	大雨注意報
水防活動用気象警報	大雨警報
水防活動用高潮注意報	高潮注意報
水防活動用高潮警報	高潮警報
水防活動用洪水注意報	洪水注意報
水防活動用洪水警報	洪水警報

エ 注意報・警報等の伝達系統図



注) 1 伝達は、銚子地方気象台から県庁までの伝達は「防災情報提供システム等」により行う。

2 障害等により前記1の通信経路が途絶した場合は、代替経路として、千葉県防災行政無線及びNTT公衆回線等で行う。

3 *気象業務支援センターを經由

(2) 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、気象業務法第11条及び災害対策基本法第55条に基づき銚子地方気象台と千葉県が共同発表するものである。

ア 土砂災害警戒情報の目的

大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度がさらに高まったとき、町長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難を支援することを目的とする。

イ 特徴及び利用に当たっての留意点

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を降雨に基づいて判定し、発表されるもので、個別の災害発生箇所、時間、規模などを詳細に特定するものではないことに留意する必要がある。

また、発表は土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については、発表の対象とされないことに留意する。

ウ 発表対象地域

千葉県内の市町村毎に発表される。

エ 発表基準

(ア) 警戒基準

大雨警報が発表中であり、降雨の実況及び数時間先までの降雨予測値を基に作成した指標が当該情報の発表基準に達した場合。

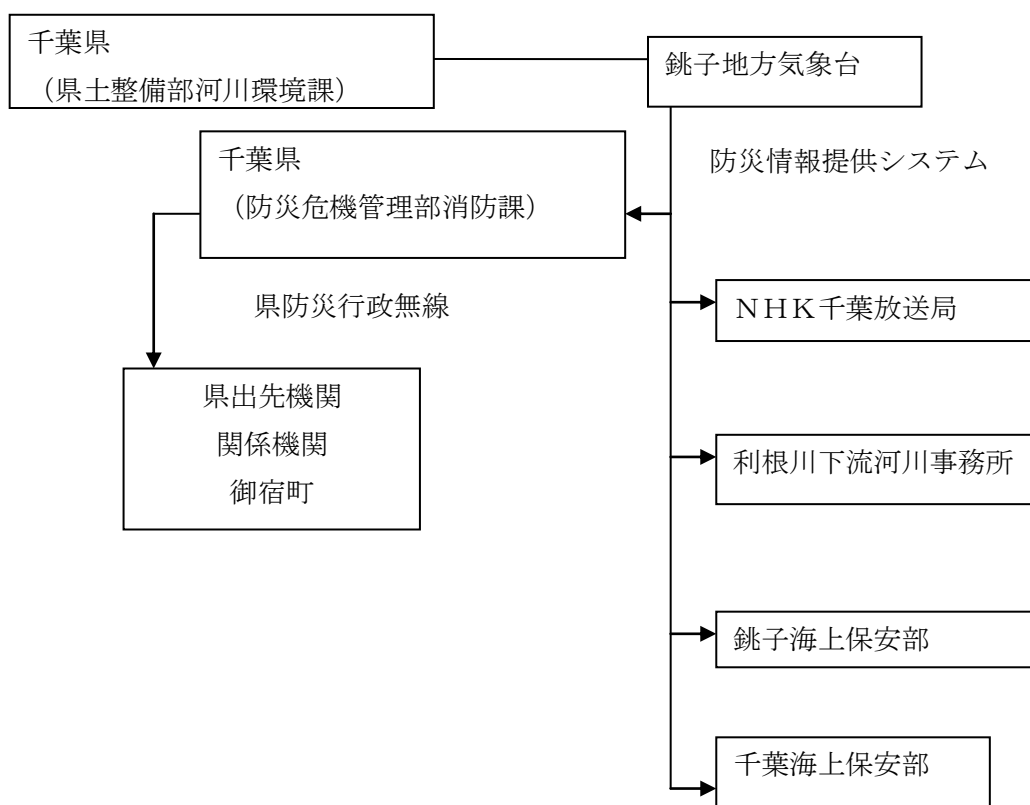
(イ) 警戒解除基準

降雨の実況値を基に作成した指標が発表基準を下回り、短時間で再び発表基準に達しないと予想される場合、又は無降水時間が長時間続いているにもかかわらず、指標が発表基準を下回らない場合は千葉県と銚子地方気象台が協議のうえ解除を行うものとする。

(ウ) 暫定基準

地震や火山噴火等で現状の基準を見直す必要があると考えられた場合は、千葉県と銚子地方気象台は「千葉県地震等発生時の暫定基準」に基づき、基準を取り扱うものとする。

オ 伝達体制



(3) 火災気象通報

この通報は、消防法（昭和23年法律第186号）第22条第1項の規定により行う通報である。火災の危険があると認めたときは、銚子地方気象台がその状況を知事に通報するもので、火災気象通報の基準は、次のとおりである。

ア 実効湿度が60%以下で最小湿度が30%以下になる見込みのとき

イ 平均風速13m以上の風が吹く見込みのとき

ただし、降雨（雪）を伴うときは、火災気象通報を行わない事がある。

（注）基準値は気象官署の値（但し、銚子地方気象台は15m以上）

(4) 鉄道気象通報

この通報は、気象庁総務部長と、鉄道気象連絡会会長との間で交わされた鉄道気象通報に関する基本協定（昭和63年3月1日）に基づき、銚子地方気象台長と鉄道気象連絡会部会長との間で交わされた地方協定（昭和63年3月17日）により、銚子地方気象台から千葉地方部会の機関へ次の事項を通報している。

ア 気象警報

イ 気象注意報

ウ 気象情報

エ 台風情報

また、千葉県地方部会の機関から銚子地方気象台へ次の事項を通報している。

ア 鉄道気象観測報

イ 鉄道災害報

(5) 電力気象通報

この通報は、気象庁長官と電力気象連絡会会長との間に取り交わされた電力気象通報の取扱いに関する申し合せ（昭和46年3月25日）に基づき、適合する通報業務等の協同実施に関する覚書により、電気事業施設の気象災害防止、水力資源の保全及び電力需給の調整に資するため、気象庁から電力関係機関に対し、

ア 雷雨に関する情報

イ 台風、大雨等気象現象に関する情報

ウ 雨及び雪に関する情報

エ その他必要とする事項

を通報するものであり、千葉県の通報担当官署は気象庁本庁である。

(6) 漁業気象通報

この通報は、銚子地方気象台長と知事との間に取り交わされた千葉県漁業無線気象通報に関する協定により、気象官署が県水産情報通信センターに対し、同センターと交信している漁船が行動する海域に関して、次に掲げる事項を通報している。

ア 波浪予防

イ 気象、波浪、高潮の注意報及び警報

ウ 地方海上警報

エ 気象概況及び気象実況

オ 気象情報及び台風情報

カ 津波予報及び情報

キ 漁船からの気象照会に対する応答

(7) 大気汚染気象通報

この通報は、千葉県の公害防止担当機関に対し、大気汚染防止に必要な気象状況及び気象予報に関する次の通報を行っている。

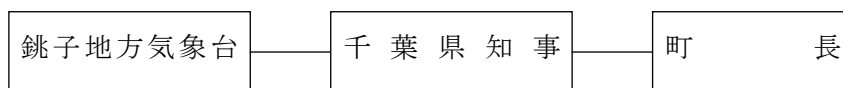
- ア 大気汚染気象予報
- イ スモッグ気象情報

(8) 気象警報通報

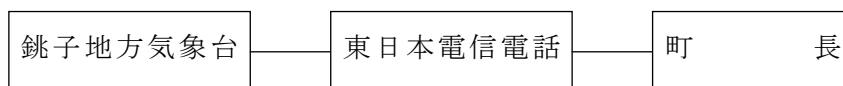
この通報は、気象業務法（昭和27年6月2日法律第165号）第15条に基づき、気象警報を住民に対して、迅速かつ確実に周知徹底させることを目的としている。

ア 通報系統

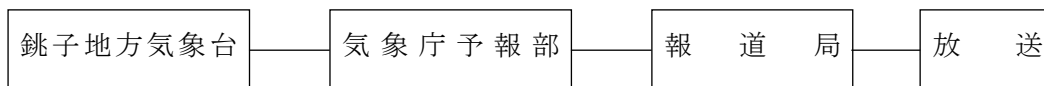
(ア) 知事



(イ) 東日本電信電話（株）



(ウ) 日本放送協会



(エ) その他警察庁、海上保安庁、国土交通省、県等の県内機関及び報道関係等に通報する。

イ 東日本電信電話（株）への電文は次のとおりである。

気 象 警 報	暴 風 警 報	ボ ウ フ ウ
	暴 風 警 報 解 除	ボ ウ フ ウ カ イ ジ ョ
	暴 風 雪 警 報	ボ ウ フ ウ セ ツ
	暴 風 雪 警 報 解 除	ボ ウ フ ウ セ ツ カ イ ジ ョ
	大 雨 警 報	オ オ ア メ
	大 雨 警 報 解 除	オ オ ア メ カ イ ジ ョ
	大 雪 警 報	オ オ ユ キ
	大 雪 警 報 解 除	オ オ ユ キ カ イ ジ ョ
高 潮 警 報	高 潮 警 報	タ カ シ オ
	高 潮 警 報 解 除	タ カ シ オ カ イ ジ ョ
波 浪 警 報	波 浪 警 報	ハ ロ ウ
	波 浪 警 報 解 除	ハ ロ ウ カ イ ジ ョ
洪 水 警 報	洪 水 警 報	コ ウ ズ イ
	洪 水 警 報 解 除	コ ウ ズ イ カ イ ジ ョ

第3 被害情報等収集・報告

(主な担当)	総務部、建設環境部、教育部、警備消防部
--------	---------------------

1 被害情報等の収集

(1) 通報窓口の設置

町は、災害応急対策の第一次実施機関として、住民及び関係機関から災害に関する情報の収集を行うため、町に通報する窓口を設け、平素から住民及び関係機関に周知徹底する。

(2) 災害現地調査

総務部長は、災害現地の実態を把握し、町の災害応急対策活動の円滑を期するため、調査班を編成する。班の数及び構成その他必要事項は、事態に応じ適宜定める。

ア 調査班の任務

調査班は、本部長（町長）の特命により出動し、現地の状況を調査する。

イ 調査事項

特命調査事項は、おおむね次のとおりとする。

(ア) 災害原因（二次的原因）

(イ) 被害状況

(ウ) 応急措置状況

(エ) 災害地住民の動向及び要望事項

(オ) 現地活動のあい路

(カ) その他必要な事項

ウ 実施要領

(ア) 調査は、警察官、消防団員、住民その他協力を得て実施する。

(イ) 無線通信機の有効適切な活動を図り、調査の結果を逐一本部長（町長）及び指令情報班に報告する。

(ウ) 調査の際（特命事項以外で）重要な情報を得たときは、直ちに報告する。

(3) 広聴活動

町は、必要に応じて被災地及び避難臨時相談所の設置、又は広報車による被災地の巡回等により、被災者の相談、要望及び苦情等を聴取し、すみやかに町関係部又は関係機関等に連絡し、救援措置の推進その他早期解決に努める。

相談所の規模及び構成人員等は、災害の規模や現地の状況等を検討してその都度決める。

なお、避難所等に相談所が設置されていないときは、各避難所の責任者が相談等に応ずるものとする。

(4) 広報資料の収集

被災地の状況を写真に収め、復旧対策、広報活動の資料として活用する。

2 町本部への被害状況等の報告

災害が発生したときから、応急対策が完了するまで、次の要領により総務部長（本部室）に報告するものとする。

(1) 報告すべき事項

報告機関	摘 要
町	<p>(1) 災害の原因 (2) 災害が発生した日時 (3) 災害が発生した場所及び地域 (4) 被害状況 (5) 被害程度の認定基準（別表）に基づき、報告する。 (6) 応急措置状況 災害応急対策について各部署がとった措置を日時、場所、活動人員、使用資機材等を明らかにして報告する。なお、災害救助法が適用された場合、同法に基づく救助措置について、所定の報告事項を報告する。 (7) 災害地町民の動向及び要望事項 (8) 現地活動のあい路 (9) その他必要な事項</p>
消防団	<p>災害発生後、各分団区域内の消防活動及び救急救助活動等について次により情報を収集し、本部に情報を提供する。</p> <p>(1) 火災発生状況及び被害状況 (2) 応急救護の状況及び要救護情報 (3) 避難道路の被害状況 (4) 避難の必要の有無及び状況 (5) その他消防活動上必要ある事項</p>
警察署	<p>風水害等においては、各派出所・駐在所から災害に関する情報を次により収集し本部に情報を提供する。</p> <p>(1) 被害状況、治安状況、救援活動及び警備活動の状況 (2) 交通機関の運行及び交通規制の状況 (3) 犯罪の防止に関しとった措置 (4) その他必要ある事項</p>
その他防災関係機関	<p>各防災機関は、町域内の所管施設に関する被害、災害に対し既にとった措置、災害に対し今後とろうとする措置その他必要な事項について、本部に情報を提供する。</p>

(2) 報告区分

町各部における、報告区分及び報告内容は次のとおりとする。

報告区分	報告内容	
発生報告 (即報)	被害状況	人的被害及び住家被害を重点に、現況を把握次第直ちに報告する。
	措置状況	災害応急対策の実施の都度、必要と認める事項について速やかに報告する。
中間報告	被害状況	被害状況が確定するまで、毎日正午までに前日までの分をとりまとめて報告する。
	措置状況	災害応急対策活動を実施している間、毎日正午までに前日までの分をとりまとめて報告する。
決定報告	被害状況	被害の全容が判明し、被害状況が確定した場合に報告する。
	措置状況	当該災害に関する応急対策が完了した場合に報告する。

(3) 報告要領

防災行政無線の有効適切な活用を図り、口頭又は電話で報告するものとするが、状況により文書又は写真撮影の上報告するものとする。

なお、重要な情報があるときは、直ちに報告するものとする。

3 県への被害状況等の報告

町内で災害が発生したとき、又は発生が予想されるときは、速やかに被害情報を収集し千葉県防災情報システム及び、電話・ファクシミリ又は防災行政無線により県本部事務局に報告する。

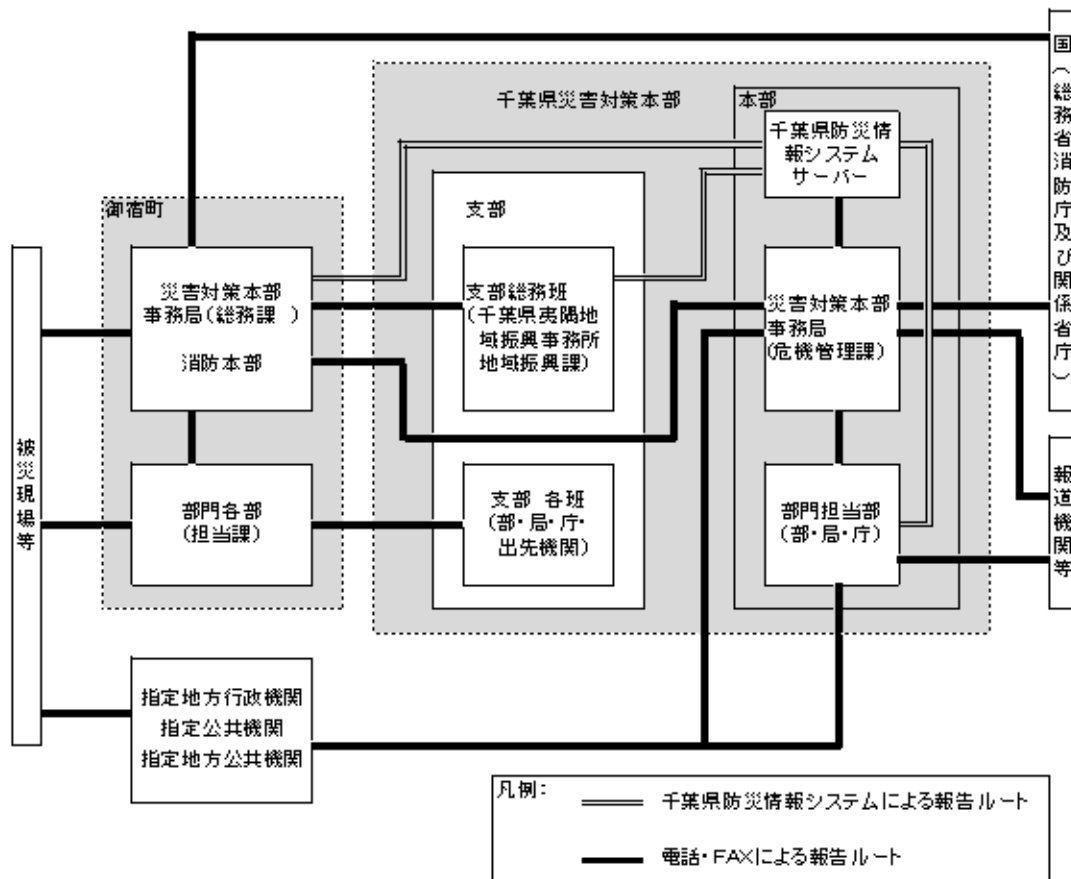
ただし、県に報告できない場合にあつては、消防庁に報告するものとし、事後速やかに県に報告する。

なお、一定規模以上の火災・災害等については、「火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）」により、第1報等について県と併せて国（総務省消防庁）に報告する。

また、同時多発の火災等により消防機関に通報が殺到したときは、その旨を国（総務省消防庁）及び県に報告する。

(1) 被害情報等の収集報告系統

被害情報等の収集報告の流れは、次のとおりである。



<用語の定義>

1 御宿町

- ・本部事務局：災害対策本部事務局（災害対策本部未設置の場合は、総務課）
- ・部門各部：災害対策本部の部（災害対策本部未設置の場合は、各課）

2 千葉県

- ・本部事務局：災害対策本部事務局（災害対策本部未設置の場合は、危機管理課）
- ・部門担当部：災害対策本部の部（災害対策本部未設置の場合は、部・局・庁）
- ・支部総務班：災害対策本部支部総務班（災害対策本部未設置の場合は、地域振興事務所地域振興課）

(2) 報告すべき事項等

県への報告の種別、時期及び方法は「被害情報報告一覧」のとおりとし、報告すべき事項は次のとおりとする。

- ア 災害の原因
- イ 災害が発生した日時
- ウ 災害が発生した場所又は地域

- エ 被害の状況（被害の程度等は「被害認定基準」に基づき判定する。）
- オ 災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置
 - （ア）災害対策本部の設置状況及び職員の配備状況
 - （イ）主な応急措置の実施状況
 - （ウ）その他必要事項
- カ 災害による住民等の避難の状況
- キ 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
- ク その他必要な事項

<資料編 11-1 被害情報報告一覧>

<資料編 11-2 被害認定基準>

（3）報告責任者の選任

町は、次のとおり、被害情報等の報告に係る責任者を定める。

区分	所掌事務	町
総括責任者	町及び防災関係機関における被害情報等の報告を総括する。	総務部長
取扱責任者	町及び防災関係機関における各部門の被害情報等の報告事務を取り扱う。	総務部補佐 (企画広報班長)

（4）千葉県被害情報等報告要領

この計画に定めるほか、被害情報等の収集報告活動に関する具体的な運用は、別に定める「千葉県被害情報等報告要領」によるものとする。

<資料編 11-3 千葉県被害情報等報告要領>

（5）勤務時間内における国及び県への連絡方法

ア 消防庁

	連絡形態	連絡先（地上系）	連絡先（衛星系）	担当機関
消防防災無線※	電話	120-90-49013	048-500-90-49013	消防庁応急対策室
	F A X	120-90-49033	048-500-90-49033	〃
一般加入電話	電話	03-5253-7527		〃
	F A X	03-5253-7537		〃

※ 県防災行政無線を使用

イ 千葉県

	連絡形態	連絡先（地上系）	連絡先（衛星系）	担当機関
県防災行政無線	電話	500-7361	012-500-7361	危機管理課
	F A X	500-7298	012-500-7298	〃
一般加入電話	電話	043-223-2175		〃
	F A X	043-222-5208		〃

(6) 勤務時間外における国及び県への連絡方法

休日・夜間等の勤務時間外において、国（消防庁）又は県（危機管理課）へ災害緊急報告を行う場合は、次の通信手段及び連絡先により行う。

ア 消防庁

	連絡形態	連絡先（地上系）	連絡先（衛星系）	担当機関
消防防災無線※	電話	120-90-49012	048-500-90-49102	消防庁宿直室
	F A X	120-90-49036	048-500-90-49036	〃
一般加入電話	電話	03-5253-7777		〃
	F A X	03-5253-7553		〃

※ 県防災行政無線を使用

イ 千葉県

	連絡形態	連絡先（地上系）	連絡先（衛星系）	担当機関
県防災行政無線	電話	500-7225	012-500-7225	県防災行政無線統制室
	F A X	500-7110	012-500-7110	〃
一般加入電話	電話	043-223-2178		〃
	F A X	043-222-5219		〃

4 収集報告に当たって留意すべき事項

- ① 発災初期の情報収集に当たっては、「千葉県震度情報ネットワークシステム」等により得られた各地の震度情報を利用して、効果的な被害状況等の収集活動にあたるとともに、119番通報の殺到状況、被災地の映像情報など被害規模を推定するための概括的な情報の収集伝達に特に配慮する。
- ② 人的被害、住家被害、住民避難、火災の発生・延焼の状況等、災害応急対策を実施する上で重要かつ緊急性の高い情報は、他の情報に優先して収集・報告する。
- ③ 被害等の調査・報告にあたっては、関係機関及び内部の連絡を密にし、調査漏れや重複等のないよう十分留意するとともに、被害数値等の調整を図る。
- ④ 町は、情報収集の迅速・正確を期するため、情報の収集・連絡に係る組織、設備、要領等の整備を図る。特に発災初期の情報は、自主防災組織等を通じて直ちに通報されるよう体制を整えておく。
- ⑤ 町は、被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき、又は被害等の調査に専門的な知識や技術を必要とするときは、県等に応援を求めて実施する。
- ⑥ 町は、り災世帯・り災人員等の把握に当たっては、現地調査のほか住民基本台帳等と照合し、正確を期する。

5 県警察の情報収集・報告要領

警察本部長及び警察署長は、災害情報の収集及び通報を迅速に行うため、体制を確立するとともに、知事又は市町村長その他関係機関と緊密に連絡して、災害警備活動上必要な災害情報を収集し、必要に応じて知事、市町村長その他関係機関に通報する。

警察の情報収集は、おおむね次の事項について行う。

- ① 災害発生の日時、場所
- ② 被害発生の概要（火災、人命、建物、道路、交通機関）
- ③ 避難者の状況
- ④ 交通規制及び緊急交通路の要否
- ⑤ ライフラインの状況
- ⑥ 治安状況及び警察関係被害
- ⑦ その他災害警備活動上必要な事項

＜資料編 2－1－12 災害時の情報交換に関する協定＞

第4 災害時の広報

(主な担当)	総務部
--------	-----

1 広報活動要領

町は、県、防災関係機関と相互に連携して、流言飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するため、正確な情報を迅速に提供することに努める。

災害の規模又は状況により、県その他関係機関の協力を必要とする場合は、県に協力を要請する。

なお、県提供のテレビ・ラジオの広報番組、千葉県ホームページ、住民だより等を活用して、住民へ広報する場合は、県総合企画部報道広報課を窓口として行う。

2 広報内容

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 避難に関する情報(2) 交通規制等に関する情報(3) 被害に関する情報<ol style="list-style-type: none">ア 人及び家屋関係イ 公益事業関係ウ 交通施設関係エ 土木港湾施設関係オ 農林水産施設関係カ 商工業関係キ 教育関係ク その他(4) 応急対策活動に関する情報<ol style="list-style-type: none">ア 水防、警備、救助及び防疫活動イ 通信、交通、土木港湾等施設の応急対策活動ウ 食料物資等の配給状況エ その他住民及び被災者に対する必要な広報事項(5) 町外で発生した震災に係る支援に関する情報(6) 流言飛語の防止に関する情報(7) 電気、ガス、ストーブ等の火災予防注意 |
|--|

3 広報方法

(1) 一般広報活動

総務部は、災害の規模又は状況により、次の方法で広報を行うとともに、広報車、消防車を被災地区に出動させ、現地広報活動を行い、情報の周知徹底をはかる。

- ア 町防災行政無線、広報車、消防車等を活用した広報
- イ 広報紙、チラシ、ポスター、掲示板等を活用した広報
- ウ 県提供のテレビ、ラジオの広報番組を活用した広報
- エ インターネット、メールを活用した広報

(2) 消防団の広報活動

災害現地においては、消防車、広報車等その他あらゆる広報手段により、地域の状況に応じて出火の防止、初期消火等の呼びかけを行うとともに、火災に関する情報、避難勧告又は避難命令等の伝達及び民心安定を図るための情報提供等、事態の推移に適応した広報活動を積極的に行う。

(3) 報道機関への発表

町本部の災害に関する情報の報道機関への公式発表窓口は、総務部（企画広報班）とする。そのため、総務部（企画広報班）は、各部の報道機関発表事項を総合調整し、総務部長は、事項の軽重、緊急性等を検討したうえで報道機関へ発表する。

(4) 放送機関への放送要請

町及び県が、災害等のため、電気通信設備、有線電気通信設備若しくは無線通信設備により通信ができない場合、又は通信が著しく困難な場合において、災害対策基本法第57条の規定による通知、要請、伝達又は警告のため、放送機関に放送を要請する場合、県が締結している「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、県を通じて要請する。

ただし、緊急やむを得ない特別の事情がある場合は、直接要請できるものとする。

放送要請協定機関及び窓口

機関名・窓口	県 防 災 行 政 無 線		一 般 加 入 電 話	
	電 話	F A X	電 話	F A X
日本放送協会千葉 放送局(放送)	500-7393	500-7394	043-203-0597	043-203-0395

第3節 水防計画

町内の各河川、海岸並びに漁港等に対し、水防上必要な監視、警戒、予防等を行うとともに水閘門の操作、消防機関や水防管理団体等との協力、水防資材及び設備の運用等を実施し被害の軽減を図る。

第1 水防体制等

(主な担当)	総務部、建設環境部、警備消防部、夷隅土木事務所
--------	-------------------------

1 水防の目的

洪水、津波、又は高潮等による水災を警戒、防ぎよし、これによる被害を軽減する目的をもって、各河川、海岸等に対して水防上必要な監視、警戒、予防、警報、通信、連絡等を行うものとする。

また、町は、水防のための消防団の活動における協力、及び応援並びに水防に必要な器具、資材、設備の整備運用等を実施する。

2 水防の責任

(1) 消防団（町）

消防団は、水防計画並びに各々の水防計画に基づき各々その管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する。

(2) 県

県（水防本部）は、管下の各水防管理団体が行う水防が十分行われるように指導及び確認すべき責任を有する。

なお、知事においては、指定した河川、湖沼又は海岸について、洪水又は高潮等により相当の損害を生ずるおそれがあると認めるときは、水防警報を発し、関係機関に通知しなければならない。

(3) 住民

常に気象状況、水防状況等に注意し、水防が予想される場合、自らの安全の確保を最優先するとともに、地域で共に助け合い、水防に協力しなければならない。

3 津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて遠地津波と近地津波に分類して考えられる。遠地津波の場合は原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。従って、水防活動及び消防団員自身の避難に利用可能な時間は異なる。

遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能である。しかし、近地津波で、かつ安全な場所への避難場所までの所要時間がかかる場合は、水防団員自身の避難以外の行動が取れないことが多い。

従って、あくまでも水防団員自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

4 安全配慮

洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防団員自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

(水防団員自身の安全確保のために配慮すべき事項)

- ア 水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- イ 水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のものが不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- ウ 水防活動時には、ラジオの携行等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。

5 水防組織

第2編 地震・津波編 第3章「第1節 災害対策本部活動 第1 町の活動体制」に準ずるものとする。

6 水防用資機材等

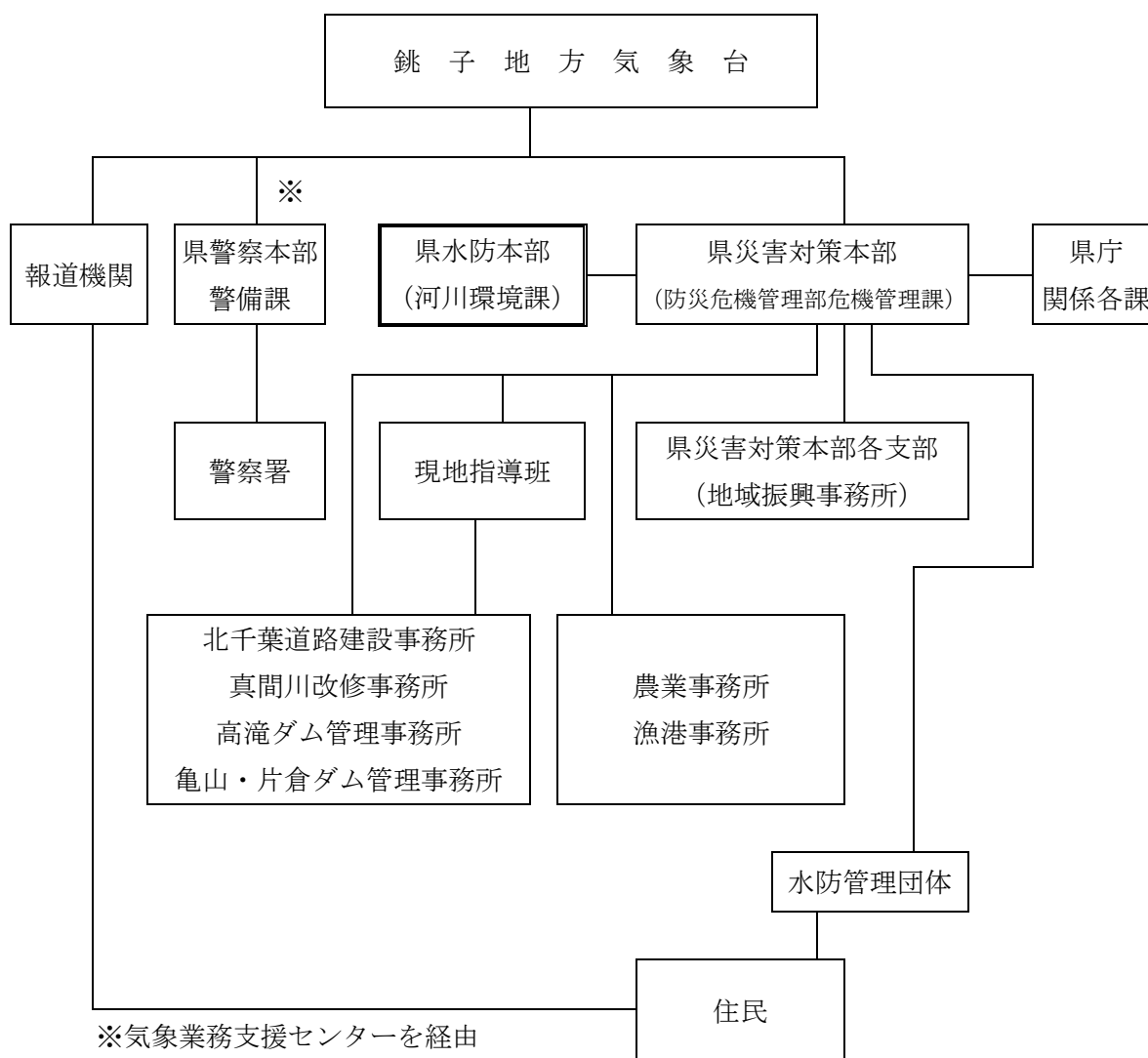
町は、町内における水防を十分果せるよう水防用資機材及び装備を準備しておくものとする。

また、水防資材を確保するため、町内の資材業者の手持資材を調査しておくなど、緊急の補給に備えておくものとする。

7 観測通報等

町は、気象の状況から相当の被害が発生するおそれがあると認めるときには、県土整備部河川環境課（県水防本部）と緊密な連絡をとり、情報を交換するとともに管内の雨量、水位等の正確な資料を観測者から敏速に入手し、常に的確な情報の把握に努める。

気象情報伝達系統図（津波情報も含む）



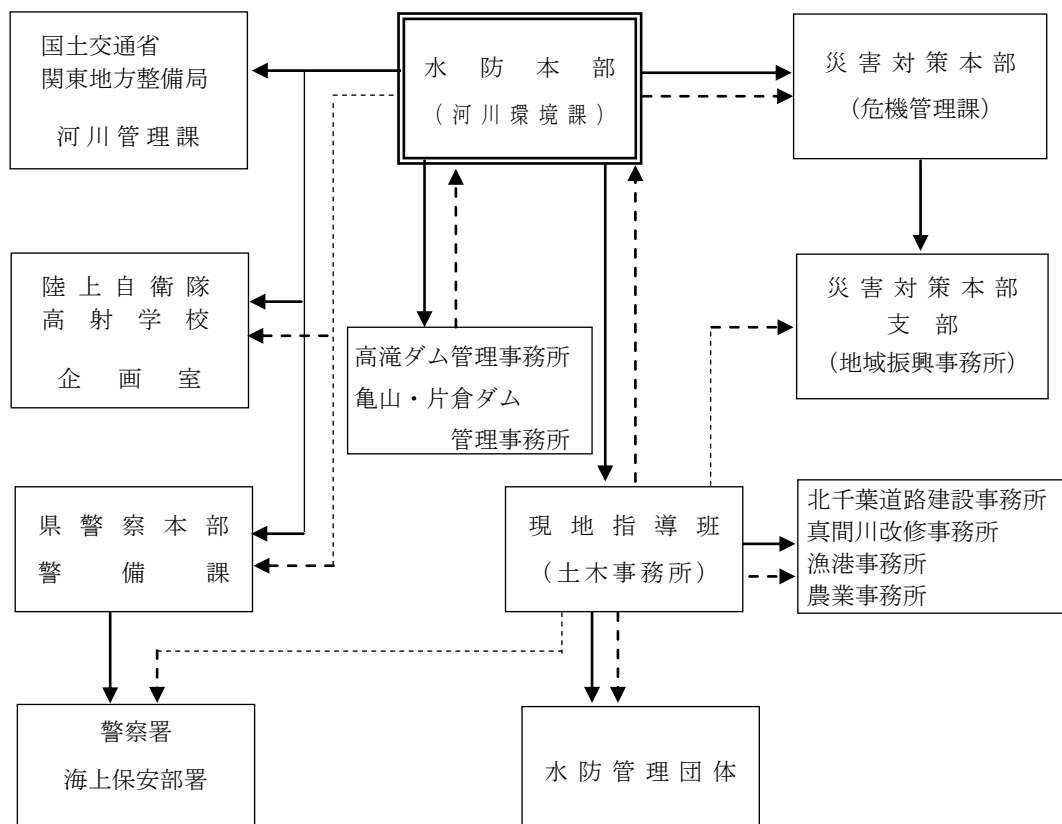
第2 水防活動

(主な担当)	総務部、建設環境部、警備消防部、夷隅土木事務所
--------	-------------------------

1 水防警報

水防警報は、水防活動の基準であり、県及び水防管理団体は、その情報の目的及び性質を十分理解するとともに伝達の系統及び方法等について精通し、その情報の目的を有効に利用して効果的な水防活動に努める。

水防警報（知事指定河川）伝達系統図



← 土木整備部河川環境課長が発表する場合
 ← 土木事務所長が発表する場合

水防警報の種類、内容及び発表基準（高潮時）

種類	内容	発表基準
待機準備	波浪の発達により越波が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機及び出動の準備がある旨を警告し、水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保に努める。	気象・波浪状況等により待機及び準備の必要を認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	気象・波浪状況・CCTV等により激しい越波が起こるおそれがあるとき。
警戒	激しい越波が発生する危険が迫っている、又は発生を警告し、越波から身の安全が十分に確保できるように水防活動を行う旨を指示するもの。	気象・波浪状況・CCTV等により激しい越波の発生が迫ってきたとき。

種 類	内 容	発 表 基 準
解 除	激しい越波の発生及びおそれなくなったとともに、更に水防活動を必要とする状況が解消した旨及び一連の水防警報を解除する旨を通知するもの。	気象・波浪状況・CCTV等により超波の発生或いはおそれなくなり、災害に対する水防作業を必要とする状況が解消したと認められるとき。

水防警報の種類、内容及び発表基準（河川）

種 類	内 容	発 表 基 準
待 機	(1) 増水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 (2) 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予、警報等及び河川状況により特に必要と認めるとき。
準 備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水こう門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	洪水注意報等により、警戒水位を越えるおそれがあるとき、又は水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。
警 戒	増水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・法崩・亀裂等河川の状態を示しその対応策を指示するもの。	洪水警報等により、又は既に警戒水位を越え、災害のおこるおそれがあるとき。
解 除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	警戒水位以下に下降したとき。 又は警戒水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。
地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は、津波の場合は、前記に準じて水防警報を発表する。		

2 水防機関の活動

(1) 町

水防管理者は、気象状況等により洪水のおそれがあるときは、直ちに事態に即応した配備体制をとるとともに、概ね次の水防活動を行う。

ア 河川、堤防等の巡視を行い、水防上危険であると認められる箇所があるときは、その管理者に連絡して必要な措置を求める。

イ 気象状況及び水位に応じて河川等の監視警戒を行い、異常を発見したときは、直ちに関係機関に連絡するとともに、事態に即応した措置を講ずる。

ウ 水防作業に必要な技術上の指導を行う。

エ 水防作業に必要な資機材の調達を行う。

オ 水防管理者は、次の場合直ちに消防団、消防本部に対し、準備及び出動することを要請する。

なお、この場合は直ちに県土整備部河川環境課（県水防本部）に報告することとする。

(ア) 準備

a 水防警戒により、待機又は準備の警告があったとき

b 河川の水位が、通報水位に達し、なお上昇のおそれがあり出動の必要が予想されたとき

(イ) 出動

a 水防警報により、出動又は指示の警告があったとき

b 水位が警戒水位に達し、危険のおそれがあるとき

c その他水防上必要と認められたとき

カ 水防のためやむを得ない必要があるときは、その区域内に居住する者又は現場にある者をして、作業に従事させることができる。

キ 堤防その他の施設が決壊又はこれに準ずる事態が発生したときは、直ちに関係機関に通知すること。

また、決壊したときは、できる限りはん濫による被害が拡大しないよう努めなければならない。

ク 洪水による著しい危険が切迫しているときは、水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し、立退き又はその準備を指示する。

なお、この場合、遅滞なくいすみ警察署長に、その旨を通知しなければならない。

ケ 水防のため必要があると認めるときは、現場の秩序又は保全維持のため警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

コ 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者に対し、応援を求めることができる。応援のため派遣された者は、応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動する。

サ 水防のため緊急の必要があるときは、知事に対して自衛隊の派遣の要請を依頼することができる。

(2) 消防団

ア 消防団の水防区域

消防団が行う水防区域は、町全域とし、特別の指示のない限り各分団が行う水防の区域は、分団管轄区域内とする。

イ 通報

(ア) 団員は、水災の発生するおそれがあると認められる異常な現象を発見したとき、又は、水災が発生した場合は、直ちに分団長を通じ団本部に通報しなければならない。

(イ) 団本部は、団員からの通報を受けた場合は、直ちに水防管理者に通報するものとする。

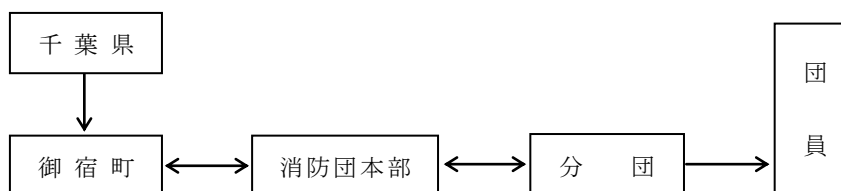
ウ 出動の指示

(ア) 団長は、水災の発生するおそれがあると認められるとき、若しくは発生したとき、又は分団から通報を受けたときは、水防管理者と協議し、必要な団員に出動を指示する。

(イ) 分団長は、気象状況等に分団区域内に被害の発生のおそれが認められるとき、又は被害が発生したときは、その被害の規模に応じた団員を出動させることができる。この場合において分団長は、速やかに出動した場所及び出動団員数を団本部に報告しなければならない。

エ 指示等の伝達

団本部の指示又は分団の通報等の伝達は、次の要領により行う。



オ 有線途絶の場合の連絡

伝達施設が災害のため被害をうけ、その機能を失った場合は分団に対し無線又は連絡車を派遣し、連絡等を保つものとする。

カ 広報活動の協力

消防団は、必要に応じ、各種広報活動に協力する。

キ 消防団出動基準

水災現場活動の出動は、次の基準により実施する。

(ア) 待機：団員は、自宅に待機し、必要に応じ、直ちに出動できる体制

(イ) 準備：水防に関する情報連絡及び水防資機材の整備点検等消防団出動の準備体制

(ウ) 出動：消防団が被害現場に出動する体制

(エ) 解除：水防活動を必要とする状況が解消し、消防団の水防体制の終了の通知

ク 出動の要領

出動は、団本部の指示があった場合のほか気象状況等により分団区域内に被害の

発生のおそれが認められたとき、又は被害が発生した場合は、分団長は、その被害の規模に応じ、団員を出動させるものとする。この場合、分団長は、出動ごとに出動した場所及び出動団員数を団本部に報告しなければならない。

ケ 監視及び警戒

気象状況等により、分団管轄区域内が水防上危険であると認められるときは、分団長は、所属する団員をして監視及び警戒を行い、事態に即応した措置を講ずる。

コ 水防作業報告

分団において水防作業を実施した場合は、その経過及び結果について、随時、団本部に報告する。

(3) 夷隅土木事務所

ア 水防の責任

夷隅土木事務所は、その管内における水防管理団体が行う水防が十分行われるように情報を交換し、技術的な援助を与えるなどその調整を計るものとする。

イ 水防資機材

水防資機材を要請する場合は、夷隅土木事務所に電話（後日文書にて処理）にて要請し、資材は、水防倉庫から払い出すものとする。

3 いすみ警察署の協力

① 水防管理者から、水防上の必要により、警察官の出動を求められた場合は、避難誘導、人命救助等、基礎的警備活動に支障のない限り警備本隊を応援出動させる。

なお、要請がない場合においても事態が急を要すると認められるときは、積極的に出動するものとする。

② 水防現場においては、水防管理者及び消防機関等と緊密な連絡調整を行い、水防活動に協力するとともに、水防上必要と判断される場合は、警戒区域を設定し、関係者以外の立入制限及び禁止、又は立退き等必要な措置を講じ、水防活動が迅速に行われるよう努める。

③ 水防機関及び消防機関等で、水防現場に向かうものの通行については、なるべく優先通行等の便宜を与え、水防活動が迅速に行われるよう努める。

④ り災者等に対する救助業務について、災害初期においては、可能な限りこれに協力することとし、状況に応じ逐次警察本来の活動に移行する。

4 決壊時の処置

(1) 通報

警戒員その他の者からの連絡報告等により決壊を確認したとき、又はこれに準ずる事態が発生した場合は、水防管理者又は消防団長は、直ちに県水防本部（県土整備部河川環境課）に通報するとともに、関係機関に通報し、相互に緊密な連絡をとるものとする。

(2) 被害拡大の防止

決壊後といえども、水防管理者は、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

(3) 避難

洪水等による著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者又はその命を受けた者は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立退きを指示することができる。この場合、遅滞なく警察署長にその旨を通知しなければならない。

第3 費用負担及び公用負担

(主な担当)	総務部、警備消防部、夷隅土木事務所
--------	-------------------

1 費用負担

町は、水防に要する費用を負担するものとする。ただし、応援のために要した費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、その額及び方法は、町が当該応援を求めた場合は、町と応援を求められた水防管理団体が協議して定める。(水防法第32条、第16条第3項及び第4項)

また、区域外の市町村が当該水防により著しく利益を受ける場合には、当該水防に要する費用の一部を受益市町村が負担する。この負担費用の額及び負担方法は、両者が協議して定めるものとし、協議が成立しないときは、知事に斡旋を申請することができる。(水防法第42条の2)

2 公用負担

(1) 公用負担権限

水防のため緊急の必要のあるときは、町長（水防管理者）又は消防機関の長は、次の権限を行使することができる。(水防法第28条)

- ア 必要な土地の一時使用
- イ 土石、竹木その他の資材の使用
- ウ 土石、竹木その他の資材の取用
- エ 車両その他の運搬具又は器具の使用
- オ 工作物その他の障害物の処分

(2) 公用負担権限委任証明書

公用負担の権限を行使する者は水防管理者、水防団長又は消防機関の長にあってはその身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者にあっては、次のような証明書を携行し、必要ある場合にはこれを提示しなければならない。

(3) 公用負担の証票

公用負担の権限を行使したときは次のような証票を2通作成してその1通を目的物所有者、管理者又はこれに準ずるべき者に手渡さなければならない。

(4) 損失補償

公用負担の権限行使によって損失を受けた者に対しては当該の水防管理団体は時価によりその損失を補償するものとする。(法第28条)

第4 水防実施状況報告

(主な担当)	総務部、警備消防部、夷隅土木事務所
--------	-------------------

1 緊急報告

水防管理者が現地指導班長（夷隅土木事務所長）に緊急に報告すべき事項は次のとおりとする。

- ① 水防（消防）機関を出動させたとき
- ② 他の水防管理者に応援を要求したとき
- ③ 破堤、氾濫したとき
- ④ その他必要と認める事態の生じたとき

2 水防てん末報告

水防が終結した時は遅滞なく次の事項を取りまとめて水防管理者は、決められた様式により夷隅土木事務所長に報告しなければならない。

- ① 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- ② 警戒出動及び解除命令の時刻
- ③ 水防団員又は消防機関に属する者の出動の時刻及び人員
- ④ 水防作業の状況
- ⑤ 堤防その他の施設等の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- ⑥ 使用資材の種類及び員数とその消耗分及び回収分
- ⑦ 水防法第28条による収用又は使用の器具、資材の種類、員数及び使用場所
- ⑧ 障害物を処分した数量及びその事由並びに除却の場所
- ⑨ 土地を一時使用した時はその箇所及び所有者氏名とその事由
- ⑩ 応援の状況
- ⑪ 居住者出動の状況
- ⑫ 警察官の援助状況
- ⑬ 現地指導官公吏氏名
- ⑭ 立退きの状況及びそれを指示した事由
- ⑮ 水防関係者の死傷
- ⑯ 殊勲者及びその功績
- ⑰ 雨後の水防につき考慮を要する点その他水防管理者の所見
- ⑱ 堤防その他の施設で緊急工事を要するものが生じた時はその場所及び損傷状況
- ⑲ その他必要なる事項

<様式 13-1 水防実施状況概要報告書>

<様式 13-1 水防出動及び実施団体並びに人員調>

<様式 13-1 水防管理団体の水防所要経費調>

<様式 13-1 使用した主要水防資材量調>

<様式 13-1 水防効果（被害防止及び実被害）調>

第4節 避難計画

風水害等による災害に際し、住民等を安全な場所に避難させ、人的被害の軽減を図る。
この際、高齢者、障害者等の災害時要援護者の安全避難について、特に留意する。

第1 避難計画

(主な担当)	総務部、警備消防部、消防本部、いすみ警察署
--------	-----------------------

1 計画方針

災害に際し、危険地域の住民を安全な場所に避難させ、人的被害の軽減を図るとともに、これらの者と現に被害を受けて避難しなければならない者を、一時的に学校、集会所、公民館等の既存建物又は野外に仮設したテント等に収容し、保護するための計画とする。

2 避難の勧告又は指示等

(1) 避難の勧告又は指示の発令権者及び要件

避難の勧告又は指示を発すべき権限のある者は、それぞれの法律によって、次のように定められている。

災害の発生に伴う災害による住民等の生命又は身体の保護のため、又は災害の拡大防止のために特に必要があると認められるときは、災害応急対策の第一次的な実施責任者である本部長（町長）を中心として、相互に連携をとり、次により避難の勧告又は指示を行うものとする。

発令権者	勧告・指示を行う要件	根拠法
本部長 (町長)	・火災、崖崩れ、津波等の事態が発生し、又はその拡大のおそれがあり、住民等の生命身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民等に対し、速やかに立退きの勧告又は指示を行う。	・災害対策基本法 第60条
知事	・知事は、災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、本部長が実施すべき立退きの勧告又は指示に関する措置の全部又は一部を本部長（町長）に代わって実施する。 ・津波等により著しく危険が切迫していると認めるときは危険な区域の住民に対し避難のための立ち退きを指示するものとする。	・災害対策基本法 第60条 ・水防法第29条
警察官 海上保安官	・地震に伴う災害の発生により住民等の生命、身体に危険を及ぼすおそれのある事態が発生し、本部長（町長）が措置をとることができないと認めるとき、又は本部長（町長）から要求があったときは、直ちに当該地域住民	・災害対策基本法 第61条

発令権者	勧告・指示を行う要件	根拠法
	に立退きを指示するものとする。 ・住民等の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに当該地域住民に立退きを指示する。	・警察官職務執行法第4条
自衛官	・災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にはいないときは、危険な場所にいる住民に避難の指示をする。	・自衛隊法第94条
水防管理者	・津波等により著しい危険が切迫していると認められるとき、必要と認める区域の住民に対して避難の指示を行う。	・水防法第29条
知事又はその命を受けた県職員	・地震に伴う津波の襲来及び地すべりにより、著しく危険が切迫していると認めるときは、危険な区域の住民に対し立退きを指示する。	・水防法第29条 ・地すべり等防止法第25条

(2) 避難の勧告又は指示の内容

本部長（町長）等が避難の勧告又は指示を行う場合は、状況の許す限り次の各号に掲げる事項を明らかにして、これを行う。

- ア 避難対象地域
- イ 避難先
- ウ 避難経路
- エ 避難の勧告又は指示の理由
- オ その他必要な事項

(3) 避難の措置と周知

避難の措置を実施した者又は機関は、当該地域の住民等に対してその内容を周知するとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。

ア 住民等への周知

避難の措置を実施したときは、当該実施者は、防災行政無線を活用するほか報道機関や自主防災組織の協力を得て住民に対し、その内容の周知徹底を図る。

イ 関係機関の相互連絡

町、県、警察本部、自衛隊及び海上保安部（署）は、避難の措置を行った場合においては、その内容について相互に通報連絡する。

(4) 解除

本部長（町長）は、災害による危険がなくなると判断されるときには、避難の勧告・指示を解除し、住民に周知するとともに、速やかにその旨を知事に報告する。

3 警戒区域の設定

本部長（町長）は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合は、生命又は身体に対する危険を防止するために必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限又は禁止、退去を命ずるとともに、措置を行った場合においては、その内容について防災関係機関に通報連絡する。

警戒区域の設定権者及び要件、内容は次のとおりである。

設定権者	設定の要件・内容	根拠法
本部長 (町長)	・災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認められるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。	・災害対策 基本法第 63条
知事	・災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、前記の全部又は一部を本部長（町長）に代わって実施しなければならない。	・災害対策 基本法第 73条
消防長 消防署長	・ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認めるとき、火災警戒区域を設定してその区域内における火気の使用を禁止し、又は総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入を禁止し、若しくは制限することができる。	・消防法第 23条の2
消防吏員又は 消防団員	・火災の現場においては、消防警戒区域を設定して、総務省令で定める以外の者に対してその区域からの退去を命じ又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。	・消防法第 28条
消防機関に属 する者	・水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。	・水防法第 21条
警察署長	次の場合、前記に記載する消防長等の職権を行うことができる。 ・消防長若しくは消防署長又はこれらの者から委任を受けた消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき、又は消防長若しくは消防署長から要求があったとき	・消防法第 23条の2

設定権者	設定の要件・内容	根拠法
警察官	次の場合、前記に記載する町長等の職権を行うことができる ・町長若しくは町長の委任を受けた町職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	・災害対策基本法第63条
	次の場合、前記に記載する消防吏員等の職権を行うことができる ・消防吏員又は消防団長が火災の現場にいないとき、又は消防吏員又は消防団員の要求があったとき	・消防法第28条
	・水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったとき	・水防法第21条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	・町長若しくは町長の委任を受けた町職員及び警察官が現場にいないとき、前記に記載する町長等の職権を行うことができる。	・災害対策基本法第63条
海上保安官	・町長若しくは町長の委任を受けた町職員及び警察官が現場にいないとき、前記に記載する町長等の職権を行うことができる。	・災害対策基本法第63条

第2 避難誘導等

(主な担当)	総務部
--------	-----

1 避難誘導計画

町職員、警察官、消防職員その他の避難措置の実施者は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう一時避難場所等への誘導に努める。誘導に当たっては、できるだけ自主防災組織等ごとの集団避難を行うものとし、災害時要援護者の避難を優先して行う。

2 事前避難

災害が発生するおそれのある場合には、その情勢を的確に住民に伝達する。

また、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者については、避難の指示を行う前であっても自主的にあらかじめ指定された避難場所等へ早期に避難するよう指導する。

3 避難の方法

(1) 自助、共助による避難

集団避難方法により避難するものとし、小単位自主防災組織（20～30家族程度）ごとに各リーダーの指導であらかじめ指定してある一時集合場所に避難する。（自助）

一時集合場所において避難人員の確認を行い、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者を保護しながら小単位自主防災組織ごとに、集団で避難場所に避難するものとする。（共助）

(2) 避難経路

避難経路について、現場警察官又は町職員が特定の経路を指示した場合は、これに従わなければならない。

4 住民の避難誘導

(1) 町

ア 町は、避難勧告又は指示が出された場合、警察署、消防団等の協力を得て、なるべく地域又は自主防災組織単位に、あらかじめ指定してある一時避難場所等に誘導する。

イ 町は、発災後直ちに「避難場所」に複数の職員を派遣し、避難収容者の整理及び町本部からの情報等の伝達にあたる。

(2) 警察署

ア 避難誘導部隊の配置等

(ア) 避難誘導にあたっては、部隊を厚めに配置して交通を確保するとともに、活発な広報活動を行い、避難者の混乱による事故、紛争等が発生しないよう留意する。

(イ) 一時避難場所には、所要の警戒員等を配置し、関係機関の職員と密接に連絡の上、避難者の保護及び一時避難場所の秩序保持に努める。

イ 避難誘導上の留意事項

(ア) 自動車による避難及び家財の持出し等は中止させる。

(イ) 避難時の携行品は、貴重品、照明具、さしあたり必要な食料等応急必需品程度にとどめるよう指導する。

(ウ) 避難にあっては、努めて自主防災組織、職域団体等の組織を単位として統制ある行動をとらせるよう指導し、ロープその他資機材を有効に活用して混乱、事故防止に配意して誘導路の確保に努める。

ウ 避難誘導後の措置

(ア) 負傷者等の実態を把握し、救護班に連絡のうえ救護措置を講ずる。

(イ) 関係防災機関及び自主防災組織、職域団体の責任者等と密接に連絡し、避難場所内の秩序保持について協力を求め、また、町が行う給食、給水等の救援活動に協力する。

(ウ) 避難場所内の情報収集及び犯罪の予防、取締りにあたる。

(3) 消防団

ア 地域住民が避難を行う場合は、災害の規模、道路等の状況、火災の拡大の経路及び消防部隊の運用等を勘案し、もっとも安全と思われる方向を町及び警察署に通報するものとする。

イ 住民の避難が開始された場合は、無線及び拡声装置の活用等により、迅速な安全避難誘導にあたる。

<資料編7-2 避難場所一覧>

5 避難所への移送

災害等による人命の危険が終息した場合、本部長（町長）及び本部室は、関係機関と協議し、一時避難場所を撤収する。この場合、避難した被災者のうち、住家の損壊、焼失等により住家を失った者又は浸水等により一時居住することができない状態となった者については、避難所へ移送し、収容するものとする。

第3 避難所の開設、運営

(主な担当)	総務部、民生部
--------	---------

1 避難所の開設

避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失する等引き続き救助を要する者、及びそのおそれのある者に対して、学校や公民館等の避難所を開設し収容保護する。

なお、被災者のプライバシー及び安全の確保並びに衛生管理に努めるとともに、高齢者や障害者をはじめとする災害時要援護者や女性への配慮、ペット対策などについても適切に対応するよう努める。

(1) 実施機関

ア 避難所の設置は、本部長（町長）が行う。

ただし、災害救助法が適用された場合は、知事が行い、本部長（町長）はこれを補助する。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を本部長（町長）が行うことができる。

イ 本町限りで対応不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

(2) 避難所の設置等

ア 本部長（町長）は、一時避難場所に避難した被災者のうち、引続き避難を必要とする者を一時的に収容し、保護するため、公共建物等を避難所として開設するほか、当該施設のみをもっては収容能力に不足が生ずるときは、野外にテント又は応急仮設住宅を設置し対応する。

なお、避難所予定施設及び収容可能人員等は、「避難所一覧」のとおりとし、避難所の収容基準は、最低限避難者1人当たり有効建物面積4㎡とする。

イ 避難所の開設が予定される施設については、風水害等に対する安全性を確保するとともに、対象地域の被災住民を収容できる規模をもって適切に配置するよう努める。

ウ 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に配慮し、被災地以外にある者も含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。

エ 学校等の避難所については、第一次的には体育館を使用し、必要に応じて教室等を使用する。

また、学校施設の応急復旧マニュアル等の周知を図り、学校職員等が被災時の施設の状況を速やかに把握できるよう努める。

オ 災害救助法が適用された場合の避難所設置のための経費内容及び限度額は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間等」によるものとする。

<資料編7-2 避難所一覧>

<資料編2-2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等>

(3) 開設措置

ア 本部長（町長）は、避難所の開設を必要と認めた場合は、避難所運営マニュアルにより直ちに避難所に職員を派遣し、開設に必要な準備をする。

イ 本部長（町長）は、避難所の開設状況を速やかに警察署等関係機関に連絡する。

ウ 野外収容施設を設ける場合は、県に資機材の応援を要請する。

エ 避難所の開設期間は、原則として災害発生の日から7日以内とする。

ただし、状況により前記の期間を延長する必要がある場合には、本部長（町長）は知事の事前承認（厚生労働大臣の承認を含む。）を受けなければならない。

(4) 避難者の受入れ

避難所の地区割当は、原則として一時避難場所の地区割当に準ずることとし、努めて自主防災組織別に収容するよう配慮する。

また、長期収容を必要とする者については、努めて体育館に収容するよう配慮する。

2 避難所の管理運営

避難所の運営は、本来の施設管理者の監督のもとで住民の自主防災組織やボランティア組織と協力して避難所の効率的な管理運営がなされるよう、県が策定した「災害時における避難所運営の手引き」、及び町で策定を検討している避難所ごとの「避難所運営マニュアル」等により行うものとする。

なお、学校にあっては、教育活動の早期再開のため、「震災時における実働計画（実働マニュアル）」も参考とする。

(1) 管理運営者の指定

避難者は、自主防災組織等毎に適当な人員によって班を編成し、責任者を指定する。

避難所を管理運営する場合、男女双方の要望や意見を反映するため、男性ばかりでなく女性を管理運営する者に入れることとする。

また、女性への配慮としては、女性用更衣室やトイレなど施設の利用場の配慮、女性相談窓口や女性専用の物資配付など運営上の配慮が必要である。

(2) 諸記録及び報告

避難所に派遣された職員は、避難所の運営管理状況等必要な記録（避難者名簿、日誌、物品受払簿等）を行い、町本部へ報告する。

また、各避難所との情報連絡を密にし、避難者の氏名や家族構成などの情報を逐次、コンピュータ等を活用して把握に努めるとともに、広報や問い合わせに適切に対応する。

なお、避難所に名簿の掲示を行うなど、避難者情報の広報については、個人情報の取り扱いに注意するとともに、あらかじめ避難者から情報公開についての同意を得るなど、適切に対応するよう努める。

(3) 設備・備品の整備

町は、状況により避難生活が長期化するような場合に備え、基本的な生活に対応出来る環境のための備蓄や炊き出しのための調理設備、器具、燃料、洗濯機等、畳・パーテーション、仮設風呂・シャワー等を速やかに調達できる体制の整備に努める。

また、季節対策として、寒さ対策や暑さ対策など、季節の移り変わりにも柔軟に対応できる環境づくりに努める。

(4) ペットへの配慮

町は、ペットとの同行避難に備えて、「災害時における避難所運営の手引き」を参考に、ペットの収容場所を確保するとともに、トラブル等が起きないようにルール作成に努める。

3 避難者の集約及び避難場所の解消等

避難生活の改善及び施設の本来機能確保のため、災害の復旧状況や避難者の状況を勘案しつつ、避難場所の集約及び解消を図る。

(1) 避難者を他地区へ移送する場合

ア 本部長は、避難所の集約及び解消を行う場合、或いは避難者を避難所に収容できない場合、本町から最も近い距離にある非被災地若しくは小被災地又は隣接市町への移送について、知事に要請する。

イ 移送に当たっては、町のバス及び民間バスを借り上げて行うものとするが、必要に応じて、防災関係機関へ応援を要請する。

ウ 他地区に避難所を開設するに当たっては、本部職員のうちから避難所職員を配置するとともに、移送に添乗させる。

(2) 他地区からの避難者を受入れる場合

本部長は、避難所の集約及び解消を行う場合、或いは知事から他地区の避難者を受け入れるため避難所の開設の指示等を受けた場合、各避難所の状況を考慮し、直ちに避難所の選定開設を進め、受入態勢を整備するとともに、本部職員のうちから避難所職員を配置して避難所運営に協力する。

第5節 災害時要援護者等の安全確保対策

風水害により、住民の避難を要する地域が数多く出た際に、被災者の安全な場所への避難に必要な可能な限りの措置をとり、被災者の生命、身体の安全の確保に努める。

特に、災害時に支援を必要とする、災害時要援護者については、町が策定した「災害時要援護者避難支援プラン」等に基づき、災害時の避難誘導をはじめ、避難生活についても考慮し、安全確保に努める。

第1 避難誘導等

(主な担当)	民生部、社会福祉協議会
--------	-------------

1 避難誘導

災害時要援護者については、次の事項に留意して、避難支援者による避難誘導、支援を行う。

- ① 避難経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。この場合、なるべく身体壮健者、その他適当な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずること。
- ② 危険な場所には、表示、なわ張りをを行うほか、状況により誘導員を配置すること。
- ③ 状況により、高齢者、障害者、乳幼児、病弱者又は歩行困難者は適当な場所に集合させ、車両又はボート等による輸送を行うこと。この場合、ロープ等の資材を利用して輸送途中の安全を期すること。
- ④ 避難誘導は、収容先での救助物資の配給等を考慮し、できれば行政区等の単位で行うこと。
- ⑤ 高齢者、障害者等の災害時要援護者については、その状態や特性に応じた適切な避難誘導を行うとともに、町職員及び自主防災組織の隊員、民生委員等による避難所、避難場所での避難確認を行うこと。

2 避難順位

避難誘導は移動もしくは歩行困難な者を優先して行うものとし、優先順位は、おおむね次のとおりとする。

- ① 介護を要する高齢者及び障害者
- ② 病弱者
- ③ 乳幼児及びその母親・妊婦
- ④ 高齢者・障害者
- ⑤ 学童

第2 避難所の開設、災害時要援護者の対応

(主な担当)	民生部、社会福祉協議会
--------	-------------

1 避難所の開設

避難所の開設は、本章「第4節 避難計画」によるものとする。

町及び県は、災害時要援護者の避難状況を速やかに確認し、優先的に避難場所を確保するとともに、健康状態や特性等を把握し、災害時要援護者に配慮した運営に努める。

さらに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等災害時要援護者に配慮した福祉避難所を設置する。

なお、避難所における支援として、具体的には、次の3点が考えられる。

- ① 避難所における要援護者用相談窓口の設置
- ② 避難所からの迅速・具体的な支援要請
- ③ 避難所における要援護者支援への理解促進

2 外国人に対する対応

町は、県が作成した「災害時における避難所運営の手引き」を活用し、外国人に対応した避難所運営に努める。

3 福祉避難所の設置

町は、発災後に福祉避難所に指定している町地域福祉センターの指定管理者と連絡を取り、開設を要請する。開設後は、関係機関及び各避難所に開設済みの福祉避難所を周知する。

＜資料編7-3 福祉避難所＞

4 避難所から福祉避難所への移送

町は、避難所における災害時要援護者の健康状態や特性等の把握に努め、状況に応じて福祉避難所への移送を行う。

なお、健康状態や特性等に関係なく、その障害などにより通常の避難所生活が困難な場合も福祉避難所への移送を検討する。

町は、福祉避難所に指定された施設や関連団体、又は県等と協力して要援護者の移送に利用可能な車両等、移送手段の確保に努める。町や関係機関等が保有する車両等のリストを作成するほか、個々の要援護者の移動手段の有無等を調査し、自力での移動可否状況を把握する。

また、社会福祉協議会と協力して、地域住民に対し、要援護者の避難所までの移動支援や避難所から福祉避難所への移送支援について働きかける。

5 被災した災害時要援護者等の生活の確保

応急仮設住宅への入居については、高齢者・障害者等の災害時要援護者を優先して行うよう努めるとともに、高齢者・障害者に配慮した応急仮設住宅（以下「福祉仮設住宅」という。）の設置等について検討する。

また、被災した災害時要援護者等の生活の確保や災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、町は県と連携し、被災地及び避難所において社会福祉士、介護福祉士、児童相談員等の専門家による相談等を行う。

- ① 要介護者への巡回相談事業及びホームヘルプサービスの実施
- ② 被災児童及びその保護者への相談事業の実施

第6節 救助救急・医療救護活動

消防機関、危険物施設管理機関及び救助救急のための関係機関は、災害から住民の生命・財産を守り、被害を最小限にするために、全力を尽くす。

また、災害により多数の傷病者が生じたり、医療機関が被害を受け混乱したりするなど、住民生活に著しい影響がある場合、町は、関係機関と緊密に連携をとりながら、り災者の医療救護に万全を期する。

第1 救助・救急活動

(主な担当)	総務部、民生部、消防本部、いすみ警察署
--------	---------------------

1 活動体制

町、消防本部、消防団及び警察署は、それぞれの消防活動、警備活動方針によるほか、県、勝浦市夷隅郡医師会、日本赤十字千葉県支部、自衛隊、海上保安署などの関係機関と密接な連携を図り、傷病者の救助活動から搬送業務完了まで一貫した救助・救急体制をとる。

2 救助・救急活動

災害による傷病者救護の適正を期するため、多数の傷病者が発生した地域及び避難場所を重点的に可能な範囲で現場に救護所を設置し、救急救護活動にあたるとともに、医療機関等の傷病者の受入れ体制を確認する。

特に救急医療機関と常に密接な連絡を保ち、災害等発生時における傷病者の医療処置能力等を把握する。

<資料編5-1 町内及び郡市内の救急医療機関>

(1) 情報収集

要援護事象に対する情報及び傷病者の収容施設等救急救助活動に必要な情報の収集を行う。

(2) 関係機関の措置

関係機関へ次の措置を行うよう要請し、救助・救急活動にあたる。

機関名	項目	対応措置
消防本部	救助・救急活動	<p>(1) 活動の原則 救助・救急活動は、救命処置を要する重症者を最優先とする。</p> <p>(2) 出動の原則 救助・救急を伴う場合は、努めて救急隊と他隊が連携して出動するものとし、救助の伴わない場合は救急隊のみとし、次の優先順位により出動する。</p> <p>ア 延焼火災が多発し、多数の救助・救急事象が発生している場合は、火災現場付近を優先する。</p> <p>イ 延焼火災は少ないが、多数の救助・救急事象のある場合は、多数の人命を救護することを優先する。</p> <p>ウ 同時に小規模な救助・救急事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。</p> <p>エ 傷病者に対する救急処置は、救命の処置を必要とする事象を優先する。</p>
	救急搬送	<p>(1) 傷病者の救急搬送は、救命処置を要する者を優先とする。なお、搬送に際しては、所轄消防本部、医療チーム等の車両のほか、必要に応じ日本医科大学千葉北総病院ドクターヘリ、国保直営総合病院君津中央病院ドクターヘリ、千葉市消防局、自衛隊等のヘリコプターにより行う。</p> <p>(2) 救護所等から後方医療施設への移送は、被災状況の推移を勘案して他機関との協力体制のもとに行う。</p>
	傷病者多数発生時の活動	<p>(1) 災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し、救助隊、医療チームと密接な連携を図り、効果的な救護活動を行う。</p> <p>(2) 救護能力が不足する場合は、消防団員、自主防災組織等に医療機関への自主的な輸送協力を求めるなど、関係機関との連絡を密にし、効率的な活動を行う。</p>
県警察		<p>(1) 救出・救護活動は、倒壊家屋の多発地帯及び病院、学校、興行場、等多人数の集合する場所等を重点に行う。</p> <p>(2) 救出した負傷者は、応急処置を施したのち、救護班等に引き継ぐか、車両及び航空機を使用して速やかに医療機関に収容する。</p>
海上保安署		<p>(1) 海難船舶が発生した場合は、その捜索・救助を行う。</p> <p>(2) 負傷者、医師、その他救助活動に必要な人員及び物資の海上輸送を行う。</p> <p>(3) 避難者の海上輸送及び誘導に協力し、避難を援助する。</p>

(3) 救助・救急資機材の調達

初期における装備資機材の運用については、原則として各関係機関においてそれぞれ保有するものを活用する。

なお、装備資機材等が不足した場合は、その他関係機関が保有するもの又は民間業者から借入れ等を図り、救助・救急に万全を期する。

第2 危険物等の対策

(主な担当)	総務部、警備消防部、消防本部
--------	----------------

1 活動方針

危険物施設等は、風水害時における火災、爆発、漏えい等により、従業員はもとより周辺住民に対して大きな影響を与えるおそれがある。

これらの施設については、関係法令に基づく防災計画を実効あるものにするとともに、火災、爆発、流出拡散等の防止について、自主的な活動ができるよう計画させることとする。

計画においては、危険物施設等の自衛消防組織の活動により、風水害による危険物の被害を最小限にとどめ、施設の従業員及び周辺住民に対する危険防止を図ることを目標とするほか、関係機関は、相互に協力して施設の被害を軽減させるための対策を確立しておくものとする。

2 応急措置

(1) 石油类等危険物保管施設

町及び消防本部は、危険物取扱者等に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講じるよう指導する。

- ア 危険物の流出並びに爆発等のおそれのある作業及び移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置
- イ 混触発火等による火災の防止措置、初期消火活動、タンク破壊等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策
- ウ 危険物による災害発生時の自主防災組織活動と活動要領の制定
- エ 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置並びに防災機関との連携活動

(2) LPガス設備

町及び消防本部は、LPガス各社に対し、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急措置を行い、二次災害の防止と事務処理にあたるよう要請する。

また、災害時には、住民の不安除去、波及的災害事故の防止を図るため、サービス巡回車による広報巡回のほか、町本部、警察署、報道機関に協力を要請するなど、あらゆる手段を尽くして、被害地区におけるガス機器の使用上の注意事項、ガス供給状況、復旧の見通し等について広報する。

広報は、主として次の内容について行う。

ア 避難時

- (ア) ガス栓を全部閉めること。
- (イ) ガスメータのそばにあるメータコックを閉めること。
- (ウ) ガスの臭いがする場合、火気使用は厳禁であること。

この場合には、ガス栓・メータコックを閉め、直ちにガス会社に連絡すること。

- (エ) 換気扇の使用は、スイッチの火花によって爆発の原因となるので避けること。
- イ マイコンメータ（前面にランプがあるメータ）が作動してガスが出ない場合。
 - (ア) グレーのメータの場合は、マイナスインドライバーで左上の蓋を開け、内部の軸をドライバーで反時計回りにしっかりと回し、ランプの点灯を確認する。
 - (イ) クリーム色のメータの場合は、左上の丸い蓋を外し、中のボタンをしっかりと押し、ランプの点灯を確認する。
 - (ウ) 操作終了後3分間マイコンによる漏洩検査のためガスの使用はしないこと。

(3) 危険物等輸送車両等

町は、危険物等輸送車両等の応急対策として、関係機関へ次の措置を行うよう要請する。

機 関 名	対 応 措 置
消 防 本 部	(1) 事故通報等に基づきその状況を把握の上、交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行う。 (2) 必要に応じ、地域住民への広報活動や警戒区域に対する規制等を行う。 (3) 危険物輸送車両の関係者に対して、必要に応じ一時使用停止又は使用制限の緊急措置命令を発する。
警 察 署	輸送中の車両については、周囲の状況により、あらかじめ安全な場所へ移動させる。
海上保安署	関係事業所の管理者及び船主、代理店等に対して、災害の実態に応じて、次の措置を講じるよう指導する。 (1) 危険物取扱岸壁における荷役の停止、施設の応急点検と出火等の防止措置 (2) 危険物の海上への流出防止措置と応急対策 (3) 危険物とう載船舶への必要に応じた移動命令、又は航行の制限若しくは禁止

第3 医療救護活動

(主な担当)	民生部、医師会等
--------	----------

1 活動方針

大規模災害時に傷病者が多数発生したとき、又は医療機関の一時的混乱により、その機能が停止したときにおいて、医療、助産及び救急救護を迅速かつ的確に行い、被災者救護の万全を図る。

2 医療救護

災害により、通常受けられる医療が受けられなくなった住民に対して、地域における診療機能が一定程度回復するまでの間、救護所の設置や救護班の派遣等により診療等を行う。

また、民生部長は、連絡調整を図り、救護班の活動に協力する。

(1) 実施機関

ア 医療救護は、本部長（町長）が行う。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、本部長（町長）はこれを補助する。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を本部長（町長）が行うこととすることができる。

イ 本町限りで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

ウ 前記アにより本部長（町長）が行う場合は、次により実施する。

(ア) 勝浦市夷隅郡医師会の長と締結した協定に基づき勝浦市夷隅郡医師会が組織する救護班

(イ) 夷隅郡市歯科医師会の長と締結した協定に基づき夷隅郡市歯科医師会が組織する救護班

エ 救護班の編成

救護班の編成人員は、医師1人、看護要員1人、事務1人とする。

事務1人については、町本部において配置する。

なお、出動する班の数は、災害の状況により、本部長（町長）と勝浦市夷隅郡医師会、夷隅郡市歯科医師会及びその他関係機関との協議により決定する。

<資料編2-1-8 災害時の医療救護活動についての協定書>

(2) 情報の収集・提供

町は、平常時から関係機関との連携を緊密に保ち、次の事項について情報収集を行い、関係機関への情報提供を行う。

ア 医療施設の被害状況、診療機能の確保状況

イ 避難所、救護所の設置状況

ウ 医薬品等医療資機材の需給状況

エ 医療施設、救護所等への交通状況

オ その他参考となる事項

<資料編5-1 町内及び郡内の救急医療機関>

(3) 救護班等出動の要請

ア 避難所その他において医療救護を必要とする場合は、次の事項を明らかにし、民生部長に要請する。

(ア) 救護を受けようとする場所

(イ) 救護を受けようとする者の数

(ウ) 救護を受けようとする種類及び程度

イ 民生部長は、医療救護活動の必要を認めたときは本部長（町長）に報告し、本部長（町長）は、必要に応じて勝浦市夷隅郡医師会の救護班に出動を命じる。

なお、勝浦市夷隅郡医師会で医師の不足する場合は、夷隅郡市歯科医師会、その他関係機関にそれぞれ救護班の出動を要請するほか、知事及び他の市町村長等に応

援を求めるなど必要な措置を講ずる。

ウ 知事は、必要に応じてDMA Tの派遣要請を行うとともに、県救護班の出動を命じ、日本赤十字社千葉県支部長、県医師会長、県歯科医師会長、県薬剤師会長、県看護協会会長、県接骨師会長にそれぞれ救護班の出動を要請するものとする。

また、国立病院機構等その他の関係機関に応援を要請するほか連絡調整その他必要な措置を講ずる。

エ 具体的な現場指揮は、災害の態様、現場の状況等に応じ、関係機関で協議の上、統一を図る。

(4) 救護班等の業務内容

- ア 傷病者に対する応急措置
- イ 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- ウ 軽症患者等に対する医療
- エ 避難所等での医療
- オ 助産救護

(5) 救護所の設置

ア 民生部保健衛生班長は医療活動が必要であると認めたときは、原則として次の場所に救護所を設置する。

- (ア) 一時避難場所
- (イ) 避難所
- (ウ) 災害現場

イ 救護班による医療救護活動は、原則として避難所等において設置する救護所で行うものとする。

ただし、救護班を出動させる上で、やむを得ない事由があるときは、被災地周辺の医療施設において、医療救護活動を行う。

(6) 避難所救護センターの設置

ア 町は、被災者の避難所における避難生活が長期にわたると見込まれるときは、県との連携のもとに、避難所内に避難所救護センターを設置し、医療救護活動を行う。

イ 避難所救護センターでは、精神科、歯科等を加え、ストレスや精神不安への対応を含めた、きめ細かな対応を図る。

ウ 避難所救護センターは、避難所の設置状況等を勘案して、適切に配置するとともに、必要に応じて周辺地域への巡回活動を行う。

エ 避難所救護センターの業務は夷隅健康福祉センター長が統括する。

(7) 後方医療施設の確保

ア 災害拠点病院

町は、救護班による応急手当の後、入院治療を要する傷病者の災害拠点病院を確保する。

災害拠点病院	住所	電話	隣接ヘリコプター離着陸場
県立東金病院	東金市台方 1229	0475-54-1531	東金市立西中学校

イ 災害医療協力病院等

町は、前記アのほか勝浦市夷隅郡医師会の協力を得て、傷病者や難病患者、人工透析患者の治療、収容に当たる災害医療協力病院等の確保を図る。

(8) 医薬品等の調達

町は、救護班の使用する医薬品等の備蓄に努めるとともに、災害時における物資供給協定等に基づき、医薬品等、医療資機材等を確保する。

なお、町において確保が不可能な場合は、県及び関係機関に協力を要請し、調達を行う。

<資料編2-1-6 災害時における物資の供給に関する協定>

<資料編2-1-21 災害時における医薬品等の確保に関する協定書>

(9) 傷病者の搬送体制

町との協定等に基づき出動した救護班の責任者は、医療救護を行った者のうち、後方医療施設に収容する必要がある者の搬送を消防本部に要請する。

搬送体制に不足が生じた場合は、県等に協力を要請し、連携を図り実施する。

なお、原則として、被災現場から救護所への搬送は町が、救護所から後方医療施設までの搬送は、町及び県が防災関係機関との連携のもとに実施する。

(10) 救護班の活動車両

救護班の出動及び活動のための車両等は、本章「第7節 警備・交通の確保・緊急輸送対策」に定める車両等によるものとする。

(11) 医療救護活動の記録及び報告

民生部長は、医療救護活動の実施状況について、随時、本部長に報告するとともに、「救護班診療記録等」により活動状況をまとめ、本部長に報告する。

第7節 警備・交通の確保・緊急輸送対策

発災時には、さまざまな社会的混乱及び交通の混乱が予想される場所である。このため住民の生命、身体、財産の保護を図り、各種犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持等について万全を期するものとする。

また、災害時に予想される渋滞等を考慮して、被害者の救援・救護活動や緊急物資の輸送に対応するための緊急輸送ネットワークの整備に努める。

第1 災害警備計画

(主な担当)	いすみ警察署
--------	--------

1 基本方針

警察及び海上保安署は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、他の防災関係機関との連携のもと、人命の保護を第一に、被災者の救出・救護、避難誘導、交通の規制、各種犯罪の予防及び取締り、その他社会秩序の維持にあたる。

2 警察による災害警備

(1) 警備体制

警察本部及び警察署は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その規模に応じ指揮体制を確立し災害警備活動を行う。

ア 災害警備本部

大規模被害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合

イ 対策室

災害発生のおそれがある場合又は被害程度が小規模の場合

ウ 連絡室

町内に、大雨、洪水、暴風・高潮警報が発表された場合、又は台風が接近・上陸するおそれがある場合

(2) 災害警備活動要領

ア 要員の招集及び参集

イ 気象情報その他災害情報の収集及び伝達

ウ 装備資機材の運用

エ 通信の確保

オ 負傷者の救出及び救護

カ 避難誘導及び避難地区の警戒

キ 警戒線の設定

ク 災害の拡大防止と二次災害の防止

ケ 報道発表

コ 行方不明者の捜索及び迷子等の保護

サ 死傷者の身元確認、遺体の収容

- シ 交通対策（現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保）
- ス 地域安全対策（犯罪の予防・取締り、相談活動）
- セ 協定に基づく関係機関への協力要請
- ソ その他必要な応急措置

3 海上保安本部による非常配備等

(1) 配備体制

大規模海難等の発生が予想される場合においては、海上保安庁非常配備規則に基づき、次の段階に分けて発令するとともに、海上における犯罪の予防及び鎮圧、人命及び財産の保護並びに海洋汚染の防止に対処する。

ア 警戒配備（注意体制）

管内に大規模海難等に至らない海上における災害の発生が予想されるときに緊急に事前の措置を実施し、これに備える態勢を確立するため、要員の増強、通信の強化及び巡視船艇・航空機を待機又は出動させる等の措置を実施する。

イ 非常配備

大規模な海難、その他海上における災害であって、社会的に著しく影響の大きい事態の発生が予想されるときは、非常配備乙を発令して、緊急に事前の措置を実施し、これに備える態勢を確立するため、要員の増強、対策の検討、通信の強化及び巡視船艇・航空機を待機又は出動させる等の措置を実施する。

(2) 警備要領

ア 海上における治安の確保及び海上における遭難者（陸上から流れ出した漂流者を含む）の救助作業は、所属巡視船艇あるいは他の海上保安部署からの応援派遣船艇、航空機をもって実施する。救護を必要とする者については、対策本部及び医療機関等と連絡を密にして、早急に引渡し、場合によっては医師、看護師等が当庁巡視船艇に直接乗船して救護にあたる。

イ 災害時の救助活動を行うに際し、海上自衛隊との任務分担及び情報の交換については、海上自衛隊横須賀地方隊と第三管区海上保安部との海上における災害派遣に関する地方協定によるものとする。

第2 交通規制計画

(主な担当)	いすみ警察署、建設環境部
--------	--------------

1 基本方針

- ① 交通情報の収集に努め、道路交通の被害状況を速やかに調査把握し、その状況を町本部長に報告する。
- ② 隣接市町村に通ずる幹線道路については、関係警察署と連絡を密にし、一般車両の迂回等混雑緩和の措置を講じて交通秩序の維持に努める。
- ③ 緊急車両及び緊急通行車両以外の車両の町内への運行については、広報の徹底を期するとともに、交通規制の内容について周知を図る。

2 被災施設の応急対策

(1) 交通支障箇所の調査

道路管理者は、その管理する道路について、災害時における危険箇所をあらかじめ調査し、把握しておくとともに、災害が発生した場合に当該道路の被害の状況を調査の上、報告する。

(2) 調査及び報告

町は、調査の結果支障箇所を発見した場合は、次の要領により報告するものとする。

ア 建設環境部建設班は、町の道路について支障箇所を発見したときは、速やかにその路線名・箇所・拡大の有無・う回路線の有無、その他被災の状況等を本部長（町長）に報告する。

イ 本部長（町長）は前記アによる報告を受けたときは、その状況を直ちに関係機関の長に報告するものとする。

3 交通規制活動

(1) 道路管理者の通行禁止又は制限

道路管理者は、道路法第46条の規定により、道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合は、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限する。

(2) 公安委員会の交通規制

ア 交通の規制

公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るなど、必要があると認めるときは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条の規定に基づき、道路における交通の規制を行う。

イ 緊急交通路の確保

公安委員会は、町内又は隣接・近接市町の地域に係る災害が発生又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止又は制限するなど、緊急交通路の確保にあたる。

(3) 警察署長の交通規制

警察署長（高速道路交通警察隊長を含む。）は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る等必要があると認めるときは、道路交通法第5条又は第114条の3の規定により、道路における交通の規制を行う。

(4) 警察官の交通規制等

ア 警察官による交通規制

警察官は、道路の損壊、交通事故の発生、その他の事情により、道路において交通の危険又は交通の混雑が生じるおそれがあり、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るためやむを得ないと認めるときは、必要な限度で道路交通法第6条又は第75条の3の規定により、交通の規制を行うものとする。この場合、信号機の表示する信号にかかわらず、これと異なる意味を表示する手信号等をする

ことができる。

イ 通行禁止区域等における措置

警察官は、通行禁止区域等（前記（2）イにより通行を禁止又は制限されている道路の区間又は区域をいう。以下同じ。）において、車両その他の物件が、緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。この場合、警察官の命令に従わなかったり、運転者等が現場にいなかったりするために命ずることができないときは、警察官が、自らその措置をとり、やむを得ない限度において当該車両その他の物件を破損することができる。（災害対策基本法第76条の3）

（5）自衛官及び消防吏員の措置命令・措置等

ア 警察官不在時における措置

自衛官及び消防吏員（以下「自衛官等」という。）は、災害対策基本法第76条の3第3項及び第4項に基づき、警察官がその場にいない場合に限り、前記（4）イの職務の執行について行うことができる。

イ 措置の通知

自衛官等は、前項の命令をし又は措置をとったときは、直ちにその旨を警察署長に通知する。

（6）海上保安署の海上交通規制

航路付近の障害物の状況又は海上交通輻輳の状況に応じ、巡視船艇により海上の交通整理を実施するとともに、必要ある場合には航行制限を実施するものとし、航行制限の実施及び航路標識の流失、移動、消灯等については、発生の都度、航行警報等により周知を図るとともに、航路標識については応急復旧の措置をとるものとする。

4 応急復旧

被害を受けた道路は、速やかに復旧し、交通の確保に努めるものとする。特に、「緊急輸送道路一次路線」など交通上重要と認められるものや民生の安定上必要があるものについて最優先に応急復旧作業を実施し、道路の機能確保に努める。

本町における千葉県緊急輸送道路第1次路線 (交通規制対象道路)	国道128号
------------------------------------	--------

5 緊急通行車両の確認等

（1）緊急通行車両の確認

ア 車両の使用者は、知事又は公安委員会に対し、当該車両が緊急通行車両（道路交通法第39条第1項の緊急自動車、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両）であることの確認を求めることができる。

イ 前記アにより確認したときは、知事又は公安委員会から、当該車両の使用者に対し、災害対策基本法施行規則第6条に定める標章及び確認証明書の交付を受ける。

ウ 災害発生時においては、前記イにより交付を受けた標章は、当該車両の助手席側

の内側ウインドガラスの上部の前面の見やすい箇所に貼付し、確認証明書は必ず携行し、警察官等から提示を求められたときは、これを提示する。

エ 届出に関する手続きは、「緊急通行車両等の確認及び事前届出事務手続き等」によるものとする。

(2) 緊急通行車両の事前届出・確認

ア 災害時における緊急通行や交通規制区域内へ進入するため、町は、公用車について、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用する緊急通行車両事前届出を行う。この申請は、警察署を經由し公安委員会に行うものとする。

イ 審査の上、認定を受けた緊急通行車両には、緊急通行車両等事前届出済証が交付されることとなっている。

ウ 届出済証の交付を受けた車両については、警察本部、警察署又は交通検問所に当該届出済証を提出して、前記(1)アの確認を受けることができる。この場合においては確認審査を省略して前記(1)イの標章及び確認証明書の交付を受ける。

エ 事前届出・確認に関する手続きは、「緊急通行車両等の確認及び事前届出事務手続き等」によるものとする。

<資料編6-5 緊急通行車両等の確認及び事前届出事務手続き等>

6 交通情報の収集及び提供

(1) 交通情報の収集

警察本部は、隣接都県警察及び警察庁(管区警察局を含む。)と連携を密にし、専従の収集班を編成して、航空機、オートバイその他の機動力を活用し、交通情報の収集を行う。

(2) 交通情報の提供

交通情報の提供は、交通情報提供装置を活用し、道路情報センター及び報道機関の協力を得て行う。

第3 輸送計画

(主な担当)	総務部
--------	-----

1 計画方針

災害応急対策の実施に必要な人員及び物資の輸送は、災害対策活動の基幹となるものであるから、車両等は迅速かつ円滑に調達しなければならない。

町は、災害応急対策活動を実施するに際して、輸送手段として必要とする車両等の調達、配分及び各機関への調達斡旋又は供給等による協力活動を行う。

(1) 緊急車両の調達方針及び調達順位

ア 町各部班が、その担任する災害応急対策活動のため必要とする車両は、原則として、各部班が保有する車両を第一次的に使用し、不足が生じる場合は、財政班が、集中的に調達する。

イ 財政班は、各部班からの車両調達請求に基づき、外部からの調達が必要と認めら

れたときは、町内の運送業者等から借り上げ、同時に県及び関係機関に対し応援を
求める。

(2) 調達方法

総務部は、車両調達について、事前に業者と供給契約を締結しておくものとする。
また、町の所要車両が調達不能となった場合は、県に対し調達斡旋を要請する。

車種別調達方法

乗 用 車	町保有の乗用車を使用し、不足する場合は町職員の私有自動車及び町内のタクシー業者から借り上げる。
貨物自動車	町内の貨物運送業者から調達する。
バ ス	町保有のバスを使用し、不足する場合は町内を運行しているバス会社から調達する。

(3) 配車基準

- ア 各部に対する車両の配分は、請求があった部との協議により総務部が定める。
- イ 各部の車両保有数は、「町各部の車両保有数」とおりである。

<資料編6-8 町各部の車両保有数>

(4) 配車手続

- ア 各部において車両を必要とする場合は、車種、トン数、台数、引渡場所、日時等を明示の上、総務部財政班に請求する。
- イ 総務部財政班は、必要台数を調達し請求した各部へ引渡す。
- ウ 総務部財政班は、災害の状況に応じ、予め運送業者等に車両の待機を要請することができるものとする。

(5) 借り上げ料金

運送業者から借り上げた車両の使用料金等は、平常時の契約料金を準用するものとする。

2 人員及び救助物資等輸送計画

(1) 人員輸送

- ア 避難勧告等が発せられた場合における住民の輸送は原則として行なわない。ただし、老人、身障者等で自主避難が著しく困難であり、本部長（町長）が必要と認められた場合は、町保有車両により緊急輸送を行う。
- イ 傷病者の病院等への輸送は、同章「第6節 救助救急・医療救護活動」に定めるところによる。
- ウ 被災者の他地区への移送は、民生部がその他関係機関と協力して実施する。

(2) 資材、物資の輸送

ア 災害応急対策に必要な資材及び物資等の輸送は、それぞれその事務を所管する部班が保有する車両で行う。車両を保有していない部班又は不足する場合は総務部に

調達請求を行う。

イ 県等へ資材及び物資を要請した場合又は災害救助法の適用に基づく救助物資等の輸送は、県等が指定する引継場所から輸送する。

<資料編2-1-11 災害等緊急時におけるバス輸送の協力等に関する協定>

第8節 救援物資供給活動

災害時に被災者の人心の安定を図るため、迅速かつ円滑な飲料水・食料・生活必需品の供給活動並びに救護物資・要員等の輸送を行うための輸送車輛、緊急輸送道路等の確保を行うものとする。

このため、飲料水・食料・生活必需品及び救護物資・要員等について、適切なニーズの把握を行うとともに、迅速な供給活動を行う。

第1 応急給水計画

(主な担当)	建設環境部
--------	-------

1 計画方針

給水計画を樹立し、災害により飲料水や炊事のための水の供給を受けることができない住民に対して、浄・給水場等での拠点給水や給水車等による運搬給水を実施する。

なお、本町限りで処理が不可能な場合は、近隣市町村、県、国及び日本水道協会その他関係機関の応援を得るものとする。

2 応急給水

(1) 実施機関

ア 飲料水の供給は、本部長（町長）が行う。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、本部長（町長）はこれを補助する。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を本部長（町長）が行うこととすることができる。

イ 本部長（町長）は、本町限りで処理不可能な場合、近接市町村、県、国及びその他関係機関の応援を得て実施する。

ウ 県及び南房総広域水道企業団等の水道事業体は、町が行う応急給水に対し、積極的に協力する。

エ 水道事業体等間の応援活動については、「千葉県水道災害相互応援協定」等により実施する。

(2) 給水基準

飲料水の供給については、基本水量を最少一人1日3リットルとし、水道施設の復旧の進捗により順次増量する。

また、病院等の救援・救護活動に必要な用水は別途確保する。

(3) 給水方法

ア 応急給水は、拠点給水を原則とし、震災の状況に応じて運搬給水及び仮設給水を実施するものとする。

イ 路上給水は、供用水栓により行う。

ウ 濾水機により濾過し、使用可能な水があるときは、塩素滅菌して給水するものとする。

(4) 広報

計画に基づき設置した給水拠点は、平素から周知させ、給水を開始した際は、「給水中」の標示を掲げるなど、震災時における応急給水方法、給水拠点場所、飲料水調達方法及び水質について、適切な広報活動を実施する。

なお、情報提供を充実させるため、町ホームページ等から各事業体ホームページへ適宜リンクを設定する。

3 県営水道の応急給水

町は県と密接に連携し、災害により飲料水の確保が困難な給水区域の住民に対し、県営水道による応急給水の実施を要請する。

4 千葉県水道災害相互応援協定

町は、災害により飲料水の確保が困難な給水区域の住民に対し、千葉県水道災害相互応援協定による応急給水の実施を要請する。

<資料編2-1-1 千葉県水道災害相互応援協定>

5 補給水利及び応急給水用資機材の現況

(1) 補給水利の現況

補給水利の現況は「町営水道の補給水利の現況」のとおりである。

<資料編8-1 町営水道の補給水利の現況>

(2) 応急給水用資機材の保有状況

応急給水用資機材の現況は「町営応急給水資機材保有状況一覧」のとおりである。

<資料編8-2 町営応急給水資機材保有状況一覧>

第2 食料・生活必需品等の供給計画

(主な担当)	民生部、総務部
--------	---------

1 計画方針

食料及び生活必需品は、常に取扱業者と連絡をとり調達可能数量を把握し、震災時において、住民へ速やかに配給ができるよう、食料の確保及び、救援物資の事前配置又は集荷について万全を期すよう計画しておくものとする。

また、町が甚大な被害を受け、物資の提供や調達が困難になった場合には、食料及び生活必需品の供給を県へ要請する。

なお、県においては、壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下し、物資の支援要請を行う余力がないと推測される市町村に対しては、要請を待たずに、需要を推計の上、必要最低限の水、食料、生活必需品等を送り込む「プッシュ型」による供給を行うものとしている。

2 活動体制

(1) 実施機関

ア 食料及び生活必需品の供給は、本部長（町長）が行う。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、本部長（町長）はこれを補助する。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を本部長（町長）が行うこととすることができる。

イ 本部長（町長）は、本町限りで処理不可能な場合、近接市町村、県、国及びその他関係機関の応援を得て実施する。

（2）供給物資

ア 食料品

乾パン又は生パン（菓子パン）、米穀類、副食類、ペットボトルによる飲料等

イ 生活必需品

寝具、衣料品、炊事器具、食器、日用雑貨、光熱材料及び燃料等

（3）給与基準

町がその責任において実施する被災者に対する救援物資の給付・貸与の基準、及び災害救助法適用後において適用される基準は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間等」によるものとする。

<資料編2-2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等>

3 救援物資の確保

（1）必要数量の把握

民生部福祉班は、被害の状況及び避難所収容人員に基づき必要数量を把握し、総務部財政班に調達を依頼する。

（2）備蓄品の活用

必要に応じ、備蓄倉庫保有物資の活用を図る。

（3）協定企業等からの調達

災害時の物資等の供給等に関する企業・団体との協定に基づき、関係部局と連携して必要な物資を調達する。

<資料編2-1-6 災害時における物資の供給に関する協定書>

<資料編2-1-7 災害時における救援物資の提供に関する協定書>

<資料編2-1-17 災害時における緊急対応生活物資等の供給に関する協定>

<資料編8-4 災害時の食料調達先一覧>

（4）関係機関への要請

本町限りで供給不可能な場合、本部長（町長）は近隣市町村、県、国及びその他関係機関の応援を得る。

（5）義援物資の受付

必要に応じて、企業等からの義援物資を受け付ける。

ただし、過去の災害において、個人等の小口義援物資については、被災地の需要に対応した形で供給することが困難であり、不要物資の滞留等の原因となることが示さ

れたことから受入れを制限する。

(6) 政府所有米の供給計画

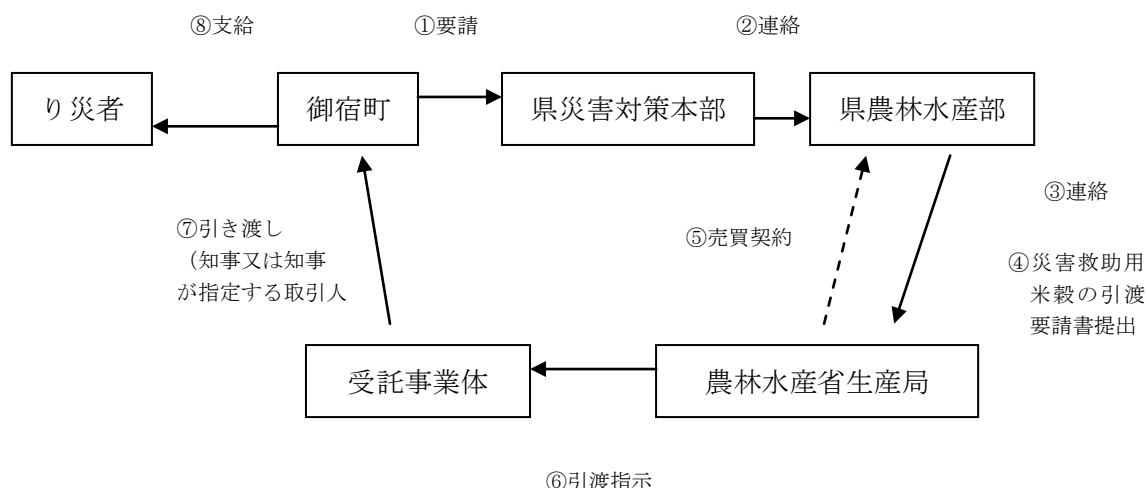
政府所有米の調達を要するときは、本部長（町長）は知事に対し、農林水産省生産局長（以下「局長」という。）へ政府所有米穀の緊急の引渡要請を依頼する。ただし、通信機能不全等により手続きがとれないときは、本部長（町長）は直接局長に要請する。

知事及び本部長（町長）は、当該米穀を買い受ける場合には、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）の規定に基づき、局長と売買契約を締結した上で、局長と販売等業務委託契約を締結している受託事業者から当該米穀の引き渡しを受ける。

なお、米穀販売事業者から調達する米穀は精米で引渡しを受けるが、政府から直接売却を受けて調達する場合は、玄米引渡しとなるため、米穀販売事業者等の精米機により精米し、供給する。

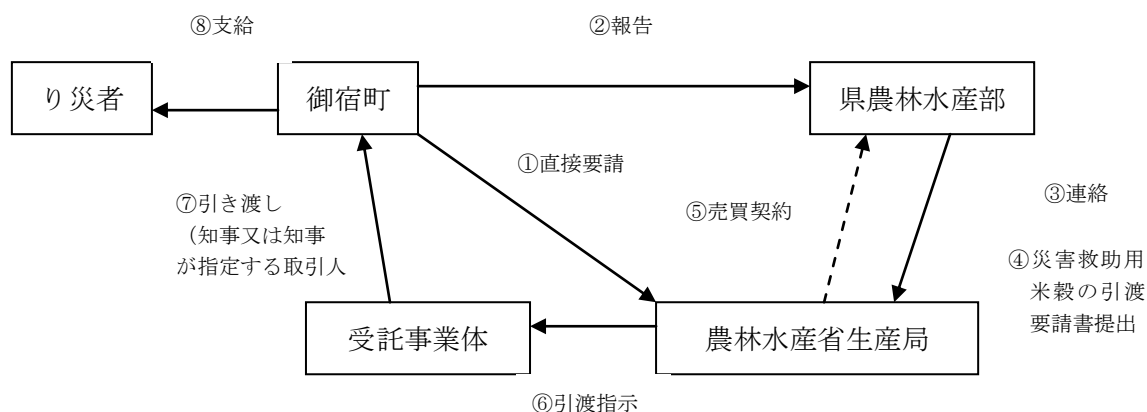
ア 政府所有米穀の受渡し系統（町からの要請を受け、県が要請する場合）

町から県に対し米穀の供給要請を行った場合は、県から農林水産省生産局に要請し、売買契約を締結する。



イ 町が直接、要請した場合

町が直接生産局に連絡した場合は、必ず県に報告することとし、県はこれを受けて生産局に連絡する。



4 救援物資の輸送及び集積地

(1) 輸送

調達した救援物資は、あらかじめ定めた集積地へ輸送し、必要な数量をその都度現地へ輸送する。

この輸送は、本章「第7節 警備・交通の確保・緊急輸送対策 第3 輸送計画」によるものとする。

(2) 災害時における食品の集積地

調達食品の集積地は、原則として「物資の集積拠点」のとおりとするが、災害の状況により、交通及び連絡に便利な公共施設を選定する。

<資料編6-7 物資の集積拠点>

5 救援物資の配分等

(1) 炊き出しの実施及び食品の配分

ア 炊き出しの実施

(ア) 炊き出しの実施については、原則として学校の給食施設を使用する。

(イ) 炊き出しの実施に当たっては、必要に応じ、民間協力団体等の応援を要請する。

イ 食品の配分

(ア) り災者に対する給食は、原則として、乾パンー生パンー米飯の順で供給するものとし、主として避難所収容者を対象にして実施するが、自宅残留り災者に対しても及ぶように努める。

(イ) 配分に当たっては、本章「第4節 避難計画 第3 避難所の開設、運営」によるものとする。

ウ 炊き出し等の記録及び報告

住民班は、炊き出し及び食品配分の状況を随時本部長に報告するとともに、「炊き出し及び食品の配分」により活動の状況をとりまとめ、所掌業務完了後、速やかに本部長に報告する。

(2) 生活必需品等の配分

ア 給与する品目等の決定

被災者に給与する品目、数量等は、被害の実状に応じて「災害救助法による救助の程度、方法及び期間等」に定める限度額の範囲内でその都度定める。

イ 給与の範囲

(ア) 生活必需品等の給与又は貸与は、主として避難所収容の被災者を対象として実施するが、自宅残留被災者等に対しても必要に応じて実施する。

(イ) 被災者のうち他からの寄贈等により日常生活に特に不自由しないと認められる者については、応急的救助物資を給与する必要がないので、他の被災者との均衡を考慮した措置をとるものとする。

ウ 配分

(ア) 民生部福祉班長は、交付対象者をは握し、物資の交付場所、交付方法、従事者の確保その他必要な配分計画を樹立する。

(イ) 交付担当者（民生部福祉班）は、(ア)の配分計画に基づき、民間協力団体及び被災者の協力を得て、被災者に公平に交付する。

(ウ) 災害救助法適用後は、知事の指示を受けて実施する。

ただし、通信途絶等により指示を受けるいとまのないときは、前記（ア）により決定し、被災者に配分後、直ちに知事に報告する。

エ 記録

被災者に救助物資を交付したときは、原則として被災者から受領書を徴する。

第3 燃料の調達

(主な担当)	総務部
--------	-----

町は、災害時の応急対策が燃料不足による支障を避けるため、災害時における全庁の自家発電設備や公用車等の燃料について、町内石油販売店と締結した石油類燃料の供給に係る協定に基づき、迅速な調達を行う。

<資料編2-1-6 災害時における物資の供給に係る協定>

第9節 広域応援の要請及び相互応援

大規模災害発生時には、被害が拡大し各防災関係機関が単独でこれに対処することが困難な事態が想定される。

このため、各機関は、あらかじめ関係機関と十分に協議の上、相互応援の体制を整えるとともに、災害時には相互に協力し緊密な連携のもと、円滑な応急対策活動を実施する。

また、海外からの支援の受け入れについては、国・県の指導のもと体制整備に努めるものとする。

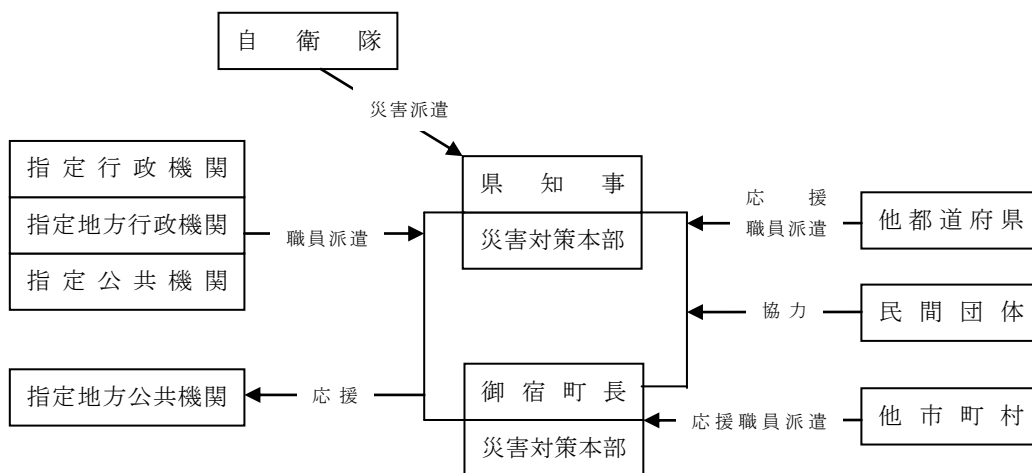
第1 広域応援の要請及び相互応援

(主な担当)	総務部
--------	-----

1 広域応援協力体制

各機関は、平素から法令又はこの計画の定めるところにしたがって関係機関と協議し、協力体制を確立しておくものとする。

なお、災害時の広域応援協力体制は、次のとおりである。



(1) 国等に対する応援要請

本部長（町長）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請し、又は知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。

(2) 県への応援要請

本部長（町長）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、知事に対し、応援又は応援の斡旋を要請する。

知事は、速やかに調査の上、関係職員の派遣や必要物資の提供等の応援を実施するものとする。

特に、県は、東日本大震災の教訓を踏まえ、壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下し、支援要請を行う余力がないと推測される町に対しては、積極的な職員の派遣による被害等の情報収集や、要請を待たずに、需要を推計の上、必要最低限の水、食料、生活必需品等を送り込む「プッシュ型」による物資の供給を行うこととしており、必要物資の供給場所等について、事前に県と町の間で協議しておく。

(3) 市町村間の相互応援

ア 応援要請

本部長（町長）は、応急措置を実施するため必要と認めるときは、県内市町村間で締結した「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」、「災害時における夷隅郡市内市町村間の相互応援に関する協定」及び「御宿町・野沢温泉村姉妹都市災害時応援協定」に基づき、他の市町村長に応援要請を行う。

イ 知事による措置

知事は、前記アの応援が迅速かつ的確に行われるよう、その総合調整を行うとともに、特に必要があると認めるときは、他の市町村長に対し被災市町村を応援するよう指示するものとする。

この場合において知事は、応援を指示した市町村長に対し、次のことを示さなければならない。

(ア) 応援をすべき市町村名

(イ) 応援の範囲又は区域

(ウ) 担当業務

(エ) 応援の方法

ウ 自主応援

本部長（町長）は、被災市町村からの応援要請又は知事からの応援要請がない場合においても、被害の状況等に応じ、自主的に応援を行う。

<資料編2-1-2 災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定>

<資料編2-1-3 災害時における夷隅郡市内市町村間の相互応援に関する協定>

<資料編2-1-4 御宿町・野沢温泉村姉妹都市災害時応援協定>

(4) 消防機関の応援

ア 応援要請

本部長（町長）（消防を含む一部事務組合を含む。）は、県内消防機関による広域的な応援を必要と認めるときは、「千葉県広域消防相互応援協定」及びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」に基づき、他市町村に消防機関による応援を要請する。

<資料編2-1-1 千葉県広域消防相互応援協定>

イ 知事による措置

知事は、緊急の必要があると判断したときは、「消防組織法第43条に基づく知事の指示による千葉県消防広域応援隊運用要綱」に基づき、千葉県消防広域応援隊の出動を被災市町村以外の市町村長及び消防機関の長に指示するとともに、県内の消

防力を結集しても消防力に不足が生じると認められるときは、消防組織法第44条の3の規定に基づき、消防庁長官に対して緊急消防援助隊や他の都道府県及び消防機関が保有するヘリコプターの派遣等を要請し、緊急消防援助隊運用要綱に基づき策定された受援計画により、応援活動を受け入れるものとする。

＜資料編2-3 千葉県消防広域応援隊運用要綱＞

ウ 被災市町村への応援

町は、被災市町村からの応援要請を受けたとき、及び千葉県消防広域応援隊の出動に関して知事の指示があったときは、「千葉県広域消防相互応援協定」及びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」並びに「消防組織法第43条に基づく知事の指示による千葉県消防広域応援隊運用要綱」に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

(5) 水道事業者等の相互応援

水道事業者等の管理者は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県内水道事業者等の中で締結した「千葉県水道災害相互応援協定」等に基づき、県の調整の下に他の事業者等に応援要請を行う。

＜資料編2-1-5 千葉県水道災害相互応援協定＞

(6) 海外からの支援受入れ

国の緊急災害対策本部等が海外からの支援の受入れを決定した場合、町は、県及び消防機関との調整を行い、その受入れと活動の支援に努める。

2 資料の提供及び交換

防災関係機関は、災害対策上必要な資料又は調査の成果を整備し、相互に交換するものとする。

3 経費の負担

(1) 国又は県、他市町村から町に職員の派遣を受けた場合

国から町に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法、並びに県、他市町村から町に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、所定の方法による。
(災害対策基本法施行令第18条)

(2) 指定公共機関等から協力を受けた場合

指定公共機関等が町に協力した場合の経費負担については、各計画に定めるもののほか、その都度、又は事前に相互に協議して定めた方法によるものとする。

4 応急措置等の要請要領

町が県、他市町村及びその他の機関に応援を求める場合には、別に定めるものを除くほか、この計画に定める手続きによるものとする。

本部長は、県に対し応援又は応援の斡旋を求める場合には、千葉県防災行政無線、庁舎及び携帯電話の災害時優先回線を活用し、次に掲げる事項について、とりあえず口頭又は電話をもって要請し、後日文書によりあらためて処理するものとする。

(1) 県に応急措置の実施又は応援を求める場合

ア 災害救助法の適用

本章「第1節 災害対策本部活動 第4 災害救助法の適用手続等」による。

イ 被災者の他地区への移送要請

(ア) 被災者の他地区への移送を要請する理由

(イ) 移送を必要とする被災者の数

(ウ) 希望する移送先

(エ) 被災者の収容を要する期間

(オ) その他必要な事項

ウ 県各部への応援要請又は応急措置の実施要請

(ア) 災害の状況及び応援（応急措置の実施）を要請する理由

(イ) 応援を希望する物資、資料、機械、器具等の品名及び数量

(ウ) 応援（応急措置）を必要とする場所

(エ) 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）

(2) 県に關係防災機関、他市町村及び自衛隊等の応援の斡旋を求める場合

ア 自衛隊の災害派遣要請の依頼を行う場合

自衛隊法第83条及び、本章「第10節 自衛隊への災害派遣要請」による。

イ 他市町村又は關係防災機関の応援要請の斡旋を求める場合

(ア) 災害の状況及び要請理由

(イ) 応援を希望する機関名

(ウ) 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量

(エ) 応援を必要とする場所

(オ) 応援を必要とする活動内容

(カ) その他必要な事項

ウ 關係防災機関の職員の派遣の斡旋を求める場合

(ア) 派遣の斡旋を求める理由

(イ) 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数

(ウ) 派遣を必要とする期間

(エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件

(オ) その他参考となるべき事項

エ 日本放送協会及び民間放送の放送依頼の斡旋を求める場合

(ア) 放送要請の理由

(イ) 放送事項

(ウ) 希望する放送日時及び送信系統

(エ) その他必要な事項

(3) 県以外の機関に対する要請

他市町村、指定地方行政機関等、県以外の防災機関に対して直接応援を求めた場合は、県の総合調整を円滑に行うため、応援協定を締結している機関への応援依頼も含め、事後速やかに県に連絡する。

第2 民間団体等との協力体制の確立

(主な担当)	総務部
--------	-----

1 民間団体等への応援要請

町は、大規模災害時における迅速な応急・復旧体制を図るため、必要と認めるときは、すでに協定等を締結している各民間団体及び町内の建設業者等の協力を得るとともに、労務者の雇上げなどにより、労力の確保を図るものとする。

(1) 民間協力団体

町における民間団体は、おおむね次のとおりである。

- ア 警察署防犯協会
- イ 交通安全協会
- ウ 御宿町商工会
- エ 御宿岩和田漁業協同組合
- オ いすみ農業協同組合
- カ 医師会及び歯科医師会
- キ 行政区長会
- ク 町社会福祉協議会
- ケ 自主防災組織
- コ その他これに類する団体

(2) 民間団体等との協力業務

ア 各機関は、町の地域内における公共的団体の防災に関する組織、及び住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織の充実を図るとともに、災害時における応急活動が能率的に処理されるよう、平素から相互の連絡を密にし、これら団体の協力業務及び協力方法を定める等協力体制の確立に努めるものとする。

イ 町各部は、おのおの所掌事務に関し、関係する団体とあらかじめ協議しておき、これら団体の町に対する協力業務、協力方法、責任区分等を明らかにしておき、災害時に積極的な協力が得られるよう準備しておくものとする。

ウ 住民が災害について正しい知識と理解をもち、町を災害から守ろうとする認識をもつことが必要であるから、町は、関係機関の協力を得て、平素から前述の団体等を通じて防災思想の普及、災害時の心得等について機会あるごとに指導し、住民が自発的に災害対策活動に協力するよう防災意識の高揚を図るものとする。

なお、これら団体の協力業務として考えられるものは、次のとおりである。

- (ア) 異常現象、災害危険箇所等を発見した場合に、町その他関係機関に連絡すること。
- (イ) 災害に関する予警報その他情報を区域内住民に伝達すること
- (ウ) 震災時における広報広聴活動に協力すること
- (エ) 震災時における出火の防止及び初期消火に関し協力すること
- (オ) 避難誘導及び避難所内被災者の救助業務に協力すること
- (カ) 被災者に対する炊出し、救助物資の配分等に協力すること
- (キ) 被害状況の調査に協力すること

- (ク) 被災区域内の秩序維持に協力すること
- (ケ) り災証明書交付事務に協力すること
- (コ) その他の災害応急対策業務に協力すること

(3) 工作協力の要請

本部長（町長）は、災害時において必要があると認めた場合は、町内建設業者等に協力を要請し、工作活動を推進するものとする。

工作活動は、おおむね次のとおりとし、作業の種別により適宜協力を求めるものとする。

- ア 水防活動に関する活動
- イ 障害物の除去等に関する活動
- ウ 施設等の応急復旧に関する活動
- エ その他応急対策に関する活動

＜資料編8-3 御宿町指定水道工事店及び建設業者一覧＞

＜資料編2-1-18 災害時における災害応急対策に関する協定＞

＜資料編2-1-20 地震・風水害・その他の災害応急対策に関する業務細目協定＞

2 雇い上げ計画

災害時においては、町の職員及び民間団体のみでは十分に災害対策の効果をあげ得ない場合、町内の建設業者の協力を得るとともに、労務者の雇い上げなどにより、労力の確保を図る。

(1) 雇い上げ対策

災害時において、雑役土工類似の労働にたえうる能力のある日雇労働者（公共職業安定所の男子日雇求職者等）を迅速、確実に雇い上げる。

(2) 労務供給の要請（求人申込）

総務部庶務班は、町各対策部各班からの要請に基づき、労務所要人員をは握し、町本部長室に付議するとともに県に要請する。

(3) 労働者の引渡し

労務確保の通報を受理後、速やかに労務者輸送等の配車措置を講じ、待機場所において職業安定所職員立会いの上、労働者の引渡しを受ける。作業終了後においても待機場所又は交通機関まで労働者の輸送について協力する。

(4) 労務者雇用報告

救助活動等を実施するに際し、労働者等を雇い上げた各班の長は、別記様式により記録し、活動終了後、直ちに町本部長に報告する。

(5) 費用の負担

- ア 民間団体
民間団体の労務提供は、原則として無料奉仕とする。
- イ 工作協力隊
協力業者と協議して雇用単価を定める。
- ウ 雇用労働者

(ア) 作業時間は、原則として8時間勤務とし、賃金は、県に準じて定める。

(イ) 賃金の支払いは、原則として就労現場において作業終了後直ちに支払うこととする。

(6) 支払措置

労務供給を要請した各班の長は、あらかじめ総務部長と協議し、災害対策費からの支出措置を講ずる。

第3 広域避難者の受入れ等

(主な担当)	総務部、民生部
--------	---------

1 広域避難の調整手続等

町は、市町村や都道府県の区域を越える被災者の広域避難に関する支援要請又は受入れに係る手続を円滑に行う。

(1) 県内市町村間における広域避難者の受入れ等

本部長（町長）は、市町村の区域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合、当該広域避難を要する被災者の受入れについて、他の市町村長と協議するものとし、協議を受けた他の市町村は同時被災など、受入れを行うことが困難な場合を除き、当該被災者を受入れるものとする。

この場合、県は、被災市町村の要請があった場合には、受入れ先市町村の選定や紹介などの調整を行うものとする。

(2) 都道府県域を越える広域避難者の受入れ等

県は、県域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合、被災市町村からの要請に応じ、他の都道府県に対して受入れを要請するなどの協議を行い、被災市町村を支援するものとする。

協議先の都道府県の選定に際し、県は、必要に応じ、国を通じて相手方都道府県の紹介を受けるものとする。

なお、他の被災都道府県から県に対して広域避難者の受入れの協議等があった場合には、県内市町村との調整を行い、受入れ先を決定するとともに、広域避難者の受入れを行う市町村を支援するものとする。

2 広域避難者への支援

県では、東日本大震災での県外避難者の受入れの経験等をもとに、支援を行うものとしている。

町においては、公共施設等の受入体制を補完するため、広域避難者に対し、公営住宅や民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努めるものとする。

第10節 自衛隊への災害派遣要請

本部長（町長）は、町の地域にかかる災害の防除及び救護活動等が町の体制では、十分行い得ないと認めた場合は、知事に対し、自衛隊派遣の要請を依頼する。

第1 災害派遣の要請

（主な担当）	総務部
--------	-----

1 災害派遣の方法

災害派遣については、災害の様相等に対応して、次のような方法がある。

（1）知事の要請による災害派遣

ア 災害が発生し、知事が人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合、自衛隊に災害派遣を要請し、必要と判断される場合に実施される。

イ 災害に際して被害がまさに発生しようとしている場合、知事が予防のため自衛隊に災害派遣を要請し、事情やむを得ないと認められるときに実施される。

ウ 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、本部長（町長）が応急措置を実施するため必要があると認め、知事に対し災害派遣を要請するように求めた場合、これを受けて知事が自衛隊に災害派遣を要請し、必要と判断される場合に実施される。

（2）知事に要請するいとまがない場合等における災害派遣

ア 災害に際し、通信の途絶等により、知事との連絡が不能である場合、本部長（町長）は直接自衛隊の災害派遣を要請する。

自衛隊は通報を受け、直ちに救援の措置をとる必要が認められる場合、災害派遣が実施される。

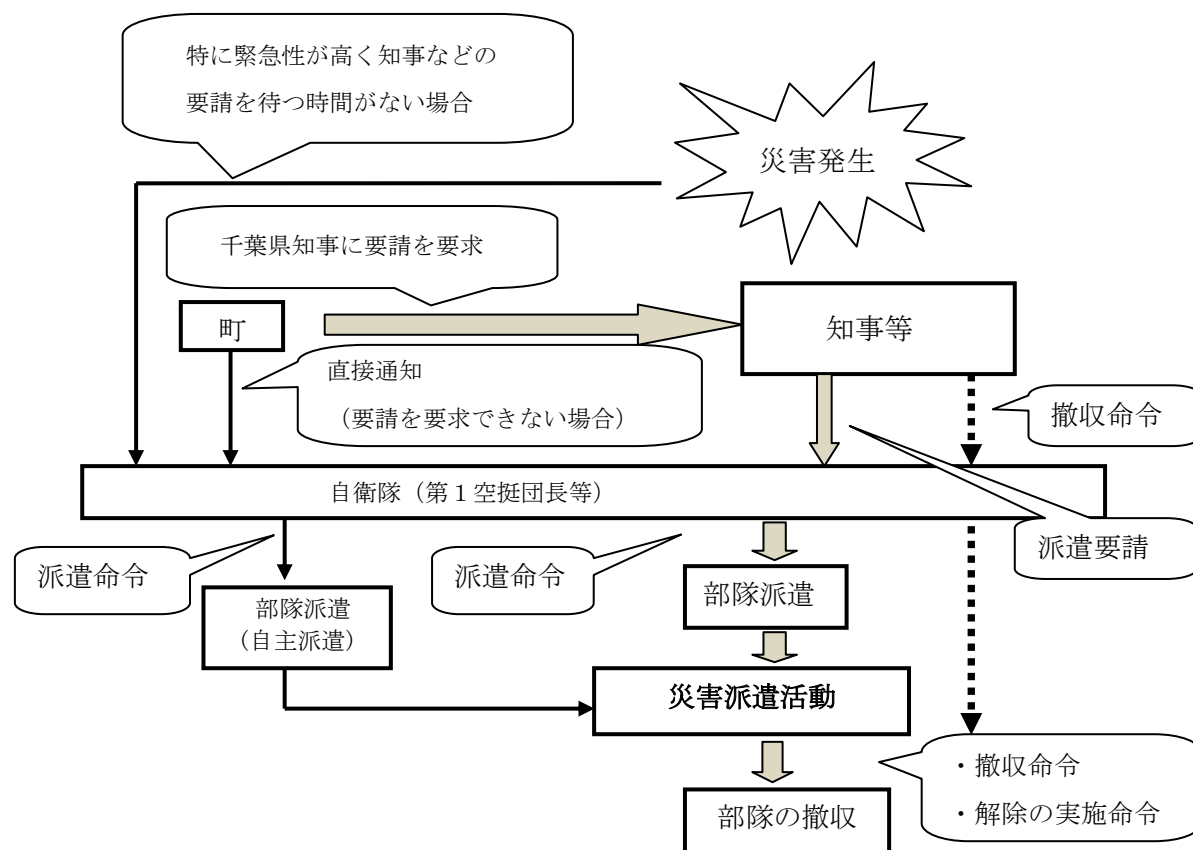
イ 災害に際し、通信の途絶等により、知事との連絡が不能で、自衛隊自ら収集した情報及びその他の情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合、自衛隊が自主的に派遣する。

ウ 災害に際し、関係機関に対して当該災害に関する情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合、自衛隊が自主的に派遣する。

エ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確で、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合、自衛隊が自主的に派遣する。

2 要請から派遣、撤収までの流れ

災害派遣の要請から派遣、撤収までの流れは次のとおりである。



3 災害派遣要請の手続等

知事に対する自衛隊災害派遣の要請の要求は、原則として本部長（町長）が次の事項を明記した文書をもって行う。

ただし、緊急を要する場合において、電話等で依頼し、事後速やかに文書を送達する。

また、緊急避難、人命救助の場合で事態が急迫し、知事に依頼するいとまがないとき、若しくは、通信の途絶等により知事への依頼ができないときは、直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊の長（陸上自衛隊高射学校長）に通報し、事後、所定の手続きを速やかに行う。

提出（連絡）先	防災危機管理部危機管理課
提出部数	1部
記載事項	(1) 災害の情况及び派遣を要請する事由 (2) 派遣を希望する期間 (3) 派遣を希望する区域、活動内容 (4) 連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況等参考となるべき事項

4 災害派遣部隊の撤収要請

本部長（町長）及び知事、派遣部隊の長は、災害派遣部隊の撤収要請を行う場合は、民心の安定及び民生の復興に支障がないよう協議を行う。

＜資料編6－1 緊急時における自衛隊の災害派遣要請連絡先一覧＞

第2 災害派遣部隊の受入

(主な担当)	総務部
--------	-----

1 災害派遣部隊の受入体制

(1) 他の災害救助・復旧機関との競合又は重複の排除

本部長（町長）及び知事は、自衛隊の活動が他の災害救助・復旧機関等と競合又は重複することのないよう、重点的かつ効率的に活動を分担するよう配慮する。

(2) 作業計画及び資材等の準備

本部長（町長）及び知事は、自衛隊に対する救援活動の要請に当たっては、どのような分野（捜索、救助、救急、緊急輸送等）について、どの程度要請するのか、具体的に実効性のある計画を作成するとともに、必要な資機材を準備する。

また、施設土地等の使用に関して管理者の了解を得るとともに、活動間を含め住民との連絡調整を実施する。

(3) 連絡員等の配置

町は、派遣された部隊が、円滑かつ効率的に救援活動ができるよう、部隊の誘導及び町本部との連絡のため、部隊が活動を行う期間、連絡員を配置する。

(4) 活動拠点及びヘリポート等使用の通報

本部長（町長）及び知事は、派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動が実施できるように自衛隊の活動拠点、ヘリポート及び宿舎等必要な設備（本部事務室、宿舎、材料置場、炊事場、駐車場、指揮連絡用ヘリコプター発着場等）について、関係機関等と協議の上、使用調整を実施し部隊に通報する。

＜資料編6－2 ヘリコプター発着可能地点＞

＜資料編6－3 自衛隊災害派遣部隊の仮泊予定地＞

(5) 災害派遣時に実施する自衛隊の救援活動内容

災害派遣時に実施する自衛隊の救援活動は次のとおりである。

項目	活 動 内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって、情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索救助	行方不明者、傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して、捜索救助を行う。

項目	活 動 内 容
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常県又は市町村等が提供するものを使用する。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常県又は市町村等の提供するものを使用するものとする。
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸与し、又は救出品を譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	その他の臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

<資料編6-4 自衛隊の航空機、施設機材等主要性能>

2 経費負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた町が負担するものとし、2つ以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係市町村が協議して定める。町が負担すべき、派遣部隊に要する経費は、次のとおりである。

- ① 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資機材（自衛隊装備品を除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- ② 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物、岸壁、曳船等の使用及び借上料
- ③ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料等
- ④ 天幕等の管理換に伴う修理費
- ⑤ その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と市町村が協議する。

第11節 学校等における児童・生徒の安全対策

災害発生時は学校等における児童・生徒の安全の確保に努めるとともに、学校等が被災した場合でも早期授業再開を目指す。

また、学用品がなくなり就学に支障をきたした児童・生徒に対しての支援も行う。

第1 防災体制の確立

(主な担当)	教育部
--------	-----

1 事前準備

学校長は災害に備え、次のとおり事前準備を行う。

(1) 学校安全計画の作成等

学校の立地条件などを考慮した上、学校安全計画を作成、実施するとともに、危険等発生時対処要領を作成し、周知する。

(2) 対策及び措置

災害の発生に備えて次のような対策及び措置を講ずる。

ア 計画的に防災にかかわる施設、設備の点検整備を図る。

イ 児童・生徒等の避難訓練、災害時の事前指導及び事後措置、保護者との連絡方法を検討する。

ウ 町教育委員会、警察署、消防署及び保護者への連絡体制を確立する。

エ 勤務時間外における所属職員への連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知させておく。

2 災害時の体制

災害時において、次のとおり応急対策を実施する。

(1) 学校長

ア 状況に応じ、適切な緊急避難の指示を与える。

イ 災害の規模並びに児童・生徒、職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに、町教育委員会へ報告しなければならない。

ウ 状況に応じ、町教育委員会と連絡の上、臨時休校等適切な措置をとる。

エ 学校が災害救助施設（避難所等）に使用された場合は、応急教育計画に基づき施設使用の程度により、二部授業あるいは家庭学習等を実施する。また状況により、学校の管理業務の一環として、町本部が行う避難所の開設等災害対策に協力するため、職員の配備、役割分担計画を策定し、必要な職員を確保して万全の体制を確立する。

オ 準備した学校安全計画に基づき、臨時の学級編成を行うなど災害状況と合致するよう速やかに調整する。

カ 応急復旧計画については、町教育委員会に報告するとともに、決定次第速やかに保護者及び児童・生徒等に周知徹底を図る。

(2) 町（教育部）

教育部は、町本部長室の指示及び情報を速やかに各学校に連絡するとともに適切な緊急対策を指示する。

3 災害復旧時の体制

(1) 学校長

ア 教職員を掌握するとともに校舎の準備を行い、児童・生徒等に対しては被災状況を調査し、町教育委員会と連絡し、教科書及び教材の給与に協力する体制に努める。

イ 校長は、学校が災害により校舎等の一部損壊や、避難所等に学校を提供することなどにより、児童・生徒の一部又は全部が学校を使用できなくなる場合には、応急復旧計画に基づき、町教育委員会と緊密に連絡の上、出来る限り早い段階での授業再開に努める。

教育活動の再開に際しては、登下校の安全の確保を期するように留意し、指導にあたっては、健康安全教育及び生活指導に重点をおくこととする。

ウ 疎開した児童・生徒については、職員の分担を定め、地域ごとの実情の把握に努め、疎開先を訪問するなどして、イに準じた指導を行うように努める。

エ 校長は、災害の推移を把握し、絶えず教育部と連絡をとり、平常授業に復帰するよう努めるとともに、その時期について早急に保護者に連絡する。

(2) 町（教育部）

ア 被災学校ごとに担当者を定め、校長に対し、情報及び指令の伝達に万全を期する。

イ 被災学校に対して、授業再開に向けての必要な指導をするとともに、学校が使用できない場合には、他の公共施設等の使用を確保することなど、早期の授業再開を支援する。

第2 学用品の調達及び支給

(主な担当)	教育部
--------	-----

1 給付の対象

災害により、学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒に対して、教科書、文房具や通学用品等の学用品を給与する。

2 実施機関

教材・学用品の給与は、町長（本部長）が行う。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長（本部長）はこれを補助する。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を町長（本部長）が行うこととすることができる。

3 学用品の給与

(1) 学用品の給与を受ける者

ア 災害によって住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）及び床上浸水の被害を受けた

児童・生徒等であること。

- イ 小学校児童（特別支援学校の小学部児童を含む。）
- ウ 中学校生徒（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。）
- エ 高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校及び各種学校の生徒）
- オ 学用品がなく、就学に支障を生じている者であること。

（2）学用品給与の方法

- ア 学校及び教育委員会の協力を受けて行う。
- イ 被害別、学年別の学用品購入（配分）計画を立てて行う。
- ウ 実施に必要なものに限り支給する。
- エ 文房具、通学用品はできるだけ同一規格、同一価格のもので行う。

（3）学用品の品目

- ア 教科書及び教材
小学校児童及び中学校生徒が「教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）」第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出、又はその承認を受けて使用している教材であること。高等学校等生徒が正規の授業で使用する教材であること。
- イ 文房具
ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等
- ウ 通学用品
運動靴、傘、カバン、長靴等

（4）費用の限度額

学用品の給付基準及び、災害救助法適用後において適用される基準は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間等」によるものとする。

<資料編2-2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等>

第3 授業料等の減免等・学校給食の措置

(主な担当)	教育部
--------	-----

1 授業料等の減免等

町は、被災した児童・生徒等に対する学校納付金等の減免について必要な計画を樹立し、その実施に努める。

2 学校給食の実施

町は、学校の再開後学校給食を再開するにあたっては、必要に応じ県に対し、物資等の調達及び指導、助言を要請する。

第4 文化財の保護

(主な担当)	教育部
--------	-----

1 町の実施措置

文化財に被害が発生した場合、町は、その所有者、管理者と協力して、その状況を速やかに把握する。

(1) 町が管理する文化財

応急対策を行う。

(2) 県指定の文化財

調査結果について町教育委員会を通じて、県教育委員会へ報告する。

2 所有者、管理者の実施措置

直ちに消防署へ通報するとともに災害の拡大防止に努めなければならない。

3 関係機関の実施措置

被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講じる。

第12節 帰宅困難者等対策

台風の停滞等、風水害発生時に鉄道を中心とした交通機能が一定期間停止したことにより、帰宅困難者等の発生が見込まれる場合には、帰宅困難者に対し、地震発生時に準じた支援を行うものとする。

第1 一斉帰宅抑制対策

(主な担当)	総務部、民生部、教育部
--------	-------------

1 一斉帰宅抑制の呼びかけ

風水害の場合は、一定の予測が可能である。このため、交通機関の停止などにより大量の帰宅困難者の発生が予想される場合には、住民、企業、学校など関係機関に対し、県と連携して、むやみに移動を開始せずに職場や学校などの施設内に留まるよう呼びかけを行う。

2 企業、学校など関係機関における施設内待機

企業及び学校など関係機関は、従業員、顧客、児童・生徒及び施設の被害状況を確認するとともに、行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で、従業員、顧客、児童・生徒を施設内又は安全な場所へ待機させるよう努める。

3 大規模集客施設や駅等における利用者保護

大規模集客施設や駅等を管理する事業者は、管理する施設の安全及び行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で利用者を施設内の安全な場所へ保護する。

町は、警察等関係機関と連携して保護した利用者を一時滞在施設へ誘導するよう努める。

第2 一時滞在施設の開設及び施設への誘導

(主な担当)	総務部、民生部、建設環境部
--------	---------------

1 一時滞在施設の開設

町及び県は、交通機関が一定期間停止することが見込まれ、大量の帰宅困難者の発生が予想される場合には、予め一時滞在施設として指定した所管の施設について、被災状況や安全性を確認した後、一時滞在施設として開設するとともに、町は、区域内の民間施設管理者に対する一時滞在施設開設の要請や宿泊事業者等に対して観光客等の一時収容についての協力を要請する。

また、一時滞在施設の開設状況を集約し、県へ報告するとともに、駅、大規模集客施設、帰宅困難者、企業等へ情報提供を行う。

2 一時滞在施設への誘導

大規模集客施設や駅等で保護された利用客については、原則、各事業者が町や警察等関係機関と連携して一時滞在施設へ誘導する。

3 一時滞在施設の運営

施設管理者は、あらかじめ定めた手順により帰宅困難者等を受け入れる。その際、町及び県は関係機関と連携し、施設管理者に対して、災害関連情報や公共交通機関の運行・復旧状況などの情報を提供する。

第13節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策

災害により多数の傷病者が発生し、また、医療機関が被害を受け混乱する等、住民生活に著しい影響があるとき又は感染症等が流行するおそれがある場合、関係機関と連携をとりながら、被災者に対して保健衛生及び防疫活動を行う。

また、災害により、家屋の倒壊や多量のごみ等が排出されるなど、生活上いろいろな面で不都合が生じてくるため、被災地の住民の生活に支障がないよう環境の保全を図る。

第1 保健活動等

(主な担当)	民生部、夷隅健康福祉センター
--------	----------------

1 活動体制

町は、平常時から、夷隅健康福祉センターと連携し、避難所等における予防活動や心のケア等のチーム編成等の体制の整備を行い、夷隅健康福祉センターが編成する保健活動チームと連携し、避難所や被災地域において、巡回による被災者の健康状態の把握、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理を行う。

2 保健活動

(1) 巡回健康相談の実施

健康相談においては被災者の健康管理及び心のケアと併せて、避難所における特異的な健康課題となる環境整備、感染症予防、エコノミー症候群等に対して、積極的な予防活動を継続的に行う。

特に高齢者は、生活不活発病になりやすいため、適度に体を動かせる場の提供や他者等とコミュニケーションが図れるよう配慮し、心身機能の低下を予防する。

(2) 災害時要援護者の情報共有

町は災害発生時、把握している災害時要援護者の健康状態の把握を行い、夷隅健康福祉センターが把握する要援護者等に関する情報との共有・交換を行う。

(3) 食品衛生知識の普及

町は、災害発生後早い時期から、食中毒や感染症の発生予防等について、夷隅健康福祉センターと連携して予防活動を実施する。

(4) 保健師等の派遣要請

町は、必要に応じて夷隅健康福祉センターを通じ、保健師等の派遣を要請する。

3 食品衛生監視

災害発生時には、停電及び断水による飲料水の汚染により、食料品が腐敗及び汚染することが考えられるため、夷隅健康福祉センターに、食品衛生監視を要請する。

(1) 食品衛生監視班の編成

班は、保健衛生班の中から監視員2人をもって編成される。

(2) 食品衛生監視班の業務

食品衛生監視班は、保健所長の指揮のもとに、次の活動を行う。

- ア 救護食品の監視指導及び試験検査
- イ 飲料水の簡易検査
- ウ 冠水した食品関係業者の監視指導
- エ その他食料品に起因する危害発生の防止

4 乳幼児救護

(1) 乳幼児救護班の編成

班は、保健衛生班の中から栄養士又は保健師1人及び事務2人をもって編成する。

(2) 乳幼児救護班の業務

- ア 班は、調乳、ほ乳びんの貸与及び授乳を行い、乳幼児の栄養補給に努める。
- イ 班は、災害が発生したとき、又はそのおそれがあるときは、り災乳幼児の栄養補給の必要数を把握し、粉乳その他の救助物資を携行し、保健衛生班長の指示により被災地又は避難所等において乳幼児の栄養補給を行う。

(3) 県への応援要請

本部長は、災害の状況により、本町限りで措置できないときは、夷隅健康福祉センター長を通じて県に応援を要請する。

5 飲料水の安全確保

夷隅健康福祉センターは、地震の影響等により飲料水の汚染等のおそれがある場合は、直ちに巡回チームを編成し、検水を実施し、安全を確保するとともに、町と協力して被災者に対し適切な広報及び指導を行う。

6 動物対策

夷隅健康福祉センター及び動物愛護センターは、飼い主の被災等によりペットが遺棄されたり逃げ出したりした場合には、(社)千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアとの連携により、これら動物を救助及び保護する。

また、特定動物が施設から逸走した場合は、人への危害を防止するため、飼養者、警察官その他関係機関の連携の下に状況を把握し、必要な措置を講じる。

第2 防疫活動

(主な担当)	民生部、夷隅健康福祉センター
--------	----------------

1 防疫体制の確立

町及び県は、発生した災害に即応した対策を樹立するとともに、体制の確立を図り、適切な措置を講ずるものとする。

町においては、防疫班、消毒班、検水班等を編成し、相互に緊密に連絡をとりながら防疫活動を実施する。

班名	1班の処理件数	構成
防疫班	30戸／日	医師1、保健師又は看護師2、事務2
隔離消毒班	患者3人／日	技師1、運転1、一般作業1
検水班	300～350件／日	検査3
害虫駆除班		従業員4

2 実施主体

地震の際の防疫活動は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）」（平成10年10月2日法律第114号）に基づき、町及び県が実施する。

3 災害防疫の実施方法

（1）検病調査及び健康診断

防疫班は、全般的な検病調査を行い、被災地の感染症状況の把握、患者の早期発見に努めるとともに、併せて県に健康診断を依頼し、応急治療を行う。

（2）広報活動

ア 地区住民の社会不安の防止を図るため、広報活動の強化に努める。

イ 町は、検病調査に並行して、感染症予防教育を行うとともに、ポスターの掲示、チラシの配布、拡声器の使用等により予防宣伝を行う。

（3）消毒の実施

感染症法第27条の規定により消毒を行うものとし、使用する薬剤及び器具等については、速やかに整備拡充を図る。

ア 消毒及び検水

（ア）本部長（町長）は、被災家屋、下水及びその他不潔な場所の消毒を行い、又は消毒薬を交付して指導する。

（イ）保健所長は、被災地の井戸が汚染されたと認めたときは、早急に町本部に通報するものとする。通報を受けた本部長は、ただちにクロール石灰等による消毒を行う。

以後は、町が直接消毒するか、又は、消毒薬を交付して自主的に行わせる。

（ウ）検水班は、消毒の実施後、細菌学的検査を行い、その結果により使用の禁止又は許可を与える。

イ 避難所の防疫措置

（ア）本部長（町長）は、避難所開設後直ちに便所その他不潔な場所の消毒を行い、以後適宜消毒を行う。

（イ）防疫班は避難所開設後、速やかに検病調査を行うとともに、健康診断について県に依頼するものとする。

（ウ）防疫班は、避難所の防疫指導を行い、感染症の早期発見、給食施設、便所等の

生活施設の衛生的管理及び消毒、手洗いの励行等の指導を行う。

4 患者の入院

消毒班は、防疫班と密接に連絡をとり、感染症患者について県に報告し、迅速かつ安全な入院勧告の実施について依頼するとともに、患者の家の消毒を実施する。

5 防疫用薬剤の確保

避難所等で感染症等の発生が危惧される場合において、防疫用薬剤の不足が見込まれる場合は、速やかに、県に対して、薬剤の供給の支援を要請する。

6 報告

町は、患者の発生状況や防疫活動の状況等を随時夷隅健康福祉センターに報告する。

第3 死体の捜索・処理等

(主な担当)	民生部、総務部、いすみ警察署、海上保安署
--------	----------------------

1 活動内容

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者の死体を捜索し又は災害の際に死亡した者について、死体識別等のための処理を行い、かつ死体の応急的な埋葬を実施する。

2 実施機関

(1) 死体の捜索、収容、処理及び埋葬

ア 死体の捜索、収容、処理及び埋葬は、町長（本部長）が行う。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長（本部長）はこれを補助する。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を町長（本部長）が行うこととすることができる。

イ 本町限りで処理不可能な場合は、「千葉県広域火葬計画」に基づき、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

ウ 知事が行う死体の処理は、日本赤十字社千葉県支部の長と締結した委託契約に基づき、日本赤十字社千葉県支部が組織する救護班、県並びに県医師会が派遣する検案医師及び県歯科医師会が派遣する身元確認のための歯科医師等（以下「検案医師等」という。）により実施する。

(2) 死体処理施設の確保

警察が行う災害死者の処理に伴う死体処理施設（遺体収容所、検視場所、死体安置所）の確保は、町及び県が場所の選定を行う。

3 検案医師等の出動要請

県警察における計画を除き、町長（本部長）は、検案医師等について、必要に応じて勝浦市夷隅郡医師会長、夷隅郡市歯科医師会長、日本赤十字社千葉県支部地区・分区長

にそれぞれ出動を要請し、知事、他の市町村長等に応援を求めるほか、必要な措置を講ずるものとする。

4 死体の輸送

検視及び検案を終えた死体は、町が警察署及び消防団の協力を得て死体収容所に輸送し、収容する。

5 死体収容所の設営及び死体の処理

(1) 死体収容所（安置所）の開設

ア 死体収容所は、被害現場付近の寺院、公共建物、公園等を利用し、死体収容所を開設し、収容する。

イ 前記の収容所に死体収容のための適当な既存建物がない場合は、天幕、幕張り等を設備し、必要器具（納棺用品等）を確保する。

(2) 死体の収容

ア 町は身元を確認し、死体処理票及び遺留品処理票を作成の上、納棺し、氏名及び番号を記載した「氏名札」を棺に貼る。

イ 死体収容所において、町は埋葬許可証を発行する。

ウ 家族その他から死体の引取りを希望するものがあるときは、死体処理票により整理のうえ引き渡す。

6 死体の埋葬

(1) 死体の埋火葬

ア 死体を火葬に付する場合、民生部保健衛生班は、災害死体送付票を作成の上、指定された火葬場に送付する。

イ 民生部保健衛生班は、遺骨及び遺留品を遺骨及び遺留品処理票を付し、所定の保管場所へ一時保管する。

ウ 家族その他から遺骨及び遺留品の引取りを希望する者がある場合は、町は遺骨及び遺留品処理票によって整理のうえ引き渡す。

(2) 仮埋葬措置

ア 死体多数のため火葬場で処理しえない場合は、民生部保健衛生班は、死体収容所その他適当な場所に仮埋葬する。

イ 仮埋葬死体は、個別埋葬を原則とするが、不可能な場合は合葬する。

ウ 仮埋葬死体は、民生部保健衛生班が適当な時期に発掘して火葬に付し、又は正規の墓地に改葬する。

(3) 身元不明死体の取扱い

身元不明死体の遺骨は、遺留品とともに町の焼骨遺留品保管所に保管し、1年以内に引取人の判明しない場合は、身元不明者扱いとして町内共同墓地その他別に定める場所に保管する。

(4) 死体の処理等の報告

保健衛生班長は、死体の処理状況等を随時本部長に報告するとともに、別記様式に

より活動状況をとりとまとめ、所掌業務完了後速やかに本部長に報告する。

7 災害救助法による救助の基準等

災害救助法が適用された場合の救助基準等の概要は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間等」によるものとする。

なお、同法適用にいたらない場合における応急救助対策も、これに準じて実施するものとする

<資料編2-2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等>

8 その他

(1) 警察における計画

ア 死体の検視（見分）

警察官は、死体を発見し、又は死体発見の届出を受けたときは、死体取扱規則等により検視（見分）を行い、身元が判明したものについては、所定の手続きを経て遺族に引渡す。

イ 身元不明者に対する措置

警察本部長又は警察署長は、知事又は本部長（町長）と緊密に連絡し、県、町の行う身元不明者の措置について協力する。

この場合、身元不明者の所持品、着衣、人相、特徴等を写真に収め、関係方面に手配するとともに死者の写真の掲示、縦覧などを行って早期に確認できるよう協力すること。

ウ 死体の捜索及び収容に対する協力

警察官は、災害時において救出活動とあわせて関係機関の行う死体及び行方不明者の捜索等に対し、必要な協力を行う。

(2) 海上保安署における計画

ア 災害により町周辺海域に行方不明者が漂流する事態が発生した場合は、実施機関と協力し、所属巡視船艇により捜索を実施する。

イ 必要に応じて他の海上保安部署等から巡視船艇又は航空機の応援派遣を得て、捜索に当る。

ウ 収容した死体は、知事又は本部長（町長）と連絡を密にし、身元が判明したものについては、所定の手続きを経て遺族に引渡し、身元不明者については、警察とともにその身元確認に努め、知事又は本部長（町長）の行う措置に協力する。

第4 清掃及び障害物の除去

(主な担当)	建設環境部
--------	-------

1 災害廃棄物処理計画

(1) 計画方針

災害時には、家屋の倒壊、火災、水害等により多量の障害物やごみが排出される等、生活上いろいろな面で不都合が生じてくるため、被災地の住民が当分の間の生活に支障のないよう、生活環境の保全を図る。

(2) 実施機関

- ア 被災時における被害地帯の清掃は、町長（本部長）が実施し、清掃部がこれに当たる。
- イ 風水害等による大量の廃棄物が発生し、本町限りで処理が困難な場合は、「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」に基づき、近隣他市町村へ協力を要請するとともに、県内他市町村においては相互に援助協力をを行う。
- ウ 町は、県に対し、廃棄物処理に関する助言及び情報提供を要請する。

<資料編 2-1-9 災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定>

<資料編 2-1-10 夷隅郡市3施設ごみ処理協定>

<資料編 6-9 協力運送業者>

(3) 廃棄物の収集と処理

ア 町における組織体制

災害廃棄物対策組織として、必要に応じ総務、し尿処理、ごみ処理及びがれき処理に関する各担当を置き、被害状況を把握し、県、他市町村、関係団体等と連携を図りながら、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理に当たる。

イ 廃棄物の処理方針

(ア) がれき

がれきは、膨大な量が発生することから、いったん仮置場に保管し、分別、中間処理、リサイクルを行ったのち適正に処分する。

(イ) 粗大ごみ

粗大ごみは、平常時に比べ増大することから、災害時の混乱を想定して特例的な排出、収集、処理方法を検討しておくこととする。

(ウ) 生活ごみ

生活ごみは、衛生、防疫に十分配慮するとともに、災害時の混乱を想定して特例的な排出、収集、処理方法を検討しておくこととする。

(エ) 適正処理が困難な廃棄物に関する処理方針

産業廃棄物に該当するものは、平常時と同様に事業者の責任において処理するものとする。一般家庭から排出されるものは、適切な処理方法を住民に広報するとともに相談窓口を設置する。

(オ) し尿に関する処理方針

災害により水洗便所が使用できなくなる可能性があること等から、発生量を適正に予測するとともに、衛生、防疫に十分配慮して処理する。

また、必要に応じ、「大規模災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬に関する協定」に基づき、民間業者の協力を求める。

ウ 発生量の推計方法

町において、原則として千葉県市町村震災廃棄物処理計画策定指針（以下本編において「策定指針」という。）で定めた推計方法によって発生量を推計し、処理体制の確立を図る。

(ア) がれき・粗大ごみ・生活ごみ等

次の方法によって算出し、収集、処理の対策を講じる。

- a 全壊（流失） 1戸につき 1 t
半壊 " 0.5 t
床上浸水 " 0.2 t
(全壊戸数+流失戸数) × 1 + (半壊戸数) × 0.5 + (床上浸水戸数) × 0.2
= 要総処理量
- b 清掃班の処理能力
1班1日当たり 22 t
班編成 運搬車 2 tトラック 1台 作業員 10人 所要器具一式

(イ) し尿

- a 全壊戸数・流失戸数・床上浸水戸数・床下浸水戸数 各 75ℓ
(全壊戸数+流失戸数+床上浸水戸数+床下浸水戸数) × 75ℓ
= 要総処理量
- b し尿処理班の処理能力
1班1日当たり 4キロリットル
班編成 運搬車 1.8 tトラック 1台 作業員 4人

エ 一時集積場所の確保

膨大な量が発生するがれきを適正に処理するためには仮置場を使用することが有効であることから、町において策定指針で定めた推計方法によって必要面積を推計し、設置場所について調整を行う。

オ 仮設トイレの確保

断水や排水処理施設の損壊等により、水洗トイレが使用できなくなるほか、大量の仮設トイレの設置が必要となることから、町では、あらかじめその備蓄状況を把握するとともに、広域での相互応援体制のあり方も検討しておく。

2 障害物の除去

(1) 実施機関

災害により障害物が住居又はその周辺に運びこまれ、日常生活が営み得ない状態にあり、かつ自らの資力により障害物を除去できない住民に対し、応急的な障害物の除去を実施する。

ア 住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で、日常生活に著しい障害を及ぼしている場合、その除去は、本部長（町長）が実施する。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、町長（本部長）はこれを補助する。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を町長（本部長）が行うこととすることができる。

イ 本町限りで処理不可能な場合は、隣接市町村、県、国、その他の関係機関の応援を得て実施する。

(2) 道路関係障害物の除去計画

ア 計画方針

道路上の障害物の除去は自動車・死体等の特殊なものを除き、「道路法第3章第1節 道路管理者」に規定する道路管理者が行う。この場合において、災害の規模・障害の内容等により、関係者及び関係機関と密接な連絡を取り、協力して交通の確保を図るものとし、特に「緊急輸送道路一次路線」については最優先に実施する。

イ 実施方法

(ア) 県道の障害物については、ただちに夷隅土木事務所に連絡し、除去を要請する。

(イ) 町道については、建設環境部建設班が消防団の協力を得て行き、状況により町内の土木業者等に協力を求めて実施する。

(ウ) 警察署は、交通確保の観点から交通の妨害となっている倒壊樹林、たれ下っている電線等の障害物の除去について各道路管理者及び関係機関に連絡して、復旧の促進を図るとともに、これに協力する。

(3) 河川・海岸・漁港関係障害物除去計画

ア 河川・海岸

河川・海岸の機能を確保するため、河川・海岸における障害物を除去、しゅんせつする。

イ 漁港

漁港区域内に流入してきた塵芥、流木及び臨港道路上の塵芥等の除去は、漁港管理者（町）が行う。

(4) 住宅関連障害物除去計画

住居又はその周辺に運ばれた土砂、材木などで日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去は、次のとおりである。

ア 障害物の除去の対象となる者

(ア) 当面の日常生活が営み得ない状態にある者であること

(イ) 住家の被害程度は、半壊又は床上浸水した者であること

(ウ) 自らの資力をもってしては、障害の除去ができない者であること

イ 実施方法

(ア) 災害救助法適用前においては、本部長（町長）が除去の必要を認めたものを対象とし、建設環境部建設班が町内の土木業者の協力を得て、人夫あるいは技術者を動員して障害物の除去を実施する。

また、必要に応じ警備消防部（消防団）が協力するものとする。

(イ) 災害救助法適用後においては、前記アに基づき除去対象戸数及び所在を調査し、県へ報告するとともに、除去活動を要請する。

(ウ) 除去は、日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれた障害物の除去に限り行う。（応急的救助に限る）。

(エ) 除去障害物の仮処理場所は、須賀多目的広場駐車場とする。

ウ 経費の限度額及び実施期日等

経費の限度額及び実施期日等は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間等」によるものとする。

<資料編2-2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等>

3 環境汚染の防止対策

倒壊建築物の解体・撤去等に伴うアスベストの飛散や、危険物の漏洩による環境汚染に対処するため、環境監視体制の整備を図るとともに、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（環境省水・大気環境局大気環境課）を参考に環境汚染防止体制の強化を図る。

町は、必要に応じて、アスベスト飛散の危険性について住民やボランティアに対し注意喚起や被害防止のための指導を行う。

4 健康被害の防止対策

平時において、建築物の解体作業における作業員の健康被害を防止するため、アスベスト暴露防止措置の徹底を図るよう事業者へ指導しており、災害後においても、平時に準じた対応を行うよう事業者への指導に努める。

第14節 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理計画

災害による住宅の全壊や半壊等により、住家を滅失し又は自己資力では住宅の確保や修理ができない被災者に対し、被災者の居住の安定を図るため、応急仮設住宅の建設や日常生活に欠くことのできない部分の修理、及び公営住宅の空き家の活用を図るとともに、民間の賃貸住宅を借上げる。

また、被災住宅の倒壊による二次災害を防止するため、建築物の応急危険度判定や被災宅地危険度判定を実施するとともに、日頃から応急危険度判定士等の養成を行う。

第1 応急仮設住宅の提供等

(主な担当)	建設環境部
--------	-------

1 応急仮設住宅の建設及び公営住宅等の活用

災害により、住家を滅失し、自己の資力では住家を確保できない者を収容するため、応急仮設住宅を建設する。

その際あらかじめ検討している建設適地の選定や建設体制、必要資材の確保方法等に基づき迅速な建設を行う。

(1) 実施機関

ア 応急仮設住宅の建設及び町営住宅の斡旋は、本部長（町長）が行う。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、本部長（町長）はこれを補助する。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を本部長（町長）が行うこととすることができる。

イ 本町限りで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

(2) 災害救助法による援助

災害救助法が適用された場合の建設基準は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間等」によるものとする。

<資料編2-2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等>

2 町営住宅及び民間賃貸住宅の空き家の活用

(1) 町営住宅

町営住宅は、台帳等を整備することで、空き家戸数を常に把握し、災害時に空き家がある場合は、一時使用を認め入居を斡旋する。その場合、災害時要援護者等の同居世帯を優先とする。

(2) 民間賃貸住宅の借り上げ

公的一時提供住宅及び応急仮設住宅を十分確保できない場合、町及び県は、関係団体と協力をし、応急仮設住宅の建設に代えて、借り上げにより民間賃貸住宅を提供で

きるよう努める。

<資料編2-1-13 災害時における緊急受入に関する協定>

3 住宅の応急修理計画

災害により、住家が半焼、若しくは半壊し自己の資力では応急修理ができない住民、又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した住民に対し、居室、便所及び炊事場等日常生活に欠くことのできない部分を、応急的に修理する。

(1) 実施機関

ア 住宅の応急修理は、本部長（町長）が行うものとする。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事が行い、本部長（町長）はこれを補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を本部長（町長）が行うこととすることができる。

イ 本町限りで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。

(2) 住宅事業者の団体との連携

住宅の応急修理の実施にあたっては、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携を図るとともに、具体的な連携のあり方について今後検討していく。

(3) 災害救助法による援助

災害救助法が適用された場合の修理基準は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間等」によるものとする。

<資料編2-2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等>

4 建設資材の確保

(1) 協定業者を通じた建設資材の確保

町及び県が行う応急仮設住宅の建設資材及び建設工事労務は、協定に基づき、社団法人プレハブ建築協会及び、社団法人千葉県建設業協会の斡旋する業者を通じて確保する。

(2) 災害応急復旧用材（国有林材）及び県有林材の供給要請

ア 本部長（町長）は、必要に応じ関東森林管理局に対し、災害復旧用材の供給を要請する。

イ 本部長（町長）は、災害時に木材の供給等が困難となり、応急的に木材を必要とする場合は、知事に対し県有林材の提供を要請する。

第2 被災建築物の応急危険度判定等の実施

(主な担当)	建設環境部
--------	-------

1 応急危険度判定支援体制及び被災宅地危険度判定支援体制の整備

豪雨等により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することによって、適切な応急対策を講じて二次災害の軽減及び防止並びに被災宅地の円滑な復旧に資するため、次の施策を推進する。

そのため、県においては、応急危険度判定体制の整備、応急危険度判定士の養成・登録及び被災宅地危険度判定支援体制の整備、被災宅地危険度判定士の養成・登録を行っている。

2 応急危険度判定及び被災宅地危険判定の実施

(1) 実施機関

ア 本部長（町長）は、応急危険度判定及び被災宅地危険判定を実施する必要があると判断した場合、直ちに判定の実施を決定し、県の支援のもと必要な措置を講ずる。

イ 知事は、判定に必要な支援を行うものとする。

(2) 実施体制の準備

町は県と協力し、判定に必要な資機材等の準備を行う。

(3) 判定士の確保

次の方法により判定士の確保を図る。

ア 県への派遣要請

イ 他市町村への派遣協力要請

ウ 町内の関係団体への要請

エ ボランティアの派遣要請

(4) 受入れ体制の整備

判定士の受入れに際しては、宿泊場所、移動手段の確保等の準備を十分に行う。

(5) 判定による結果の表示

本部長（町長）は、二次災害を軽減、防止するために、応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の結果を被災建築物等に表示する等、必要な措置を講ずる。

3 被災建物の撤去・解体

被災建物の解体は、原則として建物の所有者の責任において行う。

ただし、大規模災害において特例措置として公費負担による解体を行う場合もあり、その手続きについては、国及び県の方針に従い実施する。

第3 リ災証明書の交付

(主な担当)	総務部
--------	-----

1 活動体制

町は、各種の支援措置が早期に実施されるよう、発災後早期に災証明書の交付体制を確立し、被災者に災証明書を交付する。

2 発行手続き

町内のり災台帳を備え付け、その台帳（台帳によって確認できないものは、申請者の立証資料あるいは現地調査）等によって、り災者の申請により発行する。

3 証明の範囲

災害対策基本法第2条第1号に規定する災害、次の事項について証明する。

(1) 住家

- ア 全焼（壊）
- イ 流失
- ウ 半焼（壊）
- エ 床上浸水
- オ 床下浸水

(2) 人

- ア 死亡
- イ 行方不明
- ウ 負傷

4 証明手数料

証明手数料は免除するものとする。

5 証明書の様式

別記様式のとおりとする。

第15節 生活関連施設等の応急復旧計画

災害により被害を受けた、生活施設の応急復旧を迅速に行うことにより、住民の安定した生活の確保を図る。

(主な担当)	建設環境部、東京電力(株)木更津支社、東日本電信電話(株)、 (株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ、KDDI(株)、日本郵便(株)
--------	---

1 水道施設

災害時において、水道事業者は、飲料水及び生活用水の確保を図るとともに、二次災害の防止に努める。このため、事前に被害を想定し、応急復旧計画を定め、迅速な応急復旧を行う。

なお、町営水道限りで対応できない場合は、「千葉県水道災害相互応援協定」に基づき応援を得て、復旧を行う。

<資料編2-1-5 千葉県水道災害相互応援協定>

(1) 災害時の活動体制

災害時においては、応急活動体制を速やかに確立する。

(2) 応急復旧

応急復旧にあたっては、的確に被害状況を把握し、速やかに応急復旧対策を確立する。

ア 復旧の優先順位

(ア) 取水、導水、浄水施設の復旧を優先する。

(イ) 主要な送・配水管及び応急給水拠点に至るまでの管路の復旧を優先する。

イ 資機材の確保

応急復旧に必要な管類等の資機材を備蓄するとともに、災害時応援協定を締結している資機材の供給団体に速やかに必要な材料を要請する。

ウ 人員の確保

応急復旧に必要な人員の確保及び配置を行う。

エ 実施要領

(ア) ダム

ダムは、電気及び管路の復旧次第運転する。

応急措置として、浄水場に設置してある自家発電設備により、取水する。

(イ) 導水管、送水管

塩化ビニール管等の破損による漏水が出るものと思われ、これを第一に復旧する。

(ウ) 浄水場施設等

浄水場施設等(建物、着水井、配水池、計器盤)は、稼働できる施設を有効に使用して応急修理を急ぐよう措置する。

また、塩素ガス漏えい事故防止に細心の注意をもって対処する。

(エ) 配水施設・給水装置

配水管路の全長の約68%が塩化ビニール管等のため町の人口集中部に破損による漏水が多発することが予想される。この復旧順位は、まず配水管とし、次に給水管とする。

なお、施工にあたっては、適切な情報の把握と実状に即した判断のもとに配水調整を行い、指定水道工事店及び建設業者の応援を得て応急復旧を全力で行う。

<資料編8-3 御宿町指定水道工事店及び建設業者一覧>

(3) 応急防災用資機材の確保

本町限りで応急防災用資機材が確保できない場合、民間業者との協力協定の締結等により連携を密にし、必要な資機材の種類と数量を確保するよう努める。

(4) 広報対策

排水処理施設の被害及び復旧の状況等について、地域住民への適切な広報に努める。

2 電気施設（東京電力（株）木更津支社）

東京電力（株）は、災害時における電力施設の応急対策が社会一般に及ぼす影響の大きなることに鑑み、電力施設災害対策計画を次のとおり定める。

(1) 応急対策方法

災害時における応急対策は、次のとおりとする。

ア 目的

台風、雪害、洪水、地震、塩害その他非常災害に際し、各施設の被害を最小にとどめるとともに、被害の早期復旧を図るものとする。

イ 非常態勢の組織

(ア) 千葉支店非常災害対策本部（以下「本部」という。）を千葉支店内に置き、本部の下に情報班、復旧班、給電班、システム班、資材班、厚生班、カスタマーセンター班及び総務班の8班を置く。

千葉支店 千葉市中央区富士見 2-9-5 電話 043(224)3111 (代)

(イ) 次の現業機関に非常対策支部（以下「支部」という。）を置く。

千葉支社 千葉市美浜区幸町 1-21-19 電話 043(246)6507 (代)

京葉 〃 船橋市湊町 2-2-16 〃 047(433)5160 (代)

東葛 〃 柏市新柏 1-13-2 〃 04(7163)5606 (代)

成田 〃 成田市花崎町 822-1 〃 0476(24)2871 (代)

木更津 〃 木更津市貝渕 3-13-40 〃 0438(23)3860 (代)

ウ 組織の運営

(ア) 発令

a 本（支）部長は、非常災害が予想される場合又は発生した場合は、情勢に応じて適用すべき体制区分にしたがい、第1～3非常体制を発令する。

b 上部機関が非常体制に入った場合は、その旨下部機関に連絡する。

c 支社において非常体制を発令した場合は、支店長へその旨報告する。

(イ) 運営

非常体制が発令された場合は、本部及び支部を設け、非常災害に対処する各業務を実施する。

(ウ) 縮小・解除

本（支）部長は、受け持ち区域内の災害復旧が進行し全部門の対応は不要と判断した場合は、関係部門のみ対応とするなど、非常体制を縮小する。

また、非常災害対策本（支）部を設置しておく必要がなくなった場合は非常体制を解除する。

(エ) その他

発令、解除、その他情報受伝達は、情報班が行う。

エ 非常対策前の対策

非常災害の発生するおそれのある場合は、非常体制の発令以前においては職制を通じ、発令以後は組織を通じて各設備に有効適切な予防対策を講じ、万全を期するものとする。

オ 非常災害発生時の対策

非常災害の発生した場合は、有効適切な処置を講じ万全を期するものとする。

カ 被害復旧対策

(ア) 復旧計画

本部及び支部は、各設備の被害状況を速やかに掌握し、次の事項につき復旧計画を立てる。

- a 復旧応援隊の必要の有無
- b 復旧作業隊の配置状況
- c 復旧資機材の調達
- d 電力系統の復旧方法の検討
- e 復旧作業の日程
- f 仮復旧の完了見込み
- g 宿泊施設、食料、衛生対策等の手配
- h その他必要対策

(イ) 復旧順位

各設備の復旧順位は、原則として下記によるものとするが、災害状況及び各設備の被害復旧の難易度を勘案し、供給上復旧効果の最も大きいものより行う。

- a 送電設備
 - ① 全回線送電不能の主要線路
 - ② 全回線送電不能のその他の線路
 - ③ 一部回線送電不能の重要線路
 - ④ 一部回線送電不能のその他の線路
- b 変電設備
 - ① 主要幹線の復旧に関する送電用変電所
 - ② 都心部に送電する系統の送電用変電所
 - ③ 重要施設に供給する配電用変電所
- c 通信設備
 - ① 給電指令用回線並びに制御・保護及び監視回線

② 保守用回線

③ 業務用回線

d 配電設備

① この場合は、水道、新聞、放送、ガス、電鉄、排水設備、県民センター(事務所)、官公署、警察消防、N T T、広域避難場所、その他重要施設に対しては、優先的に送電するなど、各所ごとに具体的に復旧順位を定めておく。

② 長期浸水地区における重要施設への供給に対しては、負荷切替、応急ケーブルの新設等により仮送電する。

③ 停電が長期にわたる場合は、被害地市民の治安確保の面から、道路上に投光器などの仮施設を行う。

キ 復旧応援隊の組織及び運営

被害が多大で、当該非常災害対策本(支)部のみの工事力では早期復旧が困難な場合には、「復旧応援隊の運営」に基づき復旧隊を組織し、復旧作業にあたる。

ク 復旧用資機材等の調達及び輸送

(ア) 非常災害対策支部は、予備品、貯蔵品等の在庫量を再調査し、調達を必要とする資機材は、可及的速やかに本部に要請し、復旧体制を整える。

(イ) 連絡不能等で、かつ早期復旧を要するためやむを得ず資機材を現地調達した場合は、事後速やかに所定の手続きを行う。

(ウ) 非常災害対策本(支)部は、復旧用資機材の陸上輸送が不可能な場合は、船舶及び航空機等による輸送を行う。

ケ 災害速報

災害及び復旧状況の連絡は、情報班が迅速に行い、概況の把握に努める。

(2) 復旧作業上の留意事項

ア 復旧作業には、あらかじめ準備された所定の腕章を、また連絡車、作業車には所定の標識を掲示して東京電力復旧作業隊であることを明示する。

イ 河川、海岸及び急傾斜地に近接している箇所では復旧作業を行う場合は、事前に避難方法等を確認しておく。

ウ 幹線道路は、復旧資機材、救援物資等の輸送及び消防活動の確保を図るため、道路上の倒壊、折損電柱等は早期に取り除く。

(3) 非常災害前の対策

ア 情報連絡

(ア) 給電所、テレビ、ラジオ等を通じて台風の接近、風速、降雨量その他の情報入手に努め、「天気図」を作成する等動静の把握に万全を期するとともに、これらを各組織相互で緊密に連絡する。

(イ) 災害発生前の情報交換、その他連絡を兼ねて、一定時間ごとに関係各所との電話連絡を行い、疎通を確認しておく。なお、電話の使用順位については、「通信設備及び電子施設保守運用規則」による。

(ウ) 保安電話回線が通話不能となった場合は、保線用、営配用、非常用などの無線機を活用し、さらにN T T電話、警察電話などの利用を図る方法を事前に確立しておく。

イ 各設備の予防強化

(ア) 業務設備

既設の設備並びに建設中の設備の応急防災は、支店並びに第一線機関等の総務担当グループが他グループの応援を得て行うこととし、下記事項についてあらかじめ措置を講じておく。

a 要員の確保

非常災害の発生するおそれのある場合は、総務班員による社屋防護班を編成しておく。

b 防火、防水、救命用器などの点検整備

c 非常持出物品の搬出準備

d 防火扉の開閉点検

e 建物の補強

f 建設中の設備及び資材等の補強並びに損害防止

g 排水設備の点検整備

(イ) その他の設備（配電、給電、変電、送電、電子通信設備等）

業務設備以外の応急防災対策については、前項に準じることとするが、特に下記事項について措置を講じておく。

a 洪水、高潮等の被害を受けるおそれのある事業所については、諸施設の災害予防について応急対策を強化する。なお、利根川及び荒川の洪水予報については、別途「利根川、荒川洪水予報伝達系統」の定めにより運用する。

b 配電、変電、送電、電子通信等の設備で工事中あるいは仮工事のものは、速やかに本工事を完成するか補強処置を講ずる。

c その他設備ごとに状況に応じて対策を立て強化を図る。

d 前記の対策を実施する場合は、請負会社を特命して応急工事を実施することができる。

(ウ) 要員の動員、連絡の徹底

a 支店及び各第一線機関等は、非常災害対策構成表による個人別担当業務表を作成標示し、変更の都度、訂正するとともに、いつでも出動できる体制を確立しておく。

b 支店及び第一線機関等は、社外者に応援を求める場合の連絡体制を確立しておく。

c 各構成員は、常に気象情報その他の情報に留意し、非常体制が発令された場合は速やかに担当業務を実施する。

d 所定勤務時間外における構成員の連絡方法については、あらかじめ定めておく。また構成員が交通途絶により動員に応じられないときは、その旨を速やかに連絡し指示を受けるか、あるいは最寄りの事業所に出動し、その長の指揮下に入る。

e 他事業所又は社外者に応援を求める場合、あるいは他事業所から応援を要請される場合に備え、応援隊動員などの諸計画を作成しておくとともに、動員対象者が円滑に各種体制に入り得るよう受入体制に配慮する。

(エ) 工具、機動力、資機材等の整備確認

あらかじめ工具、車両等を整備して応急出動に備えるとともに、手持資材の数量を調査し復旧工事に支障のないよう手配するものとする。

(オ) 公衆感電障害事故防止

新聞、有線放送、テレビ、ラジオ、PR車、ビラ、その他適切な方法をもって一般公衆に対し、次の事項を周知徹底し、事故防止に努める。

- a 無断昇柱、無断工事を禁止すること。
- b 不良箇所（電柱の倒壊・折損、電線の断線・垂下等）を発見した場合は、速やかにカスタマーセンターへ連絡すること。
- c 断線又は垂下している電線には絶対に触らないこと。
- d 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気機器は、危険なため使用しないこと。又、使用する場合は絶縁検査を受けた上で使用すること。

(4) 災害発生時の対策

ア 各設備の運転保守について

(ア) 災害発生時といえども需要家サービス並びに治安維持のため、原則として送電を継続する。

(イ) 浸水、建物倒壊により運転することがかえって危険であり、事故を誘発するおそれがある場合又は運転不能の予測される場合は、運転を停止し、関係各機関に連絡するとともに、必要な措置を講じ待避する。なお、緊急やむを得ない場合はこの限りではない。

イ 被害状況の収集、周知

全般的な災害状況把握の遅速は、復旧計画樹立に大いに影響するので、あらゆる方法をもって被害の早期把握に努める。

(ア) 被害状況の収集

a 本部

- ① 電話連絡可能な場合は、各支部より状況報告を受け、速やかに被害全般を掌握する。
- ② 電話連絡不可能の場合は、あらかじめ定められた方法によるほか、必要に応じて舟艇、航空機等を利用して連絡に努めるとともに、自衛隊、警察、報道機関等による情報収集などあらゆる方法を講じて速やかに被害の全般を掌握する。

b 支部

- ① 各支部は、災害発生後速やかに各設備の巡視を行い、被害状況の把握に努める。
- ② 被害が広範囲にわたり巡視困難な場合は、重要施設のみ巡視して適宜な方法により被害状況の把握に努める。

(イ) 被害状況の周知

- a 本部の情報班は、速やかに被害状況の全般を掌握し、新聞、テレビ、ラジオ、有線放送、PR車、ビラ等を利用し、その状況（被害数、復旧見込み等）の周知に努める。
- b 監督官公庁に報告あるいは連絡し、復旧作業に対する協力方を要請する。

3 通信施設の応急復旧

(1) 東日本電信電話(株)の通信施設災害対策計画

ア 災害時の活動体制

(ア) 災害対策本部の設置

災害が発生した場合は、その状況により、千葉支店に災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。

この場合、県、町及び各防災機関と緊密な連絡を図る。

(イ) 情報連絡体制

災害の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達にあたる。

イ 発災時の応急措置

(ア) 設備、資機材の点検及び発動準備

災害の発生とともに、次のとおり設備、資機材の点検等を行う。

- a 電源の確保
- b 災害対策用無線機装置類の発動準備
- c 非常用電話局装置等の発動準備
- d 予備電源設備、移動電源車等の発動準備
- e 局舎建築物の防災設備の点検
- f 工事用車両、工具等の点検
- g 保有資材、物資の点検
- h 局内、局外施設の巡回、点検による被害状況の把握

(イ) 応急措置

災害により、通信設備に被害が生じた場合又は異常輻輳等の事態の発生により、通信の疎通が困難になったり、通信が途絶したりするような場合においても、最小限度の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行う。

- a 通信の利用制限
- b 非常通話、緊急通話の優先、確保
- c 無線設備の使用
- d 特設公衆電話の設置
- e 非常用可搬型電話局装置の設置
- f 臨時電報、電話受付所の開設
- g 回線の応急復旧
- h 伝言・取次サービスの実施

(ウ) 災害時の広報

災害のため通信が途絶、若しくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ等によって次の事項を利用者に周知する。

- a 通信途絶、利用制限の理由と内容
- b 災害復旧措置と復旧見込時期
- c 通信利用者に協力を要請する事項
- d 災害用伝言ダイヤル「171」の提供開始

ウ 応急復旧対策

災害により被災した通信回線の復旧にあたっては、あらかじめ定められた復旧順

位にしたがって実施する。

災害復旧工事については、次により工事を実施する。

- (ア) 電気通信設備等を応急的に復旧する工事
- (イ) 原状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

(2) (株) エヌ・ティ・ティ・ドコモの通信施設災害対策計画

ア 災害時の活動体制

(ア) 災害対策本部の設置

災害が発生した場合は、その状況により、千葉支店に災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。

この場合、県、市町村及び各防災機関と緊密な連絡を図る。

(イ) 情報連絡体制

災害の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達にあたる。

イ 発災時の応急措置

(ア) 設備、資機材の点検及び発動準備

災害の発生とともに、次のとおり設備、資機材の点検等を行う。

- a 可搬型無線基地局装置の発動準備
- b 移動電源車等の発動準備
- c 局舎建築物の防災設備等の点検
- d 工事用車両、工具等の点検
- e 保有資材、物資の点検
- f 局内、局外施設の巡回、点検による被害状況の把握

(イ) 応急措置

災害により、通信設備に被害が生じた場合又は異常輻輳等の事態の発生により、通信の疎通が困難や、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行う。

- a 通信の利用制限
- b 非常通話、緊急通話の優先、確保
- c 可搬型無線基地局装置の設置
- d 携帯電話・衛星携帯電話による臨時電話の運用
- e 回線の応急復旧

(ウ) 災害時の広報

災害のため通信が途絶、若しくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ等によって次の事項を利用者に周知する。

- a 通信途絶、利用制限の理由と内容
- b 災害復旧措置と復旧見込時期
- c 通信利用者に協力を要請する事項

ウ 応急復旧対策

災害により被災した通信回線の復旧にあたっては、あらかじめ定められた復旧順位にしたがって実施する。

災害復旧工事については、次により工事を実施する。

- (ア) 電気通信設備等を応急的に復旧する工事

(イ) 原状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

(3) KDDI (株) の通信施設災害対策計画

KDDI (株) では、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、東京本社に災害対策本部及び対策室等を設置し、現地と緊密に連絡をとりながら各組織の機能を最大限に発揮して通信の疎通確保と施設の早期復旧に努める。

災害の発生時には、局社の点検をするとともに、中継局の停電対策のため移動電源車の出動準備をする。

通信に輻輳が発生した場合には通信の利用制限を行い必要な通信の確保をするとともに、一般住民を対象に災害伝言版サービスによる安否情報の伝達に協力する。

(4) 日本郵便 (株) の郵政業務応急対策計画

日本郵政グループにおいては、災害が発生した場合において、災害の態様及び公衆の被害状況等被災地の実情に応じ、郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策等を実施する。

ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害救助法が発動された場合、被災1世帯当たり、通常郵便葉書5枚及び郵便書簡1枚の範囲内で無償交付する。なお、交付局は集配支店とする。

イ 被災者が差し出す通常郵便物の料金免除

被災者が差し出す通常郵便物（速達郵便物及び電子郵便を含む）の料金免除を実施する。

なお、取扱局は日本郵便（株）が指定した支店とする。

ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除

日本郵便（株）が公示して、被災者の救助等を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用物品を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。なお、引受局は全ての支店とする。

エ 利用の制限及び業務の停止

重要な郵便物の取扱いを確保するため必要があるときは、郵便の利用を制限し、又は郵便の業務の一部を停止することがある。

オ 郵便窓口業務

(ア) 災害時における窓口業務の維持をおこなう。

(イ) 日本郵便（株）の災害特別事務取扱い、（株）ゆうちょ銀行の非常払及び（株）かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合、取扱う。

第16節 ボランティア活動支援及び労務需給計画

大規模災害時において、災害応急対策の実施には多くの人員を必要とするため、ボランティア活動の協力を申し入れる団体や個人の協力を得て、効果的な応急対策を実施するものとする。

第1 ボランティアの活動分野

(主な担当)	民生部、社会福祉協議会
--------	-------------

1 ボランティアの活動内容

ボランティアの協力を得て実施する活動内容は次のとおりとする。

(1) 専門分野

- ア 救護所での医療救護活動
- イ 被災建築物応急危険度判定
- ウ 被災宅地危険度判定
- エ 外国語の通訳、情報提供
- オ 災害情報や安否情報、生活情報の収集整理、広報
- カ 被災者への心理治療
- キ 高齢者や障害者等災害時要援護者の看護、情報提供
- ク その他専門的知識、技能を要する活動等

(2) 一般分野

- ア 避難所の運営補助
- イ 炊き出し、食料等の配布
- ウ 救援物資や義援品の仕分け、輸送
- エ 高齢者や障害者等災害時要援護者の支援
- オ 被災地の清掃、がれきの片づけなど
- カ 避難所や仮設住宅における生活支援（心理面での支援を含む。）
- キ その他被災地における軽作業等

2 ボランティアとして協力を求める個人、団体

災害時にボランティアとして活動が期待される個人、団体は次のとおりとし、これらに積極的に協力を求めることとする。

(1) 個人

- ア 被災地周辺の住民
- イ 被災建築物応急危険度判定士
- ウ 被災宅地危険度判定士
- エ ボランティア活動の一般分野を担う個人
- オ その他

(2) 団体

- ア 日本赤十字社千葉県支部奉仕団
- イ 千葉県社会福祉協議会及び町社会福祉協議会
- ウ 財団法人ちば国際コンベンションビューロー
- エ 社団法人日本アマチュア無線連盟千葉県支部
- オ その他ボランティア団体・NPO法人等

第2 ボランティア受入体制

(主な担当)	民生部、社会福祉協議会
--------	-------------

1 平時におけるボランティア意識の啓発

毎年1月17日の「防災とボランティアの日」及び1月15日から21日までの「防災とボランティア週間」を中心に実施する講演会やシンポジウムなどの諸行事を通じ、住民にボランティア意識の醸成を図る。

また、毎年9月1日の「防災の日」及び8月30日から9月5日までの「防災週間」を中心に実施する防災訓練や各種啓発行事に積極的にボランティア団体等の参加を求めることにより、その重要性を広報する。あわせて、住民やボランティア団体等の参加を得た実践的な防災訓練を実施し、災害時におけるボランティアの協力が円滑に得られるよう日ごろから連携の強化を図る。

2 災害時における参加の呼びかけ

災害が発生した際には、インターネットやテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関や町及び県に加え、町社会福祉協議会ボランティアセンター、ボランティア団体やNPO法人並びに近隣市町村の社会福祉協議会、日本赤十字社各支部等の関係団体を通じて、広くボランティアの参加を呼びかける。

なお、東日本大震災においては、特にホームページやブログなどのネットでの情報公開により電話などによる問合せを少なくできたことから、インターネットを利用した参加の呼びかけを推進する。

3 災害時におけるボランティアの登録、派遣

災害の状況に応じた、より実地的なボランティア活動体制を立ち上げるため、ボランティアの受付、登録は原則として発災後に実施することとし、町、社会福祉協議会、県及び関係機関が十分な連携を図りながら迅速に対応するものとする。

(1) 災害ボランティアセンター窓口の設置

周辺地域において、大規模な災害が発生した際、御宿町社会福祉協議会は、町と連携して、ボランティア活動の調整機関として町災害ボランティアセンターを設置する。

町災害ボランティアセンター窓口の設置場所	御宿町社会福祉協議会
----------------------	------------

(2) 県担当部局による登録

専門分野での活動を希望する個人及び団体については、県の各活動担当部局が中心となって対応する。

県の担当部局は、被災地におけるボランティアの需要状況を基に、派遣先や派遣人員等を被災市町村等と調整の上、派遣する。

活動分野	個人・団体	県受付窓口
医療救護	医師、歯科医師、薬剤師、看護師	健康福祉部医療整備課
被災建築物応急危険度判定※ 被災宅地危険度判定※	被災建築物応急危険度判定士 被災宅地危険度判定士	県土整備部建築指導課 県土整備部都市計画課
高齢者支援	支援団体	健康福祉部高齢者福祉課
障害者支援	支援団体	健康福祉部障害福祉課
外国語通訳、翻訳、情報提供	(財)ちば国際コンベンション ビューローボランティア通訳、 災害時外国人サポーター	総合企画部国際課
通信、情報連絡	(社)日本アマチュア無線連盟 千葉県支部	防災危機管理部消防課

※ 平時に登録を行っている。

(3) 災害ボランティアセンターによる登録

一般分野での活動を希望する個人及び団体については、災害時に設置される災害ボランティアセンターが中心となって対応する。

ア 県災害ボランティアセンター

県災害ボランティアセンターでは、主に被災地の状況やボランティアについての案内を行い、市町村が設置する災害ボランティアセンター窓口において受け付け、登録する。

さらに、全国規模での活動希望が予想される場合には、近隣都県の協力を得て受付、登録事務を進めるものとする。

イ 町災害ボランティアセンター

被災地域内住民のボランティア希望者や県災害ボランティアセンター及び周辺市町村の災害ボランティアセンターによる登録を経ずに直接現地へ来たボランティア希望者については、町災害ボランティアセンターのボランティア窓口において受付を行い、そこでの災害対策活動に従事する。

(4) ボランティアの派遣

県災害ボランティアセンターで登録したボランティアについては、被災地におけるボランティアの需要状況を基に、派遣先や派遣人員等を被災市町村と調整の上、派遣する。

町災害ボランティアセンターが他市町村にボランティアを派遣する際には、県災害ボランティアセンターの指示を受け、現地にボランティアを派遣するものとする。

3 ボランティアニーズの把握

町は被災現地における体制を整備し、ボランティアの需要状況の的確な把握に努める。

4 各種ボランティア団体との連携

町は、日本赤十字社千葉県支部、県災害ボランティアセンター及び町災害ボランティアセンター、独自に活動するボランティア団体・NPO法人等と十分な情報交換を行うとともに必要な支援策を実施し、密接な連携の下に各種救援救護策を進める。

5 ボランティアへの支援

(1) 食事、宿泊場所の提供

ボランティアについての食事や宿泊場所については、自己調達を基本とする。

(2) 町災害ボランティアセンターや活動拠点の提供

町災害ボランティアセンターや活動拠点については、町と運営主体の町社会福祉協議会が協議の上、用意する。

(3) 活動費用の負担

ボランティアの活動に伴う経費は、その必要性に応じてボランティアを受け入れる町が負担する。ボランティアが活動に必要とする資機材については、県社会福祉協議会や町社会福祉協議会においても、予め用意を行うよう努める。

6 保険の付与

ボランティア活動に伴う事故の発生に対処するため、県災害ボランティアセンターは県内で活動するボランティアの把握に努め、町災害ボランティアセンターにおいては、ボランティア保険の加入を活動の条件とする。

<資料編2-1-15 災害時におけるボランティアに関する協定>

第4章 災害復旧計画

第1節 被災者生活安定のための支援

災害により被害を受けた住民が、安心した生活を取り戻せるように、経済的支援をはじめ、医療や雇用面における支援、さらに心のケア等を行うことによって、住民に自力復興心をもたせ、もって生活安定の早期回復を図る。

第1 義援金品の配分

(主な担当)	保健福祉課
--------	-------

1 方針

被災者にあて寄託された義援金品を、確実かつ迅速に被災者に配分するため、物資の保管場所、輸送方法、事務分担等について、県、日本赤十字社千葉県支部及び町の三者で総合的な計画を樹立する。

2 義援金品の受付

(1) 義援金品の受付

受付窓口は、民生部福祉班に設置し、義援金品の受付を行う。

ただし、災害の状況によっては、臨時に場所を設けるものとする。

民生部福祉班は、県及び日本赤十字社を含む様々な受入ルートから入ってくる義援金品を統括的に管理する。

(2) 受領書の発行

義援金品を受領したときは、「義援金品受領書」に従い、寄託者に受領書等を発行する。

3 義援金品の配分及び輸送

(1) 義援金品の配分

ア 被災者に対する義援金品の配分は、被害状況の確定後、本部長が決定する。

イ 民生部長は、被災地区、被災人員及び世帯、被災の状況等を勘案のうえ配分計画を立て、世帯及び人員を単位として配分する。

なお、被災者に対する配分に当たっては、必要に応じ日赤奉仕団等各種団体の協力を得て、公平に配分する。

(2) 義援品の輸送

義援品は、第3章「第8節 救援物資供給活動」に準じて輸送する。

4 義援金品の保管場所

民生部長は、寄託された義援金品について、被災者に配布するまでの間、会計室の金

庫に保管を依頼する。

義援品の保管については、住民その他から直接寄託されたもの、県及び日本赤十字社より配分を受けた物資を併せて町役場倉庫に保管するものとするが、災害の状況によっては、各区公民館、その他臨時に集積所を定めて保管する。

第2 租税の徴収猶予及び減免等

(主な担当)	税務住民課
--------	-------

1 方針

町は、被災者の納付すべき町税等について、納付期限の延長、徴収猶予及び減免等の融和措置をそれぞれの実態に応じて、適切な方法で実施し、被災者の生活の安定を図る。

2 実施措置

(1) 期限の延長

町長は、災害のため地方税法又は町条例に定める申請、請求その他の書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限までに、これらの行為をすることができないと認める場合には、地域、期日、その他必要な事項を指定して当該期限を延長する。

(2) 納入義務の減免等

町長は、町条例に基づき、災害の状況に応じ徴収猶予又は減免する。

第3 被災者生活への支援制度

(主な担当)	保健福祉課
--------	-------

1 被災者生活再建支援金

(1) 目的

自然災害により生活基盤に著しい被害を受け、自立して生活再建することが困難な被災者に対し、その生活の再建を支援し、もって住民生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

(2) 制度概要

制度の概要については、次の表のとおりとなっている。

対 災 象 害	<p>暴風、洪水、地震その他の自然災害で、次のいずれかに該当する場合</p> <p>(1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害</p> <p>(2) 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害</p> <p>(3) 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害</p> <p>(4) 前記(1)又は(2)に規定する被害が発生した市町村を含む都道府県内で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村(人口10万人未満)における自然災害</p> <p>(5) 前記(3)又は(4)に規定する都道府県に隣接する都道府県内の市町村(人口10万人未満)で、前記(1)～(3)に規定する被害が発生した市町村に隣接し、かつ、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害</p> <p>(6) 前記(3)又は(4)に規定する都道府県が2以上ある場合において、その自然災害により5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村(人口10万人未満。ただし、人口5万人未満の市町村にあっては2世帯以上)における自然災害</p>																			
対 世 象 帯	<p>対象世帯は次のいずれかに該当する世帯とする。</p> <p>(1) 住宅が「全壊」した世帯</p> <p>(2) 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯</p> <p>(3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が継続している世帯</p> <p>(4) 住宅が半壊し、大規模な補修をしなければ居住が困難な世帯(大規模半壊世帯)</p>																			
支 給 限 度 額	<p>支給金額は、住宅の被害程度と再建方法に応じた渡し切りとし、次の2つの支援金の合計額 ただし、世帯人数が1人の場合は各該当欄の金額の3/4</p> <p>(1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="text-align: left;">住宅の被害程度</td> <td>全壊</td> <td>解体</td> <td>長期避難</td> <td>大規模半壊</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">支給額</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </table> <p>(2) 住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="text-align: left;">住宅の再建方法</td> <td>建設・購入</td> <td>補修</td> <td>賃借(公営住宅以外)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">支給額</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </table>		住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借(公営住宅以外)	支給額	200万円	100万円	50万円
住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊																
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円																
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借(公営住宅以外)																	
支給額	200万円	100万円	50万円																	
支 給 条 件	経 費	不問																		
支 給 条 件	年齢・年収	制限なし																		
申 請 方 法	申請窓口	保健福祉課にてとりまとめの上、県へ提出																		
申 請 方 法	添付書面	(1) 基礎支援金：り災証明書、住民票等 (2) 加算支援金：契約書(住宅の購入、賃借等)等																		
申 請 方 法	申請期間	(1) 基礎支援金： 災害発生日から13月以内 (2) 加算支援金： 災害発生日から37月以内																		

(3) 被災者生活再建支援法人の指定

被災者生活再建支援法人(以下「支援法人」という。)として、(財)都道府県会館が指定されており、千葉県では、県が行う支給事務に関し支援法人((財)都道府県会

館)へ委託している。

なお、申請書類を受理した県は当該書類を委託先である(財)都道府県会館へ提出し、(財)都道府県会館にて交付決定等を行う。

2 災害援護資金

(1) 目的

地震により被害を受けた世帯の世帯主に対し、災害資金の貸付けを行い、被災世帯の生活の立て直しを図ることを目的とする。

(2) 制度概要

本町においては、千葉県市町村総合事務組合条例で次の表のとおり実施している。

対象 災害	(1) 世帯主が療養に要する期間がおおむね1月以上である負傷を負った場合 (2) 住居又は家財の被害金額が当該住居又は家財の価格のおおむね3分の1以上の損害であると認められる場合		
貸付 限度額	①世帯主の1か月以上の負傷 ②家財の1/3以上の損害 ③住居の半壊 ④住居の全壊 ⑤住居の全体が滅失若しくは流失	150万円 150万円 170万円(250) 250万円(350) 350万円	
支給 限度額	所得制限	(世帯人員)	(町民税における総所得金額)
		1 人	220 万円
		2 人	430 万円
		3 人	620 万円
		4 人	730 万円
		5 人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額
		ただし、当該世帯の住居が滅失した場合にあっては、同一世帯員の当該被害を受けた年の前年の所得の合計額が1,270万円に満たない世帯の世帯主	
	利率	年3% (据置期間は無利子)	
	据置期間	3年 (特別の事情のある場合は5年)	
	償還期限	10年 (据置期間を含む)	
	保証人	連帯保証人になること	
	償還方法	年賦又は半年賦	
	申込方法	官公署が発行する被災証明書を添付し、保健福祉課へ申請	

3 生活福祉資金

(1) 目的

低所得者世帯などに対して、低利又は無利子での資金の貸し付けと必要な援助指導を行うことにより、災害による困窮からの自立、経済的自立や生活意欲の助長促進、在宅福祉や社会参加を図り、その世帯の安定した生活を確保することを目的とする。

(2) 制度概要

制度の概要については、次の表のとおりとなっている。

貸付対象	低所得世帯のうち、他から融資を受けることができない者で、この資金（災害援護費）の貸付けを受けることによって災害による困窮から自立更生のできる世帯	
貸付金額	一世帯 150万円以内	
貸付条件	据置期間	6月以内
	償還期間	据置期間経過後7年以内
	利率	保証人あり 無利子 保証人なし 年1.5%
	保証人	(1) 連帯保証人となること (2) 原則として借受人と同一市町村に居住し、その生活の安定に熱意を有する者 (3) 生活福祉資金の借受人又は借入申込人となっていない者
償還方法	年賦、半年賦又は月賦	
申込方法	官公署が発行する被災証明書を添付し、民生委員を通じ町社会福祉協議会へ申し込む	

4 災害弔慰金

(1) 目的

災害により死亡した住民の遺族に対し災害弔慰金の支給を行い、もって住民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(2) 制度概要

制度の概要については、次の表のとおりとなっている。

対象災害	次に該当する自然災害 (1) 住家が5世帯以上滅失した災害 (2) 県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害 (3) 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 (4) 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害
支給対象	災害により死亡したものの遺族
支給金額	生計維持者 500万円、その他の者 250万円
遺族の範囲	配偶者、子、父母、孫、祖父母

5 災害障害見舞金

(1) 目的

災害により精神又は身体に著しい障害を受けた住民に対し災害障害見舞金の支給を行い、もって住民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(2) 制度概要

制度の概要については、次の表のとおりとなっている。

対象災害	次に該当する自然災害 (1) 住家が5世帯以上滅失した災害 (2) 県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害 (3) 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 (4) 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害
支給対象	災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者
支給金額	生計維持者 250万円、その他の者 125万円
障害の範囲	(1) 両目が失明した者 (2) 咀嚼及び言語の機能を廃した者 (3) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する者 (4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する者 (5) 両上肢をひじ関節以上で失った者 (6) 両上肢の用を全廃した者 (7) 両下肢をひざ関節以上で失った者 (8) 両下肢の用を全廃した者 (9) 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められる者

第4 事業主等への支援制度

(主な担当)	産業観光課
--------	-------

1 雇用の維持に向けた事業主への支援

雇用の維持と失業の予防を図るため、事業主に対して各種雇用関係の助成金制度の周知・啓発に努める。

2 中小企業への融資

次のとおり資金の融資及び利子補給の対策を講じる。

(1) 経営安定資金の融資

市町村認定枠	融資対象者	(1) 激甚災害により被害を受けた者 (2) 中小企業信用保険法第2条第4項第4号の規定による認定を受けた者		
	融資使途	設備資金、運転資金		
	融資限度額	1 中小企業者 8,000万円以内		
	融資期間	設備資金	10年以内	
		運転資金	7年以内	
融資利率	年1.4%～2.0% (融資期間により異なる。)			
市町村認定以外枠	融資対象者	知事が指定する災害により被害を受けたもの		
	融資使途	設備資金、運転資金		
	融資限度額	1 中小企業者 8,000万円以内		
	融資期間	設備資金	10年以内	
		運転資金	7年以内	
融資利率	年1.7%～2.3% (融資期間により異なる。)			

(2) 利子補給

前記資金の融資を受けた者に対して、県が利子補給を行う。(条件については、災害の度合いに応じて別途定める。)

3 農林漁業者への融資

町は、被災地の農水漁業の被災状況を把握し、速やかな産業復旧による被災者の生活安定のために、必要に応じて、農水漁業者に対する復旧支援を実施する。

また、状況に応じて、県、国および関係機関等による支援制度を活用するものとする。

(1) 天災融資制度

貸付金の種類	貸付対象	貸付限度額	利率	償還期間 据置期間
天災資金	3.0%以内 資金	種苗、肥料、飼料、労賃、水利費、薬剤、農機具、家畜又は家きん、薪炭原木、しいたけほだ木、漁具、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃油の購入、漁船の建造又は取得、共済掛金(農業共済又は漁業共済)の支払い等	〈個人〉 ・ 果樹栽培、家畜・家きんの購入等 500万円(600万円) ・ 漁具の購入 5,000万円 ・ 前記以外 200万円(250万円) 〈法人〉 ・ 農事組合法人 2,000万円 ・ 前記法人等の果樹栽培、家畜・家きんの購入等 2,500万円 ・ 漁業を営む法人 2,000万円 ・ 漁具の購入 5,000万円 ※ カッコ内は、激甚災害法による特例措置	3.0%以内 (平成10年の適用例0.6%)
	5.5%以内 資金	〃	〃	5.5%以内 (平成10年の適用例0.6%)
	6.5%以内 資金	〃	〃	6.5%以内 (平成10年の適用例0.6%)

(2) 県単農業災害資金

貸付金の種類	貸付対象	貸付限度額	利率	償還期間 据置期間	貸付金の種類
県単農業災害資金	経営安定資金	天災資金と同じ	被害認定額の80%以内で300万円以下	災害の都度決定 (平成16年の適用例0.855%)	5年以内
	施設復旧資金	農業用施設の復旧に要する経費	被害認定額の80%以内で500万円以下	災害の都度決定 (平成16年の適用例0.855%)	6年以内 (据置2年以内)

(3) 県漁業災害対策資金

貸付金の種類	貸付対象	貸付限度額	利率	償還期間 据置期間	貸付金の種類
県漁業災害対策資金	経営安定資金	漁具、稚魚、稚貝、飼料、燃料、労賃、漁業共済掛金、簡易施設復旧資材等	被害認定額の80%又は300万円	変動 (毎月見直し)	5年以内
	施設復旧資金	漁船、漁業用施設の復旧に要する経費	被害認定額の80%又は500万円		6年以内 (据置2年以内)

(4) (株) 日本政策金融公庫による資金貸付

貸付金の種類	貸付対象	貸付限度額	利率	償還期間 据置期間	
(株) 日本政策金融公庫資金	農業基盤整備資金	農地又は牧野の保全又は利用上必要な施設の復旧	当該年度に負担する額	25年 (据置10年以内)	
	農林漁業セーフティネット資金	災害により必要とする経営再建費、収入減補填費等	600万円 (特認年間経営費等の3/12以内)	10年 (据置3年以内)	
	林業基盤整備資金	災害による造林地の復旧 災害による林道の復旧 災害による樹苗養成施設の復旧	80~90%以内 80%以内 80%以内	変動 (毎月見直し)	30年(据置20年以内) 20年(据置3年以内) 15年(据置5年以内)
	漁業基盤整備資金	漁港に係る防波堤岸壁等施設、漁場、水産種苗生産施設の復旧	80%以内		20年 (据置3年以内)
	漁船資金	災害に係る漁船の復旧等	1隻当たり4億5千万円 (特認11億)又は、借入者負担額の80%以内のいずれか低い額		12年 (据置2年以内)
	農林漁業施設資金 (主務大臣指定施設)	農業施設、林業施設、水産施設の復旧、果樹の改植又は補植	1施設当たり300万円 (特認600万円、特々認800万円、漁船1,000万円)又は負担する額の80%のいずれか低い額		15年 (据置3年以内) 果樹の改植補償は25年(据置10年)
	(共同利用施設)	農業施設、林業施設、水産施設、等共同利用施設の復旧	80%以内		20年 (据置3年以内)

第5 公営住宅の建設等

(主な担当)	建設環境課
--------	-------

1 方針

災害により住宅を滅失した被災者に対し、災害公営住宅の建設又は公営住宅の空き家の活用を図り、被災者の居住の安定を図る。

2 公営住宅の建設等

自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、住宅被害の状況、被災者の要望等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅を建設若しくは買取又は被災者へ転貸するために借上げる。

町が行う災害公営住宅の建設等に対し、知事は適切に指導・支援を実施するとともに、町において対応が困難な場合には、知事が建設等を行うものとする。

3 公営住宅の空き家の活用

公営住宅の入居者資格を有する被災者（災害が大規模な場合等において、被災市街地復興特別措置法第21条の規定に該当する者については、同条に規定する公営住宅の入居者資格の特例を適用する。）に対しては、既存公営住宅等の空き家を活用し、優先的に入居できる措置等を講じる。

第6 生活相談

(主な担当)	保健福祉課
--------	-------

1 相談所の設置

町は、被災者のための相談所を設け、苦情又は要望事項を聴取しその解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡し、広聴活動を実施する。

2 県との連携

被災者への迅速かつ適切な相談業務を行うため、県の被災者総合窓口を利用する等、県と緊密な連携を図る。

第7 その他の生活確保

(主な担当)	総務課
--------	-----

関係機関は、次のとおり対策を実施する。

機 関 名	生 活 確 保 の 取 扱 い
日本郵便（株）	<p>災害救助法が発動された場合は、日本郵便（株）は、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、郵政事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。</p> <p>(1) 郵便関係</p> <p>ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 災害時には、被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。</p> <p>イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除 災害時には、被災者が差し出す郵便物及び被災地あて救助用郵便物の料金免除を実施するものとする。</p> <p>(2) 災害時における窓口業務の維持</p> <p>(3) 日本郵便（株）の災害特別事務取扱、(株) ゆうちょ銀行の非常払及び(株) かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い</p>
労働局	<p>(1) 震災による離職者の把握に努めるとともに、その就職については、市町村の被災状況等を勘案の上、県内各公共職業安定所及び隣接都県の公共職業安定機関等との緊密な連携をとり、公共職業安定所を通じ速やかにその斡旋を図る。</p> <p>(2) 震災により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、被災地域を 管轄する公共職業安定所長を通じ、次の措置を講じる。</p> <p>ア 被災者のための臨時職業相談窓口の設置</p> <p>イ 巡回職業相談の実施</p> <p>(3) 雇用保険の失業給付に関する特例措置 震災により失業の認定日に出向いて行くことのできない受給資格者に対して、事後に証明書により失業の認定を行い、失業給付を行う。</p>
日本放送協会	<p>災害救助法に基づく被災者の受信料免除について検討し、総務大臣の承認を得て実施する。</p>

第2節 生活関連施設等の復旧対策

上水道・電気・ガス・通信等の都市施設、及び農林業用施設また道路・河川等の公共土木施設は、それぞれ都市生活及び生産の基盤であり、社会経済活動の基幹となるものである。

これらの施設については、災害直後の応急復旧の後、社会全般が落ち着いた段階で将来計画も踏まえた施設等の復旧を行うものとする。

第1 ライフライン施設等の復旧

(主な担当)	建設環境課、東京電力(株)木更津支社、東日本電信電話(株)
--------	-------------------------------

1 水道施設

応急復旧が一段落し給水が確保された段階で、水道事業の正常化を図るため総合的に施設の復旧を行う。

(1) 復旧対策

復旧工事は、特に次の点に留意して進めるものとする。

- ア 取水・導水・浄水施設及び管路等の重要施設について最優先で復旧を行う。
- イ 施設の耐震化を図る。
- ウ 管路は多系統化、ブロック化及びループ化を基本とする。
- エ 計画的復興に伴う施設の整備を図る。

(2) 漏水防止対策

配水の正常化を図るため、早急に漏水防止対策を行う。

- ア 漏水調査を実施する。
- イ 調査に基づき、漏水修理計画を作成し実施する。
この場合は次の点に留意する。
 - (ア) 漏水の多発している管路は布設替えを行う。

(イ) 修理体制を整備し、断水時間の短縮、住民への広報、保安対策に万全を期する。

2 電気施設(東京電力(株)木更津支社)

原則として復旧の順位は、人命にかかわる施設、対策の中核である官公署、住民生活の安定のために重要な報道機関、避難場所等の施設について優先的に復旧計画をたてるが、災害の状況、施設復旧の難易度を勘案し、電力供給上復旧効果の大きいものから復旧を行う。

(1) 送電設備

送電線路の復旧順位は次のとおりである。

- ア 全回線送電不能の主要線路
- イ " のその他の線路
- ウ 一部回線送電不能の重要線路

エ // のその他の線路

(2) 変電設備

- ア 主要幹線の復旧に関する送電用変電所
- イ 都市部に送電する系統の送電用変電所
- ウ 重要施設に供給する配電用変電所

(3) 通信設備

- ア 給電指令回線並びに制御・保護及び監視回線
- イ 保守用回線
- ウ 業務用回線

(4) 配電設備

水道、新聞、放送、ガス、電鉄、官公庁、警察、消防、通信、広域避難場所、その他重要施設に対しては、優先的に送電する。

3 通信施設（東日本電信電話（株））

震災により被災した通信回線の復旧については、予め定められた順位にしたがって実施する。順位等については、「通信回線の復旧順位」による。

＜資料編4-3 通信回線の復旧順位＞

第2 農業・水産業施設

(主な担当)	産業観光課
--------	-------

1 農業用施設

農業用施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により、被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧及び本復旧を行うものとする。特に公共性を含めた農業生産基盤上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

(1) 用水施設

- ア 用水路等の破壊、決壊で、これを放置すると農業生産基盤に重大な影響を与えるもの。
- イ 用水路護岸の破壊で、決壊のおそれのあるもの。

(2) ため池

- ア 堤体の決壊又はそのおそれがあり、ため池下流の地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの。
- イ 決壊したため池を放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの。

(3) 道路施設

道路、橋梁等が被害を受けた場合、地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの。

(4) 排水施設

- ア 堤防の破壊、護岸の決壊で、地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの。

の。

イ 護岸等の決壊で、破壊のおそれのあるもの。

ウ 被害を受けた排水施設について、放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの。

2 漁港施設

漁港用施設管理者は、管理する施設が災害等により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行うものとする。特に公共性があり漁業生産基盤上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

(1) 海岸保全施設

ア 破堤

イ 堤防の破壊で破堤のおそれがあるもの

ウ 堤防の前面の砂浜における土砂の流出で、根固めをする必要があるもの

エ 護岸の全壊等で、これを放置すると著しい被害が生じるおそれのあるもの

(2) 漁港施設

ア 係留施設の破壊で、漁船の係留又は水揚げに重大な支障を与えているもの

イ 臨港交通施設の破壊で、これによって当該臨港交通施設による輸送が著しく困難であるもの（他の施設による輸送が著しく困難でない場合を除く。）

ウ 漁港の埋そくで、漁船の航行又は停泊に重大な支障を与えているもの

エ 外かく施設の破壊で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれがあるもの

第3 公共土木施設

(主な担当)	建設環境課、産業観光課、夷隅土木事務所
--------	---------------------

1 道路施設

道路管理者は、道路、橋梁及び道路付属物が異常な自然現象により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行うこととする。

復旧にあたっては、被害者の救護・救護活動や緊急物資の輸送に対処するため、「緊急輸送道路一次路線」を最優先に実施するものとする。

復旧にあたっては、公益占用物件等の復旧計画と調整のうえ行うものとする。

2 河川、海岸、砂防、急傾斜地崩壊防止施設

河川、海岸、急傾斜地崩壊防止施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により、被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行うものとする。特に公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

(1) 河川管理施設

ア 堤防の破壊、護岸、天然河岸の決壊で、住民の日常生活に重大な影響を与えているもの

イ 堤防護岸等の破壊で、破堤のおそれのあるもの

ウ 河川の堤防護岸等の脚部の深掘れで、根固めをする必要があるもの

- エ 河川の埋そくで、流水の疎通を著しく阻害するもの
- オ 護岸、床止、水門、ひ門、ひ管又は天然の河岸の全壊等で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれがあるもの

(2) 海岸保全施設

- ア 堤防の破壊で、破堤のおそれがあるもの
- イ 堤防の前面の砂浜における土砂の流出で、根固めをする必要があるもの
- ウ 護岸、水門及び排水機場等の全壊等で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの

(3) 砂防施設

- ア 砂防堰堤、床固工等の決壊又はそのおそれがあるもの
- イ 砂防堰堤、床固工、護岸工等の脚部の深掘れで、根固をする必要があるもの
- ウ 護岸の破壊、天然河岸の著しい決壊で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの
- エ 天然河道の埋没で砂防堰堤等の築造を必要とするもので、放置すれば下流の埋そく土砂が流下し、新たな被害の生じるおそれのあるもの

(4) 急傾斜地崩壊防止施設

- ア 急傾斜地崩壊危険区域内の急傾斜地崩壊防止施設の被災で、これを放置すると、人家、公共施設等に被害を生じるおそれのあるもの
- イ その他著しい被害を生じるおそれのあるもの

第3節 激甚災害の指定

町及び県は、激甚災害が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年9月6日法律第150号以下「激甚法」という。）の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業及び復興計画に基づく復興事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置するものとする。

第1 激甚災害に関する調査等

(主な担当)	総務課、建設環境課、産業観光課
--------	-----------------

1 激甚災害指定の手続き

町内において、大規模な災害が発生した場合、内閣総理大臣は、知事の報告に基づき、中央防災会議の意見を聴いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。

中央防災会議は、内閣総理大臣の諮問に対し、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申する。

なお、局地激甚災害の指定については、1月から12月までに発生した災害を一括して翌年の1月から2月頃に手続を行う。

2 激甚災害に関する調査報告

知事は、町の被害状況等を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受けるとあると思われる事業について県の関係各部に必要な調査を指示し、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額、その他激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置を講ずる。

町は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等に協力する。

第2 特別財政援助額の交付手続き

(主な担当)	総務課、企画財政課、建設環境課、産業観光課
--------	-----------------------

1 町

町長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出する。

2 県

激甚災害の指定を受けたときは、事業の種別ごとに激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき、関係部局は負担金を受けるための手続等を実施するものとする。

第4節 災害復興

大規模な災害により被災した場合、町、県及び国などの行政の施策（公助）や自分の身は自ら守る（自助）も重要であるが、地域の復興を目指すためには、人と人との支え合い、地域の全ての主体が復興に向けて連携する（共助）ことなど、地域住民・企業・団体等の相互の連携、「絆」が重要となる。

千葉県では、平成23年3月に発生した東日本大震災の被害が甚大であったことから、単なる原状回復である「復旧」にとどまらず、将来に向けて地域を活性化させる「復興」までを視野に取り組むこととし、復興に係る基本的な考え方や今後の施策の方向性を取りまとめた「千葉県震災復旧及び復興に係る指針」を作成している。

町は、今後起こりうる首都直下地震などの大規模災害に対応するため、この指針を参考に、災害復興の理念及び「くらしの復興」、「都市の復興」、「住宅の復興」、「産業の復興」等の各分野における種々の復興事業事業に関する研究に努めることとする。

第4編 大規模事故編

第1章 総論

本編は、第1編 総則で示された目的や基本的な考え方に基づき、海難事故、油流出事故、大規模火災、林野火災、鉄道事故、道路事故など大規模な事故災害、及び事故の特殊性や影響が甚大な放射性事故に対応するため、それぞれの事故災害に特有な予防対策や応急対策について定めたものである。この計画に定めのないものについては、風水害等編の規定に準ずるものとする。

また、復旧対策については、それぞれの事故の原因者が実施するものとするが、それにより対応できない場合は、風水害等編の災害復旧計画に準ずるものとする。

なお、これらの大規模事故等が発生した場合における本町の配備基準は次のようになっている。

1 配備基準

(第1・第2配備)	設置する本部	大規模事故応急対策本部 (本部長：総務課長)
	配備基準	対象とする大規模事故により災害が発生又は発生が予想される場合で、町長及び総務課長が必要と認めたとき。
	配備を要する課等	総務課 建設環境課 産業観光課 企画財政課 保健福祉課 教育委員会 税務住民課
(第3・第5配備)	設置する本部	災害対策本部 (以下、本編において「町本部」という。) (本部長：町長)
	配備基準	対象とする大規模事故により重大な災害が発生し、町長が必要と認めたとき。
	配備を要する課等	町本部を構成するすべての町の機関
<p>※ 配備の特例措置</p> <p>(1) 町長 (総務課長) は、状況に応じて「配備を要する課等」以外の課等の配備を指示するものとする。</p> <p>(2) 町長 (総務課長) は、状況に応じて「配備を要する課等」であっても当該課等の配備の内容を変更し、又は解くものとする。</p>		
<p>※ 議会事務局には連絡のみ行う。</p>		

2 現地災害対策本部の設置

本部長（町長）は、災害の現地における応急対策を推進する上で必要があると認めるときは、現地本部を設置する。現地本部は、町本部と連携し、災害の状況に応じた応急対策を迅速・機動的に実施する。

3 町本部と県及び防災関係機関との連携

町又は県は、災害の現場において、現地関係機関（消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図るものとする。

第2章 大規模事故対策計画

第1節 大規模火災対策計画

第1 基本方針

大規模な火事災害による多数の死傷者等の発生を防止するため、防災空間の整備等の予防対策及び発災時の救助・救急活動や避難誘導等の応急対策について定める。

第2 予防計画

1 建築物の不燃化の促進

(1) 建築物の防火規制

町及び県は、市街地における延焼防止を次により促進する。

ア 建築物が密集し、火災により多くの被害を生じるおそれのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物・準耐火建築物又は防火構造の建築を促進する。

イ 防火・準防火地域以外の市街地における延焼の防止を図るため、建築基準法第22条による、屋根不燃区域の指定を行い、木造建築物の屋根の不燃措置及び外壁の延焼防止措置を指導する。

(2) 都市防災不燃化促進事業

大規模火災から住民の生命・財産を守るため、避難地・避難路・延焼遮断帯の周辺等の一定範囲の建築物の不燃化を促進する。

2 防災空間の整備・拡大

都市における街路は、人や物を輸送する交通機能のみならず大規模火災時には、火災の延焼防止機能も有している。道路の新設・拡幅は、オープンスペースとして火災の延焼を防止するなど災害に強い街づくりに貢献するところが大きい。

3 市街地の整備

町は、県の支援のもと、建築物の倒壊等の集中的被害を防ぐため、面的な都市基盤施設の整備とあわせて建物の更新などが図られる土地区画整理事業・市街地再開発事業等により、防災上安全性の高い市街地形成の推進を図る。

また、新たな地域拠点等の形成を必要とする地域においては、防災上安全で健全な市街地となるよう土地区画整理事業を推進する。

4 火災に係る立入検査

消防本部は、春季及び秋季の火災予防運動期間中を重点的に、消防法第4条の規定により防火対象物の所有者等に対して火災予防上必要な資料の提出を命じ、又は防火対象物に立ち入って検査を実施し、火災予防の徹底を図る。

なお、立入検査にあたっては、次の点に留意して行うものとする。

- ① 消防法令に基づき、適正な防火管理体制がとられ、必要な業務が行われているとともに、消火設備・警報設備・避難設備・消防用水・その他消火活動上必要な施設が、消防法施行令で定める基準どおり設置・維持管理されていること
- ② 炉・厨房設備・ストーブ・ボイラー・乾燥設備・変電設備等火気使用設備の位置、構造及び管理の状況が、夷隅郡市広域市町村圏事務組合火災予防条例で定める基準どおり確保されていること
- ③ こんろ・火鉢等、火を使用する器具及びその使用に際し、火災発生のおそれのある器具の取扱状況が、夷隅郡市広域市町村圏事務組合火災予防条例どおり確保されていること
- ④ 大規模集客施設での裸火の使用等について、夷隅郡市広域市町村圏事務組合火災予防条例に違反していないこと
- ⑤ 指定数量未満の危険物、指定可燃物等の貯蔵取扱の状況が、夷隅郡市広域市町村圏事務組合火災予防条例に違反していないこと
- ⑥ その他残火、取灰の不始末、たき火の禁止等屋外における火災予防事項、及び火災警報発令下における火の使用制限等が遵守されていること

5 住宅防火対策

町内の火災による死者（放火自殺者を除く）の大多数を占める住宅火災の予防とその被害の低減を図るため、町及び消防本部は、千葉県住宅防火対策推進協議会等と連携し、次の方法で住宅用防災機器の普及・促進や、住宅防火意識の普及啓発等を行う。

特に、住宅火災による死者数の低減に有効な手段である住宅用火災警報器が、町内全ての住宅に設置されるよう、普及促進に努めるとともに、防災製品の活用を推進する。

さらに、復電時における通電火災を防止するため、関係機関と連携し、通電火災防止対策を推進する。

- ① 住宅用防災機器等の展示
- ② 啓発用パンフレットの作成
- ③ 講演会の開催

6 多数の者を収容する建築物の防火対策

(1) 防火管理者及び消防計画

消防本部は、多数の者を収容する建築物の管理権原者に対し、防火管理者の選任及び防火管理者による消防計画の作成を履行させるとともに、当該消防計画に基づく下記事項を遵守させる。

- ア 自衛消防組織の編成及び自衛消防活動の実施
- イ 消火、通報、避難等の訓練の実施
- ウ 建築物等の維持管理及び自主検査並びに消防用設備等の適正な点検、整備の実施
- エ 収容人員及び火気使用等に関する管理監督業務の実施
- オ 従業員等に対する防災教育の実施

(2) 防火対象物の点検及び報告

消防本部は、特定防火対象物の管理権原者に対し、火災予防上必要な事項の適否について、定期的に防火対象物点検資格者の点検を受けさせ、報告させる。

7 文化財の防火対策

本町には、歴史的、学術的価値の高い数多くの文化財が残され、指定文化財として保護しているが、文化財建造物は木造建築が多く、火災などの災害を受けやすいため、適切かつ周到な火災予防に関する努力が必要である。

(1) 消防設備の設置・整備

文化財の所有者及び管理者は、消火器、消火設備、動力消防設備、建造物全体を水幕で覆うドレンチャー設備などの消火設備を設置するとともに、自動火災報知設備、漏電火災警報設備の設置により、火災の発生を報知し、迅速な消火活動を行うことができるよう設備の設置・整備を行う。

(2) 防火管理

文化財の所有者及び管理者は、火災の発生を未然に防止するため、日頃から適切な防火管理を行う。管理に当たっては、定期的な巡視と監視を行うとともに、環境を整備し、危険箇所の点検について消防機関から適切な指導を受けるものとする。

なお、日常的な措置については、防火責任者を定め防火管理計画、防災訓練等の具体的な消防計画を作成し、自衛消防隊を組織して消火活動の体制を整備しておくこととする。

また、毎年1月26日は文化財防火デーとして、文化財の防火意識の高揚を図るため、消防機関と教育委員会等の協力のもとに文化財建造物の消火訓練を行うものとする。

8 消防組織及び施設の整備充実

(1) 消防組織

町は、消防団員の確保に努めるとともに、消防組織の充実強化を推進するため、必要に応じ、県へ情報提供等の支援を要請する。

(2) 消防施設等の整備充実

町及び消防本部は、消防活性化計画に基づき、充足率や財政力等、町の実情を勘案しつつ、必要に応じ県へ支援を要請し、実態に即した消防施設等の整備強化を促進する。

第3 応急対策計画

1 応急活動体制

① 町及び県は、状況に応じ、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

② 町及び県は、関係機関との間において緊密な連携の確保に努める。

2 情報収集・伝達体制

町は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

3 災害救助法の適用

災害救助法の適用については、第2編 地震・津波編 第3章「第1節 災害対策本

部活動」に定めるところによる。

大規模事故時の災害救助法の適用は、住家に被害が生じた場合（災害救助法施行令第1条第1項第1号から第3号）のほか、多数の者が継続して避難を要するときや救出に特殊な技術を要するときなど多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合（同第4号）に適用する。

4 消防活動

- ① 消防機関は、速やかに火災及び死傷者等の状況を把握するとともに、迅速に消防活動を行う。
- ② 町長及び消防本部の長は、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消防活動の応援要請を行う。
- ③ 知事は、緊急の必要があると判断したときは、「消防組織法第43条に基づく知事の指示による千葉県消防広域応援隊運用要綱」に基づき千葉県消防広域応援隊の出動を発災現場以外の市町村長及び消防機関の長に指示するとともに、県内の消防力を結集しても消防力に不足が生じると認められるときは、消防組織法第44条の3の規定に基づき、消防庁長官に対して緊急消防援助隊や他の都道府県及び消防機関が保有するヘリコプターの派遣等の要請を行うこととする。
- ④ 町は、発災現場の他市町村から応援要請を受けたとき、及び千葉県消防広域応援隊の出動に関して知事の指示があったときは、「千葉県広域消防相互応援協定」及びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」並びに「消防組織法第43条に基づく知事の指示による千葉県消防広域応援隊運用要綱」に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

<資料編2-3 千葉県消防広域応援隊運用要綱>

5 救助・救急計画

- ① 町及び県は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、国の各機関、他の地方公共団体に応援を要請する。
- ② 町及び県は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材等を確保し効率的な救助・救急活動を行う。
- ③ 医療機関は、負傷者に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に緊密な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるよう努める。

6 交通規制計画

県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報により、交通状況を的確に把握し、緊急交通路の確保を図る等の確かな交通規制を図るものとする。

7 避難計画

- ① 町及び県警察等は、発災時には人命の安全を第一に、必要に応じて適切な避難誘導を行う。
- ② 避難誘導に当たっては、避難場所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努める。
- ③ 町は、必要に応じて避難所を開設する。

8 救援・救護計画

食料・飲料水・生活必需品等の供給に関する計画並びに医療救護に関する計画については、第2編 地震・津波編 第3章「第6節 消防・救助救急・医療救護活動」及び「第8節 救援物資供給活動」に定めるところによる。

第2節 林野火災対策計画

第1 基本方針

近年、レジャー人口の増加、地域開発の進展、道路網の整備などにより、森林の利用者は多くなり、林野火災の発生も懸念されるところである。

また、林野火災は、ひとたび発生すると地形、水利、交通等の関係から消火作業が困難を極め、大規模火災となるおそれがあるため、林野火災に対する対策について定める。

なお、林野火災の発生又は拡大の危険性が高い地域については、「林野火災特別地域対策事業」を活用するなど、林野火災に係る総合的な事業計画を樹立し、林野火災対策の推進を図るものとする。

第2 予防計画

1 広報宣伝

(1) ラジオ、テレビ、新聞等の各種広報などによる注意

町は県の協力のもと、ラジオ、テレビ、新聞、インターネット、町防災行政無線、町広報紙、回覧板、有線放送等を利用し住民の注意を喚起する。

(2) 学校教育による指導

町及び県は、小、中学校の児童・生徒に対して、自然の保護、森林の保護育成、鳥獣の保護等のために、林野火災の予防が大切であることを理解させるための普及指導を行う。

(3) 山火事予防運動の実施

町、県及び森林組合は、山火事予防運動週間中に警報旗を設置するなどの各種啓発事業を強力に推進する。

(4) すいがら入れの保持の徹底

町、県及び森林組合は、ハイカー及び林業労働者に、携帯用すいがら入れの保持の徹底を図る。

2 法令による規制

(1) 条例で定める火の使用制限（消防法第22条第4項）

町は、住民に対し、火災警報発令下における夷隅郡市広域市町村圏事務組合火災予防条例に定める禁止事項の周知徹底を図る。

(2) 一定区域におけるたき火、喫煙の制限（消防法第23条）

町は、林野率が高く火災発生危険性の高い地域においては、火災危険度の高い時期に、一定区域内でのたき火、喫煙の制限をする。

(3) 火入れの許可制の励行（森林法第21条、第22条）

町は、森林法に規定する火入れの許可制度の励行と火入者の責務を厳守させる。

3 消火施設の設置

町及び森林組合は、ドラム缶等を利用し、主な林野に防火水槽（自然水利の活用）を配備する。

4 林野等の整備

（1）林業経営

森林所有者は、下刈、枝打、除伐等の励行を図り、火災の起こりにくい森林の育成に資する。

（2）林道

町及び県は、火災発生の危険性の高い森林内の林道の整備と維持管理を図る。

（3）防火線

町、県及び森林所有者は、既設の防火線の効果を維持するため、下刈を実施し、防火線の充実を図る。

5 林野火災特別地域対策事業

（1）林野火災特別地域の決定

町は、事業を実施する地域について、当該地域における林野面積、その経済的比重、林野火災の危険度等にかんがみ、次の要件に該当する区域の場合、県と協議して決定する。

ア 町における林野占有率が70%以上、林野面積が5,000ha以上及び人工林率が30%以上の場合

イ 過去5年間ににおける林野火災による焼損面積が300ha以上又は過去5年間ににおける林野火災の出火件数20件以上の場合

ウ 前記以外で、特に林野火災特別地域対策事業を実施する必要があると認められる場合

（2）林野火災特別地域対策事業計画の作成

町は、林野火災特別地域に決定した場合、県と協議して林野火災特別地域対策事業計画を作成する。

第3 応急対策計画

1 消防計画の樹立

（1）消防の出動と配分図

町は、県が作成した地域内の地形状況と消火活動の難易等の調査図をもとに、消防出動に関する区域別の配分を図によって明確にし、あらかじめ周辺市町村と協議する。

（2）重点地域の指定

町は、特に多発又は大規模火災が予想される地域を重点地域に指定し、集中的に林野火災対策を推進し体制の確立を図る。

（3）モデル地区の設置

町は、モデル地区を設置し、他の模範となるよう指導する。

(4) 消防計画図の作成

町は、町で作成されている消防計画の中へ、林野火災消防計画図をとり入れる。

2 総合的消防体制の確立

(1) 警報連絡体制の確立

町は、火災警報、その他気象情報が円滑、適切に連絡できるよう、その体制を確立させる。

(2) 大規模火災における指揮体制の確立

応援消防組織の指揮は、応援を要請した町長が実施することとなるため、あらかじめ指揮体制の確立を図る。

(3) 防御機器等の整備

町は、林野火災の消火に必要な各種防御機器等を整備、点検しておくよう指導する。

(4) 地域自衛組織の育成

町は、森林組合等地域の自衛消防組織を十分育成し、協力体制を確立する。

(5) 防災訓練の実施

町は、機会をとらえ、図上による演習や各機関と合同した総合訓練を実施する。

(6) 広域応援体制の確立

初期消火を誤れば大きな火災となり、広域的体制で臨まなくてはならないので、町は、消防相互応援の実質的運用や他機関の出動等について事前に十分調整しておくものとする。

(7) 航空機による空中消火体制の整備

空からの消火については、県が保有し、陸上自衛隊第一ヘリコプター団に管理委託している空中消火資機材、並びに自衛隊保有の空中消火資機材を用いて、自衛隊航空機等による支援を得て実施するものとする。

町は必要に応じ、県へ航空機による空中消火を要請し、被害の拡大防止に努める。

管 理 委託先	空中消火バケツ保管場所	臨時離発着場	水 利
自 衛 隊	陸上自衛隊木更津駐屯地 第一ヘリコプター団内倉庫	木更津駐屯地飛行場	山倉ダム、郡ダム、戸面原ダム、小向ダム、金山ダム、佐久間ダム、長柄ダム、東金ダム、勝浦ダム、荒木根ダム

(8) 救護体制の確立

町は、医療機関が組織する救護班の活動等医療救護体制の確立を図る。

3 避難計画

町及び県警察は、人命の安全を第一に必要な応じて適切な避難誘導を行う。

4 立入禁止区域の設定等

県警察は、災害が発生し被害が拡大するおそれがある場合においては、迅速に立入禁止区域を設定するとともに、通行車両等に対する交通規制を行うものとする。

第3節 海上災害対策計画

第1 基本方針

1 計画方針

本町周辺海域において、船舶の衝突、乗揚げ、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生し、又は生ずるおそれのある事態であって、保護を要する場合に、早期に初動体制を確立して、被害の軽減を図り、迅速かつ適切に活動するための計画とする。

ただし、油等の流出事故については同章「第4節 油等海上流出災害対策計画」の定めるところによる。

2 対象災害

この計画の対象となる災害は、次のとおりである。

- ① 旅客船、その他多数の人が乗船している船舶の海難で、多数の損失を伴うもの
- ② 漁船の集団海難で、多数の人命の損失を伴うもの

第2 予防計画

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、海難の発生を防止し、又は被害を軽減するため必要な予防対策を実施するものとする。

1 各種予防対策

(1) 航行船舶の安全確保

ア 第三管区海上保安本部等は、港内等船舶の輻輳する海域における情報の提供等の体制整備に努めるものとする。

イ 第三管区海上保安本部等は、海事関係者等に対する海難防止・海上災害防止に係る講習会の開催や訪船指導等を行うことにより、海上災害防止思想の普及に努めるものとする。

ウ 県は、漁船の操業安全指導海域内での指導、災害予防通信及び港内のパトロール等を実施するものとする。

エ 町は、御宿岩和田漁業協同組合と連携し、海事関係者等に対し海難防止思想の普及に努める。

(2) 船舶利用者への注意喚起

船舶関係機関は、船舶利用者に対し、発災時における行動、避難経路の教示等を実施するものとする。

2 資機材等の整備

① 第三管区海上保安本部等は、災害発生の場合に必要な救助用具、資機材の整備に努めるものとする。

② 千葉県水難救済会は、各救難所の施設整備及び救助用資機材の備蓄に努めるもの

とする。

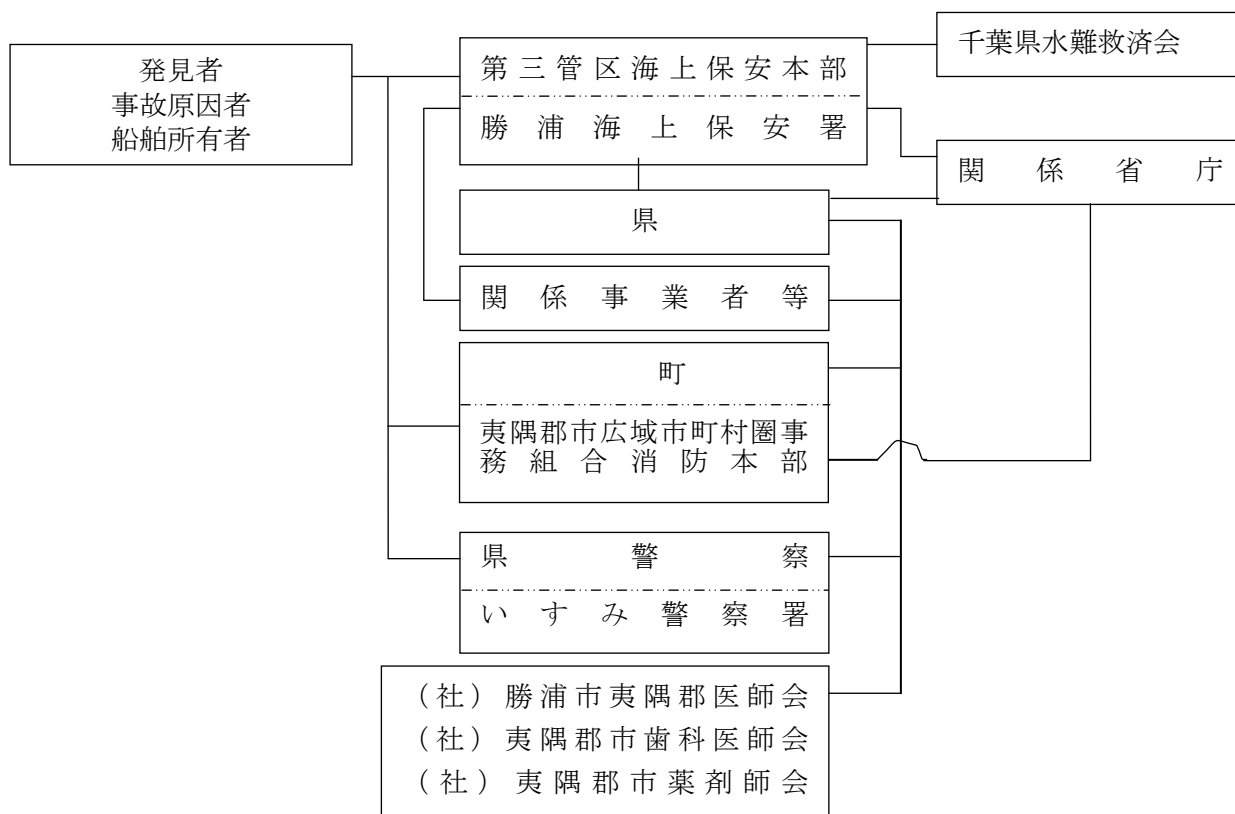
第3 応急対策計画

海上災害の発生時、又は災害の発生が予想される場合、被害の軽減を図るため、関係機関は早期に初動体制を確立して災害応急対策へ万全を期する。

1 情報の収集伝達

初動体制を早期に確立するためには早期の災害覚知が不可欠である。関係機関は、次のルートにより情報の受伝達を緊急に行うものとする。

県は、漁業無線通信系を利用した海上事故の通報等の応急通信、並びに漁船、県所属船舶からの事故に係る情報の収集を実施するものとする。



2 応急活動体制

災害を覚知した場合は、防災関係機関は直ちに初動体制を確立して対応に努める。一次的に対応をする関係機関、及び主な対応は次のとおりである。

船舶所有者等	消火、救難、救助、広報、被災者家族等への情報提供
第三管区海上保安本部	捜索、救助、救急、消火、関係機関との連絡調整、 事故原因の調査・広報
消防本部・消防団	捜索、消火、救難、救助、救急、搬送
県警察	捜索、救難、救助、警戒線の設定
町	避難指示等、他団体への応援要請、住民への広報
県	関係機関との連絡調整
医療機関	負傷者等の応急医療、救護等

3 関係機関の体制

(1) 第三管区海上保安本部の体制

ア 災害の発生が予想される場合

(ア) 警戒配備

大規模海難に至らない海上災害の発生が予想されるときは、必要に応じ、海上保安庁非常配備規則に基づき第三管区海上保安本部長が発令し、緊急に事前の措置を実施してこれに備える態勢を確立するものとする。

(イ) 非常配備

大規模海難等の発生が予想されるときに、海上保安庁非常配備規則に基づき、必要に応じ、第三管区海上保安本部長が非常配備乙を発令し、緊急の措置を実施してこれに備える態勢を確立するものとする。

イ 災害が発生した場合

(ア) 大規模海難等対策本部の設置

大規模海難その他海上における災害の際に、救助、援助、汚染の防除及び犯罪の捜査に関する業務を特に統一的かつ強力に推進するため、大規模海難等対策本部規則に基づき設置するものとする。

(イ) 中規模海難等対策本部の設置

大規模でない海難その他における災害が発生した際に、救助、援助及び汚染の防除に関する業務を協力的かつ確に推進するため、大規模海難等対策本部規則に基づき設置するものとする。

(2) 県の体制

海難が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策を円滑に実施するため、必要に応じ応急活動体制を整え、災害応急対策を実施するものとする。

(3) 町の体制

海難が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その海域に係る災害応急対策を実施する。

(4) 防災関係機関の体制

関係機関の長は、海難が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、関係機関と連携を取りながら、その所管に係る災害応急対策を実施するものとする。

4 各種活動

第三管区海上保安本部をはじめ関係機関は、連携・協力して応急対策を実施する。

(1) 捜索

関係機関が相互に密接に協力の上、それぞれ船舶・ヘリコプターなどを活用して行うものとする。

(2) 消火

第三管区海上保安本部は、船舶等の火災が発生した場合「海上保安庁の機関と消防機関の業務協定の締結に関する覚書（昭和43年3月29日）」に基づき、消防機関と連携し対処するものとする。

(3) 救助・救急

ア 第三管区海上保安本部（海上保安庁法第2条）

海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天変地異その他救済を必要とする場合における援助を行うものとする。

海上保安庁以外の者で、海上において人命、積荷及び船舶救助を行うもの、並びに船舶交通に対する障害を除去するものの監督を行うものとする。

イ 町（災害対策基本法第62条、水難救護法第1条）

遭難船舶を認知した場合、海上保安部勝浦海上保安署及び県警察に連絡をするとともに、直ちに現場に臨み、救護活動を実施する。

ウ 県警察（水難救護法第4条）

警察官は、救護の事務に関し町長を助け、町長が現場にいない場合は、町長に代わってその職務を実施するものとする。

(4) 医療救護

町は、医療機関（（社）勝浦市夷隅郡医師会、（社）夷隅郡市歯科医師会、（社）夷隅郡市薬剤師会）等の協力機関が編成する救護班の派遣を受けて、応急措置を施す。

なお、協力機関が編成する医療チームは、第2編 地震・津波編 第3章「第6節 消防・救助救急・医療救護活動」に定めるものとする。

また、町は、医療機関の協力を得、応急仮設救護所を開設し、迅速な処置を図る。

(5) 搬送

消防機関が中心となって応急措置後の負傷者を、医療機関に搬送する。

(6) 死体の収容

原則として町は、死体一時保存所、検案場所を設置し、収容する。

死体の収容、埋葬に係る実施事項は、第2編 地震・津波編 第3章「第13節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策」に定めるものとする。

(7) 応援要請

関係機関は相互に密接な協力のうえ実施する。

(8) 緊急輸送

関係機関は相互に密接な協力のうえ実施する。

(9) 広報

関係機関は相互に密接な協力のうえ実施する。

5 応援体制

発災地に早急に必要人員及び物資を調達するため、防災関係機関は、相互に協力し、応援体制を整えるものとする。

なお、各機関の応援事項は次の事項を目安として、臨機応変に対応することとする。

発災地以外の市町村、消防機関	人員及び物資の派遣及び調達
県	人員の派遣、物資の調達、他都道府県への応援要請、応援市町村間の調整、自衛隊への派遣要請
総務省消防庁	応援都道府県間の調整
発災地以外の医療機関	人材及び物資の派遣及び調達
国土交通省（海上保安庁）	自衛隊への派遣要請
原因者以外の船舶事業者	人員及び物資の派遣及び調達
水難救済会、その他関係諸団体	人員及び物資の派遣及び調達

<資料編12-5 独立行政法人海上災害防止センター保有船舶及び保有資材一覧表>

第4節 油等海上流出災害対策計画

第1 基本方針

1 計画方針

本町周辺海域において、油等の流出事故が発生した場合に、流出した油等の拡散防止と回収等を実施し、付近の船舶並びに沿岸住民の安全を図るとともに、水産業、その他産業の被害の軽減を図り、環境汚染を最小限化し、迅速かつ適切に活動するための計画とする。

2 対象災害

この計画の対象となる災害は、船舶等の接触、衝突、乗揚げ、沈没等の事故による大量の油等（「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」（以下「海防法」という。）第3条でいう油及び有害液体物質）の流出を伴うものとする。

3 防災関係機関等の処理すべき事務及び業務の大綱

油等流出事故に関し、防災関係機関等が処理すべき事務又は業務は、おおむね次のとおりとする。

第三管区海上保安本部（勝浦海上保安署）等

- (1) 情報収集及び防災関係機関への通報、協力要請
- (2) 連絡調整本部の設置
- (3) 各排出油等防除協議会の的確な運営
- (4) 事故の規模、態様の分析及び当該事故の影響並びにその結果の防災関係機関への連絡
- (5) 人の生命及び身体並びに財産の保護
- (6) 海防法に基づく事故原因者等に対する流出油の応急防除措置の指導又は命令
- (7) 流出油の応急防除措置の実施
- (8) 一般船舶等に対する事故状況の周知
- (9) 船舶の退去、航行制限等海上交通安全の確保
- (10) 火災発生時の消火活動等の実施及び関係機関への協力要請等
- (11) 油防除資機材の整備
- (12) 海上災害防止センターへの流出油の応急防除措置の指示
- (13) 自衛隊法に基づく災害派遣要請
- (14) 治安の維持
- (15) 防災関係機関との協力体制の確立
- (16) 各省庁で把握している各種専門家等に関する情報の一元化及び要請に応じて、必要な専門家等に関する情報の提供

<p>県</p>
<ul style="list-style-type: none"> (1) 的確な情報収集及び防災関係機関への通報 (2) 事故の規模又は被害に応じた応急対策本部又は災害対策本部の設置 (3) 関係排出等油防除協議会との連絡調整 (4) 国・近隣都縣市等関係機関・各種団体との連絡調整 (5) 防災関係機関への協力要請及び連絡調整 (6) 自衛隊法に基づく災害派遣要請 (7) 市町村が行う漂着油の除去作業等の支援 (8) 事故原因者等や海上保安機関の実施する流出油の防除活動への協力 (9) 油防除資機材の整備 (10) 河川管理者、海岸管理者、港湾（漁港）管理者としての油防除活動 (11) 漁業者、漁業協同組合等に対する連絡調整、防除活動の指導及び支援 (12) 回収油の一時保管場所及び処分先等の調査協力 (13) 漁業資源、自然環境、観光業等への影響及び被害状況の把握 (14) 野生生物及び史跡等の保護・保全 (15) 漁業者等の復旧支援 (16) 市町村、漁業者等の補償請求に係る助言等
<p>町</p>
<ul style="list-style-type: none"> (1) 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集・通報 (2) 防災関係機関及び住民への情報提供 (3) 事故の規模又は被害の状況に応じた災害対策本部等の設置 (4) 漂着油の除去作業等 (5) 事故拡大防止のための消火その他消防活動 (6) 事故原因者等や海上保安機関の実施する防除活動への協力 (7) 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の勧告、指示 (8) 県又は他の市町村等に対する応援要請 (9) 漁業者、漁業協同組合等に対する指導、支援及び連絡調整 (10) 油防除資機材の整備 (11) 回収油の一時保管場所等の調査協力 (12) 漁業者等の復旧支援
<p>自衛隊</p>
<p>自衛隊への災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の保護のため必要であり、かつ緊急やむを得ないと認められるもので、他に実施する組織等がない場合とし、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 航空機等による流出油の情報収集 (2) 油の拡散防止及び回収等の応急活動 (3) 応援要員及び救援物資等の搬送
<p>漁業協同組合等</p>

(1) 漁業被害の防止対策 (2) 漁業被害の調査及び再生産対策の実施
海上災害防止センター
(1) 海上保安庁長官等の指示に基づく排出油等防除措置の実施 (2) 船舶所有者等の委託契約に基づく排出油等防除措置の実施 (3) 船舶所有者等の利用に供するための排出油等防除資機材の保有 (4) 海上防災のための措置に関する訓練、研修の実施 (5) 防災関係者への指導助言の実施
石油連盟
(1) 大規模石油災害対応体制整備事業の普及啓蒙 (2) 油防除資機材の貸出及び貸出時における資機材操作技術者の派遣の斡旋

4 事故原因者等の責務

事故原因者等
油等流出事故に係る第一義的な責任を有する油等を流出させたタンカー等船舶の所有者、船長又は事故発生の原因となった責任者（以下「事故原因者等」という。）の主要な責務は、次のとおりである。 (1) 海上保安機関に対する事故状況の迅速かつ的確な通報及び協議 (2) 油等の性状・有害性等についての情報の迅速な提供 (3) 防災関係機関の設置する対策本部への責任者の派遣又は連携の確保 (4) 流出油等の拡散防止、回収、処理及び事故現場の復旧 (5) 被害者の損害等に対する補償

第2 予防計画

1 航行の安全確保

- ① 第三管区海上保安本部等は、港内、狭水道等船舶の輻輳する海域における航行管制、海上交通情報の提供等の体制整備に努めるものとする。
- ② 第三管区海上保安本部等は、海事関係者等に対する海難防止・海上災害防止に係る講習会の開催や訪船指導等を行うことにより、海上災害防止思想の普及に努めるものとする。

2 広域的な活動体制

町、県及び国の各機関は、平常時から各機関との連携を密にし、事故発生時に総合的かつ計画的な防災活動が円滑に行われるよう広域的な活動体制の確立に万全を期す。

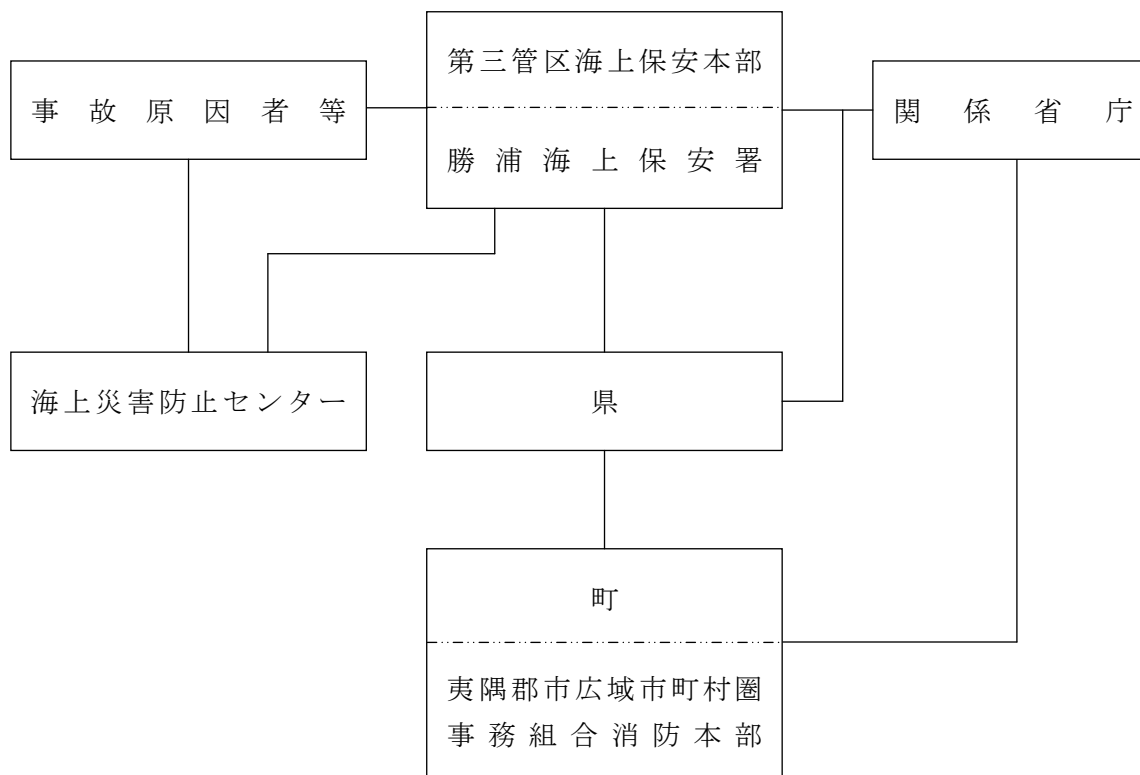
3 災害応急対策への備え

油等流出事故が発生した場合における被害の軽減を図るため、防災関係機関及び関係

団体並びに事故原因者等は、災害応急対策への備えに万全を期すものとする。

(1) 情報連絡体制の整備

町、県及び第三管区海上保安本部等の防災関係機関は、油等流出事故が発生した場合に、被害の拡大等を防止し、沿岸地域住民、沿岸施設及び船舶の安全確保を図るとともに、水産業、その他産業の被害を軽減するため、緊急時の情報収集連絡体制を確立しておくこととする。



(2) 油防除作業体制の整備

町は、県が策定した「油防除作業手順マニュアル」や「千葉県油等海上流出事故対応マニュアル」を活用し、地域に即した対応が迅速かつ的確にできるよう、体制整備に努める。

(3) 油防除資機材等の整備

- ア 国は、油回収船等海上での油防除資機材の整備に努めるものとする。
- イ 県は、油流出事故発生時に、町が行う漂着油防除作業等を支援するため、又は自ら防除作業を行うために、油防除資機材の整備に努めるものとする。
- ウ 町は、油防除資機材の整備を図るよう努める。
- エ 海上災害防止センターは、海防法に基づく海上保安庁長官の指示又は船舶所有者等の委託による排出油防除措置を実施するために、又は船舶所有者等の利用に供するために必要な油防除資機材を保有するものとする。

(4) 訓練

防災関係機関は、流出油防除体制の強化を図るため、油が著しく大量に排出された

場合を想定して、流出油防除のための訓練を実施するとともに、油流出事故への対応を迅速かつ的確に実施できる人材を育成するものとする。

第3 応急対策計画

1 防除方針

流出した油等は海上で防除することに目標を置き、防除方針の決定にあたっては海上での回収を可能な限り実施し、海岸線への漂着を回避するよう努める。

また、防災関係機関においては、第三管区海上保安本部等との連携を図りつつ、流出油等の性状及び有害性の有無について迅速な把握に努め、効率的な流出油等の拡散防止、回収及び処理を行うものとする。

2 情報連絡活動

(1) 第三管区海上保安本部等の活動

事故原因者等からの事故の通報を受けた場合、その内容を防災関係機関に通報するとともに、随時経過等を伝達するものとする。

(2) 県の活動

ア 第三管区海上保安本部等からの事故の通報を受けた場合、その内容を防災関係機関に通報するとともに、随時経過等を伝達するものとする。

イ 早期に油等流出事故に係る被害の状況を把握するため、第三管区海上保安本部等防災関係機関及び航行船舶、民間企業、報道機関、住民等からの情報収集に努めるものとする。

また、必要に応じヘリコプター等からの画像伝送、事故現場からのちば衛星号の中継画像等の活用により、情報収集に努めるものとする。

(3) 町の活動

町は、付近の海域において油流出事故が発生し、被害の発生又はそのおそれがあるときは、消防本部・消防団等との協力連携し、海岸線のパトロールを実施し、速やかにその状況を第三管区海上保安本部及び県に報告する。

(4) 事故原因者等の活動

船舶等から大量の油等流出があったとき又は流出のおそれがある場合には、速やかに最寄りの海上保安機関等防災関係機関に通報するとともに随時経過等を報告するものとする。

3 流出油の防除措置

(1) 第三管区海上保安本部等

ア 船舶からの油流出事故情報を入手したときは、事故船舶の船長、所有者に対して、排出油の拡散防止、引き続き油の流出防止等油防除のために必要な応急措置を講じさせるとともに、巡視艇等を現場に急行させ、状況調査を行うものとする。

イ 海防法に基づき、船舶等の所有者等に対し、防除措置を命じるとともに、必要に応じて、巡視艇等により流出油の回収等防除作業を実施するものとする。

特に必要があると認められるときは、海防法第41条の2に基づき関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長その他の執行機関に対し、排出された油等の除去等必要な措置を講じることを要請することができる。

また、必要に応じ、各排出油等防除協議会会員に対し事故発生情報を通報するとともに、海防法に基づき、海上災害防止センターに対する指示を行うことができる。

ウ 油等流出事故が発生した場合、ガス検知を行い、状況に応じて火気使用の制限や禁止、あるいは航行制限や船舶の退去等、海上火災等二次災害防止のための措置を講じるとともに、海上火災が発生した場合には、警戒区域等を設定して更なる災害の発生防止に努め、消防機関等との協力の上、消火活動を実施するものとする。

(2) 県

ア 事故の規模又は被害の状況に応じ、応急対策本部又は災害対策本部を設置する。

イ 防除活動を迅速かつ的確に対応するため、マニュアル等を活用し、適切な応急措置を講じるものとする。

ウ 町の行う漂着油の除去作業等について、資機材の提供や職員の派遣等により支援するものとする。

エ 緊急輸送路を確保し、円滑な資機材搬送に資するものとする。

オ 港湾管理者、漁港管理者、河川管理者及び海岸管理者としての防除作業を実施するものとする。

カ 必要に応じ、「九都県市災害時相互応援に関する協定」、「油流出事故時における千葉県と特定事業所等との資機材等の相互応援協定」等に基づき、他都県、事業所等に協力を要請するものとする。

キ 回収した油の処理施設に関する情報を提供し、適正な処分が行われるよう助言・指導するものとする。

ク 救出救護、避難誘導、立入禁止区域内の警戒及び交通規制を実施するものとする。

(3) 町

漂着油により海岸が汚染され、又はそのおそれがある場合は、その被害を防止するための除去作業等を実施するとともに、必要に応じ回収油の保管場所の確保に努める。

(4) 海上災害防止センター

事故原因者等の委託又は海上保安庁長官の指示により、排出油の防除措置を行うものとする。

(5) 事故原因者等

ア 油の排出を防止するためにガス抜きパイプの閉鎖、船体の傾斜調整等の措置を講じるほか、オイルフェンスを展張するなど対策を講じるものとする。

イ 油回収船等による機械的回収、油吸着材等による物理的回収及びその他応急的・補助的回収を実施するものとする。

ウ 油処理剤を使用する場合は、漁業者等関係者と協議するものとする。

エ 回収した油の適正な処理を行うものとする。

4 広報広聴活動

防災関係機関は、事故の規模、動向を検討し、次の効果的かつ迅速な広報広聴を行う

ものとする。

- ① 新聞、ラジオ、テレビ及びCATV等報道機関に対し、広報を要請すること
- ② 町防災行政無線等による広報の実施
- ③ インターネットの活用
- ④ 住民等からの各種問い合わせに対する相談窓口の設置

5 環境保全等に関する対策

町及び県は、次に掲げる対策を実施し、油等流出事故による地域住民の健康被害の防止、及び軽減を図るとともに、環境の保全を図る。

- ① 必要に応じて環境調査を実施するとともに、環境汚染に関する情報を国等防災関係機関へ通報する。
- ② 異臭等の発生により、住民の生命・身体に有害な影響が予測される場合は、住民からの健康相談に対応する。
- ③ 海鳥、海生生物等に被害が発生した場合には、関係団体等の協力を得て、その保護に努める。

6 油回収作業実施者の健康対策

被災地における健康対策は、(社)勝浦市夷隅郡医師会等関係団体の協力を得て町が実施するが、必要に応じ県に対し協力・実施を要請する。

第4 その他

1 補償対策

(1) タンカーによる油流出事故の場合

船舶油濁損害賠償保障法に基づき、直接被害を受けた漁業者及び観光業者等は、被害に加え、損害を防止又は軽減するための措置に要した経費を、また、国、地方公共団体等が行った同様の措置に要した経費についても船舶所有者に損害賠償請求等ができる。

(2) タンカー以外の一般船舶からの油流出事故の場合

海防法第41条の2に基づき海上保安庁長官からの要請があった場合は、地方公共団体等が行った油防除に必要な措置に要した経費について、船舶所有者等に行政処分により請求する。

また、漁業者及び観光業者等は、直接を受けた被害の損害賠償請求等ができる。

2 事後の監視等の実施

防災関係機関は、油等の回収等応急対策による措置が終了した後においても、必要に応じ、環境への影響の把握に努めるものとする。

第5節 鉄道災害対策計画

第1 基本方針

1 計画方針

御宿町内の鉄道施設において、列車の衝突、脱線等により死傷者を伴う大規模な事故、又は火災及び危険物の流出を伴う大規模な事故が発生した場合に、迅速に負傷者を救助し被害の軽減を図るため、町等のとるべき予防対策及び応急対策について定める。

2 対象災害

対象とする被害は、東日本旅客鉄道株式会社千葉支社（御宿駅）における災害とする。

第2 予防計画

1 事業所による予防計画

鉄軌道事業者は、鉄道事業法等により充足すべき構造基準が定められており、車両や施設等に関連する旅客輸送の安全確保については、当該基準により整備、築造及び保全を行うものとする。

2 行政等による予防計画

- ① 町等の地方公共団体、国、公共機関及び鉄軌道事業者は、鉄道災害について情報収集・連絡が行える体制の整備を図る。
- ② 町等の地方公共団体及び国は、主要な交通施設の被災による広域的な経済活動、住民生活への支障や地域の孤立化の防止等のため、関連公共事業等の実施において努力する。
- ③ 町等の地方公共団体、国、道路管理者及び鉄軌道事業者は、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安設備の整備、交通規制の実施、統廃合の促進等、踏切道の改良に努める。

第3 応急・復旧対策計画

1 行政等による応急活動体制

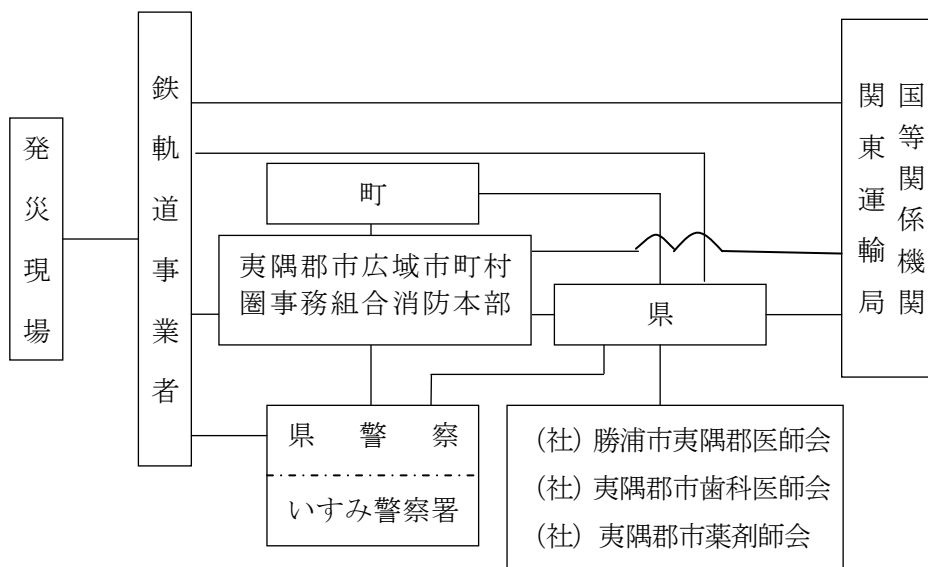
町及び県は、発災後速やかに、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

2 情報収集・伝達体制

発見者等からの通報があった場合、消防本部等は、被災現地に職員を派遣する等被災状況を把握し、関係機関に連絡する。

なお鉄道事故情報等の連絡体制は、次のとおりである。

(1) 鉄道事故情報等連絡系統



(2) 関係機関連絡先

関東運輸局担当課	防災無線電話	防災無線FAX	一般加入電話	一般加入FAX
総務部総務課	—	—	045-211-7269	045-212-2017

※ 鉄軌道事業者の大規模事故災害時の連絡先は関東運輸局鉄道部安全指導課
(一般加入電話：045-211-7240)

鉄軌道事業者	防災担当課	防災無線電話	防災無線FAX	一般加入電話	一般加入FAX
東日本旅客鉄道 (株) 千葉支社	運輸部指令	640	640	043-225-9857	043-225-4886
	御宿町	—	—	0470-68-2053	0470-68-2053

3 相互協力・派遣要請計画

- ① 鉄軌道事業者は、事故災害が発生した場合には、他の路線への振替輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努めるものとし、被災していない関係鉄軌道事業者においては、可能な限り、代替輸送について協力するよう努めるものとする。
- ② 町及び県等は、被害の規模に応じて、他の地方公共団体に応援を要請する。
- ③ 県は、自衛隊の派遣要請の必要性を鉄道事故の規模や収集した被害情報から判断し、必要があれば直ちに要請するものとする。

町においては、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県に対し自衛隊の派遣要請をするよう求める。

4 消防活動

- ① 鉄軌道事業者は、事故災害発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する各機関に協力を要請するものとする。
- ② 消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、火災発生の際には迅速に

消火活動を行う。

5 救助・救急計画

- ① 鉄軌道事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うとともに、必要に応じて救助・救急活動を実施機関に協力要請するものとする。
- ② 町は、必要に応じて、県、他市町村に応援を要請する。民間からは、救助・救急活動のための資器材等を協力等により確保し、効率的な救助・救急活動を行う。
- ③ 医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、相互に緊密な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるものとする。

6 交通規制

県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報により交通状況を迅速に把握し、緊急交通路の確保を図る等、的確な交通規制を図るものとする。

7 避難計画

- ① 町及び県警察等は、発災時には人命の安全を第一に、必要に応じて適切な避難誘導を行う。
- ② 避難誘導に当たっては、避難場所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。
- ③ 町は、必要に応じて避難所を開設する。

8 東日本旅客鉄道（株）千葉支社による応急・復旧対策

（1）応急・復旧対策

旅客車走行中に事故災害が発生した場合は、関係乗務員は、冷静に状況を判断し、「千葉支社運転事故応急復旧処理手続き」に定めるところにより、旅客への災害概況の周知及び乗車中の社員への協力要請、避難誘導及び災害情報の伝達等の適切な措置をとるものとする。

ア 災害対策本部の設置

災害の発生により輸送に著しい支障の生じる場合は、支社内に災害対策本部、災害現場に現地災害対策本部を設置し、対策要員を有機的に指揮して早期復旧を図るものとする。

イ 自衛消防隊

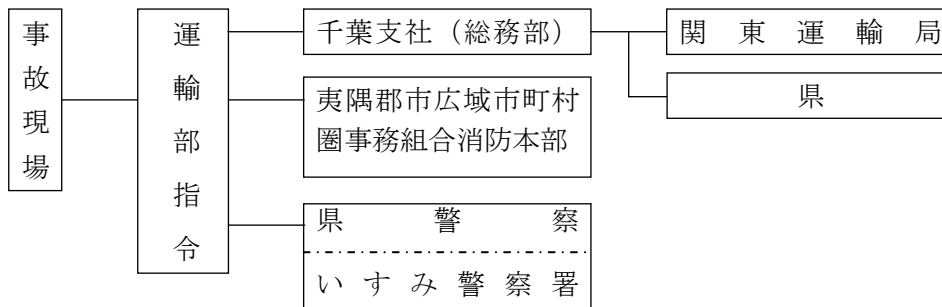
自衛消防隊は、公設消防隊の到着するまで、駅区長の指揮により消火器、乾燥土砂等により初期消火作業を行うものとする。

ウ 救護

千葉鉄道健診センター所長は、救護の処置を適切かつ迅速に実施するため、「千葉支社安全衛生管理取扱規程」の定めるところにより救護班を設置し、出動要請に備えておくこととする。

(2) 情報連絡体制

鉄道事故情報等の連絡は次のとおりとし、大規模な鉄道事故が発生した場合、速やかに関東運輸局、県、県警察及び各市町村の消防機関に連絡する。



第6節 道路災害対策計画

第1 基本方針

1 計画方針

多数の死傷者等が出る道路災害の発生を未然に防止し、災害が発生したとき、早期に初動体制を確立して被害の軽減を図るため、迅速かつ適切に活動するための計画とする。

2 対象災害

この計画の対象となる災害は次のとおりとする。

- ① トンネルの崩落
- ② 橋梁の落下
- ③ 斜面及び擁壁の崩落並びに落石等の道路構造物の被災
- ④ 危険物を積載する車両の事故等による危険物等の流出等

第2 予防計画

1 道路構造物の被災による多数の死傷者の発生に対処するための計画

道路構造物の被災を未然に防止するため、平常時において次の措置を講ずる。

(1) 危険箇所の把握・改修

道路管理者等は、災害の発生するおそれのある危険箇所を把握し、改修を行うものとする。

また、道路構造物の異常を早期に覚知するために、平常時においても道路構造物の点検を行うものとする。

各機関の実施する業務の詳細は次のとおりである。

実施項目	実施者	実施内容
危険箇所の把握	道路管理者	<p>管理する道路について、老朽施設、耐震対策を要する施設、豪雨・地震等の異常気象時における路肩の欠壊及び法面崩壊による危険箇所及び落石等危険箇所等道路災害に係る危険箇所を調査し、把握しておく。</p> <p>危険箇所はもとより全ての道路構造物を保全し、通行の安全を確保するため道路パトロールを常時実施するとともに、異常気象時には緊急パトロールを実施し監視体制の強化を図る。</p> <p>また、災害の発生するおそれのある道路区間を、異常気象時通行規制区間及び特殊通行規制区間として事前に設定し、交通関係者並びに地域住民に広報する。</p>

実施項目	実施者	実施内容
危険箇所の改修	道路管理者	異常気象時等に崩落等の危険性のある法面等、対策を要する箇所については、順次改修工事を実施する。
	県	町道の計画、建設及び改良にあたり、道路構造物の被災の防止に係る技術指導を行う。 土砂及び高潮災害による道路構造物の被災を防止するため、主要な道路施設が集中している地域の土砂災害対策等を重点的に実施する。
	町	土砂災害による道路施設の被災を防止するため、主要な道路施設が集中している地域の土砂災害対策等を実施する。

※ 道路管理者：千葉県、御宿町などをいい、機関によって実施内容のすべてを行うわけではない。

(2) 資機材の保有

道路管理者は、被災した施設の早期の復旧を図るため、平常時から応急復旧資機材を保有しておくものとする。

2 危険物等を積載する車両の事故等による危険物等の流出に対処するための計画

輸送事業者は、危険物等の流出による被害の拡大を防止するため、法令の定めるところにより、防除資機材を携帯するとともに、消防活動等による防除活動が適切に行われるよう、伝達すべき輸送危険物等の名称、及び事故の際講ずべき措置を記載した書面を携帯するものとする。

第3 応急対策計画

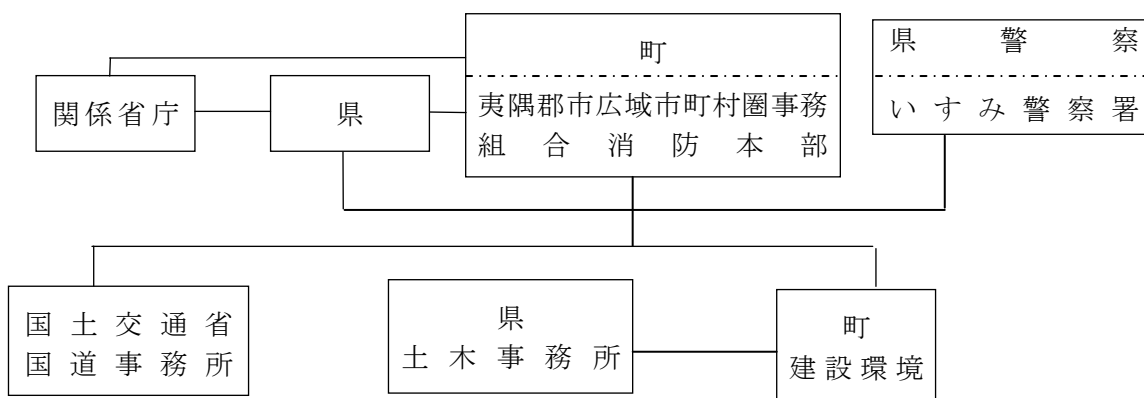
1 道路構造物の被災による多数の死傷者の発生に対処するための計画

(1) 情報の収集・伝達

ア 関係機関への情報連絡

道路管理者は、道路災害によって多数の死傷者が発生したときは、県警察、消防機関及び国土交通省へ通報するとともに、被害の拡大を防止し被害の軽減を図るため、広域的な応急対策を実施する県へ報告するものとする。

イ 情報連絡系統



(2) 応急活動

ア 活動体制

道路災害の発生に伴う人命の救助及び被害の拡大防止等に必要な下記の応急活動を速やかに実施するため、道路管理者は必要な体制を執るものとする。

また、町及び県は必要に応じ災害対策本部等の体制をとるものとする。

イ 応急活動

各機関の実施する業務の詳細は次のとおりである。

実施項目	実施者	実施内容
警戒活動	道路管理者及び 県警察	道路構造物の被災による人的な被害を未然に阻止するため道路災害の発生の恐れがあると認められるときは、道路の交通規制を行う。 また、通行規制を実施したときは、その旨を交通関係者並びに地域住民に広報する。

実施項目	実施者	実施内容
応急活動	道路管理者	<p>二次災害を防止し、救出救助活動が円滑に実施できるよう必要な災害地周辺道路の交通規制を行うとともに、崩落土砂等障害物の除去及び被災道路構造物の構造図の提示等救出救助活動へ協力する。</p> <p>また、障害物の除去、仮設道路の建設等の応急復旧を行い早期の道路交通の確保を行う。復旧に際しては被災原因を究明し再発防止策を策定するとともに、他の道路施設の点検を実施する。</p>
	県及び県警察	<p>町の行う救出救助活動では人命の救助及び被害の拡大防止が十分図れない恐れがあると認めるときは、災害救助法に基づく救助、負傷者の収容先医療機関の調整、崩落土砂等障害物除去に不足する資機材の調達等を行う。</p> <p>県警察は、二次災害を防止し、救出救助活動が円滑に実施できるよう必要な災害地周辺道路の交通規制を行うとともに道路管理者及び消防機関等と協力して被災者の救出救助活動を行う。</p>
	町及び消防本部	<p>消防活動による被災者の救出救助、医療機関への救急搬送を実施するほか、被害の拡大を防止するため必要な措置をとるものとする。</p> <p>災害の規模が大きく災害地の消防機関及び町では十分な応急対策が実施できないときは、周辺の消防機関及び他の市町村に応援を求めるものとする。また、県に対し災害救助法の適用要請及び自衛隊の災害派遣要請を依頼する。</p>

2 危険物等を積載する車両の事故等による危険物等の流出に対処するための計画

輸送事業者及び関係機関は、本計画により危険物等運搬車両の事故の予防及び応急対策を実施するものとする。

(1) 情報連絡

輸送事業者は、防除活動が適切に行われるよう、消防機関に対し、流出危険物等の名称及び事故の際、講ずべき措置を伝達するものとする。

(2) 流出危険物等の拡散防止及び除去

輸送事業者及び道路管理者等は、防除活動を実施するものとする。

(3) 交通規制

道路管理者及び県警察は被害の拡大を防止するため、道路の交通を規制するものとする。

(4) 避難

町及び県警察は、流出した危険物等の性質、量及び気象条件等を勘案し、被害拡大を防止するため、地域住民等に対し、避難勧告及び立入禁止区域の設定等の措置を講ずる。

(5) 広報

町及び関係機関は、地域住民等の民心の安定のため、流出危険物等に係る安心情報又は被害拡大を防止するための避難勧告等を踏まえた警戒情報を広報する。

※ 危険物等：消防法で規定する「危険物」、毒物及び劇物取締法で規定する「毒物」「劇物」「特定劇物」、高圧ガス保安法で規定する「高圧ガス」、火薬類取締法で規定する「火薬類」をいう。

第7節 放射性物質事故対策計画

第1 基本方針

千葉県には、「原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）」（以下「原災法」という。）に規定される原子力事業所の立地はないが、医療機関及び試験研究機関等の放射性同位元素等使用事業所のほか、核原料物質使用事業所や核燃料物質使用事業所が存在している。

また、本町は、防災指針（「原子力施設等の防災対策について（昭和55年6月30日原子力安全委員会決定）」）上、県外の原子力事業所の「防災対策を重点的に実施すべき地域の範囲（EPZ: Emergency Planning Zone）」及び「緊急防護措置を迅速に実施するための整備がなされていないなければならない区域（UPZ: Urgent Protective action planning Zone）」には入っていない。

さらに、核原料物質、核燃料物質又はこれらによって汚染された物質（以下「核燃料物質等」という。）あるいは放射性同位元素又はこれらによって汚染された物質（以下「放射性同位元素等」という。）の取扱や原子力艦寄港の状況を把握することも、国の所掌事項となっており、町及び県は、核燃料物質等又は放射線同位元素等（以下「放射性物質」という。）の規制に関して法的権限を有していない。

しかし、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質等により、水道水の摂取制限や農産物の出荷制限など、住民の生活、社会経済活動などに様々な影響が及んだところである。これらを受け、「御宿町地域防災計画（大規模事故編）」に、防災関係機関の予防対策、事故発生時の対策について定める。

なお、本計画を迅速かつ的確に推進するため、事故発生時等の具体的な対応などについては、県によって別途定める「放射性物質事故対応マニュアル（以下「マニュアル」という。）」によるものとし、放射性物質事故対策については、現在、国等において各種の対策を検討しているため、今後も国及び県の動向を踏まえ、本計画を改訂することとする。

※ 核原料物質：	原子力基本法（昭和30年12月19日法律第186号）第3条第3号に規定する核原料物質をいう。
※ 核燃料物質：	原子力基本法第3条第2号に規定する核燃料物質をいう。
※ 放射性同位元素：	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）第2条第2項に規定する放射性同位元素をいう。
※ 原子力事業所：	原災法第2条第4号の規定にされる工場又は事業所
※ 核燃料物質使用事業所：	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第52条の規定により使用の許可を受けている工場又は事業所をいう。
※ 核原料物質使用事業所：	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第57条の8の規定により使用の届出をしている工場又は事業所をいう。
※ 放射性同位元素等使用事業所：	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第3条第1項の規定により使用の許可を受けている工場又は事業所、同法第3条の2第1項の規定により使用の届出をしている工場又は事業所をいう。
※ 放射性物質取扱事業所：	原災法に規定される原子力事業所をはじめ、放射性物質を取り扱う事業所全般をいう。

<資料編12-1 千葉県内の核燃料物質使用事業所の現状>

<資料編12-2 千葉県内の核原料物質使用事業所の現状>

<資料編12-3 千葉県内の放射性同位元素等使用事業所の現状>

<資料編12-4 近隣地域の原子力施設等（原子力艦含む）の現状>

第2 放射性物質事故の想定

県内の放射性物質取扱事業所施設で取り扱っている核燃料物質の種類及び量から、これらの事業所において、大量の放射線が放出される事故の可能性はないことから、地震、津波、火災等の自然災害などに起因する事故を想定する。

また、核燃料物質の運搬に伴う事故については、陸上輸送中の車両接触事故等により格納容器が破損し、放射性物質が放出するなどを想定する。

さらに、茨城県等に立地している原災法に規定される原子力事業所については、地震、津波、火災、人為的ミス等の自然災害等による事故などを想定する。

原子力艦については、県外の原子力事業所の事故と同様に、地震、津波、火災、人為的ミス等の自然災害等による事故などを想定する。

第3 放射性物質事故予防対策

1 県内の放射性物質取扱事業所の把握

町及び県は、放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性物質取扱事業所の所在地及び取扱物質の種類等の把握に努める。

2 情報の収集・連絡体制の整備

町及び県は、国、関係市町村、警察、消防機関、放射性物質取扱事業者等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備する。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

3 通信手段の確保

町及び県は、放射性物質事故発生時における緊急情報連絡を確保するため、防災行政無線システム等の通信システムの整備・拡充及び相互接続による連携の確保を図る。

また、電気通信事業者は、町及び県等の防災関係機関の通信確保を優先的に行うものとする。

4 応急活動体制の整備

(1) 職員の活動体制

町及び県は、職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ災害対策本部又は応急対策本部を設置できるよう整備を行う。

(2) 防災関係機関の連携体制

町及び県は、応急活動の迅速かつ円滑な実施のため、関係機関との連携を強化しておくものとする。

また事故の状況によっては、消火活動等において放射線に関する専門的な知識を必

要とする場合もあるため、県は必要に応じて専門家の助言が得られるよう、国その他の関係機関との連携を図るとともに、近隣及び県内関係市町村による消防相互応援体制の整備に努める。

(3) 広域応援体制の整備

放射性物質事故が発生した場合は、応急対策、救急医療等の活動に際し、広域的な応援が必要となる場合があるため、町は、県及び他市町村との応援協定等により、広域応援体制の整備、充実を図る。

(4) 防護資機材等の整備

町、県、警察、消防機関及び核燃料物質使用事業者は、核燃料物質事故の応急対策に従事する者が必要とする防護服や防塵マスクなどの防護資機材、また、放射線測定器等の整備に努める。

また、核燃料物質による汚染の拡大防止と除染のための資機材及び体制の整備に努める。

5 放射線モニタリング体制の整備

県は平常時の空間放射線量率のデータを国と連携して収集し、緊急時における対策の基礎データとし、モニタリングポスト等の測定データについては、ホームページ等で情報を公開するものとする。

町は、県が実施する平常時における環境放射線モニタリング情報の収集に努める。

6 緊急時被ばく医療体制の整備

(1) 被ばく治療可能施設の事前把握

町及び県は、あらかじめ町、県、消防本部と医療機関及び医療機関相互の連絡体制を整備しておくものとする。

(2) 傷病者搬送体制の整備

町及び県は、放射性物質事故が発生し、被ばく者を早急に医療機関に搬送する必要がある場合や、町内の医療機関では対応しきれない被害が発生した場合等に備えて、広域応援体制の整備に努める。

(3) 緊急時被ばく医療資機材等の整備

町は県との連携のもと、放射性物質事故発生時における円滑な医療活動を実施するため、必要な医療資機材等の整備に努める。

(4) 航空による防災体制の確保

町は県との連携のもと、独立行政法人放射線医学総合研究所のヘリコプター離着陸場を活用し、防災体制の確保を行うとともに、既存のヘリコプター離着陸場適地を活用し、ヘリコプター離着陸場の確保を図る。

7 退避誘導体制の整備

町は、県内外の放射性物質事故発生時に、適切な退避誘導が図れるよう、平常時から地域住民及び自主防災組織の協力を得て退避誘導体制の整備に努める。

また、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦その他のいわゆる災害時要援護者及

び一時滞在者を適切に退避誘導し安否確認を行うため、平常時より、災害時要援護者に関する情報の把握・共有、退避誘導體制の整備に努める。

なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児等についても十分配慮する。

8 広報相談活動体制の整備

町は、放射性物質事故発生時に、住民が必要とするモニタリング結果などの情報を迅速かつ的確に広報するとともに、相談活動が行えるよう、平常時から広報相談活動体制を整備する。

なお、県においては、教育施設、社会福祉施設等への連絡体制を確立するとともに住民等からの問い合わせに係る窓口の設置や町、報道機関を通じ、住民等に迅速かつ円滑に情報が伝達できるよう、平常時から広報相談活動体制を整備するものとする。

9 防災教育・防災訓練の実施

(1) 防災関係者の教育

町及び県は、応急対策活動の円滑な実施を図るため、必要に応じて防災関係職員に対し、放射性物質事故に関する教育を実施する。

(2) 住民に対する知識の普及

町及び県は、放射性物質事故の特殊性を考慮し、住民に対して平常時から放射性物質事故に関する知識の普及を図る。

(3) 訓練の実施

町及び県は、専門家等を活用し、放射性物質事故を想定した訓練を実施する。

第4 放射性物質事故応急対策

1 情報の収集・連絡

(1) 町内における放射性物質の事業所外運搬中の事故に係る情報の収集・連絡

原災法に規定される原子力防災管理者は、町内における核燃料物質の運搬中の事故による特定事象（原災法第10条第1項の規定により通報すべき事象）発見後又は発見の通報を受けた場合は、直ちに町、県、警察、消防機関及び国の関係機関に通報するものとする。

県は火災・災害等即報要領や原災法に基づき、事故情報等を総務省消防庁に報告し、併せて、原災法第7条に規定する関係周辺市町村長にその旨を通報するものとする。

(2) 町外の原子力事業所及び原子力艦事故に係る情報の収集・連絡

原災法第15条の規定による原子力緊急事態宣言が内閣総理大臣から発出された場合、又は、「原子力艦の原子力災害対策マニュアル（平成16年8月25日中央防災会議主事会議申合せ）」に基づく原子力艦緊急事態が国から発表された場合、県は、国や事故の所在都道府県及び千葉県内の所在市町村などから情報収集を迅速に行うものとする。

町は、県が発表する情報の収集に努める。

(3) 未確認の放射性物質が発見された場合の連絡

未確認の放射性物質が発見された場合は、発見者は文部科学省に速やかに通報する

ものとする。

2 緊急時における放射線モニタリング等活動情報の収集

県は、必要に応じて、関係部局による放射線モニタリング等連絡会議を開催し、国や独立行政法人放射線医学総合研究所等の専門家の指導又は助言を得て、次の実施項目及びその他必要な対策について検討を行い、緊急時のモニタリング活動を行うなど、放射性物質による環境等への影響について把握するものとする。

町は、県が実施する緊急時のモニタリング活動等に協力する。

なお、緊急時における放射線モニタリング等の活動の実施項目は次のとおりである。

- ① 大気汚染調査（県環境生活部）
- ② 水質調査（県総合企画部、県健康福祉部、県環境生活部、県水道局）
- ③ 土壌調査（県環境生活部、県農林水産部）
- ④ 農林水産物への影響調査（県農林水産部）
- ⑤ 食物の流通状況調査（県健康福祉部、県農林水産部）
- ⑥ 市場流通食品等検査（県健康福祉部）
- ⑦ 肥料・土壌改良資材・培土及び飼料調査（県農林水産部）
- ⑧ 工業製品調査（県商工労働部）
- ⑨ 廃棄物調査（県総合企画部、県環境生活部、県土整備部、県水道局、県企業庁）

※ この他、施設等の管理者は、必要に応じて、大気汚染調査、水質調査及び土壌調査を実施するものとする。

3 放射性物質事故応急対策本部・災害対策本部の設置

町及び県は、必要に応じて放射性物質事故応急対策本部又は災害対策本部を設置する。

4 情報の分析・整理

県は、収集した情報を的確に分析・評価するため、必要に応じて専門家の派遣要請ができるよう、国及び関係機関との連携を図るものとする。

町は、県が実施する緊急時のモニタリング活動等の情報及び情報の分析、評価結果を収集し、放射性物質による環境等への影響について把握に努める。

5 避難等の防護対策

県は、緊急時におけるモニタリング等活動の結果などから、原子力安全委員会の提案している「屋内退避及び避難等に関する指標」に該当すると認められる場合は、国の指示等に基づき、町に対し連絡又は必要に応じて退避・避難を要請するものとする。

町長は、放射性物質の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するため、状況に応じて、住民に対して「屋内退避」、又は「避難」の措置を講ずる。

防災指針で示されている屋内退避及び避難等に関する指標

予測線量（単位：mSv）		防護対策の内容
外部被ばくによる実効線量	内部被ばくによる等価線量 ・放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量 ・ウランによる骨表面又は肺の等価線量 ・プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量	
10～50	100～500	住民は、自宅等の屋内へ退避すること。 その際、窓等を閉め気密性に配慮すること。 ただし、施設から直接放出される中性子線又はガンマ線の放出に対しては、指示があれば、コンクリート建家に退避するか、又は避難すること。
50以上	500以上	住民は、指示に従いコンクリート建家の屋内に退避するか、又は避難すること。

注1) 予測線量は、災害対策本部等において算定され、これに基づく周辺住民等の防護対策措置についての指示等が行われる。

- 2) 予測線量は、放射性物質又は放射線の放出期間中、屋外に居続け、なんらの措置も講じなければ受けると予測される線量である。
- 3) 外部被ばくによる実効線量、放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量、ウランによる骨表面又は肺の等価線量、プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量が同一レベルにないときは、これらのうちいずれか高いレベルに応じた防護対策をとるものとする。

6 緊急輸送

県は、放射性物質事故による被害発生時における円滑な応急活動を実施するため、関係機関と相互に連携の上、種々の緊急を要する輸送需要に迅速かつ適切に対応するとともに、必要に応じ、航空応援の要請を行うものとする。

町は、必要に応じ、県に支援を要請する。

7 緊急時被ばく医療対策

県は、必要に応じ、国、独立行政法人放射線医学総合研究所等の協力を得て緊急時被ばく医療対策を行うものとする。

町は、必要に応じ、県に支援を要請する。

8 広報相談活動

町は、放射性物質事故が発生した場合、地域住民が必要とするモニタリング結果などの情報を迅速かつ的確に広報するとともに、相談活動に努める。

なお、県においては、モニタリング結果などの情報をテレビ、ラジオ、防災行政無線、

広報車、千葉県ホームページ（連動する各種インターネットサービスを含む）、千葉県ポータルサイト等により迅速かつ確実に広報するとともに、住民等（外国人を含む）からの問い合わせ、相談、要望、苦情等に対応するため、必要に応じ、住民等からの問い合わせに係る窓口を設置し、広報相談活動を行うものとする。

9 飲料水及び飲食物の摂取制限等

町及び県等は、住民の内部被ばくに対処するため、国の指示、指導又は助言に基づき、放射性物質により汚染され又は汚染のおそれのある飲料水及び飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限、また、法令に基づき、食品の廃棄・回収等の必要な措置を行う。

食品衛生法に基づく放射性セシウムの基準

対象	放射性セシウム（セシウム 134 及びセシウム 137）
飲料水	10ベクレル/キログラム
牛乳	50ベクレル/キログラム
乳児用食品	50ベクレル/キログラム
一般食品	100ベクレル/キログラム

10 広域避難者の受入れ

県は、市町村や都道府県の区域を越える被災者の広域避難に関する支援要請又は受入れに係る手続を円滑に行うものとする。

(1) 広域避難の調整手続等

ア 県内市町村間における広域避難者の受入れ等

町は、町の区域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合には、当該広域避難を要する被災者の受入れについて、他の市町村長に協議するものとし、協議を受けた市町村は同時被災など受入れを行うことが困難な場合を除き、当該被災者を受入れるものとする。

この場合、県は、町からの要請に基づき、受入れ先市町村の選定や紹介などの調整を行うものとする。

イ 都道府県域を越える広域避難者の受入れ等

県域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合には、県は町からの要請に応じ、他の都道府県に対して受入れを要請するなどの協議を行い、町を支援するものとする。

なお、他の被災都道府県から千葉県に対して広域避難者の受入れの協議等があった場合、県は県内市町村と調整を行い、受入れ先を決定するとともに、広域避難者の受入れを行う市町村を支援するものとする。

(2) 広域避難者への支援

県は、東日本大震災での県外避難者の受入れの経験等をもとに、支援を行うものとする。

ア 全国避難者情報システム

東日本大震災等により、多くの住民の方々が全国各地に避難されており、住所地（避難前住所他）の市町村や県では、避難された方々の所在地等の情報把握が重要となっている。

県では、「全国避難者情報システム」を活用し、避難者から、避難先の市町村へ避難先等に関する情報を任意に提供してもらい、その情報を避難前の県や市町村へ提供することで、避難者への支援を円滑かつ効果的に行うものとしている。

イ 住宅等の滞在施設の提供

受入れ先市町村における公共施設等の受入体制を補完するため、町及び県は、広域避難者に対し、公営住宅や民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努める。

第5 放射性物質復旧対策

1 汚染された土壌等の除去等の措置

町及び県は、国の指示、法令等に基づき、所管する施設の土壌等の除染等の措置を行う。

放射性物質取扱事業所の事業者等は、町、県、国及び防災関係機関と連携し、周辺環境における除染等の措置を行うものとする。

2 各種制限措置等の解除

町及び県等は、国の指示、指導又は助言に基づき、飲料水及び飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限等の各種制限措置等を解除する。

3 被災住民の健康管理

町及び県は、被災者の状況を把握するとともに、健康状態に応じた相談や心のケアを実施する。

4 風評被害対策

町は、県及び国等と連携のもと、各種モニタリング結果や放射能に関する正しい知識を、広く正確にわかりやすく広報することにより風評被害の発生を抑制する。

5 廃棄物等の適正な処理

町は、県及び国等との連携のもと、放射性物質に汚染された汚泥や焼却灰等の廃棄物や土壌等が適正に処理されるよう、必要な措置を講ずる。